

高等女学校における良妻賢母教育の成立と展開

—教育理念・修身教科書・学校生活の総合的研究—

早稲田大学大学院教育学研究科
博士後期課程 教育基礎学専攻

姜 華

目 次

図・表一覧

序 章

- 一 本研究の課題と分析の枠組
- 二 先行研究の検討
- 三 構成と概要

第1章 良妻賢母理念の形成と女子中等教育制度

第1節 良妻賢母理念の形成過程	17
1. 明治初期の賢母思想	17
2. 良妻賢母論の誕生	18
(1) 中村正直と良妻賢母思想	
(2) 儒教主義的良妻賢母	
(3) 森有礼の良妻賢母教育論	
3. 国家による女子中等教育理念の確立	22
(1) 家族制度の確立と良妻賢母理念の公認	
第2節 女子中等教育制度の確立	25
1. 高等女学校令の制定とその制度	25
(1) 高等女学校規程の制定	
(2) 高等女学校令の制定	
(3) 高等女学校の教育目的と学科課程	
(4) 高等女学校の教育対象	
2. 実科高等女学校の制度化	33
第3節 明治後期の教育家の女子教育論	36
1. 三輪田真佐子の女子教育論	37
2. 下田次郎の『女子教育』	40
3. 谷本富の『女子教育』	42

第2章 明治後期の高等女学校修身教科書に見る良妻賢母的素養

第1節 高等女学校の教育課程の構造	50
1. 高等女学校と中学校の教育内容の相違	50
2. 高等女学校の教育内容の特徴	53
(1) 1903年の高等女学校教授要目に見る修身科教育	
(2) 1911年までの修身教科書	
3. 教授上の修身科の位置	57
(1) 修身科の授業担当者	
(2) 修身科の目的・意義及びその教授様式	
第2節 修身教科書に見る良妻賢母的素養	60
1. 1902年の文部省編纂『高等女学校用修身教科書』	60
(1) 教科書の目次	
(2) 教科書の内容分析	
2. 1907年の井上哲次郎編『訂正女子修身教科書』	73
(1) 教科書の目次	
(2) 教科書の内容分析	

第3章 明治後期の学校生活に見る良妻賢母教育

第1節 校長・知事などの訓辞に見る女子中等教育方針	91
1. 校長訓話に見る女子中等教育の方針	92
2. 県知事などの式辞に見る女子中等教育の方針	99
第2節 校訓及び生徒心得における良妻賢母理念	103
1. 校訓などにおける良妻賢母理念	103
2. 生徒心得における良妻賢母理念	105
第3節 寄宿舎生活などに見る良妻賢母教育の実態	110
1. 寄宿舎の諸規則に見る教育的機能	111
2. 寄宿舎生活で行われた教育の実際	117
第4節 高等女学校教育に対する女子生徒の受容	120

第4章 「婦人問題」の登場と良妻賢母理念の変容

第1節 大正前期における女子中等教育の状況と政策	127
1. 高等女学校の量的拡大	127
2. 臨時教育会議における女子教育論	128
(1) 臨時教育会議の概要	
(2) 女子教育の改善をめぐる審議経過	
第2節 大正デモクラシー期における新たな女子教育理念の模索	138
1. 「婦人問題」の顕在化・運動化	138
(1) 理念の変容を求める時代背景	
(2) 「婦人問題」の登場	
2. 女性観の変化と新たな女子中等教育理念の模索	142
(1) 良妻賢母への批判	
(2) 人格主義教育の提唱	
(3) 女性の職業問題	
第3節 高等女学校の制度的改革要求	149
1. 全国高等女学校長会議を中心とした制度的改革論	149
(1) 全国高等女学校長会議の概観	
(2) 全国高等女学校長会議における改革論議の全体像	
2. 制度改革を中心とした議論	155
(1) 制度に関する事項	
(2) 教育内容に関する事項	
(3) 女子高等教育に関する事項	
(4) その他の事項	
3. 全国聯合女子教育大会における女子教育改革論議	159
4. 文部省による女子中等教育改革	161

第5章 大正・昭和初期の修身教科書に見る女性像の変容

第1節 修身科の法規上の改正	169
1. 1920年の高等女学校令施行規則改正による修身科教授時数の変化	169
2. 1911年の「高等女学校及実科高等女学校教授要目」に見る修身科教育	171
3. 修身科の時間配当及びその特徴	172

第2節	沢柳政太郎編『改訂修身教科書』(1924年)に見る良妻賢母的素養	175
1.	教科書の選定理由とその概要	175
2.	教科書の目次	175
3.	教科書に見る良妻賢母的素養とその特徴	177
	(1) 個人道德に関する教材	
	(2) 家族道德に関する教材	
	(3) 社会道德に関する教材	
	(4) 国家道德に関する教材	
第3節	下田次郎編『女子新修身書』改訂版(1925年)に見る良妻賢母的素養	182
1.	教科書の選定理由とその概要	182
2.	教科書の目次	184
3.	教科書に見る良妻賢母的素養とその特徴	185
	(1) 下田次郎編『女子新修身書教授備考 改訂版』の内容	
	(2) 下田次郎編『女子新修身書』改訂版(1925年)に見る良妻賢母的素養	
第4節	井上哲次郎編『井上女子修身教科書』(1925年)に見る良妻賢母的素養	191
1.	教科書の選定理由とその概要	191
2.	教科書の目次	192
3.	教科書に見る良妻賢母的素養とその特徴	193
	(1) 井上哲次郎編『井上女子修身教科書備考』の内容	
	(2) 井上哲次郎編『井上女子修身教科書』に見る良妻賢母的素養	
第5節	教育内容への改革要求	202
1.	大正後期における3つの修身教科書の特徴	202
2.	『婦人公論』の掲載記事に見る高等女学校の教育内容への批判	204

第6章 大正・昭和初期の学校生活における女子中等教育

第1節	校長訓話・知事訓辞などに見る女子中等教育方針	211
1.	校長の訓話・知事の式辞などに見る女子中等教育方針	211
	(1) 訓辞や式辞の意義と訓辞の場	
	(2) 校長訓話に見る女子中等教育の方針	
	(3) 県知事らの訓辞に見る女子中等教育の方針	

2. 校訓・生徒心得などにおける女子中等教育理念	223
(1)校訓などにおける女子中等教育理念	
(2)生徒心得における女子中等教育理念	
第2節 学校生活における女子中等教育の実態	233
1. 寄宿舎生活における女子中等教育の実態	233
2. 女子体育の振興	238
3. 制服の洋服化に見る高等女学校教育の変化	241
第3節 高等女学校教育に対する女子生徒の受け止め方	244
1. 学校生活の様子	244
2. 教育方針への反応	246
3. 教育内容への批判	249

終章

図・表一覧

第1章

表1-1	高等女学校学科課程基準（1899年）	31
表1-2	高等女学校生徒の出身階層（1901年の卒業生）	32
表1-3	実科高等女学校（4年制）学科目別週間教授時数	35

第2章

表2-1	中学校・高等女学校の学科及び授業時数の対比	50
表2-2	大阪府立清水谷高等女学校における各学科の毎週教授時数（1903年度）	52
表2-3	埼玉県立川越高等女学校における各学科の毎週教授時数（1912年）	52
表2-4	高等女学校教授要目（1903年3月9日 文部省訓令第2号）	54
表2-5	大阪府立和泉高等女学校の本科3年菊組時間割（1910年度）	59
表2-6	文部省編纂『高等女学校用修身教科書』（1902～1903年）の目次一覧	61
表2-7	井上哲次郎編『訂正女子修身教科書』（1907年）巻一の目次一覧	74
表2-8	井上哲次郎編『訂正女子修身教科書』（1907年）巻二の目次一覧	75
表2-9	井上哲次郎編『訂正女子修身教科書』（1907年）巻三の目次一覧	75
表2-10	井上哲次郎編『訂正女子修身教科書』（1907年）巻四の目次一覧	76
表2-11	井上哲次郎編『訂正女子修身教科書』（1907年）巻五の目次一覧	77

第3章

表3-1	東京府立第一高等女学校「儀式規定」（1907年）	92
表3-2	青森県立第一高等女学校開校式の式次第（1901年）	93
表3-3	私立宮城女学校の第十三回卒業式執行順序（1905年）	94
表3-4	新潟県立長岡高等女学校の創立記念式典の式次第（1907年）	95
表3-5	青森県立第一高等女学校「校訓」（1900年）	104
表3-6	新潟県立長岡高等女学校の校訓（1906年）	104
表3-7	静岡県立高等女学校の献立表・日課（明治後期）	118

第4章

表4-1	高等女学校・実科高等女学校及び中学校の学校数・生徒数の変化	127
表4-2	大正後期から昭和初期までの高等女学校卒業生の進路状況	128
表4-3	全国高等女学校長会議開催状況及び主要議題一覧表	150

第5章

表5-1	1920年の「高等女学校令施行規則中改正」による毎週授業時数の変化	170
表5-2	1911（明治44）年の高等女学校及び実科高等女学校修身教授要目	171
表5-3	三重県立高等女学校の本科学科課程表及び其の毎週教授時数（1923年）	173
表5-4	高等女学校本科教育課程における修身科目内容の一例	174
表5-5	沢柳政太郎編『改訂修身教科書』（1924年）の目次一覧	176
表5-6	下田次郎編『女子新修身書』（1925年）の目次一覧	184
表5-7	井上哲次郎編『女子修身教科書』改訂版（1925年）の目次一覧	192

第6章

表6-1	卒業証書授与式式辞次第の一例（1915年）	212
表6-2	熊本八代郡立高等女学校の1917年及び1920年の校訓	223
表6-3	渋川高等女学校寄宿舎生活の日程表の一例（1927年頃）	236
表6-4	札幌市立高等女学校寄宿舎の年間行事一覧	236
表6-5	札幌市立高等女学校の月・一日行事の一例	237
表6-6	岡山私立順正高等女学校の運動会プログラム（1917年）	239

終章

終章-1	明治期修身教科書に見る良妻賢母的素養	275
------	--------------------	-----

序 章

- 一 本研究の課題と分析の枠組み
- 二 先行研究の検討
- 三 構成と概要

一 本研究の課題と分析の枠組み

本研究では、高等女学校制度が確立した1900（明治33）年前後から女性像の変容が見られた大正デモクラシー期までを主要な対象として、教育理念としての良妻賢母の構造的分析、修身教科書の内容分析、教科外教育の実態を分析するとともに、これらを総合的に考察することにより、女子中等教育の実態的側面を明らかにしようとするものである。特に、理念としての良妻賢母が教科課程や教科外課程にどのように反映されたのかといった視点から、良妻賢母教育の実態的側面を考察し、その特質を究明することに重点を置く。さらには、婦人問題が顕在化した大正デモクラシー期の時代潮流の中で、明治後期に確立した良妻賢母教育にどのような変化が求められたのかについても究明する。

周知のように、主に女子中等教育の教育理念としての良妻賢母は、いわゆる『女大学』に代表されるような近世の女訓書が理想的女性像として掲げた良き妻や嫁、特に夫や舅姑に対する従順という徳目を継承しつつ¹、明治初年以降の日本の近代化過程において形成された女性像であり、1899（明治32）年制定の「高等女学校令」により国家公認の教育理念として位置づけられた。その理念は大正デモクラシー期、戦時期にそれぞれ一定の変容を見せるが、戦前における国家公認の理想の女性像として機能し、家族制度の下で女性の生き方を強く規制してきた。

また、理念としての良妻賢母は、女子中等教育機関である高等女学校で教科教育の教材としての教科書に投影され、さらには校長訓話・知事の式辞、校訓・生徒心得、寮生活などの教科外教育としての学校生活の中でその理念が貫かれてきた。一般に教育理念ないし教育目的は、教科課程における教材として具体化され、また教科外課程における活動にも投影される。このような意味で、教育理念、教科課程、教科外課程を総合的に捉えることは、高等女学校の教育の実態な特質を明らかにする上でも有効と考えられる。

明治後期に確立した女子中等教育制度は、家族制度下の女性の在り方と密接に関連して形成され、理念面では女性の身体的特性を基盤として、他家に嫁し、子を産み育てることを女性の本分として位置つけるものであり、また教育の実態としては、このような理念を実現するための特性教育として存在した。このため、戦前の女性の教育は、小学校段階はほぼ男女同一であったが、①中等教育段階では男性の中学校とは異なる形で、高等女学校として存在し、②教育内容も男性のそれとは異なり、さらには一段と低い水準のものが設定され、③高等教育、特に大学教育は女性には不必要とされ、制度的に未確立の状態にあ

る、という特徴をもっていた。また、小学校低学年を除いて、男女別学が制度原則とされていた点も戦前の教育制度の大きな特徴であった。以上のように、戦前の女性の教育は、特性教育の意味と重なり合った「女子教育」²として存在し、高等女学校制度の確立により男女分離の教育体制が強化されたと見ることができる。また今日の視点から見ると差別的状態にあったと言わなければならない。戦後教育改革期の1949（昭和24）年に文部省が発行した『新教育指針』において、同省は家族制度下の女性の教育の問題点と改革の方向性を次のように記している³。

日本の家族制度は封建制度の古い残り、家をもって生活の単位とし、個人は家に属し家のために拘束せらる。いひかへれば個人の職業・財産・地位・名誉等は、家がにぎつてゐる。そして家長たる男子が家を代表し、女子は他の家族とともにこの家に属する。女子は、家によつて養はれる代りに、家をながく続かせ栄えさせることをもつて、その使命としてゐる。そこで女子教育のめあても、おのづから、良妻となつて家の生活をとのへ、賢母となつてりつぱな子供を生み育てることにおかれるのである。

（中略＝引用者）しかしこれのみが女子教育のめあてであつてはならない。女子は、妻であり母である前に人である。だから、さきにしばしばのべたやうな、人間性の自由な発展が、女子についても重んぜられねばならない。しかるにこれまでは、良妻とはいひながら、男子から見て都合のよいのを良しとし、教育の結果女子が人として正しい判断をもつやうになることは、よろこばれない傾向がたしかにあつた。

このような認識の下で、女性への差別的教育は戦後の教育改革期に全面的に改められることとなり、その最初の動向として注目されるのが、1945（昭和20）年12月に閣議諒解された「女子教育刷新要綱」であった。刷新要綱⁴では、男女の教育機会の均等、教育内容の平準化、男女の相互尊重の促進を目的として刷新を図るとし、女子中等教育については高等女学校の教科（教科の構成・教授時数・教科書）を中学校と同程度とする方針が示された。そして、日本国憲法（1946年11月制定）では、第14条で「性別」による差別は認められないこと、第26条第1項では男女が「ひとしく教育を受ける権利を有する」など、性別を問わず教育を受ける権利を有すること、が定められた。これを受け教育基本法（1947年3月制定）の第3条では男女平等に教育機会が保障され、また第5条では男女共学が認められた。これらにより、上述した戦前の女性の教育に対する差別は撤廃され、制度面では機会均等化が実現し、学校段階での特性教育は否定され、教育内容・水準面でも男女の別は無くなった。また、大学教育の面でも男女の機会が平等となり、大学が共学化するとともに、女子大学の設立も認められた。

本研究では戦前の女性に対する特性的な教育の象徴としての高等女学校教育に着目し、

その理念、教科課程、教科外課程の3点を総合的に捉え、明治後期から大正デモクラシー期における時期の女子中等教育の特質の一端を究明しようとするものである。

はじめに、本研究のテーマの全体的構造と検討課題を明確にする意味から、明治初期から高等女学校が制度的に確立した1900(明治33)年前後、さらには大正デモクラシー期における女子中等教育歴史について、その理念と制度的を中心に概観しておきたい。

日本で「良妻賢母」という言葉が用いられ始めたのは明治以降のことであり、中村正直が1875(明治8)年の『明六雑誌』上で文明開化のシンボルとして用いたのが最初とされている⁵。明治啓蒙期において中村正直は、女性には単に子どもを産むという性別役割を超えて、子どもを愛し、育て、しつけるという社会的役割を与えるべきであり、健康な次代を育成する賢母教育を日本社会の近代化の観点から提唱した。1880年代末には、その思想を引き継いだ森有礼が近代国家体制確立の見地から女性を国家の一員とする良妻賢母教育を唱え、さらに1890年代末には国家的観点から儒教的な女徳が強調された良妻賢母教育が主張されるようになった。つまり、明治啓蒙期には、西欧の影響を受け近代的、開明的な賢母教育観から、1880年代末には女性を近代国家に位置づける国家主義的良妻賢母観に移り、日清戦争を経た1890年代末には「国家主義的」「家父長的」「儒教的」な良妻賢母観へと変化してきたのであった。おおよそこのように変遷し、確立されてきた女子教育理念は、1899(明治32)年の高等女学校制度の確立とともに、国家公認の理念として位置づけられることになった。

上述したように、良妻賢母は、戦前期を通じてほぼ一貫して女子中等教育の理念として存在し続けた。大正デモクラシー期、第二次世界大戦の時期に若干の変化が見られるが、この理念は戦前における国家公認の理想の女性像として機能し、女性の生き方を強く規制してきた。

続いて高等女学校制度について概観すると、良妻賢母教育を具体化する女子中等教育機関としての高等女学校が1899(明治32)年に制度化された。高等女学校の制度及びそこにおける教育は、本論でも詳細に検討するように、教育目的は「女子ニ須要ナル高等普通教育ヲ為ス」ものであり、教科課程は良妻賢母を育成するため、学科目の構成面や水準の面で男性の中学校とは明確に異なるものであった。

次に、本研究が対象とする時期及び時期設定の理由について述べる。時期としては、明治半ば以降の高等女学校制度の確立する時期から大正デモクラシー期までを対象にし、これら二つの時期を区分して考察する。明治半ば以降は、1898(明治31)年の「民法」親族・相続編の公布によって「家父的」な家族制度が確立するとともに、その思想の下に高等女学校制度が確立し、その理念が良妻賢母として確立した時期であり、本研究では良妻賢母教育の開始の時期に着目する。第2の時期としての大正デモクラシー期は、民主的で自由な傾向が潮流となった時期であり、女性に関してはいわゆる婦人問題が社会の注目を集め、女性の諸権利の承認、地位の向上、母性の保護などが論議され、従来の女性観に変容もたらされた。また、都市部では新中間層が形成され、従来の3世代が同居する家族以外に

夫婦を中心とした家庭が現れた時期であった。さらには、第一次世界大戦の影響を受け、女性の能力の向上を国家的観点から求める論も主張された。また、女子中等教育の量的拡大が進むとともに、高等教育への進学者も増加した。こうした時期において、1900（明治33）年前後に確立した女子中等教育理念としての家族主義的な良妻賢母にも批判の声が出され、また制度面でも改革が求められたのであり、本研究ではこうした時期の変化に着目する。なお、大正デモクラシー期の始期と終期については諸説あるが、本研究では明治末年から1930（昭和5）年頃までと設定する。

対象の時期としては、1930年代から1945（昭和20）年までのいわゆる戦時期における高等女学校教育の軍国主義化の時期も、設定可能ではある。しかし、社会背景も大きく異なり、これ自体が1つの研究テーマであり、筆者としては機会を改めてこの時期を研究することにしたい。

本研究の主要な視点として、以下の2点を設定する。

第1に、①良妻賢母理念の構造的分析、②教科教育としての教科書（修身教科書）の分析、③教科外教育などの学校生活における教育の実態の検討などを行い、これらを総合的に捉える。

第2に、良妻賢母理念の確立期と大正デモクラシー期の理念の変容を考察するとともに、その変容が修身教科書や校長訓話・校訓などの教科外の教育へどのように影響したのかを明らかにする。

第1の視点を設定した理由は、従来の良妻賢母教育に関する研究の多くは理念の成立過程の考察にとどまり、教育内容や学校生活も含めた良妻賢母教育を総合的に捉え、その全体を構造的に明らかにする研究は、未開拓となっているためである。すなわち、その理念が教科書、特に修身教科書にどのように投影され、学校生活の実態がどうであったのかを含めて一体的に考察しなければ、真に良妻賢母教育の本質を究明したことにはならないと考える。なお、高等女学校の教科の中から特に修身科を選択する理由は、後にも述べるが、高等女学校の教科で最も重視され、良妻賢母的素養を育てることに重点を置いた教科であるためである。

このような視点から本研究では、良妻賢母教育についての理念の構造的分析、教育内容の分析、そして学校生活における教育の実態を分析し、全体的に考察し、良妻賢母教育の歴史的意義と特質を総合的に究明する。具体的には、理念としての良妻賢母が実際にはどのような教育を通じて具体化されたのかについて、高等女学校の修身教科書に描かれた素養や女性像の分析を行う。さらには、理念としての良妻賢母が校長訓話・校訓、生徒心得、寄宿舎生活などの教科外の学校生活全体でどのように行われたのかに着目する。

第2の視点を設定した理由は、従来の良妻賢母研究が明治後期に集中する傾向が見られるためであり、本研究では良妻賢母教育の確立期だけではなく、大正デモクラシー期における女性像などの変容に注目する。このように、本研究では、考察時期を良妻賢母の確立期である明治後期から、女性参政権問題や女性の職業への進出などの婦人問題が登場した

大正デモクラシー期までを対象とし、その時代的変遷に着目する。より具体的に示すと、第一次世界大戦後の大正デモクラシーの高揚期には自由主義的な思潮が広がり、さらには女性の新しい生き方を模索し、その社会的地位や権利の承認を求める婦人問題も大きな社会的関心を集めていた。そして実際にも女性の職業的・社会的進出が拡大していた。このような、女性をめぐる新たな変化が女子教育界にも大きな影響を及ぼしたのである。本研究は、このような婦人問題の登場に伴い女子教育界において具体的にどのような変化があったのかに着目し、明治後期から大正デモクラシー期に至る時代的変遷に焦点をあてる。

本研究は、以上述べたような女子中等教育の明治期における確立期と大正デモクラシー期における変容に着目し、理念、教育内容、教科外教育の3者を分析し、さらにはそれらを総合的に捉えて、良妻賢母教育の本質を総合的に究明することを課題としている。

本研究の特色及び意義としては、以下の4点をあげることができる。

第1に、先行研究のほとんどが研究対象としていない、高等女学校の教科外教育（校長訓話・県知事の式辞；校訓・生徒心得、寄宿舎生活など）における良妻賢母教育の実態を明らかにする点である。例えば、札幌高等女学校の一校長は生徒に女性の理想像を「中流社会の一家の主婦となり、良妻賢母たるべき重き任務を尽すべき」⁶と生徒に訓示し、また新潟県立長岡高等女学校の寄宿舎の舎訓では「常に女徳を修養」⁷することを求めている。本研究の特色は、このような教科外教育における良妻賢母教育の実態を実証的に明らかにすることにある。

第2に、高等女学校の修身教科書の分析を通じて、女子教育理念が教科書の中にどのように反映されていたのかを明らかにする。上で簡単に記したように、高等女学校の教科から修身を取り上げる理由は、修身が筆頭教科であっただけでなく、1911（明治44）年の高等女学校及び実科高等女学校教授要目で「本邦古来ノ女子ノ美風ニ鑑ミテ適切ナル教授ヲ為シ婦徳ヲ養成センコトヲカメ殊ニ『家』ニ就キテハ意ヲ用ヒテ教授センコトヲ要ス」、かつ実践的な「諸徳ノ涵養ヲカメンコトヲ要ス」⁸と示されたように、修身は高等女学校の諸科目の中で女性の徳性を育てる上で最も重要視されていた科目と考えられるからである。また、修身教科書は文部省の検定を受けたものでなければならず、修身教科書を分析することによって文部省公認の良妻賢母像を明らかにすることができるとも言えよう。

修身教科書の分析は第2章と第5章で行うが、あらかじめその記述の一端を確認すると、例えば1902（明治35）年の文部省編纂『高等女学校用修身教科書』（「夫を補助すべきこと」巻三の第6課）⁹では、「婦人は夫に対して忠実なるのみならず、又夫を補助して其事業を完うせしむるやうに務めざるべからず」と妻の役割を記しており、また1925（大正14）年の井上哲次郎編『井上女子修身教科書』（「良妻賢母」巻四の第9課）¹⁰では「人の妻となり、夫を助けて一家を治め、又其の子女の教養に任じて以て人格の発展を期」すべきであり、これが「所謂良妻賢母」であるとしている。

本研究の特色は、女子教育理念が教科書、特に修身教科書の中に、どのように投影されたのかを分析することにある。

第3の特色としては、良妻賢母思想の確立期である明治後期から、女性参政権問題や女性の職業への進出などの婦人問題が登場した大正デモクラシー期までを対象とし、その時代的変遷に着目する点をあげることができる。第一次世界大戦の影響や婦人問題の登場による様々な社会背景の下で、女性観に一定の変容が見られたが、これらの影響を受けて良妻賢母理念の変革が求められ、また教育内容や高等女学校制度にも改革が求められた。これらの変化について、高等女学校長などの意見を中心に検討する。

さらにこの時期には、高等女学校の修業年限延長、女子中学校への名称変更、教育内容の変更、さらには女性の高等教育制度の確立を含む、高等女学校の制度的改革が求められたが、この点についての高等女学校長らの要望なども明らかにする。全体として、この時期における良妻賢母教育の内容的特質とその変容の一側面を究明する点を特色としている。

第4の特色は、女子中等教育の理念である良妻賢母の分析、教科書の分析、教科外教育の学校生活の実態、の3者を総合的に捉え、高等女学校の教育をできるだけ実態的に究明する点である。

以上の研究を進めるため、各都道府県の元高等女学校や県立図書館に所蔵されている高等女学校関係資料の全国的調査を行い、実証的に研究課題を明らかにしたいと考える。

改めて本研究の研究課題をまとめる形で示すと、以下のようになる。

- ① 明治後期から昭和初年までの時期を対象として、女子中等教育理念としての良妻賢母理念とその構造、修身教科書に描かれた良妻賢母的素養、校長訓話や生徒心得など教科外教育の実態を中心に分析し、
- ② さらに、これらの3者を総合的に捉えるとともに、時期的な変化や連続性に着目し、
- ③ 高等女学校で行われた良妻賢母教育の実態の一側面やその特徴を究明するものである。

この他、良妻賢母教育を受けた生徒の受容についても、できるだけ明らかにしたい。また、女性像の変容をもたらした時代背景についても探ることとする。

次に、以上の研究課題を明らかにするための分析の枠組みについて述べる。

(1) 良妻賢母理念について、その成立・展開・変容といった時代的変遷及び時期ごとの特質を明らかにする。ことに、1900（明治33）年前後の理念の成立と大正デモクラシー期における女性像の変容に伴う理念の変容を対比的に捉える。また、良妻賢母の理論的構造、要素を分析する。

すなわち、明治初期の賢母論から森有礼の良妻賢母論などを分析し、その成立過程を明らかにする。さらには、1890年代後半以降の女子中等教育制度確立期における文部省による良妻賢母理念の公認化とその内容を考察する。また、良妻賢母理念確立後の1900年代以降の教育家による多様な女子教育論を分析する。良妻賢母の理念が成立した社会的背景の検討も含め、以上の考察を踏まえ、良妻賢母の理論的構造を明らかにする。

ついで、大正デモクラシー期の良妻賢母をめぐる論議に着目し、婦人問題が顕在化した時期において、良妻賢母理念に対する批判や修正を求める意見を考察する。その際、社会

的背景や婦人問題との関係に注目し、類型化して考察する。また、従来の良妻賢母理念が堅持された点についても確認する。

以上のように、理念については、①良妻賢母の理念が成立した社会的背景、②理念の構造、③大正デモクラシー期の女性像の変容を受けた後の議論、の3点の分析に重点を置く。

なお、理念としての良妻賢母については、後述するように、先行研究の蓄積が豊富であり、本研究では、教育内容や教科外教育と関連づけて考察することから、良妻賢母理念において女性がどのような素養を身につけるべきと説かれていたかに重点を置く。

良妻賢母をめぐる時期的変化については、特に、女性観の変化とその時代的背景の下で、女子教育の改善をめぐる全国高等女学校長会議での改革動向に着目する。高等女学校長会議は、1914（大正3）年から1930（昭和5）年まで開催されているが、特に大正デモクラシーの時期においては、高等女学校の教育理念や学校制度に対する改善要求を活発に行っていた。これらの会議で校長らは、従来の良妻賢母理念をどのように捉え、また女性の職業問題、社会的地位などの婦人問題にどのような姿勢をとったのであろうか。また校長らは、この時期、教育内容や高等女学校制度をどのように改めようとしたのかも明らかにしたい。さらには、女性の大学教育の制度化までが展望されていた時期、女子高等教育の中に高等女学校をどのように位置づけようとしたのであろうか。これらについては、主に『全国高等女学校長会議録』を用いて分析する。

さらには、『教育時論』『婦人公論』『帝国教育』などの雑誌の分析を通じて、高等女学校長以外の女子教育関係者の良妻賢母の改革要求を明らかにする。特に、良妻賢母教育への批判にも着目する。

(2)理念としての良妻賢母が実際にはどのような教育を通じて具体化されたのかについて、高等女学校の修身教科書に描かれた良妻賢母的素養や女性像の分析を行う。

既述したように、一般的に理念は教育内容や教材として具体化され、教授・学習されることによって意味をもつことになる。このため、理念としての良妻賢母がどのような素養として教材化され、教科書に記述されていたかの分析は、高等女学校教育の実態の一側面を明らかにする上で重要な意義をもつと言える。このような視点の下で、本研究においては、修身教科書を軸とした良妻賢母教育の実際と特質の一端を明らかにするために、分析項目として以下の点を設定する。すなわち、明治後期及び大正半ば以降の高等女学校修身教科書と実際に教員が用いた教授法書を対象として、第1に教科書に記述された良妻賢母的素養の分析と教科書間の内容の比較、第2に教科書と教授法書の対比による授業内容の分析、さらには明治後期の教科書記述と大正後期の教科書記述を対比的に分析し、時代の変化に伴う良妻賢母的素養の分析を行う。

第1点に関しては、沢柳政太郎・下田次郎・井上哲次郎などによる、当時の代表的とも言える教科書を分析するが、分析項目として家族内の女性の地位・役割、女性の本分、職業、婦人問題、人格教育等の記述に特に注目する。

第2点については、教科書だけでなく教授法書も分析し、教科書執筆者が教材にどのよ

うな意図を込めていたかも把握することも試みたい。さらに、教育雑誌上の修身教科書に対する論調なども検討し、修身教科書や高等女学校教育に対する要望も明らかにする。さらに、教科書をどのように教授することが期待されていたのかを、教授法書により明らかにする。具体的には、1926（大正 15）年出版の下田次郎編『女子新修身書教授備考』（改訂版）、井上哲次郎『井上女子修身教科書教授備考』の内容を同一著者の教科書記述と対比的に分析する。③の大正デモクラシー期の女性像の変容に関しては、明治後期の高等女学校教育確立期の教科書における良妻賢母的素養を明らかにし、さらには婦人問題の顕在化などによる大正デモクラシー期における女性観の変容が教科書にどのように反映されたのかに着目する。これにより、二つの時期の変化と堅持された要素を明らかにできるものと考えられる。

さらには、修身教科書に対する意見を分析し、教科書の記述内容を相対的に把握する。具体的には、『婦人公論』、『教育時論』等に掲載された修身教科書などへの批判的意見を分析し、教科書の記述内容の客観的位置づけを行う。

(3) 校長訓話・県知事の式辞、校訓・生徒心得、寄宿舎生活などの教科外の学校生活全体で展開された良妻賢母教育の実態を明らかにする。従来の先行研究では、ほとんど教科外教育における良妻賢母の実態的分析は行われていないことから、本研究ではこの点を重視する。

校長訓話は、学校の管理責任者としての校長が卒業式・入学式・創立記念日式典などの儀式的の機会を利用し、当該学校の教育理念や自己の教育方針などを述べるものであり、生徒の人間形成に大きな影響を及ぼすこととなる。このような校長訓話では、良妻賢母の理念の重要性を説き、そのための心構えを説くことが少なくなかったことから、筆者は校長訓話、さらには学校設置者である県知事などの訓辞の内容に着目する。一方、生徒心得とは、学校生活の規則や「訓育」的なものを主な内容とし、生徒心得の指導としては、主に修身や朝会などの時間に教員から行われたとされている¹¹。このような生徒心得は、生徒の高等女学校生活の規律的規範を示すものであり、良妻賢母的な要素も色濃く含まれていた。

本研究では、このような学校生活を規定していた校長訓話や生徒心得、さらには寮生活などの教育的な意義を解明するため、以下の4項目に分けて検討する。①個別学校の高等女学校長訓話・県知事の告辞などを分析することにより、国の女子中等教育理念の浸透状況や学校ごとの教育方針を明らかにする。②個別学校で制定された校訓、生徒心得、諸規則を分析し、その特徴を明らかにする。③寄宿舎の生活を中心に学校生活の集団生活の中でどのような良妻賢母教育が行われたのか、その実態を検証する。これら3点について検討し、教科外教育における良妻賢母教育の実態を究明する。特に上記の①から③について、時期的変化に着目する。

(4) 学校で行われてきた良妻賢母教育を女子生徒がどのように受け止めたのかなど、女子生徒の受容について、反発も含めて総合的に考察する。例えば、1917（大正 6）年の埼玉県立浦和第一高等女学校のある卒業生は「私は女子としての性を全うする事が私の道」

であると記し、女性としての天職を努める堅い決心を示している。また、1925（大正 14）年の長野県諏訪郡平野高等女学校のある卒業生は、当時の学校教育は「特別な教育などなく、日本古来の風潮であった良妻賢母を育てること」¹²に重点が置かれたと回顧している。このように主に卒業式での生徒答辞、校友会雑誌などに見られる生徒の作文などを用いて、学校教育への受け止め状況を検討し、高等女学校で行われてきた良妻賢母教育が女性の生き方に与えた影響などを含めた社会的役割に及ぼした影響について考察する。すなわち、『校友会誌』や『同窓会誌』などの分析により女子生徒の良妻賢母教育の受容状況についても検討し、良妻賢母教育が女子生徒の生き方や社会的役割にどのような影響を及ぼしたのかを考察する。当然のことながら、単純な受容だけでなく、女子生徒や社会から見た高等女学校教育や良妻賢母理念に対する反対論も分析する。この点については、主に『婦人公論』の掲載記事を用いて分析する。

なお、本研究は、男女共同参画社会の実現を目指される今日、女性の中等教育の在り方を検討する際の一つの歴史的素材を提供することになると考える。すなわち、理念・教育内容・学校生活を総合的に捉え、特性教育として展開されてきた女子中等教育の実態究明を試みる本研究は、今日の中等教育を考える際の基盤としての意義を有するものと考えられる。

さらに、本研究で用語について記すと、引用の場合を除いて「婦人」という用語は用いず、「女性」と記す。また「女子」「男子」についても、引用や慣用的な用い方を除いて、女性、男性と記すことにする。

二 先行研究の検討

本研究に関連した先行研究について検討する。先行研究については、①良妻賢母を主題とした研究、②高等女学校の教科書を分析した研究、③教科外教育における学校生活の実態に関する研究、の3つに分けることができる。

1 良妻賢母を主題とした先行研究

はじめに、良妻賢母を主題とした単行本を取り上げる。代表的なものとして、深谷昌志『良妻賢母主義の教育』（黎明書房、1998年）、小山静子『良妻賢母という規範』（勁草書房、2007年）があげられる。また、小柴昌子『高等女学校史序説』（銀河書房、1988年）、芳賀登『良妻賢母論』（雄山閣、1990年）などの研究もある。深谷は、良妻賢母の近代的イデオロギーに焦点をあてて、良妻賢母思想の形成過程と高等女学校の制度について詳細に分析し、良妻賢母を「日本特有の近代化の過程が生み出した歴史的複合体とみなして」おり、「ショナリズムの台頭を背景に、儒教的なものを土台としながら、民衆の女性像からの規制を受けつつ、西欧の女性像を屈折した複合思想」と捉えている。さらに深谷は、「良妻賢母は『国体概念』に体表される体制イデオロギーの女子教育版であり、家族制度の『醇風美俗』、中等教育の『質実剛健』などと並んで、国体観念の主要な側面をになう概念である」¹³と指摘した。一方、小山は、良妻賢母の思想に高等女学校修身教科書の分析を加え

た実証的研究になっており、「良妻賢母」思想は戦前日本の特殊な女性規範としてではなく、「近代国民国家の形成や近代家族の成立との不可分の思想」と捉え、戦後の日本社会や欧米の近代国家の女性像とも共通性・連続性をもつ「近代」の思想として捉えなおそうとした。同時に小山は、従来、儒教文化に基づく女性規範とみなされてきた「良妻賢母」は近代が生み出した「伝統」¹⁴であると論じている。このような深谷や小山による先行研究は、論理的・実証的な先行研究として高く評価することができる。しかし、これらの先行研究を良妻賢母思想と教育内容を一体的に考察するという筆者の研究視点から見た場合、教育内容や学校生活の実際への関心は必ずしも十分とは言えず、その教育の構造的理解は残された課題となっている。この他、日本・中国・韓国の3か国の女性思想を明らかにしたジンジョンウォン『東アジアの良妻賢母論—創られた伝統』(勁草書房、2006年)の研究もある。

また論文としては、中寫邦「女子教育の体制化—良妻賢母主義教育の成立とその評価」『講座 日本教育史 三』(第一法規、1984年)、窪田祥宏「良妻賢母教育思想の形成とその役割」(『日本大学人文科学研究所研究紀要』20、1978年)、中島邦「明治前期の賢母論」(『日本文化史研究 芳賀幸四郎先生古稀記念論文集』笠間書院、1980年)、久木幸男「良妻賢母論争」『日本教育論争史録』(第一巻、第一法規、1980年)、樋口恵子「賢母と良妻」(田中寿美子編『近代日本の女性像』社会思想社、1968年)、館かおる「良妻賢母」(女性学研究会編『女のイメージ』勁草書房、1984年)がみられる。

次に、良妻賢母を主題とした研究にあわせて、女子教育と女子高等教育をテーマにした先行研究について確認する。まず、女子教育をテーマにした先行研究を単行本と論文に分けて見た場合、明治期から1941年頃までを対象とした女子教育史についてまとめた桜井役『女子教育史』(増進堂、1943年)、法律や教育関連雑誌などを中心とした片山清一『近代日本の女子教育』(建帛社、1984年)、人物の教育思想を中心とした平塚益徳『人物を中心とした女子教育史』(帝国地方行政学会、1965年)、志賀匡『日本女子教育史』(玉川大学出版社、1960年)、日本女子大学女子教育研究所『明治の女子教育』(国土社、1967年)、日本女子大学女子教育研究所編『大正の女子教育』(国土社、1975年)が見られる。また、千野陽一『近代日本婦人教育史』(ドメス出版、1979年)、金森トシエ・藤井治枝『女の教育100年』(三省堂、1977年)、下田次郎『女子教育』(玉川大学出版部、1973年)が刊行されている。

女子教育をテーマとした論文としては、千住克己「明治期女子教育の諸問題—官公立を中心として」(日本女子大学女子教育研究所編『明治期の女子教育』国土社、1967年)、吉田昇「明治以降における女子教育論の変遷」(『野間教育研究所紀要』第一輯、1947年)、確井知鶴子「近代的女子教育思想の出発」高橋春子編『女性の自立と家政学』(法律文化社、1981年)、深谷昌志「日本女子教育史」(『世界教育史大系 34』講談社、1977年)、「女子中等教育の変貌」(国立教育研究所編『日本近代教育百年史』第5巻、1974年)、堀内守「女子教育」(海後宗臣編『井上毅の教育政策』東京大学出版社、1968年)、兼重宗和「明治中

期の女子教育について一とくに井上毅を中心として」(『徳山大学論叢』13、1979年)が見られる。

さらに、女子高等教育に関する先行研究として、湯川次義『近代日本の女性と大学教育 教育機会開放をめぐる歴史』(不二出版、2003年)がある。湯川は、戦後の女性の高等教育の歴史について実証的・通史的な研究を行っている。さらに、論文としては、「戦前期・近代化と女子高等教育」天野正編『女子高等教育の座標』(垣内出版、1986年)、「戦前日本の女子の高等教育要求と制度構想」(『教育学研究』43-3、1976年)、籠谷次郎「大正期女子高等教育機関への進学について」(『ヒストリア』60、1972年)、高橋次義「大正・昭和初期における女子高等教育史研究」(『日本教育史の論究 仲新先生古稀記念論文集』、1983年)、などがある。

2 高等女学校の教科書を分析した先行研究

高等女学校の教科書を分析した先行研究は、小山静子の『良妻賢母という規範』(勁草書房、2007年)、江原絢子『高等女学校における食物教育の形成と展開』(雄山閣出版、1982年)、真有澄香『「読本」の研究 近代日本の女子教育』(おうふう、2005年)、田坂文穂『明治時代の国語科教育』(東洋館出版社、1969年)がある。江原による食物教育についての研究や真有による「読本」の研究、そして田坂による国語教育などの個別の科目についての研究であり、いずれも修身教科書を対象とする研究ではない。さらに、これらは国語教育や食物教育という視点からの研究にとどまり、女子中等教育の理念的研究という視点はあまり重視されていない。しかも修身教科書を対象とした小山の研究においても、必ずしも個別の修身教科書についての詳細な特徴を把握するまでに至っておらず、修身教科書全体にわたって分析したものと見ることはできない。

論文としては、浮田真弓「明治後期高等女学校の国語教材に関する一考察」(『桜花学園大学研究紀要』3、2001年)、西村絢子「大正期高等女学校用修身教科書にあらわれた『在るべき女性像』の変容について」(お茶の水女子大学『人間発達研究』8、1983年)、蔵澄裕子「近代女子道徳教育の歴史—良妻賢母と女子特性論という二つの位相—」(東京大学大学院教育学研究科教育学研究室『研究室紀要』第34号、2008年)、友野清文の「良妻賢母思想の変遷とその評価—近年の研究をめぐって」(『歴史評論』517号、1993年)などがある。

3 教科外教育における学校生活の実態を分析した先行研究

教科外教育における学校生活に関する先行研究を見た場合、その代表的なものとして櫛田真澄『男女平等教育阻害の要因—明治期女学校教育の考察』(明石書店、2009年)がある。明治期を対象とした櫛田による研究は、男女平等教育の視点から私立女子中等学校を主な対象として顕在的カリキュラムと潜在的カリキュラムの分析に重点をおいて考察している。しかし、学校生活における教育実態の詳細な分析には及んでいない。

また、論文としては、山口倬史の「校訓に変化ありやなしや」(『鹿児島女子短期大学紀要』44、2009年)、望月彰「女学校における服装の変化と体育」(『新潟大学教養部研究紀要』7、1977年)、西村絢子・福田須美子「高等女学校生徒の服装の変遷についての一考察」(『日本の教育史学』32、1989年)、斎藤祥子「女子校服の洋服化」(『北海道教育大学紀要第2部C』35-2、1985年)、蓮池義治「近代教育史よりみた女学生の服装の沿線(3)」(『神戸学院女子短期大学紀要』15、1982年)、桑田直子「女子中等教育機関における洋装制服導入過程」(『教育社会学研究第62集』、1998年)がある。そのうち、山口の研究は全国300校の公立高等学校へのアンケート調査を通して高等学校の校訓の歴史を整理している。桑田は、地域・学校差による個別の学校における洋装化への導入についてまとめている。

しかし、良妻賢母教育の実態的研究という筆者の研究視点からこれらの先行研究を見た場合、理念としての良妻賢母と訓話・校訓などを一体化して把握するという視点はあまり重視されていない。さらに、高等女学校の学校生活における校長訓話・知事の告辞の分析、特に寄宿舎生活の内実に踏み込んだ分析には及んでない。本研究では、このような先行研究の状況を踏まえ、学校生活における良妻賢母教育の実態を明らかにする。具体的には、個人としての女性の生き方や役割を分析し、学校では良妻賢母という生き方をどのようにとらえていて、実際にはどのような内容で教育が行われた、そして女子生徒たちは何を学んだのかに焦点をあてる。すなわち、高等女学校では女子生徒にどのような教育が行われたのかという観点から、良妻賢母の内容を究明する。

以上のように、先行研究を主に3つのテーマに分けて確認した結果、近代女子中等教育理念とその実態に関する研究は、まだ不十分の段階にある。このような先行研究の状況を踏まえ、本研究では明治後期から大正期の女性像の変容や良妻賢母理念をめぐる論議、高等女学校の教育の実態を教科と教科外に分けて分析することに焦点を絞り、その全体を総合的に明らかにすることをねらいとしている。

三 構成と概要

本研究では、対象とする時期を2つに区分し、以下の6章で構成している。すなわち、明治後期の高等女学校制度の確立及びその展開の時期を第1章から第3章までで扱い、大正デモクラシー期を第4章から第6章までで扱う。

第1章「良妻賢母理念の形成とその構造」では、明治初期から明治後半までの時期を対象として、女性の教育理念の形成過程を社会的背景の中で捉えるとともに、理念の構造を究明する。さらには、1899(明治32)年の高等女学校の制度的な確立と、教育課程を中心にその制度的な特徴を究明する。本章の第1の課題は、明治初期から中期かけての良妻賢母思想の形成過程、1900年(明治33)年前後の国家による良妻賢母理論の公認に至る、良妻賢母理念の全体的な形成過程を明らかにすることにある。その際、国家による良妻賢母論の公認とその論理に重点を置く。第2の課題は、高等女学校令の制定とその制度的確立、さらには実科高等女学校の制度化について分析することにある。第3の課題は、高等女学

校の教育目的とその教育内容の特徴について、中学校のそれとの比較を交えて明らかにすることにある。その他、1900年代以降に女子教育関係者により唱えられた多様な女子中等教育論についても検討する。

第1節では、戦前の日本において国家の女子中等教育理念として位置づけられていた良妻賢母理念の形成過程を明らかにする。すなわち、明治初期の中村正直による「賢母良妻」思想をはじめ、1880年代半ばの森有礼の良妻賢母教育、そして文部省による国家公認としての良妻賢母理念の定着までの過程を分析し、1900（明治33）年前後に至る良妻賢母思想の形成過程を考察する。第2節では、女子中等教育機関である高等女学校について、その制度的確立について考察する。さらに、その教育目的や内容の特徴について、中学校との対比も含めて検討する。また、高等女学校の1類型として法制化された実科高等女学校の制度についても考察する。特に、ここでは1900（明治33）年に高等女学校令制定に際して、政府・文部省がどのような理由で、その制度化を急いだかを『公文類聚』を用いて分析する。また第3節では、明治後期を中心として女子教育に携わる代表的な女子教育家・教育学者による女子教育論を分析し、その特徴を明らかにする。

第2章「明治後期の高等女学校修身教科書に見る良妻賢母教育」では、主に1900（明治33年）から1907（明治40）年までを対象として、高等女学校の修身科を中心として、高等女学校における良妻賢母教育の内実について考察する。すなわち、本章では実際の高等女学校の教育において、どのような教材で良妻賢母教育の理念が具体化されようとしたのかを究明することを課題としている。逆に言えば、女子中等教育理念としての良妻賢母が修身教科書の中にどのように投影され、どのような資質形成として教材化されていたのかを明らかにすることになる。なお、高等女学校の科目の中で修身教科書を分析対象とするが、その理由は、既に述べたように高等女学校の諸科目の中で女性の徳性を育てる上で最も重要視されていた科目であるためである。教科書分析の前提として、高等女学校の教育科目の構造を教授要目によって分析するとともに、中学校の教育内容との相違にも着目し、その学科目の特徴を考察する。それによって、高等女学校の教育内容の特徴を明らかにする。なお、教科書としては、文部省編纂の修身教科書、井上哲次郎編の修身教科書を取り上げ、これらの教科書中の良妻賢母的な素養を分析する。なお、教科書分析の項目としては、高等女学校教授要目に示された個人・家族・社会・国家道德に関する教材、国際関係や人類に対する教材の6つの分類を設定し、巻一（第1学年）から上級用（第5学年）までを対象として分析する。

第1節では、高等女学校教育課程の構造について検討する。まず、高等女学校の教授要目を分析し、男子中学校の教育課程と異なる高等女学校独自の特徴を明らかにする。第2節では、1903（明治36）年の高等女学校教授要目で定められた修身科の内容について検討し、続けて明治後期に出版された文部省編纂及び井上哲次郎編の高等女学校用修身教科書について、良妻賢母的素養を中心に分析を行う。

第3章「明治後期の学校生活に見る良妻賢母教育」では、第1章と第2章での考察を踏

まえ、高等女学校における教育課程外、今日の教科外課程とも言うべき場で行われた良妻賢母教育の実態について分析する。本章では教育課程外の側面に焦点をあてて、高等女学校における良妻賢母教育の実態の一側面を明らかにすることをねらいとしている。はじめに、校長訓話や県知事等の訓辞に見る女子中等教育方針を分析し、次に校訓及び生徒心得における教育理念、さらには寄宿舎生活などに見る良妻賢母教育の実態を分析する。これらを分析する資料としては、主に各学校の沿革史、校友会誌、同窓会誌、学校一覧などを用いる。

第1節では、地方の個別学校における校長訓話・県知事の告辞などに見る女子中等教育方針を検討する。国によって掲げられた教育方針とともに、個別学校における独自の教育理念を分析することで、学校教育ではどのような教育方針をもって行われたのか、その教育の実態を明らかにする。第2節では、校訓、生徒心得における教育理念を検討する。すなわち、個別学校で定められた校訓や生徒心得などの規則について分析し、教育課程外での良妻賢母教育の実態を解明する。第3節では、寄宿舎生活等に見る良妻賢母教育の実態を明らかにする。まず寄宿舎に関する様々な諸規則を分析し、次に寄宿舎生活で行われた学校生活の実態について検討する。また第4節では、生徒の高等女学校教育の受容状況について検討する。すなわち、明治後期の高等女学校で行われた学校教育及びその学校生活全体について、女子生徒たちはどのように受け止めたのかを検討する。

第4章『婦人問題』の登場と良妻賢母理念の変容』では、高等女学校の量的拡大を踏まえ、第一次世界大戦後の認識の変化、大正デモクラシーの時代潮流、婦人問題の顕在化などの影響を受けて、女性像が変容した時期における女子中等教育の変化を明らかにする。大正期における良妻賢母理念をめぐる議論を分析する前提として、女性像の変容を時代背景も含めて分析する。一方、政府の諮問会議である臨時教育会議における女子教育論議について、特に家族国家観との関係を中心に分析する。

この時期の女子中等教育理論の変化については、主に全国高等女学校長会議での議論を中心に詳細に分析し、変化した部分と明治以来堅持された部分を明らかにする。さらには、『帝国教育』『教育時論』『婦人公論』などのマスコミによる良妻賢母理念の内実を明らかにする。それらを踏まえ、この時期における制度改革要求を考察する。制度改革の中心は、①名称変更、修業年限の延長などの制度改革、②教育内容の改革、③女子高等教育体系の確立、などがあったが、それらの要求について、主に高等女学校長会議での議論を中心に明らかにする。

第1節では、大正前期における女子中等教育の状況と政策について検討する。大正期における高等女学校の量的拡大について明らかにするとともに、臨時教育会議における女子教育の改善をめぐる答申事項について検討し、政府の女子中等教育に対する姿勢を明らかにする。第2節では、大正デモクラシー期の影響、婦人問題の顕在化により高等女学校の教育にはどのような変化が生じたのか、特にその理念の変容を中心に、当時の教育雑誌などの記事内容を検討する。また第3節では、高等女学校長などによる制度的改革要求につ

いて考察する。すなわち、全国高等女学校長会議での議論について分析し、当時の女子中等教育に求められていた理念面、制度面の改革の方向性を探る。さらには、当時の教育界を代表する1926（大正15）年開催の全国聯合女子教育大会における女子中等教育に関連する議案について分析するとともに、文部省による女子中等教育の姿勢を明らかにする。本章では、婦人問題の登場とそれに伴う女子中教育の変化を明らかにし、理念の変化に応じた性格変化について検討する。

第5章「大正・昭和初期の修身教科書に見る理念の変容」では、前章のような第一次世界大戦や大正デモクラシーの影響、さらには婦人問題の顕在化に伴う女性像の影響を受けた修身教科書の記述の変化を明らかにする。すなわち、大正デモクラシー期における良妻賢母教育の内容的特質や女性像の変容の一端を明らかにすることを目的としている。特に、第4章で考察するような、1920（大正9）年前後における女性観の変容が高等女学校の修身教科書にどのような変化をもたらしたのかという観点、さらには影響を受けずに堅持された素養はどのようなものであったのかという、2つの観点から分析し、この時期における良妻賢母教育の内容的特質とその変容の一側面を究明する。

第1節では、高等女学校及び実科高等女学校の教授要目の変化を確認する。第2節から第4節では、大正後期に出版された高等女学校用修身教科書を代表するものとして、沢柳政太郎編『改訂女子修身訓』（1924年）、下田次郎編『女子新修身書』（改訂版、1925年）、井上哲次郎編『井上女子修身教科書』（1925年）を分析し、この時期の修身教科書に描かれた良妻賢母素養や理想の女性像を明らかにする。分析する際には、特に家族内の女性の地位・役割、女性の本分、職業、婦人問題などの記述に注目して、大正デモクラシー期における修身教科書の内容的な特徴を検討する。さらには、教科書に対応した教授法書の内容も分析する。変化したものと変化しなかった内容に着目する。さらに、第5節では、『帝国教育』『教育時論』などの教育雑誌や『婦人公論』などにおける高等女学校の教育内容への批判や修身教育への批判の分析を試みる。

第6章「大正・昭和初期における学校生活に見る女子中等教育理念」では、4章と5章での教育理念の変化、教育内容の考察を踏まえ、高等女学校の学校生活全般の教育に着目し、校長・学校関係者の訓話・訓示や県知事の式辞、校訓、生徒心得や寄宿舎生活などに見られる教育の実際を分析し、理念としての良妻賢母が具体的にどのような素養や女性像として語られ、どのような教育によって実現されようとしていたのかを明らかにする。そして、このような学校教育を生徒たちはどのように受け止めていたのかなどについて検討する。

第1節では、各地域の個別高等女学校段階での校長訓話、式典における知事らによる女性の在るべき姿についての訓話、式辞などを分析することにより、女子教育の方針や教育意見が具体的にどのように生徒に伝えられたのかについて明らかにする。第2節では、個別高等女学校が定めた生徒心得に記されている「教育理念」や「訓育」の規定を分析し、女子中等教育理念やその教育方針を検討する。さらに、寄宿舎生活を中心とする学校生活

に見る高等女学校の教育の実態に検討する。第3節では、大正デモクラシー期の高等女学校に現れた新たな動向に着目し、スポーツの振興と制服の洋装化の2つを取り上げて、その実態と高等女学校教育への影響を分析する。最後に、第4節では、高等女学校に対する生徒の受け止め方について検討する。卒業式の答辞、高等女学校の校友会誌に掲載された女子生徒の文を分析し、生徒の良妻賢母の受容や反応をできる限り明らかにする。

終章では研究全体を総括し、近代日本の女子中等教育理念である良妻賢母理念とその実態を一体的に究明する。そして、最後に今後の研究課題を提示したい。

上述した研究目的を達成する方法としては、関連する資料分析が中心となる。主な資料としては、①元高等女学校所蔵の学内文書（高等女学校要覧、同窓会誌、校友会誌等）、②国立国会図書館や各県立図書館所蔵の全国各高等女学校沿革史、③新聞・雑誌記事、などを用いて実証的に考察を行う。

註：

- ¹ 小山静子『良妻賢母という規範』（勁草書房、2007年）24頁。近世の女訓書については、石川松太郎の『女大学集』（平凡社、1977年）に詳しい。
- ² 「女子教育」とは、単に女性を対象とする教育という意味だけではなく、性別役割に応じた特性教育を含む用語であった。また、逆に「男子教育」という用語はほぼ用いられることはなかった。
- ³ 森戸辰男他「新教育指針」『新教育基本資料とその解説』（学芸教育社、1949年）508～509頁。
- ⁴ 「女子教育刷新要綱」『近代日本教育制度史料』第18巻（講談社、1957年）506～508頁。
- ⁵ 深谷昌志『良妻賢母主義の教育』（黎明書房、1998年）156頁。
- ⁶ 札幌北高等学校『六十年』（札幌北高等学校創基六十周年記念事業協賛会、1963年）78頁。
- ⁷ 創立百周年記念誌編集委員『ああこの学園の人々よ歌え』（新潟県立長岡大手高等学校創立百周年記念事業実行委員会、2003年）41頁。
- ⁸ 文部省教育調査部『高等女学校関係法令の沿革』（1941年）94頁
- ⁹ 文部省『高等女学校用修身教科書』巻三（文学社、1902年）5頁。
- ¹⁰ 井上哲次郎『井上女子修身教科書』巻五（金港堂、1925年）40頁。
- ¹¹ 熊本市立必由館高等学校百年史編纂委員会『熊本市立必由館高等学校百年史（上）』（熊本市立必由館高等学校百周年記念事業実行委員会、2012年）87頁。
- ¹² 長野県岡谷東高校七十年記念誌編集委員会『岡谷東高校七十年誌』（長野県岡谷高等学校創立七十年記念事業実行委員会、1983年）1157～1158頁。
- ¹³ 深谷昌志『前掲書』7頁。
- ¹⁴ 小山静子『前掲書』11頁。

第1章 良妻賢母理念の形成と女子中等教育制度

教育理念としての良妻賢母は、明治初年以降の日本の近代化過程において形成された女性像であり、1875（明治8）年頃の中村正直の「初期良妻賢母」論、1887（明治20）年頃の森有礼による良妻賢母と国家を結びつけた主張を経て、1900（明治33）年前後に樺山資紀や菊地大麓などの歴代文相により国家公認の女子中等教育理念として位置づけられた。

第1章では、このような良妻賢母理念の形成過程に着目し、1872（明治5）年の「学制」に見る明治初年の文部省の女子教育観、明治初期以降の中村や森による女子教育思想の形成過程を分析するとともに、1900（明治33）年前後の良妻賢母思想の確立過程、さらにはその理論的特徴について、社会的背景も含めて考察する。

また、良妻賢母教育を施す女子中等教育機関である高等女学校について、1899（明治32）年の制度的確立、教育理念、教育内容を中心に検討する。さらに、女子中等教育制度の一類型としての実科高等女学校制度についても検討する。最後に、高等女学校制度確立以降に教育家が提起した女子中等教育論についても考察する。

第1節 良妻賢母理念の形成過程

1. 明治初期の賢母思想

1872（明治5）年、明治期の開明派知識人たちによって起草され実施された「学制」の女子教育観は、女性の社会的地位向上のための教育を図った米国の影響を受けていた。しかし、当時の日本においては、すべての女子に学校教育の機会を与えるということだけで、飛躍的な革新であり、学制制定にかかわった知識人らは、女子教育の振興は女性が近代社会での家庭生活を営むために有効であると考えたのである。しかし、当時の日本では、女子教育の振興を主張する場合、男子と女子の区別を強調し、妻として又母としての教養を高めることに重点を置いたのである¹。すなわち学制は、少なくとも初等教育段階においては積極的に男女同権・同等の精神で臨んだ。だが、男女の役割においてはその相違を自覚していた。男女共に従来旧習から脱皮し、学問によって自らの運命を開拓し、一身の幸福を願い、それが結局は文明の興隆＝国家の独立に連なることに寄与するという点では、学問すること、教育を受けること自体に男女の差はなかった。この点は、学制の理念を示した「被仰出書」に女性も男性と同様に学ぶべきであると記されていることから明らかである。しかし、学問・教育の方向においては役割上の相違があるわけで、女子の場合にはそれが将来の賢母という観点から期待されたのである²。

1872（明治5）年の学制施行に際して立てられた「当今着手順序」の3番目に、女子教育に関する文部省の見解が明確に示されている³。

それは「一般ノ女子男子ト均シク教育ヲ被ラシムベキ事」と題されており、要旨は①「人間ノ道」に男女の差は無く、男子は既に学んでいるのだから女子も学ぶべきである、②子供が「学問ノ端緒ヲ開」くのは「母親教育ノ力」が大きいので、一般的には「其子ノ才不才其母ノ賢不賢ニヨリ、既己ニ其分ヲ素定ス」と言える、③「今日ノ女子」は将来母親になるので「女子ノ学ヒサル可ラサル義」は誠に大きい、そして結論として④「故ニ小学ノ教ヲ敷キ従来女子不学ノ弊ヲ洗ヒ、之ヲ学ハシムル事務テ男子ト並行センシメンヲ期ス、是小学ヲ興スニ就テ第一義トス」としている。このように、文部省では、当時の欧米の女性観をモデルとして、母としてその子女を導く必要性を強調する母役割を提唱した。旧習を排除して近代化を敢行しようとする明治政府は、近い将来母親となるべき女子の教育力に期待をかけたのであった。

同様の趣旨は、当時の文部省に大きな影響があった学監モルレーが子どもの教育にあたる女性の教育が重要と述べていることによっても裏付けられる⁴。このように、女性の影響力、特に母親としての子弟に対する感化力を認識してのことであり、明治期の初年には女性性は文明社会の実現という革新的・動的役割が期待されたのである⁵。

2. 良妻賢母論の誕生

(1) 中村正直と良妻賢母思想

自主、自立を説いた明治啓蒙期の代表的な思想家として知られる中村正直は、「良妻賢母」という言葉の創案者とされている。深谷昌志は「言語上では、良妻賢母は『賢母良妻』という形」で、すでに1875（明治8）年の『明六雑誌』で中村正直が使用していると指摘し、その内実は彼が「ミルの『自由論』の紹介者であることから明らかなように、文明社会を作るには賢い母、良い妻が必要だと、男女共通教育の内容を含んだ」近代的かつ啓蒙的な言葉であったと評価している⁶。中村は、イギリス留学を通して西欧から軍事技術に限らず、思想や精神面など社会をなす基本としての人間のあり方を広く観察したいとの抱負を持っていた。彼の目に映ったイギリス女性は、当時日本の女性とは違って、自ら子女を教育できるだけの知識と教養を身につけていたのである⁷。家庭では母親が権威を持ち、高い知識や識見で子どもの質問に科学的に答える姿を見て彼は大いに感動し、日本女性が今のままでは外国と競争できないと痛感し、帰国後には女子教育に力を入れることを決心したのであった。

明治初期にも女子教育の振興を主張する啓蒙思想家は少なくなかったが、中村の場合は自ら経営していた「同人社」に1874（明治7）年から女子部を設けるなど、女子教育を現場で実践したのである。そして1879（明治12）年には独立した女学校として同人社女学校を開校し、教育内容は男子用のものを女子用に改変したのではなく、哲学・歴史・経済・政治に至るまで、広い範囲の学問的な知識を伝授した。同人社女学校は開校後僅か1年ほどで終わったが、中村の女子教育観は彼が務めていた東京女子高等師範学校に受け継がれたのである。中村は、女子教育を最終的には日本の近代化を促進する方途の一つとして捉

えていた。日本を近代国家として発展させる基本は、「人民ノ性質ヲ改造スル」⁸ことにあるとみなした中村は、女性を「善良ナル母」として養成することこそがその近道になると考えていた。先に触れたように、1875（明治 8）年、中村は「善良ナル母ヲ造ル説」の中で、「絶好ノ母ヲ得レバ絶好ノ子ヲ得」られるので、「善キ母ヲ造ランニハ女子ヲ教ルニ如カズ」と、母親教育の観点から女子への教育の必要性を主張している⁹。さらに、日本も欧米なみの「文明国家」を実現するためには、「善キ母」が求められるとし、女子に対する教育の必要性を述べている。

中村は健康な次世代の育成を目的とする母親役割を重視し、社会の近代化の観点から女子教育の必要性を提唱した。彼の女子教育論は、「自由主義と民権主義を基調としていた明治啓蒙思想の単純な副産物であるというよりは、直接現場に用いられることを前提とした実践的教育論として」、当時女子教育の振興を唱えていた他の思想家とは区別される¹⁰。

このような論は、啓蒙主義を代表する福沢諭吉にも見られ、福沢は「男女交際論」で、「男女交際の大切にして、是れあれば人々の一身一家一国の幸を進め」¹¹と述べ、大人間の男女交際は女性の自覚を高めることができるとしている。また、家族関係についても、男尊女卑観を否定して、婦人自身の自覚独立のための教育の必要性を表明した。

このように、中村や福沢らの明治初期の啓蒙主義者たちによって唱えられた賢母主義教育は、後の「良妻賢母」と違って、いずれも儒教的な男尊女卑の思想に対する強い批判から主張されている。彼らの女性論は、近代西欧思想に由来する男女平等論を踏まえていたために、女性の活動を家庭に限定しながらも、女子教育の内容を家事など実用的なものに限らず、男性と同様に一般教養を学び、次代の子どもを育てる母親の役割を重視していたと言えよう。換言すれば、日本の近代化の観点から女子教育の必要性を説いたと考えられる。

（2） 儒教主義的良妻賢母

1879（明治 12）年に文部省は「学制」を廃して新たに教育令を公布したが、この時期、行き過ぎた欧化主義を批判し、日本の伝統的価値を尊重すべきとの考えが高まった。その動向を象徴するものは、同年に天皇により示された「教学聖旨」であった¹²。そこでは、維新後の教育が知識才芸のみを重視していると批判し、今後は儒教による仁義忠孝を基本とした教学にすべきと述べている。「学制」による欧米志向型の教育を日本の現実的状况に再編成することは、文明開化の教育観・学校観を公教育から後退させ、儒教主義を教育の指導原理として復活させることになった¹³。

こうした流れの中で女子教育も儒教主義の指導原理へ変化し、女子中等学校での教育では性差が強調され、「女子固有の教育」が組み立てられた。1882（明治 15）年に東京女子師範学校の附属として再興された高等女学校では、「高等ノ普通学科ヲ授ケ、優良ナル婦女ヲ養成スル」¹⁴ことを教育方針とし、儒教道徳を根幹とする高等普通教育によって「優良ナル婦女」を養成しようとした。学科構成においても、儒教による道徳教育を重視し、

裁縫、礼節、家政、育児を女子「固有」の科目として設置していた¹⁵。窪田祥宏の研究によれば、道德教育が重要視されたこの時期、高等女学校における道德教育は社会の近代化に応ずる女性のための社会的道德ではなく、自己自身を他律的に律する封建的な女訓を主要内容とするものであった¹⁶。それによって求められた女性像としては、欧米の新知識を豊かに身につけた「賢母」ではなく、儒教的「婦徳」をわきまえ、かつ「優美嫺美ノ風」を持つ「優良ナル婦女」であった。以上のように、1877（明治10）年頃から性差に応じた教育を求める動きが見られ、1887（明治20）年前後から、男尊女卑の考えに基づく「儒教的」婦人観が支配的になり、家事、裁縫などの家事の教育とともに、序章で触れた近世の『女大学』に記された良き妻や嫁、特に夫や舅姑に対する従順を中心とする婦徳の涵養が強調されるようになったのである。

（3）森有礼の良妻賢母教育論

中村正直に続いて良妻賢母を女子教育の理念として用いたのは、明六社の同人として儒教的な男尊女卑を批判し、文明的な賢母の育成を主張した森有礼であった。森は明治初年には、国家の近代化の見地から将来の国民を育てる「母」の重要性を認めて賢母の教育を提唱していた。すなわち、森は1874（明治7）年の「妻妾論」（四）の中でも、対等な夫婦関係において、女性の知性を向上させる目的で女子教育の必要性を説いていた。また、「女子、人の妻となり家を治るや、その責すでに軽からず。しかしてまた、その人の母となり子を教るや、その任じつに難かつ重というべし」「ゆえに女子はまず學術、物理の大体を得、その智界を大にしてよくその愛財の用法を通知せざるべからず」¹⁷と主張し、森は、母の子どもへの影響力を重視し、妻であり主婦および母としての役割をもつ女性が心身ともに自らを高めることが必要だと述べている。女性が徳を備えるように務めることにより国家としての体面も改まるとしている。開化論を踏まえて国家的見地から女子教育の意義を認めている点は、中村正直の女性教育観とほとんど変わりがない。しかし、その後森の女子教育観は変化する。

1885（明治18）年に初代文相に就任した森は、1887（明治20）年の女子教育に関する演述で、次のように女子教育の重要性とその目的を次のように述べている¹⁸。

今夫れ女子教育の主眼とする所を要言せば。人の良妻となり人の賢母となり一家を整理し子弟を薫陶するに足るの氣質才能を養成するに在り。女子教育にして宜きを得ざる間は教育の全体鞏固ならざるなり。国家富強の根本は教育に在り。教育の根本は女子教育に在り。女子教育の挙否は国家の安危に関するを忘るへからず。又女子を教育するには国家を思ふの精神をも養成すること極めて緊要なりとす。

森は第1に性の別に基づく男女の役割の違いを強調し、それに基づいて女性の教育の目的を定めている。夫・姑・子どもという家族関係において期待される女性役割である。第2は、国家的観点から、母親が将来の国民を育てるという論理で、女性の教育の目的として良妻賢母を設定した。そして国家を思う意識を強調するなど、国家的見地から将来の国民を育てる「母」の重要性を認めたのである。この演説において、女性に国家的精神を涵養するため、息子が「国難に際して勇戦する図」「戦死の報告母に達する図」などの7、8枚の図を女学校に掲げるべきとしたのは、森の良妻賢母教育の意図の一端を明確に示すものであった¹⁹。

森が期待した良妻賢母は、一夫一婦制を原則とした対等な夫婦関係での有能な主婦であり、新しい社会の基礎となる家庭作りに責任の一端を担う妻であった²⁰。1886（明治19）年に官立女学校として独立した東京高等女学校の「生徒教導方要項」には、森の女子教育観の一端が現れている。それはかなり高度な女子普通教育を目指し、女性が自己の人間性に立って、自らの役割を自覚し、その役割を果たすことによって、国家に献身するという、一面では革新的な女子教育の方向を示した。また、翌年の同校卒業式に出席した森は祝辞において、女性の風采行為が全社会に及ぼす影響は至強至大であるから、女性への教育の進歩をはかることが、国家全体の文明を進める行為であると述べている²¹。

このような森の主張の背景となったのは、大日本帝国憲法の制定や帝国議会の開設など、いわゆる近代国家体制の確立期において、国家主義の教育を推進しようとしたことにあった。国家に忠誠を誓うのは男性だけでなく、次代の国民を育てる女性も近代国家の基礎としての家庭を切り盛りし、かつ国家意識を強く持ち、間接的に国家に尽力することが必要と考え、このような女性を育てようとしたと言えよう。すなわち、千住克己の研究²²によれば、森の主張する良妻賢母主義は、第1には、一夫一婦の主張をその前提としていた。それは突き詰めれば西欧近代社会の基盤にあった男女の人的価値の対等性の承認に連なるものであった。第2に、良妻賢母主義は安定の時代のものでなく、資本主義化の進行に伴う産業構造・社会構造の変化、そこから生ずる家庭生活の変改に即応して生み出された女子教育の方向であった。第3に、良妻賢母主義は女子教育と国家との関係を具体化させた点で、女子教育にとって大きな意味をもった。森は、国民に国民としての自覚をもたせるための教育の任務は献身の対象を明確に了解させることにあり、その献身の対象とは国家であるという思想を抱いた最初の組織的な文政担当者であった。そして国民とは女性を含むものであった。国家的観点を基調とする良妻賢母主義によって、初めて女性は献身の対象に関して男性と同一のレベルに立った。このように、森の女子教育理念は、国家という視点を軸として構想した良妻賢母であったと言える。

森の女子教育の主要な部分は、後述するように樺山資紀や菊地大麓等の文部大臣に受け継がれ、良妻賢母の教育思想が天皇制国家の国家観に適合するものとして受け止められ、1900（明治33）年頃に女子中等教育の目的概念として位置づけられるのである。

3. 国家による女子中等教育理念の確立

(1) 家族制度の確立と良妻賢母理念の公認

「良妻賢母」を意識的に使用したのは、雑誌『女鑑』である。1891（明治24）年8月の発刊趣意のなかで、「貞操節義なる日本女子の特性を啓発し、以て世の良妻賢母たるものを育成するを主旨とする」とうたい、夫を助け子を育てる日本的な女性の育成を目指すと宣言した²³。1893（明治26）年、文部大臣井上毅は女子中等教育の制度化に着手し、高等女学校制度の骨組を作り上げた。すなわち、日清戦争後、富国強兵政策を強力に進める政府は、その立場から女子中等教育の必要性を認識し、その制度確立へと踏み切るのである。1899（明治32）年2月、勅令として「高等女学校令」を公布し、高等女学校は男子の中学校と同じく「高等普通教育」機関として法令上位置づけた。これによって女子中等教育は制度的に確立し、1903（明治36）年までに全国に公立の高等女学校が次々と設立されることになる。そして、女子中等教育機関としての高等女学校の教育理念として設定されたのが、良妻賢母であった。

ところで、良妻賢母が国家公認の女子中等教育理念として承認された背景はどのようなものであったのだろうか。この点について概述すると、1890（明治23）年10月の教育勅語の発布、さらには1898（明治31）年の「民法」親族・相続編の公布によって、「家父長的」家族制度が確立され、それを支える女子中等教育の理念として良妻賢母主義を設定したのであった。明治民法は、幕藩体制下の武士層で行われていた長男単独相続制に基づく「家」制度を国家的規範としたとされている²⁴。

民法は「家」制度と女性の家族関係における従属的な地位を規定していた。「民法」の第4編²⁵の規定での女性の地位を確認すると、①「妻ハ婚姻ニ因リテ夫ノ家ニ入ル」（民法788条）、②「家族ハ其家ノ氏ヲ称ス」（同746条）との規定で妻は夫の性を名乗ることとされ、③「日常ノ家事ニ付テハ妻ハ夫ノ代理人ト看做ス」（同804条）など、家族制度の下での女性の従属的な地位が規定されていた。

このように民法規定上、原則として男性の戸主を中心に「家」が形成されたことにより、家族制度下の性別役割規範としては、公的世界は男性、私的世界は女性というように、性の別により活動領域が区分された。女性は、家制度を支える家庭内役割を果たすものとして位置づけられた。しかし、この性別分業論は対等な分業関係を意味せず、妻は夫の家に入るのであり、男女は「主—従」「保護—依存」の関係の關係に位置づけられた。この結果、女性の教育は、民法上の性別役割論に基づく家庭内役割に対応した形で行われることになり、国家公認の女性の教育の理念が特性教育としての良妻賢母教育として位置づくことになったと言える。

さらには、1894・95（明治27・28）年の日清戦争、1895（明治28）年の三国干渉、そして1904・05（明治37・38）年の日露戦争という時代状況において、政府は家族制度を定着させるとともに、国家主義的政策は一層強められ、女性の戦争への協力、国策への協力を強く求めるようになる。

このような時代的背景の下で、後述するように1899（明治32）年には文相樺山資紀が、良妻賢母は女性の天職であると述べ、専業主婦として男性に仕える女子教育を唱えた。すなわち、国家的観点から「優美高尚ノ氣風、温良貞淑ノ資性ヲ涵養」するとともに、「生活ニ必需ナル學術技芸」を目的とした女子教育を提唱したのであった。文部省はこれを国家公認の女子教育理念として設定し、女子中等教育制度を整備したのであった。

また、国家主義的な政策や家族制度の確立に伴う、特性教育的な教育や男女分離政策は、小学校教育でも徹底された。すなわち、1900（明治33）年には小学校令が改正され、その施行規則第1条で小学校でも「男女ノ特性及其ノ将来ノ生活ニ注意」して「適當ノ教育ヲ施」すことに努めることとされ、また「学級編制等ニ関スル規則」（1891年）にあった小学校での男女別学規定が、小学校令施行規則第31条に規定されている。さらに、同施行規則第2条で修身教育の要旨として「女兒ニ在リテハ特ニ貞淑ノ徳ヲ養ハシムルコトニ注意スヘシ」と定められた²⁶。

次に、文部大臣の演説などにより、良妻賢母理念の意味を検討する。すなわち、1899（明治32）年の「高等女学校令」の趣旨説明で樺山文相は、「国家ノ精神風俗貧富強弱ハ主トシテ中等社会ノ建否如何ニ存ス故ニ中人以上ノ子女ニアリテハ固ヨリ小学校教育ヲ以テ足レリトセス」と訓示し、そして高等女学校では「他日中人以上ノ家ニ嫁シ賢母良妻タラシムルノ素養ヲ為スニ在リ」²⁷と述べた。

さらに樺山資紀は1899（明治32）年7月の地方視学官会議に出席し、高等女学校令制定の理由について述べたほか、「賢母良妻」の意義を次のように語っている²⁸。

健全ナル中等社会ハ独リ男子ノ教育ヲ以テ養成シ得ヘキモノニアラス。賢母良妻ト相俟チテ善ク其家ヲ齊ヘ始テ以テ社会ノ福利ヲ増進スルコトヲ得ヘシ。＜中略＝引用者＞賢母良妻タラシムルノ素養ヲ為スニ在リ、故ニ優美高尚ノ氣風、温良貞淑ノ資性ヲ涵養スルト俱ニ中人以上ノ生活ニ必需ナル學術技芸ヲ知得セシメンコトヲ要ス。

このように樺山は、中学校卒業の「国家忠良ノ公民タル」男性と、高等女学校卒業の「賢母良妻タルノ途」を修得した女性とが結婚して健全な中等社会を築けば、中等以下の家庭の模範となり、ひいては日本の国力も増強されると説いたのである²⁹。そして、この目的のために女性には「優美高尚ノ氣風、温良貞淑ノ資性ヲ涵養」するとともに「中人以上ノ生活ニ必需ナル學術技芸」を授けるべきと説いている。樺山は、女性の役割の中心を、家族制度下の中等社会の家庭を維持することにおき、性別分業論にもとづく特性教育としてあるべきと説いたと言えよう。樺山は「一家の主婦となって良妻賢母たることが、すなわち、女子の天職である」と述べ、専業主婦として男性に仕える女性という意味で、「良妻賢母」を用いるようになった。

明治中期以降の日本公教育体制が女子教育の公的な理念として掲げた良妻賢母は、明治啓蒙思想の女子教育論のいう良妻賢母を引き継ぐものではなく、伝統的でかつ保守的な女子観を堅持していた女子教育者たちが理想としていたような、貞淑・和順・勤勉など、儒教的な女徳を強調する女性像だったのである。他方、健全な社会は男性だけではなく、女性の協力も必要であるという、国家的見地から女子教育の意義を認めている点は明治啓蒙期の賢母論を継承したものの、樺山などが「賢母良妻」の内実として説いている具体的な徳目については、明治啓蒙思想家たちのいう「文明的な賢母」とかなりの開きが認められる³⁰。このように、この時期は1898（明治31）年の「民法」による家族制度の確立に伴い、新たな女子中等教育理念が模索され、確立されたのであった。

樺山の2代後に文部大臣となった菊池大麓女子中等教育を普及に尽力し、樺山の考えをさらに発展させ、数度にわたって女子教育の必要性を説いた。それ以後、徐々に良妻賢母という用語法が主流となって、国家公認の女子中等教育理念として定着するのであった。例えば、1902（明治35）年5月に開催された「全国高等女学校長会議」において菊池文相は、次のような訓示を行った³¹。

我邦ニ於テハ、女子ノ職ト云フモノハ独立シテ事ヲ執ルノデハナイ、結婚シテ良妻賢母トナルト云フコトガ、将来大多数ノ仕事デアルカラ女子教育ト云フモノハ此ノ任ニ適セシムルト云フコトヲ以テ目的トセネバナラヌノデアル、＜中略＝引用者＞男子ノ方ハ普通教育デアレバ即チ是ハ中学校ニ這入ル、所デ中学校ニ這入ツテモ多クハ中学校デ得ル所ノ普通教育デハ足りナイノデ、ソレカラ更ニ進ンデ高等ノ専門学校実業学校等へ這入り、或ハ又尚ホ進ンデ高等ノ普通教育ヲ修ムル様ナコトニナツテ来ル、然ルニ此ノ高等女学校ノ方デハ先ヅ女子ノ多数ニ取ツテハ之ヲ終ル年齢ニナルト稍ヤ結婚期ニ近寄ルノデアルカラ、即チコレヲ以テ女子ノ多数ノ教育ハ終ル者デアル。

ここでは、良妻賢母に適應する女子の特性教育としての良妻賢母教育の理念が明確に説明されている。すなわち、良妻賢母を女性の役割として位置づけ、それに適應させる女性を育成することを「女子教育」の目的とすべきと説いている。さらには、普通教育の行き止りとしての高等女学校の性格が示され、国家にとって女性の高等教育が否定される論理が明らかになる。

なお、良妻賢母理念と女子高等教育の関係を確認すると、それは文相小松原栄太郎が1911（明治44）年に日本女子大学の創立10周年記念式典で述べた次のような「祝辞」に端的に示されていた³²。

高等なる教育を受けたる女子は、業を卒へて人の妻となり、母となるに及び、却つて我家庭に適応せず、温良貞淑の美德を欠き、虚栄に趨り浮華を競ひて、勤儉家事を治むるを厭ひ、自ら視る事高くして、猥りに人に倣ひ、妻たり、母たるの本務を完うして、一家を安んずる事を得ざる者尠からざりしが如し。

このように、良妻賢母の理念を徹底しようとするならば、専門的職業教育としての高等教育は女性にはむしろ有害であり、国家から見て高等女学校以上の教育は不要とされたのであった。土屋忠雄は、この点について、「徹底的に家族制度に随順」した良妻賢母主義でなければ、「いかなる女子教育といえども国家はこれを否定しようとした」³³と評している。

以上のような女子高等教育否定の方針は、戦前期を通して徹底され、周知のように、国家による女性の高等教育機関は女子高等師範学校を除いて設けられず、また女性の大学教育制度も未整備のままに終わっている。

以上、1890年代後半に良妻賢母が政府公認の女子中等教育理念として形成される過程を考察したが、小山静子の研究によれば、良妻賢母は、女性を単に家族の一員としてではなく、家事や育児、そして夫に対する内助などを行う具体的国民として捉えることにより登場してきたものであった³⁴。つまり、女性が妻・母役割を果たすことが国家の発展と振興に結びつくとする考え方であった。欧米の女性観を土台とする「近代思想」として成立した賢母思想は、明治半ば以降に変容し、女性が母として、妻として、国民統合されることとなったのであった。

封建社会としての江戸時代から近代社会としての明治時代への変化の中で、子を育て、教育する役割が初めて女性に期待された。その後は次第に、単に夫や舅姑に従順であるだけでなく、家事の責任を持ち、家政を管理することが良妻の条件となった。あるいはまた、知識による内助や「高い」道徳性の発揮もが女性に求められていた。このことは、良妻賢母思想が、男女を対極的存在とみなす男女観や「男子は外で仕事」、「女は家庭で内助」という近代的な性別役割分業論に即応した形での期待される女性像の成立であったことを意味している。そしてその性別役割分業観は、生産と再生産が分離し、「公」と「私」の領域が形作られる近代社会成立の条件ともいえるべきものであった。この意味で、良妻賢母というイデオロギーは近代社会の形成にとって不可欠のものであり、女性を近代国家の国民として統合していく際のキー概念だったと言えよう³⁵。

第2節 女子中等教育制度の確立

1. 高等女学校令の制定とその制度

第2節では、第1節の考察を踏まえ、良妻賢母思想を具体化する女子中等教育機関としての高等女学校の制度的確立、教育内容、その数量的拡大過程を中心に分析する。そして、女子中等教育制度の複線としての実科高等女学校についても検討する。

(1) 高等女学校規程の制定

1891(明治24)年12月に「中学校令」が改正され、同令の第14条に「高等女学校ハ女子ニ須要ナル高等普通教育ヲ施ス所ニシテ尋常中学校ノ種類トス。高等女学校ハ女子ニ須要ナル技芸専修科ヲ設クルコトヲ得」³⁶と規定した。これが高等女学校の名称を学校制度の中に規定した最初であった。このようにして、高等女学校は尋常中学校の1種とされ、女子中等教育機関として法制的に認知された。同時に、この規定により中等教育における男女の性別分離教育が明確になり、独自の女子教育体系が作られるのである³⁷。さらに言えば、同じ中等教育機関でも、名称が女子中学校ではなく、高等女学校とされた点にも注目したい。高等女学校の女子中学校への名称変更は、第4章でも考察するように、大正期以降、その教育水準の向上も含めて、女子教育関係者から要求されることになる。

続いて、1893(明治26)年、文部大臣井上毅が女子中等教育の制度化に着手し、高等女学校制度の骨組を作り上げた。同年の女子就学奨励についての訓令では、「女子ノ為ニ其教科ヲ益々実用ニ近切ナラシメサルヘカラス裁縫ハ女子ノ生活ニ於テ最モ必要ナルモノナリ」³⁸と述べ、女子教育における実用性の尊重、その実用性を家庭処理能力に求める見解を確認した。

さらに、1895(明治28)年1月に高等女学校に関する初めての独立した法規として「高等女学校規程」が定められた。この規程では、高等女学校の学科課程、修業年限、そして入学資格などを定めている。次に、高等女学校規程の概要を検討する。

高等女学校規程 (1895年1月29日 文部省令第1号)³⁹

高等女学校規程ヲ定ムルコト左ノ如シ

第一条 高等女学校ノ学科目ハ修身、国語、外国語、歴史、地理、数学、理科、家事、裁縫、習字、図画、音楽、体操トス又随意科目トシテ教育、漢文、手芸ノ一科目若クハ数科目ヲ加フルコトヲ得

外国語、図画、音楽ハ府県立学校ニ就キテハ文部大臣ノ許可ヲ受ケ其ノ他ノ学校ニ就キテハ地方長官ノ許可ヲ受ケテ之ヲ欠クコトヲ得又生徒ノ志望ニ依リ之ヲ課セサルコトヲ得

第二条 高等女学校ノ修業年限ハ六箇年トス但土地ノ情況ニ依リ一箇年ヲ伸縮スルコトヲ得

第三条 高等女学校ノ第一年級ニ入ルヘキ者ハ修業年限四箇年ノ尋常小学校ノ卒業生若クハ之ト同等ノ学力ヲ有スル者トス

第四条 入学生徒ノ資格ヲ高ムルニ從ヒ第二条ノ修業年限ヲ三箇年マデニ短縮スルコトヲ得

第五条 教授日数ハ毎年大約四十週教授時数ハ毎週大約三十時トス

第六条 高等女学校ノ学科目ノ程度ハ左ノ如シ <以下略=引用者>

第1条では、高等女学校の学科目としては「修身」「国語」「外国語」「歴史」「地理」「数学」「理科」「家事」「裁縫」「習字」「図画」「音楽」「体操」の13科目を設け、教育、教育、手芸などの3科目を随意科としている。

第2条で、修業年限については6年としているが、この時点では尋常小学校の修業年限が4年であったためである。また1か年の伸縮を認めたのは、すべての学校において同一の形で実施する必要はないとの考えから、各土地の実情によって短縮することも可能としたのであった。

第3条では、高等女学校の入学資格を定め、修業年限4年の尋常小学校の卒業生あるいはこれと同等の学力を持つものとしている。

以上のように、「高等女学校規程」では、高等女学校の学科目、修業年限そして生徒の入学資格、教授日数と教授時数などを定めた。1897（明治30）年には各府県に高等女学校設置奨励の訓令が行われ、次いで1899（明治32）年2月、勅令として「高等女学校令」が公布された。

（2）高等女学校令の制定

高等女学校規程は、高等女学校独自の規程ではあったが、文部省令として定められ、「中学校令」と対等な形での勅令ではなかった。このため、上述したように1899（明治32）年に高等女学校令が定められた。次に、高等女学校令について、制定の趣旨、条文規定について考察する。

文部省は、高等女学校の制度化の必要を認めについて、高等女学校令の制定に着手していたが、1898（明治31）年11月22日、文部大臣樺山資紀は総理大臣へ高等女学校令制定の請議文を提出した。その中で樺山は、高等女学校令制定の必要性を以下のように記している⁴⁰。

現時ノ実況ヲ調査スルニ女子ニシテ高等普通教育ヲ受ケントスル者年々其数ヲ増スニ拘ハラヌ高等女学校ノ数甚少ク到底其志望ヲ達セシムル能ハス之レカ為メ止ムナク廢

学シ又ハ不完全ナル女学校ニ入り若クハ志ヲ枉ケテ宗教的学校ニ入ルカ如キ者比々皆是レニシテ遺憾少カラス若シ従来ノ如ク高等女学校ノ設置ヲ地方公共団体又ハ私人ノ随意ニ委センカ女子高等普通教育ノ普及ヲ期スヘカラサルノミナラス亦其本旨ヲ誤ルノ虞ナシトセス。〈中略＝引用者〉高等女学校ニ関スル規定ハ中学校令中僅ニ一ヶ條ヲ存スルノミニシテ其他別ノ勅令ヲ以テ規定セラレタルモノナク教育制度上欠典タルヲ免レス。

樺山は、高等女学校へ進学を求める希望者が増加しているにもかかわらず、高等女学校数は依然として少なく、進学希望者の志望を達することができないことが現状であると指摘する。そしてこのため、進学を諦めたり、不完全な女学校に入学したり、あるいはキリスト教系の女学校に入るなど、様々な状況が出現しており、この点は「遺憾」だと説明する。そして、従来のように、国家が法的に整備しなければ女子高等普通教育の普及が期待できないだけでなく、本来の女子教育の趣旨を誤る結果にもつながると説いている。

さらには、勅令では中学校令第14条で高等女学校を中学校の1種と定めているだけであり、この点は教育制度上の欠点であり、独自の勅令として高等女学校令を定めたいと、その趣旨を説明している。

また、1899（明治32）年1月26日付の「高等女学校令ヲ定ム」の閣議決定文書中では、次のように高等女学校令の制定理由を記している⁴¹。

現時女子ニシテ高等普通教育ヲ受ケントスルモノ年々其ノ数ヲ増スニ拘ハラス高等女学校ノ数甚タ少ク到底其ノ志望ヲ達セシムル能ハス若シ従来ノ如ク高等女学校ノ設置ヲ地方公共団体又ハ私人ノ随意ニ委スルトキハ女子高等普通教育ノ普及ヲ期スヘカラス又現行ノ法令中高等女学校ニ関スル規定ハ中学校令中僅ニ一箇條アルノミニシテ教育制度上欠典タルヲ免レサル。

上記のように、閣議決定文の高等女学校令制定の趣旨は、文相樺山の請議文とほぼ同様と言える。とりわけ、高等女学校令の制定は、女子中等教育の普及につながるものとしている点が確認できる。

以上、政府による高等女学校制度の確立の趣旨を確認したが、深谷昌志は1890年代後半の時代状況を踏まえ、次のように高等女学校令制定の背景を指摘している。深谷の研究によれば、この時期の国家による女子教育振興の原因は、①日清戦争の体験、②条約改正、内地雑居の問題、③婦人労働者の質的な変化、の側面があったとされている⁴²。すなわち、①については、日清戦争の勃発により、女性は従来 of 家庭内部の枠組みに限定されていた

状態から国民として位置づけられた。女性の役割を国力との関係から見直し、国家主義と結びついた形で女性教育の必要性が求められるようになったと言えよう。また、②については、条約改正に伴い外国人の国内居住を認める「内地雑居」が進むことにより、キリスト教団の布教活動の拡大及びキリスト教主義女学校の増設が予想され、その拡大を防ぐための対策として、日本的な公立高等女学校を増設する必要に迫られたのであった。さらに、③については、1890年代以降の産業化の進展に伴う女性労働の量的な拡大や質的な変化があげられる。例えば、看護師・電話交換手・「オフィスガール」など女性の職場の拡大とともに、初等教育以上の学力をもつ女性が必要となり、女子中等教育拡大への要請が生じていた。このように、深谷は、1890年代後半の時代状況で見られた「日清戦争、条約改正、産業革命」が、女性への中等教育振興の要因になったと指摘している⁴³。

次に、高等女学校令の主な条文について分析する。その条文は次のようであった⁴⁴。

高等女学校令（1899年2月8日 勅令第31号）

- 第一条 高等女学校ハ女子ニ須要ナル高等普通教育ヲ為スヲ以テ目的トス
- 第二条 北海道及府県ニ於テハ高等女学校ヲ設置スヘシ
前項ノ校数ハ土地ノ情況ニ応シ文部大臣ノ指揮ヲ承ケ地方長官之ヲ定ム
- 第六条 私人ハ本令ノ規定ニ依リ高等女学校ヲ設置スルコトヲ得
- 第七条 高等女学校ノ設置廃止ハ文部大臣ノ認可ヲ受クヘシ
高等女学校ノ設置廃止ニ関スル規定ハ文部大臣之ヲ定ム
- 第八条 高等女学校ノ位置ハ文部大臣ノ認可ヲ經テ地方長官之ヲ定ム
- 第九条 高等女学校ノ修業年限ハ四箇年トス但シ土地ノ情況ニ依リ一箇年ヲ伸縮スルコトヲ得
高等女学校ニ於テハ二箇年以内ノ補習科ヲ置クコトヲ得
- 第十条 高等女学校ニ入学スルコトヲ得ル者ハ年齢十二年以上ニシテ高等小学校第二学年ノ課程ヲ卒リタル者又ハ之ト同等ノ学力を有スル者タルヘシ
- 第十一条 高等女学校ニ於テハ女子ニ必要ナル技芸ヲ専修セントスル者ノ為ニ技芸専修科ヲ置クコトヲ得
高等女学校ニ於テハ其ノ卒業生ニシテ某学科ヲ専攻セントスル者ノ為ニ専攻科ヲ置クコトヲ得
- 第十二条 高等女学校ノ学科及其ノ程度ニ関スル規則ハ文部大臣之ヲ定ム
- 第十三条 高等女学校ノ教科書ハ文部大臣ノ検定ヲ經タルモノニ就キ地方長官ノ許可ヲ經テ学校長之ヲ定ム但シ文部大臣ノ検定ヲ經サル教科書ヲ使用スル

必要アルトキハ地方長官ハ文部大臣ノ許可ヲ経テ一時其ノ使用ヲ認可スルコトヲ得

高等女学校教科書ノ検定ニ関スル規則ハ文部大臣之ヲ定ム

第十八条 本令ノ規定ニ依ラサル学校ハ高等女学校ト称スルコト得ス

第十九条 本令施行ノ為ニ必要ナル規則ハ文部大臣之ヲ定ム

附 則 <以下略=引用者>

「高等女学校令」では、その第1条でその目的を「女子ニ須要ナル高等普通教育ヲ為ス」と定め、男子の中学校と同じく「高等普通教育」機関として法令上位置づけた。そして、第2条で、北海道及び各都道府県に高等女学校を設置することを義務づけたのである。この規定により、1903（明治36）年までに全国に公立の高等女学校が次々と設立された。また、第11条では女子に必要な技芸を専修するための技芸専修科と、特定学科を専攻する専攻科を置くことも認めていた。高等女学校が全国の道府県に設置されたことで、一家を支える嫁、妻、母となるべき女子のための教育は急速に発展していくのである。さらに、1901（明治34）年には高等女学校施行規則、1903（明治36）年にはその教授要目が定められるなどし、法的側面が著しく整備された。これらについては、後に検討する。

1908（明治41）年9月に開かれた「高等女学校長会議」で、文相小松原は女子中等教育の方針を述べ、「女子ノ教育ハ主トシテ良妻賢母ヲ作ルニ在リ、忠孝ノ道ヲ辨ヘ婦道ヲ修メ常識ヲ養成シ家政ヲ料理スルニ適セシムルヲ以テ最要ノ目的トスヘク特別ノ事情アル者ヲ除キテハ漫ニ都会ニ遊学シ高尚ノ学芸ヲ修ムルノ必要ヲ認メス」⁴⁵とし、その目的が良妻賢母の育成にあることを改めて強調するのである。そして天皇制国家を支える単位としての「家」を守るための道徳=淳風美俗を女子の最高道徳として強調したのであった。

（3）高等女学校の教育目的と学科課程

まず、高等女学校の教育目的を検討する。上述したように、高等女学校令の第1条では「女子ニ須要ナル高等普通教育ヲ為スヲ以テ目的トス」⁴⁶と定め、中学校に対応させる形で女子に対しても男子と同様高等普通教育を施すこととしている。そして、第10条で入学資格は、「年齢十二年以上ニシテ高等小学校第二学年ノ課程ヲ卒リタル者又ハ之ト同等ノ学力ヲ有スルモノタルヘシ」⁴⁷とした。

上述したように、女子中等教育である高等女学校の教育課程を法制上明示したのは、高等女学校規程が初めてであった。その後、高等女学校令第12条に基づいて1899（明治32）年2月に「高等女学校ノ学科及其程度ニ関スル規則」が定められた。表1-1は、1899（明治32）年時点での高等女学校の学科目及びその程度、毎週教授時数などを示したものである。

表 1-1 高等女学校学科課程基準 (1899 年)

	毎週 時数	第一学年	毎週 時数	第二学年	毎週 時数	第三学年	毎週 時数	第四学年
修身	1	人倫道德 ノ要旨 作法	1	同上	1	同上	1	同上
国語	4	講読 作文	4	同上	3	同上	3	同上
外国語	3	読方、訳 解、書取 習字	3	同上 会話、文 法、作文	3	同上	3	同上
歴史	2	本邦歴史	2	同上	1	外国歴史	1	同上
地理	1	本邦地理	1	同上	1	外国地理	1	地文
数学	2	筆算、整 数、分数、 小数	2	筆算 同上	2	筆算 比例	2	筆算、百分 数、殊数、 加減 乗除
理科	1	植物 動物	1	同上 鉱物	2	物理 化学	1	生理 衛生
家事	—		—		1	衣食住	2	家計簿 記、看護、 育児等
裁縫	6	縫方 裁方	6	同上 繕方	6	同上	6	同上
習字	2	楷書	2	行書	2	假名交り 草書	2	同上
図画	2	自在書	2	同上	2	同上	2	同上
音楽	1.5	単音唱歌	1.5	同上	1.5	複音唱歌	1.5	同上
体操	2.5	普通体操 遊戯	2.5	同上	2.5	同上	2.5	同上
合計	28		28		28		28	

(注：文部省教育調査部『高等女学校関係法令の沿革』1941年、18～19頁を引用)

表 1-1 に示したように、高等女学校の学科目は修身、国語、外国語、歴史、地理、数学、理科、家事、裁縫、習字、図画、音楽、体操が見られるほか、随意科目として教育、漢字

文、手芸を加えた。さらに外国語、図画、音楽も随意科とすることができるとした。そして「学科目ノ程度」においては、各学科目の教授要旨、教授内容、教授上の留意事項をあげていた。しかし、この規則は1901（明治34）年に改めることになる。

高等女学校令に基づき、1901（明治34）年3月には文部省は「高等女学校令施行規則」を制定し、その中で高等女学校の学科課程について定めた。高等女学校の学科目は修身、国語、外国語、歴史、地理、図画、家事、裁縫、音楽、体操とし、ただし修業年限を短縮した学校においては外国語を欠くことができるものとした。また音楽は学習困難であると認めた生徒にはこれを課さないことができるとした。さらに、随意科目として教育、手芸の1科目又は2科目を加えることができるとした。この施行規則は、1899（明治32）年の「高等女学校ノ学科及其程度ニ関スル規則」を引き継いだものであり、以後この施行規則に基づいて高等女学校の教育が展開することになる。なお、高等女学校課程の詳細については、第2章の第1節で説明を行う。

（4）高等女学校の教育対象

上述したように、明治後期における高等女学校は、主に社会の中流階層の家庭で、使用人を雇えるレベルの、かなりの程度の経済力を持つ家庭の女子を対象として行われる教育機関であった。深谷の研究⁴⁸によれば、高等女学校の生徒の階層も多様であることが分かる。以下、深谷の研究によって、この点を確認する。

表1-2 高等女学校生徒の出身階層（1901年の卒業生）

学 校	卒 業 生	士 族 出 身 者	割 合 (%)
德基女学校	12	10	83
石川高等女学校	27	20	77
米沢高等女学校	30	23	77
鳥取高等女学校	21	16	76
福井高等女学校	31	23	74
東京府立第二高等女学校	46	29	63
鶴岡高等女学校	33	20	61
福岡高等女学校	40	23	58
彦根高等女学校	18	10	56
山口高等女学校	31	14	45
浦和高等女学校	19	4	21

（注：1901年の卒業生。深谷昌志『良妻賢母主義の教育』187頁より引用）

表1-2は1901（明治34）年の卒業生の出身階層を示したもので、高等女学校卒業生中、

旧士族出身者は、平均60%を数える。一般に、江戸末期の全人口中、士族は多く見積もっても10%といわれる。また、1901（明治34）年の東京府立高等女学校入学者の父親たちの職業から見ると、入学者249人中、官吏60人、銀行員19人、医師13人など、専門職・ホワイトカラー層が多く、農業従事者は16人に過ぎない。そして、1905（明治38）年の京都府立高等女学校在籍生徒の保護者の職業の内訳は、専門職、ホワイトカラー250人、商業195人、農業117人である。また、農業は地主、商家は老舗だったと考えられる。

該当年齢人口に占める女子中等教育在学者の割合は、1900（明治33）年で1.6%（男子5.2%）、1910（明治43）年で9.0%（男子22.8%）と10%に満たなかった。この時期の高等女学校教育が、いかに限られた層の女性を対象として進められていたかが分かる。

高等女学校の毎月の授業料は、最も高い東京府立高等女学校が1円80銭、京都府立が1円50銭、平均すると1円前後であった。しかし、そのほか諸雑費や下宿費は14円ぐらいになる。高等女学校の月謝は、中学校より約30%安く、平均1円程度であるが、そのほかの諸雑費を加えると、月に4円程度が入用になる。1897（明治30）年の小学校教員の給料を見ると、尋常小学校教員の平均給与は10円88銭、高等小学校では15円21銭である⁴⁹。このように、一般的な小学校教員の賃金では娘を高等女学校へ進学させることはできなかった。経済的に恵まれていても、商家の娘の進学者は少なくなった。それは、山川菊栄が回想しているように、「商家では高小を出てお針や三味線のおけいごごとに通い、一年ほど見習い奉公にいったお嫁に行くのが普通」⁵⁰であった。この時期の高等女学校は「士族と士族の行動様式を模倣するエリート向けの学校」の存在であると言えよう。

2. 実科高等女学校の制度化

日露戦争後、小学校への女子の就学率も急激に上昇し、1907（明治40）年には96%を越えた。それに伴い、女子中等教育も量的に拡大し、既述したように1899（明治32）年に37校に過ぎなかった高等女学校が1907（明治40）年には133校に急増した。このような状況の下で、中等教育を希望する女子の増加に対応するため、県庁所在地などの都市以外での高等女学校の普及を模索する必要がある。さらには、高等女学校の教育内容に対する批判も増加しつつあった。その批判は、高等女学校の教育内容は実用的ではないというものであった。このような状況に対応するため、政府は1908（明治41）年5月に高等女学校令及び同令施行規則を改正した⁵¹。主な改正点は、①高等女学校令施行規則中に認められていた3年制高女を廃止する、②教育内容決定にあつたて地方差・学校差を考慮する、③教員・施設を欠く場合、音楽・図画を選択科目にできる、というものであった。特に重要なのは地方差を考慮した点で、一定の範囲内で時間配当決定の自由を各学校にゆだねたのであった。

さらに1908（明治41）年、文部省は、女子中等教育機関を地方の実情に合わせて裁縫と女訓を伝達する実科的学校と、現行の高等女学校制度を生かした一般教育学校とに二分する方針を決定し、1909（明治42）年に針塚・服部両視学官が中心となって制度改革案の作

成に着手した。1年後、「高等女学校家政科創設案」がまとめられ、1910（明治43）年3月高等教育会議に提出された。高等教育会議では、「高等女学校に於て主として家政に関する学科目を修めんとする者の為家政科を置くことを得しむこと」のほか、家政科のみの高等女学校を高等小学校に併置できる、在学年数は3年以上などの構想がまとめられた⁵²。

家政科設置の理由について、小松原文相は「現行の高等女学校は多く都会の地に設置せられ、多く上流の女子を教育する風になって居て、且つ地方より留学せざるを得ない有様である。故に、中流以下の農村の女子の如きは、為に質朴醇良の美風を失って、地方の生活に適せざる様になるがある。因て本案は高等女学校に、新たに家政科を置くことを得せしむることとし、＜中略＝引用者＞成るべく簡易便宜の方法によりて、女子教育を施さん」⁵³と説明した。文部省は、高等女学校入学者を都市の上層に限定し、農村や中間層の女子には家政を中心にした教育を与え、醇風美俗を維持しようとしたのであった。

また、高等教育会議において菊池大麓は「現行の高等女学校とても良妻賢母を作るが目的にて、勿論家政科にも重きを置けり。然るに今回のものにものみ、家政の文字を冠せしむるは不適當なり、宜敷、実科女学校と改むべし」⁵⁴と提案したが、この案が可決されて家政科案は実科高等女学校と改称された。そして、1910（明治43）年10月26日に高等女学校令が改正され、実科高等女学校が制度化された。

すなわち、改正された高等女学校令の第11条では、高等女学校の1つとして「主トシテ家政ニ関スル学科目ヲ修メムトスル者ノ為ニ実科ヲ置キ又実科ノミヲ置ク」ことができると規定した⁵⁵。このように、従前の「技芸専修科」を改組して新たに「実科」を設けることができるとした上で、実科のみの高等女学校を実科高等女学校と称すると定めている。実科高等女学校の修業年限は、第11条の3で、尋常小学校卒業程度を対象とする学校は4年、高等小学校1年次修了程度を対象とする学校は3年、同年2年卒業を対象とする学校は2年とした。このように、実科高等女学校は、4年制・3年制・2年制の3種類があることとなったのである。学科目に関しても、修業年限の異なる3種類の学校に対応して学科目及び毎週教授時数を示した。

このような3種の修業年限を認めて地方の状況に応じようとした点や教育内容を家政科に重点をおいた点について、文部省は次のように説明している。すなわち、従来の高等女学校では「家政ニ関スル学科」は適切な状況になかったこと、「女子ノ教育ハ特ニ学校ト家庭ト相俟チテ始メテ其ノ訓育ノ効果ヲ完ウシ得ヘキモノ」であり、女性の「修学ノ為遠父母ノ膝下ヲ離レシムルガ如キハ訓育上頗ル考慮ヲ要スル」ため、地域で簡易に設立される実科制度を設けたと説明されていた⁵⁶。

後述するように、高等女学校令施行規則第18条では、実科においては裁縫に多くの時間を当て、裁縫は1・2学年で週14時間、3・4学年で週18時間であった⁵⁷。

なお、実科高等女学校は3種類があったが、以下は4年制の課程を取り上げて、その学科目と学年別の教授時数について検討する。

表 1-3 実科高等女学校（4年制）学科目別週間教授時数

学科目 \ 学年	第一学年	第二学年	第三学年	第四学年
修身	2	2	1	1
国語	6	6	6	6
歴史	2	2		
数学	2	2	2	2
理科及家事	2	2	3	3
裁縫	14	14	18	18
図画	1	1		
唱歌	2	2		
実業			3	3
体操	3	3	3	3
計	34	34	36	36

（注：『明治以降教育制度発達史』第5巻、285・286頁より引用）

上の表に示したように、実科高等女学校の教育課程の最大の特徴は、裁縫（週14時間）を中心とした実用性を重視した科目に重点が置かれている点にある。また、既述したように、修業年限としては、3種の実科高等女学校が存在していた。

高等女学校本科との比較で見れば、同じ4年制でも実科高等女学校には外国語が皆無であるとともに、裁縫が本科の5倍余の64時間配されている。このように実科高等女学校は、家事と裁縫が過半数の時間を占めており、女子的技芸の習得に重点を置いた良妻賢母教育を目指す存在として設けられたことが教育内容面からも明らかになる。換言すれば、家族制度に立脚した家政教育を行う機関として、実科高等女学校は位置づいていた⁵⁸。

文部省は、1912（明治45）年に全国実科高等女学校長会議を開催した。会議で長谷場純孝文相は、実科高等女学校における教育はその生活に適切させるべきとし、従来の高等女学校教育は「動モスレハ家庭ノ実情ニ遠カリ或ハ高遠ナル理想ニ馳」しり、「徒ニ繁多ナル事項ヲ注入」していると批判した⁵⁹。同年7月には、高等女学校及び実科高等女学校の教授要目が改定された。この改正は、高等女学校と実科高等女学校の教育内容を家族制度に結びつけることが主要なねらいであった⁶⁰。この改正教授要目が「女子を数十年前の古城に駆り集め、其の保塁外に出でしめざらんとする」⁶¹と批評されたように、「第1学年・第2学年の修身では貞淑・温良・忍耐など受動的な徳目が列挙され」、「国語では『温良貞淑ノ女徳ヲ涵養スル』教材が尊重されるなど、儒教女訓の色彩が強い内容」であった⁶²。

初期の実科高等女学校は高等女学校に併設され、高等女学校に入学できない生徒を収容する「高女第二部」的などが少なくなかった⁶³。しかし、1909（明治42）年に県下に県立高等女学校が県庁所在地に1校しかない県が47中24県を数えた⁶⁴。このような状況

から明らかなように、高等女学校は高度な普通教育機関として存在し、県の中心部に設置されており、郡部へは余り普及していなかった。こうした状況の中で、家政を中心とした実科高等女学校が制度化されたことは、都市部は勿論、農村部にも女子中等教育が普及していくきっかけとなった。上述したように、1905（明治38）年には5%も満たなかった高等女学校への進学率は女兒の尋常小学校就学率がほぼ100%になる1910（明治43）年ころから徐々に高まり、1920（大正9）年には9%、1925（大正14）年には15%近くにまで上昇した。

しかし、地方には実科高等女学校と同種の多くの各種学校があった。例えば、鳥取県では裁縫学校があり、それらは年限が3、4年であるなど実科高等女学校と類似していた。このように義務就学率の向上を背景として女子の中等教育要求が高まる中で、頂点に府県立高等女学校、第2層に実科高等女学校、底辺に技芸女学校・補習学校といったように3層化され、良妻賢母を指導理念に掲げる女子教育体制が確立されることになった⁶⁵。良妻賢母の教育方針は、大正の臨時教育会議、教育政策を検討する場でも国家公認の理念として引き継がれ、単に中等教育に止まらず、初等教育・高等教育・社会教育・家庭教育など、女子教育全体に影響を与え、第二次世界大戦終了まで変わることはなかった。

次に、実科高等女学校の数的推移について検討する。家庭生活についての実用性の観点を強調する女子中等教育の新しいタイプとして発展してきた実科高等女学校は、1911（明治44）年には49校であるが、1915（大正4）年には143校、その生徒数は2万117人となった。そして高等女学校と実科高等女学校は、1912（明治45）年には学校数でおよそ300校、生徒数で74,000余人に達した。

上記のように、益々増加の傾向を見せる実科高等女学校の設置にあたり、施設上の注意事項を定める必要性があった。これにつき、福士末之助は『実科高等女学校施設上の注意』⁶⁶において①高等女学校の本科に比べて「程度の低い教育を施すべきものではない」、②「普通学科目の教育に力を用ゐなければならぬ」、③「体操の教授に力を用ゐなければならぬ」、④「教室の利用に注意せなければならぬ」、⑤「特に教師の配置待遇に注意すべし」の5点を指摘している。このような全国向けの注意点の提供は、実科高等女学校における一定程度の水準を保たせるねらいがあったと考えられる。すなわち、実科高等女学校を「高等女学校の一種」として位置づけ、「等しく女子の高等普通教育を施し」、さらには「実科高等女学校の特質を、従来の各種学校たる御針屋式の学校に退化せしむることなく、益々其の実績を挙げて、良妻賢母を養成し、女子高等普通教育の目的を貫徹したい」との考えを示している。

第3節 明治後期の教育家の女子教育論

第3節では、高等女学校の制度が確立した後の女子教育論の展開に着目する。すなわち、

明治末年の女子教育界に重要な影響を与えた人物を中心に、著書において、どのような女子教育論を主張していたかを検討する。

ここでは、女子教育論全体を検討対象とはせず、本研究の分析視点に基づき、主に女子教育の目的と良妻賢母を育成するための教育について検討する。これにより、明治後期に政府の公的な理念として確立した良妻賢母主義が、女子教育関係者や教育学者によってどのように展開されたかを窺うことにする。

人物としては、女子教育家としての三輪田真佐子、教育学者としての下田次郎、谷本富を取り上げて、それぞれの著書でどのような女子教育論が語られたのかを検討する。

1. 三輪田真佐子の女子教育論

三輪田真佐子（1843～1927年）は、明治期の女子教育者で三輪田高等女学校の設立に尽力した人物であり、愛国婦人会などでも活躍した。1887（明治20）年に東京神田に翠松学舎を設立し、1890（明治23）年よりは東京音楽学校、東京府立高等女学校の和漢文の講師、そして1901（明治34）年には私立日本女子大学校教授を経て、1902（明治35）年に三輪田女学校を設立する。翌年の1903（明治36）年に、同校は三輪田高等女学校となる。

三輪田は、1890（明治23）年半ばから1900（明治33）年に至るまで様々な著作を執筆した。その中で、女子教育についての著書としては『女子の本分』（国光社、1899年）、『女子の処世論』（国光社、1896年）、『女子教育要言』（国光社、1897年）、『女訓の栞』（大倉書店、1902年）、『女子の務』（国光書房、1906年）があげられる。

ここでは、三輪田の著書の中でも、最も代表的な『女子の本分』を取り上げて、そこに記述された女子教育論について検討する。『女子の本分』の構成は、「第一章 総論」、「第二章 女徳」、「第三章 女子特別の身分」、「第四章 女子の芸業」、「第五章 女子の容装」、「第六章 女子の人に接する道」、「第七章 女子の生活及人物」、「第八章 結論」の8つの章から成り立っている。ここでは、第1章、第2章、第3章を中心に検討する。

第1章「総論」の「日本女子と西洋女子」において、「今日に於いて、肝要なるものは、国家の母たる女子の為、女子は、如何なる天性を受け、而して、如何なる天職を果たすべき任務を負へるかを明にし、而して、其の任を全うせんには、如何にすべきかを講究する」⁶⁷こととし、女性が果たすべき役割の重要性を「講究」することが必要とする。続いて、「我が国の女子は、女徳の点に至りては、殆、全けれども、女業の点に至りては、彼に及ばざる所あり。之に反して、欧米の女子は、女徳の如何たるを知らずして、女業に秀づるものゝ如し」⁶⁸と日本の女性の特徴を指摘し、西欧の女子教育制度の進歩が、女性の才芸の進歩につながると述べている⁶⁹。さらには、「我は、貞操節義、自守る徳ありて、遥に、高尚なり」⁷⁰と述べると同時に、「女徳は、私の特色にして、才芸は、彼の長所」⁷¹など、欧米の女性と日本の女性がそれぞれ有する長所について述べている。このように、三輪田は、日本の女性と欧米の女性の特徴を比較しながら、これからの女子教育は「固有の長所たる東洋的道德を堅持しながらも、欧米流の実用の才・技術で足らざる面を補う、いわゆる徳才

兼備の女子が理想となる」⁷²と述べている。すなわち、「伝統的な東洋思想の中で残すべきものは残し、しかも近代化への新しい道を求める」「和洋折衷」⁷³の女子教育路線を模索している。

第2章「女徳」では、女徳を「女性に欠くべからざる資格」として位置づけ、「一時、肉眼を欽ばしむる如き虚飾のものにあらず」⁷⁴と述べている。そして、女子の本分として守るべき徳目としての「節操」、「孝行」、「和合」などが論じられた。

「節操」については、「女子の嫁入道具は、貞操の心だに備はれば、既に整へるものなるを、天下女子の父母たるもの、嫁入の道具なきを以て、其の女の縁なきを憂ふるものあるは、愚の至ならずや」⁷⁵とし、節操を守るこそが女子の道であると述べている。「孝行」については、「孝養の主たるものは、父母を、病床に慰め、敢て、山海の珍味を進むるに止まらず、品行を慎み、勉励もて、郷黨隣里の誉を得て、能く、父母の心を安んずるにあり」⁷⁶と述べている。そして、「嫁ぎし後は、夫に代はりて、舅姑に事へ、勤勉以て、其の肢体を養ひ、信実以て、其の心感を安んじ、恰、家に於いて、父母に事へし如くなるべし」⁷⁷とし、結婚後は父母・舅姑に孝行を行うべきである、結婚前後のそれぞれの時期における従順な姿勢が女性の「孝行」であると説いている。

次に「和合」についての記述を見ると、「一国の強弱は、其の国民調和の度を以て、量り得べし。蓋、一家の団楽、一郷の親睦は、国民調和の原子たらずばならず」とし、「国民を調和せしむるものは、天稟柔和にして、之に触るれば、春風の如く、和煦せられ、之に接すれば、慈神の如く、恩澤を感ずる女子にあらずして誰ぞ」⁷⁸と述べている。続けて「日本女子の、益勤むべき処は、壯夫の武き心を撓ます神通性を以て、先、家族の憂を溶きて和合せしめ、隣人の怒を鎮めて、親睦せしめ、平和の源、人情の鎖、恩愛の母となり、人間万事の感情、悉、女子の支配する処とならしめざるべからず」と説き、さらに「女子、己の天職を尽くせ。天職を尽くすは、女徳を行ふものなり」⁷⁹と述べている。「和合」としては、日本女性特有の柔和の性質を存分に生かして、まずは家庭の和合を守ることが女性の本分であると主張している。このように、三輪田は「日本女子は、あくまで、日本の天然なる習慣、及、作法と、相待ちて、女徳を尊ばざるべからず」⁸⁰と述べている。

第3章「女子特別の身分」においては、女性は「妻道」と「母たる道」の二つの特別な「身分」をもっていることとし、女子としては自らその特別な身分と特性を自覚し、良妻賢母となることに努めるべきであると述べている。

一方、三輪田は男女の在り方については、陰陽説に基づく人道実践を提唱している。すなわち、「陰陽各々がその分を守ることは人道実践の基本原則である。男子を陽とし、女子を配して陰とするのは天命であり、自然の順であって、決して尊卑の意ではなく、働く領分の差を示すものである」⁸¹と説いている。したがって、女子の働きの領分は「家庭のみ」であるとし、「結婚によって女子は妻となり、母となるが、妻たり母たるためには、妻道・母道を実践せねばならぬ。妻道・母道の実践によってのみ、女子は社会・国家に奉仕することができ、そのことが天命にこたえるゆえんである。かくて、女子教育の唯一無二の目

的は良妻賢母の育成であり」、「教育内容において、男女に相違があることは当然である」⁸²と述べている。このように、三輪田の男女の「働く領分の差」を認める考えの下に、女性の役割を果たすべき領分は「家庭のみ」であると主張している。そして、女性が本分を果たすことにより、結果として「社会・国家に奉仕すること」ができるとし、良妻賢母の育成こそが女子教育の真の目的であると説いている。

以上分析したように、三輪田は『女子の本分』において「男性との平衡を保ち」つつ、「儒教的女徳論の立場で女子教育を国家機構の中に位置づけた」⁸³、国家主義的立場からの良妻賢母主義の女子教育論を展開している

さらに、もう1冊の著書『女子教育要言』においても、自身の女子教育論を述べている。すなわち、第2章「女子教育の大本」では、「女子教育は、女子のたのづからなる一切の能力を培養して、真の幸福なる生活をなさしめんために外ならず」と、女子教育の目的を述べている。さらに、女子の「一切の能力を培養」するためには「女子の天性なる、良知良能を養ふべき」であるとし、「男子と、教育の趣意を異にし、学科にも、自然差別あるべきなり」⁸⁴と説いている。すなわち、女子教育は「国体と一致」すべきであるとし、「真の良妻賢母を養成せんとすれば、わが国の富の程度如何、情態の趨勢如何を考へ。適切なる教育を施すべき」⁸⁵と強調している。そのため「有為の女子を教育せんとすれば、現今なる社会の情態を見、将来なる家内の大勢を察」し、「女子の学ぶべき、化学、生理、衛生、植物、編物等の智識は、かの国の長所なれば、宜しく採るべきもの」⁸⁶と主張している。

第8章「女子の学制」では、婦徳の養成方法について、次のように述べている⁸⁷。

女学校に於いて、女徳を養成する方法は、善良の校風を起し、これに感化する外はなかるべし。わきて、倫理を講ずるには、神聖なる講堂を設け、これに入るや、我が国の至尊を敬し奉るは更なり、なほ、わが史上の模範となるべき、女傑の肖像を、四面に掲げ、これを欽仰しつつ、わが国体の大道に基き、傍、聖賢の明教を加へ、過去、及、現今なる、烈女貞婦の実歴を交へ、これを講ずるものは、校長、若くは、有徳の婦人と定め、凡、一校の女生を、二組、あるは、三組など、適当に合併し、気爽に、心、いまだ倦まざる早期を以て、能ふ限りは、他の教師も、講堂に列席し、生徒の衣帯、束髪、言語、動作、一切の外容にも、注意を与へ、静粛に、女道を講じ、知らず識らず、高尚の、純潔の、温厚の、あるは、親切なる気風を作らしめ、これより、至善の域にみちびくべし。

ここでは、①女徳を養成するためには良い校風をつくり、②女傑の肖像を掲げ、③天皇の「明教」や「烈女貞婦の実歴」を交え、④校長や「有徳の婦人」が指導すべきとしている。さらには、「生徒の衣帯、束髪、言語、動作」なども注意しつつ「女徳」を講ずべきと

している。さらに「尋常学校の目的は、學術を研究するにあらずして、良妻賢母の素養を為すべきもの」⁸⁸と述べる同時に、女学校に設置された各教科を学ぶ意味について述べている。

三輪田は『女子教育要言』の結論として、女子教育の目的は国家主義的良妻賢母を育成することにあるとし、次のように述べている⁸⁹。

わが国の女子教育は、国家主義ならざるべからざるを以て、おのれは、女子教育の大本に於いて、その主義の大要を述べけり。従ひて、良民を作るを以て、肝要となすべければ、敢て、異調の女子を望まず、所謂、良妻賢母をこそ期するなれば、徳育、智育なども、その目的を取りけり。

2. 下田次郎の『女子教育』

下田次郎（1872～1938年）は、1899（明治32）年に東京女子高等師範学校教授となり、主に女子教育を講じた。1898（明治31）年文部省に入り、海外の女子教育の研究を命じられ、1899（明治32）年から1902（明治35）年までイギリス、アメリカ、フランス、ドイツへ留学する。帰国後は、修身教科書の編纂や女学校での修身教育を担当するなど、女子教育の振興に多大な貢献を尽くした。その生涯を女性の高等教育研究や中等教員の養成に尽力し、「名実ともにこの分野の専門的権威」と評され、ここで扱う『女子教育』（1904年）は下田の代表的著作であり、女性の教育についての日本で最初の系統的著作とされている。後述するように、下田は男女の「差異」を科学的に分析し、その差異に基づいて良妻賢母の育成を目指した。このような特性教育論を主張する下田は「女子教育の理論的イデオログの一人」であり、「良妻賢母思想の一典型」とされている。なお、下田の高等女学校用修身教科書については、第5章で考察する。

第1章で記したように、1904（明治37）年に出版した代表的著作『女子教育』は、日本で最初の女子の身体及び精神に関して系統的に説述した、最も包括的なものとして評価されている。この『女子教育』は、「第一編 女子の身体」、「第二編 女子の心理」、「第三編 女子の教育」など、大きく3つの部分によって構成されている。

第1編「女子の身体」では、体重、身長、体力などを含めた身体各部位における男女別の詳細なデータを用いて両者の相違点について分析を行い、女性の特徴を分析している。下田は、男女の身体的特徴の相違を根拠として、女性の特徴を伸長させる女子教育論を説くことになる。

さらに、第2編「女子の心理」においては、第1編の男女身体上の相違点を踏まえ、男女の心理状況においても極めて注意する必要があると述べている。すなわち、第2編の冒頭では「教育は被教育者の身体の健康、発達及び練習に留意するは勿論であるが、其最も

力を費す所は精神の形成である、故に教育者は先づ精神現象の説明を目的とする心理学に通ずるの必要がある⁹⁰と記述し、主に「智的作用」と「感情」の側面から論じている。このように、下田は「今後女子教育に従事する者は、その父母と教師たるとを問はず、身体の養護に、教授に、練習に、实例に、訓練に、相協同して、健康で強い意志を有する善良なる性質を女子に造り出すことを努めねばならぬ」と説いた。さらに、「男女には各々長所と短所とがあるから、相補ふて初めて人間の生活は全いのである」⁹¹と述べ、男女の相異を基盤とし、女性の特性を考慮しつつ、それに応じた教育、すなわち女子教育を施すべきであると提言している。

第3編「女子の教育」においては、女子教育の目的について述べている。すなわち「女子教育の目的は、婦徳を養ひ、良妻賢母及び女子に適當なる職業の準備を与へ、体育を重んじ、知識芸能を授け、美的趣味を涵養し、立派に我が品位を保ちながら、社交的ならしめ、以て自他のために遺憾なく生活せしむるの準備を与ふるにあるのである」⁹²と述べている。

さらには、上記の女子教育の目的を果たすためには、①「婦徳」、②「良妻」、③「賢母」、④「女子に適當なる職業の準備を与ふる事」、⑤「女子の生活を完全ならしむる他の準備」これら5つの女子の「本分」を尽くすことで、その目的が達成されると主張している。

「婦徳」については、「婦徳と云ふのは、四行中の第一のみを指すのではなくて、其他のものも多少這入つて居るのである、婦徳とは婦人にあつて殊に重きを置くの徳と云ふことで、婦人に限る徳ではない」と定義し、「例へば忠孝、友誼、眞実、正義、博愛、公共心等の徳は男女に於て輕重はない」と述べている。しかし、「妻が夫の父母即ち舅姑に対する関係は、夫が妻の父母に対する関係とは實際上違ふ」「夫には無い特別の関係がある、其間に処して宜しきを得るのは婦徳の一である」⁹³と説き、婦徳の中心は舅姑に対する関係を良好に保つことにある、とする。さらに、日本の婦人として「世の爲め人の爲めにするの徳、即ち社会的道德を一層多く婦人に養はねばならぬ」とし、「公德を奨励する」⁹⁴必要性を説いている。

次に「良妻」については、「良妻とは良く夫の世話を爲し、夫をして其活動上後顧の憂なからしめ、又舅姑に良く仕へ、家事を功に修め、家庭を平和愉快ならしめ、且つ健康なる良き子を挙げるのが良妻である」⁹⁵と定義し、次のように続けている⁹⁶。

家庭の強みは即ち国家の強みである、女子は妻として（又母として）隱微の間に世界を支配して居る、女子の力は実に大である、即ち女子は原則として妻とならねばならぬ、良妻となつて充分に腕を振はねばならぬ、故に女子教育の一の目的は此良妻たるの準備を与ふるにある、殊に妻として大事なのは子を産むことである。

女性は家庭を保ち、それが強力な国家の基盤となること、そのため女子教育の目的は良妻の準備を与えることと述べている。さらに、「日本婦人の働く範囲は家庭のみで、舅姑と夫に仕へることが第一」⁹⁷であるとし、「女子の修身には妻たり母たるの心得を入れると同じ程度に於て、姑たるの心得を入れねばならぬ、女子教育の目的の中にも、良妻賢母の次に良姑といふ二字を、日本では入れるべきである」⁹⁸と述べ、欧米人と異なる良妻の役割について述べている。

「賢母」については、「賢母とは何であるか、賢母の第一の資格は子供を良く教育する事である、賢母は良教育者でなくてはならぬ」⁹⁹と述べている。さらに賢母のもう1つの資格としては「子を能く養育すること」を取り上げている。そして、結局「賢母とは良く子を養育（養護）し教育するの母を云ふ、女子教育の目的の一つは、若い女子に教育と養育に関する素養を与ふることである」¹⁰⁰と、賢母の要素を述べるとともに、賢母を女子教育の目的の1つとして位置づけるべきとしている。さらに、「日本の母たる人には、今一層教育があつて、学校の教育に子を任すのみならず、学校と相待て自ら子を教育するだけの素養のあることが必要である」と述べ、賢母としては子どもの学習にもかかわることのできる程度の学力も必要としている。また「良妻賢母に就ては、日本の女子には殊に身体の発達及び健康を大い要求せねばならぬ」¹⁰¹とも唱えている。

続けて「女子に適當なる職業の準備を与ふる事」では、「良妻賢母は、女子の最も自然の職業である」¹⁰²と位置づけている。一方「日本の教育、殊に女子教育は兎角学校で作り上げて仕舞ふと云ふ方針で、学校を出た後に、生徒が自分で働いて進んで行く為めの奨励、刺戟を与へる事に重きを置て居らぬ」と批判し、今後は「自発的、工風的」なものに改め、「得たる知識、技能によりて自分の天性に適した職業も執ることが出来、生涯が有益に使はれる」¹⁰³ようにすべきと述べている。さらに、「今後の日本の女子には、今一層体育を重んじ、知識芸能を授け、美的趣味を養ひ、社交的ならしめ、従来の婦徳にして良きものは之を保存し、足らざるものは之を補ひ、良妻賢母良姑としての準備に改良を施さねばならぬ」¹⁰⁴とし、今後の女子教育の方向性を示している。

このように、下田は、男女の身体上・心理上の相違を認めつつ、日本特有の性質に基づいた女性の特性を考慮した適切な教育を行う必要性を強調している。さらに、女子には女性には婦徳を求めつつも、限られた範囲での女性の自立をも想定した職業教育の必要性を主張している。

下田次郎の女子教育への主張について、小山静子は「女子教育の理論的イデオログの一人」であり、「近代的女性観としての良妻賢母思想の一典型」¹⁰⁵を提示したと評価している。

3. 谷本富の『女子教育』

谷本富（1867～1946年）は教育学者、国家主義教育、新教育、実験主義教育などを提唱した人物である。1890（明治23）年に山口高等中学校教授となり、1900（明治33）年から

ヨーロッパに留学し、帰国後、京都帝国大学理工科大学講師に就任した。そして、1906（明治 39）年には京都帝国大学文科大学教授となる。主な著書に『実用 教育学及び教授法』（六盟館、1894 年）、『科学的教育学講義』（六盟館、1895 年）、『新教育講義』（六盟館、1906 年）、『女子教育』（実業之日本社、1911 年）がある。その中で、ここでは『女子教育』を取り上げて、そこで展開された女子教育論について分析する。

本書の目次を確認すると、「第一章 女子教育の目的」「第二章 妻としての教育」「第三章 主婦としての教育」「第四章 母としての女子教育母の勢力」「第五章 婦人将来の任務」「第六章 まことの宝」「第七章 将来の家庭」の 7 章から構成されている。

第 1 章「女子教育の目的」では、「妻たる本能」と「母たる本能」を女性の「特別に持つて居る本能」¹⁰⁶と位置づけている。続けて「妻たり母たる本能を拡張する」ことを「女子教育の極意」と述べ、それ故、女子教育の目的は「女子本能の極く主なるもの即ち妻たり母たる本能を培養する」¹⁰⁷ことに重点を置くべきと主張している。このように、女性の教育の目的は「女子本能」としての妻・母の能力を育成することにあると判定している。そして、次のように妻・主婦・母としての教育が不可欠で、3 者のそれぞれの立場に基づく教育論を展開している。

第 2 章「妻としての教育」においては、妻として知らなければならない 4 点を提示している。すなわち、第 1 番は「夫を知ること」、第 2 番は「夫を愛すること」、第 3 番は「夫を幸福ならしむること」、第 4 番は「夫に愛せらるゝこと」であり、「是れだけのことをしなければ本当の妻たる教育が出来て居らぬ」¹⁰⁸とし、飽くまでも夫に従属し、夫との関係で自己の役割を果たす女性を理想としている。さらに「妻の義務として尽すべき必要なることは充分に之れを知り、之れを行ひ、又自分の家庭を世界で一番楽しき場所である、一番神聖なる場所であるやうにすれば宜い」¹⁰⁹と、妻としては家庭の営みに重点を置くべきであると説いている。

第 3 章「主婦としての教育」では、「女は妻たると同時に一家の主婦」であり、主婦には「一家を整理する責任がある」¹¹⁰とし、女子にはそれに応じた教育が必要であると強調している。ほかにも、主婦としては「家の外との関係が必要である」¹¹¹としている。すなわち、「家の外との関係」とは、「夫婦より以外の人との関係」を指し、具体的には「内は他の家族に対する関係」、「外は親戚友人に対する関係」の 2 つの側面があるとし、両側面に基づいた一家の主婦として尽くすべき任務について述べている。

第 4 章「母としての女子教育、母の勢力」では、「母としての女子教育」は「女子としての教育」の中でも「最も大切なもの」とする。その理由として、「女子の本分は固より人の妻とし、又一家の主婦として働く」と同時に「母として其の一家のために、又は一国のために貢献することの多いことは申すまでもない」¹¹²と、母としての役割の重要性をあげている。そして、母としての務めについては「養育」と「教育」の 2 つの役割があるとし、子どもをしつけるためには 2 つの務めを遂行する必要がある、さらにはその方法についても説明を加えている。

ほかにも、第5章では「婦人将来の任務」、第7章では「将来の家庭」について述べている。第5章「婦人将来の任務」においては、西洋ではすでに女性が議会に出席し、投票権を持つようになったことから、日本においても女性が帝国議会に進出することを「日本の婦人将来の任務」¹¹³の1つとして位置づけ、従来と異なる男らしい女性の育成を求める、男女同権の実現を期待していた。このほか「根本的に男と女とは役が違ふ」との観点から、「女らしい女の将来の任務」¹¹⁴として、男女の自然の分業もあり得るとし、男は外を治めることに対して、女は内を治むべきであるという、性別に基づく男女役割分担を提起している。続けて、女性の将来の任務として、まず「女子は健全な子を産むことが一番大切」で、そのためには「女は一番に身体を健全にして、立派な子を沢山に産まなければならぬ」¹¹⁵とし、国家の為に後を継ぐ次世代を育てることに力を入れるべきであると述べている。第2点として、子どもを育てるためには「保育の道理を心得ねばならぬ」¹¹⁶こと、第3点としては「家事整理と云ことを習ふ」¹¹⁷と述べている。そして「要するに身体を健康にし、保育の道理を心得さうして家事を整理する、此の三点が将来婦人の任務に応ずる教育の仕方である」¹¹⁸と、まとめている。

続けて谷本は、しかし「社会に出てから苦情が多いのは、今日の女子教育に於て、或は此辺の注意を欠いて居るのであるまいかと思ふ」¹¹⁹と、女学校の教育を批判している。

最後の第7章「将来の家庭」では、2つの異なる家庭の任務について述べている。まず、家庭とは「男女が一心同体の形であると同時に各適当に分業をすると云ふことである。即ち夫が金を儲ければ、妻はそれを能く始末する、即ち分業をして居る」¹²⁰とし、「一心同体と分業」がうまく機能する家庭は「良い家庭」¹²¹として位置づけている。しかし、男女同権の問題については「男と女とは別なるものであるから、各分業をするのである」とし、「一身同体であると同時に同権分業である」ことが「今日言ふ家庭論の基礎」¹²²と述べている。すなわち、谷本は「家庭は即ち荒波の中に立つて居る燈明台のやうなもので女は治むる人、慰むる人」¹²³であるとし、家庭を男の癒しの場として位置づけるほか、家庭内における女性の役割を説明している。

上述したように、谷本は、女子として自分に与えられた本分（妻・母として役割）を充分に発揮することで、各自の務めを全うできると考えている。谷本は、男女の性別役割論に基づく、女性の在り方を定めるほか、家庭の位置づけや家庭内に置ける夫婦の関係についても触れている。ただ、女性が参政権をもつことが「日本の婦人将来の任務」として位置づけている点は、世界の情勢を把握した研究者としての認識と見ることができよう。

以上、明治後期における3人の女子教育家や教育学者の女子教育論について、女子教育観、女子教育の目的、良妻賢母の能力を中心に分析した。考察の結果としては、おおよそ男女の身体的相違を基盤として、女性の役割を妻・母に置く性別役割論を展開する点で共通していた。男性は外で賃金を獲得し、女性は家庭内で良妻・賢母としてその役割を十分に果たすことを求めている。さらに、女性の教育の目的は、このような女性の役割を遂行

する資質、すなわち良妻賢母を育成することにあるとする点でも共通している。そして、女性の身につけるべき資質として、夫への従順や献身、舅・姑としての父母への献身、さらには子どもへの教育などがあげられていた。個人によって理想的な良妻賢母の素養は若干異なっていたが、家庭の安定が国家の発展に結びつき、その家庭を立派に維持する役割が強調されていた。ただ、女性の社会や国家への貢献が直接的ではなく、家庭内役割を十分に遂行するという間接的な点にとどまっていることが、この時代の特徴と言えよう。

3者の中に相違点もあり、その特徴を記すと、三輪田真佐子は東洋の伝統的な「女徳」と西洋の近代的女性の融合を説きいているが、東洋的な「陰陽説」に基づいて、男女の役割を正当化している。また、女性の役割は「家庭」にあり、それが結果として社会・国家に貢献するとし、良妻賢母を女性の教育の究極の目的としている。これに対して、下田は女性の身体と心理を「科学的」に分析し、男女の相違を根拠にして女子教育の目的を導きだしている。単なる婦徳の涵養にとどまらず、女性にも職業準備、体育、知識技能、趣味の必要性を説くなど、一定に新しい女子教育観を示したと言える。特に、限られた範囲ではあったが、女性の職業教育の必要性を説いた点も着目される。谷本は、性別役割論を展開しているが、「婦人の将来の任務」(第5章)では女性が参政権を得ている事実を踏まえ、日本における女性の参政権の実現を期待し、男女の別を認めつつも、女性の将来の任務を展望した点が特徴と言えよう。

これらの論からは、第4章で考察するような、大正デモクラシーの思潮や婦人運動の顕在化により、良妻賢母主義に疑問が出されるような状況に以前の「純粹」とも言える「良妻賢母」教育へのゆるぎない確信を読み取ることができる。女性の職業問題や婦人問題、さらには男女の平等性に着目した人格主義の教育論が唱えられる以前の良妻賢母論であったと言える。

さらに言えば、1910(明治43)年に京都帝国大学講師河田嗣郎が著書『婦人問題』¹²⁴において、次のように良妻賢母教育を批判していた点も確認しておきたい。

良妻賢母を以て主義とする教育は男子が欲する様に女子を教育するの主義にして、恰も人が鉄を鑄て鍋釜を作り竹を矯めて籠を編むが如くに、女子の本性を溶解し若くは又之を矯めて或は金槌で叩き刀で削り孔を穿ち釘を差して予め定められた形状に之を造り上げんとするものなり。＜中略＝引用者＞年少の頃より女子を学校に取りて叩き付け抑へつけ厭応なしに一定の型の中に押込め、最も男子に取りて便利に又最も有用なる様に之を造り成さんとするもの也。

河田の『婦人問題』は、「家族制度を破壊する虞あり」という理由で発禁本にされたが¹²⁵、良妻賢母理念の確立のわずか10年後に、このような痛烈な批判がなされていた点は、例え

少数派に属していたとしても、注目すべきものと言える。

いずれにしても、1900（明治33）年前後に政府によって公認の女子中等教育理念と位置づけられた良妻賢母が、民間の女子教育家や教育学者によって支持され、理論的に補完されて、1900年代以降の日本社会に広く流布していたことが確認できる、と言えよう。

註：

- 1 土屋忠雄他『女子教育特輯』野間教育研究所紀要第一輯（大空社、1992年）142頁。
- 2 千住克己「明治期女子教育の諸問題-官公立を中心として」日本女子大学女子教育研究所『明治の女子教育』（国土社、1967年）13頁。
- 3 教育史編纂会『明治以降教育制度発達史』第1巻（龍吟社、1938年）342～343頁。
- 4 文部省『文部省第一年報』（1875年）145頁。
- 5 千住克己「前掲論文」日本女子大学女子教育研究所『前掲書』13頁。
- 6 深谷昌志『良妻賢母主義の教育』（黎明書房、1998年）156頁。
- 7 ジンジョンウォン『東アジアの良妻賢母論-創られた伝統』（勁草書房、2006年）65頁。
- 8 ジンジョンウォン『同前書』66頁。
- 9 中村正直「善良ナル母ヲ造ル説」『明六雑誌』33号（『明六雑誌』（下）、岩波書店、2009年）125頁
- 10 ジンジョンウォン『前掲書』66頁。
- 11 慶応義塾「男女交際論」『福沢諭吉全集』第5巻（岩波書店、1959年）583頁。
- 12 海後宗臣『教育勅語成立史の研究』（東京大学出版会、1965年）22～26頁。
- 13 窪田祥宏「良妻賢母教育思想の形成と役割」『日本大学人文科学研究所紀要』20号（1978年）23頁。
- 14 東京女子高等師範学校『東京女子高等師範学校六十年史』（第一書房、1981年）75頁。
- 15 窪田祥宏「前掲論文」『前掲書』20号、24頁。
- 16 窪田祥宏「前掲論文」『前掲書』20号、24頁。
- 17 森有礼「妻妾論」『明六雑誌』11号（『明六雑誌』（中）、岩波書店、2008年）188～190頁。
- 18 木村匡『森先生伝』（金港堂書籍、1899年）197～198頁。
- 19 木村匡『同前書』198頁。
- 20 金森トシエ・藤井治枝『女の教育100年』（三省堂、1977年）49頁。
- 21 木村匡『前掲書』197～198頁。
- 22 千住克己「前掲論文」日本女子大学女子教育研究所『前掲書』28～29頁。
- 23 深谷昌志『前掲書』65頁。
- 24 総合女性史研究会『史料にみる日本女性のあゆみ』（吉川弘文館、2000年）141頁。
- 25 我妻栄編集代表『旧法令集』（有斐閣、1968年）206～208頁。
- 26 「小学校令施行規則」『明治以降教育制度発達史』第4巻（龍吟社、1938年）60、70頁。
- 27 小柴昌子『高等女学校史序説』（銀河書房、1988年）65～67頁。
- 28 ジンジョンウォン『前掲書』77頁。
- 29 小柴昌子『前掲書』67頁。
- 30 ジンジョンウォン『前掲書』77～78頁。

- 31 「全国高等女学校長会議要項」（文部省普通学務局、1902年）4～5頁。
- 32 『日本女子大学校四十年史』（日本女子大学校、1942年）160頁。
- 33 土屋忠雄「女子教育の歴史」『教育文化史体系V』（金子書房、1954年）154頁。
- 34 小山静子『良妻賢母という規範』（勁草書房、2007年）57～58頁。
- 35 小山静子『同前書』58頁。
- 36 教育史編纂会『明治以降教育制度発達史』第3巻（龍吟社、1938年）194～195頁。
- 37 小柴昌子『前掲書』54頁。
- 38 日本女子大学女子教育研究所『明治の女子教育』（国土社、1967年）34頁。
- 39 教育史編纂会『明治以降教育制度発達史』第3巻、216頁。
- 40 「高等女学校令ヲ定ム」公文類聚・第二十三編・明治三十二年。
- 41 「高等女学校令ヲ定ム」公文類聚・第二十三編・明治三十二年。
- 42 深谷昌志『前掲書』157～164頁。
- 43 深谷昌志『同前書』165頁。
- 44 教育史編纂会『明治以降教育制度発達史』第4巻、274～276頁。
- 45 「全国高等女学校長会議要項」（文部省普通学務局、1909年）13頁。（高等女学校研究会『高等女学校資料集成』第5巻、大空社、1989年）。
- 46 文部省教育調査部『高等女学校関係法令の沿革』（1941年）11頁。
- 47 文部省教育調査部『高等女学校関係法令の沿革』12頁。
- 48 深谷昌志『前掲書』187頁。
- 49 深谷昌志『前掲書』187～188頁。
- 50 山川菊栄『女二代の記』（日本評論新社、1956年）106頁。
- 51 教育史編纂会『明治以降教育制度発達史』第6巻、765頁。
- 52 深谷昌志『前掲書』246頁。
- 53 深谷昌志『同前書』247頁。
- 54 深谷昌志『前掲書』247頁。
- 55 教育史編纂会『明治以降教育制度発達史』第4巻、283頁。
- 56 教育史編纂会『同前書』第4巻、290頁。
- 57 教育史編纂会『同前書』第4巻、285頁。
- 58 国立教育研究所『日本近代教育百年史 4 学校教育(2)』（1974年）1127頁。
- 59 「全国実科高等女学校長会議要項」（文部省普通学務局、1912年）10頁。（高等女学校研究会『前掲書』第5巻、大空社、1989年）。
- 60 深谷昌志『前掲書』249頁。
- 61 深谷昌志『同前書』250頁。
- 62 深谷昌志『同前書』250頁。
- 63 深谷昌志『同前書』250頁。
- 64 深谷昌志『同前書』250頁。
- 65 国立教育研究所『日本近代教育百年史 4 学校教育(2)』（1974年）1130頁。
- 66 福士末之助「実科高等女学校施設上の注意」『帝国教育』380号、1914年3月）42～45頁。
- 67 三輪田真佐子『女子の本分』（国光社、1899年）7頁。
- 68 三輪田真佐子『女子の本分』（国光社、1899年）10頁。
- 69 中寫邦『近代日本女子教育文献集』解説第I期（日本図書センター、1983年）43頁。
- 70 三輪田真佐子『女子の本分』（国光社、1899年）11頁。
- 71 三輪田真佐子『女子の本分』（国光社、1899年）17頁。
- 72 平塚益徳『人物を中心とした女子教育史』（帝国地方行政学会、1965年）288頁。
- 73 三輪田真佐子『女子の本分』（国光社、1899年）43頁。
- 74 三輪田真佐子『女子の本分』（国光社、1899年）18～19頁。

- 75 三輪田真佐子『女子の本分』（国光社、1899年）22頁。
- 76 三輪田真佐子『女子の本分』（国光社、1899年）23頁。
- 77 三輪田真佐子『女子の本分』（国光社、1899年）23頁。
- 78 三輪田真佐子『女子の本分』（国光社、1899年）25～26頁。
- 79 三輪田真佐子『女子の本分』（国光社、1899年）27頁。
- 80 三輪田真佐子『女子の本分』（国光社、1899年）39～40頁。
- 81 平塚益徳『前掲書』288頁。
- 82 平塚益徳『同前書』288～289頁。
- 83 平塚益徳『同前書』289頁。
- 84 三輪田真佐子『女子教育要言』（国光社、1897年）3～4頁。
- 85 三輪田真佐子『女子教育要言』（国光社、1897年）7～11頁。
- 86 三輪田真佐子『女子教育要言』（国光社、1897年）15頁。
- 87 三輪田真佐子『女子教育要言』（国光社、1897年）140頁。
- 88 三輪田真佐子『女子教育要言』（国光社、1897年）140頁。
- 89 三輪田真佐子『女子教育要言』（国光社、1897年）162頁。
- 90 下田次郎『女子教育』（玉川出版社、1973年）89頁。
- 91 下田次郎『同前書』267～268頁。
- 92 下田次郎『同前書』294頁。
- 93 下田次郎『同前書』274～275頁。
- 94 下田次郎『同前書』299頁。
- 95 下田次郎『同前書』280頁。
- 96 下田次郎『同前書』280～281頁。
- 97 下田次郎『同前書』299頁。
- 98 下田次郎『同前書』303頁。
- 99 下田次郎『同前書』282頁。
- 100 下田次郎『同前書』284頁。
- 101 下田次郎『同前書』310頁。
- 102 下田次郎『同前書』287頁。
- 103 下田『同前書』311頁。
- 104 下田次郎『同前書』314頁。
- 105 小山静子「近代的女性観としての良妻賢母思想—下田次郎の女子教育に見る—」
『女性学年報』第3号（日本女性学研究会「女性学年報」編集委員会、1982年）2～5頁。
- 106 谷本富『女子教育』（実業之日本社、1911年）11頁。
- 107 谷本富『同前書』12頁。
- 108 谷本富『同前書』31～32頁。
- 109 谷本富『同前書』73頁。
- 110 谷本富『同前書』75～76頁。
- 111 谷本富『同前書』104頁。
- 112 谷本富『同前書』157頁。
- 113 谷本富『同前書』249頁。
- 114 谷本富『同前書』250頁。
- 115 谷本富『同前書』259頁。
- 116 谷本富『同前書』262頁。
- 117 谷本富『同前書』263頁。
- 118 谷本富『同前書』263頁。
- 119 谷本富『同前書』270頁。
- 120 谷本富『同前書』312頁。

- ¹²¹ 谷本富『同前書』312頁。
- ¹²² 谷本富『同前書』314頁。
- ¹²³ 谷本富『同前書』359～360頁。
- ¹²⁴ 河田嗣郎『婦人問題』（隆文館、1910年）209～210頁。
- ¹²⁵ 亀口まか「河田嗣郎における女性論の形成過程」（『奈良教育大学紀要』第60巻第1号 人文社会、2011年）2頁。

第2章 明治後期の高等女学校修身教科書に見る良妻賢母的素養

第2章では、主に1900（明治33）年から1911（明治44）年までを考察対象として、高等女学校の修身科に焦点をあてて、そこに記述された良妻賢母的素養、女性像について考察する。第1章では主に女子教育論、あるいは理念としての良妻賢母を考察してきたが、本章では高等女学校の教育において、どのような教材で良妻賢母の理念が具体化されようとしたのかを究明することを課題としている。

なお、高等女学校の科目の中で修身教科書を分析対象とするが、その理由は、高等女学校の諸科目の中で女性の徳性を育てる上で最も重要視されていた科目であるためである。

第1節 高等女学校の教育課程の構造

第1節では、高等女学校と中学校の学科目表について比較分析し、それによる高等女学校の教育課程の特徴を明らかにする。また、1903（明治36）年の「高等女学校教授要目」や1911（明治44）年の「高等女学校及実科高等女学校教授要目」に定められた修身科の内容について分析し、1911（明治44）年までの修身教科書の発行状況についても確認する。そして、修身科の目的や意義について考察し、さらにその教授様式についても検討する。

1. 高等女学校と中学校の教育内容の相違

第1章で述べたように、高等女学校は高等普通教育機関として位置づけられ、男子の中学校に対応する学校として制度化された。しかし、実際の教育内容、教育水準から見ると、男子の中学校と著しい格差があることが明らかである。表2-1は、1901（明治34）年の高等女学校教授要目と1902（明治35）年の中学校教授要目に示されたものと上述の規則を対比し、各科目の占める割合を百分比で表したものである。

表2-1 中学校・高等女学校の学科及び授業時数の対比

高等女学校（4年制）（1901年）		中学校（5年制）（1902年）	
学 科 目	時 数 (%)	学 科 目	時 数 (%)
修 身	8 (6.7)	修 身	5 (3.5)
国 語	22 (18.3)	国語・漢文	33 (22.9)
外 国 語	12 (10.0)	外 国 語	33 (22.9)
地 理	5 (4.1)	地 理	6 (4.2)
歴 史	6 (5.0)	歴 史	9 (6.2)

数 学	8 (6.7)	数 学	20 (13.9)
理 科	7 (5.8)	博 物	6 (4.2)
		物理・化学	8 (5.6)
図 画	4 (3.3)	図 画	4 (2.8)
家 事	4 (3.3)	法制・経済	2 (1.4)
裁 縫	16 (13.3)		
音 楽	8 (6.7)	唱 歌	3 (2.1)
体 操	12 (10.0)	体 操	15 以上 (10.4)
教 育	2 (1.7)		
手 芸	6 (5.0)		
計	120 (100.0)		144 (100.0)

(注：『明治以降教育制度発達史』第4巻、龍吟社、1938年より作成)

高等女学校における教育内容を中学校と対比すると、まず修業年限に相違があり、中学校は5年制であるが、高等女学校は4年制と5年制の二つが制度化された。しかし、実態としては4年制が多数を占めていた。

次に、授業時数を比較すると、中学校全学年(1年から5年まで)の毎週授業時数が144時間であるのに対し、高等女学校は120時間である¹⁾。さらに、教育内容から見ても中学校と高等女学校では著しい相違があった。男子の旧制中学校では上級学校への準備段階であることから、国語・漢文、外国語、数学に重点が置かれ、高等女学校にはない博物と物理・化学などが設けられている。それに対して高等女学校では、家庭婦人としてふさわしい知識・技能・態度の育成という完成教育を第一的目的としており、深さよりも広さを必要とする観点から編成されていた。高等女学校では家事・裁縫・手芸・教育などの科目が課せられ、主に修身に中心を置いたのである。さらに、中学校の博物、物理・化学に対応して高等女学校では理科となっている点が注目される。高等女学校では、数学と理科の内容としても中学校よりも低いレベルにとどまっていた。

以上の検討から明らかなように、中学校では将来高等教育への進学を前提としてより高度で専門的な内容を学習し、男子生徒の知的教科の習得と社会的視野を広げることを目的とする教育を行うことを目的としていたと言える。それに対して高等女学校では将来ほとんどの卒業生が家庭主婦になることを前提として、家庭内に限られた技能の習得を中心に、しつけを重んじていたと言えよう。高等女学校教育の最終的目的は、家庭に入ることを前提とする教育を行い、将来の良妻賢母の育成にあったと考えられる。

なお、実際の学校における教授時数はどのようなものであったのかを確認するために、以下の2つの学校の例を取り上げてみる。まず、1903(明治36)年の大阪府立清水谷高等女学校について検討する。

表 2-2 大阪府立清水谷高等女学校における各学科の毎週教授時数（1903 年度）

科 目	第 1 学年	第 2 学年	第 3 学年	第 4 学年
修 身	2	2	2	2
国 語	6	6	5	5
外国語（英語）	4	4	3	3
地 理・歴 史	3	3	2	3
数 学	2	2	2	2
理 科	2	2	2	1
図 画	2	2	2	2
家 事			3	3
裁 縫	4	4	4	4
音 楽	2	2	3	2
体 操	3	3	3	3
計	30	30	30	30

（注：『大阪府立清水谷高等女学校一覧』1903 年 4 月～1904 年 3 月、14～15 頁）

大阪府立清水谷高等女学校では、「外国語」（第 1・第 2 学年）・「家事」（第 3・4 学年）・「音楽」（第 3 学年）をそれぞれ 1 時間ずつ、さらに全学年における「図画」においても 1 時間ずつ増やしていることが特徴である。同校の教育は、基本的に 1901（明治 34）年の「高等女学校令施行規則」で定められた各学科の毎週教授時数に基づいて行われていた。

他方、裁縫などの女子的技芸教育を重視した学校もあり、これについては 1912（明治 45）年の埼玉県立川越高等女学校の場合を確認する。

表 2-3 埼玉県立川越高等女学校における各学科の毎週教授時数（1912 年）

科 目	第 1 学年	第 2 学年	第 3 学年	第 4 学年
修 身	2	2	2	2
国 語	6	6	5	5
地 理・歴 史	3	3	3	3
数 学	2	2	2	2
理 科	2	2	2	1
図 画	1	1	1	1
家 事			2	2
裁 縫	9	9	9	9
音 楽	2	2	2	2

体 操	3	3	3	3
計	30	30	30※	30
外国語（英語）	3	3	3	3
手 芸		1	1	1

（注：『埼玉県立川越高等女学校一覧』1912年3月、21～23頁を引用 ※は31が正しい）

表2-3に示したように、埼玉県立川越高等女学校では「裁縫」は全学年で毎週9時間に達している。このような「裁縫」科の毎週教授時数は、1901（明治34）年の「高等女学校令施行規則」で定められた毎週教授時数（4時間）の標準を遥かに超えた時間数であり、同校では「裁縫」科に重点を置いた技芸教育を重視していたことが特徴と言える。

上記のように、2校の毎週教授時数を確認した結果、基本的に1901（明治34）年の「高等女学校令施行規則」に定められた毎週教授時数に基づいて実施しているが、各学校の状況に合わせて、一定の裁量を加えていたものと推測できる。

2. 高等女学校の教育内容の特徴

次に高等女学校の教育内容の特徴を分析するが、あらかじめ、修身科を含めて教授要目に見る良妻賢母的な事項について確認しておきたい。ここでは、1911（明治44）年の「高等女学校及実科高等女学校教授要目」の「本要旨実施上ノ注意」に示された内容を確認する。

まず、修身科の「注意」内容を確認すると、「本邦古来ノ女子ノ美風ニ鑑ミテ適切ナル教授ヲ為シ婦徳ヲ養成センコトヲカメ殊ニ『家』ニ就キテハ意ヲ用ヒテ教授センコトヲ要ス」、かつ実践的な「諸徳ノ涵養ヲカメンコトヲ要ス」²と記されており、「婦徳」の養成と「家」を営む際の技能が求められている。

一方、修身科以外の科目について見ると、例えば国語科の「講読」では、「我国体及民族ノ美風ヲ記シ国民性ヲ發揮スルニ足ルモノ、健全ナル思想ヲ述ヘ温良貞淑ノ女徳ヲ涵養スルニ足ルモノ、古今東西ノ美德善行アル女子ノ事跡又ハ忠良賢ノ言行ヲ叙シ修養ニ資スヘキモノ、高尚ナル趣味ニ富ミ心情ヲ優雅ナラシムヘキモノ及日常ノ生活ニ裨益シ常ヲ養成スルニ足ルモノ等タルヘシ」³と記され、「温良貞淑ノ女徳ヲ涵養」することが求められている。なお、筆者は高等女学校用国語読本2冊を分析したが、女性道徳・家族道徳を中心に良妻賢母的素養を含む教材が多数盛り込まれていた⁴。

また、歴史科においては、「偉人ノ事跡ヲ授クルニ当リテハ其ノ性行・事業及当時ノ事情ヲ詳ニシ生徒ノ徳性涵養ニ資センコトヲカムヘシ」⁵と記し、偉人逸話による「生徒ノ徳性涵養」を期待している。さらに、理科においては、「特ニ家事科ト相俟チテ日常生活ノ応用ニ資セシメンコトヲ期ス」⁶と記し、家事科と関連させた形での「日常生活」に必須なるものを授けることを求めている。このように、修身科以外の教授要目においても、「温良貞淑ノ女徳」の涵養を強調し、家庭生活を営む際に必要な技能を授けるべきとしている点に、

良妻賢母的な要素を確認できる。換言すれば、高等女学校では、修身科を中心としつつ、教科全体で良妻賢母の育成を目指していたと言える。

(1) 1903年の高等女学校教授要目に見る修身科教育

次に、修身科に限定して、高等女学校教授要目中の内容を確認する。

1903(明治36)年3月に初めての「高等女学校教授要目」が公布された。各高等女学校では、この「高等女学校教授要目」に従って教授内容を定めて、各科目の教育を行うことになる。なお、教授要目の公布に先立って文部省により修身教科書が作成されたのは、文部省が全国のモデルとして示したものと推察される。

それでは、この高等女学校教授要目では、どのような修身科の内容を定めたのであろうか。その具体的な内容をまとめると、表2-4のようになる⁷。

表2-4 高等女学校教授要目(1903年3月9日 文部省訓令第2号)

第1学年、第2学年	第3学年、第4学年
毎週2時	毎週2時
生徒心得 当該学校ノ規則、師長ニ対スル心得、生徒ノ本分等 衛生ニ関スル心得 運動ヲ勉ムヘキコト、飲食ヲ節制スヘキコト、身体衣類住居ヲ清潔ニスヘキコト等 修学ニ関スル心得 志操ヲ堅固ニスヘキコト、学業ヲ励ムヘキコト、困難ヲ忍フヘキコト等 朋友ニ対スル心得 信義ヲ重ンスヘキコト、愛情ヲ以テ交ハルヘキコト、互ニ助力スヘキコト等 起居動作ニ関スル心得 時ヲ貴フヘキコト、秩序ヲ整フヘキコト、礼容ヲ重ンスヘキコト等 物品ニ関スル心得 物品ノ取扱ヲ郑重ニスヘキコト、節約利用ニ注意スヘキコト等 家庭ニ於ケル心得 父母ニ孝ナルヘキコト、兄弟ニ友ナルヘ	道德ノ要領 自己ニ対スル責務 身体 健康 生命 精神 知情意 理想、趣味等 人格 職業 財産 家族ニ対スル責務 父母、舅姑 兄弟、姉妹 夫婦 子女 親族 祖先、家門 婢僕 社会ニ対スル責務 個人 他人ノ人格 他人ノ身体、財産、名誉 秘密、約束等 恩誼 朋友 長幼、貴賤、主従等 公衆 共同 社会ノ秩序 社会ノ進歩 国家ニ対スル責務 国体 皇室 国憲、国法 兵役、租税、教育 公務、公権

<p>キコト、婢僕ニ親切ナルヘキコト等</p> <p>国家ニ対スル心得</p> <p>国体ヲ尊崇スヘキコト、国法ニ遵フヘキコト、義勇公ニ奉スヘキコト等</p> <p>社会ニ対スル心得</p> <p>長者ヲ尊フヘキコト、公德ヲ尚フヘキコト、自己ノ地位職業ニ対スル責任ヲ重ンスヘキコト等</p> <p>修徳ニ関スル心得</p> <p>主要ナル諸徳ノ説明及其ノ実践ノ方法、誘惑ノ危険ナルコト、操持ヲ完クスヘキコト等</p>	<p>人類ニ対スル責務</p> <p>鰥寡孤独、病者、貧者、罹災者等 遠来人前記ノ目ハ主トシテ責務ノ対象タルヘキモノナレハ之ニ就キテ主要ナル責務ヲ授クヘシ例ヘハ自己ノ精神ノ目ニ於テハ智能ヲ練磨シ迷信ヲ排シ常識ヲ養ヒ情慾ヲ制シ情操ヲ養ヒ意志ヲ鍛鍊スヘキコト等又他人ノ人格ノ目ニ於テハ其ノ権利、思想、信仰、感情、希望等ヲ推重スヘキコト等成ルヘク遺漏ナク授ケンコト要ス</p> <p>責務ト関聯シテ徳ヲ説明シ諸責務及諸徳相互ノ関係ヲ知ラシメ且嘉言善行等ヲ引用シテ之ヲ心裏ニ浸潤セシムヘシ</p>
---	---

(注：『明治以降教育制度発達史』第4巻、龍吟社、1938年、297～301頁)

このように1903(明治36)年に公布された高等女学校教授要目では修身について、第1学年・第2学年では個人・家庭・国家・社会に関する心得、第3学年・第4学年では自己・家族・社会・国家・人類に対する責務など、が修身教育の教授内容として設定されている。さらに詳しく見ると、第1学年・第2学年では生徒心得、衛生・修学・朋友・起居動作・物品に関する心得、家庭における心得、国家に対する心得、社会に対する心得、などを示している。第3学年・第4学年では、自己・家族・社会・国家・人類に対する責務など、主として将来結婚して嫁、妻、母たる心得を示している。個人から、家族、そして社会・国家まで幅広い領域にも及んだ心得を示し、それに基づいて女子生徒に修身を教授することが規定されていた。すなわち、1903(明治36)年の教授要目においては、修身教育は、上述したように「自己の精神においては智能を練磨し」「常識を養い情慾を制し情操を養い意志を鍛鍊すべきこと」を目的としていたことが分かる。

次の教授要目の改正は、実科高等女学校の制度化に伴い、1911(明治44)年7月に行われた。「高等女学校及実科高等女学校教授要目」の具体的な教授内容は、次の通りである⁸。

高等女学校及実科高等女学校教授要目 (1911年7月29日 文部省訓令第12号)

修身

・第一学年及第二学年 毎週二時

生徒心得

学校・家庭・国家及社会ニ関聯シテ日常心得ヘキ事項ヲ教授シ生徒タルノ本分ヲ明ニ

悟ラシムヘシ

教育ニ関スル勅語

勅語ノ全文ニ就キテ丁寧慎重ニ述義シ且之ヲ暗誦・暗寫セシムヘシ

道德ノ要領

誠実 勤勉 貞淑 温良 忍耐 廉恥 節制 身体ノ鍛錬等

孝行 友愛等

敬愛 従順 信義 恭儉 礼節 同情 寛恕 謝恩等

忠君 愛国等

以上ノ事項ハ適切ナル例話ヲ学ケテ平易ニ教授スヘシ

・第三学年及第四学年

戊申詔書

道德ノ要領

皇位及ノ皇室

国 国体 臣民

家 祖先 父母 兄弟・姉妹 親族 奴婢

夫婦 舅姑 夫ノ兄弟・姉妹 子女

人格 女子ノ本分

我国道德ノ特質

我国道德ノ由来 祖先尊崇 忠孝一致 愛国奉公

このように、1911（明治 44）年に発布された「高等女学校及実科高等女学校教授要目」では、修身科について、毎週 2 時を基準として、1、2 年生では生徒心得、教育に関する勅語、道德の要領；3、4 年生では道德の要領（皇位及ノ皇室；国 国体 臣民）、我国道德ノ特質等の教授内容が規定されたのである。すなわち、1911（明治 44）年の教授要目では新たに「教育ニ関スル勅語」「戊申詔書」「我国道德ノ特質」が登場したのである。

1911（明治 44）年の教授要目について、『読売新聞』の記事ではその「内容の大体は教科目中に実科を置き又教科目の併合したる所あり主として婦徳の修養及び日常生活に重きを重きたるは勿論教師をして實際適用の余地を広くし旁々生徒の練熟を旨としたる由而して之が実施は来る四十五年の新学期よりすべしと」⁹と記されている。

（2）1911 年までの修身教科書

文部省では 1901（明治 34）年に高等女学校用修身教科書を初めて発行し、翌年には訂正再版を発行し、1904（明治 37）年には三版、1905（明治 38）年には四版を出版した。また、1907（明治 40）年には新版を編纂刊行している。全国で文部省編纂の修身教科書を使用している高等女学校は 83 校を数え、他の検定本（8 種）の使用校数を大きく離している¹⁰。

なお、1907（明治40）年以降になると検定本の種類も増加する。

したがって、1895（明治28）年6月の文部省令第4号によって、高等女学校用教科書は検定対象とすることが決定された。しかし、数年経っても修身教科書は発行されておらず、1900（明治33）年の全国高等女学校長会議で、修身教科書編纂を文部省に建議する議案が提出された。これを受けた形で、1901（明治34）年には、文部省による『高等女学校用修身教科書』（中島力造・篠田利英執筆）が発行され、また、最初の検定合格本となった。続いて、1903（明治36）年に初めて高等女学校教授要目が公布され、その翌年から井上哲次郎、加藤弘之らによって、次々と修身教科書が編纂され、検定本として全国の高等女学校で使用されることになった¹¹。

本章では、東書文庫所蔵の1902（明治35）年の文部省編纂『高等女学校用修身教科書』（以下、文部省編纂の教科書と略記する）と1907（明治40）年の検定済み井上哲次郎編『訂正女子修身教科書』（以下、井上編の教科書と略記する）の2つを取り上げる。この2冊を分析の対象とする理由は後述する。

なお、各高等女学校の『学校一覽』や沿革史掲載の資料によれば、文部省編纂の『高等女学校用修身教科書』は、青森県立第一高等女学校、宮城県第一高等女学校、静岡県立高等女学校、東京女子高等師範学校附属高等女学校、山形県立鶴岡高等女学校、岡山県立岡山操山高等女学校、大分県立高等女学校、私立宮城女学校などで実際に使われたことが確認できる。さらに、井上哲次郎編修身教科書も、京都府立第一高等女学校、埼玉県立浦和高等女学校、宮崎県立宮崎高等女学校、静岡県立高等女学校などで使われていた。これらの学校名は、現時点で確認できたものだけであるが、多くの学校で上記の2冊を教授教科書として使用し、当時において広く普及していた教科書と言える。

3. 教授上の修身科の位置

次に、本章で扱う修身科の授業担当者について分析し、さらに修身科の目的及びその意義について検討する。

(1) 修身科の授業担当者

高等女学校の修身科の授業は、学校長と教諭が担当したが、校長自らが担当する場合が最も多かった。これについては、卒業生による思い出の一文でも確認することができる。すなわち、愛媛喜多郡立高等女学校の卒業生である中井モトエは、長井音次郎校長は「よく修身の時間に、小さい鉛筆で教卓を叩いて威厳のある御態度で、婦徳につき懇に説き聞かされました。その内に、女は女らしくせよ、忍耐強き女たれ、あるべき所にあらしめよ、おくべき所におかしめよ、等の句を面白き語調で教へられました」¹²と記しているが、これにより修身科授業の様子的一端も窺うことができる。

一方、『県立高女・静岡城北高百年史』の沿革史では、「関口（正助）校長は、自らが担当した修身の時間では、自由・理想・デモクラシー等について懇々と説いたという。この

頃は、従来の束縛から解放されたあまり、国中に無責任な自由が横行することがみられた時期でもあり、まさに青年期に入ろうとしていた生徒達に『本当の自由とはこんなものではない』と論したり、民主主義について生徒と語り合ったりした授業は、従来の良妻賢母の道徳を教える修身とはまったく異なるものであり、生徒達は戸惑いながらも強くひきつけられたようである¹³と記されている。この他、元高等女学校の沿革史で修身科の担当者を確認すると、ほとんどの学校で校長が担当していたことが確認できる¹⁴。

(2) 修身科の目的・意義及びその教授

続いて、各学校における修身科の教授目的及びその方法について考察する。

まず、1897（明治30）年頃の市立堺高等女学校では¹⁵、修身科の「目的」について「教育に関する勅語の趣旨に基づき道徳の思想及び情操を養成し中等以上の社会における女子に必要な品格を備えさせることを目的とする」と記している。続けて教授「方法」についても触れており、「訓話」と「作法」の二本立てで行うと記されている。具体的には、「訓話」においては「事実例話によって日常心得るべき事項を授け道徳的概念に結びつけさせなおその上は秩序的に道徳上の知識を収得させ自己、家族、社会、国家に対する女子の責務を知らせ道徳の実践躬行を勧奨する」、そして「博愛誠実克己温順貞淑の五つの徳を以って道徳の綱領とする。さらに実践躬行の標目とし常日頃恪守力行させる道徳の実践躬行は良心の啓発に待たざるべからず。従って講話模範によって良智を磨き道徳的感情を養成し徳行の習慣を養成するように務める」と詳細に記している。一方、「作法」においては「教えるべき動作についてその主旨を確実に知らしめ模範を示した後一組ずつ中央に出して実習させることを常とする」と記している。

また、明治後半に制定されたと推測される「鳥取女学校規則」中の「各学科教授要旨」では「修身は内外古今善行婦女に適切にして理解し易き事柄を談論し教師自ら模範となり生徒をして善く之に習はしめ倫理は道徳人倫の要旨を授け处世接学の道を知らしめ躬行実践せしむ教育は殊に注意して徒らに理論空理に馳せず実験実用を主とす」¹⁶などと記し、修身科の目的やその意義について説明している。同じく鳥取県の1901（明治34）年時点での「私立鳥取高等女学校規則」では各学科目の程度について定め、「修身」科では「教育に関する勅語の旨趣に基きて人道実践の方法を授け兼て作法を授く」「修身を授くるには躬行実践を旨とし務めて貞淑の徳を養ひ起居言語其宜きに適せしめんことを要す」¹⁷と記している。

この他の学校の修身科の教授方針についての規定について検討する。例えば、1903（明治36）年度の大阪府立清水谷高等女学校の「修身科教授方針」では¹⁸、「教授ノ要旨」について記し、具体的には「修身ハ教育ニ関スル勅語ノ旨趣ニ基キ道徳上ノ思想及情操ヲ養成シ中等以上ノ社会ニ於ケル女子ニ必要ナル品格ヲ具ヘシメンコトヲ期シ実践躬行ヲ奨励スルヲ以テ要旨トス」と記している。続けて、「教授上ノ設備」について「講堂ノ裝飾、人物ノ肖像画等」が必要なものとしてあげられ、「最も傾注セシムベキ肝要ナル徳義」について

は「女子ニ必要ノ徳義トシハ親愛和順節操恭儉勤勉忍耐縝密秩序等ニ重キヲ置クモ特ニ公益慈善ノ行ヲ奨励シ高潔ナル品性ヲ養成スルコトヲ黽ム」と記している。このように、同校では修身科を教授する際の方針やそれに必要な設備を整えるなど、修身科教育の徹底を求めていることが分かる。

1913（大正2）年に刊行された愛知県立高等女学校の『我が学校の訓育』¹⁹でも、訓育施設として「修身教室附属室」を設置していたと記している。これについて「学校に於ても生徒の精神生活に直接影響を與ふるやうな神聖な嚴肅なる意義を有する場所が講堂若くは修身教室以外にありたい」と述べ、さらに附属室の「壁間適當の場所には模範婦人湯地津尾子の肖像並に県下の善行婦人の写真とを掲げ」るなどし、「修身教室附属室」を訓育を行う最も適切な場として位置づけていることが分かる。

一方、年代は明確に記されていないが、兵庫県立第一神戸高等女学校では、各教科の指導要項を定めている。同校の「各科教授要項統合表」の中に記された「修身科」²⁰では、修身科の「主眼」は「具体的特殊としての個性への自覚」にあるとし、その「指導行事」として「聴講、読書、研究発表及び討論、修養録記入、各種の実行、会合、見学、参観など」を挙げて、これらによる指導を行うと記している。例えば、「聴講」では「徳育に関する概念、他人の善行についての実情並に批判等を会得するために、たえず聴講せしむ」と記している。さらに「修養録の記入」では「一種の修養日記」であるとし、生徒は「毎日の反省」や「社会における道徳的事実の掲載」、「日常の生活に対する希望または決意等」の事項について随意記入し、記入した後は「修身科担当の教師又は学級主任教師」によって「点検し、その内生活を指導す」と記している。すなわち、修身科では個人の道徳に限らず、「見学」、「参観」を含めた社会的事情についても関心を持たせるような総合的な指導が行われていたと見ることができる。

あらかじめ、高等女学校での修身科授業の時間割上の位置について確認すると、大阪の事例では、火曜日の2限目と金曜日の1限目に配当されている（表2-5）。

表2-5 大阪府立和泉高等女学校の本科3年菊組時間割（1910年度）

	第一時	第二時	第三時	第四時	第五時	課外教授
月曜日	数学	体操	裁縫	国語	理科	
火曜日	地理	修身	家事	英語	音楽	
水曜日	裁縫	国語	英語	図画	図画	
木曜日	歴史	数学	国語	理科	家事	
金曜日	修身	体操	音楽	国語	習字	
土曜日	家事	裁縫	英語	裁縫	英語	

（注：大阪府立和泉高等学校校史編纂委員会『和泉高校百年誌』2001年、18頁より引用）

さらに、北海道庁立札幌高等女学校の「明治四三年五月開校八周年記念日における工藤校長の訓話」においては「修身教授は教科書に依りて各級主任教師之れを教授するは勿論学校長は毎月二回第一、第三月曜日の第一時に於て全校生徒に対して修身訓話をなすこととし創立以来実行し来れり是れは一校教養の中心として職員全体協心一致実行を期しつ、あり諸君の時に参観傍聴せられんことを望む」²¹と記している。ここからは時間割上の教授以外に、「一校教養の中心」として、職員が協力して、修身教育を行っていたことが記されている。いかに、修身教育が重視されていたかを示すものと言えよう。

次に、修身科の具体的な教授様式について検討する。

1908（明治41）年に定められた東京府第二高等女学校の『各学科教授様式報告』²²では、「修身科教授様式」²³について「予備」「教授」「応用」の3つの段階に分けて実施すると記しており、ほか「備考」についても記している。すなわち、第1段の「予備」では「一前ノ時間ニ教授シタル事項ヲ復習ス」「二 教授セントスル事項ニ関係アル日常實際ノ言行ニツキ発問」「三 以前ニ約束シタル事アラバ其実行ノ如何ヲ問フ」と定めている。第2段の「教授」では「一 教授スベキ事項ニツキ教師先ツ意義ヲ話シ後生徒ニ教科書ヲ読マシムルヲ普通トス」「二 教師教科書ヲ読ミナガラ其意義ヲ講ス」「三 生徒ニ教科書ヲ読マシメ後ニ教師其意義ヲ話ス」「四 生徒ニ教科書ヲ読マシメ又其大意ヲモ話サシム」「五 教授ノ要項ヲ概括シテ教師之ヲ話シ又ハ生徒ニ話サシム」と定めている。また、第3段の「応用」においては「一 応用スベキ事項ハ成ベク之ヲ教示ス」「二 従来実行シ来リシ事項ト比較セシム」「三 或時期ヲ定メテ実行ヲ約束ス」「四 事実又ハ例話ニツキ生徒ヲシテ道徳的判断ヲナサシム」と定めている。また、「備考」では「教授ハ主トシテ講演的形式ヲ用ヒ適宜問答的形式ヲ混ヘ且ツトメテ實際ノ事項ト連絡ヲハカル」と「常ニ語調態度等ヲ慎嚴ニシ教授ヲシテ生徒ノ精神ニ透徹セシメンコトヲ期ス」と定めている。このように、教授様式では修身教育の内容の大綱的標準を提示している。

第2節 修身教科書に見る良妻賢母的素養

1. 1902年の文部省編纂『高等女学校用修身教科書』

文部省では1901（明治34）年に高等女学校用修身教科書を初めて発行し、翌年には訂正再版を発行した。文部省編纂の教科書を分析対象として取り上げる理由は、全国で文部省編纂の教科書を使用する学校が多かったためであり、また文部省自身がどのような良妻賢母的素養を教科書に記述したかを明らかにすることは、理念としての良妻賢母の構造を明らかにする意味で重要であると考えたためである。特に、文部省はこれを修身教科書のモデルとして編纂した点でも、分析対象とすべき教科書と言えよう。

こうした意味で、ここでは、1902（明治35）年4月に訂正再版された文部省編纂の4冊（巻一から巻四）と翌年発行された上級用（第5学年）の高等女学校用修身教科書、計5

冊を分析する。なお、明治期に刊行された文部省編纂高等女学校用修身教科書としては、現時点で確認できるものとして、本章であげているものだけである²⁴。

まず、1902（明治35）年と1903（明治36）年の高等女学校用修身教科書の目次覧よりその内容を確認する。

（1）教科書の目次

表2-6 文部省編纂『高等女学校用修身教科書』（1902～1903年）の目次一覧

目次	巻一 （第1学年）	巻二 （第2学年）	巻三 （第3学年）	巻四 （第4学年）	上級用 （第5学年）
第1課	勅語	善に進むべきこと	夫にかしづくべきこと	国体を重んずべきこと	人は万物の靈なる所以
第2課	前のつゞき	学芸を励むべきこと	舅姑を敬ふべきこと	前のつゞき	前のつゞき
第3課	前のつゞき	業務に堪ふべきこと	夫の親族と親むべきこと	国憲を重んずべきこと	人心の特質
第4課	前のつゞき	秩序を守るべきこと	貞操なるべきこと	前のつゞき	知力
第5課	前のつゞき	事物を整理すべきこと	夫に忠実なるべきこと	国法に遵ふべきこと	前のつゞき
第6課	前のつゞき	諸事に綿密なるべきこと	夫を補助すべきこと	前のつゞき	感情
第7課	前のつゞき	熟慮すべきこと	家風を重んずるべきこと	兵役に服する心得	意志
第8課	前のつゞき	用心すべきこと	家政を整ふべきこと	納税を怠るべからざること	自覚
第9課	前のつゞき	自若たるべきこと	子を憐むべきこと	国益を図るべきこと	注意
第10課	前のつゞき	小事を慎むべきこと	子を躱くべきこと	公務に尽すべきこと	行為
第11課	前のつゞき	寛裕なるべきこと	子を教ふべきこと	社会の秩序を重んずべきこと	責任
第12課	前のつゞき	快活なるべきこと	僕婢をいたはるべきこと	前のつゞき	品性
第13課	皇后陛下の御	他人に迷惑を	慎重なるべき	社会に損害を被	理想

	歌其一	及ぼさざるこ と	こと	らしめざるこ と	
第14課	皇后陛下の御 歌其二	前のつゞき	質素なるべき こと	慈善を行ふべき こと	良心の本質
第15課	忠君の趣旨	他人の所有物 を害せざるこ と	前途を慮るべ きこと	公衆の衛生を重 んずべきこと	前のつゞき
第16課	父母に事ふべ きこと	他人を嫉まざ ること	事物に怯れざ るべきこと	公共物を重んず べきこと	良心の命令
第17課	前のつゞき	他人の名誉を 重んずべきこ と	素行を省るべ きこと	社会の繁栄を図 るべきこと	良心の正否
第18課	前のつゞき	愛憎を猥にせ ざるこ と	心を配るべき こと	公益を図るべき こと	本務の本質
第19課	兄弟・姉妹相愛 すべきこと	時刻を違へざ ること	知識を広むべ きこと	博く公衆を愛す べきこと	前のつゞき
第20課	前のつゞき	他人に謙るべ きこと	技芸を磨くべ きこと	外国人に対する 心得	本務の軽重
第21課	親族相親むべ きこと	前のつゞき	示教を乞ふべ きこと		前のつゞき
第22課	奴婢に対する 心得	正直なるべき こと	衛生を重んず べきこと		徳の本質
第23課	身体を衛るべ きこと	親切なるべき こと	約を踐むべき こと		徳と本務との 関係
第24課	前のつゞき	柔和なるべき こと	恩に報ゆべき こと		修徳の方法
第25課	前のつゞき	同情を有すべ きこと	公平なるべき こと		前のつゞき
第26課	前のつゞき	忠実なるべき こと	礼讓を守るべ きこと		修徳の工夫
第27課	慢心を抑ふべ きこと	友情を重んず べきこと	事に寛かなる べきこと		前のつゞき
第28課	足るを知るべ きこと	前のつゞき	事に察しある べきこと		人格を尊重す べきこと
第29課	過を改むべき	賢能を尊ぶべ	慈悲深かるべ		生命を重んず

	こと	きこと	きこと		べきこと
第30課	独を慎むべきこと	前のつゞき	力を共にすべきこと		自由を重んずべきこと
第31課		長上を敬ふべきこと	動植物に対する心得		名誉を重んずべきこと
第32課					財産を重んずべきこと
第33課					列国間の交際
第34課					列国間の通商
第35課					列国間の戦争

(注：文部省編纂『高等女学校用修身教科書』巻一から上級用を参考に作成)

表2-6に示したように、1902(明治35)年文部省編纂の巻一(第1学年用)と巻二(第2学年用)は、教育勅語を中軸としながら、徳目として個人道徳(正直、親切、同情、忠実、慎重、質素、礼讓など)、家族道徳(孝行、貞操、忠実など)、社会道徳(衛生、慈善、公務、公衆、公共物、公益など)、国家道徳(国体、国憲、国法、兵役、国益など)から構成されていることが分かる。巻一の第22課で「僕婢に対する心得」も説かれているが、既述したように、「僕婢」を雇用する階層に属する女子生徒が、この時期の高等女学校に通学していたことを窺わせる項目として注目される。

そして、巻三(第3学年用)・巻四(第4学年用)では、主に社会道徳と国家道徳を説く教材が増え、主に両者の道徳の育成に重点が置かれたことが分かる。巻三(第3学年用)の第5、6課で夫への従順さが、第7、8課で家政の任務や第9、10課で子育てが説かれている点も注目される。また、上級用(第5学年)ではその目次から見ると、倫理的な内容が中心になり、社会道徳や国家道徳についてはほとんど言及されていない点が注目される。このように、主に個人道徳と考えられる内容が多い理由は明確ではないが、当時は修業年限4年の高等女学校がほとんどであり、ごく少数の5年制高等女学校の生徒に対して、4年間の修身教育の基盤の上に、より高度な倫理的な内容を教授しようとしたものと推察される。

(2) 教科書の内容分析

次に、1903(明治36)年の「高等女学校教授要目」に定められた修身科の教授内容に基づき、①個人道徳、②家族道徳、③社会道徳、④国家道徳、⑤国際関係の道徳、⑥人類に対する道徳、の6つに分けて教科書の内容を分析する。

1) 個人道徳関係の教材

1902（明治 35）年の文部省編纂の教科書に示された個人道徳関係の項目として、正直、親切、同情、忠実、慎重、質素、礼讓などが含まれている。

その中で、巻二の「学芸を励むべきこと」（第2課）では、「幼より学芸を修めて、智を啓き、能を進め、徳を養はずんば、人たる本分を尽すこと能はざるなり」²⁵と記し、学芸を励むことは、人が人間としての本分を尽くすことであると説いている。学芸を習うことは、個人だけでなく社会に対しても貢献するとの考えから、積極的に女子生徒に学芸の道を薦め、学問を習うことを通じて自分を磨き、他人および社会に対しても有用な人間として育つべきことを説いている。

また、巻三の「貞操なるべきこと」（第4課）では、女性の貞操について次のように記している²⁶。

凡そ婦徳の修すべきもの其数多しと雖も、人の妻となりて後は、第一に貞節の操を守らざるべからず。これ夫に対して尽すべき婦人第一の務なりとす。貞節の操とは、一度夫に添ひては赤心を以て之に許し、終生他の心なく、假令夫の失敗・貧困・病気等の災厄に遭ふことありとも、決して其守る所を易へざるをいふ。古書に「我が心石にあらず、轉ばすべからず。我が心席にあらず、巻くべからず」と記したるは、全く此貞操の堅きを称したるものなり。人の妻たる者は、此婦徳の切要なることを肝に銘して、忘れざるやう努めざるべからず。

このように婦徳を修める中でも、人の妻として夫に対して最も重要な点が貞操を守ることであると指摘している。

続けて、巻二の「柔和なるべきこと」（第24課）では、「女子にありて殊に然りとす。＜中略＝引用者＞かくの如く人々互に柔和なれば、其交際円滑にして、無益の争を生ずることなく、世を安穩ならしめ得るなり」²⁷と記している。このように、女性が柔和の心を持つことは重要であり、柔和の心を以て他人に優しくし、言行を温和にし、何事に就いても粗暴にはならないなど、柔和の必要性を説いている。

そして、巻三「質素なるべきこと」（第14課）では、「幼少の時より、質素の心掛を持し、長じて一家を成すに至りては、特に此心得を体して何事にも節儉を守り、常に身を修め、家を斉へざるべからず」²⁸と記し、家を保つ観点から質素について論じている。

ほかにも、女性の人格について記述したのが見られ、上級用の「人格を尊重すべきこと」（第28課）では、「人は互に人格を尊重し、人としての本分を完うすべきものなれば、世の所謂法律上の権利義務を損害せざるは勿論、更に進みて常に道徳上に謂ふ所の人格に附属せる権利を重んじ、他人に損害を与へざるのみならず、互に相助けて各自の本分を完うすることを勉めざるべからず」²⁹と記している。すなわち、ここでは人格は社会の一員

として貧富・老若・男女、誰でも持つべきものと説いている。

女性の道徳に求められた徳目について、中嶋邦は男性のそれとの対比で注目すべき指摘をしている。すなわち、中嶋は、女性には「特に貞淑・温和」が求められたが、これは男性には求められなかったとしている。女性の徳目は家族に向けられ、一方男性に求められた徳目は「勇氣・自重」、さらには「君及び国」への「奉公」であったと述べている³⁰。

このように、文部省編纂の教科書の個人道徳においては、貞操、柔和、質素などの女性の徳目を強調するものがほとんどで、儒教的道徳の色彩をもつ個人道徳の修養を求めていることが明らかである。特に、女性に対しても人格の重要性を唱えている点は、近代的な要素として注目に値する。

2) 家族道徳関係の教材

家族道徳関係に属する道徳項目としては、孝行、貞操、忠実など挙げられている。修身教科書中かなり多くの割合を占めた家族道徳関係に属する教材では、具体的にどのような徳目を説いたのだろうか。

巻一「父母に事ふべきこと」(第16課)では、孝行について以下のように記している³¹。

父母は、生みの親として、常に忘るまじきのみならず、日夜其恩を思ひて、よく之に事ふべきものなり。さて、父母に事ふる道は種々あれど、幼少の時にありては、先づ父母の仰に従ひ、父母の誠を守り、父母の意に忤はず己が身を衛り、行を慎み、学を励み、業を習ひ、以て父母の心を安んずべし。かくの如く、日夜従順に、父母に事ハ、其心を安んじ樂ましむること、是れ即ち孝行なり。

ここでは、父母に対しては生みの恩、育ての恩があり、ゆえに女性はその父母の恩を一失忘れずに孝道を行うべきことを説いている。儒教道徳に基づいて親子関係を捉え、父母に従うことを絶対的なものと位置づけている。

さらに父母との関係を記し、巻一の第17課「前のつゞき」(第16課「父母に事ふべきこと」)では「殊に女子は、他日一家の主婦となりて、家事を掌るものなれば、日夜学を励み、芸を修め、己が行を省みて、常に家政の事にも意を用ふべきなり。かく長じて、父母に事ふるを孝養といひ、人々日常の第一の務とす」³²と記している。続いて、第18課「前のつゞき」(第16課「父母に事ふべきこと」)でも父母・祖父母が万が一不幸で病気になった場合には、我が身を捧げて看護を尽くして父母・祖父母の心を慰め、一日も早く全癒を図って全力を尽くして孝道を行うべきであることを述べている³³。ここでも、儒教道徳に基づく父母・祖父母との上下関係恩と将来の主婦としての心構えを説いている。

また、巻三の「舅姑を敬ふべきこと」(第2課)では、「女子は他人の家に嫁ぎては、舅

姑と同居するも、又は別居するも、尊敬の心を以て舅姑に事へざるべからざるなり」³⁴と記し、ただ夫にかしづくだけではなく、嫁いだ後は尊敬の心をもって舅姑との円満な関係を成立させることが必要と述べている。

次は、妻の役割について記述したものを検討する。そのなかで、卷三の「夫にかしづくべきこと」(第1課)では、次のように記している³⁵。

凡そ女子は長じて男子にそひ、一家を成して終生の苦楽を偕にし、円満なる家庭を作るべきものなれば、夫に対しては親愛を尽さざるべからず。女子は、他家に嫁ぐも、或は我が家に夫を迎ふるも、孰れも夫を助けて家事を理むべき職分あるものなれば、常に夫にかしづき事へて、後顧の憂なからしめざるべからず。即ち日常敬愛の誠を夫に捧ぐるは勿論、万事を慎みて、礼儀に背かざるやうに努むべきなり。若し夫を樂ましむることのみを知りて、毫も夫に敬事する心なければ、反て親しきに忸れ、礼を失して其の感情を害し、終には破鏡の不幸を生ずることあるべし。深く慎まざるべからず。

このように、一家の妻として、夫を助けて家事を整理するとともに、夫に「後顧の憂なからしめる」こと、さらに夫を敬うべきことは女性の職分であると説いている。女性が自己の職分を十分に尽くすことこそが夫婦円満の基礎にもなるなどと記し、ほぼ家庭内に女性の役割を限定していることが分かる。夫は「外」で、妻は「内」という性別役割論、夫婦の主従関係を示しているが、妻の一方的な服従を説いていると言えよう。

卷三の「夫を補助すべきこと」(第6課)では、妻の役割を次のように記している³⁶。

婦人は夫に対して忠実なるのみならず、又夫を補助して其事業を完うせしむるやうに務めざるべからず。〈中略＝引用者〉

今後の婦人は、一層此婦徳を修め、以て古人に愧ぢざるやう勉むべきなり。

ここでは、女性が妻として夫へ果すべき役割は、従来の夫に対するひたすら忠実のみならず、夫への補助役割・作用を説いている。

また、卷三の「夫に忠実なるべきこと」(第5課)では、忠実について次のように記している³⁷。

妻は夫に対して貞操を守ると同時に、万事に就きて忠実なるべきなり。＜中略＝引用者＞何となれば、妻は夫と共に力を合せて、一家の繁栄を図るべきものなれば、重要な事は之を夫に諮りて処理すべきのみならず、濃かなる情を以て夫の心を和らげ、常に一家和楽の基を啓くべきものなればなり。されど、夫に親切従順なればとて、夫をして其悪を成し、非を遂げしむる如きは、決して忠実の本旨にあらず、夫にして万一非道を行あらんとするときは、徐かに之を諫めて、其善に復し、悪に陥らざらしむるを婦人の道なりとす。

このように巻三では忠実について、妻として夫に対して忠実を尽くすことを強調している。また、妻として夫に対してひたすら従順であるだけでなく、夫が万が一非道を遂げるだとしても、妻としては諫言することが婦人の道であることを説いている。

教材にはこのような、妻としての役割を求めるほかにも、母としての役割を求めている教材も存在する。例えば、巻三の「子を躰くべきこと」(第10課)では、「母として子を憐む上に、最も重んずべきは子を躰くこと是なり。子をしつくとすは、長上に従順なること、礼儀の重んずべきこと等を訓諭示例して、日常の行状に於て、其子の身心を律することをいふなり。此事は固より父母の務なりと雖も、幼少の間、子女は多く母に接近するものなれば、母は一層此心得の切要なることを了せざるべからず」³⁸など、母として子女を躰けることは最も大切なことで、幼時の時から子女に良い習慣を身につけさせるべきとしている。すなわち、次世代の教育担当者である女子に対して母として役割を十分に果たすことを期待していることが分かる。

巻三の「子を憐むべきこと」(第9課)では、母の役割を次のように記している³⁹。

女子は妻として夫に事へ、家婦として家族に接する務の外に、尚ほ切要なる一の務なり。母として子を育つこと是なり。蓋し人生至要の務は、夫婦として世に立ち、家を斉へ、国を益するのみならず、父母として子女を養育し、家のため、国の為に己が子孫を世に出すべきものなればなり。特に子女は幼少の時、多く母の膝下にありて成長するものなれば、母は常に之を愛憐し、健全に發育せしめざるべからず。されど、余り其子の愛に溺れ、或は子の誰彼によりて、偏頗の愛憎ある如きは、皆子を憐むの本旨にあらざるのみならず、反て其子の發育を害するものなれば、常に注意して誤らざるやう務むべきなり。

このように、父母として子女を養育し、家のためそして国家のために健全な子女を育てることこそが人生至要の務めであることを述べながら、父母としてあまりにも子女を溺愛

し、偏頗の愛憎あることは子女の成長に害するもので、妻として夫と家族に対する務のほかにも、母として子女を育ち、憐むことも極めて大事なことを述べている。ここでは、賢母としての役割を説いている。

また、卷三の「子を教ふべきこと」(第11課)では、次のように記している⁴⁰。

子を養くると同時に、母は其子を訓育せざるべからず。教訓とは、人世に最も必要なるは智徳に外ならぬことを示し、常に其子女をして学を修め、徳を磨き、智を啓かしむるやうに教へ導くをいふなり。＜中略＝引用者＞幼少の時にありては、多く家庭の間に人と為り、常に母の側にありて、其の言行を見倣ふものなれば、母たる者は、最も慎みてよく其子女を教訓せざるべからず。世上のさまを見るに、家庭の薫陶を受けたる子女は、多く何事に於ても秀でたる者多きが如し。これ母親の教訓が子女の身心に影響する所大なるに因るなり。

このように、母として子女を教訓する時は、人世のなかでも最も必要なものは智徳であることを示し、学校のほかにも家庭のなかで母の言行を見習わせ、家庭の雰囲気による薫陶で訓育すべきことを説いている。そして、子女の身心に最も大きな影響を与える母親の役割の重要性を述べるなど、理想的な賢母の役割について説いている。

以上のような女性の役割について記述を見ると、女性の役割は家庭内に限定され、外の公的な世界とは直接的な関連性が弱いのが特徴と言える。女性が社会や国との関連が求められるのは、母として国を支える家族の維持の役割、夫を支える良妻としての役割、将来の国民を育てる母親役割においてであった。さらに言えば、女性には良妻と賢母の素養が求められたが、男性には必ずしも良夫と賢父の役割が強調されていない点にも着目したい。

また、文部省編纂の教科書には兄弟関係についても記述され、卷一の「兄弟・姉妹相愛すべきこと」(第19課)⁴¹では、「兄弟・姉妹は基本を一にし」ながら、「長幼の序を守り」、お互いに相愛すべきであること、そして成長後も兄弟姉妹間の関係は相変わらずお互いに愛し、相互に助けるべきであること、またその関係は両親が亡くなった後にも継続すべきと述べている。

ほかにも、卷一の第20課「前のつゞき」(第19課「兄弟・姉妹相愛すべきこと」)では、兄弟・姉妹間は相愛すべきのみならず、お互いに「礼儀・作法を守」るべきである点を強調している⁴²。

さらに、親族関係について、卷一の「親族相親むべきこと」(第21課)では、次のように記している⁴³。

父母・祖父母・兄弟・姉妹の外に、一族内には、尚ほ多くの親族と称するものあり。伯父・叔父・伯母・叔母・甥・姪等是なり。是等は、皆父母・兄弟・姉妹等の関係によりて血縁あるものなれば、何れも骨肉上離るべからざるものにして、互に相敬し、相愛して親睦すべきものとす。又かく相親むべきものなれども、其間自ら礼儀・作法の守るべきものあるが故に、父母・兄弟・姉妹の間と同じく、各々之を遵守せざるべからず。

ここでは、血縁がある親族間では、お互いに尊敬し、愛し合い、親睦すべきものであり、親族や一族の間でも自ら礼儀・作法を守るべきであることを述べている。

また、卷三の「夫の親族と親むべきこと」(第3課)では、親族との関係について「人の妻となりては、舅姑の外、尚ほ他の姻族と親まざるべからず。他の姻族とは夫の祖父母・兄弟・姉妹及び叔伯・甥姪等をいふ。是れ舅姑を父母と仰ぐべきが如く、皆一様に親族として遭すべきものなり。蓋し親戚の不和は、他家より来りし家婦が夫の親族と相協はざるに基くこと多し。〈中略＝引用者〉人の妻たる者よくよく〈繰り返し記号＝引用者〉慎みて、姻族間の交情を全うせざるべからず」⁴⁴と記している。このように、夫の親戚との不和は妻としての家婦が夫の親族と協調しないために起こることが多く、とりわけ家婦の言行が親族の和合に大きな影響をもたらすので、妻としては言行を慎重にすべきと説いている。

卷三の「家風を重んずべきこと」(第7課)では⁴⁵、女性が家風を守ることにについて「妻は夫に対する務のみならず、尚ほ一家に対する責務あり。家風を重んずる如きは其一とす」「若し家婦にして、己が生家の風を守りて夫の家風に反する如きことあらば、為に家族の感情を害し、一家の和平を破りて、身の禍を招くことあるに至るべし」と説いている。続けて「家婦たる者は夫の家風を重んじ、事に妨なき限は、勉めて之に忤はざるやうに心掛くべきなり」と記している。このように、家の従来の慣例に倣い、家を整理することなどで妻が家風を重んずることはただ夫に対する務であるだけでなく、一家に対する責務でもあると述べている。一方、多くの家族の不幸は妻が生家の家風を重んじることに起因すると説いている。

卷三の「家政を整ふべきこと」(第8課)では、次のように記している⁴⁶。

家政を整理することも、妻が夫に対し、一家に対して尽すべき務なりとす。何となれば、夫は多く外に出でて事業に従ひ、以て家のため、世のため、国の為にも尽すものなれば、妻は内にありてよく一家の家政を整理し、夫をして常に内顧の憂なく、勇み励んで其職を尽さしむべきものなればなり。

ここでは、夫が一家庭・社会・国家のために外で一生懸命に事業に従事することに対し、妻の任務は内で一家の家政を整理することで夫の憂をなくし、事業に全力を尽くすことができるように、家政を整理することが切要であることを述べている。家政を整理することが、夫や一家に対する務であることを指摘するなど、性別役割分業が明確に示されていると見ることができる。ここでも、女性の役割が家庭内にあると説いている。

そして、巻三の「僕婢をいたはるべきこと」(第12課)では、次のように述べている⁴⁷。

一家の和平を保たんには、家族・姻族と睦み親む外に、主婦として尚ほ顧みるべきことあり。〈中略＝引用者〉主婦たる者は、常に憐憫の心を以て之に対し、余り苛酷に使役することなく、よく其身心を引立つるやうにし、以て其務を完うせしむべきなり。

主婦としては、その一家の安定・平和を保つためには、僕婢に対する心も大事なことでありと述べている。女性は一家の主婦として、常に僕婢に対して憐憫の心を持ち、苛酷にならないように注意すべきであることを説いている。

上述したように、家族道德に関する教材では、家族の一員としての女性が父母に対して孝道を行い、夫に対しては忠実を尽くし、子女に対してはしつけ・教育をするなど、嫁・妻・母としての役割を務めるべきことを説いている。女性の存在意義を、孝行、家事、育児など家庭内範囲に限定していることが明らかである。ここでは、女子が家族及び舅姑等親族に対する徳性の涵養を求めるなど、儒教道德に基づいた忠孝本位の徳目の養成をねらいとしている。

3) 社会道德関係の教材

続けて、社会道德関係に関する教材について検討する。

社会道德に属する「衛生を重んずべきこと」(巻三の第22課)について、次のように記している⁴⁸。

人は又己が職分として衛生を重んぜざるべからず。〈中略＝引用者〉特に妻とし母として立つべき女子に取りては、此心得は一層必要なり。何となれば、女子は独り己の身を護るべきのみならず、舅姑に事へ、夫を助け、子を育つべき職分あるを以てなり。〈中略＝引用者〉又万事に不注意にして、自然衛生を疎んずるに至るものなきにあらざ。かくの如きは心得違の大なるものにして、為に己が幸福を減じ、家族を害し、他人を損ふ因となるべし。よくよく〈繰り返し記号＝引用者〉注意して、衛生を重んず

る所なかるべからず。

ここでは、女性が家庭内の衛生を保つことは自身のためだけでなく、舅姑・夫・子どもなど、家族に対する責任であることを強調し、そうでなければ自身・家族・他人を損なうとしている。衛生も良妻賢母の素養として位置づけられていたと言える。

また、巻二の「長上を敬ふべきこと」(第31課)では、「賢能の人と共に、常に尊敬すべきは長上の人なり。長上の人とは、己より年齢又は身分高き人を称するなり。凡て人は己より眼上なる人を尊敬すべきものとす」⁴⁹と記し、年長者や身分の高い人間に対して尊敬すべきことを説いている。欧米における社会道徳とは異なり、社会の秩序の維持、上下関係の維持に重点を置いた儒教的道徳観に基づく徳目と言える。

すなわち、文部省編纂の教科書では、社会道徳に関して、女性にも社会性の育成を目指していることが分かる。人間が共同に生活している共有の場所である社会の秩序、安寧を前提としながら、それに基づいた女性道徳が説かれている。そのほかにも、「長者」「公益」「名誉」など一般市民としての道徳も挙げられている。社会的な関係においては、儒教道徳を基調としながらも、西洋道徳も取り入れられていたと言えよう。

4) 国家道徳関係の教材

道徳教育として行われた修身は、天皇制国家イデオロギーを中核とした学科目である。天皇を中心とした国家道徳に関係する徳目としては、国体、皇室、国憲・国法、兵役、教育、公務などの教材が含まれている。

巻四の「公務に尽すべきこと」(第10課)では、妻の役割について以下のように述べている⁵⁰。

公務に従事するものを官吏・公吏等と為す。是等の人は、皆忠実に其任務を尽し、以て良好の成績を挙ぐることを心掛けざるべからず。されば、公務に従事する人の妻・姉妹・子女たる者は常に其身を慎みて、夫又は父・兄弟の名誉を害はざるやうに勉むるのみならず、進んで其職務を完うせしむるやう心掛けざるべからず。これ女子が国家に対して尽すべき本務の一端なり。

ここでは、高等女学校を卒業した女子生徒は将来中流家庭に入る可能性が高いことから、常に身を慎み、公務に就く夫・父・兄弟の名誉を損なわないように努めるべきで、それが女性の国家に尽くす本務だとしている。すなわち、夫や父を通じて女性が国家に貢献するという位置づけにある点に注目したい。

また巻四の「兵役に服する心得」(第7課)では、兵役について「凡そ男子は国法を遵守する中に於て、特に一身を捧げて国家に尽くすべき義務あり、兵役に服することは是なり」、「而して女子もまた、人の妻となり、母と為りては、よく此必要を知りて、その子をして国民の義務を缺かしむることなきを期せざるべからず」⁵¹と記している。上述したように、身を捧げて兵役を服することは男性の義務であると同時に一人の国民として国家・社会の安寧幸福を維持するにも必要であり、かつ不可欠な義務であることを説いている。そして人の妻であり、次代の国民を育つ母である女性は兵役の必要性をよく知り、国民としてその義務を尽くす男子を育てることについて重要な役割を果たすべきであることを述べている。この点について、中嶋邦は「子への私情をこえて、子を君のため国のために捧げ、公に献身し校に殉ずる母親が理想像」⁵²とされたと、指摘している。

続けて、巻四の「国益を図るべきこと」(第9課)では⁵³、「実業を拡張して富源を開拓し、邦家をして富み栄えしむる企を為し、幾分にては其補益を為すは、国益を図る本旨なり」とし、農工商の諸産業に従事して事業を盛大にすることは国益を図ることであると述べている。さらに「女子は直接にかゝる実業に係る所少しと雖も、間接に之を遂行せしむるに與つて力あるものなれば、常に此心掛を以て女子の本務を完うせざるべからず」と記し、国益を図ることは女性には直接的な拘りはないものの、女性は間接に国益を遂行する力を持つものとして、常に女性としての本務を務めるべきであることを強調している。すなわち、女性も間接的に国家との関係を持つことを認識させようとしていると言えよう。

そのほかにも、国家道徳である国体と国憲・国法を遵守すべきことや、社会道徳である公務、慈善、公衆衛生、公共物についても説いている。

以上分析したように、国家道徳においては、兵役の重要性を自覚し、夫や子どもを通して間接的に国家に貢献する女性を理想の女性像として提示している。すなわち、女子教育と間接的な国家の結びつきが強調されていると言えよう。

5) 国際関係に関する教材

次に、国際関係に関する教材について検討する。

上級用の「列国間の通商」(第34課)では、「我が商人たらん者は、爾今眼を大局に注ぎ、農工業者と相携へて、我が国の産業を發達せしむることを期し、之によりて自国の輸出を盛にし、終に海外貿易の上に覇権を握り、啻に自家を富ますのみならず、又我が国家・社会の富強をも補ふ所なかるべからざるなり」⁵⁴と記し、「通商」に関しては、両者が国家間の通商が日本の富強につながるとしている。

この他、「外国人に対する心得」など、国際主義的色彩を持つ教材では外国人と交際する際、個人の言動挙動は一身のみならず国家の名誉に関わる問題として言動挙動を慎み、日本人たるの品位を傷つけないよう求めている。国際関係に関しては、特に女性的な道徳としては記していないが、女性にも国際関係への理解を求め、それを教材化していると言えよう。

6) 人類に対する教材

最後に、人類に対する教材について考察する。

巻四の「慈善を行ふべきこと」(第14課)では、人類に関する道徳について触れている。すなわち、「人は一個人としても、他人を憐むべきものなれども、衆力を協せて充分に不幸の人を救助する如きは、最も慈善を尽すに適當なる美挙といふべし」⁵⁵記しているが、ここでは、特に女性としての独自の徳目は記されていない。

以上、1902(明治35)年の文部省編纂『高等女学校用修身教科書』を全体としてまとめると、個人道徳においては、柔和、質素などの女性独自の徳目を強調するものがほとんどで、儒教的道徳の色彩をもつ個人道徳の修養を求めていることが明らかである。これは、男性に求められた道徳とは異なっていた。また、家族道徳においては、家族の一員としての女性が父母に対して孝道を行い、夫に対しては従順を尽くし、夫の社会的任務を支え、子女に対しては躾・教育をするなど、嫁・妻・母としての役割を務めるべきことを説いている。夫・舅・姑への従属的な徳目が説かれていたとも言えよう。ここでは、女性の存在意義を、孝行、家事、育児など家庭内範囲に限定するなど儒教道徳に基づいた忠孝本位の徳目の養成をねらいとしている。家事、育児を通じて、国家に貢献する女性像が描かれていたと言えよう。良妻賢母理念の中核がここにあったと見ることができる。社会道徳においては、女性に社会性の育成を目指しながら、社会のマナーに対して自ら自覚を持つことを目指していることが分かる。すなわち、人間が共同に生活している共有の場所である社会の秩序、安寧を前提としながら、それに基づいた女性の社会に関して要求する道徳が説かれている。国家道徳においては、兵役の重要性を自覚し、夫や子どもを通して間接的に国家に貢献する女性を理想の女性像として提示していることが分かる。

以上のように、1902(明治35)年の文部省編纂の教科書に描かれた良妻賢母像は、妻としては夫に対して仕え、嫁としては舅姑・家族に仕え、母としては子を育て、憐憫し、しつけ・教育して、そして家事を整理するとともに、もう一方では社会と国家に対しても間接的に力を尽くす女性こそ、国家公認の良妻賢母像であったことが明らかになる。

2. 1907年の井上哲次郎編『訂正女子修身教科書』

1907(明治40)年の時点で、各高等女学校で使用された修身教科書は12種類で、そのうち検定済みのものは9種類である。ここでは、検定済みの井上哲次郎編纂教科書を取り上げて分析する。井上編の教科書は、1903(明治36)年に発布された「高等女学校教授要目」に従ってその教授内容を執筆されたと考えられる。以下、井上編の修身教科書に見られる良妻賢母的要素を含む教材について分析する。

なお、井上が明治期に執筆した高等女学校用修身教科書は、現時点で確認できるものとして『女子修身教科書(訂正三版)』(1904年)と『訂正女子修身教科書(訂正五版)』(1907

年)がある。また、井上は大正期にも数冊の高等女学校用修身書を編纂しているが、それは第5章で考察する。

本章で井上編の教科書を選定した理由について記すと、明治期から大正期に活躍した哲学者である井上は、天皇制国家における国家主義立場から国民道徳の基礎づけを行った人物であり、このような思想家がどのような良妻賢母像を描いたかを検討する必要があると考えたためである。

(1) 教科書の目次

まず、井上編教科書の巻一(第1学年)から上級用(第5学年)までの巻ごとの目次を検討する(表2-7)。

表2-7 井上哲次郎編『訂正女子修身教科書』(1907年)巻一の目次一覧

目次	巻一(第1学年)	目次	巻一(第1学年)
第1篇	生徒の心得	第4篇	朋友に対する心得
第1章	学校の目的	第1章	学友に対する事
第2章	学校の規則	第2章	信義を重んずべき事
第3章	教師に対する事	第3章	相互に補益すべき事
第4章	生徒の本分	第3章	愛情を以て交るべき事
第2篇	衛生に関する心得	第5篇	起居動作に関する心得
第1章	衛生の肝要なる事	第1章	時間を貴ぶべき事
第2章	精神を安静にすべき事	第2章	秩序を整ふべき事
第3章	飲食を慎むべき事	第3章	礼儀を重んずべき事
第4章	運動すべき事	第4章	容儀を整ふべき事
第5章	休息睡眠をなすべき事	第5章	言語を慎むべき事
第6章	沐浴すべき事	第6章	品格を高くすべき事
第7章	衣服家屋を清潔にすべき事	第7章	持久を務むべき事
第3篇	修学に関する心得	第8章	敏捷なるべき事
第1章	志操を堅くすべき事	第6篇	物品に関する心得
第2章	学業を勉むべき事	第1章	取扱を郑重にすべき事
第3章	専心なるべき事	第2章	節約利用に注意すべき事
第4章	困難に堪ふべき事		
第5章	自修の必要なる事		
第6章	進取の心を起すべき事		

(注:井上哲次郎編『訂正女子修身教科書』1907年、巻一により作成)

このような井上編の教科書の巻一（第1学年）のタイトルから判断すると、「衛生」、「礼儀」、「容儀」などの、主に個人道徳に関するものに重点をおいていたことが分かる。

表 2-8 井上哲次郎編『訂正女子修身教科書』（1907年）巻二の目次一覧

目次	巻二（第2学年）	目次	巻二（第2学年）
第1篇	家庭に於ける心得	第3章	誠実なるべき事
第1章	父母に孝なるべき事	第4章	柔和なるべき事
第2章	兄弟に友なるべき事	第5章	自重すべき事
第3章	奴婢を憐むべき事	第6章	謙譲なるべき事
第4章	家政を摂理すべき事	第7章	綿密なるべき事
第2篇	国家に対する心得	第8章	着実なるべき事
第1章	国体を尊ぶべき事	第9章	質素なるべき事
第2章	国憲・国法に遵ふべき事	第10章	理財をつとむべき事
第3章	義勇公に奉ずべき事	第11章	独を慎むべき事
第3編	社会に対する心得	第12章	反省すべき事
第1章	長者を尊敬すべき事	第13章	善に遷るべき事
第2章	公益を凶るべき事	第14章	過を改むべき事
第3章	公共物を保護すべき事	第15章	勇氣あるべき事
第4章	地位相応にふるまふべき事	第16章	己れに克つべき事
第4篇	修徳に関する心得	第17章	忍耐すべき事
第1章	天職を自覚すべき事	第18章	誘惑に打勝つべき事
第2章	仁愛なるべき事	第19章	操持を完うすべき事

（注：井上哲次郎編『訂正女子修身教科書』1907年、巻二により作成）

巻二（第2学年）では、個人道徳、家庭道徳、社会道徳や国家道徳に関する事項が広く扱われている。その中でも、個人道徳を中心とした内容が多くを占めている。

表 2-9 井上哲次郎編『訂正女子修身教科書』（1907年）巻三の目次一覧

目次	巻三（第3学年）	目次	巻三（第3学年）
第1篇	自己に対する務	第4章	業務
第1章	總説	第5章	財産
第2章	身体	第2篇	家族に対する務
第1節	生命	第1章	總説
第2節	健康	第2章	父母
第3節	飲食	第3章	舅姑

第4節	清潔	第4章	婚姻
第5節	運動	第5章	夫
第6節	休息・睡眠	第6章	兄弟姉妹
第3章	精神	第7章	子女
第1節	總説	第8章	親族
第2節	智	第9章	僕婢
第3節	情	第10章	祖先・家門
第4節	意		

(注：井上哲次郎編『訂正女子修身教科書』1907年、巻三により作成)

巻三（第3学年）のタイトルから判断すると、個人道徳と家族道徳に重きを置いた内容であり、さらに家族道徳の中に「婚姻」、「僕婢」という教材が入っているのが特徴と言える。

表2-10 井上哲次郎編『訂正女子修身教科書』（1907年）巻四の目次一覧

目次	巻四（第4学年）	目次	巻四（第4学年）
第1篇	社会に対する務	第3章	皇室
第1章	總説	第4章	忠君
第2章	個人	第5章	愛国
第1節	他人の身体・財産・名誉	第6章	国憲・国法
第2節	秘密	第7章	兵役
第3節	約束	第8章	租税
第4節	恩誼	第9章	教育
第5節	交際	第10章	公務
第3章	公衆	第3篇	国際に関する務
第1節	協同	第1章	和親
第2節	秩序	第2章	通商
第3節	進歩	第3章	戦争
第4章	所属団体	第4篇	人類に対する務
第2篇	国家に対する務	第1章	總説
第1章	總説	第2章	慈善
第2章	国体	第3章	救済

(注：井上哲次郎編『訂正女子修身教科書』1907年、巻四により作成)

巻四（第4学年）の教科書は、社会道徳、国家道徳や国際に関する道徳、そして人類に

対する道徳など、幅広い領域に関する内容を扱っており、高学年向けの教材であることが分かる。

表 2-11 井上哲次郎編『訂正女子修身教科書』（1907 年）上級用の目次一覧

目次	上級用（第 5 学年）	目次	上級用（第 5 学年）
総論		第 9 章	責任
第 1 篇		第 10 章	徳
第 1 章	行為	第 11 章	徳の修養
第 2 章	動機	第 2 篇	
第 3 章	良心	第 1 章	女子の目的
第 4 章	理想	第 2 章	忠実
第 5 章	快樂説	第 3 章	虚栄心と嫉妬心
第 6 章	克己説	第 4 章	独立
第 7 章	自我実現説	第 5 章	再婚
第 8 章	本務	第 6 章	家庭教育

（注：井上哲次郎編『訂正女子修身教科書』1907 年、上級用により作成）

上級用（第 5 学年）の教科書においては、他の学年の内容と比べて、より倫理的な内容が見られる。ほかにも、「徳の修養」や「再婚」、「独立」などの教材が見られる。

すなわち、1907（明治 40）年に発行された井上編『訂正女子修身教科書』の目次一覧から確認したように、巻一は 1903（明治 36）年に発布された「高等女学校教授要目」で定められた教授内容に従って、教授内容を設定したことで、修身教科書の全体内容から見ると個人同道徳に関する内容が大幅を占めている。巻二では家族、国家、社会、そして個人道徳という四つの内容によって構成されている。また、巻三では、大きく「自己に対する務」と「家族に対する務」の 2 つの内容で構成され、女性としての個人道徳と家族道徳に関する内容が見られる。巻四では社会道徳と国家道徳、そして国際道徳に関するものから構成されており、上級用では個人道徳のほか、倫理的なものが含まれていることが分かる。

（2）教科書の内容分析

次に、1907（明治 40）年に公布された「高等女学校教授要目」に定められた修身科の教授内容に基づき、文部省編纂の修身書と同様に、①個人道徳、②家族道徳、③社会道徳、④国家道徳、⑤国際関係の道徳、⑥人類に対する道徳、の 6 つに分けてその内容を分析する。なお、1907（明治 40）年の 12 月に出版された『訂正女子修身教科書』（上級用）は、高等女学校第 5 学年用あるいは補習科用教科書として編集されたものである。

以下井上編の教科書を分析するが、その前に、「学校の目的」（第 1 篇・第 1 章）⁵⁶とし

て、井上が高等女学校の目的・意義などを説いている点に着目する。すなわち、井上は「高等女学校令の第一條を見るに、高等女学校は女子に須要なる高等普通教育を為すを以て目的とす」と記し、続いて「全国到る処に設立せられたる高等女学校は、皆本令によりて、女子に須要なる高等の普通教育を施す処なれば、此の学校に入る女子は、其の知識を広め、其の品行を正しくし、将来淑徳ある賢婦人として、世に立たんことを心掛くべし」と記している。このように高等女学校の教育目的を示し、入学後は、知識を広め、品性を正しくし、将来淑徳ある賢婦人になるように日々努力すべきことを説いている。井上は入学したばかりの1年生に対し、高等女学校の意義を説く必要があると考えてこのような内容を記述したと推察されるが、この点は文部省編纂の教科書には見られなかった特徴と言える。

1) 個人道徳関係の教材

まず、個人道徳関係の教材について分析する。

巻一の「学業を励むべき事」(第3篇・第2章)では、「女子の学問・芸術を修むるは、ただ己れ一身の為めのみならず、夫ならびに舅姑に事ふる為めなれば、我等は朝夕之を勉励して、女子に必要な知識・技能は、必ず之を備ふべきなり」⁵⁷と記している。女性が学問と芸術を修めることは、ただ自分一人が人間としての生きるためのものではなく、夫、舅姑及び家族にも利益になることであることから、必ず日夜努力して、必要な知識と技能を備えるべきであることを説いている。女性が学ぶことが、自己のためだけではなく、夫や家族のためでもあることを強調している点に注目したい。結局、女性の学びが、自己の人的成長に結び付くことよりも、家族制度下の女性の役割を担うことに重点が置かれていたことを明らかにするものと言えよう。この点は、時代は1932(昭和7)年の時点であるが、東京帝国大学教授の春山作樹が「教養ある男子が配偶者に求めてあるものは職業的知識ではない」「妻の有すべきものは夫の属する集団の常識である」⁵⁸と述べていた点と同一であったとみることができよう。

巻二の「柔和なるべき事」(第4篇・第4章)では、「言語柔和」は「女子に貴ぶべき美德なり」とし、「殊に女子は、夫に対して、柔和の徳を守らんこと肝要なり。如何に心猛き夫にても、其の妻の、飽くまで柔和なるを見れば、終には自ら其の心を和ぐべし」⁵⁹と記している。このように、同じく「柔和」に関する教材においても、文部省編纂の教科書では柔和を交際する際欠いてはならない個人道徳として扱い、井上篇の教科書では柔和を女性の美德とし、夫との関係における必要性を論じた点で異なると言えよう。いずれにしても、女性の身につけるべき徳目として、温和・柔和が強調されていたと言える。この柔和は、女性の夫・舅姑への従属と軌を一にする徳目であり、男性には求められないものであった。

続けて、巻二の「質素なるべき事」(第4篇・第9章)では「質素を旨とせんことを心掛くべし。軽浮なる女子は、衣服の華美を競はんとする傾向あるものなれども、これ教育ある女子の妄りに倣ふべきことにあらず。身には粗衣を着くとも、心に錦を飾らんことこそ

望ましけれ」⁶⁰と記している。このように、井上編の教科書では、質素をの個人道徳として扱っている。文部省編纂の教科書では家を保つ観点から質素を論じていたが、いずれにしても、女性の身につけるべき徳目として重視されていたと言える。

ほかにも、上級用の「虚栄心と嫉妬心」(第2篇・第3章)では、虚栄心と嫉妬心の2つは「女子の平常最も戒すべき」であることを述べながら、嫉妬心に対しては既婚の女性だけではなく、「女学生間」でも慎むべきであることを指摘している⁶¹。嫉妬心への戒めは、女性の貞淑や「貞操」観念とも関連した徳目であり、これも男性には求められないものであった。

また、巻一の「衛生の肝要なる事」⁶²(第2篇・第1章)では、次代の国民を育てる重大な任務を担う女性としては、健康な子女を産めるためには特に衛生を重視すべきであること、そして健康な母となるように努力すべきであることを説き、特に女性としての母の役割を強調している。

上級用では「女子の目的」(第2篇・第1章)について、男子は「社会の各方面に活動して事業を成し、而して其の間に人格の発展」を求めるとすれば、女子は「妻となり、夫を助けて一家を治め、又其の子女を教養」するのが「本務」でありと記している⁶³。ここでは、性別役割論に基づく、男性は外の公的社会で役割を果たし、女性は家庭内役割の遂行に努めるべきことを説いている。続いて、良妻賢母について、その内容を次のように説いている⁶⁴。

女子は良妻賢母たるを以て其の目的となさざるべからず。良妻とは、夫に対して貞節を尽し、舅姑に対して柔順を旨とし、家内の和睦を保ち、親戚朋友の交際を円満にし、又善く家政を治めて夫に内顧の憂なからしむるを云ひ、賢母とは、子女の教養に心を尽し、特に其の徳育体育に意を用ひ、子女をして将来立派なる人たらしむるを云ふ。良妻賢母たるは即ち女子の人格を全うする所以なり。

このように、男性が外という社会に出て各方面の活動に参加することに対して、女性としては内で与えられた本務を完成すると同時に、良妻賢母になる目的を達することこそ女性の人格の修養発展であることを述べている。女性の家庭内役割が堅実な中流社会の堅持に重要であり、その役割は良妻として、また賢母として、社会・国家に貢献するものと位置づけられている。

続けて、上級用の「独立」(第2篇・第4章)では、女性の独立が次のように記述されている⁶⁵。

女子の独立に二つの意義あり、第一は独立自営の精神を意味し、第二は独立の生活を意味す。先づ第一の意味に於ける独立に就て考ふるに、女子は男子に比して依頼心を有すること多く、其の家に在るや父母に依頼し、其の嫁するや夫に依頼す。〈中略＝引用者〉是れ女子の特性として、多少免れべからざることならんも、然も務めて独立自営の精神を持し、万事成るべく自ら成し遂ぐる習慣を養成すべきなり。蓋し独立自営は、社会の一員として、何人も他に対して負ふ所の義務にして、社会の進歩発展に必要なのみならず、自己の精神修養に取りても極めて肝要なる事なり。〈中略＝引用者〉

次に第二の意味に於ける独立に就て考ふるに、最初より結婚を無視して、独身生活を送らんとするが如きは、女子の本分を忘れたる謬見なること、既に前に述べたる所なれども、然れども、結婚の如何に拘らず、豫め身に相当の技芸を備へて、自活の準備をなすことは、寧ろ大に奨励すべきことと謂ふべし。

ここでは、女子の独立としては2つの意義があることを記している。1つは、個人の独立自営の精神の形成、2つ目は結婚の如何にかかわらず「自活」に備えた技芸の習得、であるとしている。女性にも人間としての独立を説く点は、近代的要素と言えよう。また、結婚をすることを前提にしても、「相当の技芸」を身につけて自活の準備をしておく必要性を説いている点は、井上の教科書の特徴と言えよう。

上述したように、個人道徳においては柔和、質素、衛生などの女性として守るべき徳目を強調するほか、良妻賢母になることが女性の人格の修養発展と直接結びつくなど男女性別役割分担について述べ、さらに万が一の場合を想定した女性の独立問題についても論じている。

2) 家族道徳関係の教材

次は、家族道徳関係に関する教材について分析する。

巻二の「家政を摂理すべき事」(第1篇・第4章)では、家庭の主婦として家政に必要な諸徳を修養する点について次のように記している⁶⁶。

女子は、早晚主婦として、繁雑なる家政を治め、又之を改良せざるべからざるものなれば、早くより、これが心掛をなすこと肝要なり。

中にも大切なるは、子女の教養これなり。子女は、我身・我家・我国の後継者なれば、これに善良なる教育を施し、智徳兼ね備り、健全にして独立の人たらしむるは、本人及び父母の為めなるは勿論、また国家社会の為めなりといはざるべからず。〈中略＝引用者〉

次に留意すべきは、経済の道なり。凡そ子女の教養、家庭の平和より、忠孝仁義の道に至るまで、完全に之を尽さんには、必ず先づ其の衣食を足し、其の生計を豊にせざるべからず、況や天災・地変・疾病等、人生には不慮の災難あるを免れざるをや。〈中略＝引用者〉

其の他、洒掃・応対・装飾・衛生・裁縫・洗濯・料理・看病より、娯楽の法に至るまで、主婦の管理すべき用務実にし。されば、修養ある婦人にあらざれば、到底、我が夫をして、後雇の憂なからしめ、よく家政を摂理するの良妻賢母たるを得ざるべし努めざるべけんや。

ここでは、女性は家政を治めることになるが、とりわけ重要な点は健全なる家・国家の後継者を育てることにあるとしている。このためにも、女性が教養積むことは極めて大切であることを説いている。また主婦として、家庭の平和を維持し、忠義を尽くす基盤として、家庭経済にも留意すべきであることを強調している。そのほかにも、女性が家政として整理・管理すべき要務は、衛生、裁縫、洗濯、料理と看病などであり、そのような能力を備えた良妻賢母となるよう努めるべきと述べている。

卷三の「父母」(第2篇・第2章)では、「女子其の家在る間は、教育の事は言ふも更なり、衣服・化粧等の事に至るまで、一々父母を煩はざるといふことなし。然るに成長して後は、他家に嫁して、父母の側を離れ、孝養を尽し難き場合なしとせず。されば、常に其の恩の厚くして、之に報ゆることの足らざるを念ひ、益々孝道を励むべきなり」⁶⁷と記し、成長の後には父母への恩を忘れずに、終始父母に対して孝行を尽くすべきであると説いている。

上級用の「忠実」(第2篇・第2章)では「忠実は男女共に守るべき重大なる徳義なり」、「夫に対して純潔なる愛情を捧げて、少しも其の間に虚偽なきは、即ち女子が人の妻として尽さざるべからざる徳義にして、貞節も畢竟忠実に外ならず」⁶⁸と述べている。このように、忠実とは男女と共に守るべき重大な徳義であるが、女性には特別に夫に対する忠実があると述べている。そのほかにも、妻としては夫に対して秘密を守るのも一種の「忠実」であると述べている。ここでも、妻の夫への奉仕・従順を説いている。

ほかにも、舅姑との関係について記述した内容も見られる。すなわち、「舅姑」(卷三の第2篇・第3章)「舅姑は、夫の父母なれば、我が身の父母に異なることなし。されば、其の孝道を尽すことも、亦我が父母の如くにすべし、これ嫁たるものの務なり」⁶⁹とし、舅姑を実の父母と同様に接し、孝行すべきとしている。

卷三の「夫」(第2篇・第5章)では、夫婦相互の役割について記している⁷⁰。

女子は、男子に比すれば、体力身力共に劣れるものなれば、成長の後、男子に嫁する

に及んでは、夫唱婦随を常道として、相互の間を調和し、円満なる家庭を保ち、一生の苦楽を偕にせざるべからず。夫の妻を虐待するは、夫たる道にあらずと雖も、妻の之に抵抗するは、又妻たる道に戻ることなれば、最も之を慎むべし。

ここでは、夫婦は一心同体で、お互いに何事についても誠実を基にして、お互いの不足を補い、助け合いながら一生苦楽を共にすべきであると述べている。しかし、男女の対等な関係ではなく、「夫唱婦随」を基本とする点に留意する必要がある。

また、母としての役割について記している。卷三の「子女」(第2篇・第7章)では「子女は、父母に対する務あると同じく、父母も亦子女に対する務あり、之を親の道といふ。親の道甚だ多しと雖も、之を約すれば、三となる、慈愛・養育・教訓これなり」⁷¹と、母として子どもを養育する大切さとその役割を十分に果たすことを期待している。

上級用では「家庭教育」(第2篇・第6章)について論じている。すなわち、家庭教育は、父母の両者が担当するものであるとしつつ、「殊に直接重大の関係を有するものは母なり」と説いている。そして、家庭教育において「最も重要な事項」を「10項目」指摘している。最終的には、高等女学校の主要な目的は、将来家庭教育を担う賢母を養うことであると指摘している⁷²。

続けて、兄弟姉妹の関係について触れており、卷三の「兄弟姉妹」(第2篇・第6章)では「兄弟姉妹の間、其の序宜しきを得れば、一家和合して、繁盛すべし」⁷³と記している。

また、卷三の「親族」(第2篇・第8章)では、親族間の関係と嫁の役割について「女子たるもの、他家に嫁して後は、其の家の親族に睦じくすべきこと、猶生家の親族に於けるが如くすべし」⁷⁴と記している。すなわち、親族との関係については、親族間は互いに親愛するとともに、礼儀作法を守りながら各自の独立を保つべきであること、そして共に協力して相互の繁栄を求めることを指摘している。また嫁として女性は、親族の和睦に心掛けるべきであることを説いている。

卷二の「持操を完うすべき事」(第4篇・第19章)では、女性の慎む第1の品行として貞操を位置づけ、「貞操は、女子の生命にして、これ無ければ、才学如何に秀で、門地如何に高くとも、遂に語るに足らざるなり。若し一朝誘惑に誤られて、貞操を破ることあらんか、独り我が身に終生癒ゆべからざる瘡痕を被るのみならず、又父母を辱しめ、祖先の名を汚し、不孝これより大なるはなし」⁷⁵と記している。ここでも、家族主義に基づき、貞操観念の必要性を女性だけに説いていると言えよう。

ほかにも、女性の「再婚」(上級用の第2篇・第5章)について論じられ、万が一不幸にして早く夫を亡くなって寡婦になった場合でも、「貞操」のため再婚すべきでないとし、次のように論じている⁷⁶。

蓋し貞操は女子の生命にして、女子の女子としての真価は、其の貞操を完うするにあり。而して貞操とは、結婚の前後に拘らず、女子の終生を通じてのことなれば、我が夫を亡ひたる後と雖も、尚貞操の重んずべきは言ふを俟たずされば我国にては、昔より貞女両夫に見えずといひて、一旦寡婦となるも、独身にて一生を終るを良しとしたる教あり。

また寡婦になった場合を考えては、「若し寡婦たるもの、亡父を思ひ、子女を思ふ為め、自己の快樂を犠牲に供し、艱難辛苦を嘗めても、尚且貞操を立て、又我手にかけて立派に子女を教育せんとするものあらば、是れ実に貞女勇婦として賞揚するに値する女子と謂ふべく、実は日本婦人としては、斯くあらんことを望まざるを得ず」⁷⁷と記している。このように、貞操こそ女性の生命であり、最も重要な徳であること、そして女性としてはその貞操を結婚の前後にも拘らず、終生を通じて守るべきであることを述べている。また、万が一寡婦となった場合にも再婚せずに独身で一生を過すべきであることを説いている。これは、家族主義による記述と言えるが、大正半ば以降には記述に若干の変化が見られることになる。この点については、第5章で改めて指摘したい。

以上のように、家族道德に関して井上は、女性としての家政管理や持操などの家族的道德の内容を取り上げ、妻としては夫に対して忠実すべきと説き、母としては子どもを養育する大切さとその役割を十分果たすように努めるべきとしている。そのほかにも、舅姑との関係や、兄弟姉妹との関係についても触れている。さらには、女性の再婚問題について触れており、万が一不幸になった場合にも再婚問題については否定の考えを示している。

3) 社会道德関係の教材

卷二の「長者を尊敬すべき事」(第3篇・第1章)では、「長者とは、我より年長なる人をいふ、凡そ長者は之を尊敬せざるべからず。又たとひ年長ならずとも、経験智能、共に秀でて、世上の事理に通ぜる人、又は品性高く、徳行ありて、人に重んぜらるる人は、また長者として、之を尊敬すべきなり」⁷⁸と記している。ここでは、年長者や身分の高い人間に対して尊敬すべきことを説いている。欧米における社会道德とは異なり、社会の秩序の維持、上下関係の維持に重点を置いた儒教的道德観に基づく徳目と言える。

社会道德に関する主な記述は以上のものであったが、社会道德においては、女性に社会性の育成を目指しながら、社会のマナーに対して自ら自覚を持つことを目指していることが分かる。すなわち、人間が共同に生活している場所である社会の秩序、安寧を前提としながら、それに基づいた女性の社会に関して要求する道德が説かれている。そのほかにも、「長者」「公益」「名誉」など一般市民としての道德もあげられている。一部西洋道徳も見られたが、その根底には儒教道徳が貫かれていた。

4) 国家道徳関係の教材

次は、国家道徳に関する教材について分析する。

卷二の「国憲・国法に遵ふべき事」(第2篇・第2章)では「時々政府より發布する所の法律・命令も、国家を治め、人民の生命・財産・名誉を保護する上に於て、欠くべからざるものなれば、我等は、憲法に遵ひ、国法を守りて、国家の繁栄を図らざるべからず。勅語に、『国憲ヲ重シ国法ニ遵ヒ』と宣へるは、是の謂なり」⁷⁹と、国憲と国法について記している。

また、卷四の「忠君」(第2篇・第4章)では⁸⁰「子女は家族の一人としては、家長に服従し、国家の臣民としては、国君に服従す。是れ孝を移して、忠となすものにて、之を忠孝一本と称す。忠孝一本の主義は、我が国家をして、永遠に繁栄せしむる所以なり」と記し、君と国に対する「忠孝」の必要性を説いている。続けて「孝なくんば、一家の滅亡立ろに到るが如く、忠なくんば、一国に運命亦危からずとせず。故に我が国に於ては、忠君は、国家に対する務の根本たること、推して知るべきなり」と記している。すなわち、忠君においては天皇の「忠良の臣民」として、教育勅語などに基づいて「皇運」を扶翼すべきことが説かれている。このように、女性にも国憲・国法を守ることが必要で、それが国家・社会の発展に直結するものと説かれていることが分かる。

卷二の「義勇公に奉ずべき事」(第2篇・第3章)では、国民として皇室のため、そして国家のためには身を捧げるべきとし、また女性としては「女子は、男子の如く銃を執りて、戦闘に加はること能はざれども、義勇は、必ずしも銃劔のみによりて行はるべきものにあらず。婦人の本分たる、家政を整理し、職業を励み、子女の教養を完うし、夫をして内顧の憂なからしめ、又勤儉貯蓄して、恤兵・慰問・遺族扶助等に尽し、或は負傷者を介抱する等の如き職務に服するも、亦これ義勇公に奉ずるものといふべし」⁸¹と説いている。すなわち、男性は銃を持って戦争に参加するが、女性は婦人の本分になる家政を整理し、職業を励み、子女を教育し、また負傷兵を慰問と遺族扶助、負傷者を介抱する等の職務に就くことこそ、女性が「義勇」果たす道としている。戦時において、国家に果す女性の間接的役割を説く教材と見ることができる。

さらに、女性の間接的役割を説いた教材として、卷四の「戦争」(第3篇・第3章)が挙げられる。すなわち、ここでは、女性は直接に戦争に参加することは出来ないが、常にその趣旨を理解して、戦時に対応する覚悟を持つべきであることを期待する。また、時勢に応じて、積極的に戦争への協力をすべきことが説かれ、この点において女性も国家の一員であると自覚すべきことを強調している⁸²。

卷四では、初めて「教育」(第2篇・第9章)について記し、国家の安寧幸福を増進するには、教育の力が必要であることを指摘し、「個人は国家の一員にして、国家を離れて個人なく、個人を離れて国家なき以て、自己を教育するは、単に自己一身の為めのみならず、又国家の為めなることを怠るべからず」⁸³として、教育を受けることはただ個人として個人の自立の為だけではなく、夫や国家の為にも必要でかつ有益であることを指摘している。

結局、個人が国家の成員として国民の資格を備えるためにも教育を受け、修養を修める必要性を述べている。

以上分析したように、女性への国家道徳においては、「忠君」と「愛国」が一元化され、さらに国家主義的傾向が強調され⁸⁴、忠君愛国の道をまっとうすべきことを説いており、天皇制教育が浸透させようとしていたことが明らかになる。女性も男性と同様に、天皇の「忠良の臣民」として国憲・国憲を守り、子どもに兵役の義務を教えることを通じて、国民として位置づけられていたと言えよう。さらに戦時期においては、女性が本分を尽くすことは国家への間接的な貢献になり、戦時期における女性の力の発揮を求めていたことが分かる。ほかにも、女性に教育を受ける必要性を説くなど、女性と国力を強く結びつけようとする動きが見られた。

5) 国際に関する教材

巻四の第3篇にある「国際に関する務」の「和親」(第3篇・第1章)では、次のように記している⁸⁵。

外国の臣民と交るには、親切の心を以て、其の人格を重んじ、之に礼讓を尽すべきは、自国の人に対すると毫も異なることなかるべし。殊に遠国より来遊するものを厚遇するは、我が国の名誉を海外に揚ぐる一端ともなり、且我が国人の、彼の国に遊ぶものあるとき、彼亦我を厚遇すべし。

このように、国家的観点に立って、外国に対して独立と権利を重視しながら和親を厚くすることを務めとし、臣民としても外国の臣民に対して同様な務を持つべきことを指摘している。このように、国際関係への理解も女子中等教育の理念として、重視されていたのであった。

このほか、通商に関する教材が見られる。巻四の「通商」(第3篇・第2章)では「商権を拡張するは、通商上の一大要務なり。外国の品物を輸入するにも、我が国の品物を輸出するにも、必ず外人の手を経るやうにては、貿易の発達は、ついに望むべからざるなり。是等の事は、素より男子の手腕に待たざるべからざれども、女子たるものも、亦常に此の精神を以て、常に男子を輔佐すべきなり」⁸⁶と記している。すなわち、通商に関しては、文部省編纂と井上編の教科書では国家間の通商が日本の富強につながると主張し、井上編の教科書では通商に関わるのは男性であるが、女性もこの趣旨を理解し、男性を補佐すべきことを説いている。

6) 人類に関する教材

人類に関する教材内容がそれほど多く見られないことも、高等女学校修身教科書の一つの特徴として見ることができる。

人類については、例えば、巻四の「救済」(第4篇・第3章)では、次のように述べている⁸⁷。

豫て覚悟せし事とは云へ、君の為め国の為めに、弾丸雨注の中に奮戦し、不運にして負傷せるもの、及び敵国の捕虜となれる傷兵病卒の如き、其の心中を想ひやれば、実に憐むべきものあるなり。而して是等の士卒を介抱して、如何なる面倒をも辞せざるは、女子にあらざれば為し難き仕事なり。されば女子にして、赤十字社の事業をたすけ、若し事情の許すあらば、進んで其の特志看護婦たる如きは、最も適当にして、且高尚なる救済の法といふべし。

すなわち、戦争で「負傷」したり「捕虜」になった人間に対しては、勤勉などの特性をもつ女性が適しており、「赤十字」などの事業に援助すべきことを説いている。このように、「慈善」については、女性の役割について記述しているが、女性としての独自の徳目については特に記されていない。

以上、井上編の教科書の記述について、良妻賢母的教材を中心に分析してきた。その結果、1902(明治35)年の文部省編纂『高等女学校用修身教科書』と異なって井上編の教科書に描かれた良妻賢母像は、1つは女性が妻として、あるいは嫁として、夫への無条件の従順さが求められてない上に、夫への妻としての諫言が良妻の条件として取り上げられていないことに気づく。もう1つは女性の役割を基本的には家庭内に限定しながらも、将来を担う日本国民の育成を通して間接的に国家に貢献することが求められている。そのほかにも、日露戦争の影響で考えられる女性と兵役の関係や女性の再婚の問題についても論じられている。

既述したように、高等女学校の教育は、基本的には、家族制度下における性別役割規範として女性の役割を家庭内にとどめ、男性の庇護の下に置く女性政策の中に位置づけられ、高等女学校生徒に道德教育を行う修身教育は、良妻賢母教育の中核的な教科であった。このような認識の下に、明治中期以降高等女学校で用いられた修身教科書内容の分析結果をまとめると、1902(明治35)年の文部省編纂の教科書の内容の面からみて、女性の役割は、家庭内であって家事・育児を担当することであった。妻としては、貞操を守ると同時に、夫につかえて万事に従順であること、夫を補助して内助の功を果たすことが求められている。また、母としては、子を憐れみ、しつけ、教えることが必要とされる。すなわち、修身教科書では舅姑と同居し、家事使用人も抱えた家族であって、夫や舅姑に仕え、子を育

て、教育し、家政を管理できる女性、そして国民としての自覚をもち合わせた女性こそが、「良妻賢母」だったのである⁸⁸。

1902（明治 35）年の文部省編纂『高等女学校用修身教科書』と異なって 1907（明治 40）年の井上編の教科書では、家事・育児を国家の視点で捉えなおし、そのことによって女性と国家の関連性を明確化した点が特徴であった。すなわち、修身教科書に描かれた良妻賢母像は、妻・嫁として夫への無条件の従順さより夫への諫言ができる女性こそ良妻の条件となり、女性の果たす役割はただ家庭内に限られたものではなく、進んで社会的・国家的な観点から価値づける考え方を持つ女性こそが良妻賢母であった⁸⁹。

しかし、教科書の中でも、儒教的道徳の色彩を持つ個人道徳に関する教育内容について、文部省編纂の教科書は「柔和」を交際する際欠けてはならない個人道徳として扱い、井上編の教科書は「柔和」を女子として貴ぶべき美徳であり、そして女性は夫に対して柔和の徳を守ることが肝要であることを指摘している。「質素」では、文部省編纂の教科書は質素を家を保つ観点から論じ、井上編の教科書は質素を一種の個人道徳として扱い、井上編の教科書は個人道徳と家族道徳を密接に連携しており、この点が両者の相違点と言える。なお、家族道徳に関する教育内容である「子を躾くべきこと」では、文部省編纂の教科書は子女教育において子女に対する躾を重視したのに対して、井上編の教科書は子女の教育を「慈愛」・「養育」・「教訓」の 3 点に重点を置いて行うべきと述べている。そして、国家道徳に属する「兵役」について、文部省編纂の教科書では男子は兵役に服して国家に尽くすのに対して女性は子どもにこのような義務を認識させることを説き、井上編の教科書では兵役との女性との直接的な関係は述べず、男性兵役と女性の父母への恩とが対置されている点が注目される。そのほかにも、井上編の教科書では日露戦争の影響で考えられる女性と兵役の関係の教育内容が見られ、戦争がもたらした結果と考えられる女性の再婚の問題についても論じられている。

つまり、1902（明治 35）年の文部省編纂の修身教科書と 1907（明治 40）年の井上哲次郎編の修身教科書に描かれた良妻賢母像は、国家主義的イデオロギー枠内においてのみの「自覚」を持った良妻賢母像を求め、国家への協力を求め、嫁として、妻として、母としての各自の役割を果たすことをねらいとしていた。

註：

- ¹ 中寫邦「女子教育の体制化—良妻賢母主義教育の成立とその評価—」（講座『日本教育史』第 1 法規、1984 年）105～106 頁。
- ² 文部省教育調査部『高等女学校関係法令の沿革』（1941 年）94 頁。
- ³ 文部省教育調査部『同前書』95 頁。
- ⁴ 姜 華「明治中期以降における高等女学校教科書に見る良妻賢母教育—国語読本の分析

を中心ににして一」(『早稲田大学大学院教育学研究科紀要』別冊19号—2、2012年、95～105頁)。この論文においては、西沢之助の『高等女学校用国語読本』(国光社、1901年)と黒田定治・長谷川乙彦・佐方鎮共編の『高等女学校用国語読本』(文学社、1903年)を6つの分類に基づいて分析したが、その要点を示すと以下の通りである。第1の分類事項としての「国体、皇室、国家に関する教材」では、皇室に対する崇拝の精神や愛国心を養うことを狙いとする教材を掲載し、生徒にその価値を内面化させ、国民の本分を尽くすべきことを方向づけようとしたと言える。第2の分類事項としての「逸話・偉人伝に関する教材」においては、内外の夫人による貞淑、儉約、内助の功、舅・姑への孝行、子女の教育への専心など、いわゆる「女鑑」的な人物の行いを示し、生徒に将来の模範を提供する教材を配していた。次に、第3の分類事項である女性の道徳に関する教材、第4の分類事項である家族・家庭に関する道徳について要約すると、これらが良妻賢母的素養の中心部分であった。前者においては女訓・良妻・賢母が中心的な内容であり、その中でも女訓は良妻賢母の基盤として位置づけ、近世社会の女性道徳である婦徳・婦言・婦容・婦巧が「女の四行」「女徳」などとして教材化されている。また、「孝行」も女性の重視すべき道徳として位置づいていた。さらには良妻については「妻のつとめ」「良妻内助の話」、賢母については「子をそだつる道」などのタイトルで教材化されていた。これらの教材においては、家族制度下における性別役割論に基づく「婦徳」を基盤として、良妻として夫に対する絶対的な忠誠心を求め、賢母として献身的な母親役割を強調するなど、極めて儒教的な色彩が濃い内容となっていた。さらに第4の家族・家庭関係教材においては、家族制度下における秩序を前提として、夫だけでなく舅・姑に服従する嫁の役割を説くとともに、主婦としての家政への責任と儉約の必要性を強調していた。さらには「婦巧」も求められたが、一部で理科的・科学的方法を用いる家事の重要性を説く教材も存在した。また第5の分類としての戦争に関連する教材は、女性の軍事への関心、国防意識の十分な発達を望むものであった。第6の分類としての「随筆・紀行・手紙」中の書簡文は高等女学校を特徴づける教材であり、将来の家庭生活や日常生活に必要な女性の手紙作成能力の育成を目的としており、間接的に良妻賢母的資質を育む教材と言えよう。

- 5 文部省教育調査部『高等女学校関係法令の沿革』112頁。
- 6 文部省教育調査部『同前書』125頁。
- 7 教育史編纂会『明治以降教育制度発達史』第4巻(龍吟社、1938年)297～301頁。
- 8 教育史編纂会『明治以降教育制度発達史』第5巻(龍吟社、1939年)292～295頁。
- 9 「高女校教授要目」(『読売新聞』、1911年7月28日)朝刊2頁。
- 10 高等女学校研究会『高等女学校資料集成』第10巻(大空社、1989年)緒言。
- 11 小山静子『良妻賢母という規範』(勁草書房、2007年)201頁。
- 12 愛媛県立大洲高等学校創立百周年記念誌編集委員会『大洲高等学校百年』(愛媛県立大洲高等学校創立百周年記念事業会、2001年)205頁。
- 13 県立高女・静岡城北高百年史編纂委員会『県立高女・静岡城北高百年史』(静岡県立静岡城北高等学校、2003年)74頁。
- 14 創立七十周年記念誌編集委員会『創立七十周年記念誌』(千葉県立佐倉東高等学校、1977年)54頁。
- 15 大阪府立泉陽高等学校記念誌編集委員会『泉陽高校百年』(大阪府立泉陽高等学校創立百周年記念事業実行委員会、2001年)94～95頁。
- 16 『鳥取西高百年史(資料編)』(鳥取西高百年史編纂委員会、1973年)229～230頁。
- 17 『鳥取西高百年史(資料編)』235頁。
- 18 『大阪府立清水谷高等女学校一覧』(1905年)18～19頁。
- 19 愛知県立高等女学校校友会『我が学校の訓育』(愛知県立高等女学校、1913年)39頁。
- 20 兵庫県立第一高等女学校校友会欽松会『創立三十周年記念誌』(兵庫県立第一神戸高等女学校校友会、1932年)194～198頁。

- 21 札幌北高等学校編集『六十年』(札幌北高等学校創基六十周年記念事業協賛会、1963年) 76頁。
- 22 『竹早の百年：創立百周年記念誌』では同校の「教授様式」について次のように記している。「教授様式」というのは「学習のねらいや方法および学習内容の配列・重点、そして留意点などをまとめたものである。実際の授業では「各学校固有の目的に従って適宜斟酌を加えるもの」とし、「適宜これを活用して以て教授の効果を完からしめんことを期する」とされている。百周年記念誌編集委員会『竹早の百年』(2003年) 100頁。
- 23 百周年記念誌編集委員会『竹早の百年：創立百周年記念誌』(2003年) 100頁。
- 24 「高等女学校用修身科検定済教科用図書発行状況」『高等女学校資料集成』第11巻(大空社、1989年) 折込表。
- 25 文部省『高等女学校用修身教科書』巻二(文学社、1902年) 2頁。
- 26 文部省『同前書』巻三、4頁。
- 27 文部省『同前書』巻二、17～18頁。
- 28 文部省『同前書』巻三、13頁。
- 29 文部省『高等女学校用修身教科書』上級用(文学社、1903年) 34頁。
- 30 「女性差別と人権の歴史」、磯村英一・一番ヶ瀬康子・原田伴彦編集『講座 差別と人権 3』(雄山閣、1985年) 58頁。
- 31 文部省『高等女学校用修身教科書』巻一(文学社、1902年) 5～6頁。
- 32 文部省『同前書』巻一、7頁。
- 33 文部省『同前書』巻一、7～8頁。
- 34 文部省『同前書』巻三、3頁。
- 35 文部省『同前書』巻三、1～2頁。
- 36 文部省『同前書』巻三、5～6頁。
- 37 文部省『同前書』巻三、4～5頁。
- 38 文部省『同前書』巻三、9頁。
- 39 文部省『同前書』巻三、8頁。
- 40 文部省『同前書』巻三、9～10頁。
- 41 文部省『同前書』巻一、8～10頁。
- 42 文部省『同前書』巻一、10～11頁。
- 43 文部省『同前書』巻一、10頁。
- 44 文部省『同前書』巻三、3頁。
- 45 文部省『同前書』巻三、6～7頁。
- 46 文部省『同前書』巻三、7頁。
- 47 文部省『同前書』巻三、10～11頁。
- 48 文部省『同前書』巻二、19～20頁。
- 49 文部省『同前書』巻二、22頁。
- 50 文部省『同前書』巻四(文学社、1902年) 8頁。
- 51 文部省『同前書』巻四、5～6頁。
- 52 中嶋邦「女性差別と人権の歴史」、磯村英一・一番ヶ瀬康子・原田伴彦編集『同前書』 58頁。
- 53 文部省『同前書』巻四、7～8頁。
- 54 文部省『同前書』上級用、43頁。
- 55 文部省『同前書』巻四、11～12頁。
- 56 井上哲次郎『訂正女子修身教科書』巻一(金港堂、1907年) 2頁。
- 57 井上哲次郎『同前書』巻一、27～28頁。
- 58 春山作樹「男女共学の問題」『岩波講座 教育科学第4冊』(岩波書店、1932年) 11頁。

- 59 井上哲次郎『同前書』卷二（金港堂、1907年）35～36頁。
- 60 井上哲次郎『同前書』卷二、47～48頁。
- 61 井上哲次郎『訂正女子修身教科書』上級用（金港堂、1907年）81～86頁。
- 62 井上哲次郎『同前書』卷一、10～11頁。
- 63 井上哲次郎『同前書』上級用75～76頁。
- 64 井上哲次郎『同前書』上級用、76～77頁。
- 65 井上哲次郎『同前書』上級用、86～88頁。
- 66 井上哲次郎『前掲書』卷二、9～13頁。
- 67 井上哲次郎『前掲書』卷三（金港堂、1907年）48頁。
- 68 井上哲次郎『同前書』上級用、78～79頁。
- 69 井上哲次郎『前掲書』卷三、53頁。
- 70 井上哲次郎『同前書』卷三、59～60頁。
- 71 井上哲次郎『同前書』卷三、64～65頁。
- 72 井上哲次郎『同前書』上級用、94～96頁。
- 73 井上哲次郎『同前書』卷三、62～63頁。
- 74 井上哲次郎『同前書』卷三、73頁。
- 75 井上哲次郎『同前書』卷二、73頁。
- 76 井上哲次郎『同前書』上級用、91頁。
- 77 井上哲次郎『同前書』上級用、91～92頁。
- 78 井上哲次郎『前掲書』卷二、19～20頁。
- 79 井上哲次郎『同前書』卷二、15頁。
- 80 井上哲次郎『同前書』卷四（金港堂、1907年）42～43頁。
- 81 井上哲次郎『同前書』卷二、18～19頁。
- 82 井上哲次郎『同前書』卷四、70～72頁。
- 83 井上哲次郎『同前書』卷四、59頁。
- 84 唐沢富太郎『教科書の歴史:教科書と日本人の形成』（ぎょうせい、1989年）347頁。
- 85 井上哲次郎『前掲書』卷四、66頁。
- 86 井上哲次郎『同前書』卷四、69頁。
- 87 井上哲次郎『同前書』卷四、80～81頁。
- 88 小山静子『良妻賢母という規範』（勁草書房、2006年）203頁。
- 89 小山静子『同前書』204～205頁。

第3章 明治後期の学校生活における良妻賢母教育

本章では、第1・2章の考察を踏まえ、主に明治期を対象として、授業以外の高等女学校生活で行われた良妻賢母教育の実態について検討する。

本章で考察する授業以外の良妻賢母教育の実態に関して若干説明を加えると、序章にも記したように、学校教育においては、文部省によって法的に定められた教科課程とともに、授業以外の学校全般における校長・教員らによる訓話、校訓、生徒心得、学校行事なども、生徒の人間形成に大きな影響を及ぼしていたと考えられる。訓話、校訓、校則などは理想とする人間像や行動を示したものであり、学校生活の規範として生徒の学習や行動などに一定の影響を与えるものと言える。そして、その影響は成人後の生き方に影響することも少なくない。これらは、今日でいう教科外課程を含む学校生活全般における教育・学習として捉えることができ、本章では教科外課程を中心とする高等女学校生活における良妻賢母教育の実態の一側面を明らかにすることをねらいとしている。このような考察により、序章でも記したように、教科課程と教科外課程の両面から高等女学校における良妻賢母教育の全体像を明らかにすることが可能となると考える。

あらかじめ、教育課程外の教育の具体例を簡単に示すと、例えば北海道庁立札幌高等女学校『六十年』は、「明治時代における本校訓練の状況に関しては、教育勅語に基づき、修身を第一とし優良な婦女子としての知識の練磨、婦徳の涵養、身体の鍛錬を主とした。特に徳目として、誠実・貞淑・勤儉・温雅を標榜し、これらの諸徳を寓意した歌詞を与えて詠誦反省の資とさせた」とまとめている¹⁾。そして、生徒心得を制定するとともに、校友会・級友会を設け、上記の「学校訓練」を盛り込んだ校歌²⁾を作り、「講堂訓話・朝会・教訓揭示」などでその徹底を期し、日々の学校生活の資とさせたのである。この他、「学校家庭間の連絡を図るためには、修学日記保証人会家庭訪問の方法がとられ、生徒の生活指導の面においても個人指導・課外読物の指導のほか、言語の矯正」³⁾などを行っている。

以上のような教科外課程を含む学校生活全般における教育を分析する項目として、以下の4点を設定する。すなわち、第1校長・県知事などの訓話に見る女子中等教育方針、第2に校訓及び生徒心得に見る教育方針、第3に寄宿舎生活等に見る良妻賢母教育、第4に生徒の受け止め方、である。これらを分析する資料としては、主に各学校の沿革史及び各高等女学校の校友会誌、同窓会誌などを用いる。

第1節 校長・知事などの訓辞に見る女子中等教育方針

ここでは、校長訓話や県知事式辞などを中心に、個別高等女学が掲げた女子教育の方針を検討する。

1. 校長訓話に見る女子中等教育の方針

はじめに、訓話の教育的意義を簡単に確認する。校長訓話とは、「校長が全校児童生徒に話したり、教師が学年や学級の児童生徒に、よい行いをするように話す話」とされ、その内容は「児童生徒のよい意欲、判断、行動、実践に役立つ知識・技能に関わること、心・精神に関わること、生き方に関わること等で、発達段階の違う児童生徒にもわかる話題」⁴などが含まれる。このように、校長の訓話は「校長が児童生徒全体に直接に話かけ、感化する大切な場」⁵であり、学校の最高責任者としての校長は卒業式・入学式・式典などの定期的に行われる儀式の機会を利用し、当該学校の創立理念や自己の教育方針などを述べ、生徒への感化を意図して行うことになる。例えば、広島県立広島高等女学校では、毎月1回、生徒全員を集めて講堂で校長の訓話が行われていた。校長訓話の内容は、その時折のニュース・事件の解説もあったが、烈士・節婦・偉人の物語が主であったとされている⁶。一方、生徒の側も、改まった儀式などの場における校長訓話などを聞き、自己の学習や生き方への方向性への示唆を受けることになる。このように、校長などによる訓話は、教育者・被教育者双方において、教科教育以外の場において、一定の感化力をもつものであり、女子中等教育の場における教育理念の浸透という点で分析する意味をもつとすることができる。

以下、ここでは、各高等女学校の校長訓話を入学式・開校式と卒業式、日常生活での訓話、の3つに分けて考察する。

なお、各高等女学校では儀式ごとの詳細な「儀式規程」を定めており、『高等女学校一覧』にはその規程を掲載しているものが多い。その例として、1907（明治40）年発行の『東京府立第一高等女学校一覧』に記された「儀式規定」を取り上げてみる。その内容は、表3-1で示した通りである。

表3-1 東京府立第一高等女学校「儀式規定」（1907年）

第一條	一月一日、紀元節、紀元節、天長節及び皇后陛下御誕辰ニハ祝賀式ヲ行フ。其ノ次第左ノ如シ。		
・一月一日	一、生徒着席 五、御影ヲ拝ス 八、唱歌（君が代） 十一、職員生徒順次退場	二、職員着席 六、唱歌（一月一日） 九、御帳奉閉	三、礼 四、御帳奉開 七、学校長訓諭 十、礼
・紀元節	一月一日ノ次第ニ同ジ 但シ「六、唱歌」ノ下括弧内ヲ（紀元節）トシ次ニ「勅語奉読」ノ一項ヲ加フ		
・天長節	紀元節ノ次第ニ同ジ 但シ「六、唱歌」ノ下括弧内ハ（天長節）トス		

・皇后陛下御誕 (五月二十八日)	紀元節ノ次第ニ同ジ 但シ「六、唱歌」ノ下括弧内ハ(金剛石)トス
第二條 開校紀念式、卒業式、入学式及ビ始業式ノ次第左ノ如シ。	
・開校式 (十月十三日)	一、生徒、父兄着席 二、職員、来賓着席 三、礼 四、唱歌(君が代) 五、学校長教員告辞 六、来賓祝詞演説 七、唱歌(校歌) 八、礼、 九、一同順次退場
・卒業式	一、生徒、保証人着席 二、職員来賓着席 三、礼 四、唱歌(校歌) 五、学校長報告 六、卒業証書授与 七、学校長告辞 八、知事祝辞 九、来賓祝辞 十、卒業生答辞 十一、唱歌(送別) 十二、唱歌(感謝) 十三、礼 十四、一同順次退場
・入学式	一、生徒、保証人着席 二、職員着席 三、礼 四、学校長告辞 五、学校長学級主任教員ヲ紹介ス 六、礼 七、一同順次退場
・始業式	一、生徒着席 二、職員着席 三、礼 四、唱歌(金剛石) 五、勅語奉読 六、学校長、教員告辞 七、唱歌(校歌) 八、礼 九、一同順次退場

(注：『高等女学校資料集成』第9巻、210～214頁より作成)

上記のように、東京府立第一高等女学校では儀式ごとに詳細な式次第を定めており、儀式が学校行事として重視され、さらには儀式による一定の教育効果も期待していることが考えられる。

次に、学校教育現場で実際に行われた儀式次第の2つの例を取り上げて、その実態の一端を窺うことにする。

まず、高等女学校の学校行事の実態をより詳細に把握するために、1901(明治34)年に開催された青森県立第一高等女学校開校式の式次第の一覧を取り上げてみる(表3-2)⁷。

表3-2 青森県立第一高等女学校開校式の式次第(1901年)

一、 生徒及父兄着席
二、 来賓及職員着席
三、 式挙行の詞
四、 君が代(奏楽)
五、 勅語捧読
六、 知事式辞
七、 来賓祝辞

八、	校長答辞
九、	生徒答辞
十、	開校の歌（奏楽）
十一、	終式の辞
余興	一、 合奏遊戯（カレドニア）
	二、 同（カドリユウム）（ママ）
	三、 体操

（注：校史編纂委員会『八十年史』68頁を引用）

上記の開校式次第は、おおよそ一般的な高等女学校における式次第であったと考えられるが、このように「君が代」「勅語奉読」に続いて、設置者としての県知事の「式辞」、「来賓祝辞」、校長の式辞などが行われたのであった。

一方、宗教系の学校では、どのような儀式が実施されたのだろうか。これについては、キリスト教系としての私立宮城女学校の1905（明治38）年に開催された第13回卒業式の執行順序を分析する（表3-3）⁸。

表3-3 私立宮城女学校の第十三回卒業式執行順序（1905年）

一、奏楽（ピアノ）	持館ふゆ	十三、卒業証書授与及告辞	校長 レナ・ズーフル
二、祈祷	教師 橋本経光	十四、奏楽（ピアノ）	卒業生 佐藤きそ
三、唱歌	生徒一同	十五、田辺宮城県知事祝辞	
四、勅語奉読	幹事 早坂哲郎	十六、早川仙台市長祝辞	
五、英語唱歌	本科四三二年生	十七、君が代	
六、歓迎ノ辞	卒業生 真山れい	十八、祝禱	教師 エッチ・エッチ・クック
七、奏楽（オルガン）	〃 鉄本きつよ		以上
八、英文朗読	〃 佐藤きそ	明治三十八年四月一日	私立宮城女学校
九、奏楽（ピアノ）	〃 井上きゑ		卒業生（ABC順）
	〃 佐藤きそ	井上きゑ（宮城県）	真山れい（宮城県）
十、英文朗読	〃 鉄本きつよ	佐藤きそ（宮城県）	鉄本きつよ（宮城県）
十一、英語唱歌	〃 同		以上四名
十二、告別ノ辞	〃 佐藤きそ		

（注：『天にみ栄え 宮城学院の百年』393頁を引用）

表3-3に示したように、私立宮城女学校では「勅語奉読」や「君が代」のような非宗教系の高等女学校と一致した内容が実施される一方、「祈祷」といったキリスト教系ならではの内容も入っている。ほかにも、「英語朗読」や「英語唱歌」などの英語による内容が入っている点も特徴と言えよう。

また、学校の創立記念式典においても校長の訓話や県知事・来賓による式辞などが行われていたことから、1907（明治40）年の新潟県立長岡高等女学校創立記念式典の式次第をその一例としとして取り上げる（表3-4）。

表3-4 新潟県立長岡高等女学校の創立記念式典の式次第（1907年）

・生徒着席	（第一点鐘）
・来賓着席	（第二点鐘）
・職員着席	（第三点鐘）
・敬礼	（学器合図）
・校歌	（一同起立）
・校長式辞	
・来賓祝辞	渋谷長岡市会議長 新保県会議員 中村古志郡会議長
・創立記念歌	
・敬礼	（楽器合図）

（注：創立百周年記念誌編集委員『ああおの学園の人々よ歌え』45頁を引用）

次に、個別の高等女学校の入学式や開校式で行われた校長訓話の内容について検討する。1900（明治33）年の大分県高等女学校の入学式において校長田中勝之丞は、次のように訓示している⁹。

諸子は常に淑徳円満の婦人たらんことを心掛くべし。淑徳円満の婦人とは其天性と天職との両ながら全きを云ふ。

天性を全くせんには温和にして物に逆らはず、優美にして気高き事を楽しみ、同情深くして人の憂をよそ事にせず、慎み深くして言行を軽々しくせず、注意行届きて事を為すに手落ちなく、勤儉にして作業を喜び、誠実にして妄に人を疑はず、報恩を貴び正義を好み、虚栄を厭ひて質実を旨とし、目前の利害のみを見ずして能く永久の幸福を冀ひ、温和優美なる心の奥に強く逞ましき耐忍力を存し、一時の艱苦を物の数とせずして能く後日の成功を楽しむの人とならんことを期すべし。

このように、校長田中は、生徒に「女子のもつ天性」を全うし、「天職」を実践できる「淑徳円満の婦人」となるよう心掛けるべきことを期待している。続けて、女性の天職の中で最も大切なものは「家庭の平和、幸福を全くすること、第二に社会の風儀を強制し、国民

の元気を鼓動すること是なり」と述べ、本校では学年に応じて「益々切実なる教訓を受くるなるべし」との教育方針を示している。

続けて、1910（明治43）年の札幌高等女学校の開校8周年記念日において校長工藤金彦は、次のように生徒に心すべきことを訓話している¹⁰。

真正に自己の地位を自覚する者は言葉も上品なるべく、礼儀作法にも嫻れ、心情も高潔に、容姿も閑雅に、品格高尚なる婦女子たるの徳操を養ふものなるを知らざるべからず。〈中略＝引用者〉国家の品位を高めんには家庭の品位を高むるに依りて能く得べく、家庭の品位を高めんことは主として主婦たるものゝ品性に拘るは勿論なり、将来国民の中堅として国家の運命を双肩に担へる中流社会の一家の主婦となり、良妻賢母たるべき重き任務を尽すべき諸子にありては、常によく其の地位を弁へ再び得られざる修養の時機に於て十分に奮励努力し、諸種の学科を完全に修め、健全なる常識を養ふは勿論、特に平素教育勅語、戊申詔書の御趣旨を奉体し、本校訓育の方針を遵守し、一言一行細心留意して善良なる習慣を作り、品性を高尚にし、将来の生活に於てよく其の天職を尽くし得べき婦人となり、延いて本校の歴史の上に一段の光彩を添ふるに至らんことを切望するところなり。

同校校長の訓話は、個人としては「品格高尚」な女性としての「徳操」を養うことが重要で、かつ国家的品位を高めるためには家庭の品位を高める必要があり、家庭の品位を高めるためには主婦の品性が重要だとする。そして、国家の運命を支える中流社会の主婦となり、良妻賢母たるべき任務を尽くすためには、生徒として学科を修め、健全な常識を養うとともに、教育勅語や戊申詔書の趣旨を奉戴し、「本校訓育の方針」を守るべき、と強調している。ここでは、女性の品格と国家の発展を密接に連携させ、そのためにも良妻賢母の素養を身につけるべきと説いている点に着目したい。

このような教育方針は、島根県松江市高等女学校でも確認することができる。すなわち、1897（明治30）年の開校式において、校長水上泰健は、同校の教育の要旨について¹¹「第一女子の品位を高くすること、第二家庭の教育を改良すること、第三男子の風俗を感化せしむること、第四社会の風俗を改むる事なり」と説き、「諸子の一挙一動は将来女子教育の盛衰に関する大なり、宜ろしく品行を慎み學術を勉勵すべし」と述べている。さらには、高等女学校の設立の意義についても触れており、「現今我国女子教育の状況を観察するに、男子の教育に比し程度の低きこと」甚だしい状況にあったが、社会の発展に伴い「高等小学校の女子部のみにては不可なるを認め、高等女学校を設立するの必要」が生じたのであり、高等女学校の設立が実現したことは「本市の爲め本県の爲否天下教育の爲め賀すべきなり」と、高等女学校教育への期待を述べている。

また、1898（明治 31）年の山形県米沢高等女学校の開校式において¹²、校長近新次郎は「本校の特に心を注ぎて教養せんと欲する所は勤儉の徳と優美の徳とにあり。即ち米沢の歴史上涵養し来りたる勤儉の美徳（ママ）を發揮せしめ婦人の特性なる優美の淑徳を修養せしめんとするにあり」と説き、「勤儉の徳と優美の徳」を修養することを目的とする当校の教育方針を訓示している。同校の教育方針も良妻賢母的素養を育成することにあることが分かる。

このように、入学式・開校式における校長訓話のほとんどは、新入生に対して社会の中堅たる良妻賢母として育つべきとの教育方針を示唆し、これからの学校生活においては学業に励む同時に、婦徳の修養など良妻賢母的素養の育成に努めるべきであると求めていることが明らかになる。

次に、高等女学校の卒業式における校長訓話について検討する。

1898（明治 31）年の島根県松江市高等女学校の第 1 回卒業式で、校長水上泰健は¹³「都て学問は智識のみを進めて足れるものにあらず、徳育と並進せしめて始めて完全と云ふを得べし」と述べ、知識と徳性の調和の必要性を説いている。さらに「女子にして高等の教育を受けたる者は、家に在りては能く父母に事へて其心を慰安し、嫁しては舅姑に対して婦道を竭し、家政保児の術に至るまで曾て学ぶ所を実地に応用し、女子の範たるの覚悟なかるべからず」と、良妻賢母として歩むべき今後の姿を明示している。続けて、高等女学校の「卒業生たるの体面を保つるの良法は、常に其言語を慎み、其の行事を省み、貞媛の徳を全ふし、和順の道を守らんこと最も肝要なり」と説いている。このように、校長水上は、女子生徒の卒業後の心得構えについて、家族関係の下で女性の果たす家庭内役割が重要であるとの考えを示している。

また、1911（明治 44）年に私立宮城女学校になる直前の 1910（明治 43）年に行われた同校の第 18 回卒業式では、校長ワイドルナーは、キリスト教的良妻賢母について、次のように述べている¹⁴。

第一に皆さんには婦人として特別の責任があります神は特に世の中を美しくし清くする事の出来る徳を婦人に御授けになつて居ります故に家庭の女王として役に衝るべき婦人の機会は殆んど無限とも云ふべき程であります、婦人は家庭の中心でありまして家庭の善悪は妻たり母たるもの々善悪によりて定まるものであります。＜中略＝引用者＞国の文明の標準は実に婦人の標準の高下によりて定まるので御座います、大なる国は大なる婦人を要求します智も情も一様に勝れて居る婦人、妻、母を要求致します、貴女方は伝道者となられるにせよ、教師となられるにせよ家庭の務を取られるにせよ兎に角勉強を止めてはなりません始終進歩して行かなければなりません善き書籍を読み世の中の事を能く知りて居らなければなりません、皆さんは最早独立して勉強の出来るやうになられましたから常に智力を進めて進歩を勉めるやうになさなければ

なりません。

このように、家庭内役割を十分に遂行することこそが、神からいただいた女性の宿命であるとしている。続けて、国家の発展と関連づけた女子教育の必要性も説き、さらには「忠実」「勇気」「正しさ」「救い」などの精神をも持つべき精神であると説いている。

さらに、1912（明治45）年の茨城県立水戸高等女学校の卒業式で、校長池田昌久は良妻賢母として役割の重要性を述べている。すなわち「本校は或特殊の教育を施す場所にあらざるを以て、多方面なるべきことを認むれども、結局一家の主婦となり家政を治め、子女教養等の任に当りて以て其の人格を發揮すべきもの」であり、「本校に於て諸子を教養せし大本義は、畢竟茲に存する」、「故に諸子が本校に於て多年修得せし学問知識は、此準備なりと云ふて差支ないのである」¹⁵と、説いている。このように校長池田は、同校の教育が「一家の主婦」となって「家政」と「子女教養」に務める素養を育てることに重点を置いたものであったことを卒業生に説明している。

この他、卒業式の校長訓辞の中には、女性の役割を社会や国家へと結びつけることを期待する発言があった。例えば、1901（明治34）年の市立盛岡高等女学校卒業証書授与式において、校長新渡戸仙岳は¹⁶「諸子は今や本校を卒業したりと雖へども、教育は之を以て了れりとなすべからず。自らを顧みて自己の学徳を修養し品性を高め、女子としては淑女となり、妻としては良妻となり、母としては賢母とならざるべからず」と、良妻賢母としての任務を果たすべきと説いた。続けて「諸子は今本校を去ると雖へども茲に鑑みて自己の修養を怠ることなく、品性を高めて社会の要求に応じ、中等以上の社会に身を處して恥づる處なきの人とならざるべからず」と述べている。このように、校長新渡戸は卒業後も「自己の修養」及び品性を高めることに務めて、中堅社会の模範になることを銘記すべきと説いている。

さらに、山口県山口高等女学校の校長秦政治郎は、同校の1904（明治37）年の卒業式において「一家的の婦人としても、国家的若しくは社会的の婦人としても、重大なる責任を負うものなれば、本校に於いて学び得たる所を遺憾なく実現せんことを望む」¹⁷と、卒業生に社会・国家への忠誠心を期待している。

以上のように、明治後期の卒業式における校長の式辞は、卒業後ほとんどの生徒がすぐ結婚して家庭に入ることが多かった当時の状況から、主に女性に与えられた妻・母としての家庭内役割を果たすことを求めるものがほとんどであった。しかし、一部の学校においては、家庭内役割にとどまらず、社会及び国家へと結びついた女性の役割に期待が寄せられていたと言える。すなわち、1900（明治33）年前後に確立した国家による女子中等教育理念が式辞に徹底した形で反映していたと見ることができる。なお、このような校長の訓辞に対する生徒の受容については、第4節で扱うことにする。

上記のような、入学式、卒業式における生徒に向けた校長訓話のほかにも、父兄懇談会¹⁸

における校長の発言も見られる。例えば、広島県立広島高等女学校長齋藤鹿三郎は、1904（明治 37）年に行われた同校の父兄懇談会において、「本校の教育は健全なる女子を教養することにあり。即ち夫を助けて益々これを發達せしむることを得る力量、家政を整理するの力量、貞節を守り得る所の鞏固なる思想、舅姑に事へて感情の衝突を来さざる事を得る品性を具備する女子を作るに在ること、服装は質素なること、すなわち将来は平常綿服を着用せしむる方針なること等なり」¹⁹と、夫への服従、家政、貞節、舅姑との関係など、家族内の役割を強調する教育方針を述べている。このような、父兄懇談会における校長訓話は、保護者としての心構えを求めているものであり、同校の教育方針を実現するための日常生活における訓育の一環として捉えることができる。

以上のように、ほとんどの学校では「良妻賢母の育成」を第一主義としている風潮の中で、1904（明治 37）年における広島県立高等女学校の校長齋藤鹿三郎は、自身の新任式で次のように語っている²⁰。

予は高等女学校に於ける女子教育は少くとも良妻賢母的なるに加えて或る物を添へざる可からず、即ち単に良妻賢母主義ならざるべからずと云ふは不十分なる説なり、今全国に於ける高等女学校中文部省の高等女学校令に依り良妻賢母的なるに加ふるに技芸科を以てせるが如きを見ても、其の良妻賢母なる語は絶対的ならざるを知るべし。是を以て刻下女子教育は如何なる X を得るかと云ふ時代にあり。要するに良妻賢母的に+を以て養成したる女子は如何なる X を得るか之を疑問にして各学校とも其趣を異にすべしと思ふ。

このように、校長齋藤は変化を遂げる時代において、従来通りひたすら良妻賢母教育理念を強調することは、時代にそぐわないと捉え、今後の教育においては良妻賢母理念に加えて、技芸科などを含めた何かの技術を身につけるべきとの教育方針を提示していた。

2. 県知事などの式辞に見る女子中等教育の方針

次に、校長の訓話に類するものとして知事・市長など来賓による入学式、卒業式等での訓辞などを検討する。なお、知事や市長は学校の儀式や創立記念日などで式辞を述べることが多いが、それは知事・市長などは学校設置者としての立場にあり、その職務の一環として式辞を述べることになる。その教育的意図や効果は、校長の式辞と同様であり、生徒への感化力も大きかったと推察される。

次に、具体的な式辞を検討するが、開校式と卒業式に分けて分析を行う。まず、開校式などで行われた県知事などによる式辞を検討する。

1900（明治 33）年の市立堺高等女学校校舎落成の式辞で、市長大西五一郎は次のように

述べている²¹。

本校職員諸氏の薫陶に遵ひ孜々として或は敢て懈ることなく其学識を拓め其徳操を尚め温乎として玉の如き他日良妻賢母たるの資を養ひ其内容を完璧にして以て此外觀の美に遜色なからしめ世の婦女子の好模範たるに努めんことを是小職の深く諸子に望む所なり。

このように、市長大西は高等女学校生徒は学識を広め、徳操を尊び、良妻賢母の資質を養い、「世の婦女子の好模範」になるべきであると説いている。

また、1911（明治44）年の岩手県立花巻高等女学校の開校式において、岩手県知事笠井信一は、次のような式辞を行っている²²。

抑々女子教育は国家発展の基礎にして其の振否は即ち国運盛衰の岐るる所なり。蓋し忠良なる国民は常に健全なる家庭より出で健全なる家庭は必ずや之を良妻賢母に俟たざるべからざるを以てなり。＜中略＝引用者＞是に於てか地を相し便を考へ案を立てて議に附し以て時勢の進歩に伴ひ女子教育に貢献する所あらんとせり。幸に議会の翼賛と地方の好意とにより企画其の功を竣へ茲に本日をトして開校式を挙ぐるに至りたるは独り本県女子教育の為めのみならず、実に国家の一大慶事として歡喜措く能はざる所なり。今や本校は此の重望を荷ひて起てり。克く此の目的を達すると否とは一に繋りて本校職員生徒の双肩に在り。庶幾くは日夕此の意を体し拮据奮励以て本校の声価を發揚し誓ひて設立の趣旨に背くなからんことを。

すなわち、知事笠井は家庭を国家の単位として見なし、良妻賢母の育成は国家の運命に直接かかわる要素であるとする家族国家観的考えを示している。このため、同高等女学校の開校は、同県だけでなく「国家の一大慶事」であるとし、教職員・生徒の奮起に大いに期待している。さらに、この式典において同校の校長松下雅雄は「男子の高等教育日を追ふて進歩する今日豈独り女子教育の狭きことを得んや、若し女子にして家庭主宰の方法に暗く、事情に同情するの見識なく、国歩発展の上一臂の勞をだに尽す能はざらんか。邦家の損失鮮少にあらざるなり。則ち本校の承乏するものは知事閣下の台諭を銘じ、蹇に鞭ち駑を昂め常に国体を鑑み国情を酌み以て生徒の教養に奮励し、自家人格の尊と天職の重とを悟了せしめ、人の妻となりて能く生活の本末輕重を誤らず其の幸福増進の為に奉仕せしめんことを念とすべし」²³と述べている。校長松下も、県知事の訓辞と同様に、日本の發

展に尽くす、国体・国情に即した教養を備え、良妻賢母の素養をもった女性への成長を期待している。

さらに、1900（明治33）年の千葉県立高等女学校の開校式で、知事阿部浩同は「国家の精神風俗貧富強弱は中等社会の健否如何に存在するを以て男子の中等教育と相待て女子の中等教育を奨励するは寔に目下の急務に属せり」とし、高等女学校設立の理由を「中等社会」を支える女性の育成を目指すことにあると説明した。続いて、高等女学校教育の目標について、おおよそ政府・文部省の方針と同様に、「生活に必要な学芸技芸を知得せしめ併せて優美高尚の気質を訓練し温良貞淑の徳望を涵養し以て勤儉節約の良風を与へ他日良妻賢母たるを得せしめん」²⁴と強調した。

また、1897（明治30）年の島根県松江市高等女学校の開校式において、知事中村彦次は「国の文明は女子教育の如何により之を卜すべしと。是文明諸国の教育に重きを置く所以なり」と指摘し、「今や我国の進歩は駁々として実に世界の耳目を驚かせり、而して独女子の教育未だ此隆運に伴はざるの憾あり。＜中略＝引用者＞本校を開くに至るは大に我国の爲めに祝すべきなり」「我国文明の実を宣揚せむ」と述べ、女子中等教育の必要な理由を説明している²⁵。

このように、開校式における県知事などによる式辞は、家庭を国家の基本単位として見なす家族国家観に基づく教育理念を説いている。すなわち、女子中等教育の振興を社会・国家の発展と直接結びつけさせ、高等女学校での良妻賢母育成の方針を徹底させるべきと強調していることが分かる。

次に、卒業式での県知事等による式辞を確認する。

1898（明治31）年の島根県松江市高等女学校の第1回卒業式において知事中村彦次は²⁶、教育の目的に触れ「夫れ女子教育に於て貴む所のものは、節操を慎守するの性を陶冶し、勤儉の淑徳を扶植するにあり。顧ふに、諸子が本日本校に学ぶ所を以て他日端肅なる良婦となりて一家を保持し或は慈愛なる母儀を表して家庭を主宰するに際し善く其責務を全ふするを得ると否とは、実に此二者の修養如何に関するもの多し矣。諸子宜く此旨を体し、益々奮励して斯校設立の目的に背かざらんことを望む」との式辞を述べている。知事中村は、「節操」と「勤儉」を中心とする良妻賢母的素養を備えた女子生徒を育成することが教育方針であるとし、これを自覚し卒業後も女性としての役割を遂行すべきと説いている。

また、1901（明治34）年の県立盛岡高等女学校の第4回卒業証書授与式において、岩手県知事北条元利は、「此の校の教育を受け、此の学科を卒ふる者は、豈に良妻となり賢母となり、以て国家女子教育を重んずるの意に答へざるべけんや。而して今より後、其の設備は益々完成を致さざるべからず、其の訓育は愈々周到を期せざるべからず」²⁷と説いている。すなわち、上記の島根県知事と同様、卒業後は「良妻賢母」として努めることを念頭に置くべきであり、国の期待に応えるべきことを訓示している。

1904（明治37）年の青森県立第一高等女学校卒業式においても、同様な式辞が見られる。同校の卒業式において、県知事山之内一次は、卒業生に向け、将来は「良妻賢母」なるこ

とを期待するとともに、「貞淑優雅ノ女子トナリテ能ク世ノ風ヲ矯メ俗ヲ化」²⁸すべきと述べるなど、中等社会の女性として社会の模範となることを期待している。

このように多くの高等女学校校長や県知事・市長の訓示は、良妻賢母の意義を中等社会や国家の発展と関連させて説くものであったが、この他夫との関係で自主性や社会的道徳の重要性を説く訓示もあった。例えば、岡山高等女学校長富津亀三郎は「私は女子の天職は母として子女を訓育する事のみであるとは申しませぬ。〈中略＝引用者〉近き現在の時代を改良すべき事、即ち、其の夫に感化を及ぼすこと」²⁹と述べた。また、東京府立高等女学校長勝浦頼雄は「従来婦人ノ弊習トナル退守的ノ思想ヲ破リテ進歩的ニ更メザルベカラズ」、「忠孝貞順ト云フガ如キ諸徳ノ外ニ特ニ修養スベキハ社会トカ公衆トカニ対スル徳誼ナリ」³⁰と説いている。

以上検討したような校長・県知事らによる講話の外にも、軍人訓話や日常生活訓話も行われていた。

まず、軍人訓話についてであるが、彦根西高等女学校では軍人を招き、生徒向けに軍人の講話集会を何回も開催していたと記している。例えば、1906（明治39）年には三須海軍中将を招へいたが、三須は生徒を前に「戦後の好結果を収めたのは天皇陛下御稜威によるは申す迄もなく、一は国民援助の力にして国民援助の力は母道教育の力多きに居るなり」と述べ、「今日此の校に来て親しく諸嬢の柔和なる様を見るは実に喜ばしきこと、今後尚一層勉強業を励み健康を保ち、いわゆる賢母の素を作り国家のためますます教育の隆盛を図られんこと」³¹を希望している。そして翌年の1907（明治40）年には、彦根町出身の第15師団中村覚中将が招かれ、中村は「女子は内に在りては能く父母の命を聴くこと、学校に出ては厚く師の教を守ること、常に柔順して女しきこと、家の事は何によらず甲斐甲斐しく立働くこと、体操等を努めて身体を健全にすべきこと、此等のことを能く実行して他日立派なる婦人となるのが女子の天職」³²であると説いた。すなわち、二人の軍人による訓話の内容は、女性の従順を強調するものであり、国家主義に基づく賢母としての役割を果たすことを強く期待し、家庭での役割を尽くすことが女性の天職であると語っていた。このような軍人による訓話集会は、国家主義を強調する時代の反映であったとも言えよう。

以上のような儀式における訓話以外に、日常的な形で学校長などにより訓話が行われたと考えられるが、それに関して詳細に記した資料は見当たらず、ここでは1910（明治43）年の市立堺高等女学校の「訓育の実際」に記された「月曜ノ会集」を取り上げて検討する。同校の「月曜ノ会集」では、「毎週ノ月曜始業前十五分間ヲ期シ生徒一同ハ控室ニ整列シ校長以下職員之ニ臨ミ先ヅ校歌ヲ合唱シ次テ校長又ハ主席教諭ヨリ時事偶発事項其ノ他ニツキ一場ノ訓話ヲナス」³³と記されており、学校の教育方針や理念を主な内容とするものとは異なり、時事的な内容の講話が行われていたことが窺われるに注目が値する。日常的な訓話も教育的意図を含む重要な意義をもつと考えられるが、この点については今後も検討を続けたい。

以上、おおよそ1900（明治33）年以降における校長や知事・市長などの訓話を中心に分

析したが、その中心は教育勅語を奉戴しつつ、良妻賢母としての成長を期待することにあった。高等女学校卒業後、ほとんどの生徒が家庭に入ることから、将来の妻・母として温良貞淑や質素儉約といった徳目を身につけ、自己の修養を積むべきで、そのことが家族・国家の運命を定めるといった、女性像が校長の訓話として示されていた。また知識の習得だけではなく、精神力を身につけ、一人の独立した人間に育つことを強調する側面もあった。このような訓辞は生徒たちの精神に徹底されていたと考えられるが、その点は第3節で検討する。

第2節 校訓及び生徒心得における良妻賢母理念

まず、校訓と生徒心得の区別とそれぞれの教育意義を簡単に示すこととする。校訓は、その学校の教育精神・指針などを生徒に簡明に示したもので、日常の教育に活かすための目標を標語的に表現したもので、学校で生徒を指導する根本方針となる。今日では学校の教育「目標」と位置づけることができる。また校訓は「伝統的なものと一般的なものに区別」され、「建学の精神がその学校の伝統として生き残る場合は前者」にあたり、学校長などが「学校教育の目標あるいは生活指導の目標として設定する場合は後者」³⁴にあたりとされている。

一方、生徒心得は「生徒規則」と同義的に用いられるが、学校内部規範のうち倫理的規範として位置づき、内面的良心のあり方を表現する目的規範である³⁵。校訓は抽象的で、概略的なものであるが、生徒心得は学則に相当するもので、校訓と比べては具体的、規則的なものである。

このように、校訓や生徒心得などは、学校生活の規範となるものであり、教科教育以外の学校教育の場で、生徒の生活を規定し、一定の感化力をもつと言える。

1. 校訓などにおける良妻賢母理念

最初に、長野県立松本高等女学校の校訓を分析する。同校では、1901（明治34）年12月に校訓が制定されている。その内容は、「1. 教育ニ関スル勅語ノ御趣旨ヲ奉戴シ温良貞淑ノ徳ヲ養フヘシ」「2. 万事儉約ヲ旨トシ且自重ノ風ヲ養フヘシ」「3. 礼儀ヲ重シ又約束ヲ守ルノ習慣ヲ養フヘシ」「4. 勤勉忍耐ヲ以テ学ヲ修メ業ヲ習フヘシ」「5. 衛生法ニ注意シ身体ノ強健ト精神ノ快活トヲ図ルヘシ」「6. 正心誠意ナルヘシ」「7. 深く同情ヲ涵養スヘシ」³⁶などである。同校の校訓には、明治期後半の修身科教科書に示された女性の徳目としての貞淑、儉約、勤勉などが定められている点が注目される。同校の校訓の中心は、教育勅語の趣旨を奉戴しつつ、温良貞淑の徳を養うことにあったと言える。

また、青森県立第一高等女学校校長近藤良蔵は、1900（明治33）年の入学式で良妻賢母を強調した「校訓」を紹介している。その内容は、表3-5に示したものである³⁷。

表 3-5 青森県立第一高等女学校「校訓」(1900 年)

項 目	校 訓 上 の 表 現		
1. 心は誠なるへし	慎重なるへし	正直なるへし	従順なるへし
	謙讓なるへし	友愛なるへし	忠実なるへし
2. 言は明晰なるへし	発音を正しくすへし	談話は明瞭なるへし	講読は清朗なるへし
3. 行は篤敬なるへし	行為を正しくすへし	動作は注意すへし	勤勉なるへし
	整頓すへし	服装は質素なるへし	清潔にすへし
	衛生に注意すへし		

(注：青森県立第一高等女学校『八十年史』67 頁を参考に作成)

表 3-5 では謙讓、正直、従順、忠実、勤勉などのように、広く女性道徳として重視された徳目も見られるが、特に温良貞淑といった表現はなく、日常生活に即した徳目を提示していると理解できる。

また、広島県立広島高等女学校長広瀬は 1903 (明治 36) 年の入学式で、次のように校訓を紹介した。すなわち、「1. 忠は立国の大道なり。2. 孝は人倫の要義なり。3. 貞は女子の内徳なり。4. 和は女子の外徳なり。5. 勤は徳に進む門なり」³⁸の忠・孝・貞・和・勤の 5 カ条である。このような 5 カ条からなる校訓は、儒教道徳に基づいた女性道徳の涵養を徹底するものと言える。

次に、1906 (明治 39) 年 8 月に制定された新潟県立長岡高等女学校の校訓 (表 3-6) を見ると、教育勅語の道徳、女性の特性、学習、国民の 4 項目から構成されていた³⁹。

表 3-6 新潟県立長岡高等女学校の校訓 (1906 年)

項 目	内 容
教育勅語の道徳	忠孝は立国の大本人倫の要義なり、 博愛正義は社会公衆に対する道徳なり
女性の特性	貞淑柔和は女子の美德なり、勤儉は家道を興す所以なり
勉 強	勉勵進取は学問の要道なり
国 民	心身の修練は人格完成の基なり

(注：創立百周年記念誌編集委員編集委員会『ああこの学園の人々よ歌え』35 頁より作成)

このように、新潟県立長岡高等女学校の校訓には忠孝、博愛正義など国家と社会に関する徳目に加え、貞淑柔和、家を興すための勤儉などの女性道徳が定められている。さらには、国民として人格の完成に努力すべきことを説いている。

大阪市立堺高等女学校の 1912 (明治 45) 年制定の校訓では、忠孝・克己に加えて「温順

貞淑は女子の責務を尽くすの要道たるを知るべし」、さらには「誠実勤儉を以って家庭の興隆を図るべし」⁴⁰など、女性道徳を強調しつつ、人格の完成といった個人道徳を重視している。

また、1905（明治 38）年の兵庫県立第一神戸高等女学校校訓の一部を抜粋して示すと、同校では①「情緒を修養して仁愛の心を發揮し、気品を高潔にして貞淑の徳を養ふべし」、②「学業を励み、智能を磨き、以て事に当りては是非曲直を辨じ、機に臨みては緩急宜しきに適する明識を養ひ併せて規律を守るべき良習を養ふことを務むべし」、③「礼儀を重んじ、容姿を正しくし、而に婉麗閑雅の特質を失はず、併せて規律を守るべき良習を養ふことを務むべし」、④「進みては適當の運動を力め退きては衛生の法則に従ひ以て体力鍛錬の工夫を為すべし」⁴¹といった項目を定めている。このように、同校でも「貞淑の徳を養ふ」ことを中心として、学業・規律、礼儀・容姿、体力などについて遵守事項を定め、これらの徳目や人間性を備えた女性として成長すべきことを強調している。

同じく 1905（明治 38）年に制定されたと推測される茨城県立水戸高等女学校の校訓では、「一、謹ミテ教育ニ関スル勅語ノ御趣旨ヲ奉体シ至誠貞淑以テ実行ヲ期スヘシ」「二、師長ノ命令訓誨ニ服従シ以テ自立威重ノ氣象ヲ養ヒ協同信愛ノ精神ヲ保ツヘシ」「三、衛星ヲ重ンシ運動ヲ勉メ敢テ父母ノ遺体ヲ傷フコト勿レ」「四、職業ニ貴賤ナシ故ニ各自ノ天賦ニ対シ勤勉持久以テ終局ノ成功ヲ期スヘシ」「五、礼儀ヲ貴ヒ廉恥ヲ重ンシ善良ナル校風ヲ興スヘシ」「六、公德ハ文明ノ華ナリ一挙一動敢テ斯ノ徳ヲ損スルコトナカレ」⁴²の 6 項目が定められている。このような校訓について同校の沿革史では、教育勅語を中心にしながら、「第二次産業革命の進展、社会運動の激化、アメリカの対日圧迫などの社会情勢の中で、自主独立、忠君愛国が教育の眼目として強調された」⁴³と記している。

大分県高等女学校の 1911（明治 44）年の校訓では⁴⁴、「忠孝を本とし、祖先を崇敬せよ」「至誠を旨とし、堅忍努力せよ」「貞淑にして、愉色婉容あるべし」と定められ、「国民道徳」「個人道徳」「婦人道徳」の方向性を生み出したものとして記している。

以上検討した 1900（明治 33）年以降における高等女学校の校訓をまとめると、国家、社会、家族、個人に加えて、多くの学校で貞淑・勤儉・女訓などの女性道徳を強調している。校長などの訓話に加えて、校訓においても、儒教的な女性の育成を徹底していたと言える。このような、校訓の内容はおおよそ生徒心得に反映されて、女子生徒たちに守るべき事項として提示されていたのであった。

2. 生徒心得における良妻賢母理念

次に、生徒心得について分析する。まず、高等女学校令制定時に定められた典型的と見られる事例を検討する。1899（明治 32）年制定の岡山県立岡山高等女学校の生徒心得では、生徒の守るべき事項が次のように定められている⁴⁵。

1. 深く教育ニ関スル勅語ノ御趣意ヲ奉体シ、学業ヲ修練シ、淑徳ヲ涵養シ心身ヲ健全ナラシメ、以テ他日貞静淑順ノ美德ヲ具備スル社会有用ノ婦女タルコトヲ期スヘシ
2. 謙遜ヲ以テ師長ニ事ヘ信義ヲ学友ニ交リ、苟ニモ倨傲軽忽ノ行為アルヘカラス
3. 容儀ヲ端正ニシ進退ヲ静粛ニシ苟ニモ乱雑粗放ノ挙動アルヘカラス
4. 言語ハ常ニ鄭寧ヲ主トシ閑雅優美ナルヲ用ヒ、片言双言ト雖モ鄙野ナル辞ヲ用フヘカラス
5. 質素節約ハ身ヲ立テ家ヲ興スノ基礎ナレハ、衣服・髪飾ハ勿論日常学用品ニ至ルマテ实用ヲ主トシ、苟ニモ華美虚飾ニ瀕ルヘカラス
6. 躬自ラ衛生ニ注意シ、清潔ヲ守リ規則ヲ保チ風紀ノ振肅ニ留意スヘシ

この生徒心得においては、第1に教育勅語を奉戴し、淑徳で心身健全なる貞静淑順の美德を備えた社会に有用なる婦人となることを求めている。さらには、長者を尊敬し、友人には信義を守ること、容儀を端正にし乱雑な挙動はしないこと、丁寧に優美な言語を使うこと、質素節約の精神を発揮し奢侈に流れないこと、衛生に注意して風紀を引き締めることなど、家族制度下の女性道徳を日常の学校生活で習慣づけるべきことを強調している。

「5」のように、衣服・髪飾にまで統制が加えられていた点に注目したい。全体としては、儒教的な道徳を軸とし、質素・儉約を尊び、清潔を守るなど、堅実な家庭人としての女性像を示すとともに、衣服・「質素儉約」「風紀ノ振肅」など、日常生活にまで及ぶ管理的な心得が定められていたと言えよう。

さらに、1909（明治 42）年に定められた同校の「生徒心得」では、「1. 教育に関する勅語の御趣旨を服膺し、常に其实行に勤むべし」「2. 人格の尊貴なる所以を弁へ、自己を重んじ他人を敬すべし」「3. 責任を重んじ、誠実忍耐を以て事に従い価値ある自力の成功を楽しみ、饒倖虚栄の念を斥くべし」「4. 愛と純潔とは女子の美德なり、親切同情を以て人に接し気品を高くし清節を守るべし」「5. 家業を助け家内を和楽ならしむるは女子の任務なり、真に此任務を完うせんが為めには多くの知識と技能とを要す、故に平素熱心に学業を修むべし」

「6. 良風美俗を維持し、社会の地位を高むるは、一面女子の任務なり、野卑と遊惰とを斥け、恭謙優雅にして着実勉強なる風を養ふべし」「7. 身体健全ならざれば、百行を完うすること難し。常に節制を守り運動を励むべし」⁴⁶、の 7 つの項目が掲げられている。このように、1909（明治 42）年と 1899（明治 32）年の生徒心得を比べて見ると、②の女性の人格問題の提起、⑤の家庭内における「女子の任務」、⑥の社会的地位を高めることも「女子の任務」であるなど、1899（明治 32）年の創立当初の生徒心得を改善されたものとして見ることができる。この沿革史では、このような生徒心得は「入学式、終業式などの訓話でその趣旨が解説されて、内容の周知徹底がはかれた」⁴⁷と記している。

次に、1899（明治 32）年制定の宮崎県高等女学校の生徒心得を検討する⁴⁸。やや長文になるが、典型的な生徒心得として全体像を示したい。

- 第一条 本校生徒タルモノハ常ニ教育ニ関スル勅語ノ旨趣ヲ奉体シテ忠孝ノ大義ヲ辨
ヘ本邦女子ノ本分ヲ完フセンコトヲ務ムベシ
- 第二条 温良貞淑ノ徳ヲ備ウルハ女子ニアリテハ最モ重要ナリ故ニ本校生徒タルモノ
ハ従順 信実 慈愛ヲ旨トシ又深く自重シテ其心志ヲ高潔ニシ節操ヲ守リ礼
讓ヲ重ジ起居進退ヲ端正ナラシメンコトヲ務ムベシ
- 第三条 節儉ヲ守リ質素ヲ旨トスルハ女子ニアリテハ殊ニ重要ナリ故ニ本校生徒タル
モノハ衣服 髪飾 其他日常所要ノ物品ハ高雅清楚ニシテ衛生ト実用トニ適
小ヲ本旨トシ務メテ華美驕奢ナルモノヲ避ケンコトヲ務ムベシ
- 第四条 言語ノ正確優美ナル女子ニ在リテハ殊ニ重要ナリ故ニ本校生徒タルモノハ常
ニ発音ヲ正シ鄙辞ヲ避ケ丁寧ニシテ明瞭ナランコトヲ務ムベシ
- 第五条 秩序ヲ重ンジ規律ヲ守ル習慣ハ殊ニ重要ナリ故ニ本校生徒タルモノハ上下長
幼ノ序ヲ明ニシ眠食劳逸各其時ニ従ヒ又諸物ノ整頓ニ注意シテ苟モ己レノ分
ヲ忘レ怠慢ニ流レ乱雜ニ陥ルコトナキヲ務ムベシ
- 第六条 身体及ビ精神ノ健全ハ業ヲ成ス基ナリ故ニ本校生徒タルモノハ平素衛生ニ留
意シ運動ヲ勉メ困難ニ堪ヘ欠乏ヲ忍ビ以テ身体ヲ強壯ニシ氣力ヲ旺盛ナラシ
メンコトヲ務ムベシ
- 第七条 学習ノ要ハ自ラ修ムルニアリ故ニ本校生徒タル者ハ常ニ進ミテ学識ヲ高メ技
芸ヲ研ク習慣ヲ養ハントコトヲ務ムベシ

同校心得では、各条の前半で徳目を示し、後半で「本校生徒」が遵守すべき内容を説くという形式になっている。各条の前半部分を要約すると、女性に重要である点として、第1条では教育勅語の趣旨を奉戴し、忠孝の大義をわきまえること、第2条では温良貞淑の徳を備えること、第3条では節約・質素であること、第4条では言語の正確優美であることをあげている。さらに、第5条では秩序を重んじ規律を守ること、第6条では身体・精神を健全にすること、第7条では学習を進んで行うべきこと、が重要であると定めている。

「本校生徒」が遵守すべき点を示した後半部分で注目すべき項目をあげると、第2条では「従順、信実、慈愛」を旨として、節操・礼讓を重んずべきとしていること、第3条で衣服・髪飾・所持品では「高雅清楚」であるべきことなどである。各条項は、日常生活全般にわたり、厳格で細かな内容を定めていると見ることができる。その基本は、第1条の教育勅語の精神を奉戴し、「温良貞淑」な女性としての素養を備えることにあると言えよう。

このような傾向は、他の高等女学校の生徒心得でも確認できる。すなわち、1901（明治34）年の青森県立第一高等女学校の「生徒心得」⁴⁹でも教育勅語の趣旨の奉戴、有用な婦人への成長を定めており、さらには北海道札幌高等女学校の1910（明治43）年度の「生徒

心得」⁵⁰でも、第1条で「常に教育に関する勅語の御趣旨を奉体し知識を發達し淑徳を涵養し身体を強健ならしめて以て有用なる優良の婦人たらんことを期すへし」として、教育勅語の趣旨の奉戴と「優良の婦人」となることを、最も重視している。1901（明治34）年の三重県四日市高等女学校「高等女学校規則」の第7章「生徒心得」⁵¹でも「本校ノ生徒ハ教育ニ関スル勅語ノ御旨趣ヲ奉体シ貞淑ノ女徳ヲ涵養センコトニ務ムベシ」と定めており、このような規定内容は、ほとんどの高等女学校の生徒心得に定められていたと推察される。

以上のように、この時期の生徒心得では、全体として①教育勅語、②良妻賢母的要素の伸張に重点が置かれていたと考えられる。すなわち、温良貞淑を中心として、節約、言語、秩序など家族制度下の女性道徳を説くとともに、身体・精神の健康、学習の必要性を加えている。生徒心得においても、政府・文部省の方針としての良妻賢母の育成が徹底されていたとすることができる。

特に、生徒心得中の女性道徳を定めたものに着目すると、北海道札幌高等女学校の1910（明治43）年度の修学日記に記した「生徒心得」⁵²の第7条では、女子としての徳目である、「温良」「柔和」と精神力の向上を目指している。さらに、山口県立下関高等女学校の1912（明治45）年の「生徒心得」（「第一大綱」）⁵³でも女性道徳に関連する内容が強調されており、以下の点をあげることができる。

- 四、身体ノ健康ハ女子タルノ本分ヲツクシ家庭ノ和樂ヲ保ツ基ナレバ常ニ衛生ニ注意シ運動ニツトメ健康ヲ増進センコトヲハカルベシ
- 六、義務ヲ重ンズルノ念ニ乏シキト自己ノ利害ヲ顧ミルニ敏ニシテ己レヲ没シテ人ニツクスノ風ニ欠クルトコロアルトハコレ亦婦人ノ短所ナリ本校生徒タル者常ニ自己ノ本分ヲ遂行シ利他ノ精神ヲ養ヒ以テ一般ノ弊ニ陥ラザランコトヲ期スベシ
- 十、温良貞淑ハ本邦婦人ノ美德ニシテ閑雅優美ハ我国女子ノ長所ナリ而シテ教育ヲ受ケタルモノ往々之ヲ損スルモノアリ戒メザルベカラズ

この生徒心得の第4項目では、女性の健康増進の重要性が「女子タルノ本分ヲツクシ家庭ノ和樂ヲ保ツ基」として指摘されている。また、第6項目では女性の短所は「義務ヲ重ンズルノ念ニ乏シキト自己ノ利害ヲ顧ミルニ敏ニシテ己レヲ没シテ人ニツクスノ風ニ欠ク」点にあるとし、「独立自治ノ精神」（第5項目）や「利他ノ精神ヲ養」（第6項目）うべきと定めている。さらに、第10項目では「温良貞淑ハ本邦婦人ノ美德ニシテ閑雅優美ハ我国女子ノ長所ナリ」など、「温良貞淑」を同校の美德として掲げていると記している。そのほかにも、第7項目では「奢侈虚飾ノ風習」から脱し「質素ノ生活」へ転換すべきこと、第9項目では「勇氣忍耐」や「勤勉節儉」の精神を涵養すべきことなどを規定している。この

ように、同校では高等女学校の女子教育理念を「生徒心得」に盛り込んでいることが分かる。

さらに、生徒心得においては、家族道徳を定めるものがほとんどであり、北海道札幌高等女学校の1910（明治43）年度の「生徒心得」⁵⁴では、第3条で「能く父母尊重の命に服し弟妹を扶助し務めて家事の補助をなすへし」とし、家族制度の下で長者を重んじ、兄弟姉妹にも力添えすべきことを強調している。これらは、活動が家庭内に限られた女性の生き方を示すものであり、夫を支えて一家を補助すべき性別役割を説いたものと言えよう。

この他、生徒心得の中でも、内容のほとんどが礼儀作法に関するだけのもも存在する。例えば、山形県立山形高等女学校の「生徒心得」では、「第五条 敬礼は左の心得に従ふへしく以下略＝引用者>」、「第六条 姿勢は起立着席共に正しからんことに注意すへし」⁵⁵とされている。

上述したように、服装について細かく定めている規則もあり、1900（明治33）年の青森県立第一高等女学校では、「出校ノ際ハ成ルヘク袴ヲ着ケ、衣服髪飾リ等ハ極メテ質素ニシテ、衛生ニ適フヲ本意トシ、決シテ華美ニ属スル裝飾ヲ加フヘカラス」⁵⁶と、定めている。

既述した北海道札幌高等女学校の生徒心得では、清潔、規律、公德、言語、姿勢など、生活全般についての注意事項を定めている。第10条で「自治の習慣を養ひ」としている点が注目されるが、「自ら為し得ることは他人を煩はさるよう注意すへし」⁵⁷とされ、大正期に見られる「自治」の概念とは異なったものと見ることができよう。また、1901（明治34）年の三重県四日市高等女学校「高等女学校規則」の第7章「生徒心得」⁵⁸に見るように、「常ニ体育ニ留意シ起臥飲食ヲ節シ以テ身体ノ健康ヲ計ルベシ」（第26条）、「衣服裝飾携帯品等ハ常ニ質素ニシテ実用ニ適スルヲ旨トシ務メテ無用ノ失費ヲ省クベシ」（第27条）など、女徳の涵養や体育重視の傾向、質素と実用を重んずる点も、生徒心得には示されていた。

上記の「生徒心得」以外にも、山口厚狭高等女学校では校長福迫美樹子による「女性訓10ヶ条」が見られる⁵⁹。例えば、1904（明治37）年の時点で同校においては、「9. 或人曰く、婦人の天職は内助なりと。寔に然り。但真によく内助たらんものは、先ず内害せざるやを省みよ」、「10. 良妻賢母とは、他より奉るべき筈の尊称と知らずや」といった内容の「女性訓10ヶ条」を定めており、個別の学校での訓育として掲げていることが分かる。

生徒心得の全体的構造としては、教育勅語の趣旨を「奉戴」することと女性としての本分を全うすることを中核として、学校そして家庭における個人としての徳目（行為の誠実、謙遜、儉約、温順と堅忍、自信自重、精神の快活、衛生と労働、公德、言語、敬礼）や生徒が学校で守るべき規律などを遵守することなどから成っていたと見ることができよう。

以上校訓と生徒心得を考察したが、その特徴をまとめることにする。高等女学校の校訓の特徴としては、「温良貞淑」の徳の養成を目指しながらも、自重、心身とともに発達した人間の育成を求め、良妻賢母の個人的修養を重視しつつ、女性であっても独立した人間として生きるための人間性、人格の完成を目指していた。女性を個人、家そして国家という3つの立場からそれぞれの徳目の養成を求めていたと見るができる。

生徒心得を概括すると、家族制度下の女性道徳を中心として、学校における生徒たちの諸活動を効果的にするために、学校全体として行動パターンを定めていた。しかし、生徒心得を生徒の主体的な心得にすりかえ、生徒自らが規律を守り、自治力を育くむかのように統制する側面も持っていたと言える。

全体として明治中期以降における校訓・生徒心得の特徴としては、教育勅語の奉戴、「貞淑柔和」などの女性の徳目、国民としての道徳、生徒としての徳目などが盛り込まれている点に共通性が認められる。しかし、「温良貞淑」を中核とした良妻賢母の素養だけではなく、部分的ではあれ、女性の独立した人間性や人格の完成を求める側面があった点にも注目したい。

第3節 寄宿舎生活などにおける良妻賢母教育の実態

次に、寄宿舎生活などにおける良妻賢母的な教育について検討する。

最初に、寄宿舎生活に関連する様々な規則を分析し、寄宿舎がどのような目的をもち、どのような規律を守るべきでとされたのか、その内容はどのようなものであるかなどを確認し、学校教育の中での寄宿舎の教育的機能やその位置づけについて検討する。次に、寄宿舎では実際にどのような教育が行われたのかの実態を明らかにする。

まず、女学校における寄宿舎設立の趣意について確認する。ここでは、東京府の私立日本女学校が高等女学校令に基づく学校になる以前の1901（明治34）年に、はじめての寄宿舎設立に先立って、次のような「寄宿舎設立趣意書」が作成されている⁶⁰。

寄宿舎設立趣意書

子女の教育をして十分に良結果を得しむとせば、学校教育のみに依頼すべきにあらず、必ず、家庭に於いても、亦、慎重なる注意を加へざるべからず。即ち学校と家庭と相応じて、初めて、其の成功を期することを得べきなり。本校寄宿舎を設け家庭的の教育を施す意も、実に茲に存す。是ひとり、地方より遊学せんとする人のためのみにあらず、また、通学の便少き人のためのみにあらず。日々のことわざ繁くして其の子女に十分なる注意を与ふること能はざる父兄に代りて、親切懇篤に保護監督し、学校に於ける教育と相俟待ちて平和と和樂との間に、高尚なる品性を養成せしめ、子女に必須なる諸般の訓練を与へて、堅固なる意志徳操を抱持せしめむとするにあり。本校の精神或は遺憾なく徹底せしめんことを得べきか。

この趣意書では、寄宿舎は家庭と密接な連絡を保持し、学校と家庭を繋ぐ仲介的な役割

を担うとともに、学校教育の延長線として教育的機能を果たすことが期待されていることが分かる。その中でも、特に女性としての「堅固なる意志徳操」を育成することに重点が置かれ、同校の精神を徹底する場として位置づけられていたと言えよう。

1. 寄宿舎の諸規則に見る教育的機能

寄宿舎（寮）とは、親元である家庭から離れた生徒・学生が、教育を受けるために共同で生活を行う集団施設を指す。だが、寄宿舎は単なる共同宿泊施設を意味する以外に、特別な教育的意味を持つことが少なくない⁶¹。特に、生徒全員を寄宿舎に収容し、人間形成のための集団的教育を行おうとする全寮制学校は、特定の教育目的を持つことが多い。高等女学校における寄宿舎生活を全体として見た場合、宿泊という機能のみならず、独特な教育機能をも持っていたと捉えることができる。

例えば、千葉佐原郡立高等女学校の寄宿舎では⁶²、その目的を「遠隔ノ地ヨリ入学セル者ヲ保護監督シ兼テ家事ノ実習ヲナサシムルヲ主旨」とし、「舎監ニハ家族ト共ニ舎内ニ住居セシメテ務メテ寄宿舎ノ状態ヲシテ家庭ノ風ニ遠サカラシメサランコトヲ期セリ」としている。このように同校では、寄宿舎を「学校の延長で教育場」として位置づけ、「家庭的な寄宿舎」作りを目的としていた。このように、寄宿舎を「家庭」として位置づける例は埼玉県立浦和高等女学校の規定にも見られ、第1条に「寄宿舎ハ家庭ニ代リテ生徒ヲ訓育スル所トス、故ニ寄宿舎生活ハ成ルベク善良ナル家庭ニ則ランコトヲ要ス」⁶³と定められ、寄宿舎は生徒を訓育する場、善良な「家庭」として運営されていた。

では、高等女学校の寄宿舎生活において生徒は一体どのような教育を受けていたのだろうか。次は、寄宿舎生を指導するために定めた諸規則により、寄宿舎生活全般そして寄宿舎生として備えるべき心構えを確認する。

最初に、その前提として寄宿舎の入舎手続き及びその機能について検討する。

まず、寄宿舎に入るための「入舎手続き」きについて検討する。1909（明治42）年の京都府立第一高等女学校の場合を見ると、まず入舎を希望する生徒は「学校医に於て体質検査を行ひ取捨を定む」と記しており、また入舎の際は「父母若くは副保証人等の内一名必附添来校し寄宿舎取締方の模様を承知し置くを要す」と、保証人の同伴者が必要であると記している。さらに、附添人は生徒の「持病の有無」や「将来来訪」する可能性がある者の「宿所氏名并に本人との続合」など、「舎監の参考となるべき事件は成るべく詳細に陳述し若くは書面を差出し置くべし」⁶⁴と定めている。このように、寄宿舎に入るためのいくつかの条件を定めるなどの措置で、最終的には保護者に対する寄宿舎への理解と支持を求めようとしたと見ることができる。

次に、寄宿舎が果たす機能について、『帝国教育』に掲載された一文⁶⁵により検討する。すなわち、西亀正夫は、寄宿舎は「殆んど家庭の代用物の様になつて居る、学校と家庭とが遠隔であるために通学することの出来ない生徒を収容し、家庭に代つて之が保護教育の任にあると云ふのが普通」であり、「たゞ家庭の職能の一部を代理するに過ぎない」と指

摘している。一方、寄宿舎は家庭と協力して「一方に於ては学校の訓育方針に則り、一方に於ては個々の家庭の家風を破壊せぬ用心がいる」と述べ、寄宿舎は家庭代わりの存在が大半であるとともに、寄宿舎独自の教育的機能ももっていると強調している。続けて、寄宿舎は「形こそ家庭と違ふが、他人の中で気兼ねな生活をすると云ふ点に於て嫁したる婦人と境遇が相似て居る、家庭で矯め難き気儘と云ふことを矯正し、冷たい他人根性の中をうまく切り抜ける丈の修養を積ませ、からい浮世の鹽味を知らせると云ふことは実に寄宿舎の独特の任務ではあるまい」と批判的に述べている。

次に、寄宿舎の規則について検討する。

まず、1904（明治37）年宮城県高等女学校の「仮寄宿舎規則」を確認する⁶⁶。同規則は、全文22条で構成され、「始業前30分ニ準備ヲ整ヘ室友相伴フテ登校」することをはじめ、「厨房当番ヲ設ケ割烹及下婢使役ノコトヲ練習セシム」「本校ノ休業日ニハ外出許ス」「舎監若クハ保証人ノ許シタル所ノ外、猥ニ往来スルコトヲ許サズ」「夏季休業及冬季休業中、帰宅セント欲スル時ハ保証人連署ノ上、其旨願出シム」、などが定められている。割烹の実習を行うとともに、「下僕使役」にも慣れることとされている点は、当時の中流家庭における賢母の素養を示すものと言えよう。そのほか、同校の「舎監職務規程」では「常ニ舎生ノ操行勤惰ヲ監督シ、自治ノ習慣ヲ養成スルヲ務ムヘシ」⁶⁷とされている点が注目される。自宅から離れて生活する生徒に対して、厳しい管理の下に置きながらも、一部では自治という自立した人間の育成を目指す側面があったのである。

次に、1907（明治40）年度の埼玉県立浦和高等女学校の寄宿舎規則について分析する。少し長い引用になるが、寄宿舎規則の全体像を明らかにするため、以下に引用する⁶⁸。

寄宿舎規則

第一条 寄宿舎ハ教室教育ト相俟チテ善良ナル風儀ヲ養ヒ品性ヲ陶冶シ学業ヲ習修セシムル所トス

一 一般心得

第二条 服装ハ総テ質素ヲ旨トシ衣服ノ地質ニハ綿布ヲ用フヘシ

第三条 舎内ハ清潔ヲ保治シ常ニ諸物ノ装置ヲ整頓シ乱雑不体裁ナキ様注意スヘシ

第四条 舎内ニ於テハ凡テ静肅ヲ主トスヘシ

第五条 臨時買物等ノ用アルトキハ舎監ニ申出ツヘシ私ニ小使及炊掃婦等ヲ使役スヘカラス

二 入舎及退舎 <略=引用者>

三 時間心得

第八条 舎内起居ノ時間ヲ定ムルコト左ノ如シ <略=引用者>

第九条 室内掃除及自己ノ容儀ヲ整フルコトハ朝食前ニ於テスヘシ

第十条 自習時間中ハ各自沈黙ヲ守リ正課ノ自習ヲナスヘシ

- 第十一条 運動時間中ハ屋外ニ於テ活発ニ運動スヘシ
- 第十二条 就褥用意ノ報アラハ室長ハ舎監室ニ行キ舎監ニ挨拶シ室生ハ机ヲ片付ケ火元ニ注意シ窓戸ヲ閉チテ室長ノ帰室ヲ待チ一同挨拶シテ消燈ノ報マテニ燈火ヲ減シ就眠スヘシ總テ他人ノ安眠ヲ妨クルコトアルヘカラス

四 外出及帰省

- 第十三条 常ニ交際スヘキ親戚知人ノ使命及其ノ印鑑ハ予メ届ケ置クヘシ
- 第十四条 外出ハ水曜金曜ノ放課後（二時間以内）及本校規定ノ休業日ノ朝食後ヨリ夕食時限マテトス
- 第十五条 親戚知人ノ家ヲ訪問セントスルトキハ出入携帯簿ニ行先ノ氏名及出舎時間ヲ記シ舎監ノ検閲ヲ請ヒ行先ニテ到着及退出時間ノ証明ヲ受ケ帰舎ノ時間ヲ記入シテ監ニ差出スヘシ
- 第十六条 二人以上同校シ二時間以内外出セントスルトキハ二時間外出簿ニ出入ノ時間ヲ記載シ出入携帯簿ヲ用フルヲ要セス但シ事宜ニヨリ前項得るノ外特別外出ヲ許可スルコトアルヘシ
- 第十七条 外出中已ムヲ得サル事故又ハ急病ノタメ門限迄ニ帰舎スルコト能ハサルトキハ行先ノ家ノ証明ヲ得テ理由書ヲ門限マテニ舎監ニ差出スヘシ但シ証明ヲ得ル能ハサル場合ニ於テハ本人ノミニテ届出ツヘシ
- 第十八条 自己或ハ家人ノ病氣（或ハ特ニ已ムヲ得サル）事故ニテ帰省セントスルトキハ医師ノ診断書（或ハ理由書）ヲ添ヘテ父兄又ハ保証人ヨリ学校長ニ願出ツヘシ但シ至急ヲ要スル場合ハ手續ヲ後ニスルコトヲ得
- 規制シタルトキハ父兄又ハ保証人ヨリ直ニ到着ノ旨ヲ舎監ニ通知スヘシ

五 室長

- 第十九条 各自修室ニ室長ヲ置ク
- 第二十条 室長ハ上級生ヲ以テ之ニ充ツ
- 第二十一条 室長ハ其ノ室生ノ模範トナリテ室内生徒ノ親和ヲ図リ年少者ニハ懇切ニ愛護ヲ加フヘシ
- 第二十二条 室長ハ常ニ室内ノ整理ニ注意シ破損ノ個所アルトキハ直ニ舎監ニ申出ツヘシ
- 第二十三条 室内ニ病者アルトキハ速カニ舎監ニ申出ツヘシ
- 第二十四条 毎月五日室長会ヲ開キ舎内ノ風紀衛生等ニ関シ協議ヲナサシム

六 整頓及清潔 <略＝引用者>

七 理髪入浴及洗濯 <略＝引用者>

八 学資 <略＝引用者>

九 面会 <略＝引用者>

十 信書其他ノ郵便物 <略＝引用者>

十一 図書新聞雑誌 <略＝引用者>

十二 茶話室 <略＝引用者>

十三 炊 事

- 第四十四条 炊事一切ノ事務ヲ整理スル為メ炊事長一名ヲ置キ毎月五日ヲ以テ交代セシム
- 第四十五条 炊事当番ヲ設ケテ割烹及下婢使役ノ事ヲ練習セシメ毎月一日、十一日、二十一日ニ交替セシム
炊事当番ハ一室又ハ二室ツ、輪番ニ之ニ当ラシム
- 第四十六条 炊事長ノ事務ヲ輔佐スル為メ当番長一名ヲ置ク
当番長ハ炊事当番中ヨリ互選セシム
- 第四十七条 炊事会計ヲ整理スル為左ノ帳簿ヲ備フ <略=引用者>
- 第四十八条 炊事当番ハ献立ヲ作り毎月五日、十五日、二十五日マテニ炊事長ヲ經テ舎監ニ差出スヘシ
- 第四十九条 物品ヲ購入スルニハ其ノ品目、数量、価格、納入者氏名及納入月日等ヲ食品注文簿ニ記入シ舎監ノ検印ヲ得テ之ヲ納入者ニ注文スヘシ
購入品納入ノ際ハ舎監ノ臨検ヲ請ヒ炊事長当番之ヲ検査スヘシ
- 第五十条 炊事当番ハ購入額及消費額等ヲ日々帳簿ニ記載シ毎月末二日前ニ決算シ舎監ニ差出スヘシ
- 第五十一条 疾病ノ為就褥セントスルトキハ口頭ニテ舎監ニ届出ツヘシ
十五 非常心得 <以下省略=引用者>

このように、埼玉県立浦和高等女学校では、「善良ナル風儀」を養い、「品性を陶冶」するなど、寄宿舎での教育的機能を発揮することを目的と明記している。また、整理整頓や炊事などの身のまわりのことをはじめ、主婦になるための準備教育を行い、さらにそのためのきめ細かい定まりを制定し、寄宿舎での規律正しい生活を送ることを期待していることが分かる。

また、1900（明治33）年制定の山形県立山形高等女学校の寄宿舎規則を分析すると、同じく寄宿舎がもつ教育的機能の発揮に期待を示していることが分かる。すなわち、同校では「女子教育ニ於テハ殊ニ寄宿舎ノ訓育ニ注意シ教室ノ教授ト相須ケ生徒ノ品性ヲ陶冶スヘキコト」とされ、寄宿舎では教室での授業と連携させて品性を陶冶すべきことが強調されている。さらに、服装・頭髮粧飾、食事、金銭、衛生、応接、音信、外出、家庭との連絡などについても注意事項として示されている⁶⁹。例えば、応接に関しては舎監からお茶の出し方や客の接待などの礼儀作法も教授され、ほかに生花、琴、茶の湯などの、いわゆる「花嫁修業」⁷⁰も寄宿舎で積んでいた。また、寄宿舎の庭にはテニスコートも作られ、運動の奨励にも配慮されていた。

次に、寄宿舎生徒心得に定められた内容について検討する。

1906（明治39）年制定の滋賀県立彦根高等女学校の「寄宿舎生徒心得」⁷¹では、寄宿舎について「本校寄宿舎は家庭に代りて生徒を訓育し其品性を高め学業を修めしむる所」と

位置づけ、「生徒たるものは能く此意を体し修養を怠るべからず」としている。さらに、「同室内の学友は一家族の如く相親睦扶助すべく他室とは親戚の如くに交際し信実を旨とし礼節を守り親疎を生せざるやう注意すべし」とし、舎生を家族や親戚関係を模して、親密性を保つように説いている。

続けて、同心得では「炊事」「当番月番」「室長の任務」「外出帰宅」「運動」「衛生」「入浴洗濯」に至るまで、きわめて詳細にわたる事項を定めている。その内容は、以下の通りである⁷²。

炊 事

- 一、炊事当番は一週間交代にして室長を炊事長となす。
- 一、炊事長は炊事献立物品の購入出納簿の記入をなすべし。
- 一、炊事当番は割烹及食器の清潔、整頓、配膳、給仕、食堂、掃除等をなすべし。

当番月番

- 一、当番は朝食後より一定の場所において訪問者の取次及び舎監の命令伝達を補助すること。
- 一、当番は舎内の整頓に注意すべし、即ち応接室、食堂、理髪室、洗濯場、乾燥場、廊下、階段等に於て不整頓の事あるときは之を室長若しくは掃除当番に告ぐべし。
- 一、月番は月末に炊事出納簿を調べ各生に食費報告をなし計算書を舎監の許に出すべし。

室長の任務

- 一、命令の伝達をなし規則訓諭の実行に注意すること。
- 一、室内の風紀、衛生、整頓、警備に注意すべし。
- 一、室内の修繕物品の修理を要するときは直ちに舎監に申出づべし。
- 一、室友疾病に罹りたる時之が取扱をなすこと。
- 一、病氣にて欠席せんとするものあるときは其朝舎監に届出づべし。
- 一、同室内学友を指揮監督し且願届を取扱ふこと。

外出帰郷

- 一、外出には外出携帯簿により舎監の承認を受くべし。
- 一、所定の外出日に於て二時間以内二人以上同伴外出せんとするときは二時間外出簿により舎監の承認を受け外出することを得。
- 一、所定外出日の外に於て外出せんとするときは保証人より舎監に願出づべし。

運 動 <略=引用者> ⁷³
衛 生 <略=引用者>
入浴洗濯 <略=引用者>

このように、滋賀県立彦根高等女学校の寄宿舎生徒心得では、寄宿舎を模擬的な家族、家庭として位置づけ、学友間の共同生活能力を養い、他人とのコミュニケーションの力を培うことを目指している点が確認できる。さらに運動の項目では、「運動を奨励監督せしめんが為運動係を置き」⁷⁴など、運動の奨励策が講じられている点が注目される。将来母になる女子生徒に身体を鍛えさせることは、健康な次世代を産むために必要と捉え、高等女学校での教育を国家の発展に密接に結びつけようとしたものと理解できる。

1905(明治38)年の広島県立広島高等女学校では、寄宿舎における心得が記されており、「一、常に吾が言行を省み精神を鍛練すべきこと」「二、学術研究に怠るべからざること」「三、衛生に注意すること」「四、清潔を守ること」「五、整頓を守ること」「六、行儀作法を慎むべきこと」「七、各自互に親切友愛を旨とし舎内各室何れも快樂の内に年月を送るべきこと」⁷⁵の、7項目を示している。このように、寄宿舎においても「淑徳ある良妻賢母を養成する」ことを目的とし、行儀作法をはじめとする個人の道徳の育成を求めていた。さらに、日露戦争勃発後は「一、時局に鑑み各会の余興を廃し、放課後傷病兵の防寒衣病衣等を裁縫したり」「二、教員は時々生徒を引率して傷病軍人を慰問したり今後尚之を続行するものとす」⁷⁶、時局に応じた項目が提示されていることも特徴である。

次に、静岡県立高等女学校の学則に示された第6章「寄宿舎」⁷⁷を検討すると、注目されるのは、寄宿舎生が献立を作り、料理の当番、料理の実習などを通じて将来家庭の主婦になるための準備を行っていた点である。女子生徒自ら食事を作るなどの寄宿舎での活動は、男子の中学校の寄宿舎とは異なる、高等女学校ならではの特徴として注目される。

続けて、1906(明治39)年に定められた新潟県立長岡高等女学校の「舎訓」を検討する。舎訓は、寄宿生の訓育の方針を示すものであり、その内容として①「毎朝、皇室に対し遥拝すべき事」、②「毎朝父母の写影に向ひ、礼拝すべき事」、③「身体の発達に留意して、着実に、勉勵すべき事」、④「質朴恭儉を旨とし、苟も驕奢の挙動あるべからざる事」、⑤「独立自治の精神は、身を立て家を起す基なれば、常に其涵養を勉むべき事」、⑥「舎生は互に長幼の序を守り、親切に交るべき事」、⑦「常に女徳を修養し、人格の向上を期すべき事」⁷⁸が定められていた。ここでは、女子の訓育に必要な事項として、皇室への遥拝、父母の写真への拝礼、勉勵を定めているほか、第7項目に見られるように、女性道徳の修養など、特に良妻賢母の素養を育成すべきことを強調している点が注目される。

このような寄宿舎規則、寄宿舎の生徒心得のほかにも、「舎監勤務心得」も定められている。例えば、青森県立第一高等女学校では⁷⁹、舎監を「寄宿舎ノ家長」として「寄宿舎生徒ノ模範」となるべきとするとともに、「舎則ヲ守ラシムルコト恰モ完全ナル家庭ニ於テ自然ニ能ク家法ノ行ハル、如クナラシムル」ことが求められ、寄宿舎を一家庭として位置づけ、「家長」として舎監を位置づけていたことが分かる。なお、私的に職員・従業員を使役することは「厳禁」とされていた点も、明治期後半における高等女学校生徒が属する階層

の社会的位置づけの高さが窺えるものと言えよう。

以上のように「寄宿舎規則」では、寄宿舎生活全般にわたる様々なルールについて定め、将来家庭に入ることを想定した主婦としての準備教育に重点が置かれていた。また、「寄宿舎生徒心得」では、身の回りに関する様々な定まりのほか、運動について定められたのがその特徴も言えよう。ほかにも、舎監としての心得について定めるなど、寄宿舎は舎生と舎監が共に努めるべきである、教育的意味がある特殊の場であったと言えよう。

2. 寄宿舎生活で行われた教育の実際

次に、実際の寄宿舎生活ではどのような教育が行われてきたのかについて考察する。

まず、埼玉県立浦和高等女学校における寄宿舎生活の全般的様子を把握できる、同校の沿革史に記された1911（明治44）年6月15日付けの『国民新聞』に掲載された「此の頃の学校生活に」一文を引用する⁸⁰。

目下寄宿舎にあるものが六十人、一寮・二寮・三寮・四寮に分たれ、何れもしょうしやなる日本建、ただ一寮が六室、二寮・三寮・四寮は階上が三室、階下が三室で、寮生は各家族的生活をして居る。三度の食事の献立から洗たく物、その他何から何まで一切寮生の手になり、食物の献立は各順番に拵へるそうである。一室に大抵八・九人宛起臥し、それらは皆年少の者と年長の者とが組合せてある、月末には自分自分に細かい会計表を作って、父兄の許へ送る事になつて居る。初めて寄宿舎に入るものの中には、まだ十一・二歳のいたいけなる少女もある、一入故郷の恋しい時であるから、当初は人知れずシクシク<繰り返し記号=引用者>と泣くものもあるけれども、年増の生徒が慰めて居る中には、何時しか寮の生活に馴れ、やがては懐郷の念も薄らいで来る。

以上のように、同校の寄宿舎生活においては「家族的生活」を演出し、寄宿舎生の管理を徹底するとともに、「入寮生の勉学指導を十分に実施し、学力の向上に意を尽くしている」とされている。

このように、寄宿舎生活での礼儀作法の規律によって、ルールに沿った生活の重要性や日常生活の指導を行うとともに、中流階層出身の女子生徒が卒業後自分で副業的な仕事に従事ができるよう、実業的指導をも受けさせる学校もあった。これについて、明治1906（明治39）年6月10日付けの「埼玉新報」では、埼玉浦和高等女学校の寄宿舎生活についての一文が載せられていた⁸¹。すなわち「女子に実業的興味を与へんがために」「寄宿舎の一室を仮用し、養蚕を試み」るなど、当時の有力な上州養蚕地帯に隣接している同校の地理的優勢を用いた日常生活への指導を行っていたと記している。すなわち、同校では地方の

特性を生かした独自の取り組みで、寄宿舎生に養蚕活動を通じた理科教育の勉強を行うと同時に、「農村生活への共鳴も体得できるような配慮として蚕飼育の実態を体験させた」と、記している。このように、同校の沿革史では、寄宿舎生に「理科教育の実を挙げる」とともに、蚕飼育の実態を体験させたことが記されている。また、女子生徒に実業的興味を与えるために、寄宿舎の一室を仮用して養蚕を試み、生徒が養蚕に関する一般の知識を授けるなど、寄宿舎に対する教育は単に教科の学習指導や女性としての日常生活の指導のみではなかったと言える。こういった実業的教育への取り組みは、山口高等女学校の場合にも見られ、舎監の指導の下で、「養鶏」や「蜜蜂飼育」の教育が行われていたと記している⁸²。

この他、静岡県立高等女学校の寄宿舎の場合は、学舎ごとに、まず仮の1週間分の食事の献立表を当番が作成し、舎監に提出する。その後、食事の栄養バランスや食費のことを考慮した舎監による判断が下されたら、台所に献立表を貼り付ける。当番の生徒たちは、貼り付けられた献立表に基づき食事の準備を進めていた。

以下は、明治後期における同校の献立表・寄宿舎日課を示した一覧表である。

表3-7 静岡県立高等女学校の献立表・日課（明治後期）

土曜日	土	金	木	水	火	月	日	曜時
夕食＝								
親子丼、	汁菜	汁 芋煮	佃煮	汁・豆腐	汁菜	汁さつま	パン・砂	朝 昼 夕
刺身、	油揚	海苔	汁ワカメ		梅干	福神漬	糖 海苔	
寿司、	芋煮	コンニャク	茶びたし	お多福豆	油揚	ジャガ芋	半ペン	
萩	福神漬	魚煮付	焼魚	肉野菜煮	焼魚	牛蒡	魚煮付	
	汁					肉・人参		
就寝	黙学		夕食	入浴	朝食		起床	
9:00	自6:00 至8:00		5:00	自3:00 至5:00	7:00		5:00	

(注：『県立高女・静岡城北高百年史』58頁を引用)

以上のように、高等女学校の寄宿舎では、将来家庭に入るための実践的教育、生活的指導を行うための教育が行われていたと考えられる。そのため、ほとんどの学校では、輪番制を導入し、食品の材料の購入から食事の支度、調理、盛り付けまで、幾つの段階に分けたきめ細かい、規律を重んじる厳しい指導を行っていたことが分かる。

1903（明治36）年ごろと推測される愛知県立高等女学校の舎生である伊奈立江は、当時の寄宿舎生活について、次のように記している⁸³。すなわち、「舎生の生活は質素、勤勉、清潔を旨とし、いつも清らかな楽しい住まいであるように、第一土曜日は大掃除、第二土

曜日は談話会で先生や上級生のお話を承り、第三土曜日は室長会、第四土曜日は睦会で、楽しいお遊び会を行った」とし、寄宿舎の生活は「独立して社会勉強と自己修養を身につけた」と記している。

上記の回顧から明らかなように高等女学校の寄宿舎においては、寄宿舎規則などを定め、ルールに沿った生活や日常生活の指導を行っていた。寄宿舎の共同生活では、家庭に入って主婦になるための事前教育が実践的な形で行われていたと見ることができる。

以上、本章では1900（明治33）年頃から1910（明治43）年代初頭までの間の高等女学校で行われた、校長などの訓話、校訓・生徒心得、寄宿舎生活の実態について考察した。最後に、考察結果をまとめたい。第1に、校長・県知事などの訓話の中核は、教育勅語の趣旨を奉戴し、良妻賢母の素養を持つ人物への成長を期待するものであった。すなわち、将来の妻・母として温良貞淑や質素儉約といった徳目を身につけ、家族関係にも留意して自己の修養を積むべきで、そのことが家族・国家の運命を定めるといった、理想的女性像が校長の訓話として示され、生徒たちの精神に徹底されていたと考えられる。しかし、知識の習得も重視し、一人の独立した人間に育つことを強調する側面もあった。

第2に、校訓においては家、社会、家族、個人に関わる徳目に加えて、「貞淑」「勤儉」「女訓」などの儒教的道徳を強調し、生徒に「女訓」が示す徳目の定着を徹底させていた。そして、生徒心得においては学校、家庭そして個人としての徳目と、自治・規律の精神の涵養、さらには服装など生徒の生活について定めていた。校訓・生徒心得の全体においては、道徳教育勅語の奉戴、「貞淑柔和」などの女性の徳目、国民としての道徳、生徒としての規律を養うことを目標としていた。また、一部ではあるが、生徒の人格の完成を求める学校も見られた。しかし、全体としては、良妻賢母の素養を強調するものであり、生徒自らが規律を守り、自治力を育くむかのように仕向ける側面があった点も否定できない。

第3に、寄宿舎においては寄宿舎規則などを定め、ルールに沿った規律正しい生活や日常生活の指導を行い、良妻賢母の育成を目指していた。すなわち、寄宿舎を家庭に見立て、礼儀などを厳密にしたり、調理などの実習を行わせるなど、訓育や女子的技芸の習得を実践させ、将来の良妻賢母の基盤を形成させようとしていたと理解することができよう。寄宿舎は単なる宿泊施設ではなく、中流階層出身の女子生徒としての礼儀作法を厳密に身につけさせ、将来の主婦としての家政への責任と儉約精神を育成し、調理などの実習を行わせるなどし、訓育や女子的技芸の習得を実践させ、将来の良妻賢母の基盤を形成させようとしていたと見ることができよう。そのほかにも、寄宿舎においては女子生徒に対して自治・自立を養成する教育や日常生活に備えた実践教育も行っていた。しかし、自治・自立と言っても「身を立て、家を起す」⁸⁴ための教育であり、飽くまでも家庭範囲に限定した自治の精神の養成であることに注目すべきであった。大正期に尊重された「自治」とは明確に異なるものであった。

1節から3節までの考察全体をまとめると、校長の訓話、校訓・生徒心得、寄宿舎生活など、高等女学校の学校生活全体においては、良妻賢母教育が徹底されていたことが明らか

かになった。すなわち、教科教育以外の学校生活全般においては、理念としての良妻賢母が理想的女性像として描かれ、女子生徒の日常生活を導き、日本国民として、また将来の良妻賢母としての精神が徹底されていたと捉えることができる。1900年代以降の高等女学校において、理想として描かれ実践された教育は、家と国家を支える「温良貞淑」な良妻賢母であることが明確であり、家族内における女性の従属的な地位を軸とした個人道徳を中核とし、儒教道徳を軸とした家父長的家族道徳を重視した、特性教育であった。このような内容は、1900年代前後に確立した樺山や菊池などの歴代文相により国家公認の女子中等教育理念（良妻賢母）をほぼ踏襲したものであった。

第4節 高等女学校教育に対する女子生徒の受容

最後に、明治後期の高等女学校で行われてきた教育を当時の生徒たちはどのように受け止めていたのかについて、主に女子生徒による文章や卒業式における生徒の答辞、そして在校生による思い出を用いて検討する。

まず、在校生による明治末年の高等女学校の様子を描いた文章を取り上げてみる。北海道庁立高等女学校の福原キヨは、「学校の模様を知らする文」において「一ヶ月の中第一第三の月曜日にはいつも校長先生の訓話、諸先生の講話、注意などこれあり候、又各級月に一度は級の長短等について互いに語り合ひ、益々よき級風を作らんと務むる為に級友会を開くを例とし、誠に楽しく御座候。又一学期に一度は学芸演習会もこれあり候。其他学校報として毎週一度は新しく社会の様子、其他有益なる事等を掲示致され候、又運動としてはテニス、ピンポン等を励まされ候、尚ほ多くの運動用具も備へられ、又図書閲覧室には色々の書籍ありて、放課後閲覧を許され居候、ここには又生徒の成績品も陳列致すことと相成り居り候、明日は学芸演習会これあり、其の準備にいそがしく候ふまま之にて筆止め申し候」⁸⁵と記している。学校の教育内容、学校行事、学校の設備等について紹介したものであり、これにより当時の学校実際の一端を窺うことができる。

次に、1907（明治40）年ごろの北海道庁立札幌高等女学校補習科生の乙の川又貞が記した「女子の本分」⁸⁶を検討する。

何をか女子の本分といふ。他なし、身を慎み、徳を修め、智を磨き、身体を健康にし、以て家庭の主婦として、内助の功を全くし、女子を教育すること是なり。身を慎み徳を修むるは、萬にやさしくして、あらゝかなる行なく、父母舅姑に仕へて孝養の誠を尽し、夫に対しては貞操の徳を守り、家事を整理するは勿論、夫をして内顧の憂なく、其の志を達せしめんと勉めんがためなり、また智を磨き、身体を強健にしてその子を教育せざるべからず。大方の子女は、主として母の手によりて成長するものなれば、

その賢愚父よりも母の力によること多し、故に之を教へ導きて国家有為の人たらしむるには、母の智徳を最も必要なりとす、さりながら智徳いかに秀で、志いかに厚き人と雖も、身体弱くてはいかで之を為し遂ぐるを得んやまた父母薄弱にしてその子女の健康を望むも得べきことならねば、母たるものは平素よくわが身を大切にし、ひいて子女の健康を計らざるべからず今や世は駸々として進み、有為の人才を要すること益々急なり、而して天下の偉人もまた家庭の揺籃より出づ、されば之が揺籃を動かすの手はまた他日天下を動かさしむるの手たらざらんや、世の良妻賢母に俟つところまた大なるかな。

この文からは、女子生徒は高等女学校で教えられた教育理念を心に銘記し、将来「良妻賢母」になることこそが自分たちの本命であると自覚していることが読み取れる。

また、1909（明治42）年の三重県四日市立高等女学校の卒業式での在校生総代の長谷川きみの発言も注目される。長谷川は「今よりはこの学びや立ち出でやがてはをのをの良妻賢母と仰がれ一つには吾学校の誉れをあげさせ給はんことをひたすら乞ひ願ひまつるにこそ」といった卒業生向けの送辞を述べている。このように在校生も、卒業生が将来「良妻賢母」として尊敬されるよう期待する言葉を送っていることが分かる。これに対して、卒業生代表の町田つるは「今よりは一すぢに畏き大勅の御旨に従ひけふの方々の御さとしと日頃の御教を棹かちとたのみ徳を修め智を研きて女の道を尽してんと思ひさだめつる一節を述べ一同に代りつゝしみて謝し奉るになむ」⁸⁷と答辞し、卒業後も女徳の修めや智徳を磨き、女性としての道を尽くす抱負を示している。

さらに、1900（明治33）年の東京府第二高等女学校の生徒総代祝辞においても「ますます学をはけみ徳をかきていよいよわか校の名を世にひろめ以てあまねきみめくみにむくひまつらんことをちかひ併せて本校のいや栄えにさかえゆかむことをいのる」⁸⁸など、卒業後の心構えを示している発言が見られた。同様に、1907（明治40）年青森県立第一高等女学校の第4回卒業式でも、卒業生総代の福地やゑは、これからも「孜々として徳を修め、智を研き、百折撓まず千挫屈せず、辛酸を嘗むる毎に、益々固く其節操を守り、以て婦道を全うし、いとも賢き」⁸⁹と述べ、卒業後も「婦道を全う」ことに専念するとしている。

上記の発言は卒業式での送辞と答辞ではあるが、卒業生と在校生の双方において、明治後期に確立した良妻賢母理念、さらには校長訓話に示されたような良妻賢母が理想像として認識していた点が注目される。すなわち、ほとんどの生徒は高等女学校の教育方針や校長などによる訓話を心に刻み、女子としての自覚を持ちつつ、学校での教養を遂行する決心である様子が窺える。確かに、以上検討した生徒の文は学校の発行物などに掲載されたものであり、また生徒の送辞や答辞も学校の儀式におけるものであり、一定のフィルターがかかっていたことが推定される。この点を差し引いても、生徒たちへの良妻賢母理念の浸透は強力であったと考えられる。

また、1900（明治33）年の盛岡高等女学校生の佐藤ますは「国を富まし兵を強うするは、男の子の力によると雖へども、其の国家に有益なる男の子を生育するは、専ら女子の務めにこそありけれ。そもそも女子は、家にありては父母に事へ孝をつくし、嫁して後は舅姑夫に事へてよく家政を整理し、舅姑を尊とび、夫には貞操を守り、かたはら子女を教育する等、其の務めたるや甚だ大なり。そが中にも子女を教育するは最もむづかしきこと」であるとし、男女役割の相違を認めた上での賢母として役割こそ女子に与えられた一番大事で、難しい役目であると述べている。したがって「今後の女子は舅姑夫を敬ひてよく事へ、且つ子女教育するのみならず、己が身をつつしみて、善良なる家庭を造り出すことをつとめざるべからず」⁹⁰と述べ、女子としての「本分を全う」ことに専念する意思を表している。

次に、校長訓話の受容や校歌などへの生徒の感想について検討する。愛媛県立松山高等女学校の生徒日誌の中で、1905（明治38）年頃の補習科生である有田よしは「校長の君より、私達の将来について、又、女としての道徳を懇切に訓話給わりき」⁹¹であったと記し、また1907（明治40）年頃の補習科生は「今朝は校長の君の訓話なりて、誠に身に染みたり」⁹²と記している。これらの日誌によれば、校長訓話は婦徳に関するものが中心であり、その内容について生徒は心を強く響くほど心身に受け止めていたと見ることができる。

また、市立堺高等女学校の廣畑トメは、校歌の意味について記している。1907（明治40）年に歌われた「校歌」の意味について「決して他ならずひたすら多望なる且つは重大なる吾等の前途を思されてかくぞ物によそへて教へられたるなるげにも校歌の意並びに其の教への深遠なるよ嗚呼かゝる校歌を朝夕口にす我等は何を以てか遊惰放逸にふけるべきはたいかで貞操を守り美德をやしなはであるべきげに欽慕すべきは我校歌なりけり」⁹³と記し、校歌に込められた深い真髓を究めて、その精神を引き継ぐ抱負を示している。

以上、高等女学校に対する生徒たちの思い出を分析した。しかし、その内容のほとんどは学校教育に対する肯定的な考えを示したものであり、ほとんどの女子生徒は、高等女学校での教育を心身に受け止め、学校関係者が説いた良妻賢母的理念を受容し、人生の指針とする意思を示していることが推測できる。

註：

¹ 札幌北高等学校編集『六十年』（札幌北高等学校創基六十周年記念事業協賛会、1963年）64頁。

² 栃木県宇都宮女子高等学校120年史編集委員会『120年史』（栃木県立宇都宮女子高等学校、1996年）33頁。栃木県高等女学校の1903（明治36）年制定された校歌は、以下のとおりである。

くれたけの常盤のみどりなつかしや／みさをのかぐみ学びの友雪にもをれず／撓みなくあしたにゆふべに睦びつつ／よみ書きたち縫ひいそしめや／賢母良妻これぞこ

の下野の華御代の花／ あなゆかし黒髪の高く幸の湖深きを心／ いざいざを波風のどかに千とせ経よ

- ³ 札幌北高等学校編集『六十年』64頁。
- ⁴ 今野喜清・新井郁男・児島邦宏編集代表『新版学校教育辞典』（教育出版、2003年）261頁。
- ⁵ 今野喜清・新井郁男・児島邦宏編集代表『同前書』261頁。
- ⁶ 八〇周年記念誌編集委員会『皆実有朋八十周年記念誌』（広島県立広島皆実高等学校、1982年）39頁。
- ⁷ 校史編纂委員会『八十年史：青森県立弘前中央高等学校』（青森県立弘前中央高等学校創立八十周年記念行事実行委員会、1980年）68頁。
- ⁸ 『天にみ栄え 宮城学院の百年』（宮城学院、1987年）393頁。
- ⁹ 大分県立大分上野丘高等学校上野丘「百年史」編集委員会『上野丘「百年史」』（1986年）188～189頁。
- ¹⁰ 札幌北高等学校編集『六十年』78頁。
- ¹¹ 松江北高等学校百年史編集委員会『松江北高等学校百年史』（島根県立松江北高等学校、1976年）1060～1061頁。
- ¹² 大塚浩介『山形県高等女学校史』（阿古耶書房、2008年）60頁。
- ¹³ 松江北高等学校百年史編集委員会『松江北高等学校百年史』1069～1070頁。
- ¹⁴ 『天にみ栄え 宮城学院の百年』147～148頁。
- ¹⁵ 『七十年史』（茨城県立水戸第二高等学校、1970年）49～50頁。
- ¹⁶ 岩手県立盛岡第二高等学校記念誌編集委員会『白梅百年史 資料集』（岩手県立盛岡第二高等学校創立百周年記念事業協賛会、1998年）34頁。
- ¹⁷ 山口県立山口中央高等学校百年史編纂委員会『山口県立山口中央高等学校百年史』（山口県立山口中央高等学校創立百周年記念事業会、1990年）100頁。
- ¹⁸ 明治39年に開かれた同校の第4回保証会について次のように記している。「本校よりの希望もあり代りて母親の出席せし者多く、来会二百五十余名、着席定まりて小林校長は開会の挨拶を述べられ談話の前後に生徒の音楽演奏あるべき旨告げらる乃ち直に演奏は始められたり」「小林校長は保証人に対し懇切なる談話を為され」と記している。小林校長は「文中に家庭の管監其方を誤り」と指摘し、「元より是れは学校のみならず家庭をも戒告せられしものなれば諸君に謀りて注意すべき点に注意を加へざるべからず」、「特に家庭に於て注意を与へられたし」「男女間の文通に就きては予て学校に於て嚴重の取締りをなせる」と記している。札幌北高等学校編集『六十年』（札幌北高等学校創基六十周年記念事業協賛会、1963年）75頁。
- ¹⁹ 八〇周年記念誌編集委員会『皆実有朋八十周年記念誌』（広島県立広島皆実高等学校、1982年）31頁。
- ²⁰ 八〇周年記念誌編集委員会『同前書』31頁。
- ²¹ 大阪府立泉陽高等学校記念誌編集委員会『泉陽高校百年』（大阪府立泉陽高等学校創立百周年記念事業実行委員会、2001年）82～83頁。
- ²² 岩手県立花巻南高等学校『花南六十周年史』（岩手県立花巻高等学校、1971年）32～33頁。
- ²³ 岩手県立花巻南高等学校『同前書』33頁。
- ²⁴ 国立教育研究所『日本近代教育百年史 4 学校教育（2）』（1974年）1111～1112頁。
- ²⁵ 松江北高等学校百年史編集委員会『松江北高等学校百年史』1061～1062頁。
- ²⁶ 松江北高等学校百年史編集委員会『同前書』1070頁。
- ²⁷ 岩手県立盛岡第二高等学校記念誌編集委員会『白梅百年史 資料集』34頁。
- ²⁸ 校史編纂委員会『八十年史：青森県立弘前中央高等学校』98頁。
- ²⁹ 彦根西高百年史編集委員会「彦根西高百年史：滋賀県立彦根高等女学校より滋賀県立彦

- 根西高等学校へ」(滋賀県立彦根西高等学校創立百周年記念事業事項委員会、1987年) 85頁。
- ³⁰ 国立教育研究所『日本近代教育百年史 4 学校教育(2)』(1974年) 1112～1113頁。
- ³¹ 彦根西高百年史編集委員会『彦根西高百年史：滋賀県立彦根高等女学校より滋賀県立彦根西高等学校へ』85頁。
- ³² 彦根西高百年史編集委員会『同前書』85頁。
- ³³ 川村庸雄『市立堺高等女学校創立十周年記念帖』(堺高女校友会、1910年) 29頁。
- ³⁴ 細谷俊夫・奥田真丈・河野重男『教育学大事典』第2巻(第一法規、1978年) 498頁。
- ³⁵ 奥田真丈・河野重男監修『現代学校教育大事典』4(ぎょうせい、1994年) 430頁。
- ³⁶ 長野県松本蟻ヶ崎高等学校沿革史委員会『長野県松本蟻ヶ崎高等学校七十年史』(長野県松本蟻ヶ崎高等学校、1971年) 69～70頁。
- ³⁷ 校史編纂委員会『八十年史：青森県立弘前中央高等学校』67頁。
- ³⁸ 八十周年記念誌編集委員会『皆実有朋八十周年記念誌』18頁。
- ³⁹ 創立百周年記念誌編集委員『ああこの学園の人々よ歌え』(新潟県立長岡大手高等女学校創立百周年記念事業実行委員会、2003年) 35頁。
- ⁴⁰ 大阪府立泉陽高等学校記念誌編集委員会『泉陽高校百年』96頁。
- ⁴¹ 兵庫県立第一神戸高等女学校校友会欽松会『創立三十周年記念誌』(兵庫県立第一神戸高等女学校校友会、1932年) 79頁。
- ⁴² 『七十年史』(茨城県立水戸第二高等学校、1970年) 45～46頁。
- ⁴³ 『七十年史』(茨城県立水戸第二高等学校、1970年) 47頁。
- ⁴⁴ 大分県立大分上野丘高等学校上野丘「百年史」編集委員会『上野丘「百年史」』(1986年) 210頁。
- ⁴⁵ 創立70年史編集委員会『創立七十年史』(岡山操山高等学校、1969年) 6頁。
- ⁴⁶ 創立70年史編集委員会『同前書』(岡山県立岡山操山高等学校、1969年) 27～28頁。
- ⁴⁷ 創立70年史編集委員会『同前書』(岡山県立岡山操山高等学校、1969年) 27頁。
- ⁴⁸ 宮崎県立宮崎大宮高等学校『大宮高校百年史』(宮崎県立宮崎大宮高等学校弦月同窓会、1991年) 227頁。
- ⁴⁹ 校史編纂委員会『八十年史：青森県立弘前中央高等学校』75頁。
- ⁵⁰ 札幌北高等学校編集『六十年』72頁。
- ⁵¹ 四日市高等学校百年史編集委員会『四日市高等学校百年史』(三重県立四日市高等学校創立100周年記念事業実行委員会、2001年) 70頁。
- ⁵² 札幌北高等学校編集『六十年』72頁。
- ⁵³ 下関南高沿革史編集委員会『六十年の歩み』(山口県立下関南高等学校、1966年) 50頁。
- ⁵⁴ 札幌北高等学校編集『六十年』72頁。
- ⁵⁵ 山形県立山形西高等学校創立百周年記念事業実行委員会記念史部会『山形西高等学校百年史』(山形県立山形西高等学校創立百周年記念事業実行委員会、1999年) 62～63頁。
- ⁵⁶ 校史編纂委員会『八十年史：青森県立弘前中央高等学校』75頁。
- ⁵⁷ 札幌北高等学校編集『六十年』72頁。
- ⁵⁸ 四日市高等学校百年史編集委員会『四日市高等学校百年史』70頁。
- ⁵⁹ 山口県立厚狭高等学校校史編集部『創立八十五年史』(厚狭高等学校、1957年) 55頁。
- ⁶⁰ 相模女子大学八十年史編集委員会『相模女子大学八十年史』(相模女子大学、1980年) 43頁。
- ⁶¹ 細谷俊夫・奥田真丈・河野重男『教育学大事典』第5巻(第一法規、1978年) 320頁。
- ⁶² 千葉県立佐原女子高等学校創立九十周年記念事業実行委員会内記念誌編纂委員会『九十年のあゆみ』(千葉県立佐原白楊高等学校、2004年) 113頁。
- ⁶³ 埼玉県立浦和第一女子高等学校創立八十周年記念誌編集委員会『創立八十周年記念誌』

- (埼玉県立浦和第一女子高等学校、1980年) 43頁。
- 64 『京都府立第一高等女学校一覧』(1910年) 70頁。
- 65 西龜正夫「女子寄宿舎の施設経営(二)」(『帝国教育』390号、1915年1月) 68~69頁。
- 66 百周年史編纂部編集『一女高百年史』(宮城県第一女子高等学校、1997年) 73頁。
- 67 百周年史編纂部編集『同前書』(宮城県第一女子高等学校、1997年) 73頁。
- 68 『埼玉県女子師範学校埼玉県立浦和高等女学校一覧』(1907年度) 65~71頁。
- 69 山形県立山形西高等学校創立百周年記念事業実行委員会記念史部会『前掲書』86頁。
- 70 山形県立山形西高等学校創立百周年記念事業実行委員会記念史部会『同前書』89頁。
- 71 彦根西高百年史編集委員会『彦根西高百年史:滋賀県立彦根高等女学校より滋賀県立彦根西高等学校へ』87頁。
- 72 彦根西高百年史編集委員会『同前書』87頁。
- 73 滋賀県立彦根高等女学校の「宿舎生徒心得」においては「運動」・「衛生」・「入浴洗濯」についても詳細に記されている。すなわち、「運動」においては①運動時間には病気の者を除く外必ず室外に出て運動すべし。②運動を奨励監督せしめんが為に運動係を置き運動具の保存に注意し破損紛失等のことあるときは直ちに舎監に申出づべし。但し運動係は一週交代とす、と記されている。また、「衛生」においては、①頭髪は一ヶ月に一回以上之を洗ふべし。②毎朝含嗽するには特別の事情あるものの外は清水を用ひ且なるべく手拭を搾りて上半身を摩擦すべし。③被服類は時に洗濯して清潔を保つべきは勿論襯衣の如きは屢々着更へ洗濯すべし。④衣具は時々日光に曝すべし。⑤食事の前後及就褥前には激しき運動又は感情を激する等の事を避くべし。⑥食事中は心を安静にして徐々に食すべし。⑦水は煮沸したるものを飲むべし。⑧疾病に罹り診察を乞はんとするものは之を診察簿に記入し舎監に差出すべし。⑨同室のものの疾病に罹りたる時は諸事注意して親切に看護すべし。⑩病気のため就褥する場合には舎監に届出で就褥簿に記入すべし。さらに、「入浴洗濯」においては、①入浴は一定の時間に於てなし浴後はなるべく乾きたる手布にて能く拭ひ速に着衣すべし。②洗濯物を浸し置くは一夜間に限る。干物は乾き次第取り入れ竿は竿置場に片付くべし。③盥張板は使用後清潔に注ぎ丁寧に拭ひて一定の場所に置くべし。
- 74 彦根西高百年史編集委員会『同前書』87頁。
- 75 八十周年記念誌編集委員会『皆実有朋八十周年記念誌』53頁。
- 76 八十周年記念誌編集委員会『皆実有朋八十周年記念誌』53頁。
- 77 創立80周年記念事業委員会『わが校のあゆみ』(静岡県立静岡城北高等学校、1983年) 109~110頁。
- 78 創立百周年記念誌編集委員編集『ああこの学園の人々よ歌え』41頁。
- 79 校史編纂委員会『八十年史:青森県立弘前中央高等学校』81頁。
- 80 埼玉県立浦和第一女子高等学校創立八十周年記念誌編集委員会『創立八十周年記念誌』(埼玉県立浦和第一女子高等学校、1980年) 44~45頁。
- 81 埼玉県立浦和第一女子高等学校創立八十周年記念誌編集委員会『同前書』47頁。
- 82 山口高等女学校では、1911(明治44)年に民家を借用し、女子寄宿舎に改良した。改良した寄宿舎においては、寄宿舎の一部を裁縫教室に改装し、家事教諭吉田スマの設計による割烹教室も設置した。山口県立山口中央高等学校百年史編纂委員会『山口県立山口中央高等学校百年史』(山口県立山口中央高等学校創立百周年記念事業会、1990年) 96頁。
- 83 『思い出の県一高女』(愛知県第一高等女学校史刊行会、1988年) 52頁。
- 84 創立百周年記念誌編集委員編集『ああこの学園の人々よ歌え』41頁。
- 85 札幌北高等学校編集『六十年』304頁。
- 86 札幌北高等学校編集『同前書』80頁。

- ⁸⁷ 四日市高等学校百年史編集委員会『四日市高等学校百年史』81頁。
- ⁸⁸ 百周年記念誌編集委員会『竹早の百年：創立百周年記念誌』87頁。
- ⁸⁹ 校史編纂委員会『八十年史：青森県立弘前中央高等学校』100頁。
- ⁹⁰ 岩手県立盛岡第二高等学校記念誌編集委員会『白梅百年史 資料集』40～41頁。
- ⁹¹ 浜田祐輔『明治の花園：愛媛県立松山高等女学校教室日誌』（人の森出版社、1995年）96頁。
- ⁹² 浜田祐輔『同前書』128頁。
- ⁹³ 川村庸雄『市立堺高等女学校創立十周年記念帖』（校友会、1910年）42頁。

第4章 「婦人問題」の登場と良妻賢母理念の変容

第1節 大正前期における女子中等教育の状況と政策

本節では、大正前期における高等女学校の量的拡大やその性格の変化について明らかにするとともに、臨時教育会議における女子教育の改善をめぐる答申事項について検討し、政府の女子中等教育に対する姿勢を明らかにする。すなわち、第一次世界大戦、大正デモクラシーの潮流、婦人問題の顕在化などの影響を受けて女性像が変容した時期における「良妻賢母」をめぐる論議を考察する前提として、大正前期における女子中等教育の状況と政策について検討する。まず、女子中等教育の量的拡大について考察する。次に、政策については、政府の諮問会議である臨時教育会議（1918年）における女子教育論議の詳細について、特に家族国家観との関係を中心に分析する。また、教育内容や制度改革をめぐる議論についても考察する。

1. 高等女学校の量的拡大

高等女学校教育が著しく量的拡大を遂げ、卒業者の進学傾向や就職傾向が強まったことも、大正期の大きな特色であった。高等女学校教育の著しい量的拡大を示すと、学校数は1916（大正5）年の229校から、1926（大正15）年には663校へと増加した。学校数の増加に比例して生徒数も急激に増加し、1916（大正5）年の73,734人から、1926（大正15）年には290,043人に達している¹。この10年間で、学校数は2.89倍となり、生徒数は3.93倍となった。このような女子中等教育の著しい量的拡大を受け、専門学校等の女子高等教育が進展し、女性への大学教育の開放についても論議を呼ぶようになった。

表4-1に示したように、1916（大正5）年から1926（大正15）年の間に、日本の中等教育は量的拡大が著しく進展した。この間、中学校の場合、学校数は1.59倍に、生徒数は2.14に増えている。しかし、高等女学校の量的変化は中学校のそれを遥かに凌ぎ、校数で約3倍、生徒数で約4倍となった。

表4-1 高等女学校・実科高等女学校及び中学校の学校数・生徒数の変化

	高等女学校（本科のみ）		実科高等女学校		中学校	
	学校数	生徒数	学校数	生徒数	学校数	生徒数
1910（明治43）年	193校	50,372人	———	———	302校	121,777人
1912（明治45）年	209校	59,476人	90校	10,257人	314校	128,809人
1914（大正3）年	214校	66,210人	132校	17,869人	319校	136,688人
1916（大正5）年	229校	73,734人	149校	21,198人	325校	147,310人

1918 (大正 7) 年	257 校	86,368 人	163 校	24,417 人	337 校	158,844 人
1920 (大正 9) 年	336 校	115,859 人	178 校	25,700 人	368 校	177,117 人
1922 (大正 11) 年	468 校	175,232 人	150 校	21,839 人	422 校	218,943 人
1924 (大正 13) 年	576 校	237,498 人	170 校	24,437 人	491 校	272,777 人
1926 (大正 15) 年	663 校	290,043 人	199 校	26,745 人	518 校	316,443 人
1928 (昭和 3) 年	733 校	323,123 人	207 校	27,512 人	544 校	343,384 人
1930 (昭和 5) 年	770 校	334,023 人	205 校	27,425 人	557 校	345,508 人

(注：各年度の『文部省年報』を参考に作成)

さらに、高等女学校の卒業者の進路状況も変化が見られるようになった。表 4-2 は、大正後期における卒業生の進路状況の例を示したものである。

表 4-2 大正後期から昭和初期までの高等女学校卒業生の進路状況

	福井県立大野高等女学校 (1925 年度)	熊本第一県立高等女学校 (1926 年)	府立第一高等女 学校 (1929 年)
卒業生全体数	83 人	139 人	224 人
上級学校入学者	21 人	45 人	72 人
師範二部	—	10 人	—
自家経営	—	84 人	—
家庭	62 人	—	—
その他	—	—	—

(注：福井県立大野高等女学校『大野高校八十年史』236 頁、熊本第一高等女学校『八高百年史』391 頁、東京府立第一高等女学校『校友』138 頁により引用)

このように、卒業者の中には上級学校へ進学する者が大勢いる学校があれば、反面進学や就職をせず、卒業後はすぐ直ちに家庭に入り、主婦となる生徒が過半数を占める学校もあった。ほかにも、「自家経営」に従事する生徒も少なくなかった。

このような高等女学校の量的拡大、進路の多様化により、高等女学校長らを中心に、女子中等教育制度の改革が求められたのであった。第 2 節で詳述するように、制度改革としては、高等女学校の修業年限の延長、女子中学校への名称変更が要望された。また、大学教育をも展望した、女子高等教育制度の確立も要望された。

2. 臨時教育会議における女子教育論

(1) 臨時教育会議の概要

ここでは、第一次世界大戦後の状況に応じて日本の教育制度全般をめぐる諸政策を提起

した臨時教育会議における、女性の教育についての議論を取り上げ、この時期の政府の政策を明らかにする。主に女子教育の目的、教科内容と教科目の選択範囲、修業年限の延長、高等科制度の創設、などをめぐる答申事項及びその審議経過を中心に検討する。

まず、臨時教育会議の概要を確認する。臨時教育会議は、1917（大正6）年に公布された「臨時教育会議官制」に基づき、内閣に設置されたものである。「臨時教育会議官制」では、設置目的を「朕中外ノ情勢ニ照シ国家ノ将来ニ稽ヘ内閣ニ委員会ヲ置キ教育ニ関スル制度ヲ審議シ其ノ振興ヲ図ラシムルノ必要ヲ認メ臨時教育会議官制ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム」²と記し、また同会議が内閣直属の諮問機関であることを明確に示している。すなわち、臨時教育会議は「内閣総理大臣ノ諮問ニ応シテ意見ヲ開申」し、「総理大臣ニ建議スルコト」を目的としていた。

同会議は、1917（大正6）年7月21日から1919（大正8）年5月23日までの間に、あわせて30回の総会を開き、第一次世界大戦後の状況に応じて、女子教育を含めた小学校教育・高等普通教育・大学教育及専門教育・師範教育・視学制度・実業教育・通俗教育・学位制度に関する9つの課題について改善方策を答申し、初等教育から大学教育までの教育制度全般について審議した。またその委員構成としては、寺内正毅首相のもと、総裁1人（平田東助）、副総裁1人（久保田讓）及び31人の委員（小松原英次郎、一木喜徳郎、山川健次郎、江木千之、嘉納治五郎、沢柳政太郎、成瀬仁蔵、関直彦、鶴澤総明、井上友一他、21名）と幹事長1人（田所美治）と幹事4人（吉田熊次、牧瀬五一郎、下条康麿、武部欽一）によって構成されている³。

同会議は1919（大正8）年5月23日に廃止され、その後実行策を審議するために臨時教育委員会が設けられた。

（2）女子教育の改善をめぐる審議経過

ここでは、女子教育問題に関わる諮問第六号「女子教育ニ関スル件」について、始めに諮問内容及びその答申内容を確認し、次に答申をめぐる審議経過及び主要な論議について考察する。

1918（大正7）年9月17日の第23回総会では、諮問第六号「女子教育ニ関スル件」が「女子教育ニ関シ改善ヲ施スヘキモノナキカ若シ之アリトセハ其ノ要点及方法如何」として提案された。その後、同総会での審議や9名の主査委員による議論を経て、同年10月24日の第25回総会において答申が可決された。

第23回総会の冒頭で、文相岡田良平は、諮問の趣旨について次のように述べた⁴。すなわち、女子教育の「現在ノ制度ニ於テ大シタ差支ハナイ」とし、続けて、現在は「教育制度トシテハ高等女学校デ女子教育ノオシマヒ」という形ではあるが、「今少シク此程度ヲ高メタ方ガ宜イ」とする考えや「今日ノ儘デ宜イ」という対立する考えが存在することから、この点も十分に審議を願いたいと述べている。そして最後に、岡田は「女子教育ニ付キマシテハ是マデノ問題ト変ツテ、多年懸案ニナツテ居ル係争問題ト云フモノハゴザイマセヌ

ノデ、十分御意見ヲ承リ」⁵たいと述べた。文相岡田の発言からは、例えば大学教育制度のような大きな改編を期待せず、現行制度の部分的な修正を望んでいることが分かる。このように、その後に大きな問題になる女性の大学教育制度の確立までを展望する議論は望んでいないことが明確である。

1) 諮問第六号「女子教育ニ関スル件」の答申内容

ここでは、まず諮問第六号「女子教育ニ関スル件」についての答申内容を確認する。この答申では、下記のような8つの答申項目が出された⁶。

- 一、女子教育ニ於テハ教育ニ関スル勅語ノ聖旨ヲ十分ニ体得セシメ殊ニ国体ノ觀念ヲ鞏固ニシ淑徳節操ヲ重ニスルノ精神ヲ涵養シ一層体育ヲ励ミ勤勞ヲ尚フノ氣風ヲ振作シ虚榮ヲ戒メ奢侈ヲ慎ミ以テ我家族制度ニ適スルノ素養ヲ与フルニ主力ヲ注クコト
- 二、高等女学校ニ於テハ實際生活ニ適切ナル知識能力ノ養成ニ努メ且ツ經濟衛生ノ思想ヲ涵養シ特ニ家事ノ基礎タルヘキ理科ノ教授ニ一層重キヲ置クコト
- 三、高等女学校及実科高等女学校ノ入学年齢終業年限学科課程等ニ関スル規定ヲ改正シテ一層地方ノ状況ニ適切ナラシムルコト
- 四、高等女学校卒業後更ニ高等ナル教育ヲ受ケムトスル者ノ為ニハ専攻科ノ施設完備シ又必要ニ応シテ高等科ヲ設置スルヲ得シムルコト
- 五、高等女学校ノ教科目ハ成ルヘク選択ノ範圍ヲ広クシ最モ適切ナル教育ヲ施スコト
- 六、高等女学校長並教員ノ待遇ヲ高メ優良ナル人物ヲ招致スルコト
- 七、女子ニ適切ナル実業教育ヲ奨励スルコト
- 八、以上ノ外高等普通教育改善ニ関する第二回ノ答申ニ列挙シタル事項ハ大体ニ於テ女子教育ニ関シテモ同様必要アルモノト認ム

このように、臨時教育会議では、「一」項目として、教育勅語の精神を体得し、家族制度に適合する素養を与えるなど、家族国家観に立脚した女子教育に対する答申案を提示した。また、「二」では高等女学校において實際生活に適應した教育、衛生思想、理科の教育に重点を置くべきことを答申した。

同会議は、それぞれの答申内容についての「答申理由書」や「希望事項」⁷も示した。このため、「女子教育ニ関スル件答申理由書」<以下、「答申理由書」と略記する>を用いて、上記答申項目の内容を確認する。

まず、答申項目「一」に関して「答申理由書」⁸では、「従来女子教育ニ在リテハ主トシテ家庭ニ於ケル婦徳ノ養成ニ力ヲ用ヒタルカ如キノ感アリ」と、従来女子教育について

の反省点を指摘している。しかし、これからの女性は「自ラ忠良ノ国民」のみならず「忠良ノ国民タルヘキ児童ヲ育成スヘキ賢母」でなければならず、「女子ノ教育ニ於テモ第一ニ国体ノ観念ヲ鞏固」し、「国民道徳ノ根柢ヲ固クスト共ニ家庭ノ主婦トシテ又母トシテ其ノ責務ヲ尽スニ足ルヘキ人格ヲ養成スルニ努ム」べきとしている。従来の子女子教育の理念に欠けていた国体観念の強化を、今後の方針にする必要性を掲げている。これを受け、後述するように、1920（大正 9）年の高等女学校令改正において、目的規定に「国民道徳ノ養成」が追加されることになる。さらには、このような方向性は第 5 章で検討する高等女学校の修身教科書の内容にも反映されることになる。

次に、答申項目「二」と「五」が提起された理由については⁹、「従来我国女子ノ通弊トシテ経済衛生ノ思想ニ乏シク家政上日常知ラス識ラス不経済ノコトヲ為シテ意トセサルノ風アリ又衣食住ノ事ヨリ子女教育ニ至ルマテ實際衛生上甚タ無頓着ナルノ憾アル」と指摘している。しかし、今後の教育においては「思想ノ涵養」に力を入れる必要があり、特に家事においては「理科ノ知識」の教授に一層重点を置き、「一層社会ノ實際生活ニ適応」するための教育の改善の方向を求めると記している。女性の経済観念や衛生観念の育成が求められているが、理科の知識を重視すべきとする点は、第一次世界大戦の欧米女性の社会的活躍から影響を受け、日本の国力充実の観点からなされたものと言える。

そして、答申事項「三」の問題については、実科高等女学校は「実科ノ名称アルカ為虚栄ヲ尚フノ生徒ハ之ニ入学スルヲ欲セサルノ傾向アル」ことから、実科高等女学校を「改メテ高等女学校トナスモノ尠カラス」¹⁰としている。一方、高等女学校においても家政科を重視する「実科的学科ヲ授クルノ必要ナルハ勿論其ノ制度運用ニ就テモ一層地方ノ実況ニ適切ナラシムル必要アル」と記している。実科高等女学校の名称変更問題は、後述する全国的な高等女学校長の会合でも求められることになる。

答申項目「四」に該当する女子高等教育機関の設置問題については「近年ニ至リテハ尚一層高等ナル教育ヲ受ケムコトヲ希望スル者亦尠カラサル」ため、専攻科の制度を認めているが、「其ノ施設不十分」、「目的ニ副フコト」が実情であると記している。しかし、必要に応じて「高等女学校ニ高等科ノ設置ヲ為」し、「一層精深ナル程度ニ於テ女子ノ高等普通教育ヲ授クルノ途ヲ開クモ亦時勢ノ進運ニ伴ヒ必要ナルヘシト認ム」としている¹¹。高等科制度の新設は、女性の高等教育要求にこたえようとするものであったが、大学教育を認めない範囲での妥協的な措置であったと言える。

ほかにも、答申項目「六」の高等女学校長並に教員の待遇をめぐる問題については、「女子ノ高等教育ハ尚試験ノ時期ニ在リテ改善ヲ要スルモノ尠カラス特ニ優良ナル人物ヲ其ノ職員ニ選任スルノ必要アルニ拘ラス従来高等女学校ノ校長等ヲ任用スルニ方リ動モスレハ之ヲ軽視スルノ弊ナキニ非サルカ如シ当局者ニ於テ茲ニ留意アラムコトヲ要ス」¹²と、その理由について記している。

このように、第 23 回の総会で提出された上記の 8 つの答申項目について採決した結果、高等科の設置を認めた答申項目「四」を除く 7 つの項目については、最終的には「起立多

数」によって答申が可決された。

2) 答申に至る審議経過

次に、「女子教育ニ関スル件」の答申項目に関連した審議経過について検討する。その際、①女子教育の目的に関する審議内容（答申項目「一」）、②教科内容と教科目の選択範囲に関する審議内容（答申項目「二」、「五」）、③制度に関する審議内容（答申項目「三」）、④女子高等教育に関する審議内容（答申項目「四」）、⑤高等女学校長並に教員の待遇をめぐる審議内容（答申項目「六」）の、5つの項目に分類して、主要な審議内容を検討する。

①女子教育の目的に関する審議内容

第一項の女子教育の目的に関する答申項目では、教育勅語の精神を徹底し、国体観念を鞏固し、家族制度に適合する素養を与えるなど、家族国家観に立脚した女子教育の方針を示していた。

女子教育の目的について、最初に江木千之が質問している。すなわち、江木は、高等女学校は法令上「婦徳ヲ養成スル」とされているが、具体的には「主眼」点をどこに置き、どのような女性を養成しているかを尋ねた。これに対して、文部次官田所美治は、高等女学校の教育は「修身、歴史、読本、唯今御尋ノ音楽等ニ依リマシテ関連シタ科目ニ付キマシテ男子ト違ツテ婦徳養成ト云フ側ノ科目ヲ置」¹³くと、説明している。このように田所は、高等女学校では「婦徳ノ養成」のための科目を設置し、「特ニ修身ノ要目ヲ拵ヘマシテ、其要目ノ内ニ女子ノ本分、女子ノ人格」を求めていると述べている。また、主に文部省編纂の修身教科書が最も広く使用されている、とも説明している。このように文部省は、婦徳の涵養のために男子の中学校とは異なる科目を設けており、その中心は修身科にあることを強調している。

続けて、江木千之は、今日の女子教育は「虚栄心ガ強イ」「生意気ナ者」を育成しており、高等女学校の教育を受けることは、かえって「婦人ノ虚栄心ヲ増長する」恐れがあるという懸念を示している¹⁴。そして江木は、このような「虚栄心ヲ誘フト云フヤウナ教育法」を「婦徳ヲ養成スルコトヲ目的トシテ改良」¹⁵すべきであると提案している。しかし、上記の江木のような考えに対して、当時の一般社会には、自由主義思想、社会主義思想が台頭しつつある有様であったので、これに対抗するためには更に一歩進んで国民としての自覚を与えるような教育が必要とする考えの委員もあった¹⁶。

一方、関直彦の女子教育への発言も注目に値する。関は、「今日ノ時勢、女子ノ思想状態ニ就キマシテハ頗ル危険ナル動機ガアル」と指摘し、また社会においても「今日ノ思想、総テノ政治ニ対スル社会主義ノ動機ガ危険ナル」など、婦人の思想が危険な状態に直面している当時の社会情勢を説明している¹⁷。続けて、「急激ナル思想」に直面しても、「家族」・「国家」・そして「皇室」に対する国民としての道徳の涵養を求めべきことについては動揺がないことを説いている。

さらには、国民としての自覚を持たせる必要性を説いた鶴澤總明のような発言も見られる。鶴澤は、「形ノ上ノ賢母良妻或ハ言葉ノ上ノ賢母良妻、此必ズ家庭ヲ持ツト云フコトヲヤツテ居ルガ、家庭ヲ持ツ人ニモ、モウツ家ヨリ奥ニ国ガアル」と説き、「男ニ対スル教育ノ根柢ニナツテ居ル」、「忠君愛国」は「家庭ニ於ケル婦人ノカト云フモノガ重大デアルト云フコトナラバ賢母良妻ト同時ニ矢張り日本国ノ要素ヲ成シテ居ル所ノ女デアルト云フ意味ノ教育ヲドウシテモ受ケヌケレバナラヌ」¹⁸と説いている。このように、鶴澤は、一つの家庭を国家構成の一つ単位と見なし、女性が結婚して家庭に入って良妻賢母になることのみならず、国家のために一人の国民としての自覚を持たせるような女子教育の方針を求めている。

上述したように、女子教育の目的については、今日の女子教育は「虚栄心ガ強イ」「生意気ナ者」¹⁹を養成するに過ぎないと江木が主張する一方、激変する社会情勢に強い関心をもって女子生徒に家族国家観念を植え付けようとする関のような発言もあった。一方、鶴澤は家庭の国家構成単位として見なし、女性を一人の国民として自覚を持たせる教育の必要を説いている。すなわち、多くの委員は、女子教育の目的は婦徳を涵養し、良妻賢母を育成することでは一致する考えを示している。

②教科内容と教科目の選択範囲に関する審議内容

次に、教育内容と教科目の選択範囲に関する審議内容を検討する。高等女学校における教育内容の改善をめぐる答申内容の第二項に関して、江木は、当時において「女子ハ交際社会ノ花」であるという認識が強く、高等女学校においても「舞踏」や「家政」を教えることになっていると現状について述べている²⁰。続けて、高等女学校の授業内容についても触れ、「女子ニ取ツテ卒業後格別ノ効用モナクシテ偶々生意気」で、「家政学ノ本ヲ電気ヲ付ケテ勉強シタダケデハ何ノ役ニモ立タナイ」²¹と、実際生活と乖離した教育内容についても痛烈に批判している。

一方、家庭における実用的知識の習得を求める声が高まる中、嘉納治五郎は「今日ノ国民道徳ノ現状」は、「家庭ニ於ケル徳育」の「改善」で「救フコトガ出来ル」と指摘し、そのためには「女子ヲシテ大ニ己ノ天職」を考えさせる必要があると述べている。しかし、今日の教育においては「女子ノ家政上ノ実用上ノコト、裁縫トカ、割烹等ニ殊ニ比較的重キヲ置イテ其女子ノ精神教育ヲスルト云フコトニ付テハ比較的力ガ這入ツテ居ラナイ」と指摘し、現状では実用的知識の習得に重点を置いているが、今後は精神教育を行う必要があると主張している²²。

このほか、成瀬仁蔵は、女子教育においても科学的・理科的知識の習得が必要であると主張している。すなわち、高等女学校の教科内容においては、従来通弊として「經濟衛生ノ思想」に乏しい教育上の欠点を一新して、「理科ノ知識」の応用を重視するなど、「理科ノ教授ニ一層ノ重キヲ置クノ要アリ」と指摘している²³。さらには、「節約儉約貯蓄ノ思想ヲ涵養スルニ努メ」、「一層社会ノ實際生活ニ適応セシメ我中流家庭生活ノ改善ニ資セム

コトヲ要ス」などの今後の教育内容に向けた改革方針を提示している。

また、井上友一は、高等女学校の教科目の選択枠の拡大について次のように述べている²⁴。すなわち、「現在ノ高等女学校ヲ尚ホ徹底シタイ為ニ予テ或ル地方官ガ高等女学校ニ於ケル学科ノ伸縮ヲ一層広ク地方庁ニ与ヘテ載キタイ」とし、学科目の伸縮は地方の実情に基づくべきであると主張した。なお、「今ノ高等女学校ノ制度ハ男子中学ノ制度ニ準ジタモノデアアル」ため、「卒ツテ直チニ家庭ニ入ル人ニハ尚ホ不十分デアルト云フ感ガナイデハアリマセヌ」とも述べている。

なお、小松原英太郎の報告によれば、山川委員は「学科ノ過重」は「女子ノ健康ヲ害スル」弊害に陥ることがあるとし、そのためには「学科選択ノ範囲モ広クシ」、「画一ナラヌヤウニスルコトニ努メ、教育上ノ負担ノ過重ニナラナイヤウニ之ヲ避ケルヤウニ注意」²⁵すべきと主張している。

③制度に関する審議内容

高等女学校及び実科高等女学校の制度に関する問題は、上述したように第23回総会の冒頭に文相岡田良平から討議が要請されていた事項であった。すなわち、文相岡田は、まず高等女学校には「実科高等女学校」と「普通ノ高等女学校」の2種類があると説明し、両者の関係については「多少変更イタシタ方ガ宜クナイカ」について当会議で「御討究ヲ願ヒタイ」²⁶願望を示している。

この問題について、井上友一は「近頃段々家政学ニ重キヲ置クヤウニナリマスルニ従ツテ高等女学校ニ於テハ実科ヲ最モ尚ブヤウナ実情」であると指摘し、「之ト同時ニ実科高等女学校ノ制度ガ残ツテ居ルノデ、高等女学校ノ方ニ実科ガアルノカ、第二流ノ高等女学校デアアルガ如キ感ヲ為ス」現状について説明している²⁷。このように、高等女学校と実科高等女学校が並立しているため、地方においては「実科女学校ニ這入ル者ガ甚ダ少イ」、大都市においても「普通高等女学校ノ外実科高等女学校ノアルノハ甚ダ適切デアアルガ何モ這入ラヌ位デアアル」と述べ、「実科高等女学校ノ名を全然廃シテ貫ヒタイ」、「実科ト云フコトノ字ヲ掲ゲル」ことも「無用」であると説いている。

既述したように、この問題を提起する理由について「答申理由書」²⁸では、次のように記している。実科高等女学校は「名称アルカ為虚栄ヲ尚フノ生徒ハ之ニ入学スルヲ欲セサルノ傾向アルヲ以テ実科高等女学校ヲ改メテ高等女学校トナスモノ尠カラス」といった状況が現実であることを説明している。一方、高等女学校においても家政科に重点を置くなど「実科的学科ヲ授クルノ必要」があることを指摘し、制度面においては「一層地方ノ実況ニ適切ナラシムル必要アル」と指摘している。

そのためには、修業年限や入学資格、学科目の設置などを含めた制度面における改革の必要性が問われ、「現行規定ヲ改正シテ地方ノ状況ニ応シテ其ノ運用ヲ自由ナラシメ以テ適切ナル教育ヲ為スノ途ヲ講スルノ要アルヲ認ム」と答申された。その結果「実科高等女学校ハ之ヲ存スル」こととされ、「一層家政科ニ重キヲ置キ適切ノ改善ヲ施スヘク高等女学校

ノ修業年限ハ五箇年ヲ以テ本体」とし、修業年限における「伸縮ノ自由ヲ許」すことにした。さらに、学科目については「地方ノ実況ニ応シテ適當ニ実科ヲ課スル等取捨選択ノ範圍ヲ廣クセシムルコトヲ可ナリ」とされた²⁹。

④女子高等教育に関する審議内容

女性の高等教育についての審議を見ると、江木は、まず第四項の「高等科ヲ置クコト」について「賛成」の立場を示している。江木は、「高等科」を「除キタイコトハ山々」であるが、「却ツテ一層ノ弊ヲ生ジセ」ることを懸念し、あえて「賛成」の態度を示していることが分かる。続けて、「今日ハ女子教育ハ一種ノ流行」で、この流行は「虚栄其他種々ナル原因カラ来テ」と指摘している³⁰。さらには「高イ教育ヲ望ム」風潮に乗り、「高等女学校ヲ置クニ止メテ其上ノ教育ヲ受ケル所ガナイトシテ置キマシタナラバ、女子ノ高イ教育ハ或ハ宗教家ノ手ニ移リ、或ハ外国人ノ手ニ移ルト云フ兆候モアリ傾向モアル」ので、これは「甚ダ憂フベキコトデアル」と述べている。このように、江木は、高等教育を要望する女性が増えつつある状況の下で、高等科制度を新設しないと、高等教育はキリスト教系学校に委ねられてしまうという、極めて消極的な理由によって高等科制度の新設を容認する発言をしている。

このような江木の主張に反対を示した委員もいた。山川健次郎は³¹、「西洋ノ行フコトハ必ズシモ日本デ行フコトガ出来ル訳ノモノデハナイ」と指摘し、女子に「新タニ施設ヲスルコトハ待ツテオ貴ヒシタイ」と説いている。山川は、「高等女学校ヲ卒業シタモノデナケレバ婚姻ヲセヌ」ということが「流行」で、「何処ノ女学校デモ専攻科若クハ高等科ヲ置ク」ことによって、「女ノ結婚期」は「三年位遅レル」とし、それに伴い「我民族ノ繁殖ト云フコトヲ防ゲル」ことになる」と述べている。このように、山川は、進学は「女ノ死亡率ヲ高メ、一方ニハ結婚ノ期ヲ晩クスル」など、「我民族ニ取ツテ甚ダ不利益ナコトヲ起ス」ため、高等科・専攻科の設置は時期尚早であると述べている。

一方、成瀬仁蔵は、女性の高等教育の必要性を力説し、女子大学の設立を主張した。湯川次義の研究によれば、成瀬は「女子高等教育に関する建議」案や「大学令要項」に関連して女子大学の制度化を積極的に推進しようとしたとされている³²。その後、嘉納治五郎と鶴澤聡明も、女性の高等教育について発言した。嘉納治五郎は「家族主義に基づく良妻賢母教育の必要性を力説する一方で、日本的な女子高等教育機関の必要性を説き」、また鶴澤聡明は「家庭的な良妻賢母教育だけでは不十分で、『日本ノ国ニ於ケルツノ婦人』としての教育が必要という観念から、高等教育は単なる職業教育としてではなく、『女トシテノ教育、人間トシテノ教育』でなければならないと主張した。全体として、女子高等教育に賛成する委員は少数であった。このことは、同会議の多くの委員が根本的には家族国家観に基づく良妻賢母主義を重視していたことによるものであったと言えよう³³。

結局、同会議は女性の高等教育に関して、高等女学校高等科の制度を答申したが、湯川の研究によれば、同会議が答申した高等科の目的は、家庭に入ることを前提とした、いわ

ば良妻賢母の質的向上をねらいとするものであり、女性の大学教育を否定する委員であっても、高等女学校よりも程度の高い教育への社会的要望にこたえ、時代の進展に応じた措置の必要性を認めたものとしている。しかし湯川は、高等科は精深な程度で高等普通教育を行うものとされたが、同一の目的規定をもつ高等学校高等科が大学教育を前提としていたことと対照的であり、高等女学校高等科は大学教育に接続するものではなかったことも指摘している³⁴。

さらに同会議では女性の高等教育とりわけ女性と大学教育の関係について、答申理由書の附記として次のような見解を示した³⁵。

女子ニシテ専門ノ學術ヲ修メムトスル者ニ関シテハ既ニ東北帝国大学等ニ於テ実施セル如ク女子高等師範学校等ノ卒業生ニシテ大学ニ於テ高等学校卒業生ト同等以上ノ学力アリト認メタル場合ニ於テハ之カ入学ヲ許可スルノ途ヲ開キテ然ルヘシ然レトモ特ニ女子ノ為ニスル大学ノ制度ヲ立ツルカ如キハ未タ其ノ時期ニアラスト認ム蓋シ女子ノ専門學術教育ニ付テハ今日尚試験ノ時代ニ属ス殊ニ女子ノ為ニ特種ノ大学制度ヲ設ケムトスルカ如キハ其ノ制度ニ関シテモ尚十分ノ研究ヲ要スヘシ今日ハ高等女学校ニ高等科ヲ設ケルコトヲ得シメ之ニ依テ一層高等ノ教育ヲ授ケ之ヲ以テ女子ノ高等教育ヲ完成セシムヘシ。

すなわち、同会議は、基本的には女性の専門的学術教育を「時期尚早」とであると判断した。その上で、大学入学者については高等学校高等科卒業生と同等の学力をもつ女性には大学への入学を認めても然るべきとした。そして、全体として女性の高等教育については、高等科制度を新設することに止めるべきと提言している。

上記の臨時教育会議の答申がもつ歴史的意義について、湯川は「必ずしもその方針を明示していなかった女性と大学教育との関係について、初めて政府の諮問機関によって答申としてまとめられ、その方針が明確に示された」³⁶と指摘している。さらに湯川は、1918（大正7）年以降の大学の門戸開放については、「文部省はこの方針を直ちに受け入れることはなかったが、1923（大正12）年頃から限定的な門戸開放を容認し始め」、「結果からみて同答申の範囲内の女性の大学教育政策が戦後改革期まで堅持された」と指摘している。すなわち、臨時教育会議は、女性の大学教育を制度的に確立させず、上記の限定的な範囲で容認するにとどめたのであった。

⑤高等女学校長並に教員の待遇をめぐる審議内容

井上友一は、まず、高等女学校教員の待遇問題について「高等女学校長ノ待遇ガ薄クテ中学校長ノ待遇ガ厚クナッテ居ル」³⁷と説明している。続いて、中学校の校長・教員は「元

気ヲ有ツテ」いることに対して、高等女学校の校長・教員は「第二流第三流ノ人」あるいは「老朽ニ近イ人」が担うのが今どころの「時勢」であると述べている。しかし、「女子教育ノ任ニ当ル人ハ中央ニ於カレテモ其意味ヲ以テ良イ人」を校長・教員として迎える必要性があるとしている。

以上、臨時教育会議における女子教育問題をめぐる答申項目と、答申に至る主な議論について検討してきた。その結果、女子教育の目的においては、婦徳を涵養し、良妻賢母を育成することにはほぼ委員の考えが一致していたことが確認できる。その上で、女子中等教育における国家主義の重視を改めて強調している。また、教科内容については、「理科ノ教授ニ一層ノ重キヲ置ク」必要性を説き、教科選択については「地方ノ状況ニ応ジテ適切ナ教育ヲ施」すなど、選択範囲の弾力化を示した。さらに、高等女学校及び実科高等女学校の制度については、「修業年限ハ五箇年ヲ以テ本体」とすること、「又之カ伸縮ノ自由」を認めることなどを答申している。そして、女子高等教育問題については、女性に専門的学術教育を施すのは「時期尚早」で、高等女学校に高等科を新設する程度にとどめることを示している。ほかにも、高等女学校長及び教員の待遇向上についても触れている。

臨時教育会議の位置づけについて、湯川は「臨時教育会議の全般的な審議姿勢は、第一次世界大戦後の急激な社会変化の中で、伝統的社会秩序の動揺がみられたことに対処するため、国家主義に基づく徳育重視の教育方針を打ち出し、これにより国民思想の統一を図ろうとする点にあった」とする。そして女子教育についても同様の方針に立ち、「我国体及家族制度ニ適」した素養を与えることをその基本理念として位置づけた。女性の高等普通教育の答申にだけ「我家族制度」に適した素養という点が加えられたことが、「同じ高等普通教育であっても、男女の教育に相違があることを明確にあらわしているといえよう」³⁸とまとめている。

このことは、当時与謝野晶子が臨時教育会議に期待や信頼を寄せることはできないとの考えを示していたように、同会議は時代の進展に対応するような新たな女性の在り方や高等教育要求に応えるものではなかった。すなわち、与謝野は今後の女子教育をめぐる課題は「少数の時代遅れな老政治家、老教育家達に由つて決定される程の閑問題で無い」とし、また「一人の婦人教育家をも加へない教育会議と云ふものは全く世界の趨勢を透察せず、日本の女子を蔑視した不親切極る組織だ」と述べ、時代の進歩に応じた適切な改革意見は出されないだろうと批判した³⁹。

3) 高等女学校令の改正

臨時教育会議での答申を受け、1920（大正9）年7月6日に「高等女学校令中改正ノ件」が公布され、高等女学校令の一部が改正された⁴⁰、この高等女学校令の主な改正点は、以下の3点にあった。

第1に、高等女学校令の第1条では「高等女学校ハ女子ニ須要ナル高等普通教育ヲ為スヲ以テ目的トス」との従来の規定に、「特ニ国民道德ノ養成ニカメ婦徳ノ涵養ニ留意スヘキ

モノトス（第1条）」という新しい内容が加えられている。この改正点について、小山静子は⁴¹、「臨時教育会議答申におけるイデオロギー強化の方針」であるとし、『国民道徳ノ養成ニカメ』という新しい文言は、高等女学校令だけではなく、同時期に改正された小学校令や中学校令でも、新たに登場してきている」と指摘している。

第2に、高等女学校の修業年限（第9条）については、従来の4年を基本とする規定から、「五箇年又ハ四箇年」を本体とする規定に改められた。

第3に、「高等科、専攻科」または「補習科ヲ置ク」（第12条）など、従来の専攻科に加えて、新たに高等科を設置できることを規定した。

このほかにも、授業時間においても一定の改正点があった。例えば、数学・理科・家事の時間数が増加し、修身・音楽・図画の時間数は減少しているほか、学科目の選択範囲も一層の自由化が図ることができるようになった。

さらに同年の7月21日には、高等女学校令施行規則中に改正⁴²が行われ、「殊ニ国民道徳ノ養成、婦徳ノ涵養ニ関連セル事項ハ何レノ学科目ニ於テモ常ニ留意シテ教授」（第一条ノ二）する必要があるとし、「法制及経済ニ関スル事項ニ就キ国民ノ生活上必要ナル知識ヲ得シムルヲ以テ要旨トス」（第十五条）と明記された。それにより、毎週の教授時数においても一定の改正がなされた。

第2節 大正デモクラシー期における新たな女子教育理念の模索

本節では、第一次世界大戦の影響や大正半ば以降の婦人問題の顕在化による新たな女性観について、『婦女新聞』『帝国教育』『教育時論』『婦人公論』などの教育雑誌に掲載された関連記事の分析を中心としながら、その内実を明らかにする。

1. 「婦人問題」の顕在化・運動化

（1）理念の変容を求める時代背景

ここでは、大正期における良妻賢母理念をめぐる議論を分析する前提として、その理念の変容が迫られた時代背景について、第一次世界大戦の影響と婦人問題の登場の2点に分けて分析する。

最初に、大正半ば以降の女性問題の顕在化及び女性の教育をめぐる変化について概観する。周知のように、第一次世界大戦後、日本においても女性をめぐる新たな社会状況が生じ、また大正デモクラシーが社会の時代思潮となり、従来の女性像や女性の教育の在り方にも大きな影響を及ぼすこととなった。すなわち、第一次世界大戦中・戦後の欧米における女性の社会的活躍や婦人解放の思想の高揚は、「女性とは何なのか」という基本的な問いとともに日本にもたらされ、女性の教育に大きな刺激を与えることになったのであった⁴³。

第一次世界大戦後の大正デモクラシーの高揚期には自由主義的な思潮が広がり、女性の

職業的・社会的進出は多様となり、婦人問題も大きな社会的関心を集めていた。

第一次世界大戦が日本に及ぼした影響は、政治、経済、思想など多様な分野に及んだ。その1つに女性の新しい生き方を模索する議論、すなわち婦人問題が登場し、さらにそれが女子教育界にも大きな影響を及ぼしたのであった。第一次世界大戦が日本の女性や女子教育の方針に及ぼした影響について、1918（大正7）年の時点で中島半次郎は、次の3点を指摘している⁴⁴。すなわち、第1は「戦争が起りましてから男子が戦線に立ちましたので、従来男子が従つて居りました位地職業を代つて婦人が充したのみでなく、而も相当の結果を挙げて居ります」、第2は「戦争が済みました後、世界の国際的關係が大分違つて来るであらうと云ふ予想が行はれて居ります。〈中略＝引用者〉同時に女子の教育も矢張り変動を受けて参るであらう」、第3は「今後の新しい国家社会を作ります上に、婦人の社会上の責任と云ふものが更に重くなつて来ます」と、女性をめぐる戦後の状況と女性の教育の方向性を示唆している。

また、1924（大正13）年の時点で東京府立第一高等女学校校長市川源三は日本で女性観が変容した状況について、「欧州大戦の齎した利益は婦人問題の解決を徹底せしめたことでした。〈中略＝引用者〉女子に職業教育を施すのは家庭の破壊者でもある如く異端視されたのが、今度といふ今度は若い者先づ婦人の経済的独立に目覚め、老いたる者も引きずられて遂に其必要を看取しこれに同意しこれを推奨する様になりました」⁴⁵と述べているが、これはこの時期の女性をめぐる変化を、最も的確に説明した文の1つと言える。この他、本間久雄は「欧州大戦を境として、さまざまな社会問題が勃興したが、それに伴って、わが国でもさまざまの点で婦人の覚醒を促す叫び声が処々方々で聞かれるやうになった。曰く、性的道徳上の男女対等問題、曰く、婦人参政権問題、曰く、婦人職業問題、曰く何、曰く何と数へてくると、まだまだそこに多くの問題があるであらう」⁴⁶と、述べている。

女子教育関係者である市川源三の発言のほかにも、文部官僚の中にも時代の変化に伴う女子教育転換の必要性を主張する者があり、例えば文部次官赤司鷹一郎は1922（大正11）年の時点で次のように述べている⁴⁷。

欧州戦争の苦しい経験から、旧文明に対する欠陥と誤謬とが明日になつて来たので、女子と雖も教育の行ひ方次第に依つては、其の能力に於ても体力に於ても、男子と略ぼ同様の程度に活動が出来るといふ事実と、女子としての任務は、単に家政を主宰するに止まらないで、矢張り社会国家と直接の交渉を保つべき方向を見出した事とが主因となつて、女子職業の拡大、女子権利の拡張等、所謂婦人問題が具体化されて来た。随つて教育の方面に於ても、女子の特性に應ずる教育を施すと共に、人として教育されることをも要求されるに至つた。

以上の発言で明らかなように、文部省においても、単に従来の伝統的な女性観や特性教育論に基づく政策だけでなく、女性の能力の国家的・社会的活用を念頭に置き、時勢に応じた女子教育の再編を行わなければならないという認識が存在していたことが分かる。

また、1917（大正6）年に開催された第1回全国高等女学校長協議会での督学官榎山栄次の発言も、文部省の認識の一端を示している。榎山は、「女子教育ノ改善ヲ図ルコトハ戦後ノ教育トシテ殊ニ大切ナ事デアル」と指摘し、「家庭ノ主婦タルベキ女子ヲ教育シテ往クト云フコトガ戦後ノ教育問題トシテ非常ニ大切ナ事デ」、「殊ニ単ニ家庭ト云フ範囲ニ止マラズ女子ハ国ノ為ニ非常ニ大切ナ働キヲサレルモノデアルト云フコトハ、今度ノ大戦乱ニ依ツテ証明セラレタヤウナ訳デ女子教育ト云フ問題ハ当局トシテモ大ニ研究セネバナラヌ」⁴⁸、と述べている。このような榎山の発言は、家庭の範囲を超えて国家の為に女性の力を発揮することを期待する文部省による戦後の女子教育の方針が確認できる。

ほかにも、第一次世界大戦と女子教育の関係についての発言が見られ、三輪田元道は「今次の大戦乱は社会の各方面に絶大なる教訓を与え、特に生活問題に対しては深刻なる自覚を喚起せしめた」、このような変化に伴い女子教育においては「生活を基礎とせる生きた教育を施さねばならぬといふことに着目せられて来たのである」⁴⁹と指摘している。

しかし、戦争による変化への反対論を説く論者もいた。寺田勇吉（私立精華学校長）は、「人或は目下の欧州戦時の状態を見て、我が国にても男性的女子を養成せんとするが如きは、愚の極みなり」、「何を苦んでか、女にまで平時に於て戦時の準備を為さしむるの必要あらんや」とし、従来の子教育の方針を変えるべきでないと主張した⁵⁰。

上述したように、第一次世界大戦の影響に伴い、国力と女性の教育との関係が強く意識され、それに合わせた女子教育への新たな提案が示され、新しい女子教育理念が生まれる動きを見せていたことが分かる。

（2）「婦人問題」の登場

第一次世界大戦の影響以外にも、20世紀初頭の世界的なデモクラシーの高揚や労働運動の台頭の下で、1910年代後半になると日本でもいわゆる婦人問題が社会の注目を集めるようになった。すなわち、欧米における女性解放思想や運動及びその一成果としての女性参政権の実現が、女性とは何かという基本的な問いとともに日本にもたらされ、女性の教育にも大きな刺激を与えることになった⁵¹。

この時期の婦人問題を詳細に取り扱った雑誌『婦人問題』は、1918（大正7）年の『婦人問題』の創刊に就て、次のように記している⁵²。

人類の問題としても、文明の問題としても、社会の問題としても、将たまた国家の問題としても、我が婦人問題の研究は、現在から将来に渉る重要にして且つ興味あるものの一つであると信ずる。時勢の進転に伴ふ現代の要求は、最早狭義の良妻賢母主義

を以て女子教育の本旨とすることを許さない。旧習に因つて婦人の活動を家庭的にのみ見て置く時代ではない。欧米現時の婦人の目ざましい活動は、よし戦時中の一時的現象なるにもせよ、既に女性としては従来閑却された能力の発露が認められた以上、将来に於ける婦人問題が益々複雑になると共に、我国婦人の今後も亦過去の状態と異つて、其処に新しい意味の何物かを齎すことは、推して知るべき運命だと思ふ。

ここでは、日本でも「婦人問題の研究」の必要性が高まり、女性への教育も「狭義の良妻賢母主義」を「本旨」とすることは許されないと主張している点に着目したい。また、女性自身も婦人問題について意識し、その意識が女性の進展をもたらすと強調している点も注目される。

中島邦の研究によれば、この時期にあらわれた顕著な婦人活動について、職業婦人と婦人団体の発生及びそれらによる活動があることが指摘されている⁵³。前者については、第一次世界大戦による産業化の進展、第3次産業の拡大による職業婦人の急増や職種の多様化が挙げられる。また、後者の婦人団体については、平塚らいてう・市川房枝・奥むめおを中心とした「新婦人協会」(1919年3月)の活動がその代表の1つと言える。同協会は、婦人「相互のかたい団結の力によって社会的地位の向上をはかり、婦人として、母としての正しい権利獲得のため、男子と協力して戦後の社会改造の実際運動に参加すべき時である」と宣言し、「婦人の能力を自由に発展せしめるため男女の機会均等を主張すること」「男女の価値同等観の上に立つてその差別をみとめ協力を主張すること」「家庭の社会的意義を闡明すること」「婦人、母、子供の権利を擁護し、その利益の増進をはかると共に、これに反する一切を排除すること」⁵⁴など、4つの項目を綱領として掲げた。このような新婦人協会の活動は、政治上の男女平等を図るための女性の政治的権利と自由を求める思想運動であったと言える。

この時期に現れた「婦人問題」は、その範囲は広く、様々な方面にわたっていた。例えば、婦人の経済的自立・職業問題・男女同一労働と同一賃金・恋愛・結婚・母性保護・育児責任・家庭運営・教育課題・社会や政治への参加など多様であり、実現の方策や運動への提言を含めて論じられたのであった⁵⁵。一方、山川菊栄は、社会主義の立場から婦人問題を論じ、戸主権の撤廃、女性を無能力者に扱う法律の撤廃、結婚・離婚における男女の権利義務の同等化、教育機関・職業における男女の同等化、標準生活を確保できる賃金、乳児をもつ女性労働者への保護、結婚・妊娠に伴う解雇の禁止、公娼制度の廃止などを主張した⁵⁶。

このように、1920(大正9)年前後に幅広い女性の問題が顕在化し、その影響はやがて高等女学校の教育の在り方にまで及ぶことになった。

時代思潮と女子教育の関係について、宮田修(成女高等女学校長)の発言によってまとめる。宮田は、「現在の日本に於ては総ての方面に、世界の大勢に順じて、考慮し反省し改

造する必要あるものがあるが、就中女子教育は未だ何処かに『女大学』時代の古い習慣に囚はれて、其の消極的思想の束縛を受けて居る者のあるだけに、特に努力して長足の進歩を図らなければならぬ機運に向つて居る」⁵⁷と述べている。宮田は、時代の進歩に応じて女性の教育を改善する必要が生じたことを指摘している。

大正期における婦人解放の動向は、主として社会的、政治的視点から考えられる。『青鞥』等は女性に自我の目覚めを促し、女性みずからが解放を自覚しつつ、人間的自由を主張する1つの精神的手がかりを与えたものであった。政治的領域では、所謂大正デモクラシー運動の中で、治安警察法第5条修正案に代表されるような、普通選挙を要求する法案を議会に提出し、女性が政治的権利と自由を勝ち取ることを目標として、1920（大正9）年に最初の全国的規模の市民婦人団体としての新婦人協会が結成された。新婦人協会が掲げた事業内容は、「女子高等教育」「婦人参政権」「婦人に不利なる諸法制の撤廃」「母性保護」等であり⁵⁸、従来の女性像に変革を求める、新たな課題が日本社会に生じていたのであった。

次に、この時期の女子中等教育をめぐる動向を概観すると、政策的には既述したような1918（大正7）年の臨時教育会議答申に見られるような、「家族国家観を支えとした良妻賢母主義強化の動き」がある一方、教育に対する意見や教育の実態としては「民本主義などを背景とした性差を弱めた教養主義」⁵⁹の傾向が見られた。前者については、臨時教育会議は1918（大正7）年の答申において従来の女子教育が「婦徳ノ養成」に重点を置いた感があるものの、「国家観念ヲ鞏固ニスルニ至テハ未タ十分ナラサル所アル」とし、「我国体及家族制度ニ適スルノ素養」を与えることに「主力」を注ぐべきと力説した⁶⁰。一方の「教養主義」について見ると、中島半次郎（早稲田大学教授）は良妻賢母を育成するだけにとどまらず、女性を人間的に「自立自活」する者として育てるべきであり、「一人格者として教養を全うし得」ない者は妻・母として「充分でない」と論じた。さらには、良妻賢母教育の枠組み内ではあったが、女性のもつ社会的可能性を引き出し、それを国家に吸収する試みがなされた点も、この時期の女子教育論の特質として指摘されている⁶¹。

また、本章第1節でも指摘したように高等女学校教育は著しく量的発展を遂げ、卒業者の進学傾向や就職傾向が強まったことも、この時期の大きな特色であった⁶²。与謝野晶子は、男女の人格的平等の観点から、女子に高等教育を施すことは婦人権利を回復することに他ならないと主張したが⁶³、このような時代状況の下で、女子専門学校が量的に拡大し、女性への大学教育の開放についても論議を呼んだのであった。

2. 女性観の変化と新たな女子中等教育理念の模索

上述したように、第一次世界大戦の影響や婦人問題の高揚を受けて、女性の在り方をめぐって様々な議論や運動がなされ、女子教育界でも新たな方向性を見出そうとする動きが見られた。具体的には、男女の人間的同等性を求める論が中心であり、女性の役割を家庭範囲のみに限定した従来の女子教育に対する批判の声が高まったのであった。それに伴い、

女性の人間的自立を目指し、高等女学校の教育内容面における改善案についても様々な意見が出されるようになった。ここでは、女子教育理念の動揺について、良妻賢母理念への批判、人格主義教育の提唱、職業教育の奨励に分けて分析する。

(1) 良妻賢母への批判

最初は、高等女学校卒業後の女性について論じた大野芳磨の発言に注目する⁶⁴。

女学生が女学校を卒業して一旦家庭の人となる場合には、今迄の快活、活潑、無邪気の精神は何処へやら消へ去つて、所謂しとやかな、虫も殺さぬ態度を以て人に接する。文字通りの温良恭謙である。此の態度は果たして人の妻となれば心も身体も一変しての結果であるかなれば、決してそうでは無い。作意的態度だと思はれる。然かも何故に作意的態度を表はさねばならぬかなれば、斯くする事は社会からの要求であるからである。形式的温良恭謙は婦人社会の金科玉條とする所であるからである。妻となつて飛びはねたいのは山々であるけれども人の批評が恐ろし。

このように、大野は高等女学校を卒業した女性が、結婚後は「温良恭謙」で良妻賢母であるかのように振舞うことは、周囲の視線を怖がり、あるいは他人からの批判を恐れる態度に過ぎないと指摘している。ここでは、結婚後の女性が良妻賢母であるかのように見えるのは、高等女学校の教育の効果や内面的な変化ではなく、「作為的態度」と指摘している点が注目される。

次に、山脇玄（貴族院議員）による良妻賢母論の批判を取り上げる。山脇玄は、「近来我国に於ける女子教育は大に振興普及しつゝあるのであるが、其標榜する処を見れば、多くは良妻賢母主義の外に出でない」と指摘し、続いて「言葉は如何にも立派であるが、其内容を見ると女子として将又人間としての本能を無視し、女子を単に家や男子の嗜好の為に教育してある傾向がある。換言すれば家の為めとなり、男子の気に入る、家或は男子に都合の好いやうに教育してある」⁶⁵と良妻賢母教育を批判している。すなわち、山脇は高等女学校の教育は女性を附属的・服従的な人間として扱い、飽くまでも家や男性の都合と好みに合わせる教育に過ぎないと痛烈に批判し、女性にも人間としての本性を育てる教育を行うべきとの論を展開している。

次に、石川県立第一高等女学校教諭橋元半次郎の論に注目する⁶⁶。橋元は、「中等女子教育に於ては、将来自ら発展するの的確なる目的を有するもの少なく」「女子の徳操を掲げて校訓とし、或は良妻賢母を以て主義とするもの比々然りとなす。然ども之只時弊に対する一時の便宜に過ぎずして、教育の本旨決して此に止まらざるを忘る可らざるなり」と述べている。続けて、「女子教育に於て良妻賢母と言へば、殆ど絶対権利を有する如く思

ひ、全く他の非難異議を許さざる観あり」と述べ、ただ家庭に入ることを前提とする教育を行う女子中等教育の目的を強く批判している。

また、山崎兼次郎（和歌山県有田高等女学校教諭）は⁶⁷、「貞淑を重んずるの極女子にのみ無制限の従順を強要し奴隸的に屈従し来つた従来 of 婦道なるものは到底今後の複雑な社会生活に生存すべきものではない」と指摘し、従来 of 「婦道」は今後の複雑な社会生活に不適応なものとすると同時に、「女子に対して良妻賢母を要求する」ならば「男子に対しても賢主人良夫を要求せねばならぬ」と述べている。さらに山崎は、「女子教育といへば直ぐに家事と裁縫と作法の様に考へ高等女学校を下婢養成の学校の様に経営したのは慥に過去の迷夢で」あり、「今後国際関係が一層複雑になり、社会の狀態が益多様になるにつれて、一家の主婦が愈々頭を要する様になる」と述べ、教育内容の男女の同等性や教育水準の同一化を求めている。

次に、東京府立第一高等女学校長市川源三による批判を検討する。市川は、「裁縫にせよ家事にせよ、その他今まで女性の本分として決定されて来たものは皆女性の本分ではなくして、女性がその天分を完ふする際に序に之に従事して乗たのに過ぎない」⁶⁸と批判する。すなわち、高等女学校で最も重視してきた裁縫や家事科の教育は女性の本分を全うするためのものではないと指摘すると同時に、「女子の本領だと考ふる人はやはり古い意味の良妻賢母主義と少しもかはつたことのない男子中心の教育主義から割出した思想を抱いて居る」と述べている。このような市川の発言は、理念としての良妻賢母に対する最も痛烈な批判の一つと言えよう。

一方、1920（大正 9）年後の時代状況にあつても、女子教育理念は良妻賢母にあり、従来 of 女性像を堅持すべきと主張する者も少なからず見られた。例えば草生政恒（陸軍少将）は、「女子の従順と服従」⁶⁹との一文で、「妻は夫に従順にして、且つ絶対的に服従しなければならぬと。＜中略＝引用者＞女子は其幼時に於ては父母を以て保護者と為し、嫁しては夫を以て保護者と為し、老ては其子を以て保護者と為すべきものである。斯く見ざれば三従主義も亦女子の爲めに不利益ばかりではない。寧ろ女子を保護するものである」と述べ、近世以来の儒教道徳である「三従の教え」を肯定している。また、鳩山春子（共立女子専門学校）は「良妻の第一義」について「女中でない、台所を治めた丈が、決して良妻の唯一の資格ではない」「精神上の友として、夫と精神の深みに於て、共鳴を感じて、生涯調和を保つて生活するといふ所」にあると説いている⁷⁰。鳩山は、良妻賢母は「婦人の天職」であると強調し、家庭内の妻としての役割を「夫の精神上的の伴侶」と位置づけ、「家庭を治める」ことこそが良妻賢母の第一条件であるとの保守的考えを示している。このほかにも、山脇房子（山脇高等女学校長）も良妻賢母を女子の天職であると主張している。山脇は、「婦人は、高い教育を受けて男と肩を並べて行くと言ふよりも、女子の職分たる一家を整理し夫を助け子女を教育して行くやうに修養した方がよろしい」⁷¹と述べ、家庭範囲内における女性としての職分を尽くすことを理想とした。

他方、国家的視点による保守的な立場を示した発言もあつた。横山栄次（1919年から奈

良女子高等師範学校長)は、「堅実なる国家を造るには、どうしても其土台となるものは家庭であるから、先づ以て此の家庭を堅実にせねばならぬ」、また家庭を堅実にする「責務」は女子であることを指摘し、「女子は一家を経紀して堅実なる家庭を造るべき天職の職分を有して居る」⁷²と述べている。このように、槇山は国家を形成する最小単位である堅実なる家庭造りが鞏固なる国家建設の基礎を築くものであるとし、戦後における女子教育の振興を強調している。

上述した賛否両論に関連して、1916(大正5)年の時点で、高田早苗(文部大臣)は次のように述べた⁷³。「女子教育の目的は所謂良妻賢母を作る」ことにあるが、「所謂良妻賢母たるもの、時代によつて其内容を異にしなければならぬは無論のことであると思ふ。昔の賢母良妻は必ずしも今日に賢母良妻ではない。今日の良妻賢母は必ずしも未来の賢母良妻ではないのである。社会の文明を進め、国運の発達進歩を図らんとするには、年と共に賢母良妻の標準を高め、其内容を豊富にして行かなければならぬのである」とした。すなわち、高田は、良妻賢母教育を基本としながらも同時に、その教育には社会文明の発達と国家発達の進歩を図るべきであり、時勢の変化に合わせる教育内容の進展を求めべきであると主張している。

上述したように、高等女学校の教育理念に関して、1920(大正9)年前後の時代状況を反映して、良妻賢母主義だけでは人間としての女性の育成には不十分であるとの痛烈な批判が展開されたのであった。しかし、一部においては、旧来の家族主義に基づく良妻賢母理念の堅持を主張する者も見られた。それでは、新しい理念の方向性はどのようなものであったのだろうか。

(2) 人格主義教育の提唱

従来良妻賢母理念を批判した論者が、それに代わる理念として提唱したのは、大正期の代表的な教育論でもある人格主義教育であった。

成女高等女学校長である宮田修は、「何の爲めに娘を女学校に入れるか」⁷⁴という記事の中で、「女子教育の本旨を単に誤り易い良妻賢母に置く人々は、是より前に其子女が先づ其人格を養成しなければならぬ」「依然として誤り易い良妻賢母の型にはめようとする教育は危険至極」なもので、「高等女学校の教育は、男子の中学校と等しく人格の養成を以て其精神とし其実際としなければならない」と、人格主義の教育を説いている。このような発言は、女性教育を従来の「良妻賢母の型に嵌めようとする教育」である特性教育論から脱却し、男女の人間的平等性に基づく教育を求めたものと言える。

同じく男女の人間的平等性に着目した安部磯雄(早稲田大学教授)は、「日本人は婦人を独立したる人格として認めないで、之を服従せしめて行かうとする」、「即対等の取扱いをせず己に従属せしめて行かうとするからである。そしてそれを以て重宝がつて幸福なりとして居る」のが現状だと批判している⁷⁵。続いて、男女の人間的平等性を実現するためには、「先づ人間としての人格を男子から認めて貰ふやうにせねばならぬ」と述べ、女性を

儒教的道徳から解放し、一人の人間として認め、男女対等の扱いをすべきと主張した。上述した宮田と安部の主張は、女性を一人の独立した人間として認め、男女の人間的平等の価値を追求する教育を主張している点で共通しており、大正デモクラシー期における女性の教育の改革の方向を示すものと言えよう。

大正期において女性の教育の改革を最も強く主張した人物として与謝野晶子をあげることができるが、与謝野は男女の人間的対等性を求める視点から当時の女子教育を、次のように痛烈に批判している⁷⁶。

女子は何の理由もなく能力の劣った第二次的人間のように取扱われて、男子と同じく人格者として男子とともに平等に学び、平等に感じ、平等に知り、平等に行い、平等に享樂することの権利を奪われ、ただわずかに、男子に対し半妾半婢の奉仕者、および出産と育児の器械として役立つだけの奴隷的、機械的の低級な教育が許容されているに過ぎません。これでは男子の利益を特に擁護するための教育であって、女子自身の人格を完成するための教育でないのはもちろん、かえって女子の人格を破壊し、頽廢させているところの教育であると思います。

すなわち、与謝野は女性を「第二次的人間」として取り扱うことは、女性の人格を破壊するものであると指摘し、男女の人間的対等性を図る教育に改善すべきことを的確に表現で論じている。

他方、下田歌子（実践女学校長）は、「現今女子教育に就いて世に唱へられつゝあるは、良妻賢母主義と人格主義と二主義である」とし、「一は古き思想、一は新しい要求である。然れども是等両主義は全然相離るべきものでなく、単に女子としては人格を養成し、家庭の人となつては良妻賢母でなくてはならぬもの」と述べている。すなわち、下田は「人格主義の中に良妻賢母主義も含まれてみなければならぬ」という良妻賢母を基調とした人格主義の教育目的を唱えている点が注目に値する⁷⁷。

このような、人格主義への転換を求める論者の中に、男女共学を提唱する者もあった。すなわち、田中孝子は高等女学校や女子専門学校の教育は「多くは今までの形に箝つた賢母良妻主義であります」と指摘し、「本当の意味の賢母良妻にするには、何よりも先づ、女子が人間としての教育を受けなければならぬ」と批判する。続けて「政治的にも、経済的にも、そして社会的にも、今までの不合理な型を破つて、も少し独立した理解と考察とを持つた人間として育てたい」とし、そのためには、女性の教育内容の改善が必要で、最終的には、全ての学校で男女共学を実現すべきと主張している⁷⁸。渡辺英一（女子大学教授）も共学の意義を説き、「ある時期、ある学科に於ては、男女共学も差支へない」とし、「男女が一つの学校に居つても、其の中の組織がごく細かに分たれて居つて、女子に

必要な部分は、すぐ女子のみ教育出来る様に出来て居れば、広い意味の男女共学、即ち男女が一つの学校で学ぶことは、全教育機関を通じて差支へない」と述べている⁷⁹。続いて、「男女は畢竟共同生活を営むべきものであるから、男女共同といふ事の、広い意味の教養を得て行かねばならぬと思ふ。〈中略＝引用者〉原則としては、男女が一しょに生活して行く為に、理解の機会を与へることは必要である。之は人間として、社会としての要求であらうと思ふ」と述べている。このように、渡辺は男女が同等の教育を受けることよりもむしろ同一敷地内で同一の教育活動をすることを重視し、「小学校の事は暫く措き、高等の教育に於ては、もっと共学を許してよい」と主張した。すなわち、「男子も女子も夫々特殊の教育を要する部分があると同時に、又一面に於ては男子も女子も共通の要素があり、又共同の生活を営むべきものだ」とし、男女の特性を認めた上での共学を提言している。人格主義の教育の主張と男女共学の主張は全面的に重なるものではなかったが、共学の主張は、女性の教育の改善の方法として、この時期に主張され始めた論であった。中でも、徹底的な男女共学を主張したのは与謝野晶子であり、与謝野は人格主義の立場から、小学校から大学に至るまでの男女共学を主張し⁸⁰、また文化学院では男女共学を試みた⁸¹。

(3) 女性の職業問題

次に、女性の職業及び職業教育についての論を分析する。新井誠夫(横須賀中学校教諭)は、大正期における婦人の職業問題について、婦人は「従来は家庭に居つて消費者の位置にあつたのが、社会に出て生産者の位置に立たうといふのであるから、社会にとつて非常な変化である」とし、婦人を家庭から社会に送り出すようになった主要なる原因は「社会の進歩と共に生活難の圧迫甚しく婦人をして単なる消費者として置く能はざると、近時の機械工業の進歩は婦人の家庭に於ける仕事を奪つたので他に出て働く余裕を生じたこと」である⁸²と述べている。社会の変化による女子の職業への従事を積極的に求めている現状を説明し、「女教員は女子の職業として最も適当なるもので随つて将来の女子職業問題中最も考究を要すること」⁸³と指摘している。

また、市川源三は、女性の職業問題を中心にして、1920年代半ばにあらわれた女性をめぐる3つの論を、次のように記している⁸⁴。

わが国婦人問題について三つの考へ方がある。その一は従来 of 良妻賢母主義で婦人は家庭の中心となり一切の権利も義務もその中に発生すべきである。〈中略＝引用者〉今日最も古いといはれてゐるもの。二は欧州大戦によつて誘發された「婦人も何か職業を持つておかねばならぬ」といふまでに進歩したもの、然しこれとても萬一不時の災厄などの場合にそなへる為といふ程の意味のもので、その中には家庭内の労働をも一つの婦人の職業としてふくみ、兎に角何かしら一つの職業を身につけておかうといつた程度 of 思想。三は一昨年 of 震災を期として、一般財界不況より来る生活苦のため

に起つた「婦人も従来の寄生的生活より、眞の経済的思想的独立のために、必ず職業を持つて生活の資を得なければならぬ」といふ思想。

以上のように、市川は「良妻賢母主義」「万が一の場合を想定した際の職業問題」「経済的自立問題」の3点が、この時期に存在した典型的な女性をめぐる論と捉えている。さらに、佐藤紫峰も女性の職業を支持する論を展開した。佐藤は、「婦女職業の進歩発展しつゝあることは現代社会の特長の一つである」と指摘し、「過去に於て婦人の社会的参与を奨励して居つたら現代の文化は更に更<繰返し記号=引用者>に進歩して居たかも知れぬ。此の点から考へて現代婦人職業の発展は社会的に祝福すべき現象であると言へる」と記している⁸⁵。ここで、佐藤は女性が職業をもつことは社会や文化の発展を促すものであるとし、女子の職業への従事を積極的に奨励している。

他方、寺田勇吉（私立精華学校長）は、女性と職業をめぐる新しい展開を強く批判する論を展開した。すなわち、「妻は一家の王たる夫に随ひ、家事に育児を掌るを以て其天職」とし、「戦後の教育は、一層体育に重きを置き、矢張り育児、家事に堪能たる女子を養成するを以て肝要なりと信ず」と説き、旧来の良妻賢母理念は改変する必要はないとするとともに、寺田は職業教育についても否定する。すなわち、寺田は「近来往々女子の職業を奨励する結果、家庭に疎なる婦人を養成し、女子本来の務を疎んじ国家の基礎たる家庭の荒廢を招致せんとするが如き傾向あるは最も戒めざるべからず」と述べ、あくまでも従来の良妻賢母論に終始している⁸⁶。

また、山脇玄は「職業とは独逸語にて広き意味に解釈すれば、或業務に就くやうにと天上より使命を受ける事で、女子が結婚して妻となり、主婦となり、母となつてゐて其務めを尽すのも亦職業と云ふ事が出来て、頗る神聖な意味を含んでゐる」⁸⁷と述べている。山脇玄は、良妻賢母主義を強く否定し、女性にも人間としての教育を行うべきと主張しながらも、家庭の主婦になることを女性の職業の一種と見なすべきとの考えを示し、女性の社会的進出については一定の歯止めをかける論を展開している。

平塚らいてうも、女子の職業問題について、やや消極的な論を展開している。平塚は、「日本では総ての婦人の総ての教育期が良妻賢母のための教育に献げられてゐるので、たとへ極狭い範囲での専門<ママ>的な職業教育を授けるところがあるとしても、それは万一の不幸に備へるためである」と述べ、女子に対する職業教育は、女子としての人間的独立を目指すものではなく、単に万が一の場合を想定した際の、準備教育に留まるべきことを説いている⁸⁸。

上述したような大正期にあらわれた女性の職業問題について、小山静子は「女性の職業が奨励されたといつても、従来の性役割規範をそのままの形で温存し、なおかつ、職業においても『女らしさ』を貫徹させてゆくという、この枠組みにおいてのみ職業従事が認められたにすぎなかった」⁸⁹と述べている。すなわち、大正半ば以降に現れた女性の職業を

めぐる論議においては、職業による女性の自立や社会的地位の向上までを直接的に意図する論は多くはなかったと言えよう。しかし、明治期よりも積極的な記述になっている点は确实であり、第一次世界大戦の影響で女性の職業を国力との関連で捉える側面だけでなく、人間的・社会的自立との関係で女性の職業が論じられるようになった点で、この時期の論は注目すべきものとする。

第3節 高等女学校の制度的改革要求

本節では、前節で検討したような高等女学校の教育理念の模索がなされたと同時に、その制度的改革を求めて行われた全国高等女学校長会議の議論について詳細に分析する。さらには、高等女学校長だけでなく、幅広い分野の女性が結集した1926（大正15）年2月の「全国聯合女子教育大会」における女子中等教育に関連する議案について分析し、高等女学校の制度改革が時代の要請であったことを確認する。また、この時期の文部省による女子中等教育改革の姿勢を明らかにする。

1. 全国高等女学校長会議を中心とした制度的改革論

最初に1910年代初頭から1930（昭和5）年頃までの間の全国高等女学校長会議の開催状況と主要な諮問事項・協議題目を概観する。ついで、全国高等女学校の改革論議について、①名称変更、修業年限の延長などの制度改革、②教育内容の改革、③女子高等教育系統の確立、④その他、に分類して分析する。なお、高等女学校長会議における文部大臣の訓示に分析を加え、大正期における女子中等教育に対する政策的動向の一端も明らかにしたい。

（1）全国高等女学校長会議の概観

最初に、1910（明治43）年代初頭から1930（昭和5）年頃までの間に開催された全国高等女学校長会議の開催状況及び主要な諮問事項と協議題目について概観する。ここでは、水野による先行研究と拙稿⁹⁰を踏まえながら確認する。

水野の研究によれば、全国高等女学校長会議は、1899（明治32）年5月から1948（昭和23）年までの間に、全国の高等女学校長が集まり、主に女性の教育問題を議論することを目的として開催された会議である⁹¹。開催主体については、文部省が主催するものと高等女学校長の団体、全国高等女学校長協会主催のものがある。この会議の中で、後の高等女学校長会議の大きな流れを作っていたのは1917（大正6）年の全国高等女学校長協議会である。1917（大正6）年の協議会は、当初から高等女学校教育の向上を目指し、制度的見直し、教育内容の充実を主な課題としていた。やがて、1920（大正9）年に高等女学校長たちが自ら全国高等女学校長協議を発足させ、湯原元一を理事長とし、東京府下の10名の校長を常務理事とし、他に20名を全国的な理事に任命し、これらの理事により運営される

ことになった⁹²。

全国高等女学校長会議の開催状況をまとめた一覧表は、次のようになる。なお、表中の諮問事項と協議事項については、本研究の課題に関係した事項だけを掲載した。

表 4-3 全国高等女学校長会議開催状況及び主要議題一覧表（1914～1930 年頃迄）

開催年月日	会議名	主催者	開催地	参加人数
1914（大正3）年10月19日～24日	全国高等女学校長会議及び実科高等女学校長会議	文部省	東京女子高等師範学校	約300名
<p>◎文部省諮問事項：（5項目）</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆高等女学校及実科高等女学校ノ生徒ヲシテ一層質実ニシテ且ツ勤勞ヲ好ムニ至ラシムルニ最モ適切ナル方法如何； ◆高等女学校及実科高等女学校ニ於ケル裁縫科竝家事科ノ教授ヲシテ一層適切有効ナラシムル方法如何； ◆高等女学校及実科高等女学校ニ於ケル体操科ノ教員ハ男女何レヲ適当トスルカ； ◆高等女学校及実科高等女学校ノ生徒ニ適当ナル遊戯ノ種類如何； ◆高等女学校及実科高等女学校ノ教育ヲシテ一層土地ノ状況ニ適切ナラシメシカ為メニ学科目及毎週教授時数ニ關スル現行ノ規定ヲ改正スルノ必要ナキカ； <p>◎協議事項：（15項目中本研究と関連する主要課題のみ）</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆現ニ教授セラレツヽアル作法ノ形式ハ何ニ準拠セラルヽ乎； ◆実科高等女学校（修業年限四ヶ年）ノ卒業生ニ対シ専門学校入学試験資格ヲ認メシムル様其ノ筋ヘ建議シテハ如何； <続く四項目は実科高女資格に関する件について省略＝引用者> ◆現行ノ体操教授要目ハ矯正の運動ニ偏シテ發育的の運動ヲ輕視スルノ傾向ナキカ； ◆高等女学校実科高等女学校相互間生徒転学ニ關スル件 <以下は省略＝引用者>； 				
1917（大正6）年11月10日～12日	全国高等女学校長協議会	協議会	東京女子高等師範学校	163名
<p>◎協議事項：（甲と乙）、<甲>：「5項目」「乙」については省略＝引用者></p> <ul style="list-style-type: none"> ◆高等女学校ハ修業年限五ヶ年ヲ本則トシ土地ノ状況ニヨリ一ヶ年短縮スルヲ得セシムルコトノ可否； ◆高等女学校ヲ修了セル者ニ対シ更ニ進シテ高等ナル教育ヲ授ケシムル途ヲ拓クノ可否； ◆女子ノ理科思想ヲ一層深カラシムル方法如何； ◆高等女学校ニアリテモ中学校ト同様理科ヲ奨励セラレタキコトヲ建議スルノ可否； ◆時局ノ影響トシテ将来ノ女子教育ヲ如何ニスベキカ； 				
1919（大正8）年10月20日～24日	全国高等女学校長会議	文部省	東京女子高等師範学校	約410人
<p>◎文部省諮問事項：（4項目）</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆時勢ニ鑑ミ高等女学校ノ訓育上特ニ注意スベキ事項如何； ◆高等女学校ノ体育ヲ一層適切有効ナラシムル方法如何； ◆理科及家事科ニ關シ最近施設ノ状況如何； ◆文部大臣ニ於テ開催スル中等学校教員講習会ニ対シ希望スル事項如何； 				

<p>◎協議事項：(9項目中本論文と関連する主要課題のみ)</p> <p>◆女子高等機関ヲ設クル件；高等女学校ノ修業年限ハ五ヶ年ヲ本体トスル件；◆職員ノ待遇ヲ高メラレタキコト；</p> <p>◆教科目選択ノ範囲ニ関スル件；◆理学家事科ノ設備ニ関シ国庫補助ノ件；</p> <p>◆官立体育学校ヲ急設シ之ニ体育ニ関スル調査機関ヲ附設セラレンコトヲ建議スル件；</p> <p>◆目下最モ欠乏セル科目ノ中等学校教員養成機関ヲ速ニ拡張セラレンコトヲ建議スル件；</p> <p>◆教科目及程度並ニ教授時数ニ関スル現行法令改正ノ件；実科高等女学校冠称廃止ノ件；</p>				
1920 (大正 9) 年 11 月 8 日～10 日	全国高等女学校長会議並 び実科高等女学校長会議	協議会	大阪樟蔭高等女学校	約 350 名
<p>◎協議事項：(5項目)</p> <p>◆我国現在ノ生活改善ニ関シ女子教育上特ニ注意スベキ事項；</p> <p>◆高等女学校ヲ女子中学校ト改称セラレンコトヲ其ノ筋ニ建議スルコト；</p> <p>◆国庫ヲ補給シテ高等女学校教員ヲ海外視察ニ派遣セラレンコトヲ其ノ筋ニ建議スルコト；</p> <p>◆私立中等学校ノ職員待遇ノ途ヲ開カレンコトヲ其ノ筋ニ建議スルコト；◆全国高等女学校長協会設立ノ件；</p>				
1921 (大正 10) 年 11 月 7 日～9 日	全国高等女学校長会議	協議会	京都市公会堂	約 600 名
<p>◎文部省諮問事項：(1項目) ◆高等女学校ヲシテ一層女子ノ實際生活ニ適応セシメンガ為特ニ留意スベキ事如何</p>				
1922 (大正 11) 年 5 月 1 日～3 日	全国高等女学校長協議会	協議会	東京女子高等師範学校	約 480 名
<p>◎文部省諮問事項：(1項目) ◆女子ニ經濟思想ヲ養成スルタメ最モ適切ナル方法如何</p> <p>◎協議事項：(6項目)</p> <p>◆規定ノ教授總時数ノ範囲内ニ於テ学校長ノ方針ニ随ヒ学科目ノ併合取捨及按配ノ範囲ヲ拡張セラレンコトヲ其ノ筋ニ建議スルコト；</p> <p>◆女子高等教育ノ普及ヲ徹底セシメル為速ニ完全ナル学校系統ヲ確立セラレン事ヲ其ノ筋ニ建議スルコト；</p> <p>◆中等教員養成ノ機関ヲ拡張スルト同時ニ教員ノ素質ヲ一層優良ナラシムル方法ヲ講ズル様其ノ筋ニ建議スルコト；</p> <p>◆同一地方ノ公立学校ガ同程度同規模ナル場合ニハ教員給ノ總額ハ同額タルベキヲ原則トシ高等女学校ノ教員給總額ヲ中学校ノ教員給總額ト同等トナス様右府県ニ要望スルコト；</p> <p>◆中等以上ノ男子学校ニ於テ婦人ニ対スル礼儀道德ヲ教授スル様学校長ニ要望スルコト；</p> <p>◆現時ノ混乱セル思潮ト生活トニ対シテ生徒ヲ如何ニ善導スベキカ特ニ課外読物ニ対スル学校ノ採ルベキ態度如何；</p>				
1924 (大正 13) 年 5 月 5 日～	全国高等女学校長会議	協議会	奉天尋常高等小学校	約 180 名
<p>◎協議事項：(3項目)</p> <p>◆従前ノ協議ニヨリ建議若クハ要望セル事項中未ダ實現セザルモノヲ速ニ實現スベキ様方法ヲ講ズルコト；</p> <p>◆人類ノ平和民族ノ共栄ヲ實現スルタメ女子教育ニ努力改善スベキ事項如何；</p> <p>◆震災ニ鑑ミテ女子教育上特ニ考慮スベキ要点如何；</p>				
1925 (大正 14) 年 11 月 5 日～7 日	全国高等女学校長会議	文部省	東京外国語学校	279 名
<p>◎文部省諮問事項：(2項目)</p> <p>◆高等女学校ニ関スル規定中特ニ改正ヲ要スヘキ事項如何；</p>				

◆高等女学校生徒近時ノ思想傾向ニ関シ特ニ考慮スベキ事項如何				
◎協議事項：(10項目)				
◆高等女学校生徒ニ行ハシムベキ運動競技ノ種目並程度如何；				
◆高等女学校ニ於ケル公民教育ノ適切ナル實際方案如何；				
◆高等女学校ヲ中心トセル社会教育ノ適當ナル方案；				
◆高等女学校ノ理科学家事科ノ設備ヲ完備スル為ニ国家ヨリ補助セラレタキコト；				
◆高等女学校ノ高等科、専攻科若クハ他ノ上級学校ヘノ入学資格ヲ修業年限四ヶ年ノ高等女学校卒業者ヲ以テ本体トスルコトニ定メタキコト；				
◆五ヶ年制高等女学校第四学年課程修了生ニ上級専門学校入学資格ヲ与ヘラレタキコト；				
◆各種専門学校ニ女子ノ入学シ得ル制度ヲ設ケラレタキコト；				
◆高等女学校高等科卒業者ニ適當ナル条件ノ下ニ中等教員無試験検定資格ヲ与ヘラレタキコト；				
◆教員検定ニ関スル規程改正ノ件；◆速ニ女子高等教育機関ノ拡張ヲ断行セラレタキコト；				
1926 (大正 15) 年 7 月 30 日～31 日	全国高等女学校長會議	協議會	北海道帝国大学	365 名
◎協議事項：(5項目)				
◆女子教育振興上左ノ諸項ヲ実行スルヲ目下ノ急務ト認ム；				
◆高等女学校令施行規則第一条ヲ左ノ通り改正スルノ可否；				
◆高等女学校令施行規則第十六条第一項各学科毎週教授時數表外国語ノ欄ヲ削リ時間數ノ計二十八ヲ二十五トシ第二項以下ヲ左ノ通り改正スルノ可否；				
◆高等女学校ノ授業料、入学科ノ額ヲ定ムルニ文部大臣ノ認可ヲ要セズ開申ニ止ムルコトニ改ムルノ可否；				
◆学校長ガ検定済ノ高等女学校教科書ヲ採用スルニハ地方長官ノ認可ヲ要セズ尚特別ノ事情アル場合ニハ中学校又ハ師範学校ノ検定済教科書ヲ採用スルコトヲ得ルコトトシ共ニ地方長官ニ開申スルニ止ムルノ可否；				
1927 (昭和 2) 年 10 月 27 日～29 日	全国高等女学校長會議	協議會	日本青年館	550 名
◎文部省諮問事項：(1項目) ◆高等女学校生徒ノ家庭ニ於ケル予習及復習ヲ指導スル適當ノ方案如何				
◎協議事項：(14項目中本論文と関連する主要課題のみ)				
◆全国枢要ノ地ニ官立女子専門学校ヲ建設セラルヽヤウ建議スルコト；				
◆速ニ教授要目ヲ改正シ其訓令タルコトヲ改メ単ニ官報等ニ公示セラルヽニ止メラルヽヤウ文部大臣ニ建議スル件；				
◆高等女学校ノ理科学家事ノ設備ニ對シ国庫ヨリ補助金ヲ交付セラルヽヤウ建議スル件；				
◆女子ノ高等教員養成ノ途ヲ講ゼラルヽヤウ建議スルノ件；				
1929 (昭和 4) 年 6 月 10 日～12 日	全国高等女学校長會議	文部省	東京帝国大学	約 800 名
◎文部省諮問事項：(1項目) ◆女子ノ中等教育ニ関シ改善ヲ要スル事項並ニ其方案如何				
◎協議事項：(8項目中本論文と関連する主要課題のみ)				
◆女子高等教育系統ヲ確立シ高等教育機関ヲ増設拡張スルヤウ当局ニ要望スルコト；				
◆高等女学校ニ於ケル思想善導ノ方法及宗教心啓発ノ方案如何；				
◆高等女学校ニ於ケル運動競技ノ適當ナル種類程度及明治神宮競技ニ出演制限撤廃ノ件；				
◆高等女学校ノ教員ノ待遇ヲ向上スベキ点如何中等教員ノ養成法及検定法ヲ改善シ且ツ中等教員ノ資質向上ヲ図ル				

ベキ方案如何；				
◆高等女学校用教科書ノ改善上、其ノ内容形式（検定制ヲ含ム）ニ対スル希望要項如何；				
1930（昭和5）年10月8日～9日	全国高等女学校長会議	協議会	台北	500
◎協議事項：（8項目中本論文と関連する主要課題のみ）				
◆女子ノ公民的生活ヲ指導スベキ適當ナル方案如何；◆女子ニ海外発展ノ思想ヲ養成スル方案如何；				
◆現時代ノ趨勢ニ対シ女子教育上吾人ノ取ルベキ態度如何；				
◆速ニ官立女子専門学校ヲ設立セラルハヤウ其ノ筋ニ建議スル件；				
◆速ニ女子教育ノ系統ヲ確立セラレシメコトヲ其ノ筋ニ建議スルコト；				

（注：文部省普通学務局「全国高等女学校長会議要録」『高等女学校資料集成』第5・6・7巻（1989年）により作成）

（2）全国高等女学校長会議における改革論議の全体像

表4-3に示したように、1914（大正3）年から1930（昭和5）年にわたって文部省と全国高等女学校長協会の主催により、計11回の全国高等女学校長会議が開かれていた。

まず、全国高等女学校長会議のプロセスについて確認する。この会議は、文部省による諮問事項、校長の提案に基づく協議事項について審議され、おおよそ各事項への質問、答申案作成委員による審議、答申案の提示と答申案への質問、答申の決定という過程で審議が行われた。

次に、時代的な流れを把握する意味から、高等女学校長会議における文部大臣の主な訓示内容について検討する。1914（大正3）年の会議で、文部大臣一木喜徳郎は「国家富強ノ源泉ヲ涵養スヘキ教育ノ振興ヲ促シテ国力ノ充実ヲ図ランカ為メニ男子ニ対スル一般教育ノ改善進歩ヲ策スルト同時ニ女子教育上特性ノ涵養ニ智能ノ啓発ニ身体ノ鍛錬ニ益々適切ナル研究施設ヲ為シ其ノ実績ヲ挙ケンコトヲ期セサルヘカラス」⁹³と述べ、国家富強と国力の充実を実現するための女子教育を提唱した。

また1925（大正14）年の会議では、文相岡田良平は「女子ノ人格ヲ円満ニ養成スルト同時ニ、我が婦人ノ古来ノ美德タル貞淑ニシテ節操ヲ重ンズル精神ヲ涵養スル」必要性を強調すると同時に、近時における女性ノ「固有ノ醇風美俗」に悪影響を与える諸思想への警戒をも呼びかけた⁹⁴。さらに、1929（昭和4）年の会議では文部大臣勝田主計は、次のように訓示した⁹⁵。勝田は「我が国当今ノ事情ニ照ラシテ、女子教育ニハ重要ナル意義アルコトヲ信ジ、其ノ発達ヲ冀フト同時ニ、其ノ教育内容ニ対シテ深甚ノ注意ヲ拂フ必要ガアル」と指摘し、奢侈の風潮が強い外来思想の影響を避けるための女子生徒の思想善導方案を示すとともに、「女子ノ中等教育全般ニ通ジテ改善」を要すると主張した。このような文部大臣の発言は、それぞれに時代に応じた教育の方向性を明示したものであることが分かる。

続いて、これらの会議で議論された諮問事項や協議事項について概観する。まず、時代的な変化をみると、第一次世界大戦や大正自由教育の影響を受けて、時代の変化に即した新たな論議がなされていた。最初に、第一次世界大戦の影響を見ると、例えば1917（大正6）年の協議会では「時局ノ影響トシテ将来ノ女子教育ヲ如何ニスベキカ」⁹⁶が議論されて

いる。続いて1919（大正8）年の会議では文部省諮問として「時勢ニ鑑ミ高等女学校ノ教育上特ニ注意スベキ事項如何」が議論され、これに対する答申事項として「世界ノ大勢ヲ理解シ国体ノ観念ヲ一層明確ニシ国家的精神ヲ旺盛ナラシムル事」⁹⁷などがまとめられた。また、国力との観点から女性の理科思想の強化が求められ、1917（大正6）年の協議事項として「女子ノ理科思想ヲ一層深カラシムル方法如何」⁹⁸が出された。ほかにも、国力の充実・強化という観点から女性の「体育」を重視する事項も見られ、1919（大正8）年の文部省諮問事項では「高等女学校ノ体育ヲ一層適切有効ナラシムル方法如何」⁹⁹が話し合われ、1921（大正10）年の答申としては「一層体育ヲ重ンジ実行力ノ増進ヲ図ルコト」¹⁰⁰が提案されている。

一方、大正自由教育の影響については、1921（大正10）年の会議の文部省諮問事項で「高等女学校ヲシテ一層女子ノ實際生活ニ適応セシメンガ為特ニ留意スベキ事項如何」¹⁰¹が提案され、さらに答申事項としては「教科目及教授時間ヲ土地ノ状況ト生徒ノ志望トニヨリ増減加除選択シ得ルコト」「一層実生活ニ適切ナル教材ヲ選択スルコト」「個別的取扱ニ留意シ自学自治ノ良風ヲ養フコト」「実験実習ヲ重ンジ之ニ必要ナル設備ノ充実ニ努ムルコト」¹⁰²などの方向が示された。

さらに、1922（大正11）年の協議会では「女子ニ経済思想ヲ養成スルタメ最モ適切ナル方法如何」¹⁰³など、実際の生活場面で活用できる教育への転換を求める動きが現れ、同時に法制経済・経済思想についての知識も求められるようになった。将来は一家の主婦となって家計を営む高等女学校の生徒に経済的思想の修養が必要であるという判断から、このような議論なされたものと推察できる。

1920年代の半ば以降は、女子生徒の思想善導問題についても議論の対象となり、1925（大正14）年の会議では文部省が「高等女学校生徒近時ノ思想傾向ニ関シ特ニ考慮スベキ事項如何」¹⁰⁴を諮問し、1929（昭和4）年には「高等女学校ニ於ケル思想善導ノ方法及宗教心啓発ノ方案如何」¹⁰⁵が協議事項となっている。これについて、1925（大正14）年の会議で文部大臣岡田は「女子ノ人格ヲ円満ニ養成スルト同時ニ、我ガ婦人ノ古来ノ美德タル貞淑ニシテ節操ヲ重ズル精神ヲ涵養スル」¹⁰⁶必要性について強調し、文部省督学官森岡常蔵も、1920年代後半以降に新たに生じた近時の「諸思想」が「若イ青年女子ノ上ニ知ラズ識ラズノ中ニ影響スル」ことが懸念されていることから、「近時ノ思想ノ傾向」に「留意」すべき点を研究して欲しいと、諮問趣旨を説明した¹⁰⁷。

さらには、表4-3には示していないが、1931（昭和6）年以降の会議では、文部省によって「現代ノ世相ニ鑑ミ将来ノ趨勢ヲ察シ女子教育上特ニ留意スベキ事項如何」「高等女学校ニ於ケル公民教育ニ関シ特ニ注意スベキ事項如何」¹⁰⁸が諮問されている。これについて、文相勝田は「近時最モ憂慮スベキハ思想界ノ状況デアリマス」¹⁰⁹と指摘している。ほかにも、文相勝田は昭和初期における教育内容の改善を求め、教育内容の改善は単に女子教育の改善のみならず、全般に亘って教育の改善を行うべきことを指摘していた¹¹⁰。

このほか、後に検討する高等女学校の中学校への名称変更が1920（大正9）年の会議で

協議事項となり、さらに、女性の高等教育機会の拡大については1917（大正6）年以降に論じられるようになった。

2. 制度改革を中心とした議論

上述したように、高等女学校長会議では高等女学校の改革をめぐって様々な議論が行われたが、その内容を項目として分類すると、以下のような4項目になる。すなわち、①制度に関する事項（高等女学校の名称変更、修業年限、実科の問題など）、②教育内容に関する事項（高等女学校の学科目の水準向上、検定教科書問題など）、③高等教育に関する事項（女子高等教育機関の設立、女子高等教育系統の確立など）、④その他の事項（教員の待遇、教員養成機関の設立など）に分類することができる。以下、この分類ごとに主要な改善項目とそれに関する主な議論を検討する。

（1）制度に関する事項

ここでは制度的改革を中心とする議論に焦点をあてて分析を行うが、分析事項としては、①女子中学校への名称変更、②修業年限延長の問題、③実科高等女学校の廃止問題、の3点を設定する。

まず、高等女学校の女子中学校への名称変更について見ると、1920（大正9）年の会議では、協議事項として「高等女学校ヲ女子中学校ト改称セラレンコトヲ其ノ筋ニ建議スルコト」¹¹¹が初めて提起された。さらに、1925（大正14）年の会議でも答申事項として「高等女学校ノ名称ヲ女子中学校ト改ムルコト」¹¹²が提案された。

高等女学校の名称変更については、1925（大正14）年の会議で小林盈（東京府立第三高女長）は、名称変更を要求することで意見がまとまった点を報告する中で、中学校と高等女学校の「程度ガ今日余程違」う現状を改めるために必要という意見と、「男子ト女子トハ自カラ異ナル」のだから現状のままでよいという意見があったが、名称の変更を求めることで「皆一致」した、と説明している¹¹³。

上述したように、高等女学校の女子中学校への名称変更は、単なる男子中学校との名称の「同一化」を図る変更だけではなく、教育水準を中心として、高等女学校の改革を求める第一歩として位置づけようとする考えであることが分かる。

なお、このような高等女学校の名称変更を要望する議論は、全国高等女学校長会議だけではなく、後述するような1926（大正15）年の全国聯合女子教育大会でも出された。すなわち、同大会で「高等女学校を女子中学と改称し且つその内容を向上せしむる方案如何」¹¹⁴の議案が出されている。

次に、高等女学校長会議における修業年限をめぐる主要な議論について検討する。従来は4年制・5年制の高等女学校が認められていたが、実際は4年制が多数であり、このため教育水準の向上の観点や男子中学校との均等化の観点から5年制を原則とすることが求められたのであった。高等女学校会議における主要な論議は次の通りであった。1917（大

正 6) 年の協議事項では「高等女学校ハ修業年限五ケ年ヲ本則トシ土地ノ状況ニヨリ一ケ年短縮スルヲ得セシムルコトノ可否」¹¹⁵、1919 (大正 8) 年の協議事項では「高等女学校ノ修業年限ハ五ケ年ヲ本体トスル件」¹¹⁶が議論された。また、修業年限の延長に関連して、1925 (大正 14) 年の協議事項では高等女学校高等科・専攻科や他の上級学校への入学資格は「修業年限四ケ年ノ高等女学校卒業者ヲ以テ本体」¹¹⁷とすることなどが話し合われている。

5 年制については 1917 (大正 6) 年の協議会で初めて要望が出され、1919 (大正 8) 年の会議においては本格的に「修業年限ハ五カ年ヲ本体」¹¹⁸とすることが議論された。そして、1920 (大正 9) 年に行われた改正高等女学校令では、修業年限についても「五箇年又ハ四箇年トス但シ土地ノ状況ニ依リ三箇年」とすることが定められた。年限延長についての主な論議を見ると、1917 (大正 6) 年の会議で大村忠二郎 (清水谷高等女学校) は、「私ハ此普通教育ノ学校ニ於テハ初等教育、高等普通教育ノ別無ク男女ノ間ニ差違アルコトハ如何ナルモノデアラウカ」¹¹⁹との提案理由が示された。

これらの議論を受け、1925 (大正 14) 年の会議では、「本科ノ修業年限ヲ五ケ年トシ当分四ケ年トナスヲ得ルヤウニ改ムルコト」¹²⁰と答申されたが、委員長小林盈 (東京府立第三高等女学校長) は、高等女学校の程度を高めるためには男子の中学校と同一の年限を制度原則とすることが必要であると説明した¹²¹。この案を支持する校長も多く、平松得一 (和歌山県立粉河高女長) は、年限延長は「実際ニ於テ必要」¹²²であるだけでなく、父兄も「実ハ大ニ希望」していると述べ、また大西郷 (滋賀県彦根高女長) は、基本は「修業年限ヲ総テ五年」にし、「特別ノ事情ノアル土地ダケハ四年」にしてはどうかとの考えを示した¹²³。

続いて、実科高等女学校の廃止問題について検討する。この問題については、1919 (大正 8) 年の会議で出された「実科高等女学校冠称廃止ノ件」¹²⁴の協議事項が見られるが、それ以外にあまり議論はされていない。廃止をめぐる議論が少なかった理由としては、実態面から見て実科高等女学校への進学希望者が少なかったことが指摘できる。これについて、1925 (大正 14) 年の会議で荻原太郎 (奈良県立高田高女長) は、実科の廃止は「余程古クカラ研究サレテ居ル問題」で、1926 (大正 15) 年前後の全国高等女学校長会議において「満場一致速カニ之ヲ廃止」する決定があったと述べている¹²⁵。

以上のように、高等女学校の制度に関する問題においては、主に高等女学校の名称を男子中学校と同じく「女子中学校」へと改称し、修業年限の「五年」を本体にし、さらには実科高等女学校を廃止し、高等女学校に統一すべきである、などの改革を強く求める声が多数意見であったことが分かる。

(2) 教育内容に関する事項

次に、教育内容に関する主要な議論について検討する。高等女学校会議における主要な論議は次の 3 点であった。第 1 は理科の重点化であり、1917 (大正 6) 年の会議の協議事項として「女子ノ理科思想ヲ一層深カラシムル方法如何」「高等女学校ニアリテモ中学校ト

同様理科ヲ奨励セラレタキコトヲ建議スルノ可否」¹²⁶が議論された。第2は科目選択の範囲の拡大であり、1919（大正8）年の会議の協議事項として「教科目選択ノ範囲ニ関スル件」¹²⁷が話し合われ、1921（大正10）年の会議では答申事項として「教科目及教授時間ヲ土地ノ状況ト生徒ノ志望トニヨリ増減加除選択シ得ルコトノ範囲ヲ今一層拡張スルコト」¹²⁸がまとめられている。第3点は自学や自治などの促進であり、1921（大正10）年に「個別的取扱ニ留意シ自学自治ノ良風ヲ養フコト」¹²⁹などがまとめられている。

このように高等女学校の教育内容に関する事項で、第1に指摘できるのは、1917（大正6）年の協議事項として議論された「女子ノ理科思想ヲ一層深カラシムル」¹³⁰など、第一次世界大戦の影響による日本の国力充実の観点から、女子の理科思想や体力の向上に期待をかけていることである。これについては、篠田利英（関東都督府旅順高等女学校長）は¹³¹、「理科ノ必要」は「殊ニ戦後ニ於イテ理科思想ガ国民一般ニ普及シテ居ラヌヤウナコトデハ国家ノ為ニ非常ニ憂フベキコト」であると指摘し、続いて「欧羅巴諸国デ戦争中ニ理科思想」が実際の生活の中で役に立つ応用力をもったことをモデルとして、戦後の日本における理科思想の必要性を呼びかけている。

第2点に関連した論議を示すと、選択範囲の拡大にとどまらず、例えば、1925（大正14）年の文部省の第一諮問事項答申として出された「教授要目ノ訓令タルコトヲ改メ単ニ発表ノ形式トシテ官報等ニ公示スルニ止メラレタキコト」「検定済教科書ノ採否ハ学校長ニ一任スルコト」¹³²などが提言されている。これらのいずれも、教育現場の裁量を拡大させようとするものとして注目される。

第3点について触れると、大正の自由教育の影響を受け、1921（大正10）年の答申事項では「個別的取扱ニ留意」すること「自学自治ノ良風ヲ養」うことを求める声があった¹³³。さらに、1919（大正8）年の協議事項では教科目及び教授時間については、高等女学校長の自由裁量を認めて施すことが議論された。さらには、1925（大正14）年の答申事項では「理科」を男子の中学校と同様に「博物、物理及化学」に改めることを提案するなど、男子の中学校と同一レベルの教育を図るために高等女学校の教育内容の質的向上を求める意見が見られた¹³⁴。

以上のような協議項目に関連して、1926（大正15）年の年全国聯合女子教育大会においても「高等女学校を女子中学と改称し且つその内容を向上せしむる方案如何」¹³⁵という議案が出されており、高等女学校の名称変更とその教育内容の水準向上をめぐる問題が当時において女子教育界における強い要望であったことが分かる。このように、女子中学校への名称変更と教育内容の向上の問題は、一体のものとして捉えられていたと言える。

（3）女子高等教育に関する事項

続けて、女子高等教育に関する主要な議論の事項について検討する。この件についての主要な事項を列挙すると、1917（大正6）年の協議事項では高等女学校卒業者に対して「更ニ進ンデ高等ナル教育ヲ授ケシムル途ヲ拓クノ可否」「時局ノ影響トシテ将来ノ女子教育ヲ

如何ニスベキカ」¹³⁶、1919（大正 8）年の協議事項では「女子高等教育機関ヲ設ケル件」¹³⁷、1922（大正 11）年の協議事項では「女子高等教育ノ普及ヲ徹底セシメル為速ニ完全ナル学校系統ヲ確立セラレン事」¹³⁸を建議すること、1925（大正 14）年の会議では「速ニ女子高等教育機関ノ拡張ヲ断行セラレタキコト」¹³⁹が話し合われている。さらに、1929（昭和 4）年の協議事項では「女子高等教育系統ヲ確立シ高等教育機関ヲ増設拡張スルヤウ当局ニ要望スルコト」¹⁴⁰、1930（昭和 5）年の協議事項では「速ニ女子教育ノ系統ヲ確立セラレンコトヲ其ノ筋ニ建議スルコト」¹⁴¹が議論されている。

以上のように、1917（大正 6）年以降から 30 年に至るまで、女子の高等教育の制度的確立をめぐる議論が活発に行われたことが確認できる。例えば、1917（大正 6）年に初めて高等女学校の卒業生に対して「高等ナル教育」を授ける「途ヲ拓ク」ことが議論されると同時に、「時局の影響トシテ将来ノ女子教育」の方向性を示している¹⁴²。これについて、明石孫太郎（北海道府立旭川高等女学校長）は、「女子ノ教育ノ機関ト云フモノ、系統的ノモノ」は「女子教育ヲ向上発展」¹⁴³させる問題であると支持を表明している。一方、野崎又太郎（岡山県立岡山高等女学校）は「女子ノ特別ナ教育、此高等女学校以上ノ教育ヲスル機関ヲ別ニ設ケル」「必要ハ今日デハ少シモナイ」であると、反対の立場に立つ発言をしている。このように、野崎は「男子デサヘモ普通教育ハ中学デ終ツテ居ル」状況からみて女子に高等教育を施す必要はないとしている¹⁴⁴が、この発言は 1917（大正 6）年の時点のものであった。

1921（大正 10）年頃になると、高等教育要求は一層高まり、男女の教育上の機会の差別を撤廃するための女子の高等教育機関を設立するなどについて話し合いが行われ、1925（大正 14）年の会議では「速ニ女子高等教育機関ノ拡張ヲ断行」¹⁴⁵すること、1930（昭和 5）年には「速ニ女子教育ノ系統ヲ確立」¹⁴⁶する要望が出されるようになった。すなわち、高等教育を含む、女子教育系統の確立を最終目的とすることが主な議論内容であることが確認できる。

このように、高等女学校長らの会議における高等教育に関する論議は、高等女学校を最終の教育段階として位置づけてきた今までの女子教育の欠陥を見直し、女子高等教育機関を設けるなど女性の大学教育をも展望するようになったのであった。そのためには、男性の学校系統と同一の学校系統を確立する必要があると認識し、男女教育の機会の均等をねらいとしていることが分かる。

なお、1926（大正 15）年の全国聯合女子教育大会でも「女子の高等教育機関の設置を促進する方案如何」¹⁴⁷という議案で女子高等教育機関の設立問題について議論されており、この時期、女子高等教育の制度的確立は広く女子教育界の要望となっていたことが分かる。しかし、単純な制度的な同等性ではなく、女性の特性教育論を含み、特性に配慮した高等教育系統であった点に注意しなければならない。

なお、湯川の研究によれば、1920（大正 9）年 6 月の第 1 回大都市高等女学校長会議では、高等女学校の高等科の議論がされている¹⁴⁸。このような、議論からも明らかなように、

高等女学校高等科の改革、すなわち女子高等学校化についても議論されたのである。

(4) その他の事項

最後に、その他の事項について分析する。その他の事項としては、教員の待遇改善や教員資格に関するものが中心であった。すなわち、教員に関する主要な事項としては、1917（大正6）年の協議事項では「公立高等女学校教員給ヲ高ムルコトヲ建議スルノ可否」¹⁴⁹、1919（大正8）年の協議事項では「職員ノ待遇ヲ高メラレタキコト」「目下最モ欠乏セル科目ノ中等学校教員養成機関ヲ速ニ拡張セラレンコトヲ建議スル件」¹⁵⁰、1920（大正9）年の協議事項では、「国庫ヲ補給シテ高等女学校教員ヲ海外視察ニ派遣セラレンコトヲ其ノ筋ニ建議スルコト」¹⁵¹が議論の対象となった。さらに1922（大正11）年の協議事項では「中等教員養成ノ機関ヲ拡張スルト同時ニ教員ノ素質ヲ一層優良ナラシムル方法ヲ講ズル様其ノ筋ニ建議スルコト」¹⁵²、1927（昭和2）年の協議事項では「女子ノ高等教員養成ノ途ヲ講ゼラルヽヤウ建議スルノ件」¹⁵³、1929（昭和4）年の協議事項では「高等女学校ノ教員ノ待遇ヲ向上スベキ点如何」、「高等女学校ノ教員ノ待遇ヲ向上スベキ点如何中等教員ノ養成法及検定法ヲ改善シ且中等教員ノ資質向上ヲ図ルベキ方案如何」などが議論されていた¹⁵⁴。

上述のように、教員問題を中心として議論された協議の内容は、主に高等女学校の教員の待遇改善と教員の資質向上についてであった。具体的には、男子「中学校ノ教員給総額ト同等トナス」などの方策が提出されると同時に、高等女学校の教科目の充実とレベルアップを図るための中等学校教員養成機関の設立などの要望も出された。さらに、中等教員の資質向上を図るための中等教員の養成法及び検定法の改善を求める動きも見られた。

例えば、1917（大正6）年の協議会で議論された協議事項について「中等教育ノ俸給令ホド不都合ナモノハナイ」¹⁵⁵という小林盈の主張をはじめ、「中等学校職員俸給令ノ額ヲ高ムルコト」に「満場」一致で決定された¹⁵⁶ことも注目される。

このように、最初は中等教員の待遇を高めると同時に、資質向上を図る要望から、1929（昭和4）年の会議では女子の高等教員養成が新たな事項として議論された。すなわち、高等女学校の教員の待遇向上をはじめとするこれらの動きは、高等女学校の教員待遇を中学校の教員と一致することにより、高等女学校の教員の社会的地位の向上を図るものであると言える。

3. 全国聯合女子教育大会における女子教育改革論議

1926（大正15）年2月19日から20日までの2日間、東京神田の基督教青年会館において「全国聯合女子教育大会」が開催された。大会の主催者は、帝国教育会内の女子教育振興委員会が中心となり、東京連合婦人会・全関西連合婦人会・横浜連合婦人会・全国小学校連合女教員会・桜楓会・松陰会・佐保会・至誠会・日本女医会・女子英学塾同窓会・婦人平和協会・大日本婦人教育会・全国女子学生連盟など、計15団体であった。この大会に

ついで湯川次義は、市民的女性団体・女性職能団体・女子高等教育機関の同窓会・女子生徒による組織であり、当時の「婦人界」を代表する団体が主催者となっており、高等教育を中心とした女性の教育改革の方向性を示すものと捉えている¹⁵⁷。

大会の開催趣意書では「我々は最早、百の請願も、建議も、陳情も、何の役にも立たないことを知った」と指摘し、「此の上は唯我々婦人の力によつて、大いに世論を喚起し、政府をしてこれに聴従せしむるの外に道はないと存ずる」¹⁵⁸という大会の目的を明記している。続けて、大会の参加については「全国の婦人諸姉は勿論、女子教育に理解を有せられる男子諸君も亦、奮つて来会せられんことを深く希望」と示し、より多くの人々の参加と幅広い議論を期待していることが分かる。

大会においては、以下の4つの議案が出された。その内容は、次の通りである。

- 一、女子の高等教育機関の設置を促進する方案如何
- 二、国立の諸高等教育機関を女子に開放せしむるには如何なる方法を取るべきか
- 三、高等女学校を女子中学校と改称し且つその内容を向上せしむる方案如何
- 四、教育の制度を法律によりて制定する可否如何

上記の4つの議案の中で、特に高等女学校に関連する議案として、第三号議案「高等女学校を女子中学校と改称し且つその内容を向上せしむる方案如何」が挙げられた。本研究のテーマに基づき、ここでは高等女学校に直接かかわる第三号議案のみを検討する。

第三号議案については委員会調査の報告（「第三号議案調査報告」）がある。具体的には、高等女学校を「女子中学校」と名称を変更し、それに伴う①「教授時数ノ増加」、②「学科目の新設整理及教授時間数ノ整理選択科新設随意科ノ拡張」、③「教科書ノ改訂」、④「教員ノ素質ヲ向上セシムルコト」など、4項目についての改善が求められ、これらの措置を通じた高等女学校の全体的レベルの向上を最終目標としていた。

これについては、『婦人新聞』¹⁵⁹に掲載された中澤美代の説明を用いて、第三号議案をめぐる具体的な措置について確認する。中澤は、まず①の教授時数について「女学校の廿八時間乃至三十時間を中学校の三十時間乃至三十四時間に増加」する方針であったとしている。次に②の「選択科新設随意科ノ拡張」については「選択科を新設して、上級に通む人或は家庭に入る人の便宜をはかり」とし、「随意科は主として手芸といふやうなものにします」と述べている。さらに③の「教科書改訂」と④の「教員の素質」問題については、「教科書は特に女子といふ字が入れてあつて中学校より程度が低いからこれを改め、教員の素質を向上せしむること」と述べている。このような中澤の説明からは、高等女学校の「程度の低い」レベルを改め、男子の中学校並みの教育内容のレベルまで向上させるねらいを込めた改善案であったと判断できる。

ほかにも、「理科英語数学の知識は大変大切と感じます。又女子中学校を出て実社会に出た時必要なものは家事でもありますが、法制の知識がなければならぬと思ひますが如何でせう」の質問があり、これについて中澤は「経済は家事に含めましたから法制は四年生に二時間、勿論それは少しかちるのでせうが、まづ法律を読むといふ興味を持たせる位でもよしとして、経済の方は家事で充分教へることにいたします」¹⁶⁰と答弁した。すなわち、高等女学校においても、男子中学校のみに設置された「法制・経済」と同様な科目を新設し、それに応じた教育を施すかの問題については、特に積極的な措置を取る姿勢は見当たらず、従来のレベルから少し高める程度にとどまる考えであった見ることができる。最終的には②に学科目の新設・整理を付記するなどし、ほぼ原案通りに可決された。

上記のように、民間の教育関係・女性団体によって主催された全国聯合女子教育大会では、教授時数の増加、選択科及び随意科をめぐる学科目の改善、教科書の改訂、教員の素質向上などの様々な措置を取ることで、高等女学校のレベルアップの実現を図ろうとしたと見ることができる。さらには、女子中等教育の改善だけでなく、女子の高等教育機関の設置促進、国立の諸高等教育機関の女性への開放、といった女性の高等教育の制度的確立を強く要望するものであった点も、この時代の教育要求を色濃く反映した大会であったことが分かる。

4. 文部省による女子中等教育改革

このような動向の中で、大正後期における女子中等教育に対する文部省の姿勢について確認する。すなわち、1925（大正14）年11月に文部省が開催した「全国高等女学校長会議」において文相岡田良平は、高等女学校長を前にしておおよそ次のように挨拶した。すなわち「女子教育ニ於テモ其ノ国家観念ヲ鞏固ニシ、女子自ラ忠良ノ国民トナルノミナラズ、忠良ノ国民トナルベキ児童ヲ教養シ得ル賢母タラシムルヤウカムベキ」であるとの基本的姿勢を述べた。さらに「女子ノ人格ヲ円満ニ養成スルト同時ニ、我が婦人ノ古来ノ美德タル貞淑ニシテ節操ヲ重ンズル精神ヲ涵養スル」必要性も強調している。さらに岡田文相は、近時における「我国固有ノ醇風美俗」に悪影響を与える諸思想への警戒をも呼びかけている¹⁶¹。1920年代半ば以降の女性の政治的権利の獲得や社会的地位の向上を目標とする新たな思想の紹介や運動の展開に伴い、家庭内役割を逸脱したり、良妻賢母的規範に反するような傾向が一部に見られるようになり、文部省はそれらが女子生徒に与える影響を警戒したのであった。従来の家族主義的秩序の動揺に対する文部省の懸念は強く、このことは同省が同会議への諮問事項として、「高等女学校生徒近時ノ思想傾向ニ関シ特ニ考慮スヘキ事項如何」を掲げたことから明らかになる。

この諮問に対して全国高等女学校長会議は次の3点を答申した。すなわち、「一、現時ノ女生ハ漸次自覚シ来レルノ結果凡ソ次ノ如キ良傾向ヲ生ジタルヲ認ム」とし、具体的には「1、人格ノ観念高マレルコト」「2、独立自営ノ念強マレルコト」「3、女子ノ天分使命ヲ正解シ来レルコト」「4、批判力ノ進メルコト」「5、好學心及向上心ノ高マレルコト」「6、健

康ニ留意シ運動ヲ愛好スルニ至レルコト」¹⁶²などを提言している。この他、「二、現時女生ノ思想ノ一般的傾向ニハ特ニ憂慮スベキモノアルヲ認メズ」「三、婦徳ノ動揺ヲ拒ギ思想ヲ善導スル」¹⁶³必要があるといった答申をまとめた。

このように、文部省の諮問事項は当時の「思想傾向」が女子生徒に与える悪影響を懸念し、考慮すべきとの保守的な立場を示しているのに対して、高等女学校長の答申では女子生徒は「良傾向」にあるとの立場が示されている。すなわち、両者の間に「近時ノ思想傾向」に対する認識に相違が見られるが、女性の中高等教育を取り巻く社会的状況が変化していたことは確実であった。

さらに、1929（昭和 4）年に文部省に設けられた女子中等教育委員会が、大学教育までを展望した女子中等教育改革案をまとめたことも注目される。『女子中等教育調査委員会報告』の冒頭では「旧時ニ於ケル高等女学校ハ専ラ女子ヲ家庭ノ人タラシムルノ教養ニ着眼シ、父兄モ生徒モ皆之ヲ以テ満足セシガ、近時生徒中ニハ卒業ノ後進ンデ高等教育ヲ受ケ或ハ職業ニ就カント希望スル者少カラズ」といった現状について説明し、「抑モ女子教育ノ大本ハ之ヲ変更スルノ必要ヲ認メザレドモ、世態ノ変遷ニ鑑ミルトキハ従来ノ如キ画一ニ近キ制度ヲ改正スルノ要求ヲ生ズルハ自然ノ理ト謂ハザルベカラズ」¹⁶⁴と、基本的な方向を記している。なお、この委員会には、吉田熊次の他、阿部重孝・市川源三などの進歩的な教育学者や女子中等教育関係者の他、戸野みちゑ・堀口きみこなどの女性が、委員となっていた¹⁶⁵。

女子中等教育委員会が示した報告の意義について、湯川は①1930（昭和 5）年前後における文部省の女子中等教育改革動向を示した点、②女子高等学校の制度化を示した点、の 2 つを指摘している¹⁶⁶。高等女学校の量的拡大の迅速化とその教育に対する社会的要求の変化が女子中等教育の大幅な制度改革案をまとめさせたと言える。①の制度改革について「従来の画一的傾向を改め、制度と学科課程の改革」を提言し、新たな女子中等教育の方向性を示している。すなわち、「高等女学校の目的を従来のように良妻賢母だけに置くのではなく、就職や進学にも応じ」ようとし、そのためには「実科高等女学校を高等女学校に包含し、従来の専攻科を高等科の一部とする方針を示した」¹⁶⁷。②女子高等学校の制度化問題については、高等女学校の名称は「現在ノ儘」¹⁶⁸とし、学科課程については、学科科目を基本科目と増課科目の 2 種に分けるなどの方策を示した。基本科目は「女子ノ高等普通教育トシテ何人ニモ須要ナル最小限度ノ知識技能ヲ授クルモノ」にし、増課科目は「生徒ノ能力、趣味、志望、土地ノ状況等ニ依リテ適当ニ選択履修セシムルモノ」¹⁶⁹と定めるなど、従来の学科目と異なる方向を打ち出している。また、加設科目として「法制及経済ハ之ヲ公民科ト改メ其ノ内容ヲ修正シ且修身ト密接ナル関係ヲ保タシメテ『修身及公民科』」とし、かつこれを基本科目の中に設置することとしている。なお、基本科目の家事と裁縫を「家事及裁縫」に名称を改めている¹⁷⁰。

さらに、「各学科目教授要綱」に制定された基本科目の「修身及公民科」に着目すると、「教育ニ関スル勅語」「戊申詔書」「国民精神作興ニ関スル詔書」などに重点を置くことに

している。第1学年ないし第3学年においては「生徒心得、作法、道徳の要領（心身ノ修養、家生活、社会生活、国家生活、国際生活ニ関スルモノ）」に関する内容、第4学年及び第5学年においては「道徳ノ原理、社会生活ノ原理、国民道徳、現代思想ノ批判、憲政自治ノ要領、日常生活ニ適切ナル法制上、経済上、社会上ノ事項」¹⁷¹に関する内容を教授するものとされている。

一方、修身科を教授する実際に当たっては「生徒ノ思想年齢ニ応ジテ實際生活ニ適切ナラシメ常ニ女徳ノ涵養ニカメンコトヲ要」し、「国民道徳ノ教授ニ就キテハ一層力ヲ致シ建國ノ体制、国体ノ本義ヲ明カナラシムルベシ」、さらに「道徳ノ原理、社会生活ノ原理及現代思想ノ批判ハ特ニ国民道徳ノ根拠ニ対シテ確信ヲ与フルコトヲ主眼トスベシ」¹⁷²といった、教授する際の注意事項が記されている。

上記の女子中等教育の改善案について、湯川は「画期的なものであり、一定の重みがあると理解しなければならない」と指摘し、このような改善案は「女子中等教育を時代の変化にあわせて改革することとし、高等科の不振状況を改め、制度上の位置づけを明確にする方針」であったと記している¹⁷³。続けて、高等科の改善案は「大正半ば以降民間で模索されていた方向を反映させたもの」で、「女子高等学校の卒業者に大学入学資格を認めようとした点」に特に注目すべきであると指摘している。しかし「高等科の一部を女子高等学校とする案」は、「便宜的性格から否定されて純粋な女子高等学校の制度が答申される」ことになり、「政策実施レベルでは受け入れ難い内容を含んでいた」と結論づけている。さらに、進歩的な教育学者や女子中等教育関係者が作成したこの報告書に反して、文部省は「実現性を重視し、大きな制度上の改変をさける方針をとっていたためでもあった」と捉え、「高等科の女子高等学校化は、単に女性の大学入学を制度化するだけではなく、将来における官立女子大学や私立女子大学の制度化にも連動する問題も含み、家族主義的性別役割観を基本とする女子教育政策や社会制度に変更を求めかねないものであった」と分析している。結果として、このような女子中等教育改善案は、制度改革の実現までには至らなかったのである。

註：

¹ 文部省『学制百年史』資料編（ぎょうせい、1972年）485～487頁。

² 『臨時教育会議要覧』（奥付無し）1頁。

³ 『臨時教育会議（総会）速記録』第23号、1～3頁。

⁴ 『同前書』第23号、5～6頁。

⁵ 『同前書』第23号、5～6頁。

⁶ 『臨時教育会議要覧』134～136頁。

⁷ 「希望事項」は、「女学校ノ校長及視学委員ニハ学識経験ニ富メル適良ノ女子ヲ任用スルノ途ヲ講セラレムコトヲ望ム」というものであった（『臨時教育会議要覧』136頁）。

- 8 『臨時教育会議要覧』 136～137 頁。
- 9 『同前書』 138 頁。
- 10 『同前書』 139 頁。
- 11 『同前書』 140 頁。
- 12 『同前書』 141 頁。
- 13 『臨時教育会議（総会）速記録』 第 23 号、9～10 頁。
- 14 『同前書』 第 23 号、58 頁。
- 15 『同前書』 第 23 号、62 頁。
- 16 海後宗臣『臨時教育会議の研究』（東京大学出版社、1960 年）742 頁。
- 17 『臨時教育会議（総会）速記録』 第 23 号、65～68 頁。
- 18 『同前書』 第 23 号、68～70 頁。
- 19 『同前書』 第 23 号、58 頁。
- 20 海後宗臣『臨時教育会議の研究』 747 頁。
- 21 『前掲書』 第 23 号、58～61 頁。
- 22 海後宗臣『臨時教育会議の研究』 750 頁。
- 23 『臨時教育会議（総会）速記録』 第 23 号、31～32 頁。
- 24 『同前書』 第 23 号、55～56 頁。
- 25 『臨時教育会議（総会）速記録』 第 25 号、40 頁。
- 26 『同前書』 第 23 号、6 頁。
- 27 『同前書』 第 23 号、56～57 頁。
- 28 『臨時教育会議要覧』 139 頁。
- 29 『臨時教育会議要覧』 139～140 頁。
- 30 『臨時教育会議（総会）速記録』 第 25 号、27 頁。
- 31 『同前書』 第 25 号、24～26 頁。
- 32 湯川次義『近代日本の女性と大学教育』（不二出版、2003 年）102～103 頁。
- 33 海後宗臣『臨時教育会議の研究』 756 頁。
- 34 湯川次義『前掲書』 112 頁。
- 35 『臨時教育会議要覧』 143～144 頁。
- 36 湯川次義『前掲書』 105 頁。
- 37 『臨時教育会議（総会）速記録』 第 23 号、57 頁。
- 38 湯川次義『前掲書』 105～106 頁。
- 39 与謝野晶子「粘土自像」『太陽』 24 卷 1 号（1918 年 1 月）80 頁。
- 40 教育史編纂会『明治以降教育制度発達史』 第 5 卷（龍吟社、1939 年）358～359 頁。
- 41 小山静子『良妻賢母という規範』（勁草書房、2007 年）188 頁。
- 42 教育史編纂会『明治以降教育制度発達史』 第 5 卷、362～363 頁。
- 43 中寫邦「大正期の女子教育」（日本女子大学女子教育研究所『大正の女子教育』、国土社、1975 年）21 頁。
- 44 中島半次郎「世界に依る女子教育方針の変動」（『婦人問題』 第 1 卷第 3 号、1918 年 12 月 1 日）314～315 頁。
- 45 市川源三「感想種々」『鷗友会誌』 第 30 号（1924 年 9 月）3～4 頁。
- 46 本間久雄「高等女学校修身教科書を批評して其の改善を促す」（『増補 現代の婦人問題』 天佑社、1923 年）325 頁。
- 47 赤司鷹一郎「普通教育近時の傾向」国民教育奨励会『教育五十年史』（民友社、1922 年）385～386 頁。
- 48 「第一回全国高等女学校長協議会要録」（文部省普通学務局、1918 年）49 頁。（高等女学校研究会『高等女学校資料集成』 第 6 卷、大空社、1989 年）。
- 49 三輪田元道「女子教育の改善」（『教育時論』 1206 号、1918 年 10 月）3 頁。

- 50 寺田勇吉「戦後の女子教育」(『教育時論』1214号、1919年1月)29頁。
- 51 湯川次義『前掲書』131頁。
- 52 「『婦人問題』の創刊に就て」(『婦人問題』第1巻第1号(1918年10月)1頁。
- 53 日本女子大学女子教育研究所『大正の女子教育』(国土社、1975年)7~8頁。
- 54 日本女子大学女子教育研究所『同前書』278~279頁。
- 55 中嶋邦「女性差別と人権の歴史」、磯村英一・一番ヶ瀬康子・原田伴彦編集『講座女性と差別 3 人権』(雄山閣、1985年)67頁。
- 56 山川菊栄「無産政党と婦人の要求」(『婦人運動』5巻11号、1927年12月)9頁。
- 57 宮田修「時代思潮と女子教育方針」(『帝国教育』444号、1919年7月)14頁。
- 58 市川房枝編集・解説『日本婦人問題資料集成』第2巻(ドメス出版、1977年)167頁。
- 59 国立教育研究所『日本近代教育百年史 5 学校教育(3)』(1974年)222頁。
- 60 『臨時教育会議要覧』136~137頁。
- 61 小山静子『前掲書』191頁。
- 62 湯川次義『前掲書』128~129頁。
- 63 与謝野晶子「女子と高等教育」(『女人創造』(白水社、1920年)238頁。
- 64 大野芳磨「現代婦人と女子教育」(『教育時論』1277号、1920年10月)10頁。
- 65 山脇玄「女子職業教育の必要」(『婦人公論』第2年第3号、1917年3月)41頁。
- 66 橋元半次郎「軟弱なる現代の女子教育」(『教育時論』1118号、1916年5月)11~12頁。
- 67 山崎兼次郎「女子教育の本義」(『帝国教育』452号、1920年3月)75頁。
- 68 市川源三「教育の社会化と女子教育」(『教育時論』1342号、1922年7月)5頁。
- 69 草生政恒「女子の従順と服従」(『教育時論』1142号、1917年1月)27頁。
- 70 鳩山春子「賢母良妻の第一義」(『教育時論』1238号、1919年9月)29~30頁。
- 71 山脇房子「娘を嫁入らすために」(『婦人公論』第1年第7号、1916年7月)18頁。
- 72 槇山栄次「女子教育と家庭」(『教育時論』1238号、1919年9月)9頁。
- 73 高田早苗「女子教育の方針」(『婦人公論』第1年第2号、1916年2月)2~3頁。
- 74 宮田修「何の為に娘を女学校に入れるか」(『婦人公論』第1年第6号、1916年6月)38頁。
- 75 安部磯雄「現代婦人の行くべき道」(『婦人公論』第1年第1号、1916年1月)4頁。
- 76 もろさわようこ編 与謝野晶子『激動の中を行く』(新泉社、1970年)121頁。
- 77 下田歌子「現代の女子教育に就いて」(『教育時論』1051号、1914年6月)5~6頁。
- 78 田中孝子「女子教育改良の要点」(『教育時論』1272号、1920年8月)7頁。
- 79 渡辺英一「男女共学問題」(『教育界』19巻10号、1920年8月)7~10頁。
- 80 湯川次義『前掲書』140~141頁。
- 81 湯川次義『同前書』142頁。
- 82 新井誠夫「女子職業上より見たる女教員問題」(『帝国教育』413号、1916年12月)82~83頁。
- 83 新井誠夫「女子職業上より見たる女教員問題」(『帝国教育』413号、1916年12月)85頁。
- 84 市川源三「移り行く女学生の思想」(『教育時論』1433号、1925年4月)18頁。
- 85 佐藤紫峰「教育時言(三)」(『教育時論』1285号、1920年12月)4~5頁。
- 86 寺田勇吉「戦後の女子教育」(『教育時論』1214号、1919年1月)28頁。
- 87 山脇玄「女子職業教育の必要」(『婦人公論』第2年第3号、1917年3月)39頁。
- 88 平塚らいてう「現代の女学校教育に対する女学生としての不平」(『婦人公論』第1年第7号、1916年7月)42頁。
- 89 小山静子『前掲書』221頁。
- 90 「大正期における高等女学校の制度的改革論議に関する一考察~高等女学校長会議を中

- 心に〜」(『学術研究』人文科学・社会科学編 第62号、2014年) 1~12頁。
- ⁹¹ 水野真知子『高等女学校の研究：女子教育改革史の視座から 下』(野間教育研究所、2009年) 87頁。
- ⁹² 山本礼子・福田須美子「高等女学校の研究(第三報) —高等女学校長会議を中心に—」(和洋女子大学紀要第28集 文系編、1988年) 125頁。
- ⁹³ 「全国高等女学校長実科高等女学校長会議要項」(文部省普通学務局、1914年) 14頁。(高等女学校研究会『高等女学校資料集成』第5巻、大空社、1989年)。
- ⁹⁴ 「全国高等女学校長会議要録」(文部省普通学務局、1925年) 27頁。(高等女学校研究会『前掲書』第6巻、大空社、1989年)。
- ⁹⁵ 「全国高等女学校長会議」(文部省普通学務局、1929年) 3~5頁。(高等女学校研究会『前掲書』第7巻、大空社、1989年)。
- ⁹⁶ 水野真知子『高等女学校の研究：女子教育改革史の視座から 上』(野間教育研究所、2009年) 440頁。
- ⁹⁷ 水野真知子『同前書』449頁。
- ⁹⁸ 水野真知子『同前書』440頁。
- ⁹⁹ 水野真知子『同前書』449頁。
- ¹⁰⁰ 水野真知子『同前書』454頁。
- ¹⁰¹ 水野真知子『同前書』453頁。
- ¹⁰² 水野真知子『同前書』454頁。
- ¹⁰³ 水野真知子『同前書』455頁。
- ¹⁰⁴ 水野真知子『同前書』461頁。
- ¹⁰⁵ 水野真知子『同前書』468頁。
- ¹⁰⁶ 「全国高等女学校長会議要録」(文部省普通学務局、1925年) 27頁。(高等女学校研究会『前掲書』第6巻、大空社、1989年)。
- ¹⁰⁷ 「全国高等女学校長会議要録」(文部省普通学務局、1925年) 87頁。(高等女学校研究会『前掲書』第6巻、大空社、1989年)。
- ¹⁰⁸ 水野真知子『高等女学校の研究：女子教育改革史の視座から 上』(野間教育研究所、2009年) 471頁。
- ¹⁰⁹ 「全国高等女学校長会議」(文部省普通学務局、1929年) 12~13頁。(高等女学校研究会『前掲書』第7巻、大空社、1989年)。
- ¹¹⁰ 文部省『勝田文部大臣訓示演説』(文部省内印刷室、1929年) 97頁。
- ¹¹¹ 水野真知子『高等女学校の研究：女子教育改革史の視座から 上』(野間教育研究所、2009年) 452頁。
- ¹¹² 水野真知子『同前書』461頁。
- ¹¹³ 「全国高等女学校長会議要録」(文部省普通学務局、1925年) 138~139頁。(高等女学校研究会『前掲書』第6巻、大空社、1989年)。
- ¹¹⁴ 湯川次義『前掲書』274頁。
- ¹¹⁵ 水野真知子『高等女学校の研究：女子教育改革史の視座から 上』(野間教育研究所、2009年) 440頁。
- ¹¹⁶ 水野真知子『同前書』451頁。
- ¹¹⁷ 水野真知子『同前書』463頁。
- ¹¹⁸ 水野真知子『同前書』451頁。
- ¹¹⁹ 山本礼子・福田須美子「前掲論文」136頁。
- ¹²⁰ 水野真知子『高等女学校の研究：女子教育改革史の視座から 上』(野間教育研究所、2009年) 461頁。
- ¹²¹ 「全国高等女学校長会議要録」(文部省普通学務局、1925年) 141頁。(高等女学校研究会『高等女学校資料集成』第6巻、大空社、1989年)。

- 122 「全国高等女学校長会議要録」(文部省普通学務局、1925年) 85頁。(高等女学校研究会『同前書』第6巻、大空社、1989年)。
- 123 「全国高等女学校長会議要録」(文部省普通学務局、1925年) 109頁。高等女学校研究会『同前書』第6巻、大空社、1989年)。
- 124 水野真知子『高等女学校の研究：女子教育改革史の視座から 上』(野間教育研究所、2009年) 451頁。
- 125 「全国高等女学校長会議要録」(文部省普通学務局、1925年) 76頁。(高等女学校研究会『同前書』第6巻、大空社、1989年)。
- 126 水野真知子『高等女学校の研究：女子教育改革史の視座から 上』(野間教育研究所、2009年) 440頁。
- 127 水野真知子『同前書』451頁。
- 128 水野真知子『同前書』454頁。
- 129 水野真知子『同前書』454頁。
- 130 水野真知子『同前書』440頁。
- 131 「第一回全国高等女学校長協議会要録」(文部省普通学務局、1918年) 53頁。(高等女学校研究会『同前書』第6巻、大空社、1989年)。
- 132 「全国高等女学校長会議要録」(文部省普通学務局、1925年) 31頁。(高等女学校研究会『同前書』第6巻、大空社、1989年)。
- 133 水野真知子『同前書』454頁。
- 134 水野真知子『同前書』461頁。
- 135 湯川次義『前掲書』274頁。
- 136 水野真知子『高等女学校の研究：女子教育改革史の視座から 上』(野間教育研究所、2009年) 440頁。
- 137 水野真知子『同前書』451頁。
- 138 水野真知子『同前書』456頁。
- 139 水野真知子『高等女学校の研究：女子教育改革史の視座から 上』(野間教育研究所、2009年) 464頁。
- 140 水野真知子『同前書』468頁。
- 141 水野真知子『同前書』468頁。
- 142 水野真知子『同前書』440頁。
- 143 「第一回全国高等女学校長協議会要録」(文部省普通学務局、1918年) 58頁。(高等女学校研究会『同前書』第6巻、大空社、1989年)。
- 144 「第一回全国高等女学校長協議会要録」(文部省普通学務局、1918年) 60～61頁。(高等女学校研究会『同前書』第6巻、大空社、1989年)。
- 145 水野真知子『高等女学校の研究：女子教育改革史の視座から 上』(野間教育研究所、2009年) 464頁。
- 146 水野真知子『同前書』468頁。
- 147 湯川次義『前掲書』274頁。
- 148 湯川次義『同前書』408頁。
- 149 水野真知子『高等女学校の研究：女子教育改革史の視座から 上』(野間教育研究所、2009年) 444頁。
- 150 水野真知子『同前書』451頁。
- 151 水野真知子『同前書』452頁。
- 152 水野真知子『同前書』456頁。
- 153 水野真知子『同前書』466頁。
- 154 水野真知子『同前書』469頁。
- 155 「第一回全国高等女学校長協議会要録」(文部省普通学務局、1918年) 147頁。(高等女

- 学校研究会『同前書』第6巻、大空社、1989年)。
- 156 「第一回全国高等女学校長協議会要録」(文部省普通学務局、1918年) 157頁。(高等女学校研究会『同前書』第6巻、大空社、1989年)。
- 157 湯川次義『前掲書』273頁。
- 158 「全国聯合女子教育大会」(『婦女新聞』1337号、1926年1月24日) 20面。
- 159 「全国女子教育大会議事要録」(『婦女新聞』1342号、1926年2月28日) 8面。
- 160 「全国女子教育大会議事要録」(『婦女新聞』1342号、1926年2月28日) 9面。
- 161 「全国高等女学校長会議要録」(文部省普通学務局、1925年) 27頁。(高等女学校研究会『前掲書』第6巻、大空社、1989年)。
- 162 「全国高等女学校長会議要録」(文部省普通学務局、1925年) 32頁。(高等女学校研究会『同前掲』第6巻、大空社、1989年)。
- 163 「全国高等女学校長会議要録」(文部省普通学務局、1925年) 32～33頁。(高等女学校研究会『前掲書』第6巻、大空社、1989年)。
- 164 文部省普通学務局『女子中等教育調査委員会報告』(1930年) 1頁。
- 165 湯川次義『前掲書』585頁。
- 166 湯川次義『同前書』555頁。
- 167 湯川次義『同前書』556頁。
- 168 文部省普通学務局『女子中等教育調査委員会報告』(1930年) 2頁。
- 169 文部省普通学務局『同前書』4頁。
- 170 文部省普通学務局『同前書』4頁。
- 171 文部省普通学務局『同前書』15頁。
- 172 文部省普通学務局『同前書』16頁。
- 173 湯川次義『前掲書』561～562頁。

第5章 大正・昭和初期の修身教科書に見る女性像の変容

本章では、大正期に出版された高等女学校用修身教科書の中から、沢柳政太郎編『改訂女子修身訓』(1924年)、下田次郎編『女子新修身書』(改訂版、1925年)、井上哲次郎編『井上女子修身教科書』(1925年)を取り上げて分析し、この時期の修身教科書に描かれた良妻賢母的素養や理想の女性像を明らかにする。特に、婦人問題が顕在化し、その解決が求められた大正デモクラシー期において、女子中等教育理念としての良妻賢母が修身教科書の中にどのように投影され、どのような教材として示されたのかに着目し、この時期における良妻賢母教育の内容的特質や女性像の変容の一端を明らかにすることを目的としている。すなわち、第4章で考察した1920(大正9)年頃から見られた女性観の変容や女子中等教育をめぐる改革論議が、高等女学校の修身教科書にどのような変化をもたらしたのかという観点、さらには影響を受けず堅持された素養はどのようなものであったのかという、2つの観点を中心に分析し、この時期における良妻賢母教育の内容的特質とその変容の一側面を究明する。

さらには、教授用書として編纂された下田次郎編『女子新修身書教授備考』、井上哲次郎編『井上女子修身教科書教授備考』を教科書と合わせた形で分析し、この修身教科書の編纂意図や教材解釈等も明らかにする。

第1節 修身科の法規上の改正

上記の課題を検討する前提として、①1920(大正9)年の高等女学校令施行規則による修身科教授時数の変化、②1911(明治44)年の「高等女学校及実科高等女学校教授要目」に見る修身科教育、③修身科の時間配当及びその特徴、について改めて確認する。

1. 1920年の高等女学校令施行規則改正による修身科教授時数の変化

1920(大正9)年7月6日、「高等女学校令中改正ノ件」が公布されたが、主な改正点は以下の点にあった¹⁾。第1に、高等女学校令の第1条では「高等女学校ハ女子ニ須要ナル高等普通教育ヲ為スヲ以テ目的トス」との従来の規定に、新たに「特ニ国民道德ノ養成ニ力メ婦徳ノ涵養ニ留意スヘキモノトス」という文言が加えられた点である。第2に、高等女学校の修業年限について、従来4年を基本とするものから、「五箇年又ハ四箇年」(第9条)とする規定に改められた。第3に、「高等科、専攻科又ハ補習科ヲ置ク」(第12条)と規定され、従来専攻科に加えて、新たに高等科を設置できることになった。また、同年7月21日に高等女学校令施行規則中に改正が行われ、毎週教授時数にも若干の変化がみられた。

以上の改正点からも明らかなように、大正半ば以降の時期においても、婦徳の養成に重点を置くとともに、新たに「国民道徳ノ養成」加えられ、高等女学校の教育目的も明治期以来の良妻賢母主義教育を貫徹しようとしたと言える。さらに、修業年限の延長や高等科の設置などを図ることで、高等女学校教育の充実を図ろうとしたと言えよう。

次に、1920（大正 9）年に発布された「高等女学校令中改正ノ件」と「高等女学校令施行規則改正ノ件」による高等女学校学科目の毎週教授時数を確認する。なお、この改正では、高等女学校の修業年限は「5 年制」・「4 年制」・「3 年制」の 3 つの種類があったが、以下では多くの高等女学校が 4 年制であったため、ここでは 4 年制の授業時数を確認する。表 5-1 は、修業年限 4 年の高等女学校令施行規則の改正前と改正後の毎週教授時数を一覧にまとめたものである。

表 5-1 1920 年の「高等女学校令施行規則中改正」による毎週授業時数の変化

学科目	第一学年		第二学年		第三学年		第四学年	
	1901 年	1920 年	1901 年	1920 年	1901 年	1920 年	1901 年	1920 年
修身	2	2	2	2	2	1	2	1
国語	6	6	6	6	5	5	5	5
外国語	3	3	3	3	3	3	3	3
歴史・地理	3	3	3	3	2	2	3	2
数学	2	2	2	2	2	3	2	3
理科	2	2	2	2	2	3	1	3
図画	1	1	1	1	1	1	1	—
家事	—	—	—	—	2	2	2	4
裁縫	4	4	4	4	4	4	4	4
音楽	2	2	2	2	2	1	2	—
体操	3	3	3	3	3	3	3	3
教育								
手芸								
計	28	28	28	28	28	28	28	28

（注：『高等女学校関係法令の沿革』1941 年、25 頁・149 頁を引用）

表 5-1 に示したように、1901（明治 34）年の「高等女学校令施行規則」と比べて 1920（大正 9）年の「高等女学校令施行規則改正」では、第 3・4 学年における「数学」と「理科」の 2 科目が毎週 1 時間ずつ増加し、第 4 学年における「家事」科では毎週 2 時間教授時数が増加したことが分かる。一方、「修身」科（第 3・4 学年）と「音楽」科（第 3 学年）では毎週 1 時間ずつ削減されている。すなわち、毎週教授時数の増減は第 3・4 学年のみで

見られ、高学年における理数科教育の充実を図ったものと考えられる。

さらに、修業年限5年と4年の高等女学校の毎週教授時数を比べると、総時間数（28時間）は変わりはない。しかし、その内、「数学」・「理科」・「家事」の毎週時間数は従来の時間数に比べて少し増加したものの、「修身」や「音楽」の時間数はやや減少している。このように、1920（大正9）年の施行規則における毎週教授時数の改正の根底には、第一次世界大戦の影響を受け、新たに科学思想の導入や家事の基礎である理科知識を与えることが重視され、家庭生活を営む際に必要な知識技能の育成に力を注ごうとする意図があったと考えられる。この点は、前章で考察した臨時教育会議答申を反映したものと言える。

2. 1911年の「高等女学校及実科高等女学校教授要目」に見る修身科教育

既述したように1901（明治34）年3月に初めての「高等女学校教授要目」が公布され、1911（明治44）年4月には実科高等女学校制度創設に伴う「高等女学校及実科高等女学校教授要目」が公布された。1911（明治44）年の「高等女学校及実科高等女学校教授要目」については、すでに第2章で確認を行いました。ここでは大正期の修身教科書を分析する前提として、その内容について再確認を行う。なお、実科高等女学校では、修業年限として4年制・3年制・2年制が存在したが、ここでは4年制の教授要目を検討する。その具体的な内容をまとめると、表5-2のようになる。

表5-2 1911（明治44）年の高等女学校及び実科高等女学校教授要目（修身科）

第一学年及 第二学年	生徒心得	学校・家庭・国家及社会ニ関聯シテ日常心得ヘキ事項ヲ教授シ生徒タルノ本分ヲ明ニ悟ラシムヘシ
	教育ニ関スル勅語	勅語ノ全文ニ就キテ丁寧慎重ニ述義シ且之ヲ暗誦・暗寫セシムヘシ
	道德ノ要領	誠実 勤勉 貞淑 温良 忍耐 廉恥 節制 身体ノ鍛錬等 孝行 友愛等 敬愛 従順 信義 恭儉 礼節 同情 寛恕 謝恩等 忠君 愛国等 以上ノ事項ハ適切ナル例話ヲ学ケテ平易ニ教授スヘシ
	作法	
第三学年及 第四学年	戊申詔書	詔書ノ全文ニ就キテ述議シ聖旨ノ存スル所ヲ知ラシムヘシ
	道德ノ要領	皇位及ノ皇室 国 国体 臣民 家 祖先 父母 兄弟・姉妹 親族 僕婢

		夫婦 舅姑 夫ノ兄弟・姉妹 子女 社会の秩序 風俗 公益 職業 名誉 財産 人格 女子ノ本分
	我国道德ノ特質	我国道德ノ由来 祖先尊崇 忠孝一致 愛国奉公
	作法	

(注:教育史編纂会『明治以降教育制度発達史』第5巻、1939年、292～293頁により作成)

1911(明治44)年の高等女学校教授要目中の修身科の内容について簡単に検討すると、第1・2学年(毎週2時間)は①生徒心得、②教育ニ関スル勅語、③道德の要領の3領域、第3・4学年(毎週2時間)は④戊申詔書、⑤道德の要領、⑥我国道德の特質の3領域によって構成するものとされている。そして、修業年限5年の高等女学校の場合は、第3・4学年の項目を第3学年から第5学年に適宜配当するものとされていた。この他、各学年において「作法」を教授することとされていた。注目すべき点として、この教授要目では各教科の教授事項の後に「注意」の項目が加えられた。高等女学校修身科だけの「注意」として、どの教授事項についても「本邦古来ノ女子ノ美風ニ鑑ミテ適切ナル教授ヲ為シ婦徳ヲ養成センコトヲカメ殊ニ『家』ニ就キテハ意ヲ用ヒテ教授センコトヲ要ス」²という内容が記された。これにより婦徳の涵養と家についての理解に力を注ぐことが、高等女学校修身科の特徴であることが改めて確認できる。

このように、1911(明治44)年に公布された「高等女学校及実科高等女学校教授要目」の内容は、1901(明治34)年に定められた「高等女学校教授要目」では見られなかった、新たな項目として「教育ニ関スル勅語」「戊申詔書」「我国道德ノ特質」などが登場したのである。すなわち、1910年代初頭以降の高等女学校の教育目標は、明治後期から強調してきた良妻賢母主義の理念に、新たに国家発展のために必要な道德標準が加えられたことが分かる。この背景としては、1904(明治37)年の日露戦争の影響を受け、日本の経済は不況に陥り、国民の精神も強い打撃を受け、これからの状況から立ち直るために、確固とした精神力をもつ国民の育成が求められたことが指摘できる。その中で、特に次世代の育成に重要な役割を果たす女子教育の必要性が問われ、「忠孝一致」「愛国奉公」の国民道德の教育が強調されたものであった。その根底には、1908(明治41)年の戊申詔書があり、そこに示された国民道德のあり方を強く反映した内容に改められたと言える。

3. 修身科の時間配当及びその特徴

ここでは、修身教科書を分析する前提として、高等女学校で行われていた修身科の教授時間数や教授要項などについて確認する。まず、1923(大正12)年の三重県立高等女学校の「本科学科課程表及び其の毎週教授時数」を用いて、教授時数を確認する。

表 5-3 三重県立高等女学校の本科学科課程表及び其の毎週教授時数（1923 年）

	第一学年	毎週 時数	第二学年	毎週 時数	第三学年	毎週 時数	第四学年	毎週 時数
修身	生徒心得、教育ニ関スル勅語、 道徳ノ要領、 作法	二	同上	二	戊申詔書、 道徳ノ要領 我国道徳ノ 特質	一	同上	一
国語	講読、作文、 習字	七	講読、作文 及び文法、 習字	七	同上	五	講読、 作文	四
英語	発音、綴方、読 方及訳解話方 及作文、書取、 習字	三	読方及訳 解、話方及 作文書取、 習字	三	読方及訳 解、話方及 作文書取	四	同上	四
地理 ・ 歴史	日本歴史 日本地理	一 二	日本歴史、 満州地理 世界地理	二 一	東洋歴史 世界地理	一 一	西洋歴史 地理概説	一 一
数学	算術	三	算術、代数	三	代数、幾何	三	幾何、既 習事項の 概説	四
理科	植物、動物	二	動物、生理 及衛生	二	鉱物、化学	四	物理	四
図画	写生画、臨画、 考案画	一	同上	一	同上	一		
家事					家内ノ整理 家事衛生飲 食物調理育 児養老及看 病家事経済 家計簿記実 習	二	同上	三
裁縫	運針、普通衣類 裁方縫方	五	同上	五	同上	四	同上、ミ シン用法	四
音楽	楽典、基本練 習、歌曲	一	同上	一	同上	一		

体操	体操、教練、 遊戯	三	同上	三	同上	三	同上	三
法制經濟 又ハ教育								一
計		30		30		30		30

(注：『松阪高等学校九〇年史』37頁を引用)

このように、大正期の修身科は、第1・2学年では週あたり2時間、第3・第4学年では週1時間、授業が行われていたことが分かる。

次に、明治後期、大正期そして昭和初期の3つの段階に分けて、第1学年から第4学年までのそれぞれの学年で行われた修身科の教授要項について確認する。表5-4は、全国高等女学校で実際に使われたものをまとめて作成した。

表5-4 高等女学校本科教育課程における修身科目内容の一例

	第一学年	第二学年	第三学年	第四学年
明治後期	人倫道德ノ要旨 作法	同左	同左	同左
大正後期	生徒心得 教育ニ関スル勅語 道德ノ要旨 作法	同左	戊申詔書 道德ノ要旨 我国道德ノ特質 作法	同左
昭和初期	道德ノ要領 作法	同左	道德ノ要領 法制ノ大要	同左

(注：『一女高百年史』『創立七十周年記念誌』『東京都立駒場高等学校創立六十周年』を参考に作成)

表5-4により、修身科の教授要項をその時代ごとに確認すると、明治期においては「人倫道德ノ要旨」³を中心とした教えがほとんどであり、大正期においては第1学年・第2学年においては「生徒心得」「教育ニ関スル勅語」など、道德や作法を中心とした内容であり、第3学年・第4学年では「我国道德ノ特質」⁴など、1911（明治44）年の「高等女学校及実科高等女学校修身教授要目」と1920（大正9）年の「高等女学校令中改正ノ件」で定められた内容を中心としたものであった。また、昭和初期では道德と作法のほかにも、「法制ノ大要」⁵も教授していたことが特徴と言える。当然なことながら、実際においても教授要目で定められた内容と一致した教育が行われていたとすることができる。

第2節 沢柳政太郎編『改訂修身教科書』（1924年）に見る良妻賢母的素養

第2節から第4節では、大正後期の修身教科書に示された良妻賢母的要素と、この時期に現れた新たな教材内容に注目しながら、3冊の高等女学校修身教科書を分析するが、はじめに、これらの教科書を選定した理由をごく簡単に記しておきたい。

本間久雄の『現代の婦人問題』によれば、1920（大正9）年当時全国の高等女学校で多く用いられていた修身教科書として、沢柳政太郎、井上哲次郎、下田次郎、小林照朗、山本良吉、吉田静致の著したものや、文部省編纂の教科書があげられている⁶。当時広く普及していたと見られるこれらの修身教科書の中から、下記のような理由から、本章では沢柳政太郎編『改訂修身教科書』（1924年）・下田次郎編『女子新修身書』（改訂版、1925年）・井上哲次郎編『井上女子修身教科書』（1925年）を対象にして、その内容を分析する。なお、3つの修身教科書は巻一から巻五（上級用）までの5巻から構成されており、各学年に1冊ずつ用いることとなっている。

次に、3つの修身教科書を分析する際には、個人道徳、家族道徳、社会道徳、国家道徳の4つの分析項目を設定したい。これらの分析項目は、1903（明治36）年の「高等女学校教授要目」と1911（明治44）年の「高等女学校及実科高等女学校教授要目」の修身に関する分類に基づくものである。特に家族内の女性の地位・役割、女性の本分、職業、婦人問題などの記述に注目して、大正デモクラシー期における修身教科書の内容的な特徴を検討する。

1. 教科書の選定理由とその概要

周知のように沢柳政太郎は、明治後半から末年にかけて文部官僚として教育行政上の中核的な位置を占めるとともに、その後東北・京都帝国大学総長を務め、1917（大正6）年には成城小学校を創設し、新教育運動を指導した。このような経歴の沢柳の教科書を分析対象とする理由を記すと、沢柳は女性の教育に強い関心をもち、周知のように東北帝国大学総長として初めての女性への大学の門戸開放を企画し、また晩年には帝国教育会会長として女子高等教育の振興にも尽力していることが、第1の理由としてあげられる。沢柳は明治後期から大正半ばまで、教育界をリードし、かつ女性の教育にも強い関心を持ち続けたのであり、その沢柳が編纂した高等女学校用修身教科書の内容と特徴を分析することは、良妻賢母教育の研究上意義あるものと考えられる。さらに言えば、沢柳は大正期だけでなく、明治期にも高等女学校修身教科書を編集しており、記述内容の時期的変化を分析することが可能となる。

沢柳執筆の高等女学校用修身教科書の刊行状況を高等女学校研究会の先行研究⁷によりまとめると、明治期には『女子修身訓』（1910年）、大正期には『修訂女子修身訓（修正四版）』（1913年）、『新訂女子修身訓（修正五版）』（1918年）、『改訂修身教科書（修正七版）』（1924年）、昭和期には『新訂修身訓（同修正）』（1929年）が刊行されていることが確認

できる。これらの中から、同時期に刊行された井上編や下田編の修身教科書との対比にも注目するため、また大正デモクラシー期の女性をめぐる新たな動向が反映されていると推測できることから、1924（大正13）年の『改訂修身教科書』を取り上げて分析することにした。なお、沢柳編の教科書は巻一から上級用までの五巻から構成されており、各学年に1冊ずつ用いることとなっている。

次に、沢柳編の修身教科書の分析項目を示すと、ここでは個人道徳、家族道徳、社会道徳、国家道徳の4つの分析項目を設定したい。これらの分析項目は、1903（明治36）年の「高等女学校教授要目」と1911（明治44）年の「高等女学校及実科高等女学校教授要目」の修身に関する分類に基づくものである。なお、ここで検討する1924（大正13）年の『改訂修身教科書』は、1918（大正7）年の『新訂女子修身訓』を修正したものである。主な修正点としては、①ひらがなから漢字に変更するなど表記法を変更した点、②若干新たな内容が加えられた点、③教材の内容の学年間の移動などの点、があげられる。両者の間には少し変化が見られるが、しかし良妻賢母的な素養・特徴を示した記述的内容にはほとんど変わりがなかった。

2. 教科書の目次

上述したように、沢柳編の教科書は5巻から構成されており、各学年に1冊ずつ用いることになっている。まず、目次に示されたタイトをまとめ、その概要を確認してみる。

表 5-5 沢柳政太郎編『改訂修身教科書』（1924年）の目次一覧

目次	巻一 (第1学年)	巻二 (第2学年)	巻三 (第3学年)	巻四 (第4学年)	上級用 (第5学年)
第1課	幸なる御代	修養の時機	高尚と平凡	活動	精神の發育
第2課	真の勉強	中庸の道	身心の健全	自彊息まず	知の修養
第3課	服従は快くせよ	言語の心得	善習と悪習	理性と感情	情の陶冶
第4課	物は思ひやう	淡泊の徳	公共心	常識の修養	意の鍛錬
第5課	すききらひ	ほめそしり	女子と国家	規則と例外	我を知れ
第6課	小事と大事	美しき心	女子と家	新奇を好む性	良心の作用
第7課	悪は長じ易し	善悪の追分	女芸と趣味	華を去り實に 就く	克己の価値
第8課	秩序の必要	習慣の養成	虚栄心	身心の美	幸福と人生
第9課	身心の清潔	真に恐るべき もの	真の名誉	勤儉の本義	人格の完成
第10課	おほげさに物い ふな	真に恐ろしい もの	富貴の真価	労働と職業	本務の目

第11課	譲り合ひ	恥辱とは何ぞ	羨むべきもの	社会と礼儀	徳と品性
第12課	孝と友	経済と不経済	建設は難く破壊は易し	臣民の本分	理想的生活
第13課	未熟は恥でない	考へよ	独を慎め	国家の隆替と国民の道德	道德に新旧なし
第14課	過失と後悔	無理な希望	然諾と拒絶	教育ある女子	犠牲の精神
第15課	進取と保守	寛い心	交友と読書	現代の女子	運命と努力
第16課	高等女学生	思ひ遣り	反省の要目	都会と地方	我が道德の特色
第17課	何を求めるのでせう	自利と利他	孝の真義	結婚	人間の品位
第18課	智徳の進歩の際限はない	日本人の体格	社会と風俗	女子の天職	女性の力
第19課	昭憲皇太后	日本の国旗	今日は過渡の時代	家政と国政	女性の特質
第20課	皇后陛下	日本の女子	温き心	悪行の原因	我が国女子の長所
第21課			道德は究極なるか	諸徳の相関	修飾と修養
第22課			理想の淑女	心の平和	道德の力

(注：沢柳政太郎編『改訂修身教科書』より作成)

目次をまとめたタイトルから判断できるように、国家主義の教育内容を盛り込んだものが大半の割合を占めている。また学年ごとの特徴をまとめてみると、巻一（第1学年用）・巻二（第2学年用）では個人道德を中心としたものでほとんどであり、巻三（第3学年用）・巻四（第4学年用）では家族道德や社会道德の内容が中心であった。さらに、上級用（第5学年用）では国家道德や論理的な内容を取り入れた傾向が見られる。

3. 教科書に見る良妻賢母的素養とその特徴

(1) 個人道德に関する教材

まず、個人道德についての教材の中から、良妻賢母的素養に関する記述を検討する。まず、近世に見られた「四行」（婦徳・婦言・婦容・婦巧）を女性道德の中心として記述している点が注目される。「言語の心得」（巻二の第3課）では、「品のよい言葉をつかふものは其の人柄も自ら奥ゆかしく感ぜられ」⁸と記し、女性は言葉使いに気をつけるべきと説いている。続いて「快活に会談」する能力は、家庭の中心となるべき女性のたしなみである⁹と指摘すると同時に、楽しい会話ができる女性は、「子女に良き感化」¹⁰を及ぼし、家庭の

雰囲気は快くかつ温かにするものであると記している。このように沢柳は、女性の言葉使いへの配慮と対話能力の育成を期待している。

次に、女性の「手わざ」についての記述を分析する。「女芸と趣味」（巻三の第7課）では、「女子の天職は国の単位たる、家を整理するにあり」とし、その天職をまっとうするためには、「普通の知識」「清く且つ高き品性」を養うほかに、「女芸の心得」があるべきであり、「最も必要なるは裁縫なり」と記述している¹¹。さらに「料理の道も女子の必ず心得べき」ことであり、これらの家事の技術を持つか否かは、「家庭の幸不幸に関係すること極めて大¹²なり」とまで言い切っている。沢柳編教科書の1つの特徴として、「女性と趣味の関係」を説いている点を指摘できるが、しかし沢柳が唱える「趣味」に対して、本間久雄は「結局従来の婦徳を標準とした趣味」¹³にとどまり、真の趣味の育成には言及していないと批判している。このほか、沢柳は「人格の完成」¹⁴（上級用の第9課）において、女性は家事能力を十分に身につけることにより、人格の完成を遂げることができると記述しており、男女の人格の形成方法の違いを説いた点も注目される。

さらに沢柳は、「婦徳」について、「我が国女子の長所」（上級用の第20課）で「温良貞淑の徳に富むは又我が国女子の長所なり」¹⁵と、説いている。

おおよそ以上のように、沢柳は近世以来の儒教道徳としての「四行」を女性道徳の根幹に位置づけ、「理想の淑女」（巻三の第22課）では、それを「心を誠にし、其の身を慎みて、婦徳よく修り、婦言よろしきに適ひ、婦容よく整ひて、婦功よく家事を処するを得ば、すなはち女子の理想は実現せられたるなり」¹⁶とまとめた形で記述している。

続いて、性別役割について説く部分を検討する。「女子の天職」（巻四の第18課）では、男女の天職の相違について記しているが、性別役割論に基づいて、「社会は家より成るを以て、婦人が専ら家を齎ふといふは即ち社会の基礎を治むるなり」¹⁷として、一家の健全が社会の基礎をなすものと説いている。続いて、「社会の運営は男女の分業的協力」によるが、「女子の天職は内にありて家を齎ふるに在りといふ」¹⁸と記し、女性の家庭内役割の重要性を強調するとともに、男女の役割の価値が同等であるかのように述べている¹⁹。しかし、「女子が内にありて家政を整理し得る為には」、男性が外で「一家維持の資」を得なければならないと記し、男性の経済的優位性を説いていることに留意しなければならない²⁰。「自彊息まず」（巻四の第2課）でも、家事の整理を女性の「大事業」と記すなど、性別役割論は他の箇所でも繰り返し述べられている²¹。

次に、女性の役割を全体的にまとめている点を分析する。「理想の淑女」（巻三の第22課）で、淑女とは「父母に事へて孝順、兄姉を敬ひ、弟妹を愛し、学を勉め芸を励む。既に嫁してはよく婦道を守りて家事を齊へ、貞淑の徳は高くして慈愛の情は深く、舅姑には信愛せられ、良人には敬愛せられ、子女には愛慕せられ、婢僕には心服せらる。＜中略＝引用者＞これ理想の淑女なり」²²と記述している。ここでは、両親や兄弟姉妹との関係、嫁した後の婦道・家事、舅姑との関係、夫や子女、婢僕との関係など、全体的な女性の役割を説いている。そして、理想の淑女となることは「一家の幸福」だけでなく、「社会国家

の幸福なり」²³とし、女性の役割を家・社会・国家と連続するものとして位置づけている。さらには、「女子たるものは婦徳を修めて、其の天職を全うせんことをこそ務むべきなれ。これ女子の位地を高め、天与の幸福を享樂する所以にして、やがて人間としての品位を高むる所以ぞかし」²⁴（上級用の第 17 課「人間の品位」と、女性の役割を総合的に提示している。

以上のように沢柳の説く女性の個人道徳では、儒教的素養や性別役割論が強調され、保守的色彩が濃いものであった。

（2）家族道徳に関する教材

家族道徳に関して、ここでは主に良妻と賢母、家族関係の 2 項目に分けて検討する。

良妻に関して、「女子と家」（巻三の第 6 課）では、家の繁栄と国家の発展を直結させる家族国家観に基づく論を展開した後、「家に対する務を尽くさんには、男子は外に出でて生計の資を求むべく、女子は内にありて家庭の秩序を整へ、家庭の幸福を図るべし。これ男女各々其の天職を尽くす所以なり」²⁵と記述し、男性は「社会」、女性は「家庭」という男女の役割を「天職」として位置づけている。さらに、終日奮闘している男性にとって家庭は「安息所」であり、次代の国民たるべき後継者に及ぼす家庭の感化力を説いている。すなわち、一家の発展・繁栄こそが「社会進歩の源泉」、国家の繁栄の基礎であることを強調し、その家を支えるのが「良妻」であり、それが女性の果たすべき役割であると述べている。なお、家庭を家人の「安息所」と位置づけている²⁶。

次に、賢母についての記述を取り上げる。「教育ある女子」（巻四の第 14 課）では、中流社会の家庭づくりは女性の務めであり、「内助の力」を自覚し、「忠良なる次代の国民を作るは女子の任務」²⁷であると記している。このように、中流社会の家庭づくりは女性の双肩が担うことであり、子女の薫陶における賢母の役割を強調している。

家族関係に関する教材としては、「孝の真義」（巻三の第 17 課）が見られる。そこでは、「子女の父母に事ふる道」は「従順、親愛、尊敬及び奉養」²⁸の 4 つであるとし、父母に対する孝行を説いている。続けて「学生として智徳の修養に心掛薄きものは孝子にあらず、人の妻として貞淑の徳なきものは孝女にあらず、母となりて子女の教養に心を用ゐざるものは孝女にあらざるなり。されば孝を全うせんとせば總べての道徳を実行せざるべからず」²⁹と記し、親子関係を中心とした「孝道の要訣」を提示している。

また、女性の結婚問題についても述べている。「結婚」（巻四の第 17 課）では、「一度結婚したる上は夫の家は則ち己が家となれるなれば、一生を此処に終る決心を要するは勿論、よく此の新なる一家を整へ、家族の幸福を進むる責任あることを自覚すべき」³⁰と記し、結婚後は夫の家を基にし、新しい一家を幸福にする責任を自覚すべきと説いている。

大正期においては新中間層の増加や近代家庭の形成が見られ、都市部を中心に家族の在り方に変化が生じたことに応じたためか、修身教科書でも舅姑との関係に関する内容が減少している点を確認できる。後に検討する下田や井上編の教科書中の家族道徳に関する教

材でも、両親に対する孝行、妻としての家庭内役割、理想の妻等について論じられている。沢柳編教科書でもほぼ同様の内容となっているが、沢柳編教科書においては母親の役割、家庭における母親の果たす教育機能などについてあまり言及されていないことが確認できる。

(3) 社会道德に関する教材

次に、社会道德に関する教材について考察する。「今日は過渡の時代」(巻三の第19課)では女性の社会的地位について記している³¹。そこでは、明治維新以来女性の教育も普及し、女性の地位も次第に高まっているとしつつ、しかし「男女はもと同権なり、女子も男子と同じく社会の表面に立ちて動すべきなり、など主張して思想未だ熟せざる女子を迷はしむるものもなきにあらず」と、大正半ばに展開された女性運動を批判している。続けて、「新らしき教育を受けた」者は女性の「美質」を失い、「父母長者に孝順」ではなくなると記している³²。ここでは、女性が男性と同様に社会で活動すべきとの主張は、未熟の女子生徒を迷わせるものであると批判している点が注目される。

ここで、後に分析する井上編と下田編の修身教科書と対比しながら、大正後期の修身教科書に新しい記述内容として登場し始めた、婦人問題に関する沢柳の意見を位置づけてみたい。井上は、婦人問題は「男女の同権夫婦の同格を唱ふる」ものとの理解を示し、「婦人をして男子と同等の教育を受けしめ職業に於て均等の機会と待遇とを与へ、家庭に於ても公生活に於ても男子と同一の価値を認め同等の待遇とを与ふべし」³³と記述している。さらに井上は、女性の高等教育機会の開放や民法の改正などにも言及しており、婦人問題を的確に捉え、積極的な立場に立っている³⁴。一方、下田は、女性の社会的地位の向上に一定の理解を示しながらも、「一挙にして、一切に互ってかの国<西欧諸国=引用者>の女子と同一の地位を得ようとあせり、徒らに自由解放を叫び、妄りに男子と拮抗しようとするが如きは、恰も児童が一躍して大人にならうとするやうなもの」³⁵と、1920(大正9)年前後から活発化してきた婦人問題に対して自重すべきことを説き、慎重な姿勢を示していた。以上のように、井上編の教科書は婦人問題について積極的な立場に立ち、他方下田編教科書は自重すべきと説いており、婦人問題について進歩的立場と保守な考え方が存在していたことが分かる。沢柳編教科書の位置としては、下田と同様に保守的な立場にあったと言えることができる。

次に、女性と職業の関係を論じた記述に着目する。「労働と職業」(巻四の第10課)³⁶では、最初に「女子は通常家にありて家政を整ふるを以て任」とするとの原則論を示している。続いて、「近時経済状態の変化に伴ひ女子の職業に従事するもの多きを加ふるに至れり。これ必ずしも喜ぶべきにあらざるも、亦勢の然らしむる所、己むを得ざるなり」との認識を示し、女性の就業をやむを得ない範囲で容認している。さらには、「欧州交戦国の女子が男子に代つて、あらゆる職業に従事」した事実を記し、「必要だにあらば女子の如何なる職業をも営み得ること」との考えを示している³⁷。そして、女性も「平時」でも「国家の隆

昌に貢献する覚悟」が欲しいと結論づけている³⁸。このような女性の職業についての記述は、1918（大正7）年の沢柳編の教科書にはなかった新たに加えられた内容であり、第一次大戦後の西欧における女性の職業従事の傾向を踏まえ、女性の職業への従事を日本の国力との関連で捉えるようになったものと推察される³⁹。

しかし、「温き心」（巻三の第20課）では、女性の「温かき心」と職業への従事や参政権獲得とを関連させた、注目すべき記述をしている。すなわち、沢柳は、従来は男性のものとされていた職業に女性が就くことは、「男子の荒き心を和ぐるの利ある」とし、続けて「女子が参政権を得ること」も、単に女性が男性と同様に国政に参加するだけでなく「女子の温き心を以て政治の局面を潤ほすの利あるに由る」と記している⁴⁰。女性の職業や参政権を考える際にも、女性の特性と結びつけた論を展開している点が注目される。

小山静子の研究によれば、この時期の修身教科書のほとんどが女性の職業について記述するようになった。それは、第一次世界大戦中の西欧の影響を受け、女性の能力を社会・国家的に活用すべきと考えるようになったためであるが、しかし職業の奨励も従来の性別役割を温存し、女性らしい職業に限定し、その枠組み内で容認したに過ぎなかった⁴¹。沢柳の社会道徳論においては、女性が家庭内役割を遂行することを説くとともに、女性が男性と同様に社会で活動すべきとの主張は未熟の女子生徒を迷わせるものであると批判している点が注目される。しかし、沢柳も性別役割論の範囲内での就業については容認するのであった。

（4）国家道徳に関する教材

次に、国家道徳に関する教材について検討する。「何を求めるのでせう」（巻一の第17課）では、父母の娘に対する期待について記し、高等女学校で「所定の諸学科を修めて高等普通の知識を得、品性を磨いた後、「一家の主婦としては家を整へ、又社会国家の一員としては女子にふさはしき奉仕をなす淑女となさう」⁴²と述べている。続けて、「国家は家族の集つてできたものでありますから、家々の栄はやがて国家の栄である。家の栄は賢良な婦人に依らねばなりません。されば国家の我等に望む所は我等が智徳を発達させて賢良の女子となることでありませう」⁴³と記している。このように、沢柳は女子生徒が高等女学校で学習する目的について、社会・国家の一員としての「淑女」へ成長するという父母の期待を示しつつ、最終的には家族国家観に基づき、国家繁栄の基盤としての家庭を支える「賢良の女子となる」べきと説いている。

また、「女子と国家」（巻三の第5課）では、「国民たるものは、其の男たると女たるとを問はず、皆国の為にくすべき義務を有す」⁴⁴るものの、男女の報国の道は異なると述べている。そして、平時における女性の報国の道として⁴⁵、「学ヲ修メ業ヲ習ヒ、以テ智能ヲ啓発シ徳器ヲ成就シ」、「常ニ国憲ヲ重シ、国法ニ遵ヒ」、「忠実業ニ服シ、勤儉産ヲ治メ」、「信義を守り、浮華を戒め、己の本分を尽くして自彊息むことなく、よく家政を整へて、心を子女の教育に用ふるにあり」と説いている。続けて、もし国に「大事」があれば「義

勇公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼」させることは「臣子の本分なり」と、女性の国家に対する務めを記している。このように、「教育ニ関スル勅語」を援用しつつ、女性も国家のために尽くすべき義務を有し、その義務を果たすべきであることを強調している。そして女性が男性と同様に戦争には参加できなくても、女性の本分を尽すことの他に、家政の管理、軍人遺族の救護、看護婦として傷病兵を慰めることも、報国の方法であると述べている。

「現代の女子」（巻四の第15課）では、「一等国としての日本」の「品位」を高めるためには、女性の力が必要であることを述べ、「齋家の重任が専ら女子の双肩にかかるはいふも更なり、慈善、博愛、感化、矯風、看病等に関する諸事業は、皆情に富める女子の尽力を待ちつつあり」と、幅広い社会事業への女性の参加を期待している⁴⁶。さらには、「国家の良俗は家庭の美風より成り、家庭の美風は主婦の心掛によりて生ず」⁴⁷とも記している。

「わが道德の特色」（上級用の第16課）では、国民道德の特色は「忠孝一本」⁴⁸の大義にあると指摘し、「家族が其の家長に服従するは、祖先の威霊に服従する所以にして、此の関係は我が国民の宗家たる皇室に拡充せらるべきは当然なり」⁴⁹と記している。このように、家族本位の日本においては孝行が美德であることを述べ、父子君臣が一体になって国運を発展することを求めるのが国民道德の特色であると強調している。以上のように、国家道德に関しては、母・妻役割を超えて女性を国家的観点から捉えなおしている点が注目され、女性の国家への協力と貢献を期待している。

1924（大正13）年の沢柳編『改訂女子修身訓』の内容を分析した結果、その基本は、家族制度下の性別役割分業に基づき、女性の家庭内役割を強調するものであって、明治後期以来の良妻賢母的素養を引き継ぐものであった。

一方、大正デモクラシー期の時代思潮や女性を巡る状況の変化から、女性と家族の在り方、職業、人格などを中心に、教科書の記述内容も変化していたことも明らかである。女性の就業について、やむを得ない範囲で容認している点や国力との関連で捉えている点は、新しい記述内容であり、第一次世界大戦以降の西欧諸国の変化を受けたものと考えられることができる。このように、女性の職業や参政権を一定程度容認する記述も見られるが、しかし、あくまでも男性の補助的なものとして捉えていると言える。沢柳は、婦人問題に関連して、女性が男性と同様に社会で活動すべきとの主張は未熟の女子生徒を迷わせるものであると批判もしており、上記の記述も、家族制度に基づく性別役割論を基本としつつ、時代状況に合わせて微調整したものと見ることができる。

第3節 下田次郎編『女子新修身書』改訂版（1925年）に見る良妻賢母的素養

1. 教科書の選定理由とその概要

沢柳の修身教科書の分析に続いて、下田次郎編『女子新修身書』改訂版（全五巻、1925年）の内容を検討する。検討する際には、同教科書の教授指導要領と思われる下田次郎編『女子新修身書教授備考』（1926年発行）に記された内容と合わせながら進める。

下田次郎（1872～1936年）は、東京女子高等師範学校教授を務め、その生涯を女性の高等教育研究や中等教員の養成に尽力し、「名実ともにこの分野の専門的権威」と評された人物である⁵⁰。第1章でも述べたように、下田の代表的著作である『女子教育』（1904年）は、女子の教育について説いた日本で最初の系統的著作とされ、男女の「差異」に重点を置いた「良妻賢母の育成を目指したもの」と捉えられている。このように下田は「女子教育の理論的イデオログの一人」であり、「良妻賢母思想の一典型」⁵¹とされた人物であり、良妻賢母教育の実態を明らかにするためには、その執筆教科書の分析は欠くことができない。

さらに下田執筆の修身教科書を確認すると、明治期には『新定教科女子修身書（訂正再版）』（1911年）、大正期には『改定女子修身書（訂正四版）』（1912年）、『新定女子修身書（訂正再版）』（1913年）、『改訂女子修身書（訂正六版）』（1914年）、『新訂女子修身書（訂正八版）』（1916年）、『新訂女子修身書（修正九版）』（1918年）、『女子修身書（訂正再版）』（1922年）、『女子修身書（訂正四版）』（1925年）、『女子新修身書』改訂版（1925年）など、明治期に1冊と大正期に7冊を刊行している⁵²。このように、下田が執筆した大正期の教科書は明治期に刊行されたものについて修正・追加し、訂正版として刊行されたものであると見ることができる。なお、下田編の教科書は巻一から巻五までの5巻で構成されており、各学年に1冊ずつ用いることになっている。

1925（大正14）年版教科書の良妻賢母教育に関する下田の編纂方針を『女子新修身書教授備考』により確認すると、「少女にはなるべく少女の時代を与へ、その時代相応の生活様式を享受」させて「満足の感、幸福の感を得しめたい」との考えから、主婦・妻・母等に限られた教育には「あまり早くから没頭させまいと常に意を用ひた」⁵³と記されている。このように、下田は、生徒の発達段階に配慮すべきであり、早い段階から妻・母としての要素を強調することは避けるべきとの考えを示している。

なお、ここで検討する改訂版は、1922（大正11）年出版の『女子新修身書』を改訂したものである。主な改訂事項として、①ひらがなから漢字に変更するなど表記法を変更したもの、②教材の中に挿画が加えられたもの、③新たな内容が加えられたもの、の3点があげられる。例えば、①としては「まじめなる女子」が1925（大正14）年では「真面目な女子」に変えられ、「明治神宮」においては、ひらがなの記述からカタカナの記述に変更されている。③については、例えば「皇太子妃殿下」という内容が追加されている⁵⁴。以上のように、両者間に多少の変化は見られるが、良妻賢母的な特徴を示した記述的内容にはほとんど変更がない。本節では改訂版を分析対象としたが、その理由は1925（大正14）年版には『教授備考』が存在し、教材の意図をより深く理解することが可能と考えたためである。

2. 教科書の目次

ここでは、下田次郎編『女子新修身書』（改訂版）の目次一覧をまとめ、その概要を確認してみる。

表 5-6 下田次郎編『女子新修身書』改訂版（1925年）の目次一覧

	巻一 (第1学年)	巻二 (第2学年)	巻三 (第3学年)	巻四 (第4学年)	巻五 (第5学年)
第1課	今日の心をいつまでも	学年の初に	処女時代	現代	女子の社会的地位
第2課	先生と友達	強壯な身体	日本女子の体力	中庸	精神の作用
第3課	春の遠足	困苦を忍べ	心身の健全	社会道德	良心の道徳的行為
第4課	学習の面白さ	己を愛する道	女子への要求	個人と群衆	習慣の効果
第5課	毎日の仕事	忠実	自己の力	科学に親しめ	自学自習に慣れよ
第6課	きまり	己むに己まれぬ心	全体を觀よ	合理的生活	経験と読書
第7課	清潔	登山の教訓	誠に超える道はない	経済思想	文化生活
第8課	時間を惜しめ	信頼すべき人	つゝしみ	常識	生活の改善
第9課	物を粗末にするな	協同と親愛	反省	個性	女子と職業
第10課	曇のない心	柔と剛	真面目な女子	人格の成立及び尊嚴	海外発展と各国
第11課	小事と大事	礼儀作法	父母に事へる道	趣味	現代思潮と世和
第12課	一度が二度	言葉づかひ	一家の和樂	女性の力	社会事業
第13課	学芸会	よく考へよ	我が国家	母としての女子	危険の淵
第14課	自分と他人	感謝	明治神宮	理想の妻	不幸と運命
第15課	終を大切に	寛い心と狭い心	皇室と臣民	結婚	男女の特長
第16課	善は急げ	評判	国憲国法	配偶者の選定	現代女子の行くべき道
第17課	父母の恩	皇太子妃殿下	要求と責任	境遇の変化	国民性と文化
第18課	勅語の御趣意	有難い御代	奉仕の精神	女子と国家	道徳の極致

(注：下田次郎編『女子新修身書』改訂版より作成)

このように、下田編教科書のタイトルで示したように、女性の職業や結婚問題を取り入れるほか、科学や経済的思想も組み込まれたのがその特徴であったと言えよう。次に、各学年別の特徴をみた場合、巻一（第1学年用）・巻二（第2学年用）では個人道徳を中心としたものでほとんどであり、巻三（第3学年用）・巻四（第4学年用）では家族道徳や社会道徳の内容が中心であった。さらに、巻五（第5学年用）では社会道徳や国際に関する道徳が見られる。

3. 教科書に見る良妻賢母的素養とその特徴

(1) 下田次郎編『女子新修身書教授備考 改訂版』の内容

まず、下田次郎編『女子新修身書』（改訂版）の教授書である、下田編『女子新修身書教授備考 改訂版』（以下、下田編『教授備考』と略記する）の書誌的事項と内容の概要を確認しておきたい。この『教授備考』は、下田次郎自身が著し、初版は1923（大正12）年3月24日発行で、1926（大正15）年6月6日に修正再版が発行されている。出版は東京開成館で、全568頁である。

この『教授備考』において、下田編『女子新修身書』改訂版の特徴について、①「自由、平等、デモクラシー」などの思想問題に「根本的に破邪顕正の記述を試み」、正しい道理を明らかにした、②社会問題、婦人問題、経済問題、国際問題などについては「現下の国民の普通知識」について記述した、③母性愛を人類愛に高めようとするとともに、「男女同権を説くよりも、両性の特長を十分に発揮した文化の創造を考え」たと記している⁵⁵。第3の点に下田の女性に対する教育観の特徴が明瞭に示されており、後述するように、教科書においてもこの点が記述されている。

下田編『教授備考』の全体は巻一から巻五までの課ごとに、教授事項が記述されている。巻四の第14課の「理想の妻」を例にその内容を確認すると、全体は「要旨」「各節の要領」「設問」からなっている。要旨は、課の要旨を2行程度でまとめ、「各節の要領」では「一理想の妻は愛、敬、恕の三つを重んずる」などと箇条書き的に要領を列挙し、必要に応じて要領を深める関連資料などを添えている。また、設問では「理想の妻の身体にはどんな長所があるか」のように、授業者の発問事項が例示されている。実際の授業者は、このような『教授備考』を参考にして、授業を展開させたものと推察される。

(2) 下田次郎編『女子新修身書』改訂版（1925年）に見る良妻賢母的素養

ここでは、下田編『女子新修身書』改訂版（1925年）に記された良妻賢母的素養について分析する。分析する際の分析項目として、①個人、②家族、③社会、④国家、⑤国際に関する道徳を設定する。

1) 個人道徳に関する教材

まず、個人道徳に関する教材について検討する。巻二の「言葉づかひ」(第12課)では、「言葉は女子を女らしくする要件の一つである。その涼しい、しとやかな、慈愛深い音声には、おのづから人を和らげ、子供をなつける力がある」⁵⁶と記している。これに関連して下田編『教授備考』では、言葉は女性を女性らしくする要件であり、処世・社交上、女性が最も注意すべきものと指摘している⁵⁷。

また、女性の特質について記した「柔と剛」(巻二の第10課)では、「女性は身体も精神も共に柔かくすなほなのが特質である。それだから、物言ひ、振舞は自然しとやかで、仕事の仕方は綿密忠実で、人に対しては親切親愛を重んじ、傲慢不遜の風は少しもなく、よく長者の命に服して、温雅従順を旨とする」⁵⁸と説いている。ここでは、女性の特性として言語動作のしとやかさや長者への「温雅従順」⁵⁹等をあげ、夫・家族・他人に対して従順、あるいは服従的な態度をとるべきことを強調している。

他方下田は、『教授備考』において、ベルギーの皇后「エリザベット」の事蹟を記し、女性も「時としては、その柔の中にも剛なる所を有しなければならぬ」⁶⁰とも説いている。この他、巻三の「女子への要求」(第4課)でも、「従順温雅の中に、毅然として強固な意志を保持するこそ、現代女子に最も要求せられる資格の一つ」⁶¹と記している点なども注目される。しかし、巻三の「要求と責任」(第17課)では女性も社会・国家の一員として責任を負うべきとしつつ、下田編『教授備考』では「誤った個人主義やデモクラシー」が女性の依頼心を拡大させることになるとし、女性は権利よりも義務を自覚することがより道徳的である⁶²と記して、デモクラシーの時代潮流への一定の歯止めにも配慮していた。

巻四の「科学に親しめ」(第5課)では、「科学思想の普及徹底は、今日の最大急務の一である」⁶³とし、続けて「妻としては、その夫に極めて有益な内助と感化とを与へるであらう。又は母としては、その子女の教養を完うし、且将来科学趣味の深い、独創力の盛んな人とならせるであらう」⁶⁴と述べている。下田は、その意図について、第一次世界大戦後の科学を重視する状況を背景に、高等女学校においても男子の学校と同様に、「効果ある科学的訓練を徹底せしめ、有為有能な女子を作り出したい」⁶⁵と下田編『教授備考』に記している。

巻四の「経済思想」(第7課)では、女子と経済の関係について、まず「家政を掌る女子には、経済の知識を欠くことが出来ない」とし、「境遇如何に由つて、自活の必要を生じた場合」、「経済の独立が固くない」場合には、「或は自尊心を害はれ、人格を軽視され、或は墮落の因縁を作」ることになると記している⁶⁶。女性が家庭生活において「経済的思想」に乏しい状態を改め「真の経済観念を会得させる」⁶⁷べきとするとともに、『教授備考』では「経済の独立は今日の女子にあつて最も必要である」⁶⁸と記している。下田は、自活の必要が生じた時の準備のために、女性も経済的独立の手段を獲得すべきことを説いているが、これは明治期の下田編の教科書には記述されていない事項であった。

さらに、明治期の修身書には見られなかった、大正半ば以降の特徴的な事項として「個

性」の伸長を奨励したことを指摘できる。すなわち、巻四の「個性」（第9課）では「既に四年生にもなれば、各自の個性は年齢と共に発達して、余程判然として来てゐる」⁶⁹とし、生徒に対して年齢に応じた適切な個性を発達させる必要があることを説いている。

このように、個人道徳においては、近世以来の四行（婦言・婦容・婦徳・婦功）に見られるような女性の「柔かくすなほ」な言葉づかいや振舞を求めるとともに、「長者の命に服し」、「温雅従順」を旨とする儒教道徳が基本とされている。だが、一方では、第一次世界大戦の影響を受けて科学的思想を身につけるべきとしたり、一定の範囲で個性の発揮や経済的独立を提唱するなど、大正デモクラシー期の影響を受けた記述も登場している。しかし、これらも女性の分限内やその延長の範囲で求められた点に留意する必要がある。

2) 家族道徳に関する教材

次に、家族道徳に関する教材について分析する。まず巻一の「父母の恩」（第17課）では、「常に父母の上を心に思つて、少しでも余計な心配をかけないやうにし、進んでは、父母の喜ぶやうにしてあげること」⁷⁰が重要と述べている。下田編『教授備考』では、「孝はこの父母の苦勞に対する純な感謝と心づくしの現れ」⁷¹であるとし、孝行を尽くすという儒教に基づく家族道徳の涵養を求めている。さらに、父母への孝行については巻三の「父母に事へる道」（第11課）でも触れ⁷²、従順、敬愛、安心と扶養等孝行を尽くす4条件を論じながら、特に子女として父母を安心させ、満足を与えるべきであることが重要と説いている。

巻三の「一家の和楽」（第12課）では、妻・嫁の役割について記し、主婦こそが一家の和楽の中心であることから、将来の主婦として団欒に配慮すべきであるとし、家庭精神の育成に期待を寄せている⁷³。『教授備考』では、「主婦たる者の家庭心が、能く一家の和楽を実現し、家風を樹立し、延いて社会国家をも安定しむること」⁷⁴になると記している。

巻四の「理想の妻」（第14課）では妻の役割を説き、「理想の妻は愛、敬、恕の三つを重んずる」ものであり、「その赤心から溢れ出る温情に由つて、夫の伴侶となり、家庭以外に於ける危険と誘惑とから夫を安全にし、同時に家庭の内に、少しの不安、疑惑、不和、憂慮をもあらせない」⁷⁵ものとしている。下田編『教授備考』では、理想の妻の素養を「身体、知能、常識、趣味、感情、徳操、修養、人格、感化力等に涉つて詳説」⁷⁶したと説明している。また、「夫の職業に対する理解も十分にあり、殆どその助手として働き得るだけの才幹をも具へる」⁷⁷ことも妻の素養であると強調している。家庭内役割を十分果たし、良き伴侶として夫を支えることが、妻の役割と位置づけられている。

さらに母の役割について、巻四の「母としての女子」（第13課）では、「多方面の知識、経験と周到な智慮とを以てするのが、即ち、現代に於ける真の賢母である。是に由つて、児童の身体、徳性及び智能完全な発達を期し得られる」⁷⁸としている。そして、「真の賢母」の資格は慈愛・聡明・周到を備えることにあり、「女性最高の任務は、実に理想の母」⁷⁹にあると説いている。さらには、「母は家庭教育の中心」であり、「家庭教育の第一義は親と

子との人格的接触にあり。母はこの点に於てまったく独特なる地位を占む」⁸⁰と記し、家庭教育の中心的役割を担う母の意義を強調している。

以上、家族道徳としての父母への恩と孝行、妻、母の役割についての記述を分析したが、記述の分量は明治後期の教科書と比較して大きく減少している。たとえば、明治後期における「舅姑と同居するも、又は別居するも、尊敬の心を以て舅姑に事へざるべからざるなり」⁸¹（1902年の文部省編纂の修身教科書）、舅姑に「孝道を尽すことも、亦我が父母の如くにすべし、これ嫁たるものの務なり」⁸²（1907年の井上哲次郎編の修身教科書）といった記述が多かったことと比較して、舅姑との関係に関する内容が減少している。

その背景には、大正期における新中間層の増加や近代家庭の形成があり、都市部を中心に家族の在り方に変化が生じていたことがあった。その例としては、下田編の巻三の「一家の和楽」に見られるように、従来の「家族」が夫婦と子どもの情緒的結合を重視した「家庭」へと変化し、一家団欒への女性の役割を重視するようになったことが、その一典型といえよう。しかし、家族制度下の性別役割を固定的に捉える側面は堅持されており、このような修身書の記述に対して、「男が戸主すなわち家長で、女がその家長に従属したものである」⁸³との観点を強調しすぎるとの批判が当時にも出されていた点は注目に値する。

3) 社会道徳に関する教材

次に、社会道徳に関する教材を分析する。巻四の「社会道徳」（第3課）では、今日は「社会に対する道徳の最も必要な時代」であり、家族、国家の一員として「忠孝の念」を備えた者でも「公德、公益」心の無い者は、道徳的に不十分であると説いている⁸⁴。この点について下田編『教授備考』において、「戦後教育問題の一中心」は「女子にしても、従来の如く男子に利用されて愛玩される為の、所謂賢母良妻式奴隷教育に甘んぜず、進んで女子を人間として取扱ひ、女子を社会化するの教育を求め、社会を背景とする家庭の女王とならなければならぬ」⁸⁵との注目すべき解説をしている。ここでは、女性も社会的背景をもった家庭の中心者となるべきとし、男女の人格的同等性を説いている。「良妻賢母思想の一典型」ともされた下田が、従来の教育を「賢母良妻式奴隷教育」と捉え、男女の人格的同等論を記述した背景には、大正半ば以降の新たな女性問題をめぐる動向があったと言えよう。

他方、巻五では「女子の社会的地位」（第1課）について次のように制限的な考えを述べている。すなわち、「我が国の女子が自己の地位に覚醒し始めたのは、かの国々に比べて日が更に浅い」のであり、「今日の程度に達し得たことは、異常な進展と云つても好い」とする。しかし「今必要な準備の段階をも経ないで、一挙にして、一切に互つてかの国の女子と同一の地位を得ようとあせり、徒らに自由解放を叫び、妄りに男子と拮抗しよう」としているのが実情だと批判する⁸⁶。続けて下田は、「女子は先づ教育に於て十全を期し、家庭、社会に向つてその長所を發揮することに努め、堅実な地歩を占めつゝ、有望な前途を拓くべきである」⁸⁷と述べている。このように下田は、女性の社会的地位の向上に一定の理解

を示しながらも、1920（大正 9）年前後から活発化してきた「婦人運動」に対して抵抗感を持ち、これらの運動に対して自重すべきことを説いている。家庭・社会で女性の特性を発揮することが男性と同様に社会・国家に貢献することになると考え、男性との同等を主張する「自由解放」には慎重な姿勢を示していたのであった。

次は、この時期に特徴的であった女性への職業の勧めについて検討する。巻五の「女性と職業」（第 9 課）では、「女子の理想は、家庭の人として、幸福な生活を送ることであるが、それにしても、是と彼とは必ずしも両立しないものでない。家政を忽せにしない限り、育児を忽せにしない限り、余力を以て職業に従事することは妨のない事である」⁸⁸と注目すべき記述をしている。ここでは、女性の役割は家庭内にあるとの原則を述べながら、その役割を逸脱しない範囲で、職業への従事を容認できるものと位置づけている。しかし、続けて「女子には第一の使命が別にあつて、職業は大体に於て補助的であることを免れない」「更に進んでは、女子が主動的地位に立ち得る職業の領域をも開拓して、能率的活動を続けたいものである」⁸⁹等、余力があることを前提として「補助的」に職業を持つことは可能であると述べている。また、『教授備考』で下田は「婦人問題の一たる職業に関する一般的知識を与へ、女子の本務とせられてある家事との両立について考慮し、彼我女子の職業に対する観方の相違を説いて、労働観念の覚醒を促す」⁹⁰ことを旨とすると記している。小山静子の研究によれば、既述したように、この時期の修身教科書のほとんどが女性の職業について記述するようになったとされる。その理由は、第一次世界大戦中の西欧の影響を受け、女性の能力を社会・国家的に活用すべきと考えられるようになったためであるが、しかし職業の奨励も従来の性別役割を温存し、女性らしい職業に限定し、その枠組み内で容認したに過ぎなかった。

4) 国家道徳に関する教材

国家道徳関係教材について分析すると、「我が国家」（巻三の第 13 課）では、国家を發展させる原動力は「我が国体と国土と歴史とに由つて、数千年来養はれ来たつた国民の愛国心である。国民が単に遵法の精神に篤く、そこに定められた権利義務を行ふのに忠実であるといふだけ」では国家の生命は危ぶまれるとする。続けて、「又謂はゆる権利義務にしても、この愛国心から発して来るものでなければ、真にその意義を發揮して徹底したものとなることが出来ぬ」⁹¹と記している。ここで下田は、深く国体観念を涵養し、愛国心を持つべきこと、権利義務も愛国心から発すべきことを説いている。また、「国憲国法」（巻三の第 16 課）においても、国憲・国法の性質を明らかにして、女性にも国体観念や立憲思想を徹底させ、遵法の精神の涵養に努めるべきと記している⁹²。

そのほか、巻三の「女子の体力」（第 2 課）にも注目したい。この課では「欧州大戦に、女子が男子の代理をして、立派に任務を果したと云ふのは、日頃の教育にも由ることではあるが、何よりも先に、女子の体力がよくこれに堪へられたからである」⁹³と記している。下田は、日本女性と欧州の女性との体格について比較を行い、日本女性の身体上の弱点を

述べながら、大戦の際に欧州の女性たちが男性に代わって果たした役割を述べている。さらに、日本の女性が身体上の差異を補うためには、体育観を転換する必要がある、将来に向けて積極的な準備を行うべきとしている。下田は、国家的立場から女性の体力を増進させる必要を説き、国難に際して男性にかわって国家に貢献すべきことを求めている。

以上のように、国家道徳関係においては、臨時教育会議答申に示されたように、女性にも国体観念・愛国心の重要性を説き、権利・義務も愛国心を基盤とするものであることを認識させようとしていた。さらには、国難に際して男性に代わるべく体力の増進にも留意すべきことを強調している。

5) 国際に関する教材

国際に関する道徳としては、日本の海外発展に関連した事項が取り上げられている。すなわち、巻五の「海外発展と各国」(第10課)では、「我が国今後の女子は、まづ世界の大勢に通じなければならぬ。〈中略=引用者〉これからの女子は、それらの知識見解を具へ、女子の特長に由つて、どこまでも目的を達することに努めなければならぬ」⁹⁴と説いている。ここでは、世界の大勢についての知識・見識を養うとともに、女性がつもつ特長を活かして、海外において「男子を慰安したり、激励したり、援助したりする」⁹⁵等、雄飛の勇気を振るい、男性を援助すべきことを述べている。既に考察した範囲でも間接的な国際関係の教材はみられたが、直接的な国際関係の教材はこの程度に限られていた。

以上、『教授備考』に見られる教授の意図も含めて、下田編教科書『女子新修身書』(改訂版、1925年)改訂版を分析し、そこに記述された女性の素養や女性像を考察した。考察結果の概要を示すと、下田編『女子新修身書』改訂版においては、基本的に女性の役割は、家族制度下の家にあつて家庭内役割を果たすことにあり、妻・母として家事、育児を担当することにあつた。その価値は儒教道徳に基づく家族道徳が中心であり、夫・舅・姑への従順さが求められた。このような女子修身書の保守的な傾向について、ほぼ同時期においても、「教科書の教義とする婦徳、婦人処世訓等の根本に蟠まつてゐる消極的な、旧式な保守的な思想及び、その思想を根底とする」⁹⁶もの、といった批判も出されていた。さらには、臨時教育会議答申で強調されたように女性にも国体観念・愛国心を身につけることの重要性を説き、権利・義務も愛国心を基盤とするものとしていた。

しかし、一方では、大正デモクラシー期の時代思潮や女性をめぐる状況の変化の影響から、女性と家族の在り方、職業、女性の人格等を中心に、記述の変更や新たな教材が加えられていたことも明らかであった。換言すれば、一部に良妻賢母的素養の変容も見られたと言える。例えば、第一次世界大戦の影響を受けて科学的思想を身につけるべきとしたり、個性の発揮や経済的独立もある程度許容するなどの変化があつた。また、舅姑との関係を記した教材が減少するなど、家族道徳に関する記述の分量は明治後期の教科書と比較して大きく減少していた。下田は「家庭」という表現を多く用いたのみならず、家庭の構成員が互いに助け合う関係を述べている。その背景には、大正期における新中間層の増加や近

代家族の形成等、家族の在り方に変化があったと考えられる。

これ以外にも、大正デモクラシーの時代状況や婦人問題の高揚に伴い、高等女学校修身書にも変化が現われていた。その象徴的なものは、下田が『教授備考』の中で、従来の高等女学校の教育を「賢母良妻式奴隷教育」と指摘したことである。「良妻賢母思想の一典型」ともされた下田が、従来の教育を批判し、男女の人格的同等論を説いた点は特に注目すべきであり、女性をめぐる新たな動向から影響を受けたものであった。

さらに、この時期の変化としては、職業を通じての国家・社会への女性の能力の直接的な貢献を求めている点もあげることができる。このような点は、1907（明治40）年の井上哲次郎編修身教科書では「独立」は、夫に先立たれた場合の「自活」に備えた技芸の習得である⁹⁷としていたことと比較して、大きな違いであった。さらには、旧来のように女性への従順さを求めながらも、必要に応じて「剛」や「強固な意志」を強調する点は、女性を個人として見る時代の反映があったと言えよう。

しかし、以上のような下田の認識も、女性の理想像を良妻賢母に求めるという女性観を基本的に転換したものではなかった。この点は、下田が女性の社会的地位の向上に一定の理解を示しながらも、「悪戯に自由解放を叫び、妄りに男子と拮抗」⁹⁸すべきでないとして記述している点、女性への職業の奨励も従来の性別役割規範の範囲内であったことから明らかである。また、「婦人運動」に関して、男性との同等を主張する「自由解放」には、慎重な姿勢を示していたのであった。

第4節 井上哲次郎編『井上女子修身教科書』（1925年）に見る良妻賢母的素養

1. 教科書の選定理由とその概要

井上編の教科書を選定した理由は以下の2点にある。第1は、明治期から大正期に活躍した哲学者である井上は、天皇制国家における国家主義立場から国民道徳の基礎づけを行った人物であり、このような思想家がどのような良妻賢母像を描いたかを検討する必要があるからである。第2は、井上は明治期後半から大正期にわたって8種類の高等女学校修身教科書を編纂しており、明治と大正期の教科書の対比を行うことが可能となるからである。

井上が執筆した高等女学校用修身教科書をまとめると次のようになる。明治期においては、『女子修身教科書（訂正三版）』（1904年）と『訂正女子修身教科書（訂正五版）』（1907年）がある。後者については、既に分析結果を論文としてまとめてある⁹⁹。大正期においては、『新編女子修身書』（1912年）、『新定女子修身教科書（訂正三版）』（1917年）、『最新女子修身教科書（訂正四版）』（1922年）、そして『女子修身教科書』（1925年）があげられる。上述した諸著書の中で最も大正期の変化、大正デモクラシーにおける特徴をあらわしたものが1925（大正14）の『女子修身教科書』と推察できることから、本節では同書を取

り上げて分析を行うことにした。なお、井上編の教科書は全体として5巻からなり、各学年に1冊ずつ用いることとなっていた。

なお、ここでは、1907（明治40）年の井上編『訂正女子修身教科書』と対比の観点を若干含めて考察する。

2. 教科書の目次

まず、1925（大正14）年に発行された井上編『井上女子修身教科書』（改訂版）の目次をまとめてみる。

表5-7 井上哲次郎編『井上女子修身教科書』（1925年）の目次一覧

	巻一 （第1学年）	巻二 （第2学年）	巻三 （第3学年）	巻四 （第4学年）	巻五 （第5学年）
第1課	善良なる生徒	反省	人生の危機	社会生活	動機と結果
第2課	学校の規則	少女の美德	女子の覚悟	法律と道德	良心の權威
第3課	学友	社会の半分	自己の修養	協同と独立	善悪の標準
第4課	自学自修	恥づべき恥	自己の修養	他人の人格	快樂と克己
第5課	日々のつとめ	中庸	読書	交際	自我の実現
第6課	勇氣と忍耐	一家の平和	国家	社会公衆	本務と責任
第7課	飲食と節制	事の大小	皇室	社会奉仕	徳と修養
第8課	運動と休息	協同	忠君愛国	人道	道德的生活
第9課	心身の清潔	正義	国憲	良妻賢母	多事の社会
第10課	言語動作	寛大	国法	女子の独立	聖訓
第11課	礼儀と作法	親切	軍備と産業	婚姻	婦人の長所
第12課	整理と規律	慈善	家族	婚姻（つゞき）	家庭生活
第13課	物品と金銭	公德と公益	親族・家門	婦道	婦人問題
第14課	報恩	物事の真相	優劣と貧富	親の道	我が国民の女性觀
第15課	孝道	誠実	国際	国民道德	刻下の急務
第16課	友愛	克己	東西の文明	国民道德の由来	
第17課	正直	裏表	庶政の更張	祖先崇拜	
第18課	他人の為め	自重と謙遜	国民の決心	家族制度	
第19課	大御心	褒め誹り	国民の決心 （つゞき）	国民精神の作興	
第20課	忠良の臣民	質実剛健の徳	国運発展の本	王道国家主義	

（注：井上哲次郎編『井上女子修身教科書』より作成）

このように、井上編の教科書は個人道徳や家族道徳を中心としたものであった。学年ごとの特徴をまとめてみると、巻一（第1学年用）・巻二（第2学年用）では個人道徳の内容がほとんどであり、巻三（第3学年用）・巻四（第4学年用）では家族道徳や国家道徳の内容が多くなっている。また、巻五（第5学年用）では社会道徳や国家道徳が中心であった。ほかにも、「家門」や「家族制度」などについて書かれており、「婦人問題」について詳細に記述された点は沢柳編や下田編の教科書では見られなかった最大の特徴とも言える。

3. 教科書に見る良妻賢母的素養とその特徴

(1) 井上哲次郎編『井上女子修身教科書備考』の内容

まず、井上哲次郎編『井上女子修身教科書』の教授書である、井上編『井上女子修身教科書教授備考』（以下、井上編『教授備考』と略記する）の書誌的な事項と内容の概要について確認する。この『教授備考』は、井上哲次郎自身が執筆し、1926（大正15）年6月7日に金港堂から出版された。なお、巻ごとの分量は、巻一は44頁、巻二は43頁、巻三は70頁、巻四は48頁、巻五は34頁、の全239頁になっている。

井上編『教授備考』の編纂趣旨については、巻五の冒頭に示された「本書編纂の方針」で確認することができる。巻一から巻四までは「一般の実践道徳と国民道徳」について述べるとし、巻五では「それを繰返すことが従来（の）習慣であるけれども、女子の教育の高まつて来た今日に於ては、それでは聊が不足を感じると云ふ報告を幾度も耳にしたので、本教科書に於ては大いに時勢の進運に鑑みて程度を高くした」と記し、「時勢の進運」に伴う教授内容の変化に着眼する趣旨を述べている¹⁰⁰。

このように井上編『教授備考』の全体は、巻一から巻五までの課ごとに、教授事項が記述されている。巻一から巻四までは、「要旨」「参考」「問題」の3つの部分によって構成されているのがほとんどである。例えば、巻四の第9課「良妻賢母」の内容を確認すると、全体は「要旨」「参考」「問題」の3部分でなっている。「要旨」では、まず「本課に於て先づ女子の目的とも見るべき良妻賢母を説明せり」と、課の要旨についてまとめており、続いて「良妻賢母」とは何かを簡単な図で示している。次に「参考」では、幾つかの項目を並べて説明しており、「問題」では「良妻賢母主義に対して良妻賢母慈姑主義を説くものあり、其の説の可否如何」のように、授業者の発問事項が例示されている¹⁰¹。しかし、巻五では上記の3つの項目を設けず、一般的な文章の形で記されている。巻五の冒頭で触れたように、巻五では「時勢の進運に鑑みて程度を高く」しており、その内容は「倫理学序論と云ふべき道徳の根本理論」、「普通道徳」や「婦人問題或は家庭問題」について論じていたと記している¹⁰²。井上は、編纂者が意図している教材の趣旨を授業者にも理解させ、かつその趣旨を十分に理解した上での授業展開を望んでいたと推察される。

(2) 井上哲次郎編『井上女子修身教科書』に見る良妻賢母的素養

次に、井上編『井上女子修身教科書』に記述された良妻賢母的素養について分析する。分析する項目として、①個人道徳、②家族道徳、③社会道徳、④国家道徳、⑤国際及び人類に関する道徳、の5項目を設定する。本修身書の記述内容を全体として見た場合、個人道徳の割合が圧倒的に多く、次に家族道徳関係が続いている。

1) 個人道徳に関する教材

井上編の教科書の個人道徳的教材としては、第1・2学年を中心に、婦徳など女性道徳としての「四行」を中心に記述されている。巻一の「言語と動作」(第10課)では、「常に頭髮を梳り、粗末なりとも清潔なる衣服を正しく着け、姿勢態度を乱さず、容儀のよく整ひたる」¹⁰³ことが望ましいというように、女性の四行中の婦容について記し、平素より女性に相応しい身だしなみ、姿勢、態度を心掛けるべきであると説いている。この点について、井上編『教授備考』では「女子の通弊たる多辯隠口等を戒め、更に沈黙も亦極端に走れる弊害なれば、言ふべきは言ひ語るべきは語り得るの技倆を養ふべきを教へ、動作につきては起居沈着にして活発なるべく容儀整齊にして虚飾に流れざるべきことを授く」¹⁰⁴ことを「要旨」に記している。また、巻一の「心身の清潔」(第9課)では、清潔は「たゞに衛生上の利害のみならず、其の人の品格にも関係するもの」としつつ、「女子たるものは年少の時より其の母姉を助けて掃除洗濯等を練習し、良き習慣を養ひおくべし」¹⁰⁵と記述している。すなわち、清潔を品格と密接に関連づけながら、将来家庭に入ることを前提にして家事の習得に心掛けるべきことを説いている。

巻一の「言語と動作」(第10課)では、「今の女子は昔の女子と異なり、時に或は衆人の前に立ちて談話又演説せざるべからざることもあらん」¹⁰⁶と、時代の変化に伴った記述も見られる。すなわち、大正デモクラシーの影響で女性も社会的活動に参加する機会が増加した状況を受け、社会で発言することも想定している点に注目したい。

巻四の「交際」(第5課)においては、男女が交際する際の注意点が記され、「父母教師其他、己の信用する人の紹介なき以上は若き男子と交際すべからず。偶面会を求めらるゝことあらば父母教師等の立会を請うて為すを可とす」¹⁰⁷としている。

次に、巻二の「少女の美德」(第2課)では「柔和」「温良」「従順」¹⁰⁸であることが美德であると指摘し、これらを女性が備えるべき婦徳と位置づけている。柔和を女性の美德として位置づけた点において、井上の1907(明治40)年と1925(大正14)年の教科書では共通点が見られる。

巻二の「社会の半分」(第3課)では、「男女の働く方面は自ら異ならざるを得ず」¹⁰⁹とし、男女の性別役割論を説いている。すなわち、女性は「妻となりて夫を助け一家を整ふるも女子天職の一なり、母となりて子女の教養を遂げ善良なる国民を社会に送るも女子天職の一なり、社会の事業に働きて社会民衆の為に奉仕するも女子天職の一なり、社交を巧みにして国際平和の為に働くも亦女子天職の一なり」¹¹⁰と記している。しかし、注目すべ

き点は、女性の天職が従来の家庭内の妻・嫁・母役割から社会にまで広がり、女性の可能性を拡大している点である。また、井上編『教授備考』では、女子としては「自己の天職の重大なることを自覚して修養に努め、社会のために尽」¹¹¹すべきであることを強調し、両性の相互協同で「社会は維持せられ、又その進歩」¹¹²男女の協調により社会が成立していると記述している点にも留意したい。

そして、巻二の「自重と謙遜」(第18課)では、古来淑女と称された女性は自重を重んじ、「謙遜」の徳も備えていたとする。続いて、女性にとって「自重と謙遜とは鳥の両翼」のようであり、「二徳を兼有するに至りて始めて、我が品位を保ち世の和親を図ることを得るなり」¹¹³と記し、自重・謙遜といった女性としての道徳を高めることは、自分自身のみならず、進んで世の平和にも繋がるものであると指摘している。また、巻三の「人生の危機」(第1課)では、女性の修身教育の根本は婦徳の養成にあることを強調し、女性は「身を慎み、疑あれば必ず父母教師の指導を俟ちて然る後に決し、かくて内外の誘惑に打勝ち、婦徳を完うせざるべからず。女子修身の一大主眼は実に茲にあり」¹¹⁴と記述している。そして「婦徳を完うする上に最も必要なるは、良書を選びて読み、益友を択びて交はることなり」¹¹⁵と、女性に婦徳を育成するための方法を提示している。

巻四でも「良妻賢母」(第9課)の意義を説き、「女子は如何なる事を以て其の一生の目的となすべきか」とし、男性と同様「人格の修養発展」を目的とすべきで、「女子も亦人間」であることから人生の目的に「男子と何ぞ異なるものあらんや」¹¹⁶とする。井上が男女の人格は同等と位置づけ、また男女の人間的価値の同一性を主張した点は極めて注目される¹¹⁷。しかし女性の人格修養を実現する方法を考えるべきで、男性は社会的活動により「人格の発展を期」すのに対して、女性は「人の妻となり、夫を助けて一家を治め、又其の子女の教養に任じて以て人格の発展を期」すべきであり、これが「所謂良妻賢母」であるとする。続けて、良妻賢母を定義し、「良妻とは夫に対して忠実を旨とし、一家の平和を保ち親戚朋友の交際を円満にし又善く家政を治めて夫に内顧の憂なからしむるを言ひ、賢母とは子女の教養に力を尽し、特に其の体育徳育に意を注ぎ、子女をして将来立派なる人物たらしむるを言ふ」¹¹⁸としている。男女の人格は同等としつつ、女性の人間的修養は良妻賢母の役割を遂行することによって達成できるとしている点に着目したい。

続いて、巻四の「女子の独立」(第10課)では女性の独立について説き、「独立自営の精神」と「独立の生活」こそ、真の独立であると記している。続いて、独立自営と自己修養を関連づけ、女性は依頼心が多いことから、それを改め、進んで独立自営の精神を修養すべきことを力説している。また、結婚せずに「或る専門の学芸を修めて将来自活の準備をなすことは、寧ろ大いに奨励すべきこと」¹¹⁹とも記している。この内容は、井上編『教授備考』の「要旨」でも確認することができ、「女子は結婚をなすとなさざるに拘はらず、独立自営の精神を養ひ独立の生計をなし得るの道を修めざるべからざることを教ふ」¹²⁰と記している。なお、井上は1907(明治40)年の修身教科書においても、女性の独立自営、自活を推奨している点を確認しておきたい。

巻五の「婦人の長所」(第11課)では、男女の相違と女性の特徴について「理智」を例に分析している¹²¹。理智に関して「男女の差異は特に著しく、「男子は活動的にして女子は多感的なり、男子は進取的にして女子は保守的なり。男子は勇気に富み、女子は愛情に富めり」と断じている。続けて「今日男子の努むる所平時にありては経済戦なり変時にありては兵戦なり、女子の努むる所平時にありては育児なり、変時にありては経済戦なり」とする。さらに「欧州大戦」で女性の活動は目覚ましかつたが、「戦線」に立ったことはほとんどなく、「男子の職能の産業と戦争とにあるを知るべく、女子の職能の育児にあるを知るべし」と記している。ここでは、男は外女は内という性別役割分業論に立脚して男女の差異や女性の特徴を指摘しているが、保守的色彩が濃く、明治期の井上編の教科書と共通している。

巻四の「婦道」(第13課)では、女性の節操について説いている。すなわち「節操とは結婚の前後に止らず、夫婦の終生を通じてのことなれば、妻は其の夫を亡ひたる後といへども、尚節操を重んずべきは言ふまでもなし」、「一旦寡婦となれば独身にて一生を終るを良しとしたる教ありき」¹²²と、女性は結婚の前後を問わず、寡婦になっても終生を通じて節操を守るべきと説いている。しかし、再婚については「必ずしも非難すべき事にもあらず」¹²³とも記している。さらに、井上編『教授備考』の「要旨」では、「再婚の可否」について①「離婚者は事情の許す限り再婚すべし」、②「寡婦は子ある時は再婚せざるを可とす」、③「寡婦は誘惑の危険多きものなれば再婚必ずしも不可ならず」、の3つの項目を挙げている¹²⁴。1907(明治40)年の教科書では夫の死後も再婚すべきではないと記していたことを考えると、時代の進展に伴う女性観の変化と理解することができる。しかし、節操は女性の生命であり、最も重要な徳であるという主張に変化は見られない。

上述したように、個人道徳においては女性の四行を中心に記述され、「柔和」「温良」「貞淑」を求めた儒教道徳を基本とするものであった。また、性別役割論に基づいて女性の家庭内役割を強調していた点も明治期の井上編の教科書と基本的に変わりはなく、保守的色彩の濃いものと言える。女性が生涯を通じて果たすべき目的は「良妻賢母」にあるとしながらも、女性の人生の目的を男性と同様に「人格の発展」を図ることにあると設定したこと、社会での活動や発言を一定に奨励したこと、再婚も「非難すべき事にもあらず」¹²⁵としたことなど、大正期の時代状況を反映して記述内容が変化した点も確認できる。

2) 家族道徳に関する教材

次に家族道徳関係の教材について分析する。巻一の「善良なる生徒」(第1課)では、「慈愛深き父母」が存在することで「我等は高等女学校に入学」でき、学習できるのであり、父母が我々に与えた教育を受ける機会を感謝し、「善良なる生徒」として父母の恩に「報恩」すべきと説いている¹²⁶。続けて、巻一の「孝道」(第15課)では、「父母に事ふる道」としては「父母の心を安ずる」こと、「従順」、「愛と敬」の3つを提示している¹²⁷。さらに、女性は将来家族のもとを離れることから父母と一緒に生活している日々を惜しんで親孝行に

励むべきと説いている。また巻一の「友愛」(第16課)では、兄弟姉妹間でも「長幼の序を立て、友愛の情け」を尽くすべきであり、「女子の天性ややさしきは兄弟の心を和げ、争の仲裁役をなすに最も適」¹²⁸することから、柔和の徳を役立てるべきと指摘している。

巻二の「一家の平和」(第6課)では、「愛国心も其の源をたづねれば、亦家庭を愛するの心に始まる」とし、愛国心を持つと同様に、家庭に対しても愛と貢献を尽くすべきと説いている。続けて、一家の平和を図るためには、「父母は慈愛に富み、子女は孝心深く、兄姉は弟妹を愛し、弟妹は兄姉に悌順を致し、各其の道を守る」¹²⁹べきであると述べている。このような「一家」を重視した記述の背景には、新中間層を中心にして、従来の「家族」が構成員の情緒的結合を重視した「家庭」へと変化した時代状況が存在しており、大正期の家族関係の特徴を顕著に示す教材とも言える。

さらに、巻五の「家庭生活」(第12課)では、女性は家庭に働き、「家人の為に食を選び衣を作り、衛生養老育児社交其他万般の任務に服す」¹³⁰と記し、性別役割観に基づく女性の家庭内役割を強調している。さらに、家庭の機能を「家人の安息所なり、風波荒き社会を避くる安らけき港なり」などと例示し、「これを主宰するものは婦人なり」¹³¹としている。さらに、井上編『教授備考』では、家庭は「一家の人々の安息所」、「子供の教育所」であるとし、「家庭の本質は夫婦の教養所である、霊場であると云ふ言葉が最も宜い」¹³²とする家庭の大切さ、家庭が果たすべき役割について記している。このような家族道德についての記述傾向に着目すると、大正期に入って、舅姑との関係を含めた家族道德に関する記述が大幅に減少していることが分かる。これは上述したように、「家族」が「家庭」へと変化したためであり、家庭において「主婦」としての母親が教育の中心的役割を果たすべきことが強調されるようになったのであった。

しかし、家族道德や親族関係などの道德も依然として強調されている点も見落とすことはできない。巻三の「親族・家門」(第13課)では、「家風を重んずるは我が国固有の美風にして是に依りて国民の道德を發揚すること少しとせず。もし祖先を辱しめ家名を汚す等の事あらば、父母に対して孝道を欠き家門に対して其の務を怠るもの」¹³³と記している。ここでは、家風を重んじることは伝統であり、国民道德を發揚することにも役だっていることなどを説いている。また、「他家に嫁したる後は、万事其の家を本として処置」すべきで、「己れの実家たる姻族に厚く」¹³⁴すべきではないと説き、夫の家や親族関係を基にして行動すべきことを強調している。家族制度の意義については、巻四の「家族制度」(第18課)でも述べられている。すなわち、「祖先崇拜と密接不離の関係を有するは家族制度なり」¹³⁵とし、この2つは「我が国の美をなす」ものであると説いている。さらに、巻四の「婦道」(第13課)では、家族制度と女性の関係を記し、「我が国の如き家族制度の国に在りては、結婚後舅姑と同居するを例とす。舅姑は夫の父母なれば、我が身の父母に異なることなし。さればこれに孝道を尽すことも亦我が父母に対するが如くすべし」¹³⁶と説き、舅姑との関係で嫁としての役割を十分果たすことを期待している。しかし、1907(明治40)年の教科書と対比して、都市部を中心に「家族」が「家庭」へと変化したことに伴い、嫁と

しての役割を強調した教材が少なくなっているのは明らかである。

巻四の「親の道」(第14課)では、母としての役割について記している。すなわち、子女に父母への務めがあるように、父母にも子女に対する「親の道」があり、それは「慈愛」「養育」「教育」¹³⁷の3点に要約できるとする。ここでは、父母双方の子どもへの感化力を説きつつも、「幼少の間に母の膝下に起臥して母の言語動作を見なれ聞きなれて、いつしか母に似るものなり」¹³⁸と述べているように、家庭教育における母の役割を強調している。

次に、巻四では「婚姻」(第11課)の判断について記している¹³⁹。「婚姻に関しては父母の考に重きを置きて決するを常とす」とし、「経験に乏しき青年男女が専ら自己の判断」で決めると「感情に馳せて正鵠を誤り将来の不幸を招く」とする。しかし、「本人たる者が慎重なる考慮」に基づいて「意見を述ぶるは勿論当然なりとす」とも記している。婚姻について個人の意志を表すことも適当とする記述は、大正後期の時代的特徴を示すものと言えよう。

大正期に入って新中間層の増加や近代家庭の形成により家族の実態が変化し、その結果家族道徳に関する記述が少なくなった。しかし、家族を小範囲の国家生活と扱い、父母への報恩を尽くし、親族・家門について全力を尽くすべきであると説く点などにおいては、1907(明治40)年の教科書とほとんど変わらない。しかし、「家庭」における母親役割に言及していることは、大正期の1つの特徴と言える。

3) 社会道徳に関する教材

次に、社会道徳に関する内容について分析する。

巻一の「言語と動作」(第10課)では、上述した個人道徳のほかにも社会道徳に関する内容も含まれている。すなわち、「今の女子は昔の女子と異なり、時に或は衆人の前に立ちて談話又演説せざるべからざることもあらん」¹⁴⁰と、時代の変化に伴った記述も見られる。このように、大正デモクラシーの影響で、女性も社会的活動に参加する機会が増加した状況を受け、社会で発言することも想定している点に注目したい。

また、巻一の「礼儀と作法」(第11課)では、礼儀作法は「相互の心を和げて交際は円満となり、社会の秩序も自ら整ふべし」とし、「家にありても言語動作を慎み、父母兄弟に対する礼儀を正しうすべし」¹⁴¹と記している。続けて、「男子に接する場合には、かりそめにも親み過ぎて礼を失ふべからず」¹⁴²とし、男性と交際する際の留意点を述べている。このように、「礼儀動作」は「社会的道徳として」も「甚だ重んずべきもの」¹⁴³であることを『教授備考』でも強調している。

巻二の「公德と公益」(第13課)では、女性は多くの場合家庭内にあるため、一見「公益」を果たさないように見えるが、「一家の主婦となりて夫を助け、又は子女を教育して有為の人となし、此等をして公益の為に働かしむる」ことや、「善良なる風俗を維持して一般世間の安寧幸福を増さしむるも亦尊き公益の事業なりとす」¹⁴⁴と記している。ここでは、女性が家庭内役割を遂行することは、社会に間接的に貢献する意義をもつものと説いてい

る。

井上は、この時期の「婦人問題」について明確な姿勢を示しており、この修身教科書は極めて注目すべき内容となっている。すなわち、巻五の「婦人問題」(第13課)では、婦人問題は「男女の同権夫婦の同格を唱ふる」ものとの理解を提示し、「婦人運動の主張する所は所謂婦人の解放にあり。婦人をして男子と同等の教育を受けしめ職業に於て均等の機会と待遇とを与へ、家庭に於ても公生活に於ても男子と同一の価値を認め同等の待遇を与ふべしと云ふにあり」¹⁴⁵と、その本質を捉えた記述をしている。井上は、婦人運動は女性の社会的解放を求めるもので、最終的には男女に同等の価値を認めるものと述べている。

このような認識から井上は女性の高等教育機会や民法についても言及する。すなわち、「女子の為に大学若くは高等専門の諸学校の門戸を開くべし」と、当時の時代的要求を反映した事項を記述している。続けて「婦人をして各種の社会的公共的任務を帯びしむる機会を与ふべし。民法の規定に見る女の不能力を撤退すべし、貞操に於て妻に求むる所は亦之を夫に要むべし等の主張に至りては女権論者を通じて相異あらざるなり」¹⁴⁶と、民法の差別的な規定の改正や男女の貞操の同等性についても言及している。さらに井上は、国家の単位としての一家を構成するのは男女であり、「互に特質を有し長短相補ひて此処に人類生活の完成を見る。男女の差異は性質の差異にして価値の差異にあらず。社会的職能の差異は尊卑の階段を附与すること能はず、男尊女卑の不合理なることは尚女尊男卑の不合理なるが如し」¹⁴⁷と、男女の差異は存在するものの、価値の上下ではないと指摘している。そして、「社会が女性の職能の価値」を認めるのは当然であるとし、職能の価値を發揮する「自由と機能」¹⁴⁸を女性に与えるべきと記している。

以上のような記述から明らかなように、井上は大学の門戸開放、婦人運動、女性の社会的地位の向上などに、強い支持を示している。この点は他の沢柳や下田の主張とは大きく異なっていた。例えば下田編『女子修身書』(改訂版、1925年)で、女性の社会的地位が「今日の程度に達し得たことは、異常な進展と云つても好い」のであり、「一挙にして、一切に互つてかの国<西欧諸国=引用者>の女子と同一の地位を得ようとあせり、徒らに自由解放を叫び、妄りに男子と拮抗しようとするが如きは、恰も児童が一躍して大人にならうとするやうなもの」¹⁴⁹と記していたことを考えると、井上の主張は時代の潮流を意欲的に捉えた記述をしていると言える。

社会道徳においては、女性が家庭内役割を遂行することが公益になることを説くとともに、婦人運動は女性の社会的解放を求めるもので、最終的には男女に同等の価値を認めるものと説いていた。婦人問題を解決する具体策として、高等教育機会の開放、女性のへ公共的公務の付与、民法上の女性の不能力者規定の改正などを主張した点などは、女性問題の課題を的確に捉えた、進歩的な記述と言える。

4) 国家道徳に関する教材

国家道徳に関する教材としては、まず巻一の「忠良なる臣民」(第20課)がある。ここ

では、「今や我等は学生の身なれば、直接忠良の臣民として尽すべき道は、唯よく父母教師の教を守り、徳性を磨き、知能を啓き、立派なる女子たらんことを力むるにあり」¹⁵⁰とし、普段から家庭や学校で徳性を磨くなどし、将来天皇や国家に尽くせる人間へと成長する準備期間にあることを強調している。また、巻三の「女子の覚悟」（第2課）では、「今回の欧州戦争はく中略＝引用者＞交戦諸国の壮年男子は殆ど皆出陣し尽し」たため、従来男子の職域であった「農牧製造の業を始め軍需品の製作まで多く婦人の手を煩はすに至れり」とし、「平常無事の日にありても女子が社会の表面に活動せざるべからざるの傾向現今次第に生じ来れるが如し」¹⁵¹と指摘している。その結果、今後の女性の在り方としては「一度は家庭の人」となるにしても「家事の傍又は家庭に入るの前後或は期間は社会に出でて活動する」ことを、本人や国家のためにも利益とし、「時代はますます女子の活動を要求するなるべし」¹⁵²と記している。さらに、井上編『教授備考』では、「現今女子の活動せる方面」においては、時代の要求に応じた職業範囲について記し、①「教師」、②「医師」、③「秘書役」、④「助産婦」、⑤「看護婦」、⑥「記者」、⑦「慈善救済事業」、⑧「其他」、の8つの活動可能な領域を提示している¹⁵³。ここでは、女性の社会的進出を国力の関係で捉えなおし、女性の社会活動を奨励する立場を記していると言える。

時代を反映した記述となっている点で大いに注目されるが、女性の家庭内役割の遂行を前提としている点では明治期と基本的な変化がないと言える。

巻三の「国家」（第6課）では、「国体の精華を發揮するは国民の天職にして、一国の独立を持続し益々其の国威を伸張する所以なり。国民教育の主眼は実に之に外ならず」¹⁵⁴と記述し、女性を含めて国民全体が国体観念を持つべきことを強調している。さらに、巻三の「軍備と産業」（第11課）では、「女子は男子の如く直接兵事に関係することなけれども祖国を愛するの情に於て男子と異なるべきにあらず」と記すと共に、国防の意義を了解し「義勇奉公の精神を以て子弟を教養し、其の体力を練り、これをして一旦緩急あるの際大に為すあるの士たらしむるやう心掛くべし」¹⁵⁵と説いている。ここでは、愛国においては男女の差異は存在しないことを指摘し、女性としては「義勇奉公」の念で子弟を教育すべきことを提言している。この背景には、「欧州戦乱に於ける欧米の婦人が、諸種の軍国的作業に服して、偉大なる貢献をなしたることは最も注意を要す」¹⁵⁶との認識から、欧米の女性をモデルとし、戦争への準備と協力を求め、国家への貢献を期待していることが分かる。

一方、巻四の「国民道徳」（第15課）では、「我が国は建国の当初より万世一系の天皇億兆に君臨して国権を総攬し給ひ、下人民を愛無し給ふこと父母の如く億兆亦心を一にして之に事へ奉ること、その父母に於けるが如し」¹⁵⁷、「国民道徳思想の健否は実に国家の盛衰興亡に関する」¹⁵⁸と記述し、一国の富国強兵と国民道徳の密接な関係を指摘しながら、国民道徳の発達を求め、さらには国民一人ひとりの道徳の涵養と育成を求めている。

また、巻五の「多事の社会」（第9課）では、第一次世界大戦において「欧州各交戦国の民人は老幼男女を問はず、食を節し労を倍し経営慘澹真に最善の努力を致せり」¹⁵⁹と記し、今後の大戦に備えて、男女を問わず節制すべきことを記している。

この他にも、「皇室」「忠君愛国」などを記述した国家道徳的教材が存在する。国家道徳関係教材では、母役割を超えて女性を国家的観点から捉えなおしている点が注目され、特に第一次世界大戦の西欧の女性の活躍を踏まえ、平時からの戦争への準備を女性にも期待している。

5) 国際及び人類に関する教材

次に、国際及び人類に関する教材を検討する。巻三の「国際」(第15課)では、「国家は互に他国の独立と権利とを尊重し益々国交を厚うする義務を有す、随つて我が臣民は他国の臣民に対して同様の義務を尽すべきなり」¹⁶⁰と記している。ここでは、他国やその国民に対しても独立や権利を尊重するなど、国際関係の重要性とそれへの理解を説いている。このように国際性の尊重の観念は、当然のことながら女性の素養としても重視されていたのであった。その他、この教材において、他の国家と国家との間に戦争が発生した場合は、局外中立の態度を示すべきであることを記している。

次に、人類に対する教材を検討する。巻四の「人道」(第8課)では、「人類に対する務は家族社会国家に対する務と其の根柢に於て矛盾する所なく、家族社会国家に対する道徳は直に之を移して一般人類に対する道徳は、家族社会国家を離れて存するものにあらずして、寧ろ是等を通じて存するものなり」¹⁶¹と記している。続けて、「女子にして赤十字社の事業をたすけ、又戦時に当りて其の特志看護婦たる如きは、最も貴重なる救済事業といふべし」¹⁶²とし、赤十字の事業に積極的に参加し、戦時の際は看護婦として救済活動を行うことなど、人類に対する道徳性の涵養を求めている。

最後に分析結果をまとめると、井上編『井上女子修身教科書』(1925年)の教科書は、基本的に女性の役割は、家族制度下の家にあつて、性別役割に基づいて家事、育児を担当することにあつた。個人道徳においては女性の四行を中心に記述され、「柔和」「温良」「貞淑」を求めた儒教道徳を基本とするものであつた。また、性別役割論に基づいて女性の家庭内役割を強調していた点も明治期の井上編の教科書と基本的に変わりはなかつた。社会道徳としても、父母への報恩を尽くし、親族・家門について全力を尽くすべきであると説いていた。国家道徳においても忠良なる臣民としての成長が期待されていた。

しかし、第一次世界大戦および多様な国際的思潮の影響、特に女性をめぐる状況から変化による影響を受け、大正期後半の修身教科書にも明らかな変化が見られる。例えば、女子の社会的地位、婦人問題、女性と職業、女性と高等教育などが論じられていた。

井上編の教科書の中で特に注目すべき点は、男女の人格の同等性と婦人問題を説いた点にあつた。井上は、女性の人生の目的は男性と同様「人格の修養発展」を目的とすべきと説き、男女の人的価値の同一性を主張した点は極めて注目される。また婦人問題について、それは「男女の同権夫婦の同格を唱える」ものとの理解を示し、婦人運動は女性の解放を求めるものであり、女性にも男性と「同等の教育を受けしめ職業に於て均等の機会と待遇とを与へ、家庭に於ても公生活に於ても男子と同一の価値を認め同等の待遇」を与え

るべきであると強調したことは、本文で確認した通りであった。このような婦人問題の本質を捉えた記述は、他の修身教科書には見られず、井上編の教科書の特徴と言える。

この他にも時代による変化が見られた。例えば、舅姑との関係を含めた家族道德に関する記述が大幅に減少していた。また、その内容面でも、お互いに助け合う家族成員間の関係を述べている。これは本文でも述べたように、大正期における新中間層の増加や近代的家庭の形成等が見られ、「家族」が「家庭」へと変化したためであり、家庭において「主婦」としての母親の重要性が強調されるようになったのであった。しかし、依然として家族道德や親族関係などの道德も依然として強調されている点も見落とすことはできない。

このような家族をめぐる状況の変化とともに、女性の社会的位置づけや国家的位置づけも変化した。この背景には、特に第一次世界大戦の西欧の女性の活躍からの強い影響があったのであり、女性の社会的・職業的活動を一定程度奨励していた点も注目される。また、平時からの戦争への準備を女性にも期待していた。あくまでも良妻賢母を前提としていた点にも留意しなければならない。

以上、沢柳・下田・井上編の修身教科書を分析したが、3人のまとめについては、次節で行うことにする。

第5節 教育内容への改革要求

1. 大正後期における3つの修身教科書の特徴

上述したように、大正後期に発行された沢柳・下田・井上の3つの修身教科書に描かれた良妻賢母的素養について分析した。その分析の結果、3者の教科書において家族制度下の性別役割分業に基づき、女性の家庭内役割を強調するものであった。すなわち、基本的に女性の役割は、家族制度下の家にあつて家庭内の役割を果たすことにあり、妻・母として家事、育児を担当するなど、儒教道德に基づく家族道德を中心としたものであった。しかし、大正期に入って新中間層の増加や近代家族の形成など、家族の在り方に変化が生じたことから、明治後期の修身教科書においては大幅の比率を占めた舅姑との関係を記した教材が減少し、「家族」が「家庭」へと変化するなど、一定の変化が見られるようになった。

一方、大正デモクラシー期の思潮や女性をめぐる様々な状況の変化により、女性と家族の在り方や、職業問題、人格問題、社会的地位、高等教育問題などを中心に記述した新しい教材も加えられた。例えば、沢柳編の教科書では、女性の職業や参政権を一定程度容認する記述が見られるが、あくまでも男性の補助的なものとして捉えており、下田の教科書では、職業を通じて国家・社会への間接的な貢献を求める女性への職業の奨励が見られるが、その範囲も性別役割範囲内のみに限られている。また、井上編の教科書では世界の情勢を念頭に置きながらも、良妻賢母を前提とする平時より戦争への準備に心掛けるべきことを期待するなど、女性の社会的・職業的活動に一定程度の奨励を示している。

続けて、婦人問題においては、沢柳編の教科書では女性が男性と同様に社会で活動すべきとの主張は未熟の女子生徒を迷わせるものと批判し、下田編の教科書では男女との同等を主張する「自由解放」には慎重な姿勢を示すなど、婦人運動に対しては抵抗感をもち、自重すべきであると記している。これに対して、井上編の教科書では、大学教育の開放を始め、民法上の社会的地位の向上、公務の機会の付与など、家庭・公生活で男性と同一の価値を求めるなど、婦人運動へは積極的姿勢が窺える。最終的には男女に同等の価値を認めるものと説いていた。

また、井上編と下田編の教科書では女性の独立問題について触れており、独立はあくまでも夫との死別を想定した場合の自活のためのもので、真の独立を目指したものではないと論じている。ほかにも、下田編の教科書では女性の参政権問題についても言及している。しかし、女性が国政に参加することは「温き心で政治の局面を潤う面あり」と、参政権の意味を女性の特性の発揮と結びつけた歪曲化した理解にとどまり、参政権問題については保守的な意見を述べている。

最後に、1920（大正9）年の『婦人公論』に掲載された本間久雄（「早稲田文学」主幹）による、高等女学校の修身教科書に対する批評を取り上げ、他者が見た修身教科書の特徴を検討する。なお本間は、沢柳、井上、文部省著作の高等女学校修身書を批判しているが、本間によればこれらは採択学校が多い修身書であったことが取り上げた理由であった。

なお、本間が批判している沢柳と井上編の修身教科書は、第2節と第4節で検討した教科書とは異なるが、上述したように基本的な記述内容はほぼ同一とみなすことができることから、本間の批判を検討する意義は十分にあると考える。

まず、沢柳編『新訂女子修身訓』（1918年）に対する批判を検討する。本間は、教育上「常に新しい大胆な意見を発表」する沢柳の女性道徳観に期待したが、「この書に説く婦徳」も「凡庸な旧式な良妻賢母主義」に貫かれていると批判している¹⁶³。続けて本間は「男は外に働き、女は内に家を治めるのが男女の天職である」とし、女性が『内助の力』を発揮し、併せて子女を養育するにある」ということが「諄々と各巻に亘って説いてある」と、沢柳の修身教科書の特徴を批判している。そして、このような記述の「根底となつてゐるのは、社会習慣上の男尊女卑の思想、能力上の男優女劣の思想である」と述べ、「男女を社会上、能力上対等と見ない」「女を一個の『人間』と見ない」点で、「依然として旧式固陋なものであるを免れない」と痛烈に批判している。全体として本間は、「教科書の教養とする婦徳、婦人処世訓等の根本に蟠まつてゐる消極的な、旧式な保守的な思想」¹⁶⁴の持ち主であると沢柳を位置づけている。以上のような本間の指摘は、沢柳編の教科書に記述された良妻賢母的素養の特徴を的確に批評したものと見ることができる。また、沢柳編の教科書に記されていた上述のような内容は、明治後期以来の良妻賢母的素養を引き継ぐものであったことが分かる。

また、井上編『新訂女子修身教科書』（1917年）に対して、本間は「現代の思潮に触れてゐる」とし、「世界の大勢といふことを眼中に置き、これに処するには、わが国の婦人が

如何にすべきかといふやうな実際問題を念頭において編纂したもの」であると評価している。一方「世界主義対国家主義の關係に於て甚だしく吾々を不満ならしめる点」もあり、「国家主義の中には軍国主義義が最も重要な要素を成してゐると考へ、そして軍国主義といふことを、余りに従來のまゝに解釈し過ぎてゐる」と指摘している。さらに、このような特徴は、良妻賢母主義を「婦道の究極とするところ」と位置、「夫唱へ婦従ふ」ような道徳を「一層徹底的に主張されてゐる傾きがある」と批判している。本間は、井上編における「婦徳」は「不幸にして、非常に多く如上現代の意義に触れることのない言説であり、同時に固陋な旧式な思想を代表した言説である」と記し、「男尊女卑から出發した二重道徳」を唱えた良妻賢母主義の教育を主張するものと批判している¹⁶⁵。

さらに本間は、両者が編纂した教科書は「余りに我が国の在來の家族制度というふことを強調し力説し過ぎてゐる」と指摘し、「男を家庭外に働くもの、女を家庭内に働くものと断定してゐるのも、男が戸主即ち家長で、女がその家長に従属したものであると断言してゐる」¹⁶⁶点で共通していると、批判する。

なお本間は、本章では分析しなかつた文部省編纂の修身教科書（1914年の改修本）についても批判している。本間は、文部省編纂の修身教科書について、「女子の本分を説き、婦徳を説く根底は、依然として昔からの『女大学』の婦道」を説き、「良妻賢母が女子の人格完成の唯一である」と記していると批判する。さらに、「婦人のこの個人としての眼醒め、人としての眼醒めを説いてゐない」点に「最も大なる、且つ最も根本的な不満」¹⁶⁷であると強く批判している。

以上のように本間は、いずれの教科書においても夫唱婦隨の婦徳を強調し、家族制度の下における男尊女卑の観点から良妻賢母論を説く点で共通していると捉え、痛烈に批判した。このような批判は、高等女学校修身書の特徴を捉えたものと見ることができよう。

2. 『婦人公論』の掲載記事に見る高等女学校の教育内容への批判

次は、1917（大正6）年前後の『婦人公論』に掲載された記事を中心に、高等女学校の教育内容に対する批判について検討する。

『婦人公論』の「現代の女学校教育に対する女学生としての不平」の一文で、神近市子は「中学校に用ゐるのと、女学校に用ゐる教科書と比較して見ると、前者が稍一般的知識を与へる様に準備してあるのに比べて、後者が非常に低級なものである事は、誰人も否む事は出来まい」¹⁶⁸と、高等女学校の教育内容は「低級なもの」で、男子の中学校教育レベルとは大幅に異なることを強く批判している。

また、「近来我国に於ける女子教育は大に振興普及しつつあるのであるが、其標榜する処を見れば、多くは良妻賢母祝儀の外に出でない。言葉は如何にも立派であるが、其内容を見ると女として将又人間としての本能を無視し、女子を単に家や男子の嗜好の爲めに教育してゐる傾向がある」「家或は男子に都合の好いやうに教育してゐる」、続けて「之を別の言葉で細かに云へば、嫁入先の家族や周囲になるべく早く同化し得るやうに、何事にも柔

剛と云ふ事を眼目として教育しているのである」¹⁶⁹と記している。すなわち、高等女学校では「人間としての本能を無視し」「単に男子の嗜好の為に教育」を施しているとし、教育内容を強く批判している。

他に、高等女学校の良妻賢母教育についても批判の声が見られ、「所謂良妻賢母主義に由つて、凡ての女子を家庭に繋留し、家庭外の人、社会の人となりて活動することを禁ずべき理由はない」¹⁷⁰、「その教育を制限して、家庭外の活動の自由を束縛すべき理由はない」¹⁷¹といったように、高等女学校教育が女子生徒に強い規制を与えていると批判している。

さらに内田魯庵は、「高等女学校に入学させるは畢竟嫁入の資格を作る方便に外ならん」と指摘し、「低級な今の女学校教育が益々其効果を全うする事が出来ないで、実際には其の教へた知識の十分一も浸込ませるのが覚束ないのである」¹⁷²と述べている。すなわち、高等女学校の教育を「嫁入の資格」の一つとして位置づけ、高等女学校での教育が卒業後の実際の生活に役に立たないことへの不満を示している。

以上の検討から明らかのように、高等女学校に対する様々な批判の要点は、主に家庭内での役割を主とする教育内容とその水準をめぐる問題がほとんどであり、その後も教育内容への新たな模索と改革が問われるようになる。このような批判が、高等女学校長会議でも論じられ、教育目的の変更、教育内容・水準の向上への要求が出されていたのであった。

このように、第一次世界大戦や大正デモクラシーの影響を受け、女性をめぐる様々な問題が起き、その影響は学校教育の現場まで及んだのである。この点については、次章の学校生活の実態を分析することで、その変化の実証を試みる。

註：

- ¹ 文部省教育調査部『高等女学校関係法令の沿革』（1941年）145頁。
- ² 文部省教育調査部『同前書』94頁。
- ³ 百周年史編纂部『一女高百年史』（宮城県第一女子高等学校、1997年）56頁。
- ⁴ 創立七十周年記念誌編集委員会『創立七十周年記念誌』（千葉県立佐倉東高等学校、1977年）51頁。
- ⁵ 東京都立駒場高等学校創立六十周年記念行事実行委員会『東京都立駒場高等学校創立十周年』（東京都立駒場高等学校、1963年）15頁。
- ⁶ 本間久雄「高等女学校修身教科書を批評して其の改善を促す」（『増補現代の婦人問題』、天佑社、1923年）326頁。この論文では、沢柳政太郎の著書である1918年の『新訂女子修身訓』などが批判されている。
- ⁷ 「高等女学校用修身科検定済教科用図書発行状況」高等女学校研究会『高等女学校資料集成』第11巻（大空社、1989年）折込表。
- ⁸ 沢柳政太郎『改訂女子修身訓』巻二（同文館、1924年）8頁。
- ⁹ 沢柳政太郎『同前書』巻二、10頁。
- ¹⁰ 沢柳政太郎『同前書』巻二、10頁。

- 11 沢柳政太郎『改訂女子修身訓』巻三（同文館、1924年）25頁。
- 12 沢柳政太郎『同前書』巻三、26頁。
- 13 本間久雄「前掲論文」348頁。
- 14 沢柳政太郎『改訂女子修身訓』上級用（同文館、1924年）40～42頁。
- 15 沢柳政太郎『同前書』上級用、93頁。
- 16 沢柳政太郎『同前書』巻三、87頁。
- 17 沢柳政太郎『改訂女子修身訓』巻四（同文館、1924年）75頁。
- 18 沢柳政太郎『同前書』巻四、75頁。
- 19 沢柳政太郎『同前書』巻四、75頁。
- 20 沢柳政太郎『同前書』巻四、76頁。
- 21 沢柳政太郎『同前書』巻四、7頁。
- 22 沢柳政太郎『同前書』巻三、86～87頁。
- 23 沢柳政太郎『同前書』巻三、88頁。
- 24 沢柳政太郎『同前書』上級用、80頁。
- 25 沢柳政太郎『同前書』巻三、22頁。
- 26 沢柳政太郎『同前書』巻三、23頁。
- 27 沢柳政太郎『同前書』巻四、57～58頁。
- 28 沢柳政太郎『同前書』巻三、64頁。
- 29 沢柳政太郎『同前書』巻三、67～68頁。
- 30 沢柳政太郎『改訂女子修身訓』巻四、72頁。
- 31 沢柳政太郎『同前書』巻三、74頁。
- 32 沢柳政太郎『同前書』巻三、74～75頁。
- 33 井上哲次郎『井上女子修身教科書』巻五（金港堂、1925年）84頁。
- 34 井上哲次郎『同前書』巻五、83～84頁。
- 35 下田次郎『女子新修身書』巻五（東京開成館、1925年）5～6頁。
- 36 沢柳政太郎『前掲書』巻四、37～38頁。
- 37 沢柳政太郎『同前書』巻四、38頁。
- 38 沢柳政太郎『同前書』巻四、38～39頁。
- 39 寺崎昌男は、「第一次大戦後のデモクラシー、国際協調の思潮が沢柳の思想にかつてない影響を与えつつあった」と指摘しているが、この時期、女子高等教育振興運動を積極的に支援するなど、大戦後の女性の問題についての沢柳の見解にも変化があったと見ることができる。寺崎「解説」『沢柳政太郎全集』第三巻（国土社、1978年）、548頁。
- 40 沢柳政太郎『同前書』巻三、79～80頁。
- 41 小山静子『良妻賢母という規範』（勁草書房、1991年）220～221頁。
- 42 沢柳政太郎『同前書』巻一（同文館、1924年）51～52頁。
- 43 沢柳政太郎『同前書』巻一、52頁。
- 44 沢柳政太郎『同前書』巻三、16頁。
- 45 沢柳政太郎『同前書』巻三、18～19頁。
- 46 沢柳政太郎『同前書』巻四、60頁。
- 47 沢柳政太郎『同前書』巻四、61頁。
- 48 沢柳政太郎『同前書』上級用、68頁。
- 49 沢柳政太郎『同前書』上級用、71頁。
- 50 皇晃之「解説 下田次郎の経歴・思想と『女子教育』」下田次郎『女子教育』（玉川大学出版部、1973年）463～464頁。下田はこの書で「女子教育の目的は、婦徳を養い、良妻賢母及び女子に適当なる職業の準備を与へ、体育を重んじ、知識芸能を授け、美的趣味

を涵養し、立派に我が品位を保ちながら社交的ならしめ、以て自他の為に遺憾なく生活せしむるの準備を与ふるにあるのである」と述べている。すなわち、下田の女子教育は①「婦徳」、②「良妻」、③「賢母」、④「女子に適當なる職業を与えること」、⑤「女子の生活を完全とするその他の準備」の5つの「女子の本分」を育成することを目的としていた。

- 51 小山静子「近代的女性観としての良妻賢母思想—下田次郎の女子教育に見る一典型—」(日本女性学研究会「女性学年報」編集委員会『女性学年報第三号』、1982年) 215頁。
- 52 「高等女学校用修身科検定済教科用図書発行状況」高等女学校研究会『高等女学校資料集成』第11巻(大空社、1989年) 折込表。
- 53 下田次郎『女子新修身書教授備考』改訂版(東京開成館、1926年) 234頁。なお、教授備考と教科書の混同を避けるため、教科書名は略記せず記した。
- 54 下田次郎『女子新修身書』(東京開成館、1921年) 全5巻。
- 55 下田次郎『女子新修身書教授備考』112頁。
- 56 下田次郎『女子新修身書』改訂版、巻二(東京開成館、1925年) 75頁。
- 57 下田次郎『女子新修身書教授備考』改訂版、79頁。
- 58 下田次郎『女子新修身書』改訂版、巻二、58頁。
- 59 下田次郎『女子新修身書教授備考』改訂版、119～120頁。
- 60 下田次郎『女子新修身書教授備考』改訂版、119頁。
- 61 下田次郎『女子新修身書』改訂版、巻三(東京開成館、1925年) 15頁。
- 62 下田次郎『女子新修身書教授備考』改訂版、270～271頁。
- 63 下田次郎『女子新修身書』改訂版、巻四(東京開成館、1925年) 32頁。
- 64 下田次郎『女子新修身書』改訂版、巻四、33頁。
- 65 下田次郎『女子新修身書教授備考』改訂版、323頁。
- 66 下田次郎『女子新修身書』改訂版、巻四、43～45頁。
- 67 下田次郎『女子新修身書教授備考』改訂版、329頁。
- 68 下田次郎『女子新修身書教授備考』改訂版、332頁。
- 69 下田次郎『女子新修身書』改訂版、巻四、59頁。
- 70 下田次郎『女子新修身書』改訂版、巻一(東京開成館、1925年) 92頁。
- 71 下田次郎『女子新修身書教授備考』改訂版、76頁。
- 72 下田次郎『女子新修身書』改訂版、巻三、63～65頁。
- 73 下田次郎『女子新修身書』改訂版、巻三、66～72頁。
- 74 下田次郎『女子新修身書教授備考』改訂版、371頁。
- 75 下田次郎『女子新修身書』改訂版、巻四、85頁。
- 76 下田次郎『女子新修身書教授備考』改訂版、388頁。
- 77 下田次郎『女子新修身書教授備考』改訂版、388頁。
- 78 下田次郎『女子新修身書』改訂版、巻四、83頁。
- 79 下田次郎『女子新修身書』改訂版、巻四、84頁。
- 80 下田次郎『女子新修身書教授備考』改訂版、374頁。
- 81 文部省『高等女学校用修身教科書』巻三(文学社、1902年) 2～3頁。
- 82 井上哲次郎『訂正女子修身教科書』巻三(金港堂、1907年) 53頁。
- 83 本間久雄「前掲論文」346頁。
- 84 下田次郎『女子新修身書』改訂版、巻四、17～18頁。
- 85 下田次郎『女子新修身書教授備考』改訂版、305～306頁。
- 86 下田次郎『女子新修身書』改訂版、巻五(東京開成館、1925年) 5頁。

- 87 下田次郎『女子新修身書教授備考』改訂版、442 頁。
- 88 下田次郎『女子新修身書』改訂版、卷五、56 頁。
- 89 下田次郎『女子新修身書』改訂版、卷五、62 頁。
- 90 下田次郎『女子新修身書教授備考』改訂版、494 頁。
- 91 下田次郎『女子新修身書』改訂版、卷三、76～79 頁。
- 92 下田次郎『女子新修身書』改訂版、卷三、7 頁。
- 93 下田次郎『女子新修身書』改訂版、卷三、7 頁。
- 94 下田次郎『女子新修身書』改訂版、卷五、63～64 頁。
- 95 下田次郎『女子新修身書』改訂版、卷五、64 頁。
- 96 本間久雄「前掲論文」353 頁。
- 97 井上哲次郎『訂正女子修身教科書』上級用（金港堂、1907 年）79 頁。
- 98 下田次郎『女子新修身書』改訂版、卷五、64 頁。
- 99 姜 華「修身教科書に見る良妻賢母教育の実際とその特質—明治後期を中心にして—」『早稲田教育評論』第 25 巻第 1 号（早稲田大学教育総合研究所、2011 年）89～106 頁。
- 100 井上哲次郎『井上女子修身教科書備考』（金港堂、1925 年）巻五 1 頁。
- 101 井上哲次郎『井上女子修身教科書備考』（金港堂、1925 年）巻四、19～23 頁。
- 102 井上哲次郎『井上女子修身教科書備考』（金港堂、1925 年）巻五、1 頁。
- 103 井上哲次郎『井上女子修身教科書』巻一（金港堂、1925 年）42 頁。
- 104 井上哲次郎『井上女子修身教科書備考』（金港堂、1926 年）巻一、22 頁。
- 105 井上哲次郎『同前書』巻一、35～36 頁。
- 106 井上哲次郎『同前書』巻一、41 頁。
- 107 井上哲次郎『井上女子修身教科書』巻四（金港堂、1925 年）21 頁。
- 108 井上哲次郎『井上女子修身教科書』巻二（金港堂、1925 年）9 頁。
- 109 井上哲次郎『同前書』巻二、12 頁。
- 110 井上哲次郎『同前書』巻二、12～13 頁。
- 111 井上哲次郎『井上女子修身教科書備考』（金港堂、1926 年）巻二、7～8 頁。
- 112 井上哲次郎『同前書』巻二、11 頁。
- 113 井上哲次郎『同前書』巻二、76～77 頁。
- 114 井上哲次郎『井上女子修身教科書』巻三（金港堂、1925 年）4 頁。
- 115 井上哲次郎『同前書』巻三、4 頁。
- 116 井上哲次郎『同前書』巻四、39 頁。
- 117 井上が女性の人格的成長に重要な価値を置いていたことが「自我の実現」（巻五の第 5 課）からも明らかになる。ここでは、人生の実現とは「人格の発展」にあるとし、「人格の発展とは人間としての地位資格を進歩発展せしむることなり」と記述している。そして、「人格の価値」こそ「人としての価値なり」（井上哲次郎『同前書』巻五、33 頁）と強調している。
- 118 井上哲次郎『同前書』巻四、40～41 頁。
- 119 井上哲次郎『同前書』巻四、42～44 頁。
- 120 井上哲次郎『井上女子修身教科書備考』（金港堂、1926 年）巻四、22 頁。
- 121 井上哲次郎『井上女子修身教科書』巻五（金港堂、1925 年）75～76 頁。
- 122 井上哲次郎『同前書』巻四、60 頁。
- 123 井上哲次郎『同前書』巻四、61 頁。
- 124 井上哲次郎『井上女子修身教科書備考』（金港堂、1926 年）巻四、29 頁。
- 125 井上哲次郎『同前書』巻四、61 頁。
- 126 井上哲次郎『同前書』巻一、2～4 頁。
- 127 井上哲次郎『同前書』巻一、66 頁。

- 128 井上哲次郎『同前書』卷一、69～70頁。
- 129 井上哲次郎『同前書』卷二、24～26頁。
- 130 井上哲次郎『同前書』卷五、78頁。
- 131 井上哲次郎『同前書』卷五、79頁。
- 132 井上哲次郎『井上女子修身教科書備考』（金港堂、1926年）卷五、20～21頁。
- 133 井上哲次郎『同前書』卷三、59頁。
- 134 井上哲次郎『同前書』卷三、62頁。
- 135 井上哲次郎『同前書』卷四、85頁。
- 136 井上哲次郎『同前書』卷四、57頁。
- 137 井上哲次郎『同前書』卷四、63頁。
- 138 井上哲次郎『同前書』卷四、67頁。
- 139 井上哲次郎『同前書』卷四、48～49頁。
- 140 井上哲次郎『同前書』卷一、41頁。
- 141 井上哲次郎『同前書』卷一、44～45頁。
- 142 井上哲次郎『同前書』卷一、47頁。
- 143 井上哲次郎『井上女子修身教科書備考』（金港堂、1926年）卷一、22頁。
- 144 井上哲次郎『同前書』卷二、54頁。
- 145 井上哲次郎『同前書』卷五、83～84頁。
- 146 井上哲次郎『同前書』卷五、84～85頁。
- 147 井上哲次郎『同前書』卷五、85～86頁。
- 148 井上哲次郎『同前書』卷五、86頁。
- 149 下田次郎『女子新修身書』卷五（東京開成館、1925年）5～6頁。
- 150 井上哲次郎『女子修身教科書』卷一、90頁。
- 151 井上哲次郎『同前書』卷三、6～7頁。
- 152 井上哲次郎『同前書』卷三、8頁。
- 153 井上哲次郎『井上女子修身教科書備考』（金港堂、1926年）卷三、4頁。
- 154 井上哲次郎『同前書』卷三、31頁。
- 155 井上哲次郎『同前書』卷三、49頁。
- 156 井上哲次郎『同前書』卷三、50頁。
- 157 井上哲次郎『同前書』卷四、69～70頁。
- 158 井上哲次郎『同前書』卷四、71頁。
- 159 井上哲次郎『同前書』卷五、57～58頁。
- 160 井上哲次郎『同前書』卷三、69～70頁。
- 161 井上哲次郎『同前書』卷四、32～33頁。
- 162 井上哲次郎『同前書』卷四、38～39頁。
- 163 本間久雄「高等女学校修身教科書を批評して其の改善を促す」342～343頁。
- 164 本間久雄「同前掲論文」353頁。
- 165 本間久雄「高等女学校修身教科書を批評して其の改善を促す」（『婦人公論』第5年第号、1920年5月1日）15～18頁。
- 166 本間久雄「高等女学校修身教科書を批評して其の改善を促す」20頁。
- 167 本間久雄「高等女学校修身教科書を批評して其の改善を促す」13～15頁。
- 168 神近市子「現代の女学校教育に対する女学生としての不平」（『婦人公論』第1年第7号、1916年7月1日）44頁。
- 169 山脇玄「女子職業教育の必要」（『婦人公論』第2年第3号、1917年3月1日）41頁。
- 170 木村久一「所謂良妻賢母主義に科学的根拠ありや」（『婦人公論』第3年第5号、1918

年5月1日) 12頁。

¹⁷¹ 木村久一「同前掲論文」(『婦人公論』第3年第5号、1918年5月1日) 17頁。

¹⁷² 内田魯庵「高等女学校の実働=父兄及び子女の覚醒を促がす=」(『婦人公論』第1年第4号、1916年4月1日) 5~6頁。

第6章 大正・昭和初期における学校生活における女子中等教育

既に第3章、第4章で考察したように、大正期は第一次世界大戦の影響、大正デモクラシーの時代潮流、「婦人問題」の高揚によって女性観が変容した時期であったが、本章ではこのような時代の変化が高等女学校の教育課程外の教育や学校生活に及ぼした影響について、明治期の場合との対比も視野に入れながら分析し、その実態と特徴を明らかにする。

第1節では、地方の個別高等女学校段階での校長や県知事らによる女子教育の在り方についての訓話・式辞などを分析する。第2節では、校訓や生徒心得に定められた女子中等教育理念や教育方針を検討する。第3節では、寄宿舎生活を中心とする学校生活及び課外活動における良妻賢母的教育について検討し、これらの3点の考察を通じて、大正デモクラシー期の高等女学校の教科外教育活動で展開された教育の実態究明を試みる。最後には、生徒の全体的な高等女学校教育についての受け止め方を検討する。

第1節 校長訓話・知事訓辞などに見る女子中等教育方針

本節では、地方の個別高等女学校段階での校長や県知事らによる女子教育の在り方についての訓話・式辞などを分析する。校長訓話や県知事式辞を検討する前に、高等女学校において式辞が行われる場について確認する。

1. 校長の訓話・県知事式辞などに見る女子中等教育方針

ここでは、大正期における個別学校の校長訓話、式典における知事の発言などを分析することにより、女子教育理念や教育意見が具体的にどのように生徒に伝えられたのかについて明らかにする。

(1) 訓辞や式辞の意義と訓辞の場

校長などの訓話の内容を検討する前提として、その意義について簡単に記すことにする。既に第3章にも記したように、訓話とは「校長が全校児童生徒に話したり、教師が学年や学級の児童生徒に、よい行いをするように話す話」とされ、その内容は「児童生徒のよい意欲、判断、行動、実践に役立つ知識・技能に関わること、心・精神に関わること、生き方に関わること等で、発達段階の違う児童生徒にもわかる話題」¹⁾などが含まれるとされている。高等女学校の場合について述べると、校長訓話は入学式、卒業式、学校の創立記念日、儀式などにおいて、国の教育理念や学校・自己の教育方針を校長が生徒に直接話かけ、生徒の人間形成に影響を及ぼすことを意図して行われるものであり、重要な意義を持つと言える。

次に、これらの訓辞や式辞が行われる場を確認する。例えば、1928（昭和 3）年の岐阜県立大垣高等女学校の記録²では「式日其他に於て学校長」による「講堂訓話」と毎週月曜日の「週礼訓話」を通じて、女子生徒に訓育を施したと記されている。さらには、広島県立広島高等女学校の沿革史の中では、校長訓話について「毎月一回月はじめの朝、講堂に全生徒を集めて合同の朝礼を行っている。朝礼は全員の深呼吸からはじまり、つづいて校長の訓話が行われた。訓話はその時折のニュース・事件の解説もあったが、烈士・節婦・偉人の物語が主であった」³と記されている。また、県知事らによる発言は、当該学校の周年行事などの式典でなされることになる。

このような訓辞が行われた場について、やや具体的に確認する。ここでは、1915（大正 4）年に行われた愛媛喜多郡立高等女学校の卒業証書授与式の式辞次第⁴を用いて、校長訓話と訓知事式辞の位置を確認する。

表 6-1 卒業証書授与式式辞次第の一例（1915 年）

一、	敬礼
一、	挙式を告ぐ
一、	勅語奉読
一、	学事報告
一、	証書授与
一、	賞状授与
一、	記念品授与
一、	学校長訓辞
一、	郡長誨告
一、	知事告辞
一、	来賓祝辞
一、	修業生惣代祝辞
一、	卒業生惣代答辞
一、	唱歌（仰げば尊し）（送別の歌）
一、	式の終わりを告ぐ
一、	敬礼

（注：『大洲高等学校百年』2001 年、235 頁により作成）

このように、高等女学校の卒業式では、「勅語奉読」が行われると同時に、「学校長訓話」、「知事告辞」や「来賓祝辞」などが行われている。さらには、在学生よりの祝辞、卒業生からの答辞なども主要な内容となっている。

このような式典などの学校行事以外にも、ガイダンス的な機会でも校長の訓話などが行われていた。その例として、1917（大正 6）年の大阪府立泉南高等女学校の松本千賀子（本

科1年生)が記した「高等女学校の第一日」の一文を紹介する⁵。

やがて午前八時鐘の合図で雨天体操場に集合した。さて、一同が整列すると、上級生は校歌を合唱し、次に校長先生から入学後の注意に就て種々御訓諭があつたが、程なく済んで教室へと足を運んだ。最初の時間は英語、次は国語、体操で、午後は主任の先生より校訓に就ての御諭しがあり。最後に講堂に集まつて、河口慧海師より、有益な談話を承りました。第一日の授業はこれで終を告げたが、思ふに一年の計は元旦にありとかや。希望の門出の初一步たりし今日は、私にとっては最も大切で、且つ最も愉快的な日で、終生忘るゝことの出来ない楽しい学校生活でした。(中略)夕飯が済むと今日の復習を残らずし、又明日の予習をして、十時楽しく床に就きました。

高等女学校に入学した初日は「希望の門出の初一步」で、しかも自分の人生にとって「最も大切」・「愉快的な日」であったと、喜ばしい気持ちが記されている。この女子生徒が記している内容は、いわば現在の新入生ガイダンスであり、まず校歌合唱の後に、校長から入学後の諸注意、また午後には主任からの校訓についての説話があった。

上記の愛媛喜多郡立高等女学校と大阪府立泉南高等女学校の事例に見るように、様々な式や場において学校長などの訓話や校訓の指導が行われていたことが分かる。

(2) 校長訓話に見る女子中等教育の方針

はじめに、大正期に生じた女子中等教育や女性をめぐる変化を、熊本県の高等女学校会議での議論によって確認しておきたい。すなわち、1914(大正3)年の熊本県立高等女学校長会議では「女子教育ノ方針」⁶を議論し、「女子教育ハ従来家族制度ニ則リ良妻賢母タルヘキ基礎教育ヲ本体トセルハ敢テ言フ俟タサル所」ではあるが、「社会ノ変遷ニ伴ヒ、我国女子ノ任務亦漸ク拡充セラレ、一面家庭ノ婦人タルト同時ニ一面男子ト同シク公務ニ関係シ或ハ社会的各種ノ事業ニ膺ルノ情勢トナレリ」との認識を示し、「今後ノ教育方針ハ此等ノ点ニ格段ナル注意ヲ払」うべきとしている。時代の変化に伴う、女子生徒の社会性の拡大が必要との認識を示している。また女性の職業と体育についても言及し、職業については「女子ノ職業教育公務的教養ハ時代ノ要求ニヨリ極メテ必要」であり、「体育衛生ノ設備並理科的思想ノ養成ニ関スル設備其ノ他ノ改善ハ最急務」であるとの認識を示し、時代の変化に積極的に対応する必要性を確認している。

この熊本県高等女学校長会議での議論は1914(大正3)年のものであったが、大正半ば以降も女性をめぐる状況は変化し、昭和初年に至る時期の女子中等教育、特にそのあり方をめぐって起きた変化は多方面にわたった。すなわち、第一次世界大戦の影響による国家的観点の強化、人格主義を唱える教育方針、婦人問題の顕在化に伴う婦人問題や職業問題

をめぐる議論、大正自由教育の影響を受けた教育内容の変化、体育の推奨・充実、女子生徒の思想善導など、様々であった⁷。勿論、これらの変化は、家族主義的な良妻賢母理念の範囲内で求められたものであったことにも留意しなければならない。以下、上記の事項に関連した校長訓話や知事の式辞を、5項目に分類して検討する。

1) 第一次世界大戦の影響と国家的観点

最初に、第一次世界大戦の影響による教育の方向性の転換を述べている訓話を取り上げる。三重県の知事山脇春樹は1920（大正9）年の飯南郡立高等女学校の第8回卒業式で、次のように述べている。すなわち、山脇知事は「今や女子教育ノ発展ニ伴ヒ婦人ノ地位頻リニ昂上シ活動ノ境地亦従テ拡充セラル国家ノ女子ニ俟ツ所亦昔日ノ比ニアラズ加フルニ今次大戦乱ノ結果帝国ノ地位一層高キヲ致シ世界ニ対スル使命愈々重キヲ加フ須ラク挙国一致奮励自彊益々国運ノ隆昌ヲ期セサルヘカラサルノ秋ナリ」と述べ、「国歩重大ノ時ニ<中略=引用者>其ノ責任ヲ自覚シ」「大ニ体カヲ涵養シ其ノ家庭ニ在ルト社会ニ立ツトヲ問ハス克ク其ノ分ヲ尽シ以テ邦家ノ期待ニ応ヘ国運隆昌ノ基ニ資スル所アラン」⁸と説いている。すなわち、第一次世界大戦により女性の社会的在り方にも変革が求められ、かつての家庭内役割の枠から脱却して、社会と国家発展のための女子教育であるべきと説いている。

また、埼玉県立浦和第一高等女学校の1914（大正3）年の始業式において校長亀井義六は、第一次世界大戦に関連して「宣戦勅に対しても、軍国の婦女子としての一と通りの覚悟」⁹をもつよう説いていた。このような校長亀井の言によっても、高等女学校への第一次世界大戦の影響が窺える。

さらには、上述した1914（大正3）年の熊本県立高等女学校長会議での議論に見られたように、国家的観点から女性にも「体育衛生」思想の育成が強調され、全国の高等女学校でも体育を重視するようになった。例えば、1923（大正12）年の入学式で福井県立武生高等女学校の石橋重吉校長は、まず「女子の体育も大に盛ならしめて男子と平行して健全なる体格を作つて置く必要がある」と指摘し、体育は「身体の健全なそして頭脳の明るい世の中へ出して用に立つ女子を養成する」¹⁰のが目的であると発言した。

2) 人格主義の教育方針

大正期に入って、女性の人格的修養を強調する高等女学校長が少なからず現れた。例えば、1921（大正10）年に東京府の私立頌栄高等女学校長に就任した沼田藤次は「女学校の教育方針については、高等女学校令で定められてある所に従つて、大体従来の学風を継承して行きたいと考えて」居るとしつつ、「特に私の望んで居りますのは、生徒の個性に応じておのおの適切な教化を施し、善良な品性を涵養しつつその人格を完成せしめるやうに導くことであります。生徒の人格を重んずることと、その個性を発揮せしめることとは、私が女子教育に対して抱懐する根本思想」¹¹であると述べ、個性の尊重や人格の完成に着眼する教育方針を明示している。

また、1922（大正 11）年に滋賀県立彦根高等女学校大西薊校長は、「人格を尊重し自尊心を高めしめる為め、自主的に行為せしめ」¹²るべきと述べている。さらに、1925（大正 14）年の大阪府立泉南高等女学校の校長内田勇助は、欧米先進国をモデルとして、日本でも「男女を精神的並に實際上平等に待遇し均等に教育を施」¹³す必要性を強調している。また、東京府立第一高等女学校校長市川源三は、1930（昭和 5）年の「高等科開設以来夙くも十年」の一文で、「今や女性は男子と同様に文化の諸事業に参加する目的を以て、自己を見詰め、自己を発揮し、自己を生かさそう」とすることが「現代女性の特色」であると指摘した。さらに市川は「これが為には高い程度の教養が要望されねばなりません。〈中略＝引用者〉女性が真に自己に目醒め時代に目醒める時に、彼等が高等教育を要望するのは当然過ぎるほど当然の要求で無ければならぬ」¹⁴と述べ、女性の人格主義教育と高等教育の実現を関連づけた考えを示している。

さらに、1922（大正 11）年と推測される千葉県立佐原高等女学校教頭川崎為作は、生徒に向け「充實したそして特色のある強い個性の持主であつて欲しい」「社会の文化の恩恵を享受し得ると共に、社会の文化に貢献し得る人でなければならぬ」と説き、「これからの学生は自己探求でなければならぬ。創造でなければならぬ。自己の力で文化を研究して行くのです。価値を創造するのです。教師から教はることは知識の内容其物でなくて学問の研究法でなければならぬ」¹⁵と述べている。すなわち、川崎は「学校で学ぶ目的は『人格の修養』にある」とし、人格主義の教育を説き、女性の人間的自立を強調している。

また、大阪夕陽丘高等女学校の校長吉野至は、1916（大正 5）年の創立 10 周年記念祝賀式において「これからの第一義は虚名を捨て実力を養うこと」にあるとし、「立派な人格、健全なる常識、健康にして優美なる体格、高雅な趣味を持つ所の真価ある人間」、これらのすべてを「一体に備なえてある人こそ理想の婦人」¹⁶であると述べている。校長吉野は、人格・常識・体格・趣味などの調和させた女性を理想としている。

さらに、岡山県立岡山操山高等女学校の校長野崎又太郎は、1917（大正 6）年「女子は天然の教師なり」という一文において、母親の重要性を説くとともにその基盤は「自己の人格修養が根本である」¹⁷と強調している。

3) 「婦人問題」

次に、婦人問題をめぐる高等女学校長などの発言を検討する。そこには、1910 年代後半に登場し始めた「婦人問題」による女子思想界への「悪影響」を懸念する声が多く見られた。

1925（大正 14）年、滋賀県立彦根高等女学校大西薊校長は「諸子ハ自ラ侮リテ女子ノ本分ヲ忘ルルコトアルベカラズ。〈中略＝引用者〉諸子ハ決シテ所謂新シキ女ノ言為スル所ニ迷ヒ、男子ト其ノ領域ヲ争フガ如キ軽挙妄動ニ出ヅベカラズ」と指摘し、「質実剛健、温良貞淑ナル妻母ノ輩出ヲ待ツモノ、今日ヨリ切ナルハナシ。予ハ諸子ガ今後能ク其ノ天職ヲ操守シ、国民ノ中堅タルニ恥ヂザル良妻賢母」となることを期待していると同校の沿革

史に記している¹⁸。このように、大西は「新シキ女」の言動に惑わされることなく、あくまでも国民の中堅たる良妻賢母的素養を身に付けるべきことを強調している。このような主張は他の校長の訓辞でも多く見られ、千葉県立佐倉高等女学校長石井潔は、1926（大正15）年の卒業式での告辞において「徒に権利を主張して推譲の尊きを知らず。濫りに新しきに馳せて神聖なる天賦の分野を忘れ、貞操を相対的に観じて自己を蔑し世を呪ふものに至りては吾人の断じて与する能はざる所なり」¹⁹と述べ、いたずらな「権利の主張」は慎むべきと説いている。

後にも検討するように、婦人問題への懸念は校長だけでなく、県知事の訓辞にも示されていたが、ここでは群馬県立渋川実科高等女学校の1921（大正10）年の卒業式での、群馬県知事大芝惣吉知事の代理からの告辞を確認しておきたい。すなわち、知事代理は「世界ノ大勢」は女性の活動を求め、「或ハ産業ニ或ハ教育ニ或ハ学問ニ或ハ芸術ニ婦人カ其ノ才能ヲ發揮スヘキ分野ハ年ト共ニ拡大」し、女性参政権を認める趨勢にあるとの時代認識を示している。続いて、「婦人ノ地位向上」は「諸子ノ為ニ祝福スヘキ」としながらも、「婦人ニハ自ラ婦人ノ天分アリ。此ノ天分ヲ超エテ徒ニ男子ニ模倣セントスルガ如キハ則婦人独特ノ地位ヲ喪失スルモノニシテ延イテ人類ノ不幸ヲ招来スルヤ必セリ。況ンヤ我カ国情、社会家庭両ナカラ必スシモ欧米諸国ト同シカラサルモノアルニ於テヤヤ」と述べている。そして、結論としては「諸子今ヤ学校ヲ卒業セリト雖モ」「今後益々研鑽ノ功ヲ積ミ旧慣ニ囚ハレス新説ニ累ハレス中庸健実以テ婦人ノ美德ヲ發揮スルニ努メヨ」²⁰と訓示した。すなわち、婦人問題が社会の注目を集めるようになったことは「祝福」すべきであるが、女権の主張は男性の模倣に過ぎない、日本固有の「婦人ノ天分」は守るべき、ことを説いている。

以上の検討から明らかなように、時代の変化を歓迎するとしながらも、「新しい女」や女性の「権利」に反対する校長が少なくないことが分かる。この点に関連して、『婦人公論』による全国の女学校長などを対象とした婦人参政権付与の賛否についての調査結果を見ると、99人中条件つきを含めた「無条件即施行論」に賛同した校長は37人、「時期尚早」とする校長は59人、さらには「絶対的反対論」とした校長は3人いたとされている²¹。このような結果を見ると、高等女学校長は女性問題についてかなり消極的な傾向にあったことが窺える。

4) 大正自由教育の影響

次に、大正自由教育の影響を受けたと考えられる校長らの発言を確認する。1913（大正2）年東京府立第一高等女学校長伊藤貞勝は「生徒の自学を促し、其の活動を奨め、以て勤労創作に従はしめ、社会生活に親み、国民生活に慣れ、以て人類の本分を完了せしむ」²²と述べ、生徒の自学や活動を推奨している。このような方向性は教育方針としても示され、例えば1928（昭和3）年の岐阜県立大垣高等女学校の教育方針では、婦人としての「種々の婦徳」の育成を求めるほか、「教育は人類通性の陶冶を必要とすると共に、個性の教育に

努め」るべきことを強調している。また、その具体策として「修養学習は勿論各方面に於て個性に留意して指導し、其特長美点の發揮及欠点の矯正に努め」るべきとし、「個性尊重教育」に主眼を置いている²³。1914（大正3）年、福島高等女学校長小泉於菟彦も「各自の個性を發達せしめ生徒各自の長所を發揮せしむべし是れ女子教育上の理想」²⁴であると述べ、生徒の個性發揮を期待している。この他、1921（大正10）年に長野県南佐久高等女学校長は「自学自習ヲ重ンジ自己ノ精神發達ノ次第ヲ自覚セシメ」「自ラ考察シ自ラ実行シ日々ノ生活ノ意義アルコトヲ自覚」²⁵すべきと述べ、自学自習の必要性を説いている。また、1927（昭和2）年の宮城県第一高等女学校創立30周年記念式典での第二高等学校長岡野義三郎の発言も注目され、校長岡野は「女子教育は今や其の一大転機」であるとし、「学科の配当に、訓練の方法に、新なる工夫」を加える必要があると説いている。続けて「従来の女子教育は、男子の教育に授くる学科課程に追隨して稍々之を平易にし、一家の主婦として必要なる知識技芸を加味したりと云ふべきものなりしが、世の氣運は新に女子に適當なる教育組織の編成を促すに至れり」と述べ、高等女学校においても時代に応じて教育課程の水準向上を図るべきことを主張している²⁶。

さらに、宮崎県立宮崎高等女学校の沿革史によれば、1920年（大正9年）7月7日付の『宮崎新聞』に、校長楠品次による「県立高女の新校風について」の記事が掲載されている。ここで校長楠品次は「なるべく生徒の自由を束縛せず、教育上不都合さえなければ、万事家庭の利便に重きを置き、例へば袴の如きも色合を一定せずく中略＝引用者＞生徒を規制づくめた縛らず、自由に経済的に勉強せしめたい」²⁷と記している。このように生徒の自主性發揮を学校の制服とも関連づけて述べたことに関して、同校の沿革史では「新風」を「高く評価」したものと記述している。

以上のように、高等女学校にも大正自由教育が浸透し、自学、生徒の活動、創造性などが求められるようになっていたことが分かる。

5) 良妻賢母思想の堅持

上述したように、大正期に入って多くの高等女学校長たちの間には新しい教育理念や教育の在り方を支持する傾向が見られたが、依然として明治末年以来の良妻賢母理念を強調する発言も少なくなかった。この点は婦人問題に対する姿勢からも窺うことができるとも言えるが、1913（大正2）年に開催された岡山県立岡山操山高等女学校の第11回卒業式において校長佐伯秀太郎は、次のように良妻賢母主義を強調している²⁸。

女子の天職は家庭と離る可からざることは自然の分業なり。此天職を全うするは則女子の本分にして、献身的精神は実に其根底たり。然るに近時社会の一部に於ける女子の行動は、誠に寒心に堪へざるものあり。虚栄を遂うて逸楽を事とし、節操を傷つけて廉恥を顧みざるが如き、啻に自己の信用を失ひ、家庭の平和を壊るのみならず、国

家将来の運命を危殆ならしむるものなり。我輩は諸子の穩健なる思想と堅実なる意志、及び優美なる情操とに信頼して、能く迷妄を排し、邪僻を斥け、以て健全なる国民の妻たり母たらんことを期待せざるを得ず。

校長佐伯は、依然として女子の天職は妻・母として与えられた各自の本分を守ることであると主張し、一家の経済と国家富強を密接に結びつけた良妻賢母主義の再生を強く望んでいると言える。そのほか、「質素勤労」など女性として「国家の富強に貢献する」「覚悟」を求めている。

さらに、熊本八代郡立高等女学校長松尾敬吾は、1916（大正5）年の第12回卒業式告辞において「女子教育の目的は女子をして貞淑順良の婦徳を備へしめ他日良妻となり賢母となり能く家を治め能く子女を教養し、以て国家社会の基礎を確立し之を發達せしめんとするにあればなり」²⁹と主張している。また、1913（大正2）年の福島高等女学校長小泉於彦は「体育上に於ては更に進んで生徒各自の体質を斟酌して一層之に順応する方針をとり、知育上に於ては漸次教科教材の内容を整理しまして主婦としての一般常識を涵養すると共に、益々実際に適切なる教育を施すことに注意し、徳育上に於ては道徳上自覚してしかも温良貞淑の婦徳を涵養しまして賢良なる妻母を出すことに職員一同努力する」³⁰との考えを示し、体育・知育・徳育の3つの側面より婦徳の育成を主張している。

また、岡山県立岡山操山高等女学校の校長杉山敦磨は、1919（大正8）年赴任当時の志を次のように述べている³¹。

女子教育終局の目的は、理想的婦人を作るにあり、繊婉なる感情と、周到なる注意とを有し、能く家庭社会の秩序を整へ、直接活動の衝に当る男子を慰藉し、後継者を指導訓育するの任に堪ふる婦人を養成するにあり。若し能く婦人を養成し、実用に適する知能を啓き、其意思を鍛錬して、剛健ならしむると共に、虚栄空名の誘惑を絶ちて最善最美の天分を發揮せしむるを得ば、邦家の為稍や意を安ずるに足らんか。

校長杉山は「女子教育終局の目的は、理想的婦人を作るにあり」であるとし、その能力を「家庭社会秩序」の維持、夫の「慰藉」、「後継者を指導訓育する」に重点があるとしている。

良妻賢母を強調する校長訓話は、1920年代後半以降にも数多く見られ、千葉県立佐倉高等女学校の校長石井は1926（大正15）年の卒業式告辞において、「女子の美は畢竟するに犠牲的精神の発現なり、かの或は温良貞淑といひ、或は忠孝慈貞といふもの、蓋此精神の時に応ず機に臨みて麗しく咲ける美花に外ならず、入ては則ち国家社会に奉ずる赤子の情

職として之に由らずんばあらざるなり」³²と述べている。1927（昭和2）年長野県木曾高等女学校の吉田庄治校長は「家庭こそ婦人の実力を発揮すべき最も適当の場所である」「婦人の使命は家庭にある」³³と論じている。

さらに、山形県立新庄高等女学校の校長矢板大安も大正後期に女性の地位向上をめぐる点が社会問題化していることについて「真にその地位の向上をはかるのは楠といっても学校の教育である。良妻賢母は古い思想であって永久不滅の真理である」とし、「普通教育たる女学校としては、この点に主眼をおいて教育の方針をたてればよい」³⁴と述べている。

ほかにも、岡山県立岡山操山高等女学校の校長妹尾新は、1925（大正14）年の自身の新任教式において全校の教職員と生徒向けに「これからの女」の一文を提示している³⁵。

- 一、これからの女は、自尊心を養つて、暗い世界から明るい世界へ出て、其社会的地位を高めて行かねばならぬ。
- 二、これからの女は、女として天職を全うすることの出来る丈夫な母体を持ち主でなければならぬ。
- 三、これからの女は、良人の職業を理解して、其智恵袋になり、慰安者になり、激励者になる女房を標準にせねばならぬ。
- 四、これからの女は、子供の育て方躰け方を心得、又子供の質問に答へられるお母さんを標準にせねばならぬ。
- 五、これからの女は、経済組織が変つて行くにつれて、自然主婦の仕事も変わつて行くから、何か一つ手仕事を覚えて、一家の収入を助けるやうにせねばならぬ。
（六は原史料が破損して不明）
- 七、これからの女は、時勢に合わぬ古い型を守らないで、住宅や服装や社交儀礼などの生活を改善して行かねばならぬ。
- 八、これからの女は、台所や所帯の事ばかりに一生を送らないで、余裕もあり趣味もあるものにならねばならぬ。
- 九、これからの女は、型のやうな嫁姑の假みあひをしないで、ずっと開けた家庭を造るやうにせねばならぬ。
- 十、これからの女は、些細な感情にとらはれないで、物事の大局が分つて正しい判断の出来るやうにならねばならぬ。

このような妹尾の発言は、基本的には良妻賢母主義を説いているが、大正期の特徴として「五」と「七」を指摘できる。「五」では、「これからの女は、経済組織が変つて行くにつれて、自然主婦の仕事も変わつて行くから、何か一つ手仕事を覚えて、一家の収入を助けるやうにせねばならぬ」とし、職業的な訓練の必要性を説いている。「七」では「これか

らの女は、時勢に合わぬ古い型を守らないで、住宅や服装や社交儀礼などの生活を改善して行かねばならぬ」とし、住宅や服装などの生活を改善して行くべきと説いている。変化しつつある社会状況に合わせた女性の育成の必要性を強調していると言えよう。

また、1928（昭和3）年の長野県木曾高等女学校長吉田庄治は、女子の職務について「女子の職務は男子の何れの職務より尊いものである。これは決して台所の仕事が到底男子に出来ない仕事であるからという意味ではない。女子は台所の主人として国民の保健養護を負担する以上に子女の教育者として遥に偉大なる天職を持っているからである。この意味から大学の教授よりも中学の教師、中学の教師よりも小学校の教師、更に小学校の教師よりも家庭の婦人一母一は偉大なる教育者である。何となれば偉大なる道徳力として子女に永遠の感化を及ぼすこと遥に大きいからである」³⁶と主張している。

校長吉田は女子の職務について述べ、第一に「善良なる女学生延いては善良なる婦人が一家一社会一國にとりて役立つ人物となりて輩出するようになることは婦人の天職の重大を考ふるときに特に望ましき事」³⁷としている。続けて、女性の使命は一家の家庭にあるとし、女性はおのずからもつ子どもへの影響力を十分に発揮することに努めるべきである賢母主義教育を強調している。

（3）県知事らの訓辞に見る女子中等教育の方針

続いて、県知事らの式典における式辞を分析する。公的場ということもあり、知事らの発言らの多くは良妻賢母の方針を説くものであった。

例えば、1913（大正2）年の大阪郡立泉南高等女学校の第10回卒業式で大阪府知事大久保利武は「一家ヲ齊整シ内助ノ効ヲ致スモノハ良妻ノ職分ナリ子女ヲ教養シ育英ノ基ヲ成スモノハ賢母ノ本分ナリ婦女ノ任亦大ナリト謂フベシ」と説き、「今ヤ文化ノ進運ニ伴ヒ世俗動モスレバ浮華ニ流ルノ恐アリ望ムラリハ諸子深ク意ヲ茲ニ留メ温良貞淑以テ克ク良妻賢母ノ美ヲ濟スニ至ラン」³⁸と、卒業生を対象に告辞している。このような県知事式辞に対し、卒業生総代の山本三保子は「今日の御諭さては日頃の師の君達のみ教を心にしめ日夜勉めはけみて撓ます倦ます女の道につくし以て鴻恩の万分の一にこたへ奉」る、と卒業後の決心を語っている³⁹。卒業式における答辞とは言え、校長や知事の訓辞が女子生徒にも少なからず影響を及ぼしていたことを窺わせるものと考えられる。

また、1914（大正3）年の岩手県立花巻高等女学校の第1回卒業式における知事堤定次郎の次のような告辞も見られる⁴⁰。

本校所定の教科は諸子の身を修め、家を齊へ子女の教育に任ずるに於て適切なる智徳を教養するを以て旨となし、敢て遺憾なかるべきを信ずと雖も其の道を行ふと否とは一に其の人の如何に在り、近時往々女子教育の欠陥を云為し或は実務に適せずとなし、或は家庭の調和を破るとなし女子教育の効果を疑ふものあるを聞くは洵に痛嘆に堪へ

ざる所なり。是れ固より一部人士の言説に過ぎずと雖も亦以て深く諸子の鑑戒と為さざるべからず。

諸子冀くは常に挙措を慎み、温良貞淑の徳を修め、能く家庭の調和を図り、内助の効を収め以て本校教育の本旨に副はんことを努めよ。

すなわち、知事提は高等女学校卒業を間近にする女子生徒を対象に、卒業後は家庭に入り、家庭内の役目を十分に果たすことを肝に銘じ、励むべきであることを説いている。

さらに、1920（大正9）年に開かれた三重県飯南郡立高等女学校の第8回卒業式に出席した知事山脇春樹は、「惟フニ国家ノ福祉ハ一家ノ昌運に基キ一家ノ隆興ハ多ク婦人ノ力ニ俟ツ我国往昔女子教育未タ備ラサルヤ婦人ハ概ネ社会ノ陰ニ隠レ活動ノ境地極メテ限局セラレタリト」と述べ、「今次大戦乱ノ結果帝国ノ地位一層高キヲ致シ世界ニ対スル使命愈々重キヲ加フ須ラク挙国一致奮励自彊益々国運ノ隆昌ヲ期セサルヘカラサルノ秋ナリ諸子此ノ国歩重大ノ時ニ方リ高等普通教育ヲ了ヘ各其ノ志ス所ニ嚮ハントス希クス深ク内外ノ情勢ヲ諒解シ其ノ責任ヲ自覚シ益々徳器ヲ大成シ知能ヲ研磨シ又大ニ体力ヲ涵養シ其ノ家庭ニ在ルト社会ニ立ツトヲ問ハス克ク其ノ分ヲ尽シ以テ邦家ノ期待ニ応ヘ国運隆昌ノ基ニ資スル所アランコトヲ一言ヲ述ヘテ告示トス」⁴¹と説いている。すなわち、女性としての自覚をもち、卒業後は良妻賢母の素養を一層育み、国家のために尽力する女性となるべきことを求めている。

また、1929（昭和4）年の私立川村高等女学校第1回卒業式で東京府知事平塚広義は、次のように式辞を述べている⁴²。

諸子ノ前途ハ或ハ誘惑満チ難関ノ横ハルモノアラン然ルト雖モ其操守ヲ堅クシ常ニ自重而モ謙抑以テ事ニ当ラハ其生涯ハ不断ノ光明ニ輝クモノアルヲ見ル可シ冀クハ諸子静ニ我国婦徳ノ美点ヲ省察シ深ク新時代ノ女性ノ責務ヲ銘肝シ徒ラニ皮相ナル現代文華ニ幻惑スル事ナク常ニ身神ノ鍛練ニ努メ特ニ力ヲ婦徳ノ涵養ニ致シ以テ国家カ諸子ニ期待スル所ニ背カサランコトヲ。

このように、府知事平塚は、我国婦人の美点を踏まえ、新時代の責務を銘肝し、婦徳の涵養につとめ、国家の期待に応えるべきと説いている。

さらに、校長訓話にも見られたように、婦人問題の登場に対応して、否定的な見解を述べる県知事訓話も多かった。1923（大正12）年の熊本県立八代高等女学校第19回卒業式での知事岡田忠彦の発言に注目したい。すなわち、岡田知事は「欧州大戦ヲ一期トシテ社会万般ニ亘リテ改造ノ道程ヲ辿リ思想動揺シ人心ノ安定ヲ欠キ、宛トシテ過渡期ノ状ヲ呈

ス。婦人界ニ於テモ亦之カ影響ヲ受ケ、時ニ奇矯過激ノ言動ヲ為シ、徒ニ新ヲ趁ヒテ淳風ト陋習ト玉石共ニ棄テゝ顧ミサルモノアリ。特ニ教養アル婦人ニシテ之ニ共鳴シ、之ニ心酔スルモノアルヲ認ムルハ遺憾」⁴³ なことであるとし、婦人運動への批判の立場を示している。このほか、群馬県立渋川高等女学校卒業式で、知事大芝惣吉は「婦人問題ノ世ノ視聽ヲ聚ムルニ至リタルハ婦人ノ地位ノ向上ヲ立証スルモノニシテ諸子ノ為ニ祝福スヘキト雖モ、婦人ニハ自ラ婦人ノ天分アリ。此ノ天分ヲ超エテ徒ニ男子ニ模倣セントスルガ如キハ則婦人独特ノ地位ヲ喪失スルモノニシテ延イテ人類ノ不幸ヲ招来スルヤ必セリ」とし、今後は「中庸健実以テ婦人ノ美德ヲ發揮スルニ努メヨ」⁴⁴と述べている。婦人問題には慎重な態度を取るべきとの主張と言える。

以上のような校長の訓話、県知事の告辞のほか、文部大臣も高等女学校で良妻賢母教育を説いている。すなわち、1917（大正 6）年に文相岡田良平は、四日市高等女学校を訪れ「わが国は古来、国の本は家に在り、日本国も一つの大きな家であり皇室の祖先も吾々の祖先も同じく君民同祖である。この家を守る女子の心得如何に係る。欧米では我儘で男女同権を主張するが、この美しい家を成立させるための我儘を去り孝養を尽くすことが肝要、他家に嫁し兄弟姉妹と同居を嫌うのはよくない。我が国の家族制を守るのは女子心得の第一である」⁴⁵と訓話している。このような岡田文相の発言は、男女同権を唱える婦人問題の急速な展開を懸念し、家族制度を守ることを「女子心得の第一」とすべきである政府の考えを示している。

また、1929（昭和 4）年の私立川村高等女学校の第 1 回卒業式では、文部大臣勝田主計の祝辞が行われ、勝田は「今ヤ社会ニ於ケル婦人ノ地位漸ク重キヲ加フルノ秋ニ当リ諸子ハ家庭ノ人トシテ社会ノ人トシテ将又国民ノ一員トシテ其重キ責任ヲ完ウセザルベカラズ、望ムラクハ諸子能ク本学院教養ノ趣旨ヲ体シ常ニ智徳ノ修養ヲ怠ルコトナク以テ克ク純良有能ナル婦人ノ典型トナランコト」⁴⁶と説き、家庭、社会及び国家の一員であることを自覚し、自ら智徳の修養に努めるべきとしている。

以上、本項で分析した良妻賢母理念を強調した校長らの発言は、入学式などの儀式におけるものであり、形式的な訓示にならざるを得ない側面があったと見ることもできる。いずれにしても、高等女学校教育の基本理念は良妻賢母にあったことを示すものと言うことができる。

このほか、女子生徒の思想善導問題についての訓示も見られた。1925（大正 14）年の全国高等女学校長会議では「生徒近時ノ思想傾向ニ関シ特ニ考慮スベキ事項如何」の協議事項が出されたほか、1920 年代後半以降に新たに生じた近時の「諸思想」が「若イ青年女子ノ上ニ知ラズ識ラズノ中ニ影響スル」⁴⁷ことを懸念する声が出されるようになった。このような全国レベルでの議論を受け、個別学校段階でも思想善導に関する訓示がなされていた。例えば、1920（大正 9）年に滋賀県彦根高等女学校大西郷校長は「思想の善導は現時の最も重要な問題である」と指摘し、それ故「講堂訓話、修身教授其他あらゆる機会に注意を怠らず、即ち或は不穏なる新思想に対して批評を加へ、或は暗に不健全なる思想に

対抗させる目的を以て、穏健中庸の思想を与へることに努力した⁴⁸と述べている。

2. 校訓・生徒心得などにおける女子中等教育理念

(1) 校訓などにおける女子中等教育理念

ここでは、個別高等女学校の教育精神・方針として掲げられていた校訓の内容について検討する。

まず、埼玉県立熊谷高等女学校の校訓を見ると⁴⁹、1920（大正9）年制定のものでは「誠実ヲ以テ一貫スベシ」「和順貞淑ヲ尚ブベシ」「質素勤勉ノ実行ヲ期スベシ」「自治向上ノ気風ヲ養フベシ」「身体ノ強健ヲ図ルベシ」の5カ条の校訓を掲げている。このように、熊谷高等女学校では「誠実」「和順貞淑」「質素勤勉」などの徳目を求めていると同時に、「自治向上ノ気風」の育成を強調した大正自由主義の影響を反映した校訓を定めていることが分かる。

また、1926（大正15）年制定の名古屋市立第三高等女学校においても、「一、心は明鏡の如く常にくもりなきを期すべし」「二、君国父母衆生の恩を思い日夕報效を志すべし」「三、堅忍自重意志を鞏固にし絶えず向上を図るべし」「四、よく思考しよく鍛錬するの外修学の法なしと心得べし」「五、礼儀を重んじ質素を守り身体を鍛り労働を楽しむの美風を養うべし」「六、柔順温雅は女子の美德にして且威力なりと心得べし」⁵⁰の6カ条の校訓が見られる。特に、「自重意志」と「向上」心を強調するのは、大正後期に現れた内容とみなすことができる。しかしながら、大正後期においても依然として「柔順温雅は女子の美德」と「威力」を発揮すべきだと規定する内容は、明治後期以来の良妻賢母的素養を堅持しているものと言える。

次に、熊本八代郡立高等女学校の1917（大正6）年と1920（大正9）年の校訓を比較すると、以下の表6-2のようになる⁵¹。

表6-2 熊本八代郡立高等女学校の1917年及び1920年の校訓

1917（大正6）年の校訓	1920（大正9）年の校訓
一、謹ミテ教育ニ関スル勅語ノ御趣旨ヲ奉体シ、忠実、貞淑、質素、勤儉以テ躬行実践ヲ期スヘシ	一、教育ニ関スル勅語ノ御趣旨ヲ奉体シ、益々忠孝ノ大義ヲ明ニシ、国民タルノ志操ヲ振起スヘシ
一、父母師長ノ命令訓誨ニ服従シ、総テ規則法律ヲ遵守シ、独立自治ノ気象、信愛協同ノ精神ヲ養成スヘシ	二、父母師長ノ命令訓誨ニ服従シ、自己ノ責任ヲ重ンシ、子弟ノ本分ヲ完フスヘシ
一、礼讓ヲ貴ヒ、廉恥ヲ重ンシ以テ善良ナル校風ヲ与スヘシ	三、婦徳ヲ修メ、婦巧ヲ励ミ、特ニ温良、貞淑、質素、勤儉ノ美德ヲ涵養スヘシ

一、学理ニ偏セス常識ヲ養成シ、自己ノ責任ヲ重 ンスヘシ	四、時代ノ大勢ニ鑑ミ、益々心身ヲ鍛錬シ、 識見ヲ高尚ニシ、女子ノ能率ヲ増進ス ヘシ
一、衛生ヲ重ンシ清潔ヲ旨トシ、運動ヲ勉メ敢テ、 父母ノ遺体ヲ毀傷スルコトナカラシムコトニ注 意スヘシ	五、公德ヲ尊ヒ、協同自治ノ精神ヲ養ヒ、 益々善良ナル校風ヲ發揮スヘシ
一、公德ハ神聖ナリ、職業ニ貴賤ナシ、故ニ各自 ノ天職ニ対シ、忍耐持久、以テ其成効ヲ期ス ヘシ	

(注：『八高百年史』365～366頁を参照して作成)

表6-2に記したように、同校の1917（大正6）年の校訓においては、「教育に関する勅語」を基本とする「忠実」、「貞淑」、「勤儉」、「礼讓」などの儒教的な徳目を掲げている。ほかにも、大正デモクラシーの影響と見られる「独立自治ノ氣象」や「信愛共同ノ精神」といった徳目を強調していることが分かる。

しかし、同校の1920（大正9）年の校訓では、1917（大正6）年の校訓を基本としながらも、「三、婦徳ヲ修メ、婦巧ヲ励ミ、特ニ温良、貞淑、質素、勤儉ノ美德ヲ涵養スヘシ」という婦徳と婦巧を強調する儒教的徳目が定められた。さらには、「四、時代ノ大勢ニ鑑ミ、益々心身ヲ鍛錬シ、識見ヲ高尚ニシ、女子ノ能率ヲ増進スヘシ」など、特に、時代の趨勢に伴う女性の覚醒を喚起していることが注目される。

ほかにも、1917（大正6）年の広島県立広島高等女学校では、校長齋藤鹿三郎によって次のような「校訓十カ件」⁵²が定められていた。

- | | |
|------------------------|---------------|
| 一、君の恩を忘るべからざること | 二、父母の命に従ふべきこと |
| 三、先生を敬ひ必ず其命に従ふべきこと | 四、兄弟仲良くすること |
| 五、身体の健康を計るべきこと | 六、十分勉強すべきこと |
| 七、自分を重んじ本校生徒たるの本分を守ること | 八、何事も働くべきこと |
| 九、先輩を見習ふべきこと | 十、親切辛抱なるべきこと |

すなわち、1917（大正6）年に制定された齋藤校長による校訓十カ件は、君・父母・先生・兄弟・個人・先輩等に対する心構えなど、儒教的な徳目を中心としたものであったことが分かる。ほかにも、「本校生徒たるの本分を守ること」や「親切辛抱なるべきこと」など、個人に対する徳目を強調している。

さらに、昭和初期の山形県立新庄高等女学校の校訓では「1. 国民精神の涵養に努むべし」、「2. 女子の最高任務を尽さしむべし」、「3. 温良貞淑の婦徳を涵養すべし」、「4. 勤労好愛

質実剛健の徳を養成すべし」、「5. 敬神崇祖の念を養うべし」⁵³の、5つの項目からなる訓育方針を定めている。

熊本県立高等女学校の沿革史によれば、同校の学長井島政吉は「校訓物語」を題する関連記事を1931（昭和6）年5月1日の『九州日日新聞』に寄せている⁵⁴。その内容は、以下の通りである。

本校においては、＜中略＝引用者＞忠孝の懿訓を第一義と致して修養の源をここに発せしめ、智能偏重の弊風を避けて、複雑多忙の世に処して荒波にも堪えるだけの強健なる身体と、勤労を喜んで骨身を惜まぬ練達せる実務の才能とを有し、個人としてはもとより社会人として感謝と思いやりがあり、然もわが邦古来特有の美質たる優しくもまた床しきが中に、事に臨んでは凜然犯すべからざる節義貞操の婦徳に向つて修養を励ましたいと考へたのであります。

かくて本校に於ては、修養綱領の実現に最大の努力を致し、その本領を發揮、光輝の顕揚に意を注ぐべく即ち各学期毎に綱領を基調とせる修養徳目を定めて、本校の在る限り一貫せる綱領と時に応じ幾分の性質を異にする学校個性に結び、級にしては各クラスの個性に順応せる徳目を綱領にとり、さらに各個人としては家庭学校と諮り、各自の修養に励むべく努力点を定むることとし、かく三段にわたつて校訓の励行を努むるのであります。

すなわち、女子生徒の訓育に重点を置いた同校においては、時代の変化と要求に即した校訓づくりに励むと同時に、家庭との連携にも十分に配慮した訓育を徹底していることが分かる。

（2）生徒心得における女子中等教育理念

次は、個別高等女学校が生徒心得に記している「教育理念」や「訓育」の規定を分析する。

生徒心得とは、「当該学校の規則、師長に対する心得、生徒の本分など」⁵⁵を提示したものであり、学校生活の規則や「訓育」的なものを主な内容としていた。また、心得の指導としては、主に修身や朝会などの時間に教員から指導が行われたとされている⁵⁶。1918（大正7）年に長野県町立野沢実科高等女学校を卒業した田島あい子によれば、生徒心得が「毎日の朝礼に用いられた学習簿という小冊子」⁵⁷にも掲載されており、学校としては携帯して熟読させようとしたと推察される。

では、各高等女学校では、どのような生徒心得を定めていたのだろうか。

1923（大正12）年の佐賀県立武雄高等女学校の生徒心得は、以下のものであった（例え

ば、第二条「二」のように番号が欠けている部分は、もともと資料に記述はなかった) 58。
やや長い引用になるが、はじめに生徒心得の全体像を確認する。

第一条 要旨

- 一、生徒ハ常ニ教育勅語、戊申詔書ノ御趣意ヲ服應スベシ
- 二、生徒ハ常ニ徳操ヲ研キ学殖ヲ計リ体育ヲ励ミ以テ時勢ノ進運ニ伴ハンコトヲ期スベシ
- 三、校則ヲ守リ師友ヲ敬愛シ団体生活ニ慣レ以テ誠実奉仕ノ美風ヲ養成センコトヲ務ムベシ
- 四、華美虚飾ヲ去リ勤儉質実ヲ貴ビ以テ貞淑温雅ノ婦徳ヲ修養センコトニ留意スベシ
- 五、家居ノ際ニ克ク父母長ヲ尊ビ家族ノ平和ヲ助け学習セル所ヲ実行応用センコトニ務ムベシ

第二条 上校下校ニツキ守ルベキコト

- 一、朝礼十分前ニ上校シ終業時間後直ニ下校スベシ
- 三、学用品以外ノ小説雑誌類其他無用ノモノヲ携帯スベカラズ
- 四、遅参セシ時ハ教師ノ許シヲ得学友ニ一礼シテ着席スベシ
- 六、学校往復ニハ一学区内ノモノト成ルベク同行スベシ無用ノ場所ニ立寄りナドシテ時間ヲ徒費スベカラズ
- 七、上下校ノ際ハ汽車通学ト徒歩通学トノ別ナク常ニ衣髪容儀ヲ整へ言語挙動ヲ慎ミテ登校生徒タルノ体面ヲ重ンズベシ

第三条 敬礼ニツキ守ルベキコト

- 一、上下校ノ際ニハ長上及学友ニ対シテ敬礼ヲナシ、校内ニテ職員、賓客、參觀人生徒保証人等ニ出会ヒタルトキハ静ニ会釈スベシ
- 三、敬礼ノ方法
 - イ、立礼ヲ行フニハ受礼者ニ正シク面シ其眼ニ注目シテ其儘体ヲ屈スベシ
 - ロ、最敬礼ヲ行フニハ前項ノ作法ニ準ジ恭敬ノ意ヲ表シ左右ノ手掌ハ其膝ニ至ラシムベシ
 - ハ、座礼ヲ行フニハ左右ノ指先ヲ斜メニシテ膝ノ前ニ出シ左右ノ拇指ト次指トヲ突合セテ其上ニ額ヲ着クベシ
 - ニ、出会ノ礼ハ対者ガ長上ナル時ハ歩ヲ止メ斜ニ伺ヒテ敬礼シ其ノ答礼ヲ待ちテ前進スベシ若シ学友ナル時ハ下級ノ者ヨリ先ヅ礼ヲ行フベシ
- 四、総テ敬礼ハ常ニ容儀ヲ正シクスルノミナラズ衷心恭敬ノ意ヲ表スベシ

第四条 教室出入ニツキ守ルベキコト

- 二、毎時終業ノ後ハ教師ニ敬礼ヲナシ戸口に近キモノヨリ順次教室を出ヅベシ

四、教室ニ入りシ時及教室ヲ出ヅル時ハ各自ニ其机腰掛等ヲ整頓シ且窓ヲ開閉シテ換氣ニ心掛クベシ

第五条 教室内ニ心掛クベキコト

一、授業中ハ特ニ姿勢を正シクシ静肅ヲ旨トシ専心学習ニ従事スベシ

四、机内、道具置場ノ清潔整頓ニ注意シ紙、糸、鉛筆等ノ屑其他ノ廢物ヲ取散ラサヌヤウ心掛クベシ

第六条 休憩時間中ニ守ルベキコト

一、昼食時間ニハ運動場ニ出デ、快活ニ散歩又ハ遊戯スベシ

五、庭園ノ風致草木ノ愛養ニ留意スベシ

第七条 食事ニツキ守ルベキコト

一、学校ニテハ弁当ノ外他物ヲ食フベカラズ又故ナク廢食スベカラズ

第八条 容装ニツキテ守ルベキコト

二、通学用ノ衣服ハ制服トス、但シ己ムヲ得ザル場合ノ和服ハ木綿ノ筒袖トシ式日ニハ制服又ハ木綿ノ紋付ヲ着用スベシ

第九条 幹事、自治委員、日常当番、掃除当番、監督週番ノ心得ベキコト <以下略＝引用者>

第十条 願届ニツキ心得フベキコト <以下略＝引用者>

第十一条 携帯品ニツキ心得フベキコト <以下略＝引用者>

第十二条 家庭ニ於テ守ルベキコト <以下略＝引用者>

全体として見ると、佐賀県立武雄高等女学校の生徒心得では、登校・下校時の注意事項（第2条と第3条）、教室内外で守るべき注意事項（第4条と第5条）、休憩時間と食事を含めた日常生活で守るべき諸注意事項（第6条から第8条まで）、その他（第9条から第12条まで）について、きめ細かく定めている。

その中で、特に注目すべき点は「第1条 要旨」であり、教育勅語・戊申詔書の「服膺」や「徳操」の涵養に励むこと、時勢に伴う体育の奨励、「貞淑温雅ノ婦徳ヲ養成」することなど、明治後期以来の婦徳が依然として重視されていることが分かる。

続けて、1921（大正10）年制定と推測される島根県高等女学校の生徒心得綱領の内容を検討する⁵⁹。同校では、「一、忠孝ノ大義ヲ明カニシ国民タルノ志操ヲ振起スヘシ」「一、貞淑ヲ重シ操守ヲ堅クシ我国女子ノ美德ヲ体得センコトヲ期スヘシ」「一、校規ヲ遵守シ教師ノ教訓ヲ服膺シテ専心学徳ノ修養ニ励ムヘシ」「一、父母長上ニ事ヘ弟妹ヲ慈ミ学習ノ餘暇ニハ家事ノ手伝ヲナスヘシ」「一、質実儉素ヲ旨トシ勤勞ヲ尚ヒ言語ヲ慎ミ容儀ヲ端正ニスヘシ」「一、交友ハ親睦ヲ旨トシ信義ヲ重シ礼讓ヲ厚クスヘシ」「一、衛星ニ留意シ運動ニ努メテ身体ヲ鍛鍊スヘシ」などを生徒心得に定めている。すなわち、この生徒心得においては、「忠孝」精神、「信義」を重んずることを求めると同時に、「貞淑」、「言語」、

「容儀」など、女性的な徳目の涵養を強調している。なお、国家への「忠孝」精神と婦人徳も期待されている。さらに、「運動」で身体を鍛えることを求めるなど、大正後期の高等女学校におけるスポーツ奨励という時代の特徴を反映した要素も見られる。また、1926（大正 15）年に制定された福島高等女学校の「生徒心得綱領」⁶⁰も同様であり、「温良貞淑の徳操」や「協同自治」について記している。このように、いずれの学校においても「温良貞淑の婦徳を涵養」といった面が強調される傾向にあったことが分かる。

一方、1923（大正 12）年の熊本県立高等女学校の「生徒心得」は、「綱領」・「敬礼」・「学習」・「言語」・「服装」・「通学」・「教室」・「運動場」・「飲食」・「欠席欠課遅刻早退」・「雑」の計 11 つの部分からなっている⁶¹。その中でも「綱領」においては、「自治の習慣を養ひ進みて勉学修養に志し以て時勢の進運に伴ふべし」の項目や、「常に衛生に留意し運動を盛にし以て身体の健康を図るべし」⁶²の項目が見られる。すなわち、同校では「自治」精神と女子の体育を重んじる「運動を盛に」するなど、大正期の特徴を盛り込んでいることが特徴となっている。

また、1926（大正 15）年の私立大妻高等女学校の「生徒心得」⁶³は、同校の沿革史では「要旨、校訓、道徳の三綱領、相互戒飭、登校準備、学用品、途上、車中、校門出入、朝礼、教室、外出、面会、運動、食事、便所、廊下及び階段、水道、当番、遺留品、夕礼、退出、帰宅、欠席、総体、貸借贈答、校舎校具、危険、言語、応接、遠足、授業料、非常時変、旅行貯金、生徒修学旅行費貯金規約の三五項目に分類され、各項目ごとに説明が付されている」と記されている。このような多方面にわたる「生徒心得」の内容を整理すると、①「教育方針」、②「生活行動に関する規則と注意」、③「保健衛生と安全」、④「学費納入規定」の、4 項目に分けることができる。上記「要旨」は「国民道徳の中心思想である報恩感謝が、学校の基本であること」とし、「校訓」は「女子徳育の根本になる」ものであった。そして「道徳の三綱領」では、「本校の生徒は須く柔順であれ」「本校の生徒は宜しく恩義を感謝せよ」「本校の生徒は須く勤儉を尚び職業に励め」の 3 つを設け、それぞれについて解説を付記している。

さらに、第一次世界大戦の勃発とともに、学校教育においてもその影響を受けるようになる。例えば大阪府立清水谷高等女学校では、1914（大正 3）年の始業式において「戦局ニ対スル生徒ノ心得」が訓辞で示されている。これは、恒常的な「心得」ではないが、時局に応じた「心得」として注目される。すなわち、その心得では「一、忠君愛国ノ精神ト勤儉尚武ノ気風トハ永ク帝国ヲ全カラシムル所以ナリ」「二、我国ノ現状ヲ顧ミテ、ヨクヨク其富カヲ察シ、此際特ニ儉素ヲ旨トシ劳作ニ励ミ勉メテ浪費ヲ省クコトニ注意スベシ」「三、時局ニヨリ我經濟界殊ニ商工業ニ受ケタル打撃ノ莫大ナルハ実ニ慨嘆ニ堪ヘザル所ナリ」「四、絶エズ戦局ニ注意シテ平常学ビ得タル智識ヲ活用シ、各国民ノ関係特色交通貿易ノ模様文化ノ差異、其他地理、歴史等ニ関スル事項ニ留意シ将来ノ国家ニ対シ教育アル婦人トシテ責務ヲ完ウスベシ」「五、国民ノ体力ハ其母ニ負フ所大ナリ。諸子ハ将来国民ノ母タルベキモノナレバ、此際一層体力ノ養成ト鍊磨トニ務メザルベカラズ」「六、深キ同情ヲ以

テ従軍者家族ヲ慰籍シ、適当ナル方法ヲ以テ出征軍人ノ後援ヲナスハ固ヨリ可ナリト雖モ、徒ニ時局ニ狂スルコトナクヨク生徒ノ本分ヲ守リ真面目ニ課業ニ励ムベシ」「七、宣戦ノ御詔書ヲ十分ニ奉体シ交戦国民ニ対シテモ一層言動ヲ慎ミ帝国臣民タルノ品位ヲ傷ツケザル様注意スベシ」⁶⁴と、7か条を提示した。ここでは、国民としての一般的な国家に尽くす内容だけでなく、「四」の「各国民ノ関係特色交通貿易ノ模様文化ノ差異、其他地理、歴史等ニ関スル事項ニ留意シ」し、国家に対して「教育アル婦人トシテ責務ヲ完ウ」すべきこと、「五」の「国民ノ体力ハ其母ニ負フ所大ナリ」との観点から「将来国民ノ母」として「一層体力ノ養成ト錬磨トニ務メ」るべきこと、「六」の「深キ同情ヲ以テ従軍者家族ヲ慰籍」すべきことなど、女性独自の役割が強調されている点にも留意したい。

このほかにも、女性としての心得や卒業生・卒業後の心得を制定している例も見られる。例えば、広島県立広島高等女学校では、1912（大正元）年に特に「女子の心得」を制定している⁶⁵。そこには、「忠孝を第一と心得べし」「衣食住は質素儉約を旨とし自ら励まして勤勞すべし」「勇氣貞操温和従順を以て身を夫に捧ぐべし」「家政の整理と子女の教育とに力を尽すべし」「何事も親切辛抱を旨とすべし」と記されている。その中で、特に注目すべき点は「貞操温和従順」と「家政の整理と子女の教育とに力を尽す」項目であり、妻・母として守るべき女性の徳目を強調している。生徒心得以外に、「女子の心得」を制定するのは女学校ならではの特徴であり、男子の中学校ではこうした心得は無かったと推察される。

また、1924（大正13）年の熊本県立松橋高等女学校長中島仰は、卒業生に向け17か条の「卒業後の心得」を提示している。以下、女性の徳目として見られるものだけを抜粋して、その内容を分析する⁶⁶。

- 一、今後の女子は自律独行の精神がなくてはならぬ。如何なる難関に遭遇することあるも、屹然として之に処するところの強い心を持つことが大事で、決して男子にのみ依頼する様な弱い考へを持べきでない。併し、其の心を強くするということは、起居動作まで男性化せよというのではない。女は何処までも女らしく、其の振舞は飽くまでも優麗温雅でなくてはならぬ。剛柔相和するを以て旨として假初にも男子を凌ぐ様なことのない様に注意して貰いたい。
- 一、容儀をととのへ身じまいを気丈にするは、女子の最大切な嗜みであるが、それと云って世の流行につれて華美虚飾に流ることは、決して心ある女子のすることではない。髪飾、着物の地柄、履物等に至るまで、すべて身の程に適うことを旨として、常に行を慎み苟も世人に指弾せらる様なことがあってはならぬ。
- 一、人が学問することは、必竟するに智識を磨き見識を養い品位を高め人格を完成するための方便で、特に女子の学問は将来妻となりて夫の活動を助け家事を整理し、母となりて将来の大国民たる子女を教育するに足る抱負と、其の能力とを養うことが目的であるから、物知りがほにしゃべり散らすなどあるまじき振舞をせぬ様

に注意しなければならぬ。

- 一、常に家の内外の清潔を保ち、物の整頓を正しくすることを忘れてはならぬ。
- 一、舅姑に対しては特に意を用いて貰いたい。
- 一、常に健康に留意して精神を快活にせんことを努め、自ら任じて一家和樂の中心たることを期せねばならぬ。家内の平和は一に主婦の心得如何によることはいうまでもないことで、主婦として苟も此の点に考ふる所あらば、一家は四時ながら春風堂に満つるの觀を呈するに相違ない。かかる中に成育する子女の幸福も亦至大といわねばならぬ。心すべきことではないか。
- 一、身の為め家の為めばかりでなく、進んでは人の為め世の為め君国の為めにすることを忘るはならぬ。＜中略＝引用者＞子女を教育するに当つても、我が子という考への外に、国家社会の為めに忠良なる将来の良国民を養成するという考を持つことが肝要である。かくして、善い子供を育て上げることが出来たならば、それこそ、実に女子の君国に対する大なる御奉公である。

冒頭では、「今後の女子は自律独行の精神」を備えるべきではあるが、男性と同化すべきでなく、「男子を凌ぐ様なことのない様」と説いている。第2点では、「容儀をととのへ身じまいを気丈にするは、女子の最大切な嗜み」としつつ、身の丈に合った装飾を行い、「世人に指弾」されないようにと注意している。第3点では女性が学ぶ目的が「将来妻となりて夫の活動を助け家事を整理し、母となりて将来の大国民たる子女を教育するに足る」資質を涵養することにあるとし、夫を支える教養に留まり、自立した女性を育成するものでは無い点に注目される。さらには、身体や精神の健康も「一家和樂」のためであり、この点は修身教科書にも記述されていた点であった。また、最後の項目では国家への貢献を説き、特に「善い子供」を育てることが「実に女子の君国に対する大なる御奉公」としている。これらは、良妻賢母の「本質」を指摘したものと理解することができ、第5章で考察したように、『修身教科書』にも重点的に記述されていた女性の徳目であった。これらは、良妻賢母についての理念、正規の教育内容、教科外教育が一貫されていることを明確に示すものと言えよう。

また、福井県武生高等女学校では、1927（昭和2）年の「県移管最初の卒業生」に対して校長石橋重吉が「卒業生生徒十二則」を提示している。その内容は、以下の通りである⁶⁷。

- 一、学校 卒業は所定の課程を卒へたる証明にして真の修養は今後待たざるべからず故に一たび校門を去りたる後も常に学事に親み婦徳を養ひ又家政を補佐して実務に習熟すべし
- 二、学校において授けたる高等普通教育は皆基本的常識的の智識技能なればこれを日

- 常生活に応用して漸次教育の効果を実現せんことを努むべし
- 三、進んで専門教育を受けんと欲する者は益々志操を堅実にし智徳を増進して或は家庭婦人となり或は職業婦人となりて現代女流社会の中堅たるべき覚悟なか（る）（ママ）べからず
 - 四、卒業後生活状態は急激に変化するため動もすれば学業を廃し運動を怠り不規律不節制に流るるの傾向あり宜しく進取の氣力を励まし以て心身を鍛練し家庭に社会に活動すべき素地を養ふべし
 - 五、配偶者を選定するには良人とすべき者の性行、地位、職業等を理解し父母先輩の配慮に頼るを尤も安全の道なりとす
 - 六、将来妻となりたる時は良人（の）（ママ）社会的活動を理解し良人として内側の憂なからしむるを女子としてもつとも高尚なる職分なりとす
 - 七、将来母（と）（ママ）なりたる時は子女を教養して邦家有用の人物たらしむるを女子としてもつとも光輝なる任務なりとす
 - 八、家庭における新旧思想を融和し相互に地位を換へて他を理解し同情することは家庭平和の根源なり
 - 九、家政の要は整理、清潔、保存利用、節約、敏捷にありこれ主婦たる者の日常最大の事務なり
 - 十、衣食住其他生活の改善は近代女子の努力に待つ所多き者なれば宜しく時代に適應して漸次能率高き生活に向上せしむべし
 - 十一、平和、愛情、優美の婦徳（を）（ママ）發揮して男性の機械的、物質的生活（に）（ママ）一種溫柔の情味を加ふるは女性の特徴なることを忘るべからず
 - 十二、貞操は女子人格の中心なれど婚姻の前後を論ぜず固くその尊嚴を守るべし

ここで注目すべき点を取り上げる。第1項目では、卒業後も「学事に親み婦徳を養ひ又家政を補佐して実務に習熟」すべきとしている。第3項目では、卒業後の進路として「専門教育」「家庭婦人」「職業婦人」を想定し、いずれの場合も「現代女流社会の中堅たるべき」と説いている。第5項目では、結婚相手の選定について説き、「良人とすべき者の性行、地位、職業等を理解」するとともに、「父母先輩の配慮に頼る」ことが「尤も安全の道」としている。第6、7項目では結婚後は夫を支え、賢母となるべきと説き、第11、12項目では「溫柔」や「貞操」を女性の特質と認識すべきと説いている。ここでも、全体として良妻賢母理念が貫徹されている。

以上のように、高等女学校で定められた生徒心得の内容を分析した結果、個人として守るべき注意事項について定めたものがほとんどであり、集団の中で、規則正しく生活できることを求めている点においては、基本的に明治後期のものとほぼ変わりはない。また、女性の徳目として、明治後期以来の良妻賢母的要素を盛り込んでいる学校が多数であ

り、女性の守るべき徳目や夫への従属や賢母役割を説く内容がほとんどであった。そして、それが国家への貢献としてまとめられていた。しかし、一部の学校では、女子体育の推奨や「自治委員」の設置、「協同自治の美風」を唱えるなど、大正期の新しい特徴をあらわしたものもあった。

「はじめに」でも記したように、大正半ば以降の日本において女性をめぐる時代の変化があらわれたのは事実であり、それは教科書の中でも確認することができる。第5章で考察したように、例えば1925（大正14）年発行の井上哲次郎編『井上女子修身教科書』（巻五の第13課「婦人問題」）では、婦人問題は「男女の同権夫婦の同格を唱ふる」ものとの理解を提示し、「婦人運動の主張する所は所謂婦人の解放にあり。婦人をして男子と同等の教育を受けしめ職業に於て均等の機会と待遇とを与へ、家庭に於ても公生活に於ても男子と同一の価値を認め同等の待遇を与ふべし」⁶⁸と、婦人の地位を向上すべきと説いている。しかし、全体的に見た場合、学校生活の決まりなどを定めた生徒心得までには、その影響は及んでいなかったとすることができる。

以上、本節では、「婦人問題」に代表されるような、女性をめぐる新たな社会状況が見られ、高等女学校教育にも変化が求められた大正デモクラシー期を中心に、個別学校の校長訓話や知事による式辞・訓示について5つの項目に分けて分析するとともに、校訓と生徒心得の内容について検討した。

人格を重視する訓話を見ると、滋賀県立彦根高等女学校大西郷校長による「人格を尊重し自重心を高めしめる為め、自主的に行為せしめ」るとの発言や東京府立第一高等女学校長市川源三の「男子と同様に文化の諸事業に参加する目的を以て、自己を見詰め、自己を発揮し、自己を生かさそう」といった人格主義を唱えた発言が見られた。また、大正自由教育の影響を受けて長野県野沢南高等女学校では「自学自習」を重んじ、大阪府立泉南高等女学校では「男女の精神的並に實際上平等に待遇し均等に教育」を施す必要性を説いたことが確認できた。一方、「新シキ女」に迷わされないよう強調（滋賀県彦根高等女学校）するなど、「婦人問題」や女性の社会参加には後ろ向きの発言が多数であり、依然として明治期後半に確立した良妻賢母を堅持すべきと主張をする学校長が多数であった。全体として、校長らは女性の社会的地位の向上には消極的であった。しかし、本文でも確認したように、大正期デモクラシー期における高等女学校長などの訓話は、自学自習の主張、男女の平等性を求める人格主義教育の提唱など、女性の人間的成長の面では積極的意見が述べられ、新しい女子教育方針が主張されていたと考えることができる。この点では、明治期との相違が見られたと言える。

また、校訓においては、「自治向上ノ気風」の育成を強調した学校があるなど、大正自由主義・デモクラシーの影響を反映した内容を示した学校もある。一方、「時代ノ大勢ニ鑑ミ」、「識見」や「女子ノ能率ヲ増進」すべきである女性としての覚醒を喚起する学校もあった。しかし、基本的には明治後期以来の儒教的徳目に基づく校訓が大半であり、「柔順温雅は女子の美德」といった考えを堅持する保守的な内容にとどまっていた。

さらに生徒心得においても、その条項には良妻賢母的要素が強く見られた。生徒心得は学校生活の基本的あり方を示すだけでなく、生活秩序を整えることを目的とするものであったためもあり、大正期にあらわれた女性像の変容を直接的に取り入れることは困難でもあったと言える。

このように、全体の特徴から見ると、大正期の校長訓話、知事の式辞・発言と生徒心得においては、明治後期以来の良妻賢母の育成に重点が置かれていたことが確認できた。しかし、校長訓話や知事の式辞・訓示は、学校の創立記念日や入学式・卒業式などの公の場でなされることが多く、国の教育方針としての女子中等教育理念や学校の教育本心を説くことが基本であったため、新しい女性の在り方を積極的に説くことは難しい側面があったとも言えよう。

全体としては、理念としての良妻賢母が、修身教科書に反映していただけでなく、校長訓話・校訓・生徒心得など、生徒の学校生活全体に強い影響を及ぼしていたことが明らかである。

第1節 学校生活における女子中等教育の実態

1. 寄宿舎生活における女子中等教育の実態

高等女学校における寄宿舎生活は、「単なる生徒の共同生活の場だけでなく、生徒の徳性を養い、礼儀作法を身につけさせる場」として位置づけられ、実際の学校生活では「寄宿舎舎則」、「寄宿舎生徒心得」などを制定し、寄宿舎を指導するなど、教育の一環として重視されていた⁶⁹。

寄宿舎の割合は学校によって異なり、後に検討する2つの高等女学校ではおよそ25%程度であり、少数ではあった。しかし、高等女学校生徒が校内の寄宿舎生活で受けた影響は少なくなかったと考えられることから、その教育の特色や実態などについて検討する。

例えば、1913（大正2）年の愛知県立高等女学校では寄宿舎の位置づけについて「常に舎生をして学校の中心は寄宿舎にあり、舎風の良否は校風の良否に大なる関係を有することを自覚せしめて居る。同時に又教員をして寄宿舎を学校教育の実践場として、一定の時に視察せしむることになつて居る。そして担任学科の復習状況日々訓育の反影を観察せしめて、所謂一般家庭との連絡を謀る基礎を得せしめて居る」⁷⁰と述べ、寄宿舎を学校教育上重要な「実践場」として捉え、全教員が意志を固めて生徒への訓育に尽力していることが分かる。

このため、寄宿舎の設備においても工夫がなされ、例えば岩手県立花巻高等女学校の1915（大正4）年の時点では、自習室兼寝室のほか、食堂、炊事場、炊夫室、洗面場、理髪室、浴室、洗濯所⁷¹などが揃えられ、訓育や女性としての家庭的実践のために様々な場を提供していた。このように、寄宿舎の設備をめぐる問題について、熊本県下女学校長会

の議論では「女子教育を社会の実際に適合させ、良妻賢母の素養をつけるためには教育手段を家庭化することが肝要である」、「一般に寄宿舎が往々にして母親のない家庭のような感があるのは遺憾である。各学校の寄宿舎に収容している生徒数は必ずしも多くはないが、炊事場その他一般の設備経営をなるべく家庭的に工夫し、趣味のある家庭生活になじめるようにしなければならない」⁷²とし、寄宿舎が家庭訓練的機能を備えるべきと強調していた。

次に、寄宿舎生活の内容を明らかにする。1913（大正 2）年と推測される福島高等女学校の寄宿舎を見ると、同校は寄宿舎の一室を1つの家庭として見なす独自の一室一家の自炊寄宿舎制を取り入れて全国の注目を集めていた。独自の制度を実施した理由については、次のように説明されている⁷³。

女子教育の大方針が良妻賢母を養成するに在り、又本校教育が特に福島県の状況に適合するやう施さねばならずとせば、第一に努むべきは成るべく舎生に家族的生活を営ましむるやう組織せざるべからず、而して家族的生活を営ましむる根本義は、各室毎に自炊をなさしめ、一室一家の制を確立するにあらずんば、所謂家族的生活なるものも、畢竟空文に過ぎるべく、若し是れが為めに生徒の学力に影響するやうのことありとも、此を捨て彼に就くことは女子教育の大方針より見ても、また本県の現況より推しても飽迄排せざるべからず、不肖が乏を学校長に受けんとするも、畢竟是の抱負を実現せんとすればなり。

ここでは、「舎生に家族的生活」を営ませるためには「各室毎に自炊」させ、「一室一家の制」を確立すべきと説いている。このように、当時においてはめずらしい一室一家奉仕の自炊寄宿舎制を実施することにより、全国各地の高等女学校関係者からも同校に視察に訪れるほど、広く関心を集めていたとされている。将来は家庭に入ることを予想して、家庭的生活を体験させることを学校教育の一環として取り入れた点に注目したい。

また、島根県立松江高等女学校の「寄宿舎舎則」⁷⁴では、「寄宿舎ハ主トシテ家庭ヨリ通学不可能ナル生徒ヲ収容シテ本校教育ト相俟ッテ社会的並ニ家庭的訓練ヲ施シテ学業ヲ督励シ健康ヲ増進セシムルヲ以テ要旨トス」と定めている。すなわち寄宿生活は、高等女学校を卒業した後、家庭や社会に出るための準備教育としてその役割を果たすべきとしている。

続いて、寄宿舎で行われた教育について記されている『学校要覧』の内容について検討する。1929（昭和 4）年の山形県立新荘高等女学校の『学校要覧』では、舎風について触れている。「舎風は舎生の品性を陶冶し、家庭的趣味や勤労、節約、清潔、整頓の習慣を養成し、協同一致相互親愛して自治の良風を發揮すること」にあった。そしてここでは「生

活紀律はきびしかったが、節句祝、送別会、遠足、茶話会などの楽しい行事が行われ、のちには、新入生歓迎会や誕生祝い、卓球大会なども行われた」⁷⁵とされ、寄宿舎での教育や生活の一端を窺うことができる。

この他、舎監の姿勢が窺える資料も散見できる。例えば、1924（大正13）年の福井県高等女学校の教諭である高田テツによる「舎監としての心構え」では、寄宿舎は「一大家族で舎監は父母のようなものであります。それで舎生たるもの舎監の教えに従い、家庭を円満に、且幸福にならしむるようつとめ、常に協同和楽の中に学業を修得し、徳行を練磨し、以て家事を実習して行く」⁷⁶ものと記されている。舎監が父母の代わりとなって女子生徒への教育を行っていたことが分かる。

次に、寄宿舎にどのぐらいの生徒が入寮していたのかを確認する。

例えば、1915（大正4）年の岩手県立花巻高等女学校の場合は、生徒数（補習科を含む）196名の内、寄宿生は53人、自宅以外からの通学生は38人である⁷⁷。また、1922（大正11）年の埼玉県立熊谷高等女学校では、在籍生（補習科を含む）453人の中、寄宿生は135人、通学生は318人であった。さらに、通学生の中には自宅と自宅外から通う生徒に分けられ、それぞれ295人と23人が、通学生としていたと記している⁷⁸。高等女学校の所在地が比較的交通の便利な場所であるかなど、立地条件によって異なるが、上に示した2校に限定した場合、花巻高等女学校では27%、熊谷高等女学校では26.5%である。

このような当時の寄宿舎生活について、在籍者はどのような思いで過ごしていたのだろうか。これについては、愛媛喜多郡立高等女学校に在籍していた村上八重子（本科1918年卒）による回想を取り上げてみる⁷⁹。すなわち、寄宿舎では「毎日の献立及買物は炊事係がございまして上級生二人づつが一か月その任にあたり、一週間分づつ献立をつくり、先生の御覧になった上、それを献立帳に書き入れて、日々の買物を自分でなし、買った物及び価格を日記につけて小計をなし、月末には計算をして先生に知らせ、それぞれの店へ払っていただきます。この炊事係はいそがしくて中々の大役でございます」と述べている。続けて、寄宿舎の行事として「毎週土曜日には五銭で舎生一同茶話会を開きます。この時はお琴の上手な人はお琴を、お話の好きな方はお話を、それぞれ面白い事をし、時としては寄宿舎特有の面白い余興をもいたします。それで私たちはこの土曜日の夜を一週間中で一番楽しみにしています」など、寄宿舎生活は「いたずらに厳格であったのではなく、ゆとりある教育への配慮もみられた」と回顧している。このように、寄宿舎を家庭に擬して、且つ生徒間の交流も念頭に置きながら、訓育を進めていたと見ることができる。

また、群馬県立渋川高等女学校の沿革史では⁸⁰、寄宿舎生活の時間的な規律は非常に厳しかったと記されている。その厳しさを、次頁の「寄宿舎生活の日程表の一例」によって確認できる。表6-3からは、6時30分の起床、8時の登校、授業、夕食後の自習時間、点呼など、一日の生活が明確に設定されており、生徒は自由な時間が少ない寄宿舎生活を送っていた様子が窺える。

表 6-3 渋川高等女学校寄宿舎生活の日程表の一例（1927 年頃）

<ul style="list-style-type: none"> ・起床：起床：6 時 30 分 ・朝食：7 時 20 分 ・登校：8 時 ・下校後各自自由時間 ・夕食：6 時 30 分 	<ul style="list-style-type: none"> ・入浴：7 時より ・自習時間：7 時 30 分～9 時 30 ・点呼：9 時 55 分 ・消灯：10 時
--	--

（注：『渋女六十年誌』132 頁を参考に作成）

次に、寄宿舎の各構成員の役割分担について検討する。例えば、茨城県立水戸高等女学校では、1 部屋に 8 名の生徒を入れることを原則として配置し、さらに各部屋に室長と副室長も配置している⁸¹。責任者としての室長と副室長は、室内の風紀衛生及び整頓、火気取締まりを管理し、毎日室内日記を書く義務が与えられた。そのほか、炊事当番は交代制で献立表の作成、炊事上の諸計算、食器、食堂の整理などを行う。舎監室当番は、面会人の取次ぎ、郵便物発着の記帳などを行なった。献立表については、当番を任せられた生徒により前もって作成され、作成する際には栄養バランスや経済的観念を取り入れる必要が求められた。作成された献立表は、最終的に舎監先生の許可を得て、正式的に台所に張り付けられ、その後の 1 週間は張り付けられた献立表によって食事を作ることになっている。

この他、同高等女学校では、地方の特徴を生かした農業重視の教育が行われた⁸²。すなわち、実科を中心として特別教授と称して養鶏・養蚕実習が行われていた。1913（大正 2）年に記録によれば「最近は数年間寄宿舎の一隅に蚕を養育し、上族の後、県庁より技師の派遣を養ひ、製糸及び束糸の実習をなすを以て例とす。本年の六月二十日より六月二十八日まで製糸及び束糸並びに真綿の実習をなす」と記され、「養蚕室」や「鶏舎」、「肥料舎」を建築するなど、実科生徒の実習環境の整備に力を入れていると言えよう。

さらには、寄宿舎生活においては様々な行事を催すことで、生徒たちの生活を豊かにしている。例えば、大正末ごろと推測される北海道の札幌市立高等女学校寄宿舎で行われた様々な行事について確認する。主に、年間・月・一日行事の 3 種に分けて行われていて、表 6-4 はこれらの 3 つの行事をまとめたものである。

表 6-4 札幌市立高等女学校寄宿舎の年間行事一覧

年 間 行 事	
1 月	年始の礼（神饌を供し礼拝し屠蘇及雑煮を祝ふ） 七草（一同粥を食し古典をしのぶ）
2 月	紀元節（神鎮を供して礼拝） 節分（豆撒をなし邪気を拂ふ）

3月	雛祭り（手製の雛等を各室より集め自由に遊ぶ） 卒業生送別会（職員一同を招待し各自の趣向になれる手料理及餘興をなして惜別の情を表す） 春季皇霊祭（神饌を供して礼拝す）
4月	新入舎生歓迎（寄宿舎関係職員を招待し手料理の馳走にて一同楽しむ）
5月	端午節句（柏餅を食して団楽す）
6月	札幌神社祭（特別外出を許し、手料理の馳走に舌鼓を打つ） 二十五日御遷霊記念日（馳走して祝意を表し各自の趣向の餘興等をなして楽しむ）
7月	非常警備練習
9月	秋季靈祭（神饌を供して礼拝す） 月見の会（舎監を招待し月見の筵をはり和歌の会を催す）
10月	秋季大掃除 天長節祝賀会（区の係員及寄宿舎関係職員を招待し、手料理にて会食各自趣向の餘興をなして楽しむ）
11月	漬物（澤庵漬け八、〇〇〇本、菜漬八〇〇貫、奈良漬五〇貫、生徒一同室順により漬込む） ストーブ取村につき種々の整理
12月	忘年会（舎監を招待し手料理にて小会を開く） 餅搗き（居残り生一同早朝より作業） 年越の祝（神饌を供し一同祝ふ）

（注：札幌市立高等女学校『回顧三十年』141～142頁により作成）

次に、表6-5は、同校の「月行事」と「一日行事」の行事内容を示した一覧である。

表6-5 札幌市立高等女学校の月・一日行事の一覧

月 行 事	一 日 行 事
<ul style="list-style-type: none"> ・ 第一土曜日： 大掃除（舎監検閲） ・ 第二土曜日： 箒其の他の用具及洗濯物検閲 ・ 第三土曜日： 室長会議 ・ 第四土曜日： 金盥磨き、洗濯物検閲 ・ 毎週日曜日： 有志者生花稽古 ・ 同 金曜日： 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 午前五時乃至五時三十分 起床、結髪掃除等をなし炊事当番は辨当をつめる。 ・ 同 六時乃至六時三十分 一同神前に礼拝食事。後廊下、玄関、便所、其他掃除後片付をなす。 ・ 午前七時乃至八時 登校準備、同二十分一同出舎 週番舎監は生徒各室を見廻る。 帰舎後午後五時乃至五時三十分まで随意外出許可、炊事係は夕食の仕度をなし、午後五時乃至五時四十分夕食、食後の運動時には適宜舎監附添ひ郊外散歩することあり。 午後六時三十分より八時まで自習時間、同八時三十分より就褥

<p>生徒の預金を入用だけ会計書記より受取る（室長は一ヶ月一回同室生徒の小遣帳を調べ、舎監は一学期一回検閲）</p>	<p>用意、同九時寝につき消燈。規律係は舎内戸締及火の元注意をなし、然る後、舎監週番及衛生係を引き連れて全舎を見廻る。尚此外面会人等ある節は舎監の許可を得て後面会せしむ。往復信書は舎監の手を経て本人に渡し、外出は門限より遅るゝ時は必ず証明書を持参帰舎せしむ。外泊は病気の外は一切許さず。</p>
--	---

（注：札幌市立高等女学校『回顧三十年』142～143頁を参考に作成）

このように寄宿舎での生活は、生徒の日常生活への指導や訓育に重きを置くと同時に、生徒の豊かな人間性を形成する上においても重要な役割を果たしていたと見ることができよう。

2、女子体育の振興

明治期における高等女学校の体育は遊戯を中心としたものであったが、大正期に入っからは体操等の本格的な体育運動に発展し、その種目も急速に拡大した。また、大正末期から全国においてスポーツブームが高揚し、女子生徒が全国の競技会に参加したりするなど、女子体育は一層活発化した。次に、このような発展を示した大正期以降の女性スポーツの発展と高等女学校教育との関連を検討する。

まず、1921（大正10）年に東京府の私立頌栄高等女学校長に就任した沼田藤次の発言を分析する。沼田は「女子の体育を盛んにしなければならないのは、わが国将来の発展を期する上から、特に必要なことでもあります」と述べ、次のように続けている⁸³。

女子の生活が豊の上のみかがいられてゐたのは、もはや遠い過去のこと、現在並びに将来は、女子も身体上で男子に劣らず活躍しなければなりません。そのため、發育ざかりの学生時代に、身体をよくすることに多大の注意を払ひべきは言ふまでもないことでもあります。殊に将来第二の国民を産み育てるべき母の体格や健康がどんなに国家の興隆に影響する所の大きいかは申上げるまでもありますまい。

このように、池田は女学校における体育の重要性を説き、国力の向上に必要な母役割の一環として体育の必要性を唱えている。

続けて、1927（昭和2）年の福井県武生高等女学校を分析する。同校では「女子の体育に関する世間の誤解は遂年少なくなつたやうだ、女子の身体は何故に鍛錬せねばならぬか、我輩女子教育に関係する者はよくその主旨目的を正確して、女子に宣伝すると共に、男子側の諒解を得ねばならぬ、私は嘗て女学校の窓から女子体育を叫んだことがある。その要

旨は(1)女子の天職、(2)女子の体育、(3)健康と家庭について、3点について記している。特に、第2点において「体育といふことを学校の仕事とのみ思ふのは大層誤つてゐます、体育は老少男女の別なく凡そ人間として自分の身体に対する教育で一生涯せねばならぬ務です近來学校運動の盛んになつたに伴ひ運動も追々民衆化し国際化する様になりつゝあるのは国民体育上誠に喜ぶべきことです乍然女子の体育には女子自身も男子の側からもまだ十分理解のない人が沢山あります女子が子供を生み育てゝゆかねばならぬ以上(マヽ)其身体を丈夫にきたふことは男子以上に必要ではないか」⁸⁴と、女子体育の普及化を求める声を記している。

女子体育の振興とともに、運動の種目も増加する傾向を見せた。例えば、東京府の高女学校を見ると、府立第二高等女学校では1921(大正10)年に運動場を完備し、ブルマーの運動服を定め、バスケットボール部が1924(大正13)年の「日本籠球競技大会」で優勝した。第三高等女学校では、水泳部が1925(大正14)年に創設され、また第四高等女学校のバスケットボール部は1926(大正15)年の全国大会で上位に進出し、小松川高等女学校ではバレー・テニス・卓球・陸上競技が盛んであったという⁸⁵。

また、1917(大正6)年に開催された岡山私立順正高等女学校の運動会プログラムを確認すると以下の通りである。

表6—6 岡山私立順正高等女学校の運動会プログラム(1917年)

私立順正高等女学校運動会執行順序		
一、開会の辞		一六、コロチン 実二、本三
二、運動会の歌	全体	一七、世界大海戦 本一
三、垂鈴体操	本三	一八、人形屋 幼児
四、秋の田面	幼児	一九、連合体操 全体
五、カドリール	本一、実一	二〇、鬼ごと 園友男女
六、登校競争	本二	二一、タンツライゲン 本二
七、蟻	幼児	二二、軍艦遊び 幼児
八、体操(各個演習)	本四	二三、バスケットボール 本四、実三
九、日月競争	実二	二四、巾 飛 園友女
一〇、鬼たいぢ	幼児	二五、徒歩競争 園友男
一一、ランサース	本四、実三	二六、各年級選手競争
一二、鳩さん	幼児	二七、校友競争
一三、百足競争	本三	二八、職員競争
一四、スキープ、ツバメ	幼児	二九、校 歌 全体
一五、毬 入	実一	三〇、閉会の辞

(注：『松籟』1975年、115～116頁を引用)

ほかにも、大阪府立泉南高等女学校では1916（大正5）年に開催された同校の運動会においては、合計44種目の競技が行われたとされている。具体的には「徒歩競争のような体力を競うものより、趣向を凝らした団体競技、ダンス、踊り、遊戯などの団体演技が多く、習字、畫、裁縫などの技芸競争も入れられ、楽しいものとなっている」⁸⁶と記されており、当時の運動会の模様が窺える。さらに、運動会の「閉会の辞」において校長鳥居規知は「自今益体育に学芸に励精し、完全なる女子となり以て我校の名を挙げられん事を望む」⁸⁷と述べている。鳥居は、学識に重きを置くと同時に、体育にも重点を置く教育方針を実施し、運動会の目的は「完全なる女子」となることにありと女子体育振興に着眼している。

このような動きの中、多くの高等女学校では体育を女子生徒の訓育と密接に結びつけた新たな教育方針を打ち出すようになる。例えば、愛媛喜多郡理高等女学校の1918（大正7）年発行の校友会誌の中には、校長長井音次郎による「身体の強壯」題名の一文が載せている。すなわち「体力の問題は、総べての問題のほとんど根底の問題なり。邦人が体力において世界第一の劣等の位置にあることは、悲しみても尚ほ悲しまざるべからざることなり。男といはず女といはず、吾人は大いに体力養成、心身鍛錬に奮闘せざるべからず。テニス、遠足、登山、遊泳、駆足、労働、その他日常各自の事情境遇に応じ、別に意を留めて之が工夫を凝らすを要す。身体の弱きものは社会の劣敗者たることを覚悟せよ」⁸⁸と記している。長井は、性別を問わず男女ともに身心鍛錬の必要性があることを強調し、女子の体力向上に力を注ぐべきであるとしている。

また、岐阜県立大垣高等女学校では1928（昭和3）年発行の校友会誌『御大典並ニ開校二十五周年記念号』（「本校教育の概要」）の中では、体育について次のように記している⁸⁹。

特に女子は将来主婦として母として一層健康の必要なるものなり、而も本校在学年齢の女子は身体精神の發育最も旺盛にして、其保健上重大なる時機にあるのみならず、正しき運動競技は道徳の實踐と表裏的重要の関係を有するを以て訓育的見地と相俟ち特に体育及衛生を尊重し、競技設備の充實を図り体操・競技を奨励し、又夏季に於ては登山・水泳を実施し、山に慣れ海に親ましめ以て絶えず澆漓たる元氣と強健なる体軀の養成に努力すると同時に、生徒をして体育の継続的必要を自覚せしめ終生不斷に正く実行する習慣を得しめんことを期す。

このように、ほとんどの高等女学校では女子の体力向上を図るための体育を広く展開し、さらには賢母の見地に立脚して女子生徒自らも自覚をもち、積極的に体育活動を行う必要があると記している。

続いて、「体育の實際」⁹⁰においては、体育は「普く、断えず、正しく、の三つを標語として適度の奨励をなし体育の外、訓育の根本としての精神的健実を涵養しつつあり」とし、

実際の学校現場における体育活動は、正課（毎週3時間の体操科）と課外（朝礼時に於ける体操；学年運動；自由運動：郊外遠足；運動会；各種競技会；登山；水泳；競技会参加）の2つの部分により実施されたと記している。

以上のように、女子スポーツの黎明期と呼ばれた大正期において女子体育運動は盛んに行われ、体育と訓育を密接に関連づけさせ、体育と知育を融合した女性の育成を求めていると見ることができる。

3. 制服の洋装化に見る高等女学校教育の変化

次に、この時期の高等女学校生徒の服装化問題について簡単に触れてみる。制服の洋装化による高等女学校教育の変化に注目したい。周知のように、大正期に入って女子生徒の服装改良を求めるようになる。その背景には、第1に大正期の女子体育振興問題により体を動きやすい制服への改良すべきである声が出た点、第2に大正デモクラシーの影響による民主主義・自由主義のシンボルとして服装においても改良が進められるべきであると主張された点が考えられる。

大正半ば以降、高等女学校では全国的に制服の洋装化が始まり、セーラー服型やボレロ型が急速に普及した⁹¹。さらに洋装化に伴い、女子生徒の髪型の洋式化及び帽子的着用も流行するようになる。なお、難波知子は1920年代における女子生徒服装の洋服への転換について、その背景として大正期の体育ブームに伴う女子体育の強化や生徒改善の風潮があったとし、主に機能面や衛生面からも服装の改良が求められていたことを指摘している⁹²。

制服の和装から洋装への転換の意義について、桑田直子は『優美さ』『貞淑さ』といったそれまでの女性の身体規範からの『解放』という側面をもちながら、他方で「女らしい」身体の在り方に関する新たなジレンマを創出するプロセスでもあったのではないかと述べている。このように、高等女学校の制服の洋装化は「女らしい」身だしなみを表現しようとする側面もあったが、後述するように女子生徒の行動の活発化をもたらすものでもあった。

例えば、山口県立山口高等女学校の1922（大正11）年の「服装改良につき」では「日本の男子は五十年前から洋服を採用して今は全く着こなしてゐますに之に反して婦人の服装は非常に遅れて非活動的であるばかりでなく身体の格好も善くないから茲二、三年の間に全国の職業婦人や女学校等其の必要に迫られたものから服装改良の声が高くなつて着々実行する様になりました。本校に於ても各地の女学校の実際を調査した結果これが改良は単に活動的であり体育衛生的であるのみでなく経済で便利で着心地がよく又生徒間に於ける縞柄や地質の流行的競争を絶滅し得るので余程好結果であることを思ひます」⁹⁴と記し、「改良服の材料並に価格」についても掲載している。この文書からは、大正期の女性の社会的進出などに伴い、より動きやすい服装を着用する必要が生じ、さらには「経済で便利で着心地」がよいことを求めることにより服装改良への方向性が出されたことが確認できる。

また、1922（大正11）年の熊本県立第一高等女学校では「制服としての洋服」の一文において「従来は筒袖に袴でした、生活の一端としてか洋装する女子は漸次増してきます。洋装は学習、体育、経済の方面からみても都合のよいものと思ふてゐますから、従来の制服の中に加へることにしました」と近年の傾向について説明している。続いて、同校の方針として「洋服の着否」及び「型」については「自由」であるが、「洋服について生徒及び父兄に望むことは、学習、体育、経済の三点に都合のよいものであってほしいこと、和洋折衷といったやうなものでなくて、男子のそれの如くなるべく世界服の型にしてほしいこと、経済に捉はれすぎて女性美をそこなふやうなものであってほしくないこと」⁹⁵の3点をあげている。同校では「学習・体育・経済」面での便宜を考慮したものを用意すれば良いとの立場から、洋服の選択に一定の自由を与える方針を示している。

一方、1924（大正13）年から制服を洋服に改良した三重県四日市高等女学校では、教諭毛利益吉がそれまでの経過を次のように述べている。毛利は「その当時どこの女学校もまだ制服がなくすべて和服の袴だった」が、これからは女子体育の振興や体育種類の増加により「向上してきた女子体育の上からも、女子の活動方面からも、動作のしやすい制服を用いることが要求されてきた」としている。さらに、洋服への改良問題について、同校では生徒の各家庭に向け賛否の意見を求めた結果、賛否両論があったと記している。すなわち、賛成派は、これは「時代の要求だ。当然のことだ。おそきにすぎる位だ。是非やってもらいたい」と主張し、反対派からは「とんでもない。女学生に洋服を着せたらあのしとやかな柔和な大和撫子の美をそこなってしまう。貞淑な女子養成の教育の目的にも反するから、見合わすべきだ」⁹⁶との批判があったと記している。

この他、1924（大正13）年に洋装校服を制定した神奈川県立平塚高等女学校の生徒による「服装回顧」⁹⁷では、次のように記されている。

- 一、服装の不満　　経済上の立場と、勉学、運動、総ての上から衣服改良の声は世間で随分やかましい。殊に大震災から得た教訓から急速に其の必要を認めて、我が校の校服がきまった。おぼろげながら、服装に或る制服がほしい、改良がほしい、それは誰もが願ふ言葉だった。校服熱は増すばかりだった。
- 二、願ひ　　或る時は先生に願った事もあった。先生より「今後の生徒として最も理想的なそして貴女方の好む様な校服を書いて出さない」と云はれたのは…お互に喜んで思ひ思ひく繰返し記号＝引用者>のものを紙に書いて出した。先生の御返事！！それこそ我々にとってどんなに期待されたことだらう。失望か？喜びか？と、而してその後の返事は雲をつかむ様なものだった。全く失望となつて了つたのだ。又いつの事だったか、裁縫材料に使ふあの棒縞を校服にしてほしいと云った事は。
- 三、喜び　　大正十三年六月校服が定まると云ふ事を耳にした我々の喜びはそれこそ

「筆にも画にも尽しがたし」とでも云ったものだらう。長い様な短い様な今日迄をどんなに待ちあぐんだ事だらう。どんな形！どんな色！と色々想像しては全校生徒打揃って着る日を待った。やうやうく繰返し記号＝引用者＞あこがれた、洋服の形や色もきまり縫ふ事になった。＜中略＝引用者＞

四、初めて身に着けし夏服 頭には黒い帽子を被り服に紺サージのスカートを着け、嬉しさに初夏の平塚の町を歩いて居る生徒こそ平塚高女の生徒だった。草木でさへもこの厳暑に苦しむのにもかかわらず、制服を着けた我々生徒は暑さも知らぬかの様に元気よく通学して居た。

五、制服になった便利 ①夏大いに涼し ②着付上割合に簡易で自由 ③冬服 冬も早や訪れて来た。 ④運動に最も便利なり ⑤体操の支度にわづらはしからず ⑥身なりづれる心配なし ⑦結局経済的なり

六、冬服 冬も早や訪れて来た。ミシン室には又も忙がしい車の音がやかましく響いて来た。それは云ふまでもなく冬服にとりかゝって居るのであった。程なくスカート同色の丈の短い上服と、ネクタイにはエンヂー、ローズー、ピンク、の何れも女学生にふさはしき色ばかり＜中略＝引用者＞。

この文章では、制服の洋装化への憧れや高い期待感を見せるとともに、洋装化による便宜さを実感し、さらにそれを着用することを誇りと感じる当時の生徒たちの気持ちが表現されている。このように、洋装化へ転換した主な理由には、体の動きやすさなど運動する際の便宜や質素などの「経済」面における利点があると考えられる。

さらに、1922（大正 11）年に愛知県立第一高等女学校に入学した野呂あさは「思い出」において、学校の制服について次のように記している⁹⁸。

この年度より五年制となり、洋服が出来ました。髪は一つにまとめて三つ編みにして後ろへ垂らすこと、断髪はご法度でした。針で姓名を彫ったセルロイドのピンでぐるぐる巻いた髷をとめ、和服白足袋、下駄ばきで通学しました姉たちを随分羨ましがらせました。制服は夏はベージュ、冬は紺色のセーラー服でしたが、着用は自由でした。和服派は半数位でしたかしら？私は保守的な父の反対で制服を作ってもらえず、着物に海老茶色の袴をはいていました。体操の時間は前の授業終了と同時に作法室にかけこんで白シャツと紺色のスカートに早替わりして運動場に飛び出すといった慌しさを忘れることが出来ません。そのうちに洋服が増え、遅ればせに私も三年生からやっと洋服にしました。生れて初めて洋服なるものを着て、朝家を出ましたらあまりにも足元の軽さに驚き、じっと足元を眺めたものでした。そして今までの木綿づくめの服装の重さを痛感しました。

野呂は、洋装化による生徒たちの嬉しい気持ちを表現し、洋装化を女子生徒の誇りとしていた。

上記のように、洋装化へと転換した理由には運動上・経済上などの諸側面を考慮したことがあったと言える。しかし、洋装化へ反対の立場を示した理由の根底には、女性らしさの品質を損なう懸念が一番大きかったと考えられる。

第3節 高等女学校教育に対する女子生徒の受け止め方

この節では、大正デモクラシー期の生徒たちが高等女学校の教育をどのように受け止めたのか、生徒たちの受容について、批判も含めて検討する。なお、ここでは主に生徒が記した日記、同窓会誌・校友会誌・雑誌の掲載記事、高校沿革史などを用いて分析する。

1. 学校生活の様子

最初に、生徒たちが記した授業の様子及びその学校生活の全般について検討する。

まず、長野県諏訪郡平野高等女学校卒業生の伊藤ゆきゑによる1925（大正14）年当時の学校教育について記した「過ぎし頃」の一文を検討する⁹⁹。

当時の女子教育は、社会的にも経済的にも未だ限られていた時ですから、向学の意志に燃えながら果せなかった人や、道なかばで寂しく学舎を去って行く友を見るにつけ、親の庇護を受け、悠々と勉学に打込めたことは何と幸せかと、何時も感謝の気持ちで一杯でした。

高校教育がごくあたり前となっている昨今、本当に隔世の感が致します。教材・設備も不十分でしたから、特別な教育などなく、日本古来の風潮であった良妻賢母を育てること、情操を高めるための自然に逆らわない教育でございました。また、師弟関係は厳然とした一線で画され、所謂「師の影を踏まず」といった状況でありましたから、学習を離れて師と会話を交すなどという機会は殆んどなく、師の態度も非常に厳しいものがございました。

ここでは、高等女学校に進学できた喜びを記すとともに、そこでの教育は「良妻賢母」の育成に重点が置かれており、師弟関係についても厳しかったことを記している。

次に、1926（大正15）年の別府高等女学校の卒業生による思い出について検討する。当時の学校生活について、①「女学校時代」、②「通学」、③「儀式」、④「社会見学」の4

つの側面に分けて記されている¹⁰⁰。まず、①について、「女学校時代」は「心身共に充実向上の大へん重要な時期であったこと」とし、「四年の間に一人前の女性に成長」し、「精神的にも子供らしい域を脱していなかった私たちが、四年間の勉学で、大人としての考え方ができるようになった」と述べ、学校生活への感謝の気持ちを示している。②の「通学」については、「袴をつけて靴をはいての通学です。靴をカツカツといわせて歩くことに、いちだんとハイカラになったような気分がして、一種の誇らしさを感じていたように思います。〈中略＝引用者〉その袴をつけての通学は、私たちを精神的に緊張させ、また大いに満足させていた」と回想している。また、③の「儀式」については「年間に何度か行われる儀式も、私たち精神的緊張を与えると共に発達に寄与したもの」と記しており、その具体的な様子についても述べ、「先ず国歌君が代を斉唱しました。御真影に最敬礼をしますと、校長先生が重々しく教育勅語を捧読されます。全員頭をさげて謹聴します。終ると『勅語奉答』のうたを斉唱」と記している。ほかにも、「新聞社」や「大分練兵場や兵営」を見学したとする「社会見学」についての記述もあった。すなわち、高等女学校では教科教育は勿論、「社会見学」などで社会にも触れるなどし、より充実した学校生活を図っていたことが分かる。

ほかにも、ある特定科目の教授内容や授業の様子についても記している。

例えば、愛知県立第一高等女学校の1914（大正3）年本科卒業生の4人は「明治後期から大正初期の思い出」の一文において「良妻賢母の育成を目標にしておられ、校訓として『質素・勤労』が制定されていた。これを徹底的に実践させる手段として入学五（ママ）、生徒心得『善良なる生徒』を配布された。〈中略＝引用者〉『善良なる生徒』は修身の授業に利用されたり、時折りは上級生が全校生徒を講堂に集めて朗読し、自己反省によって各自が実行に努めた」¹⁰¹と記しており、同校では良妻賢母の育成に重点が置かれ、校訓・生徒心得に反映させるなどし、その徹底を図っていた様子が生徒の記憶から明らかになる。

また、1916（大正5）年度の愛知県立第一高等女学校実科生（かな江）の『日誌』では、高等女学校の教育について「本日は日本国民として忘するへからず勅語奉読式を行はせられたり、後記念樹をうへらるゝ。妹方の其うれしさいかにもけなるかりき』（10月30日）¹⁰²と記しており、当日は1890（明治23）年の「教育ニ関スル勅語」を発布した記念日を迎えて、それを記念する特別な式典が行われていたのであった。ほかにも、実際の授業内容やその様子についても記している。すなわち、「第一限講読になりて謡曲に付学べり。修身は女子の本分に付学べり」「習字は草紙にて、図画は人物をかきたり」「生花は椿なりき」（11月16日 木曜日）¹⁰³など、具体的な科目の学習内容についても記されている。ここからは、学校教育の実際の一端を窺うことができる。

さらに、1918（大正7）年の長野県町立野沢実科高等女学校の卒業生（田島あい子）は、「唯一の女学校」の一文において、各教科の授業様子について記している。田島は「教育という課目は家庭内の育児教育を取扱うもので、〈中略＝引用者〉裁縫は男物の袴まで仕上げました。手芸の時、お嫁さんの丸帯を一本買って皆でわけあい、三折りの財布をつく

ったことがありました。家事の割烹の時、小学校の小使いさんの部屋の横で、『二の膳つき』の日本料理を作って」いたと記している。また、図画の授業では「堅い絵の具を水で溶かした水彩画を習い」、農業は「瓜の多収穫法も教わりました」¹⁰⁴と記している。このように、同校は実科高等女学校であるため、育児教育や割烹などの家庭生活を営む際に必要なものを用いて実践的な教育が展開されていたことが窺える。

このような内容は、1926（大正15）年の広島県立甲山高等女学校『会誌』においても確認することができる。添田清子は「学校の様子を少し申ませう、大分学校の校則にもなれて参りました、学校にては一週に三十二時間お裁縫を致します、一時間修身、四時間花、茶で一時間細工など御座います。フランスリボン、刺繍でも、ツマミ、造花なんでも教へていただけます、兼修など御座ります」¹⁰⁵と記し、授業内容は女子的な技能を中心としたものであったことを窺わせている。

また、1930（昭和5）年に発行された大分県立大分高等女学校の『校友会誌』でも同様な内容が見られ、「幼年期にも似た一二年の頃、ABCのAも知らなかつた無邪気な時代。少し大人びた青年期とも云ふべき三四年の頃、学校の中堅たる責任感など、修身の答案に書いたものだ。そして最も意義深い五年は来た」¹⁰⁶とし、高等女学校教育の段階的な学習の進展を記している。

一方、理数科目の教授水準の低さに不満を抱き、自主的に教育レベルをアップした学校もあった。例えば、三重県四日市高等女学校の河内衣子（1920年入学）によれば「当時、女学校の教科書は中学校用に比べて程度の低いものであった」が、しかしある教員は「理数科を重視し、中学校用の数学教科書を採用した」¹⁰⁷と記している。大正デモクラシー期の影響を受け、一部の学校では理数科の教育に力を入れようとする動きがあったと考えることもできよう。

2. 教育方針への反応

次に、学校の教育方針について生徒たちはどのように受け止めていたのかについて検討する。

1914（大正3）年の大阪府立泉南高等女学校『校友会誌』には、喜多尾瀧子による「卒業後の感想」の一文が寄稿されている。喜多尾は、「私共は今後ますます修養を怠らず後世に名を誦はるまでにはならずとも、社会の一員とし女子の務を全くし、一には御厚恩の万分の一にもつくしたいと切に思ふのでございます」¹⁰⁸と、卒業後の強い意志を示している。

同じく1917（大正6）年には同校の補習科生である左坤重子は「女子としての我が望み」において次のように記している¹⁰⁹。

普通の女は天性の温良貞淑を旨として、なるべくはひかへめに夫に従つて夫を内助し妻の責任をつくし、母となりては立派に子女を教育してよき第二の国民をつくり、た

とへ自己の名を社会に表はさずとも、子女にして立派な人たらしめれば即ち自己の誇である。しかし口には良妻賢母位はいひやすいが仲々そうたやすくできるものではない。よほども努力を要するものである。女子は女子として相当の教育も必要である。又教育ばかりでは仕方がない常識を養ふも亦必要な事である。我等教育は幾分がうけたものゝ常識なんて全くない。修養とて全くできてゐない。今後はよくよくく繰り返して記号=引用者>つとめて常識を養ひ修養を旨とし、徹底した所の立派な女子となれねばならぬ。

このように左坤は、高等女学校での教育を率直に受け止め、それを直接的に反映させた形で良妻賢母の道へ向けて絶えず努力する姿勢を示している。

また、埼玉県立浦和第一高等女学校の沿革史によれば、小川幸子は、1917(大正 6)年 4月 3日付の『国民新聞』(埼玉版)に「卒業後の望み」の一文を寄せている。小川は「私は女子としての性を全うする事が私の道であり、私の生命でなければならぬ。これ私が女子の性を全うすべき、いはゆる夫を助けて家政を治め、子に教て家名を揚ぐるを私の天職とする所以である」と記し、女性としての天職をするという「強い覚悟」と「堅い決心」を示している。さらには「外に温順愛敬の徳を守り、内に堅実なる志操を持し、如何なる場合に際しても自若としてその常を失はなかつた良妻賢母の、幾多のかがみを深く心底に刻み付けて居る。私は此の強い覚悟と堅い決心とを以て、此の鑑に私の道を照し、自ら泳ぎ、自ら歩み、きっと私の天職を実にすることを心に期」¹¹⁰する、とまとめている。このように、小川は高等女学校の教育を受容し、卒業後も良妻賢母の道に向けた堅い決心を示している。

さらに、1922(大正 11)年に長野県諏訪郡平野高等女学校を卒業した黒河内きくは「思い出に残る先生」との一文で、「その頃手に職を持ち、女が自立する道はお裁縫を習う事が常識でした。<中略=引用者>今は女性の職場も数多くありまして豊かな生活もできますが、その頃は一たん家庭に入れば、女は何の収入を得ることも出来ませんでしたので、和裁の仕事は大きな生活の助けとなりました」¹¹¹と回顧している。卒業生である黒河内は、高等女学校での教育が現実の生活においても、大きな役割を果たしたことを記している。

ほかにも、1925(大正 14)年に発行された新潟県組合立佐渡高等女学校の校友会誌『越の松原』には、卒業生宇佐見以知による「主婦の任務」¹¹²という一文が載せられている。その内容は「主婦の任務はその数多く、又之を完全に仕遂げる事は非常に困難が伴ひます。第一に主婦としての是非とも心得て居なければならぬ事は育児、齋家の二つでせう。育児とは言ふまでもなく我が子女を心身共に完全に立派に育成する事であります。若し之を忽にせば、我が子孫に悪影響を及ぼすばかりでなく延いては国家の不為となるのであるから、最も重大任務」であるとしている。もう一つの齋家については、「一家の経済、衛生、社交、和楽等は家を齋へるに、大切な事項」として、これらを「完全に成し果し得たならば、実

に立派な主婦と申して宜しいでありませう。私共はこの準備の為に、学んで居るものと信じて居ます」と記している。このような卒業生の一文からは、高等女学校では主婦としての任務を全うするための「準備教育」を受け、その結果将来的に良妻賢母としての職務を遂行しようとする強い意欲が形成されたと見ることができよう。この一文は、高等女学校の良妻賢母教育が個人に強く影響を与えた例と言えよう。

また、指導を受けた学校の教育方針を今後も引く継ぐ決意を表明した卒業生総代の発言も見られた。すなわち、1929（昭和 4）年の私立川村高等女学校の卒業生総代の片岡千代子は、『「春の芽生えが日一日と伸び育つて、やがて花をも咲き実をも結ぶ如く貴女方も婦人らしい立派な婦人となつて世の為につくされる様に』と仰せられた御言葉はいまだに私共の耳にはつきりと残つて居ります」と、女学校院長川村文子の教えを振りかえている。また、このような学校教育について「私共は常に院長先生及び諸先生の御懇切なる御教へと御導きを賜はりましてその道に惑はず其業にいそしみ、こゝに卒業の日を迎へる事が出来たのでございます」と感謝の気持ちを示すと同時に、「私共は生涯川村女学院を背負ふところの日本婦人なのでございますから必ず此の母校の精神を銘々の心として種々の方面から必ず母校が弥栄えに栄えます様に努力いたしますは勿論社会の浄化とその発展に力をつくしまして女性としての使命を全ういたしたい」¹¹³と記している。これからも学校教育の真髓を生かし、社会の一員としてその責務を果たすことに努めようとする卒業後の心構えを読み取ることができる。

既述した内容のほかにも、大正デモクラシーや「婦人問題」の高揚の影響を受けた記述内容が見られた。

例えば、1920（大正 9）年に愛媛喜多郡立高等女学校を卒業した松田利子は、女性の参政権問題について記している。松田は、「参政権が得らるれば一日も早く得たい。決して之が運用に支障はない。然るに尚早論を叫ぶ此微温的態度が、今まで参政権を得られなかった原因だ」とし、「女子参政権の必要性を、イギリスの例などを紹介し、熱ぼく語った」と記している。また、1929（昭和 4）年の愛知県第一高等女学校の太田静枝は「女子参政権について」と題する一文で、次のように記している¹¹⁴。

全国は幸福は当然男性と女性とによって形づくられる。女性のみの世界が考へられないと同時に、男性のみによって社会は形づくられない。又おそらく出来たとしても、それは丁度梅雨時の空の様に陰鬱な、希望も何もない灰色の世界だらう。社会の幸福の鍵の半分は男性の手に握られてゐるが、他の半分は女性の手にをさめられてゐる。男性と女性は、その努める道こと違へ、最後に於ては同じ一つの目標をめざしてゐるのである。そこに何の差別があつてはならない。自由平等である男性に与へられるものは、当然女性に与へられなければならぬ。政治上に、職業教育方面に於ても、殊に今まで男性の独占であつた政治上に於ても、男女同権であらねばならぬ。これが、今

日となへられる婦人参政権の根源である。

続けて「機は未だ熟さないのである」が「普選の行はれる今日、この問題のなほざりにされる筈はない。近き将来に於ては、必ず実行されるであらう」と記し、最後に「総べての女性」は「大いに自重せねばならぬ」とまとめている。太田は、婦人問題が特に注目を集めている今こそ、もっと「社会の動きを正しく見つめ」る必要があり、さらに「女生徒として立場を考えながら、将来を見通し、現代の女性の自重を求める」べきであると述べ、女性参政権について深い理解を示している。時代の潮流を捉えた、女子生徒の自覚的な記述として注目される。

一方、個性の尊重を唱える学校があった。例えば、東京府の私立頌栄高等女学校沿革史では、1921（大正10）年に同校校長に就任した沼田藤次時代を次のように綴っている。「男女平等を教えられ、女だからとて卑下してはならない。女も男も自分の持っている力を十分発揮すべきだと、と教えられた」とし、また「良妻賢母一本やりの時代に、個性尊重の理念を掲げ、万事に秀でなくとも何か自分の得意なものを伸ばすように努力しなさい、とすすめられた」¹¹⁵と、同校の校長沼田時代の教育方針について振りかえっている。すなわち、同校では男女平等の精神や個性を尊重する教育方針が示され、生徒もその意義を深く理解していたことが理解できる。

このように、大正デモクラシーの影響を受け、婦人問題の提起とともに、新しい女性を求める声に賛同を示す女学生もあり、また男女平等を唱える校長の発言を記憶にとどめていた生徒がいたことが確認できる。

既述したように、男女平等の精神や個性の尊重を唱えた学校や、新しい動きを感じとろうとする女子生徒も見られたが、全体としては一部分であったと言えよう。多くの女子生徒は依然として将来良妻賢母になることを自らの天職であると意識しつつ、嫁いだ後は良妻賢母としての職務を遂行しようとする志を見せていたと言えよう。すなわち、大正デモクラシーの影響や婦人問題の登場による女子教育観の変容にも関わらず、大正後期の高等女学校においては依然として従来の良妻賢母教育を貫く意思を示している生徒が多かったと言えよう。このことは、修身教科書の記述や校長訓話や生徒心得などの教科外教育にも明らかになった点であり、高等女学校における良妻賢母教育が女子生徒の精神面に強く影響したことを十分に窺うことができる。

3. 教育内容への批判

次に、主に高等女学校の教育内容を批判したものについて検討し、高等女学校の教育全般にわたる生徒の受け止め方を探る。

これについては1916（大正5）年の『婦人公論』に掲載された、元高等女学校生徒の立場からの「現代の女学校教育に対する女学生としての不平」の記事を引用して、彼女らによ

る高等女学校への批判を検討する。

冒頭に掲載された平塚らいてうによる一文では、高等女学校は「良妻賢母主義といふ美名をかゝげて一向平気で、姑や夫の機嫌をとる奴隷道徳を説いたり、家計簿記のつけ方や、お台所のお仕事や、お産の準備や、その心得や、お乳の吞ませ方などを教へ」¹¹⁶るものであったとし、教育レベルの低さや教育内容への不満を記している。

続けて、神近市子は「女子の教育に就いては、殆ど何等の抱負も確信も持たない一個の木偶に過ぎなかった」と述べ、さらに「女学校に用ゐる教科書」のレベルも「非常に低級なもの」¹¹⁷であったと批判している。神近は高等女学校の教育がレベルが低く、極度に有益性の乏しい教育であったとしているが、これは暗に良妻賢母理念を批判するものと理解できよう。

また、宮島麗子は「女学校では、女が一人前の人間として、社会に立つに必要な常識を修得させると言ふこと」であるが、実際には「学校を去つて社会へ出た時、果たして彼等は一人前の人間としての資格を具備」していないことを指摘し、また「一人前の人間としての、思慮判断」も有していないことを批判している。さらに、このような欠点の生じる背景には、学科目の設置や各学科目間の連携性のないことを指摘し、「理想としては男女の混合教育を推奨」¹¹⁸する考えを示していた。

さらに、鳩山薫子は「唯単に、学校へ通ふだけで好いと言ふ人や、高等女学校だけでは満足が出来ないで、更に高等の教育を受けやうとして、其準備として女学校へ通ふ方は特別として、一般に家庭の人としての婦人を養成するため、音楽とか或は割烹や裁縫と言つたやうな家事の実習をさせて置きたい」¹¹⁹と述べ、高等女学校の教育だけで満足しない女性が増加している状況を記している。鳩山は、男性の高学歴化に対応した形での、家庭生活を前提とした高等女学校卒業後の学習の必要性を述べていると言えよう。それまで、最終的段階にあった高等女学校の位置づけが変化しつつあることも暗示していることが窺える。

以上、3つの側面から高等女学校の女子生徒たちの受け止め方について検討した。検討の結果、実際の学校教育においては、「裁縫」や「家事」科などに重点を置いた「良妻賢母」を基本とした教育を展開しており、それについてほとんどの女子生徒は否定せず、引き続き良妻賢母の道へ向けて絶えず努力する意志を表明している。他方、大正デモクラシー期の時代潮流を受けて男女平等の精神や個性の尊重を唱えた学校も見られ、新しい動きを感じとろうとする女子生徒も見られた点が着目される。しかし、全体としては一部分に過ぎなかった。多くの女子生徒は依然として将来良妻賢母になることを自らの天職であると感じつつ、嫁いだ後は良妻賢母としての職務を遂行しようとする志を見せていたと言えよう。すなわち、大正デモクラシーの影響や婦人問題の登場による女子教育観の変容にも関わらず、大正後期の高等女学校においては依然として従来の良妻賢母教育を貫く意思を示している生徒が多かったと言えよう。高等女学校における良妻賢母教育が女子生徒らの精神面に強い影響を与え、女子生徒もそれを受容していたことを十分に窺うことができる。

一方、教育内容について批判の声を上げていたのは、女性問題に強い影響を与えた先進的な考えをもつ人物達であった。その批判点は、女子教育のレベル向上や教育理念をめぐる問題であった。高等女学校教育への批判は、本章では多くの事例を示さなかったが、その改善を求める論は、大正期に入って急速的に展開されるようになったものであり、この点については既に第4章で詳細に検討した通りであった。

註：

- ¹ 今野喜清・新井郁男・児島邦宏編集代表『新版学校教育辞典』（教育出版、2003年）469頁。
- ² 佐藤六蔵『御大典並ニ開校二十五周年記念号』（岐阜県立大垣高等女学校校友会、1928年）31頁。
- ³ 八〇周年記念誌編集委員会『皆実有朋八十周年記念誌』（広島県立広島皆実高等学校、1982年）39頁。
- ⁴ 愛媛県立大洲高等学校創立百周年記念誌編集委員会『大洲高等学校百年』（愛媛県立大洲高等学校創立百周年記念事業期成会、2001年）235頁。
- ⁵ 大阪府立和泉高等学校校史編纂委員会『和泉高校百年誌：泉南高女・岸和田高女・和泉高の百年』（大阪府立和泉高等学校創立100周年記念事業実行委員会、2001年）53頁。
- ⁶ 八高百年史編纂委員会『八高百年史』（八代高校創立百周年記念事業実行委員会、1997年）358～359頁。
- ⁷ 姜華「大正期における良妻賢母理念をめぐる新たな論議～雑誌『教育時論』掲載記事を中心として～」『早稲田大学教育評論』第28巻第1号（早稲田大学教育総合研究所、2014年）103～115頁。
- ⁸ 三重県立松阪高等学校『松阪高校学校九十年史』（三重県立松阪高等学校、2000年）24頁。
- ⁹ 百周年記念誌編集委員会『麗・ゆうかりとともに：百年誌』（埼玉県立浦和第一女子高等学校創立百周年記念事業実行委員会、2000年）68頁。
- ¹⁰ 『武生高等学校百年史』（福井県立武生高等学校百周年記念事業実行委員会、1999年）455頁。
- ¹¹ 頌栄女子学院百年史編纂委員会『頌栄女子学院百年史』（頌栄女子学院、1984年）257頁。
- ¹² 彦根西高百年史編纂委員会『彦根西高百年史：滋賀県立彦根高等女学校より滋賀県立彦根西高等学校へ』（滋賀県立彦根西高校学校創立百周年記念事業実行委員会、1987年）127頁。
- ¹³ 大阪府立和泉高等学校校史編纂委員編『和泉高校百年誌：泉南高女・岸和田高女・和泉高の百年』52頁。
- ¹⁴ 有原末吉『白鷗』第1号（東京府立第一高等女学校白鷗会、1930年）3頁。
- ¹⁵ 千葉県立佐原女子高等学校創立九十周年記念事業実行委員会内記念誌編纂委員会『九十のあゆみ：千葉県立佐原女子高等学校創立九十周年記念誌』（千葉県立佐原白楊高等学校、2004年）147頁。
- ¹⁶ 記念誌編集委員会『夕陽丘百年』（大阪府立夕陽丘高等学校創立百周年記念会、2006年）102～103頁。
- ¹⁷ 岡山県立岡山操山高等学校『創立百年史』（1999年）32頁。

- 18 彦根西高百年史編集委員会『彦根西高百年史：滋賀県立彦根高等女学校より滋賀県立彦根西高等学校へ』127 頁。
- 19 『創立七十周年記念誌』（千葉県立佐倉東高等学校、1977 年）62 頁。
- 20 澁女 60 年誌編集委員会『澁女六十年誌』（群馬県立渋川女子高等学校、1981 年）63 頁。
- 21 「日本全国的女子学校長の観たる我が国現時の婦人参政権問題」（『婦人公論』第 11 年第 3 号、1926 年 3 月）28～45 頁。
- 22 『百年史』（東京都立白鷗高等学校、1989 年）27～28 頁。
- 23 佐藤六蔵『御大典並ニ開校二十五周年記念号』29 頁。
- 24 福島県立福島女子高等学校創立百周年記念事業実行委員会百周年記念誌編集委員会『創立百周年記念誌』（福島県立福島女子高等学校同窓会、1998 年）50 頁。
- 25 長野県野沢南高等学校七十年誌編集委員会『長野県野沢南高等学校七十年誌』（長野県野沢南高等学校創立七十年記念事業実行委員会、1982 年）50～51 頁。
- 26 百周年史編纂部編『一女高百年史』（宮城県第一女子高等学校、1997 年）103～105 頁。
- 27 宮崎県立宮崎高等学校創立百周年記念事業委員会大宮高校百年史編集委員会『大宮高校百年史』（宮崎県立宮崎大宮高等学校、1991 年）267～268 頁。
- 28 岡山県立岡山操山高等学校『創立百年史』（1999 年）30 頁。
- 29 八高百年史編纂委員会『八高百年史』381 頁。
- 30 福島県立福島女子高等学校創立百周年記念事業実行委員会百周年記念誌編集委員会『創立百周年記念誌』52 頁。
- 31 岡山県立岡山操山高等学校『創立百年史』34 頁。
- 32 『創立七十周年記念誌』（千葉県立佐倉東高等学校、1977 年）62 頁。
- 33 長野県木曾高等学校創立八十周年・統合二十周年記念事業実行委員会記念誌刊行委員会『長野県木曾高等学校創立八十周年・統合二十周年記念誌』（長野県木曾高等学校創立八十周年・統合二十周年記念事業実行委員会、2002 年）127 頁。
- 34 山形県立新庄南高等学校八十周年記念誌編集委員会『山形県立新庄南高等学校八十周年記念誌』（山形県立新庄南高等学校、1994 年）45 頁。
- 35 岡山県立岡山操山高等学校『創立百年史』38～39 頁。
- 36 長野県木曾高等学校創立八十周年・統合二十周年記念事業実行委員会記念誌刊行委員会『長野県木曾高等学校創立八十周年・統合二十周年記念誌』126～127 頁。
- 37 長野県木曾高等学校創立八十周年・統合二十周年記念事業実行委員会記念誌刊行委員会『同前書』126 頁。
- 38 「岸乃姫松」第 10 号薫風号（大阪府泉南高等女学校校友会、1913 年 5 月）49 頁。
- 39 「岸乃姫松」第 10 号薫風号（大阪府泉南高等女学校校友会、1913 年 5 月）50 頁。
- 40 岩手県立花巻南高等学校『花巻南六十年史』（1971 年）52 頁。
- 41 三重県立松阪高等学校『松阪高等学校九十年史』24 頁。
- 42 川村女学院鶴友会雑誌部『川村女学院十年史』（川村女学院鶴友会雑誌部、1934 年）80 頁。
- 43 八高百年史編纂委員会『八高百年史』382 頁。
- 44 澁女 60 年誌編集委員会『澁女六十年誌』63 頁。
- 45 四日市高等学校百年史編集委員会『四日市高等学校百年史』（三重県立四日市高等学校創立 100 周年記念事業実行委員会、2001 年）156 頁。
- 46 川村女学院鶴友会雑誌部『川村女学院十年史』79 頁。
- 47 「全国高等女学校長会議要録」（文部省普通学務局、1925 年）87 頁。（高等女学校研究会『高等女学校資料集成』第 6 巻、大空社、1989 年）。
- 48 彦根西高百年史編集委員会『彦根西高百年史：滋賀県立彦根高等女学校より滋賀県立彦根西高等学校へ』127 頁。

- 49 埼玉県立熊谷女子高等学校創立70周年記念実行委員会記念誌編集委員会『鈴懸とともに』（埼玉県立熊谷女子高等学校、1981年）44頁。
- 50 鯉光百年史編集委員会『鯉光百年史』（愛知一中（旭丘高校）創立百年祭実行委員会、1977年）647～648頁。
- 51 八高百年史編纂委員会『八高百年史』365～366頁。
- 52 八〇周年記念誌編集委員会『皆実有朋八十周年記念誌』32頁。
- 53 山形県立新庄南高等学校八十周年記念誌編集委員会『山形県立新庄南高等学校八十周年記念誌』50頁。
- 54 熊本市立必由館高等学校百年史編纂委員会『熊本市立必由館高等学校百年史（上）』（熊本市立必由館高等学校百周年記念事業実行委員会、2012年）133頁。
- 55 八高百年史編纂委員会『八高百年史』30頁。
- 56 熊本市立必由館高等学校百年史編纂委員会『熊本市立必由館高等学校百年史（上）』87頁。
- 57 長野県野沢南高等学校七十年誌編集委員会『長野県野沢南高等学校七十年誌』31頁。
- 58 武高「七十年誌」編纂委員会『七十年誌』（「七十年誌」武高七十周年記念事業委員会、1978年）17～18頁。
- 59 出雲高等学校史編集刊行委員会『出雲高等学校史』（島根県立出雲高等学校、1990年）191頁。
- 60 福島県立福島女子高等学校創立百周年記念事業実行委員会百周年記念誌編集委員会『創立百周年記念誌』53頁。
- 61 熊本市立必由館高等学校百年史編纂委員会『熊本市立必由館高等学校百年史（上）』87～89頁。
- 62 熊本市立必由館高等学校百年史編纂委員会『同前書』87頁。
- 63 大妻学院八十年史編纂刊行委員会『大妻学院八十年史』（大妻学院、1989年）240頁。
- 64 大阪府立清水谷高等学校100周年記念事業実行委員会記念誌委員会『清水谷百年史』（大阪府立清水谷高等学校100周年記念事業実行委員会、2001年）97～98頁。
- 65 八〇周年記念誌編集委員会『皆実有朋八十周年記念誌』31～32頁。
- 66 『創立七〇周年記念誌』（熊本県立松橋高等学校、1990年）114～116頁。
- 67 『武生高等学校百年史』（福井県立武生高等学校百周年記念事業実行委員会、1999年）491～492頁。
- 68 井上哲次郎『井上女子修身教科書』巻五（金港堂、1925年）84頁。
- 69 大塚浩介『山形県高等女学校史』（阿古耶書房、2007年）91頁。
- 70 足立喜六『我が学校の訓育』（愛知県立高等女学校校友会、1913年）59頁。
- 71 岩手県立花巻南高等学校『花巻六十周年史』59頁。
- 72 熊本市立必由館高等学校百年史編纂委員会『熊本市立必由館高等学校百年史（上）』44頁。
- 73 福島県立福島女子高等学校創立百周年記念事業実行委員会百周年記念誌編集委員会『創立百周年記念誌』24～25頁。
- 74 松江北高等学校百年史編纂委員会『松江北高等学校百年史』（島根県立松江北高等学校、1976年）1173頁。
- 75 山形県立新庄南高等学校八十周年記念誌編集委員会『山形県立新庄南高等学校八十周年記念誌』53頁。
- 76 『武生高等学校百年史』（福井県立武生高等学校百周年記念事業実行委員会、1999年）460頁。

- 77 岩手県立花巻南高等学校『花南六十周年史』59頁。
- 78 埼玉県立熊谷女子高等学校創立70周年記念実行委員会記念誌編集委員会『鈴懸とともに』89頁。
- 79 愛媛県立大洲高等学校創立百周年記念誌編集委員会『大洲高等学校百年』229～230頁。
- 80 澁女60年誌編集委員会『澁女六十年誌』132頁。
- 81 『七十年史』(茨城県立水戸第二高等学校、1970年)36頁。
- 82 『七十年史』(茨城県立水戸第二高等学校、1970年)55頁。
- 83 頌栄女子学院百年史編纂委員会『頌栄女子学院百年史』260頁。
- 84 『武生高等学校百年史』(福井県立武生高等学校百周年記念事業実行委員会、1999年)495～496頁。
- 85 東京都立教育研究所『東京都教育史 通史編 三』(1996年)158頁。
- 86 大阪府立和泉高等学校校史編纂委員会『和泉高校百年誌：泉南高女・岸和田高女・和泉高の百年』63頁。
- 87 大阪府立和泉高等学校校史編纂委員会『和泉高校百年誌：泉南高女・岸和田高女・和泉高の百年』63頁。
- 88 愛媛県立大洲高等学校創立百周年記念誌編集委員会『大洲高等学校百年』231頁。
- 89 佐藤六蔵『御大典並ニ開校二十五周年記念号』30～31頁。
- 90 佐藤六蔵『御大典並ニ開校二十五周年記念号』35頁。
- 91 ボレロ型は、ジャンパーパーサカートと上着からなり、夏には上着を脱いでブラウスとジャンパーパーサカートになる型である。東京都立教育研究所『東京都教育史 通史編 三』(1996年)160頁。
- 92 難波知子『学校制服の文化史：日本近代における女子生徒服装の変遷』(創元社、2012年)235頁。
- 93 桑田直子「女子中等教育機関における洋装制服導入過程」(『教育社会学研究』第62集、1998年)70頁。
- 94 山口県立山口中央高等学校百年史編纂委員会『山口県立山口中央高等学校百年史』(山口県立山口中央高等学校創立百周年記念事業期成会、2001年)151頁。
- 95 第一高校百年史編纂委員会『第一高校百年史』(熊本県立第一高等学校、2004年)742頁。
- 96 四日市高等学校百年史編集委員会『四日市高等学校百年史』153～154頁。
- 97 『神奈川県立平塚江南高等学校 創立五十周年記念誌』(1973年)27～29頁。
- 98 『思い出の県一高女』(愛知県第一高等女学校史刊行会、1988年)105頁。
- 99 長野県岡谷東高校学校七十周年記念誌編集委員会『岡谷東高校七十年誌』(長野県岡谷高等学校創立七十周年記念事業実行委員会、1983年)157～158頁。
- 100 大分県立別府高等女学校同窓会『一つ松』(大分県立別府高等女学校90周年記念事業委員会、2001年)127～129頁。
- 101 『思い出の県一高女』(愛知県第一高等女学校史刊行会、1988年)34頁。
- 102 山下兼太郎・高田麻美「愛知県立第一高等女学校実科生の『日誌』について—1916年度における学びと生活」(名古屋大学大学院教育発達科学研究科教育史研究室『教育史研究室年報』第16号、2010年)117頁。
- 103 山下兼太郎・高田麻美「愛知県立第一高等女学校実科生の『日誌』について—1916年度における学びと生活」123頁。
- 104 長野県野沢南高等学校七十年誌編集委員会『長野県野沢南高等学校七十年誌』32頁。
- 105 中村瀧雄『会誌』第2号(広島県立甲山高等女学校々友会、1926年)21頁。
- 106 蜷木公一『校友会誌』第32号(大分県立大分高等女学校校友会、1930年)161頁。

- ¹⁰⁷ 四日市高等学校百年史編集委員会『四日市高等学校百年史』157頁。
- ¹⁰⁸ 『岸乃姫松大典記念号』（大阪府立泉南高等女学校校友会、1914年12月）61頁。
- ¹⁰⁹ 『岸乃姫松』第15号（大阪府立泉南高等女学校校友会、1917年10月）25頁。
- ¹¹⁰ 百周年記念誌編集委員会『麗・ゆうかりとともに：百年誌』78頁。
- ¹¹¹ 長野県岡谷東高校学校七十周年記念誌編集委員会『岡谷東高校七十年誌』155頁。
- ¹¹² 佐渡高等学校八十年史刊行委員会『佐渡高等学校八十年史』（佐渡高等学校八十年史刊行委員会、1977年）740頁。
- ¹¹³ 川村女学院鶴友会雑誌部『川村女学院十年史』82頁。
- ¹¹⁴ 愛知県第一高等女学校史編集委員会『愛知県第一高等女学校史』（愛知県第一高等女学校史刊行会、1988年）153～154頁。
- ¹¹⁵ 頌栄女子学院百年史編纂委員会『頌栄女子学院百年史』264頁。
- ¹¹⁶ 平塚らいてう「現代の女学校教育に対する女学校としての不平」（『婦人公論』第1年第7号、1916年7月1日）40頁。
- ¹¹⁷ 神近市子「同前掲論文」（『婦人公論』第1年第7号、1916年7月1日）43～44頁。
- ¹¹⁸ 宮島麗子「同前掲論文」（『婦人公論』第1年第7号、1916年7月1日）47頁。
- ¹¹⁹ 鳩山薫子「同前掲論文」（『婦人公論』第1年第7号、1916年7月1日）48～49頁。

終章

本研究では、女子中等教育としての高等女学校制度が確立した1900（明治33）年前後から、女性像の変容が見られた大正デモクラシー期までを対象として、女子教育理念としての「良妻賢母」の形成過程とその構造的分析を行うとともに、その思想に基づく高等女学校の制度的成立とその内実について検討した。また、高等女学校の修身教科書を対象として、教材に描かれた良妻賢母の素養について分析するとともに、教科外教育における良妻賢母教育の実態を検討した。このように、本研究では良妻賢母教育の理論的側面と教育内容の側面、そして学校生活の実態の3者を総合的に考察するとともに、さらには3者の時期的変化にも着目し、良妻賢母教育の歴史的意義とその特質を明らかにしようとした。

本研究の考察結果を章ごとにまとめると、おおよそ以下ようになる。

第1章では、明治初期以降の良妻賢母教育思想の形成及び1900（明治33）年前後における国家公認の理念として位置づけられるまでの過程とその理論の特徴について考察した。良妻賢母教育の理論に関しては、中村正直・森有礼・樺山資紀の女子教育理論を検討した。また、女子中等教育機関としての高等女学校及び実科高等女学校制度について検討した。最後に、高等女学校の制度が確立した1900（明治33）年以降の女子教育界に重要な影響を与えた3人の教育家が提起した女子中等教育論について分析した。

第1節では、良妻賢母理念の形成過程について検討した。すなわち、1880（明治13）年前後の時期において、中村正直は健康な次世代の育成を目的とする母親の役割を重視し、社会の近代化の観点から女子教育の必要性を提唱した。そして、1880年代末には森有礼によって、国家的見地から、子どもの教育と結びつけた賢母の役割を重視する、賢母・良妻たる気質才能の養成を目的とした女子教育の必要性が主張された。

1890年代以降には近代国家体制が確立され、その下で徐々に良妻賢母思想が国家公認の女子中等教育理念として定着するようになる。すなわち、1890（明治23）年10月の教育勅語の発布や1898（明治31）年の家父長専制の民法親族・相続編の公布によって家族制度が確立し、さらには1894・95（明治27・28）年の日清戦争、1895（明治28）年の三国干渉、そして1904・05（明治37・38）年の日露戦争という時代状況において、政府は家族制度を定着させ、女性の戦争への協力、国策への協力を次第に強く求めるようになる。このような時代的背景の下で、政府は女性中等教育の整備を進め、1899（明治32）年に女子中等教育機関としての高等女学校を制度化した。文相樺山資紀は、家族制度の下で男性に仕える従属的な女子教育論を唱え、国家的観点から「優美高尚ノ気風、温良貞淑ノ資性ヲ涵養」するとともに、「生活ニ必需ナル學術技芸」を目的とした女子教育を提唱した。文部省はこれを国家公認の女子教育理念として設定し、女子中等教育制度を整備したのであった。そして、高等女学校において教科や学校生活全般を通じて良妻賢母教育が徹底されることになる。

しかし、1900（明治33）年前後に確立した良妻賢母思想が欧米の女性観に基づく「近代思想」を土台としていたことも事実であった。明治期には子を育て、教育する役割が初めて女性に期待され、単に夫や舅姑に従順であるだけでなく、家事の責任を持ち、家政を管理することが良妻の条件となった。あるいはまた、知識による内助や「高い」道徳性の発揮もが女性に求められていたことは、本文で指摘した通りであった。すなわち、小山静子が指摘するように、良妻賢母思想の確立は、男女を対極的存在とみなす男女観や「男子は外で仕事」「女は家庭で内助」という近代的な性別役割分業論に即応した形での、期待される女性像の確立であったことを意味している。そして、その性別役割分業観は、生産と再生産、すなわち職場と家庭とかが分離し、公と私の領域が形作られる近代社会成立の条件ともいえるべきものであった。この意味で、「良妻賢母」というイデオロギーは近代社会の形成において不可欠のものであり、女を近代国家の国民として統合していく際のキー観念だったと言えよう。

第2節では、第1節の考察を踏まえ、良妻賢母思想を具体化する女子中等教育機関としての高等女学校の制度的確立、教育内容を中心に分析した。また、女子中等教育制度の複線としての実科高等女学校についても検討した。

高等女学校の制度的確立について見ると、1891（明治24）年に高等女学校は尋常中学校の一種とする女子中等教育機関として法制化され、性別に分離した独自の女子教育体系が作られた。1893（明治26）年には、文部大臣井上毅が女子中等教育の制度化に着手し、高等女学校制度の骨組を作り上げた。そして、1895（明治28）年には高等女学校に関する独立した初めての法規として「高等女学校規程」が定められ、学科課程、修業年限、入学資格、毎週の教授時数などが規定され、それにより初めて高等女学校が法的に制度化された。しかし、その教育内容は家庭内に限られた家政技能を中心とし、しつけ教育、初歩的な数学と理科の内容で構成されるにとどまっていた。そして、法的整備の完成として1899（明治32）年に「高等女学校令」が公布され、同令では「女子ニ須要ナル高等普通教育ヲ為ス」ことを目的と定め、男子の中学校と同じく「高等普通教育」機関として法令上に位置づけた。これにより、1903（明治36）年までに全国に公立の高等女学校が次々と設立された。政府の高等女学校制度化の意図は、1898（明治31）年11月の文部大臣樺山資紀による総理大臣への高等女学校令制定の請議文に記されている。その中で樺山は、進学希望者が増加しているにもかかわらず、高等女学校数は依然として少なく、このため進学を諦めたり、不完全な女学校に入学したり、キリスト教系女学校に入るなど、「遺憾」の状況にあるとする。そして、国が法的に整備しなければ女子高等普通教育の普及が期待できないだけでなく、本来の女子教育の趣旨を誤る結果になると説いた。さらに中学校令の条文に高等女学校を定めている点は教育制度上の欠点であり、独自の勅令として高等女学校令を定めたいと、その趣旨を説明している¹。また、深谷昌志はこの時期の国家による女子教育振興の原因として、①日清戦争の体験、②条約改正、内地雑居の問題、③婦人労働者の質的な変化の側面を指摘している²。

その後、1901（明治34）年に高等女学校施行規則、1903（明治36）年に高等女学校教授要目が制定され、高等女学校は法的側面で著しく整備された。さらに1908（明治41）年、文部省は地方の実情にあわせて裁縫と女訓を伝達する実科主体の学校を、現行の普通教育主体の学校に加える方針を決定し、実科高等女学校の制度を設けた。このように、従前の「技芸専修科」を改組して新たに実科高等女学校とし、女子中等教育の一類型として実科高等女学校を制度化した。

第3節では、高等女学校の制度確立後の1900年代に、女子教育界に影響を与えた3人の女子教育家・教育学者が唱えた女子教育論について検討した。ここでは、本研究の分析視点に基づき、主に女子中等教育の目的と良妻賢母を育成するための教育について検討した。考察の結果としては、おおよそ男女の身体的相違を基盤として、女性の役割を妻・母に置く性別役割論を展開する点で共通していた。男性は外で賃金を獲得し、女性は家庭内で良妻・賢母としての役割を十分に果たすことを求めている。さらに、女性の教育の目的は、このような女性の役割を遂行する資質、すなわち良妻賢母を育成することにあるとする点でも共通している。そして、女性の身につけるべき資質として、夫への従順や献身、舅・姑としての父母への献身、さらには子どもへの教育などがあげられていた。個人によって理想的な良妻賢母の素養は若干異なっていたが、家庭の安定が国家の発展に結びつき、その家庭を立派に維持する役割が強調されていた。ただ、女性の社会や国家への貢献が直接的ではなく、家庭内役割を十分に遂行するという間接的な点にとどまっていることが、この時代の特徴と言えよう。

さらに言えば、これらの論からは、第4章で考察したような、大正デモクラシーの思潮や婦人運動の顕在化により、良妻賢母主義に疑問が出されるような状況以前の「純粹」とも言える「良妻賢母」教育へのゆるぎない確信を読み取ることができる。女性の職業問題や婦人問題、さらには男女の平等性に着目した人格主義の教育論が唱えられる以前の良妻賢母論であったと言える。いずれにしても、1900（明治33）年前後に政府によって公認の女子中等教育理念と位置づけられた良妻賢母が、民間の女子教育家や教育学者によって支持され、理論的に補完されて、1900年代以降の日本社会に広く流布していたことが確認できた。

第2章では、第1章で考察した理念としての良妻賢母が実際にどのような教材を通じて具体化されたのかに着目し、修身教科書に描かれた良妻賢母的素養、女性像について分析した。本章では、1902（明治35）年の文部省編纂と1907（明治40）年の井上哲次郎編の修身教科書2冊を対象として、それぞれの修身教科書に記された良妻賢母的素養を分析した。なお、教科書分析の項目としては、1903（明治36）年の高等女学校教授要目に示された個人・家族・社会・国家道徳に関する教材、国際関係や人類に対する教材の6つの分類を設定して考察した。

第1節では、高等女学校と中学校の学科目表について比較分析し、高等女学校の教育課程の特徴を明らかにした。また、1903（明治36）年の「高等女学校教授要目」や1911（明

治44)年の「高等女学校及実科高等女学校教授要目」に定められた修身科の内容を分析するとともに、1911(明治44)年までの修身教科書の発行状況についても確認した。そして修身科の授業担当者が主に校長であったこと、各校が定めた修身科教授方針が文部省の教授要目にそうものであったことなどを明らかにした。また、1週間の時間割表中の修身の位置づけなども確認した。検討の結果、高等女学校では、家庭婦人としてふさわしい知識や技能・態度の育成という完成教育を第1の目的としており、修身を中心に置きながら、家事・裁縫・手芸などの女子的技芸科目が重視されていた。すなわち、男性の中学校では将来高等教育への進学を前提としてより高度な内容を学習し、生徒の知的能力の形成と社会的視野を広げることを目的とする教育を行っていたのに対して、高等女学校では将来ほとんどの卒業生が家庭主婦になることを前提として、家庭内に限られた態度や技能の習得を中心に、しつけを重んじていたと言えよう。高等女学校教育の最終的目的は、家庭に入ることを前提とする教育を行い、将来の良妻賢母の育成にあり、それに対応した教科課程が設定されていたのである。

次に、修身教科書を分析する前提として1903(明治36)年の「高等女学校教授要目」と1911(明治44)年の「高等女学校及実科高等女学校教授要目」に定められた修身科の内容を分析した。ここでは、個人、家族、そして社会・国家まで幅広い領域に及ぶ事項を示し、それに基づいて修身を教授することが規定されていたことが確認できた。続けて、修身科の授業担当者や目的・意義及びその実際の教授様式についても検討した。

第2節では、1902(明治35)年の文部省編纂『高等女学校用修身教科書』と1907(明治40)年の井上哲次郎編『訂正女子修身教科書』の2冊を取り上げ、それぞれの修身教科書に記された良妻賢母的素養を分析し、各自の教科書で描かれた良妻賢母像を明らかにした。

まず、1902(明治35)年の文部省編纂『高等女学校用修身教科書』について分析した。個人道徳に関する教材では、貞操や柔和、質素などの女性の徳目を強調する教材がほとんどであり、儒教的道徳の色彩をもつ個人道徳の修養が求められていることが明らかである。典型的なものとしては、「人の妻となりて後は、第一に貞節の操を守らざるべからず」³(巻三の第4課「貞操なるべきこと」と記した教材をあげることができる。

また、家族道徳に関する教材では、家族の一員として女性が父母に対して孝道を行い、夫に対して忠実を尽くし、子女に対してしつけ・教育をするなど、嫁・妻・母としての役割を務めるべきことを強調していた。例えば、「女子は他人の家に嫁ぎては、舅姑と同居するも、又は別居するも、尊敬の心を以て舅姑に事へざるべからざるなり」⁴(巻三の第2課「舅姑を敬ふべきこと」と舅姑との関係について記す教材があった。ほかにも、「僕婢に対する心得」(巻一の第22課)について記されているのも注目すべき点であった。

社会道徳に関しては、儒教道徳を基調としながらも、西洋道徳も取り入れられており、女性にも社会性の育を目指していた。さらに、国家道徳に関しては、兵役の重要性を自覚し、夫や子どもを通して間接的に国家に貢献する女性を理想の女性像として提示するなど、女子教育と間接的な国家の結びつきが強調されていたと言える。

以上分析した結果、1902（明治35）年の文部省編纂『高等女学校用修身教科書』に描かれた良妻賢母像は、妻としては夫につかえ、嫁としては舅姑・家族につかえることが強調されていた。さらに母としては子を育て、憐憫し、教育して、そして家事を整理することも重視されていた。さらには、もう一方では社会と国家に対しても間接的に力を尽くす女性こそ、国家公認の「良妻賢母」像であった。

次に、1907（明治40）年の井上哲次郎編『訂正女子修身教科書』について分析した。例えば、個人道徳に関する教材においては「殊に女子は、夫に対して、柔和の徳を守らんこと肝要なり」⁵（巻二の第3篇の第4章「柔和なるべき事」と記した柔和について説くほか、質素、衛生などの徳目を強調していた。ほかにも、「男子は社会の各方面に活動して人格の修養発展を求めるとすれば、女性は「妻となり、夫を助けて一家を治め、又其の子女を教養」するのが「本務」⁶（上級用の第2篇の第1章「女子の目的」という性別役割論に基づいて、男性は外の公的社会で役割を果たし、女性は家庭内役割の遂行に努めるべきことを説いていた。さらには、女性の独立問題について「自活の準備をなすことは、寧ろ大に奨励すべき」⁷（上級用の第2篇の第4章「独立」と記している。

また、家族道徳に関しては、女性としての家政管理や持操などの家族的道徳の内容を取り上げ、妻としては夫に対して忠実であるべきと説き、母としては子どもを養育する大切さとその役割を十分果たすべきと説いていた。例えば、母としての役割について「慈愛・養育・教訓」⁸（巻三の第2篇の第7章「子女」）の3つを取り上げ、子どもを養育する大切さとその役割を十分に果たすことを期待していた。そのほかにも、舅姑との関係や、兄弟姉妹との関係についても、その重要性を説いていた。さらには、女性の再婚問題に触れており、万が一不幸になった場合にも再婚については否定の考えを示していた。

そして、社会道徳に関しては、年長者や身分の高い人間に対して尊敬すべきことを説く教材が見られ、女性の社会性の育成を目指しながら、社会のマナーに対して自ら自覚を持つことを期待していたと言えよう。さらに国家道徳においては、「忠君」と「愛国」が一元化された忠君愛国の道をまっとうすべきであるという天皇制教育を浸透させようとする教材が見られるほか、子どもに兵役の義務を教えるなど、女性による国家への間接的な貢献が求められていた。

以上分析した結果、井上編の修身教科書に描かれた良妻賢母像の特徴として、第1に妻として、あるいは嫁として、夫への従順さが求められてはいたが、それが必ずしも無条件のものではなかった点をあげることができる。第2には、女性の役割を基本的には家庭内に限定しながらも、将来を担う日本国民の育成を通して間接的に国家に貢献することが求められていた点である。そのほかにも、日露戦争の影響による女性と兵役の関係や女性の再婚の問題についても論じられている。

2つの修身書を分析した結果、1900（明治33）年から1911（明治44）年までの修身教科書に描かれた良妻賢母像は、妻・嫁として夫や舅姑にひたすら従い、万が一の場合に備えて職業能力を培う面では共通点があり、国家の視点から出発して次世代の健康なる子ども

を育成することを通じて女性と国家との間接的な結びを求めていたと言えよう。理念としての良妻賢母が忠実に修身教科書の教材に反映されていたと見ることができる。

第3章では、明治期の校長訓話・県知事の式辞、校訓・生徒心得、寄宿舎生活などの教科外の学校生活全体で展開された良妻賢母教育の実態の一端を明らかにした。考察の結果をまとめると、以下の通りである。

第1節では、おおよそ1900（明治33）年以降の校長や知事などの訓話を分析した。校長の式辞では、1910（明治43）年の札幌高等女学校長の例を一典型としてあげることができる。すなわち同校長は、「品格高尚」な女性としての「徳操」を養うことが重要で、かつ国家的品位を高めるためには家庭の品位を高める必要があり、家庭の品位を高めるためには主婦の品性が重要だとする。そして、国家の運命を支える中流社会の主婦となり、良妻賢母たるべき任務を尽くすためには、生徒として学科を修め、健全な常識を養うとともに、教育勅語や戊申詔書の趣旨を奉戴し、「本校訓育の方針」を守るべき、と強調した⁹。このように、校長や知事の訓辞の中心は教育勅語を奉戴しつつ、良妻賢母としての成長を期待することにあった。また高等女学校卒業後、ほとんどの生徒が家庭に入ることから、将来の妻・母として温良貞淑や質素儉約といった徳目を身につけ、自己の修養を積むべきで、そのことが家族・国家の運命を定めるといった女性像が強調されていた。また知識の習得だけではなく、精神力を身につけ、一人の独立した人間に育つことを強調する側面もあった。さらに、1900（明治33）年の千葉県立高等女学校の開校式で、知事阿部浩同は「国家の精神風俗貧富強弱は中等社会の健否如何に存在するを以て男子の中等教育と相待て女子の中等教育を奨励するは寔に目下の急務に属せり」とし、高等女学校設立の理由を「中等社会」を支える女性の育成を目指すことにあると説明していた点も注目される¹⁰。このような内容は、1900年代前後に確立した樺山や菊池などの歴代文相により国家公認の女子中等教育理念とされた良妻賢母や高等女学校制度化の趣旨をほぼ踏襲したものであった。

第2節では、個別学校が定めた校訓・生徒心得を分析した。その特徴としては、例えば1901（明治34）年12月に制定された長野県立松本高等女学校の校訓で、「教育ニ関スル勅語ノ御趣旨ヲ奉戴シ温良貞淑ノ徳ヲ養フヘシ」とされたように、教育勅語の奉戴、「貞淑柔和」などの女性の徳目、国民としての道徳、生徒としての徳目などが盛り込まれている点に共通性が認められた。しかし、温良貞淑を中核とした良妻賢母の素養だけではなく、部分的ではあれ、女性の独立した人間性や人格の完成を求める側面があった点も注目に値する。明治期の高等女学校の校訓の全体的傾向をまとめると、国家、社会、家族、個人に加えて、多くの学校で貞淑・勤儉・女訓などの女性道徳を強調している¹¹。

校長などの訓話だけでなく、校訓においても儒教的な女性の育成を徹底していたと言えよう。このような、校訓の内容はおおよそ生徒心得に反映されて、女子生徒たちを守るべき事項として提示されていたのであった。生徒心得の例として、1899（明治32）年制定の宮崎県高等女学校の場合を見ると、「本校生徒」が遵守すべき点では、教育勅語の旨趣を奉体するとともに、「本邦女子ノ本分ヲ完フ」することを定めるとともに、「従順、信実、慈

愛」を旨として、節操・礼譲を重んずべきこと、衣服・髪飾・所持品では「高雅清楚」であるべきことなどを定め、各条項では日常生活全般にわたる厳格で細かな内容を定めていた¹²。

このように、各学校では教育方針・理念などを抽象的に・簡明に示した校訓を提示するほか、校訓を規則化・具体化した生徒心得を定めるなどで生徒の生活を規範化したのであった。しかも、生徒心得を生徒の主體的な心得にすりかえ、生徒自らが規律を守り、自治力を育くむかのように統制する側面もあったと言える。

第3節では、寄宿舎生活などに見る良妻賢母的教育について検討した。その特徴をまとめると、1907（明治40）年制定の埼玉県立浦和高等女学校の宿舎規則で、寄宿舎は「教室教育ト相俟チテ善良ナル風儀ヲ養ヒ品性ヲ陶冶シ学業ヲ習修セシムル所」とされたように、単なる宿泊施設ではなく、独自の教育機能を備えていたことが確認できた¹³。そのため、寄宿舎では生活全般にわたる様々なルールを定めていたほか、個人として守るべき規則や身の回りに関する様々な事項が定めるなど、将来家庭に入ることを想定した主婦としての準備教育・実践的教育に重点が置かれていた。その一例を示すと、1906（明治39）年制定の新潟県立長岡高等女学校の「舎訓」では、皇室への遥拝、父母の写真への拝礼、勉励を定める他に、女性道德の修養など、特に良妻賢母の素養を育成すべきことを強調している点が注目される¹⁴。

このほか、舎監としての心得について定めるなど、寄宿舎は舎生と舎監が共に「仮の家庭」「模擬的家族」として共同生活を営むように努めるべきであるとされ、単に宿泊の場ではなく、教育的意味がある特殊の場であった。このため、静岡県立高等女学校の例に見るように、輪番制を導入し、食品の材料の購入から食事の支度、調理、盛り付けまで、生徒自身が行い、将来家庭に入るための実践的教育が行われていたと考えられる。また、埼玉県浦和高等女学校では女子生徒に実業的興味を与えるために、寄宿舎の一室を仮用して養蚕を試み、山口高等女学校では「養鶏」や「蜜蜂飼育」の教育が行われていた¹⁵。

全体として高等女学校寄宿舎での教育は、「模擬的家族」生活を行い、礼儀作法を厳密に身につけさせ、家政への責任と儉約精神を育て、調理などの実習を行わせるなどし、将来の良妻賢母の基盤を形成させようとしていたと見ることができよう。一方、寄宿舎では女子生徒に対して自治・自律心を養成しようとする側面も見られたが、しかし自治・自律といっても、飽くまでも家庭内に限定した独立の精神の養成であることに注目すべきであって、大正期に尊重された自治とは明確に異なるものであった。

本章の第1節から第3節までの考察全体をまとめると、校長の訓話、校訓・生徒心得、寄宿舎生活など、高等女学校の学校生活全体においては、良妻賢母教育を徹底させようとしていたことが明らかになった。すなわち、教科教育以外の学校生活全般においては、良妻賢母が理想的女性像として描かれ、女子生徒の日常生活を導き、日本国民として、また将来の良妻賢母としての精神が徹底されていたと捉えることができる。1900年代以降の高等女学校において、理想として描かれ実践された教育は、家と国家を支える「温良貞淑」

な良妻賢母であることが明確であり、家族内における女性の従属的な地位を軸とした個人道徳を中核とし、儒教道徳を軸とした家父長的家族道徳を重視した、特性教育であった。このような内容は、1900年代前後に確立した樺山や菊池などの歴代文相により国家公認の女子中等教育理念（良妻賢母）をほぼ踏襲したものであった。

本章では最後に、高等女学校生活全般に対する生徒たちの受容について検討した。この点については、主に女子生徒による文章や卒業式における生徒の答辞、そして在校生による思い出を用いて検討した。

卒業生や在校生などの式辞などを分析した結果、明治後期に確立した良妻賢母理念、さらには校長訓話に示されたような良妻賢母が理想像として認識していた点が注目される。すなわち、ほとんどの生徒は高等女学校の教育方針や校長などによる訓話を心に刻み、将来の良妻賢母として、家庭や国家に尽くすなど、女性の本分を果たす心構えを述べていた。確かに、検討した生徒の文は学校の発行物などに掲載されたものや儀式におえる生徒の送辞や答辞であり、一定のフィルターがかかっていたことが推定される。この点を差し引いても、生徒たちへの良妻賢母理念の浸透は強力であったと考えられる。

第4章では、第一次世界大戦、大正デモクラシーの潮流、「婦人問題」の顕在化などの影響を受けて女性像が変容した時期に着目し、女子中等教育理念をめぐる議論について、その時代背景を含めて明らかにした。さらに、女子中学校への名称変更、修業年限の延長、教育内容の改革、高等教育を含む女子教育体系の確立といった高等女学校の制度的改革要求の実態を考察した。また、1929（昭和4）年の女子中等教育委員会の答申を分析し、文部省による制度改革の方向性も考察した。

第1節では、高等女学校の量的拡大を数量的に跡付け、進路の多様化にも触れ、このような変化が高等女学校長や教育関係者らによって女子中等教育制度の改革が求められた背景となったことを確認した。次に、政府の諮問会議である臨時教育会議における、1918（大正7）年の女子教育の改善をめぐる審議と答申について、特に家族国家観との関係を中心に、速記録を用いて分析した。その結果、委員の間では女子教育の目的については、婦徳を涵養し、良妻賢母を育成することでほぼ一致した考えであり、同会議が女子中等教育における国家主義の重要性を改めて強調したことを明らかにした。このため、同会議は基本的に現状の高等女学校制度を堅持し、高等教育を含めた女性の教育の抜本的な改革を行うことはなかった。1920（大正9）年に高等女学校令の一部が改正されたが、「国民道徳」が強調されるとともに、修業年限が従来の4年を基本とする規定から、「五箇年又ハ四箇年」を本体とする規定に改正されるなどにとどまった。

第2節では、上述したような時代背景の下で展開した、新たな女子中等教育理念の模索について考察した。考察の結果、第一次世界大戦の影響を受け、国力と女子教育との関係が強く意識され、また婦人問題が提起した新しい女性像の影響を受け、男女の人間的平等性を求める論を中心として女子教育界の新たな動きが見られた。その最も代表的な論として、東京府立第一高等女学校長市川源三の「欧州大戦の齎した利益は婦人問題の解決を徹

底せしめたこと」¹⁶とする論や、欧州大戦を境として男女対等問題・婦人参政権問題、婦人職業問題など、婦人の覚醒を促す叫び声が聞かれるようになったとする本間久雄の論を分析した。このような論を受け、この時期新たな女子教育理念が提案されていたのであった。第一次世界大戦の影響としては、文部次官赤司鷹一郎が1922（大正11）年の時点で、教育次第で女性も能力・体力面で男性とほぼ同等の活動ができ、女性の特性に応ずる教育とともに人間としての教育が主張されるようになったと述べている点が注目される¹⁷。

本研究では、この時期の女性観の変化に伴う教育論の変化として、良妻賢母理念への批判、人格主義教育の提唱、職業教育の奨励の3つの項目に分けて分析した。

例えば、良妻賢母批判として、山脇玄は高等女学校の教育は女性を附属的・服従的な人間として扱い、家や男性の都合と好みに合わせる教育に過ぎないと批判し、女性にも人間としての本性を育てる教育を行うべきとの論を展開している¹⁸。さらに、石川県立第一高等女学校教諭の橋元半次郎は、「女子の徳操を掲げて校訓とし、或は良妻賢母を以て主義とする」教育が行われているが、ただ家庭に入ることを前提とする女子中等教育の目的を強く批判している¹⁹。

人格主義の教育を主張した代表的人物は与謝野晶子であった。与謝野は、女性は第2次の人間のように扱われ、男性と同様な人格者としての権利を奪われ、高等女学校では「半娼半婢の奉仕者」「出産と育児の器械」としての低級な教育を行っているとして批判し、男女平等の人格教育を行うべきと主張した。与謝野は、人格主義の立場から徹底的な男女共学も主張した²⁰。

さらに女性の職業問題については、市川は「良妻賢母主義」、「万が一の場合を想定した際の職業問題」、「経済的自立問題」の3点が、この時期に存在した典型的な女性をめぐる論と捉えている。なお、女性の職業問題については「女子の職業を奨励する結果、家庭に疎なる婦人を養成し、女子本来の務を疎んじ国家の基礎たる家庭の荒廃を招致せんとするが如き傾向あるは最も戒めざるべからず」²¹といった寺田勇吉の主張に見られるように、職業による女性の自立や社会的地位の向上までを直接的に意図する論は多くはなかったと言える。しかし、万が一の場合を想定した際の準備教育に過ぎないという平塚らいてうのやや消極的な主張論があるものの、明治期よりも積極的な論が多くなっていることは確実であった。第一次世界大戦の影響で女性の職業を国力との関連で捉える側面だけでなく、人間的・社会的自立との関係で女性の職業が論じられるようになった点で、この時期の論は注目すべきものと考えられる。

しかし、「婦人は、高い教育を受けて男と肩を並べて行くと言ふよりも、女子の職分たる一家を整理し夫を助け子女を教育して行くやうに修養した方がよろしい」²²と、家庭範囲内における女性としての職分を尽くすことを理想とする山脇房子（山脇高等女学校長）の主張をはじめ、従来の良妻賢母を堅持する保守的な考えを主張する者も少なからず見られた。

一方、多くの改革意見としては、男女の人間的同等性を求める論が中心であり、女性の

役割を家庭範囲のみに限定した従来の女子教育に対する批判の声が高まったのであった。それに伴い、女性の人間的自立を目指し、高等女学校の教育内容や制度面の改善案についても様々な意見が出されるようになったことが明らかになった。

第3節では、1914（大正3）年から1930（昭和5）年までの間に11回開催された全国高等女学校長会議の開催状況及び主要な諮問事項、協議題目についての議論を分析した。協議議題については、全体的傾向を明らかにするとともに、それに基づいて①名称変更、修業年限の延長などの制度改革、②教育内容の改革、③女子高等教育系統の確立、④その他、に分類して検討した。考察結果をまとめると、以下のようになる。

①の制度的改革については、女子中学校への名称変更、修業年限については5年を「本体」にし、特別事情がある場合のみ4年とする年限延長の方向が求められた。そして、実科高等女学校を廃止し、高等女学校に統一すべきであるとする、議論が行われた。女子中学校への名称変更は、単なる男子中学校との名称の「同一化」を図る変更だけではなく、教育水準を中心として、高等女学校の改革を求める第一歩として位置づけようとする考えである点が重要である²³。修業年限の延長と軌を一にするものであった。なお、高等女学校の名称変更を要望する議論は、全国高等女学校長会議だけではなく、1926（大正15）年の全国聯合女子教育大会でも出された。この問題は、当時の女子教育界の広い要望であったことが分かる。

②の教育内容については、その主要な論点は3つあり、第1は理科の重点化であり、1917（大正6）年の会議の協議事項として「女子ノ理科思想ヲ一層深カラシムル方法如何」「高等女学校ニアリテモ中学校ト同様理科ヲ奨励セラレタキコトヲ建議スルノ可否」²⁴が議論された。第2は科目選択の範囲の拡大であり、1919（大正8）年の会議の協議事項として「教科目選択ノ範囲ニ関スル件」²⁵が話し合われ、1921（大正10）年の会議では答申事項として「教科目及教授時間ヲ土地ノ状況ト生徒ノ志望トニヨリ増減加除選択シ得ルコトノ範囲ヲ今一層拡張スルコト」²⁶がまとめられている。第3点は自学や自治などの促進であり、1921（大正10）年に「個別的取扱ニ留意シ自学自治ノ良風ヲ養フコト」²⁷などがまとめられている。第1点は、第一次世界大戦の影響による「理科思想」の奨励であり、第2点は女性の進路や職業の拡大を考慮した要求であり、第3点は、大正自由教育の影響によるものであった。先に触れた全国聯合女子教育大会でも、女子中学校への名称変更と教育水準の向上が要求されており、高等女学校の名称変更とその教育内容の水準向上をめぐる問題が当時の女子教育界における強い要望であったことが分かる。このように、女子中学校への名称変更と教育内容の向上の問題は、一体のものとして捉えられていたのであった。

③の女子高等教育系統の確立については、社会的要求の変化とともに、男子の高等教育制度と同等な女子高等教育体系確立への要望がなされるとともに、一部では高等女学校高等科の女子高等学校化なども求められていた。しかし、制度的改革論議を主体とする高等女学校長会議における様々な議論は、最終的には制度としては実らず、単なる議論にとどまることとなったのである。ほかにも、教員の待遇、教員養成機関の設立などをめぐる議

論が行われた。これらの議論は、高等女学校教員の社会的地位の向上をねらいとするものであった。

次に、高等女学校長だけではなく、帝国教育会内の女子教育振興員会を中心に、民間の教育関係や女性団体などの幅広い分野の女性が結集した1926（大正15）年2月の「全国聯合女子教育大会」における女子中等教育に関連する議案について検討した。当大会では教授時数の増加、選択科及び随意科をめぐる学科目の改善、教科書の改訂、教員の質素向上などによる高等女学校の教育内容・水準の向上を目指すものであり、これにより高等女学校の制度改革は時代の教育要請であったことを確認した。

続けて、上記の動向の中での文部省側による女子中等教育への姿勢や改革の方向性を明らかにした。1925（大正14）年の全国高等女学校長会議において、文相岡田良平は国家観念を鞏固にし、自ら忠良の国民となるだけでなく、忠良の国民として子女を育てる賢母となり、貞淑にして節操を重んずる教育の必要性を説いた。また、近時の「我国固有ノ醇風美俗」に悪影響を与える諸思想への警戒を呼び掛けていた²⁸。さらに、文部省は1929（昭和4）年に女子中等教育委員会を設けたが、同委員会は女子中等教育改革や女子高等学校の制度化を示した『女子中等教育調査員会報告』をまとめた。報告書は、大学教育までを展望した女子中等教育改革案をまとめた。カリキュラムについては、良妻賢母の育成に加えて就職や進学にも応じるようコース化する案を示した。制度的には、実科高等女学校を高等女学校に抱合するとしたが、女子中学校への名称変更は提言していない²⁹。文部省は実現性を重視し、大きな制度上の改変をさける方針をとっていたため、最終的には女子中等教育の制度改革までには至らなかった。

第5章では、大正期に出版された高等女学校用修身教科書について、沢柳政太郎編『改訂女子修身訓』（1924年）、下田次郎編『女子新修身書』（改訂版、1925年）、井上哲次郎編『井上女子修身教科書』（1925年）の3点を対象に分析し、この時期の修身教科書に描かれた良妻賢母素養や理想の女性像について検討した。特に、「婦人問題」が顕在化し、その解決が求められた大正デモクラシー期において、女子中等教育理念としての良妻賢母が修身教科書の中にどのように投影され、どのような教材として示されたのかに着目し、この時期における良妻賢母教育の内容的特質や女性像の変容の一端を明らかにした。

第1節では、1920（大正9）年の「高等女学校令中改正ノ件」の内容を再確認するとともに、1911（明治44）年に公布された「高等女学校及び実科高等女学校教授要目」を分析した。そこでは、第一次世界大戦の影響を受け、新たに科学思想の導入や家事の基礎である理科知識を与えることが重視された。また、修身科については、新たな項目として「教育二関スル勅語」「戊申詔書」「我国道德ノ特質」などが登場した³⁰。すなわち、1910年代初頭以降の高等女学校の教育目標は、明治後期から強調してきた良妻賢母主義の理念に、新たに国家発展のために必要な道德標準が加えられたことが分かる。その根底には、1908（明治41）年の戊申詔書があり、そこに示された国民道德のあり方を強く反映した内容に改められたと言える。

第2節から第4節では、沢柳政太郎編『改訂女子修身訓』(1924年)、下田次郎編『女子新修身書』(改訂版、1925年)、井上哲次郎編『井上女子修身教科書』(1925年)を分析し、この時期の修身教科書に描かれた良妻賢母素養や理想の女性像を明らかにした。さらには、『女子新修身書』の教授用書として編纂された下田次郎の『女子新修身書教授備考』、井上哲次郎の『井上女子修身教科書教授備考』を教科書と合わせた形で分析し、この修身教科書の編纂意図や教材解釈等も明らかにした。分析の観点としては、大正期の「婦人問題」の顕在化に着目し、家庭内の女性の地位・役割、女性の本分、職業、婦人問題、人格教育等の記述に注目しながら、1920(大正9)年前後における女性観の変容や女子中等教育をめぐる改革論議が高等女学校の修身教科書にどのような変化をもたらしたのかという観点、さらには影響を受けず堅持された素養はどのようなものであったのかという、2つを中心に分析した。

まず、1924(大正13)年の沢柳政太郎編『改訂修身教科書』を分析した結果をまとめると、その基本は、家族制度下の性別役割分業に基づき、女性の家庭内役割を強調するものであり、明治後期以来の良妻賢母の素養を引き継ぐものであった。個人道徳の中心には、近世に見られた「四行」(婦徳・婦言・婦容・婦巧)を置き、女性の人格は家事能力を十分に身に付けることにより、形成されるとする。また、「理想の淑女」(巻三の第21課)では、両親や兄弟姉妹との関係、嫁した後の婦道・家事、舅姑との関係、夫や子女、婢僕との関係など、全体的な女性の役割を説き、さらには女性の役割を家・社会・国家と連続するものとして位置づけている。さらには、「女子の天職」(巻四の第18課)では、性別役割論に基づく良妻と賢母の内容を説き、国家の反映の基盤となる家庭を支えるのが女性の重要な役割とする。また、家族関係でも父母への孝行を中心とした「孝道の要訣」を説いていた。

反面、大正デモクラシー期の時代思潮や女性をめぐる状況の変化から、女性と家族の在り方、職業、人格などを中心に、教科書の記述内容も変化していた。例えば、女性の就業について、やむを得ない範囲で容認している点や国力との関連で捉えている点は新しい記述内容であり、第一次世界大戦以降の西欧諸国の変化を受けたものと考えられる。このように、女性の職業や参政権を一定程度容認する記述も見られるが、巻三の第20課「温き心」では³¹、女性の「温かき心」と職業への従事や参政権獲得とを関連させた、注目すべき記述をしている。すなわち、従来男性のものとされていた職業に女性が就くことは、「男子の荒き心を和ぐるの利ある」とし、続けて「女子が参政権を得ること」も、単に女性が男性と同様に国政に参与するだけでなく「女子の温き心を以て政治の局面を潤ほすの利あるに由る」³²と記している。女性の職業や参政権を考える際にも、女性の特性と結びつけた論を展開している点が注目される。

次に、1925年(大正14)年の下田次郎編『女子新修身書』の分析結果をまとめる。下田の修身教科書においては、基本的に女性の役割は、家族制度下の家において家庭内役割を果たすことにあり、妻・母として家事、育児を担当することにあつた。その価値は儒教道徳に基づく家族道徳が中心であり、夫・舅・姑への従順さが求められた。このような女子

修身書の保守的な傾向について、ほぼ同時期においても、「教科書の教義とする婦徳、婦人処世訓等の根本に蟠まつてゐる消極的な、旧式な保守的な思想及び、その思想を根底とする」³³もの、といった批判も出されていた。さらには、臨時教育会議答申で強調されたように女性にも国体観念・愛国心を身につけることの重要性を説き、権利・義務も愛国心を基盤とするものとしていた。

下田の修身書における女性の個人道徳は、近世以来の四行に見られるような女性の「柔かくすなほ」な言葉づかいや振舞を求めるとともに、「長者の命に服し」、「温雅従順」を旨とする儒教道徳が基本とされている³⁴。また、下田の説く社会道徳も家族道徳としての父母への恩と孝行、妻、母の役割について重点が置かれていた。しかし、舅・姑との関係についての記述分量は明治後期の教科書と比較して大きく減少している。その背景には、大正期における新中間層の増加や近代家庭の形成があり、都市部を中心に家族の在り方に変化が生じていたことがあった。下田編の巻三の「一家の和楽」(第12課)に見られるように、従来の「家族」が夫婦と子どもの情緒的結合を重視した「家庭」へと変化し、一家団欒への女性の役割を重視するようになったことが、その一典型といえよう。下田は、「家庭」とい表現を多用し、家庭構成員の協力関係も強調していた。しかし、家族制度下の性別役割を固定的に捉える側面は堅持されていた点にも留意する必要がある。

しかし、大正デモクラシー期の時代思潮や女性をめぐる状況の変化の影響から、女性と家族の在り方、職業、女性の人格等を中心に、記述の変更や新たな教材が加えられており、一部に良妻賢母的素養の変化も見られたと言えよう。その象徴的なものは、下田が教授備考の中で、従来の高等女学校の教育を「賢母良妻式奴隷教育」と指摘したことである。「良妻賢母思想の一典型」とされた下田が、従来の教育を批判し、男女の人格的同等論を説いた点は特に注目すべきであり、女性をめぐる新たな動向から影響を受けたものであった。さらに、この時期の変化としては、職業を通じての国家・社会への女性の能力の直接的な貢献を求めていた点もあげることができる。このような点は、1907(明治40)年の井上哲次郎編修身教科書では「独立は、夫に先立たれた場合の『自活』に備えた技芸の習得」であると記述されていたことと比較して、大きな違いであった。さらには、旧来のように女性への従順さを求めながらも、必要に応じて「剛」や「強固な意志」を強調する点は、女性を個人として見る時代の反映があったと言えよう。しかし、以上のような下田の認識も、女性の理想像を良妻賢母に求めるという女性観を基本的に転換したものではなかった。この点は、下田が女性の社会的地位の向上に一定の理解を示しながらも、「徒らに自由解放を叫び、妄りに男子と拮抗」したり、「悪戯に自由解放を叫び、妄りに男子と拮抗」³⁵すべきではないと記述している点、女性への職業の奨励も従来の性別役割規範の範囲内であったことから明らかである。また、「婦人運動」に関して、男性との同等を主張する「自由解放」には、慎重な姿勢を示していたのであった。

続けて、1925(大正14)年の井上哲次郎編『井上女子修身教科書』の分析結果をまとめると、井上は、基本的に女性の役割は、家族制度下の家において、性別役割に基づいて家事、

育児を担当することにあつた。個人道徳においては女性の四行を中心に記述され、「柔和」「温良」「貞淑」を求めた儒教道徳を基本とするものであつた。また、性別役割論に基づいて女性の家庭内役割を強調していた点も明治期の井上の修身書と基本的に変わりはない。社会道徳としても、父母への報恩を尽くし、親族・家門について全力を尽くすべきであると説いていた。国家道徳においても忠良なる臣民としての成長が期待されていた。すなわち、「皇室」「忠君愛国」などを記述した国家道徳的教材が存在する。国家道徳関係教材では、母役割を超えて女性を国家的観点から捉えなおしている点が注目され、特に第一次世界大戦の西欧の女性の活躍を踏まえ、平時からの戦争への準備を女性にも期待している。

しかし、第一次世界大戦及び多様な国際的思潮の影響、特に女性をめぐる状況の影響を受け、大正期後半の修身教科書にも明らかな変化が見られた。例えば、女子の社会的地位、婦人問題、女子と職業、女子と高等教育などが論じられており、特に注目すべき点は、男女の人格の同等性と婦人問題を説いた点にあつた。井上は、女性の人生の目的は男性と同様「人格の修養発展」³⁶を目的とすべきと説き、男女の人的価値の同一性を主張した点は注目される。

また婦人問題について、それは「男女の同権夫婦の同格を唱える」ものとの理解を示し、婦人運動は女性の解放を求めるものであり、女性にも男性と「同等の教育を受けしめ職業に於て均等の機会と待遇とを与へ、家庭に於ても公生活に於ても男子と同一の価値を認め同等の待遇」³⁷を与えるべきであると強調したことは、本文で確認した通りであつた。このような婦人問題の本質を捉えた記述は、他の修身教科書には見られず、井上編の教科書の特徴と言える。

この他にも時代による変化が見られた。例えば、舅姑との関係を含めた家族道徳に関する記述が大幅に減少していた。また、その内容面でも、お互いに助け合う家族成員間の関係を述べている。これは本文でも述べたように、大正期における新中間層の増加や近代的家庭の形成等が見られ、「家族」が「家庭」へと変化したためであり、家庭において「主婦」としての母親の重要性が強調されるようになったのであつた。しかし、依然として家族道徳や親族関係などの道徳も依然として強調されている点も見落とすことはできない。

このような家族をめぐる状況の変化とともに、女性の社会的位置づけや国家的位置づけも変化した。この背景には、特に第一次世界大戦の西欧の女性の活躍からの強い影響があつたのであり、女性の社会的・職業的活動を一定程度奨励していた点も注目される。井上編『教授備考』では、「現今女子の活動せる方面」においては、時代の要求に応じた職業範囲について、①「教師」、②「医師」、③「秘書役」、④「助産婦」、⑤「看護婦」、⑥「記者」、⑦「慈善救済事業」、⑧「其他」、の8つの活動可能な領域を提示している³⁸。また、平時からの戦争への準備を女性にも期待していた。あくまでも良妻賢母を前提としていた点にも留意しなければならない。

次に、沢柳・下田・井上の3つの修身教科書に描かれた良妻賢母的素養についての分析

結果をまとめる。3者の教科書はすべて家族制度下の性別役割分業に基づき、女性の家庭内役割を強調するものであった。すなわち、基本的に女性の役割は、家族制度下の家において家庭内役割を果たすことにあり、妻・母として家事、育児を担当するほか、儒教的家族道徳が説かれていた。しかし、大正期に入って新中間層の増加や近代家族の形成など、家族の在り方に変化が生じたことから、明治後期の修身教科書で大幅の比率を占めていた舅姑との関係を記した教材が減少し、「家族」が「家庭」へと変化するなど、一定の変化が見られた。

さらには、大正デモクラシー期の思潮や女性をめぐる様々な状況の変化により、女性と家族の在り方や、職業問題、人格問題、社会的地位、高等教育問題などを記述した新しい教材も加えられた。例えば、沢柳の教科書では、女性の職業や参政権を一定程度容認する記述が見られた。しかし、あくまでも男性の補助的なものとして捉えていた。下田の教科書では、職業を通じて国家・社会への間接的な貢献を求める女性への職業の奨励が見られるが、その範囲も性別役割範囲内のみに限られている。また、井上の教科書では世界の情勢を念頭に置きながらも、良妻賢母を前提とする平時よりも戦争への準備に心掛けるべきことを期待するなど、女性の社会的・職業的活動に一定程度の奨励を示している。

また、「婦人問題」については、沢柳の教科書では女性が男性と同様に社会で活動すべきとの主張は未熟の女子生徒を迷わせるものと批判し、下田の教科書では男女の同等を主張する「自由解放」には慎重な姿勢を示すなど、婦人運動に対しては抵抗感をもち、自重すべきであると記している。これに対して、井上の教科書では、女性にも男性と「同等の教育を受けしめ職業に於て均等の機会と待遇とを与へ、家庭に於ても公生活に於ても男子と同一の価値を認め同等の待遇」を与えるものであると強調するなど、婦人問題の本質を捉えた記述は、他の修身教科書と比較して井上の教科書の特徴と言える。さらに、井上は大学教育の開放を始め、民法上の社会的地位の向上、公務の機会の付与など、家庭・公生活で男性と同一の価値を求めるなど、婦人運動へは積極的姿勢が窺える。井上は、最終的には男女に同等の価値を認めることを説いていた。

この他、井上と下田の教科書では女性の独立問題について触れており、独立はあくまでも夫との死別を想定した場合の自活のためのもので、真の独立を目指したものではないと論じていた。注目すべき点として、下田の教科書では女性の参政権問題についても言及していた点がある。しかし、女性が国政に参与することは「温き心で政治の局面を潤う面あり」と、参政権の意味を女性の特性の発揮と結びつけた歪曲化した理解にとどまり、参政権問題については保守的な意見を述べていた。

次に、『帝国教育』『教育時論』などの教育雑誌や『婦人公論』などに見る教育内容の批判や修身教育への批判の分析を行った。本間久雄による、沢柳と井上の修身教科書に対する批判については第5節で分析したが、本間は両者が編纂した教科書は「余りに我が国の在来の家族制度というふことを強調し力説し過ぎてゐる」と指摘し、「男を家庭外に働くもの、女を家庭内に働くものと断定してゐるのも、男が戸主即ち家長で、女がその家長に従

属したものであると断言していゐる」³⁹と痛烈に批判した。

『帝国教育』や『教育時論』に見られた高等女学校に対する様々な批判の要点は、主に家庭範囲内での役割を主とする教育内容とその水準をめぐる問題がほとんどであり、その後も教育内容への新たな模索と改革が問われるようになった。このような批判は、第4章で考察した高等女学校長会議でも論じられ、教育目的の変更、教育内容・水準の向上への要求が出されていたことは、既に確認した通りであった。

第6章では、大正デモクラシー期における個別高等女学校段階での校長や県知事らによる訓辞、校訓や生徒心得、そして寄宿舎生活を中心とする学校生活に見る女子中等教育理念やその教育方針について分析した。また、女子スポーツの振興や服装問題をもたらした高等女学校の変化について考察し、最後に生徒たちの受け止め方についても検討した。

第1節では、まず校長の訓話・県知事の式辞がもつ意義を検討するとともに、それらが行われる場として入学式・卒業式などが中心であることを確認した。次に校長訓話について、大正期ならではの特徴に着眼し、①第一次世界大戦の影響と国家的観点、②人格主義の教育方針、③婦人問題、④大正自由教育の影響、⑤良妻賢母思想の堅持、の5つに分けて検討した。また県知事らの訓辞についても検討した。考察の結果、第一次世界大戦の影響に関連した式辞の例を見ると、三重県の知事山脇春樹は1920（大正9）年の飯南郡立高等女学校卒業式で、「今ヤ女子教育ノ発展ニ伴ヒ婦人ノ地位頻リニ昂上シ活動ノ境地亦従テ拡充セラル国家ノ女子ニ俟ツ所亦昔日ノ比ニアラズ加フルニ今次大戦乱ノ結果帝国ノ地位一層高キヲ致シ世界ニ対スル使命愈々重キヲ加フ」⁴⁰述べ、家庭内役割の枠から脱却して、社会と国家発展のために女性も果たすべきと説いている。

また、女性の人格的修養を強調した例としては、1921（大正10）年の東京府の私立頌栄高等女学校長沼田藤次の発言が見られ、沼田は「特に私の望んで居りますのは、生徒の個性に応じておのおの適切な教化を施し、善良な品性を涵養しつつその人格を完成せしめるやうに導くことであります。生徒の人格を重んずることと、その個性を發揮せしめることとは、私が女子教育に対して抱懐する根本思想」⁴¹であると述べている。人格教育の重要性を説いた校長は多く、第1節では1922（大正11）年の滋賀県立彦根高等女学校長、1930（昭和5）年の東京府立第一高等女学校長市川源三などの例を分析した。

次に「婦人問題」について触れた訓辞などをまとめると、女子教育界への悪影響を説く例が多く見られた。例えば、1925（大正14）年に滋賀県立彦根高等女学校大西薊校長は「女子ノ本分ヲ忘ルルコトアルベカラズ」「決シテ所謂新シキ女ノ言為スル所ニ迷ヒ、男子ト其ノ領域ヲ争フガ如キ輕挙妄動ニ出ツベカラズ」と指摘し、「今後能ク其ノ天賦ヲ操守シ、国民ノ中堅タルニ恥ヂザル良妻賢母」となることを期待していた。校長大西の発言のように、多くの校長は時代の変化を歓迎するとしながらも、「新しい女」や女性の「権利」に反対する校長が少なくなかった⁴²。この点に関連して、1926（大正15）年の『婦人公論』による全国の女学校長などを対象とした婦人参政権付与の賛否についての調査結果を見ると、99人中条件つきを含めた「無条件即施行論」に賛同した校長は37人、「時期尚早」とする校

長は 59 人であったことから明らかになる⁴³。

大正自由教育についての発言を確認すると、長野県南佐久高等女学校長は「自学自習ヲ重ンジ自己ノ精神発達ノ次第ヲ自覚セシメ」「自ラ考察シ自ラ実行シ日々ノ生活ノ意義アルコトヲ自覚」⁴⁴すべきと述べ、自学自習の必要性を唱えていた。さらに、1928（昭和 3）年に岐阜県立大垣高等女学校では、「修養学習は勿論各方面に於て個性に留意して指導し、其特長美点の發揮及欠点の矯正に努め」るべきとし、「個性尊重教育」に主眼を置いている⁴⁵。

しかし、このような新しい時代に応じた教育観を主張するものが増加する一方、依然として従来の良妻賢母思想を堅持すべきと主張するものが少なくなった。例えば、熊本八代郡立高等女学校長松尾敬吾は「女子教育の目的は女子をして貞淑順良の婦徳を備へしめ他日良妻とない賢母となり能く家を治め能く子女を教養し、以て国家社会の基礎を確立し之を発達せしめんとするにあればなり」といった、明治期以来の良妻賢母主義を説いていた。

次に、県知事・文部大臣らの訓辞についても分析した。例えば、1914（大正 3）年ではあるが、岩手県知事堤定次郎は「諸子冀くは常に挙措を慎み、温良貞淑の徳を修め、能く家庭の調和を図り、内助の効を収め以て本校教育の本旨に副はんことを努めよ」⁴⁶と卒業式の訓辞を結んでいた。このように、多くの知事の訓辞は、良妻賢母理念を強調するものであった。さらには、婦人問題への危惧を述べる知事もおり、1923（大正 12）年に知事岡田忠彦は熊本県立八代高等女学校卒業式で、婦人問題への共鳴は「遺憾」⁴⁷であると批判し、群馬県立渋川高等女学校卒業式で、知事大芝惣吉「中庸健実以テ婦人ノ美德ヲ發揮スルニ努メヨ」⁴⁸と訓示した。

また、文相岡田良平は 1917（大正 6）年に四日市高等女学校において、「美しい家を成立させるための我儘を去り孝養を尽くすことが肝要、他家に嫁し兄弟姉妹と同居を嫌うのはよくない。我が国の家族制を守るのは女子心得の第一である」と訓話し、男女同権を唱える婦人問題の急速な展開を懸念し、家族制度を守ることを「女子心得の第一」とすべきである考えを示している⁴⁹。

続いて、校訓と生徒心得について分析した。その結果、個人として守るべき注意事項について定めたものや女性の徳目として良妻賢母的素養を求めている学校が多数であり、基本的には明治後期のものとほぼ変わりはない。例えば、1922（大正 11）年の埼玉県立熊谷高等女学校の校訓を見ると、「誠実ヲ以テ一貫スベシ」「和順貞淑ヲ尚ブベシ」「質素勤勉ノ実行ヲ期スベシ」「自治向上ノ気風ヲ養フベシ」「身体ノ強健ヲ図ルベシ」の 5 カ条を掲げている⁵⁰。一方、1926（大正 15）年に制定された福島高等女学校の「生徒心得綱領」では、「温良貞淑の徳操」や「協同自治」について記している⁵¹。このように、ほとんどの学校においても「温良貞淑の婦徳を涵養」といった面が強調される傾向にあったと言える。

このほかにも、女性としての心得や卒業生・卒業後の心得を制定している例も見られる。例えば、広島県立広島高等女学校では、1912（大正元年）年に特に「女子の心得」を制定して、そこでは「忠孝を第一と心得ベシ」「衣食住は質素儉約を旨とし自ら励まして勤勞すべシ」「勇気貞操温和従順を以て身を夫に捧ぐべシ」「家政の整理と子女の教育とに力を尽

すべし」「何事も親切辛抱を旨とすべし」と記されている⁵²。その中で、特に注目すべき点は「貞操温和従順」と「家政の整理と子女の教育とに力を尽す」項目であり、妻・母として守るべき女性の徳目を強調している。生徒心得以外に、「女子の心得」を制定するのは女学校ならではの特徴であり、男子の中学校ではこうした心得は無かったと推察される。

しかし、福島高等女学校のような一部の学校では、女子体育の推奨や「自治委員」の設置、「協同自治の美風」を唱えるなど、大正期の新しい特徴をあらわしたものもあった。

このように、全体の特徴から見ると、大正期の校長訓話、知事の式辞・発言と生徒心得においては、明治後期以来の良妻賢母の育成に重点が置かれていたことが確認できた。しかし、校長訓話や知事の式辞・訓示は、学校の創立記念日や入学式・卒業式などの公の場でなされることが多く、国の教育方針としての女子中等教育理念や学校の教育本心を説くことが基本であったため、新しい女性の在り方を積極的に説くことは難しい側面があったとも言えよう。

第2節では、大正デモクラシー期の寄宿舎生活を中心とする学校生活及び課外活動に見る女子中等教育理念について検討した。すなわち、寮生活などで行われた良妻賢母教育の実態を分析した結果、基本的には第3章の第3節で考察したような明治後期の寄宿舎生活とほとんど変化はなく、むしろ共通点が多く見られた。

第1に、寄宿舎の位置づけについては、例えば1913（大正2）年の愛知県立高等女学校では「常に舎生をして学校の中心は寄宿舎にあり、舎風の良否は校風の良否に大なる関係を有する」「同時に又教員をして寄宿舎を学校教育の実践場として、一定の時に視察せしむる」「担任学科の復習状況日々訓育の反影を観察せしめて、所謂一般家庭との連絡を謀る基礎を得せしめて居る」⁵³としていたように、寄宿舎は単なる宿泊施設ではなく、学校教育上重要な「実践場」として位置づける学校がほとんどであった。第2に、1913（大正2）年の福島高等女学校で「一室一家」の制を確立し、「自炊寄宿舎」としていた点も、明治後期の他の高等女学校の寄宿舎でも多く見られたものであった。

寄宿舎での教育については、1929（昭和4）年の山形県立荘高等女学校では「舎風は舎生の品性を陶冶し、家庭的趣味や勤労、節約、清潔、整頓の習慣を養成し、協同一致相互親愛して自治の良風を発揮すること」にあり、そこでは「生活紀律はきびしかったが、節句祝、送別会、遠足、茶話会などの楽しい行事が行われ、のちには、新入生歓迎会や誕生祝い、卓球大会なども行われた」⁵⁴とされている。これにより、寄宿舎での教育や生活の一端が明らかになる。さらに、明治期と同様、寮生が実習的な活動をしていた点は、1913（大正2）年の水戸高等女学校では、地方の特徴を生かして、養鶏・養蚕実習が行われていたことから窺うことができる。なお、生徒中の寮生の割合の一例を示すと、1915（大正4）年の岩手県花巻高等女学校では27%、1922（大正11）年の埼玉県熊谷高等女学校では26.5%であった。

全体として大正期デモクラシー期の高等女学校の寄宿舎を見ると、明治後期とほぼ同様に、寮生が家族的生活を行い、礼儀作法を守り、調理実習などを通して家政への責任を育

て、妻賢母の基盤を形成していたと言えよう

次に、大正期に入ってから本格的に発展した女子体育運動と訓育との関連性について検討したが、多くの高等女学校では体育を女性の訓育と密接に結びつけた新たな教育方針を打ち出し、体育と知育を融合した女性の育成を求めていたと考えることができる。例えば、東京府の私立頌栄高等女学校長に就任した沼田藤次は「女子の体育を盛んにしなければならないのは、わが国将来の発展を期する上から、特に必要なことであります」と述べ、「殊に将来第二の国民を産み育てるべき母の体格や健康がどんなに国家の興隆に影響する所の大きいかは申上げるまでもありますまい」と、高等女学校における体育の重要性を説いていた⁵⁵。スポーツの種類としては、1920年代の東京府の場合を見ると、バスケットボール・水泳・バレー・テニス・卓球・陸上競技が盛んであった⁵⁶。

さらに、高等女学校生徒の服装化問題について考察し、制服の洋装への改良は、大正期の女子体育振興のため体を動きやすくする点にあるほか、大正デモクラシーの影響による民主主義・自由主義のシンボルとして服装の改良が進められたと言えよう。

第3節では、高等女学校教育に対して女子生徒らはどのように受け止めていたのかについて検討した。ここでは、主に生徒が記した日誌、同窓会誌、校友会誌及び当時の雑誌の関連記事を用いて、①学校生活の様子、②教育方針への反応、③教育内容への批判、の3つの側面について分析し、学校教育の一端を窺うことができた。

考察した結果、大正デモクラシーの影響や婦人問題の登場による女性観の変容にも関わらず、大正後期の高等女学校においては依然として従来の良妻賢母教育を貫く意思を示している学生が多かった。一方、男女平等の精神や個性の尊重を唱える主張も見られ、新しい動きを感じとろうとする姿勢が現われるようになった。しかし、このような姿勢は全体としては一部であったと言えよう。多くの女子生徒は、依然として将来良妻賢母になることを自らの天職であると意識しつつ、嫁いだ後は良妻賢母としての職務を遂行しようとする姿勢を見せていたと言えよう。すなわち、高等女学校における良妻賢母教育が女子生徒らの精神面に強く影響されたことを十分に窺うことができる。

反面、1916（大正5）年の『婦人公論』の記事において、この時期の高等女学校の教育内容について痛烈な批判をしたのは、平塚らいてうをはじめ、後に女子教育界に強い影響を与えた人物であった。例えば、平塚らいてうは、高等女学校の教育は「良妻賢母主義といふ美名」を掲げた「奴隷道徳」を説いたものであった批判し⁵⁷、神近市子は、高等女学校の教科書のレベルは「非常に低級なもの」であったと痛烈に批判している⁵⁸。このような批判の多くは、教育内容の改善をめぐる女子教育レベルの向上や女子教育機関の増設を求めることであった。しかし、このような教育内容への批判は、大正期に入って急速的に展開されるようになる。この点については、既に第4章で詳細に検討した通りであった。

以上が6章までのまとめであるが、次に本研究の課題に即して全体をまとめる。

本研究の課題は、大別すると、良妻賢母教育の理論的側面と教育内容の側面、そして学校生活の実態の3者を総合的に考察するとともに、明治後期から1930（昭和5）年頃まで

の大正デモクラシー期の時期的変化にも着目し、良妻賢母教育の歴史的意義とその特質を明らかにすることにあつた。

このような課題については、終章で各章をまとめる形で提示したと考える。しかし、改めて、上記課題に限定してその内容を確認したい。

第1に、良妻賢母理念についてであるが、この理念の形成過程と政府公認の女子中等教育理念とされた点については、第1章で詳細に考察した。ここでは、理念としての良妻賢母の構造に限定して確認する。第1章で考察したように、1899（明治32）年に「高等女学校令」が制定され、樺山文相はその趣旨説明で高等女学校の目的を「他日中人以上ノ家ニ嫁シ賢母良妻タラシムルノ素養ヲ為ス」⁵⁹ことにあると述べ、また同年の地方視学官会議で良妻賢母の意義について「優美高尚ノ気風、温良貞淑ノ資性ヲ涵養スルト俱ニ中人以上ノ生活ニ必需ナル學術技芸ヲ知得セシメン」⁶⁰と説明した。このようにして政府公認の女子中等教育理念として良妻賢母が確立したが、文相の説明は抽象的であり、良妻賢母の素養を具体的に示すものではない。その素養は、高等女学校の学科課程や各教科の教授要目に示されていたと言えるが、より詳細であるのは修身教科書の記述である。そのため、良妻賢母がどのような素養から構成されていたのかについて、第2章で考察した明治期の2冊の修身教科書の分析をまとめる形で確認する。表には、教科書別に、教授要目に示された6項目に分けて、良妻賢母的素養をまとめた。

終章—1 明治期修身教科書に見る良妻賢母的素養

	文部省編纂『高等女学校用修身教科書』（1902年）	井上哲次郎編『訂正女子修身教科書』（1907年）
個人道徳	貞操、柔和、質素	柔和、質素、嫉妬心、衛生問題
家族道徳	父母への孝行、舅姑との関係、夫への補助、夫に忠実、夫の親族に親しむ、子女を躱ける、子を憐む、兄弟・姉妹間の関係、家風を守る、家政を整理、奴婢をいたはる	父母への孝行、舅姑との関係、夫への忠実、夫婦相互の役割、子女の養育、親族間の関係、兄弟・姉妹間の関係、家政の摂理、再婚問題、家庭教育
社会道徳	長上を尊敬する	長者を尊敬する
国家道徳	公務への従事、国益を図る	国憲・国法を守る、忠君愛国、戦争への協力
国際関係の道徳	外国人に対する心得	外国との和親、外国との通商における男性への補佐
人類に対する道徳		赤十字などの事業への援助

（注：1902年の文部省編纂修身教科書と1907年の井上哲次郎編修身教科書から作成）

終章—1 の表に示したように、明治期のつの修身教科書に描かれた良妻賢母像は、個人道徳としては貞操、柔和、質素の徳を備え、家族道徳としては夫に仕え、舅姑に仕えることが強調され、さらに母としては子を育て教育して、そして家事を整理することも重視されていた。また、兄弟・姉妹間の関係も良妻賢母的素養として位置づけられていた。さらには、社会道徳として長者を尊敬し、国憲・国法を守り、戦争にも間接的に協力する姿勢が国家道徳として女性にも求められた。その他、国際関係や人類に関する道徳も必要とされた。また、本研究では、直接分析しなかったが、教育勅語の趣旨の体得も良妻賢母としての重要な素養であった。以上のように、明治期の修身教科書においては個人道徳と家族道徳を中心とする素養により良妻賢母像が構造化されていたと言えよう。理念としての良妻賢母が忠実に修身教科書の教材に反映されていたと見ることができる。

次に、理念、修身教科書、教科外の学校生活全体の3者の総合的考察についてまとめる。

教材としての修身教科書は、高等女学校教授要目に即して編集・執筆され、文部省の検定を受けていた。このため修身教科書は、編者の違いにより若干の記述内容が異なるものの、全体としては文部省の意図する理念としての良妻賢母教育を直接的に反映していたと見ることができる。その詳細な分析は第2章、第4章で行ったのでここでは繰り返し記さないが、教授要目に示された項目をほぼ忠実に記述していたと言えよう。換言すれば、教科としての修身科は、高等女学校の教科の筆頭に位置づき、他の教科との全体構造を保ちながらも、いわば良妻賢母教育を代表する教科であった。

続いて、良妻賢母理念と校長訓話・校訓・校訓・生徒心得、寄宿舎生活などの教科外で展開された教育との関係についてまとめる。

第3章で考察したように、明治後期における校長や知事の訓辞の中心は、教育勅語を奉戴しつつ、将来の妻・母として温良貞淑や質素儉約といった徳目を身につけ、自己の修養を積むべきで、そのことが家族・国家の運命を定めるといった女性像が強調されていた。さらには、知識の習得だけではなく、精神力を身につけ、一人の独立した人間として育つことを強調する側面もあった。これらは、1900年代前後に国家公認の女子中等教育理念とされた良妻賢母や高等女学校制度化の趣旨をほぼ踏襲したものであった。

個別学校の校訓・生徒心得でも、教育勅語の奉戴、「貞淑柔和」などの女性の徳目、国民としての道徳、生徒としての徳目などが盛り込まれた。明治期の高等女学校の校訓の全体的傾向をまとめると、国家、社会、家族、個人に加えて、多くの学校で貞淑・勤儉・女訓などの女性道徳を強調している。このような、校訓の内容はおおよそ生徒心得に反映されて、女子生徒たちの守るべき事項として提示されていた。

全体としては、理念としての良妻賢母が、修身教科書に反映していただけでなく、校長訓話・校訓・生徒心得など、生徒の学校生活全体に強い影響を及ぼしていたことが明らかである。大正デモクラシー期に女性像の変容が見られたものの、全体としては3者が一体となって、高等女学校における良妻賢母教育が貫徹されていたと言えよう。

第3の課題である明治後期から1930（昭和5）年頃の大正デモクラシー期の時期的変遷

についてその概要をまとめる。

第4章で詳述したように、大正デモクラシー時期は、第一次世界大戦、大正デモクラシーの潮流、「婦人問題」の顕在化などの影響を受けて女性像が変容した時期であり、高等女学校に改革が求められた時期であった。このような状況下での良妻賢母理念についての論議を見ると、第4章の第2節で考察したように、一部の高等女学校長や『教育時論』『婦人公論』誌上では、従来の良妻賢母理念への批判がなされ、人格主義教育の提唱、女性の職業教育の奨励など、時勢に応じた新たな女子中等教育理念の模索が行われた。女性を従属的な人間として扱い、家や男性の都合と好みに合わせる教育に過ぎないといった人格主義の教育は、山脇玄や与謝野晶子によって提唱された。他方、旧来の家族主義に基づく良妻賢母理念を堅持すべきであると主張するものも少なくはなかった。

さらに、大正デモクラシー期においては、新たな女子教育理念の模索がなされると同時に、それに対応した形で高等女学校の制度的改革が求められた。制度改革の中心は、①女子中学校への名称変更、修業年限の延長問題、実科高等女学校の廃止などの改革、②学科科目の水準向上を中心とした教育内容の改革、③女子高等教育機関の設立や女子高等教育体系の確立などであり、高等女学校の制度改革が要求された。

また、このような新たな時代状況や女子教育理念の模索により、修身教科書の記述においても一定の変化が見られるようになった。この点については、大正デモクラシー期の井上哲次郎編『井上女子修身教科書』（1925年）に着目してその変化について確認すると、個人道徳においては女性の四行を中心に記述され、「柔和」「温良」「貞淑」を求めた儒教道徳を基本とするものであり、性別役割論に基づいて女性の家庭内役割を強調していた。この点については、明治期の井上編の修身教科書と基本的に変わりはない。しかし、女性をめぐる状況から変化による影響を受け、大正後期の教科書では女性の社会的地位、婦人問題、女性と職業などの新しい記述内容が数多く盛り込まれたのである。その中でも、特に男女の人格の同等性と婦人問題を説いた点は、注目に値する。また、沢柳政太郎編『改訂女子修身訓』（1924年）では、女性の参政権を一定程度認める記述が見られる。

このほか、校長訓話・校訓・生徒心得、寄宿舎生活などの教科外で展開された学校生活においても、その変化について確認することができる。例えば校長訓話では、その基本は明治期のものを基盤とした内容がほとんどであり、依然として明治後期以来の良妻賢母を堅持すべきと主張する者が少なくなかったが、自学自習の必要性や個性尊重・発揮を重視する訓辞内容が見られたのも事実であった。

以上のように、明治後期に確立した良妻賢母教育の基盤は強固なものであった。しかし、大正デモクラシー期の時代潮流の中で、理念、教育内容、学校生活の面において、女性の人間性尊重を中核とする改革の方向が模索されたのであり、近代日本の女性の教育の歴史上、重要な歴史的事実であったと言わなければならない。

ところで、本研究の対象時期は、明治期から大正デモクラシー期としての1930（昭和5）

年頃までであった。それでは、それ以後の時期の高等女学校教育はどのように展開したのだろうか。今後の研究の方向性を確認する意味を含め、1931（昭和 6）年の満州事変から 1945（昭和 20）年の敗戦に至る間の、いわば戦時期における高等女学校教育の展開について、概観しておきたい。

まず、この時期を女性史全体について、阿部恒久・佐藤能丸の研究によって確認すると、その特徴は、女性をも巻き込んだ総力戦体制・総動員体制の構築と遂行にあったとされる⁶¹。すなわち、満洲事変後、女性団体を含む社会運動は次第に「閉塞」を余儀なくされ、女性エリートの多くが戦争協力体制に組み込まれ、一般女性も国防婦人会（1932 年設立）に代表されるような銃後活動に動員されていった。また、未婚女性は人口増殖計画に基づいて「早婚多産」が奨励され、国家が女性の「性」を管理する体制もつくられた。さらに、結婚前の女性には軍需工場などでの勤労奉仕が強制され、看護婦・保健婦としての活躍も期待された⁶²。そして、このような女性の総動員は 1937（昭和 12）年の日中戦争開始、1939（昭和 14）年の「日米開戦」と段階を追って激しさを増した、とされている。

このような時代状況のもとで展開した女性の教育について、高等女学校教育に関する政策や法令に限定して概観する。まず、教学刷新評議会は 1936（昭和 11）年 10 月の答申において、女子教育の方針について、「我が国女子本来ノ特性ノ涵養ニ意ヲ用ヒ、特ニ妻並ニ母トシテノ本分ヲ重ンジ、家庭教育ニ必要ナル教養ヲ豊ナラシメル」とともに、「国民的職分ノ自覚ヲ十分ナラシメ、正シキ女子教育観ノ徹底ヲ図ルノ必要アリ」とした⁶³。ここでは、まず日本女性に徳性を求め、家族制度下の女性の本分を強調し、家庭教育担当者としての教養を要請し、「正シキ女子教育観」の徹底を図るべきとしている⁶⁴。さらに、教育審議会は 1939（昭和 14）年と 1940（昭和 15）年の答申において、女子中学校・女子高等学校・女子大学といった画期的な女性の教育体系の確立を提示したが、女子教育の方針としては従来家族主義に基づく性別役割観を基盤とするものであった。湯川次義はこの点について、女子中学校・女子高等学校の目的規定に「婦徳」や「母性」がうたわれていたことや学科課程の構成から明らかになるとしている⁶⁵。

1943（昭和 18）年制定の中等学校令は、従来の中学校令・高等女学校令・実業学校令を廃止して、これらを制度上中等学校として統合したものであったが、高等女学校については独自の「高等女学校規程」が制定された。同規程によれば、高等女学校では教科と修練を課し、教科は基本教科（国民科・理数科・家政科・体錬科・芸能科）と増加科目（家政科・実業科・外国語科）に分けられたが、家政科（19.7%）が母性教育を目指す上で大きなウエイトを占め、体錬と修練の合計が 19.8%であったことも特徴であった⁶⁶。この時、高等女学校の修業年限も 1 年短縮され、4 年となっている。

1941（昭和 16）年 11 月になると国民精神総動員法に基づいて国民勤労報国令が出され、中等学校 3 年以上の学校報国隊は国民勤労報国隊とみなされ、女子生徒は裁縫・救護・事務員などに動員された⁶⁷。勤労働員はさらに強化され、1944（昭和 19）年 3 月には「女子挺身隊制度強化方策要綱」が閣議決定されるなどし、女子生徒は工場や防空土木工事へと

駆り出され、学校教育は機能不全に陥った。

このように、1931（昭和6）年以降のいわば戦時期においては、理想的にも制度的にも、さらには教育の実態面でも、高等女学校教育は大正デモクラシー期とは大きく異なる展開を見せることになる。

最後に、今後の課題を示すことにする。まず本研究と関連する課題としては、修身科について教科書の記述を分析したが、今後は教員の講義ノートや生徒のノートなどを発掘し、修身科授業の実態に迫りたい。また、分析対象としては比較的採択校が多い修身教科書を分析したが、分析教科書数をもう少し増やしたい。

本研究の発展的な研究としては、考察対象の時期を上述したような戦時期まで広げて、この時期の高等女学校教育の展開を詳細に究明したい。将来的には、本研究と戦時期の研究を総合化して、高等女学校についての通史的研究を行うことにしたい。また、中学校の教育理念と教育内容、そして学校生活の実態を明らかにし、男子の中学校と女子の高等女学校の教育の比較研究を試みたい。さらに、本研究の発展的な課題としては、韓国、中国と台湾などにおける高等女学校の実態を把握し、東アジアにおける女子教育理念とその実態を究明することも考えられる。

註：

- 1 「高等女学校令ヲ定ム」公文類聚・第二十三編・明治三十二年。
- 2 深谷昌志『良妻賢母主義の教育』（黎明書房、1998年）157～164頁。
- 3 文部省『高等女学校用修身教科書』巻三（文学社、1902年）3頁。
- 4 文部省『同前書』巻三、2～3頁。
- 5 井上哲次郎『訂正女子修身教科書』巻二（金港堂、1907年）36頁。
- 6 井上哲次郎『訂正女子修身教科書』上級用（金港堂、1907年）75～76頁。
- 7 井上『同前書』上級用、84頁。
- 8 井上哲次郎『訂正女子修身教科書』巻三（金港堂、1907年）64～65頁。
- 9 札幌北高等学校編集『六十年』（札幌北高等学校創基六十周年記念事業協賛会、1963年）78頁。
- 10 国立教育研究所『日本近代教育百年史 4 学校教育（2）』（1974年）1111～1112頁。
- 11 長野県松本蟻ヶ崎高等学校沿革史委員会『長野県松本蟻ヶ崎高等学校七十年史』（長野県松本蟻ヶ崎高等学校、1971年）69～70頁。
- 12 宮崎県立宮崎大宮高等学校『大宮高校百年史』（宮崎県立宮崎大宮高等学校弦月同窓会、1991年）227頁。
- 13 『埼玉県女子師範学校埼玉県立浦和高等女学校一覧』（1907年度）65～71頁。
- 14 創立百周年記念誌編集委員編集『あぁこの学園の人々よ歌え』（新潟県立長岡大手高等女学校創立百周年記念事業実行委員会、2003年）41頁。
- 15 山口県立山口中央高等学校百年史編纂委員会『山口県立山口中央高等学校百年史』山口県立山口中央高等学校創立百周年記念事業会、1990年）96頁。

- 16 市川源三「感想種々」『鷗友会誌』第30号（1924年）3～4頁。
- 17 赤司鷹一郎「普通教育近時の傾向」国民教育奨励会『教育五十年史』（民友社、1922年）385～386頁。
- 18 山脇玄「女子職業教育の必要」（『婦人公論』第2年第3号、1917年3月）41頁。
- 19 橋元半次郎「軟弱なる現代の女子教育」（『教育時論』1118号、1916年5月）11～12頁。
- 20 もろさわようこ編 与謝野晶子『激動の中を行く』（新泉社、1970年）121頁。
- 21 寺田勇吉「戦後の女子教育」（『教育時論』1214号、1919年1月）28～29頁。
- 22 山脇房子「娘を嫁入らすために」（『婦人公論』第1年第7号、1916年7月）18頁。
- 23 「全国高等女学校長会議要録」（文部省普通学務局、1925年）138～139頁。（高等女学校研究会『高等女学校資料集成』第6巻、大空社、1989年）。
- 24 水野真知子『高等女学校の研究：女子教育改革史の視座から 上』（野間教育研究所、2009年）440頁。
- 25 水野真知子『高等女学校の研究：女子教育改革史の視座から 上』451頁。
- 26 水野真知子『高等女学校の研究：女子教育改革史の視座から 上』454頁。
- 27 水野真知子『高等女学校の研究：女子教育改革史の視座から 上』454頁。
- 28 「全国高等女学校長会議要録」（文部省普通学務局、1925年）27頁。（高等女学校研究会『高等女学校資料集成』第6巻、大空社、1989年）。
- 29 文部省普通学務局『女子中等教育調査委員会報告』（1930年）2頁。
- 30 教育史編纂会『明治以降教育制度発達史』第5巻（龍吟社、1939年）292～293頁。
- 31 沢柳政太郎『改訂女子修身訓』卷三（同文館、1924年）79頁。
- 32 沢柳政太郎『同前書』卷三、79～80頁。
- 33 本間久雄「高等女学校修身教科書を批評して其の改善を促す」（『増補現代の婦人問題』、天佑社、1923年）353頁。
- 34 下田次郎『女子新修身書』改訂版、卷二（東京開成館、1925年）58頁。
- 35 下田次郎『女子新修身書』改訂版、卷五（東京開成館、1925年）5頁。
- 36 井上哲次郎『井上女子修身教科書』卷四（金港堂、1925年）39頁。
- 37 井上哲次郎『井上女子修身教科書』卷五（金港堂、1925年）84頁。
- 38 井上哲次郎『井上女子修身教科書備考』（金港堂、1926年）卷三、4頁。
- 39 本間久雄「高等女学校修身教科書を批評して其の改善を促す」（『婦人公論』第5年第5号、1920年5月1日）20頁。
- 40 三重県立松阪高等学校『松阪高校学校九十年史』（三重県立松阪高等学校、2000年）24頁。
- 41 頌栄女子学院百年史編纂委員会『頌栄女子学院百年史』（頌栄女子学院、1984年）257頁。
- 42 彦根西高百年史編集委員会編『彦根西高百年史：滋賀県立彦根高等女学校より滋賀県立彦根西高等学校へ』（滋賀県立彦根西高校学校創立百周年記念事業実行委員会、1987年）127頁。
- 43 「日本全国の女子学校長の観たる我が国現時の婦人参政権問題」（『婦人公論』第11年第3号、1926年3月、28～45頁）。
- 44 『長野県野沢南高等学校七十年誌』（長野県野沢南高等学校創立七十年周年記念事業実行委員会、1982年）50～51頁。
- 45 佐藤六蔵『御大典並ニ開校二十五周年記念号』（岐阜県立大垣高等女学校校友会、1928年）29頁。
- 46 岩手県立花巻南高等学校『花巻六十周年史』（岩手県立花巻高等学校、1971年）52頁。
- 47 八高百年史編纂委員会『八高百年史』（八代高校創立百周年記念事業実行委員会、1997年）382頁。

- 48 澁女 60 年誌編集委員会『澁女六十年誌』（群馬県立渋川女子高等学校、1981 年）63 頁。
- 49 四日市高等学校百年史編集委員会『四日市高等学校百年史』（三重県立四日市高等学校創立 100 周年記念事業実行委員会、2001 年）156 頁。
- 50 埼玉県立熊谷女子高等学校創立 70 周年記念実行委員会記念誌編集委員会『鈴懸とともに』（埼玉県立熊谷女子高等学校、1981 年）44 頁。
- 51 福島県立福島女子高等学校創立百周年記念事業実行委員会百周年記念誌編集委員会『創立百周年記念誌』（福島県立福島女子高等学校同窓会、1998 年）53 頁。
- 52 八〇周年記念誌編集委員会『皆実有朋八十周年記念誌』（広島県立広島皆実高等学校、1982 年）31～32 頁。
- 53 足立喜六『我が学校の訓育』（愛知県立高等女学校校友会、1913 年）59 頁。
- 54 山形県立新庄南高等学校八十周年記念誌編集委員会『山形県立新庄南高等学校八十周年記念誌』（山形県新庄南高等学校、1994 年）53 頁。
- 55 頌栄女子学院百年史編纂委員会『頌栄女子学院百年史』260 頁。
- 56 東京都立教育研究所『東京都教育史 通史編 三』（1996 年）158 頁。
- 57 平塚らいてう「現代の女学校教育に対する女学校としての不平」（『婦人公論』第 1 年第 7 号 1916 年 7 月 1 日）40 頁。
- 58 神近市子「現代の女学校教育に対する女学生としての不平」（『婦人公論』第 1 年第 7 号、1916 年 7 月 1 日）43～44 頁。
- 59 小柴昌子『高等女学校史序説』（銀河書房、1988 年）65～67 頁。
- 60 ジンジョンウォン『東アジアの良妻賢母論—創られた伝統』（勁草書房、2006 年）77 頁。
- 61 阿部恒久・佐藤能丸『通史と史料 日本近現代女性史』（芙蓉書房出版、2000 年）98 頁。
- 62 阿部恒久・佐藤能丸『通史と史料 日本近現代女性史』98 頁。
- 63 『学制に関する諸調査会の審議経過』（文部省教育調査部、1937 年）182 頁。
- 64 土屋忠雄「女子教育の歴史」『教育文化史大系 V』（金子書房、1954 年）160・161 頁。
- 65 湯川次義『近代日本の女性と大学教育』（不二出版、2003 年）529・530 頁。
- 66 土屋忠雄「女子教育の歴史」『教育文化史大系 V』162 頁。
- 67 土屋忠雄「女子教育の歴史」『教育文化史大系 V』164～166 頁。

文献目録一覧

1. 【資料】

- 公文類聚・第二十三編・明治三十二年。
- 『女二代の記』(山川菊栄)(日本評論新社、1956年)。
- 『学制に関する諸調査会の審議経過』(文部省教育調査部、1937年)。
- 『旧法令集』(我妻栄編集代表)(有斐閣、1968年)。
- 『近代日本教育制度史料』第18巻(講談社、1957年)。
- 『近代日本女子教育文献集』解説第I期(中島邦)(日本図書センター、1983年)。
- 『激動の中を行く』(与謝野晶子 もろさわようこ)(新泉社、1970年)
- 『高等女学校関係法令の沿革』(文部省教育調査部)(1941年)。
- 『高等女学校資料集成』第5巻(高等女学校研究会)(大空社、1989年)。
- 『高等女学校資料集成』第6巻(高等女学校研究会)(大空社、1989年)。
- 『高等女学校資料集成』第7巻(高等女学校研究会)(大空社、1989年)。
- 『高等女学校資料集成』第9巻(高等女学校研究会)(大空社、1989年)。
- 『高等女学校資料集成』第10巻(高等女学校研究会)(大空社、1989年)。
- 『高等女学校資料集成』第11巻(高等女学校研究会)(大空社、1989年)。
- 『沢柳政太郎全集』第三巻(国土社、1978年)。
- 『女子教育』(谷本富)(実業之日本社、1911年)。
- 『女子教育』(下田次郎)(玉川出版社、1973年)。
- 『女子教育要言』(三輪田真佐子)(国光社、1897年)。
- 『女子中等教育調査委員会報告』(1930年)。
- 『女子の本分』(三輪田真佐子)(国光社、1899年)。
- 『新教育基本資料とその解説』(森戸辰男他)(学芸教育社、1949年)。
- 『大正の女子教育』(日本女子大学女子教育研究所)(国土社、1975年)。
- 『通史と史料 日本近現代女性史』(阿部恒久・佐藤能丸)(芙蓉書房出版、2000年)。
- 『日本婦人問題資料集成』第2巻(ドメス出版、1977年)。
- 『女人創造』(与謝野晶子)(白水社、1920年)。
- 『福沢諭吉全集』第5巻(岩波書店、1959年)。
- 『婦人問題』(河田嗣郎)(隆文館、1910年)。
- 『明治以降教育制度発達史』第1巻(教育史編纂会)(龍吟社、1938年)。
- 『明治以降教育制度発達史』第3巻(教育史編纂会)(龍吟社、1938年)。
- 『明治以降教育制度発達史』第4巻(教育史編纂会)(龍吟社、1938年)。
- 『明治以降教育制度発達史』第5巻(教育史編纂会)(龍吟社、1939年)。
- 『明治以降教育制度発達史』第6巻(教育史編纂会)(龍吟社、1939年)。

『明治の女子教育』（日本女子大学女子教育研究所）（国土社、1967年）。
『明治の花園：愛媛県立松山高等女学校教室日誌』（浜田祐輔）（人の森出版社、1995年）。
『明六雑誌』11号（『明六雑誌』（中）、岩波書店、2008年）。
『明六雑誌』33号（『明六雑誌』（下）、岩波書店、2009年）。
『臨時教育会議（総会）速記録』第23号。
『臨時教育会議（総会）速記録』第25号。
『臨時教育会議要覧』（奥付無し）。
『岩波講座 教育科学 第4冊』（岩波書店、1932年）。

2. 【教科書関係】（出版年の順）

・教科書

文部省『高等女学校用修身教科書』卷一（文学社、1902年）。
文部省『高等女学校用修身教科書』卷二（文学社、1902年）。
文部省『高等女学校用修身教科書』卷三（文学社、1902年）。
文部省『高等女学校用修身教科書』卷四（文学社、1902年）。
文部省『高等女学校用修身教科書』上級用（文学社、1903年）。
井上哲次郎『訂正女子修身教科書』卷一（金港堂、1907年）。
井上哲次郎『訂正女子修身教科書』卷二（金港堂、1907年）。
井上哲次郎『訂正女子修身教科書』卷三（金港堂、1907年）。
井上哲次郎『訂正女子修身教科書』卷四（金港堂、1907年）。
井上哲次郎『女子修身教科書』上級用（金港堂、1907年）。
沢柳政太郎『新訂女子修身訓』卷一（同文館、1918年）。
沢柳政太郎『新訂女子修身訓』卷二（同文館、1918年）。
沢柳政太郎『新訂女子修身訓』卷三（同文館、1918年）。
沢柳政太郎『新訂女子修身訓』卷四（同文館、1918年）。
沢柳政太郎『新訂女子修身訓』上級用（同文館、1918年）。
沢柳政太郎『改訂女子修身訓』卷一（同文館、1924年）。
沢柳政太郎『改訂女子修身訓』卷二（同文館、1924年）。
沢柳政太郎『改訂女子修身訓』卷三（同文館、1924年）。
沢柳政太郎『改訂女子修身訓』卷四（同文館、1924年）。
沢柳政太郎『改訂女子修身訓』上級用（同文館、1924年）。
下田次郎『女子新修身書』改訂版、卷一（東京開成館、1925年）。
下田次郎『女子新修身書』改訂版、卷二（東京開成館、1925年）。
下田次郎『女子新修身書』改訂版、卷三（東京開成館、1925年）。
下田次郎『女子新修身書』改訂版、卷四（東京開成館、1925年）。
下田次郎『女子新修身書』改訂版、卷五（東京開成館、1925年）。

井上哲次郎『井上女子修身教科書』巻一（金港堂、1925年）。
井上哲次郎『井上女子修身教科書』巻二（金港堂、1925年）。
井上哲次郎『井上女子修身教科書』巻三（金港堂、1925年）。
井上哲次郎『井上女子修身教科書』巻四（金港堂、1925年）。
井上哲次郎『井上女子修身教科書』巻五（金港堂、1925年）。

・教科書法書

井上哲次郎『井上女子修身教科書備考』（金港堂、1925年）。
下田次郎『女子新修身書教授備考』改訂版（東京開成館、1926年）。

3. 【学校沿革史】（書名の「あいうえお」順）

『ああこの学園の人々よ歌え』（新潟県立長岡大手高等女学校創立百周年記念事業実行委員会、2003年）。

『愛知県第一高等女学校史』（愛知県第一高等女学校史刊行会、1988年）。

『和泉高校百年誌：泉南高女・岸和田高女・和泉高の百年』（大阪府立和泉高等学校創立100周年記念事業実行委員会、2001年）。

『出雲高等学校史』（島根県立出雲高等学校、1990年）。

『一女高百年史』（宮城県第一女子高等学校、1997年）。

『市立堺高等女学校創立十周年記念帖』（堺高女校友会、1910年）。

『上野丘「百年史」』（上野丘「百年史」編集委員会、1986年）。

『麗・ゆうかりとともに：百年誌』（埼玉県立浦和第一女子高等学校創立百周年記念事業実行委員会、2000年）。

『大洲高等学校百年』（愛媛県立大洲高等学校創立百周年記念事業会、2001年）。

『大妻学院八十年史』（大妻学院、1989年）。

『大宮高校百年史』（宮城県立宮崎大宮高等学校弦月同窓会、1991年）。

『岡谷東高校七十年誌』（長野県岡谷高等学校創立七十年記念事業実行委員会、1983年）。

『思い出の県一高女』（愛知県第一高等女学校史刊行会、1988年）。

『回顧三十年』（札幌市立高等女学校、1938年）。

『神奈川県立平塚江南高等学校 創立五十周年記念誌』（1973年）。

『川村女学院十年史』（川村女学院鶴友会雑誌部、1934年）。

『九十年のあゆみ：千葉県立佐原女子高等学校創立九十周年記念誌』（千葉県立佐原白楊高等学校、2004年）。

『熊本市立必由館高等学校百年史（上）』（熊本市立必由館高等学校百周年記念事業実行委員会、2012年）。

『県立高女・静岡城北高百年史』（静岡県立静岡城北高等学校、2003年）。

『鯉光百年史』（愛知一中（旭丘高校）創立百年祭実行委員会、1977年）。

『相模女子大学八十年史』（相模女子大学、1980年）。

『佐渡高等学校八十年史』(佐渡高等学校八十年史刊行委員会、1977年)。
『清水谷百年史』(大阪府立清水谷高等学校100周年記念事業実行委員会、2001年)。
『澁女六十年誌』(群馬県立渋川女子高等学校、1981年)。
『頌栄女子学院百年史』(頌栄女子学院、1984年)。
『白梅百年史』(岩手県立盛岡第二高等学校創立百周年記念事業協賛会、1998年)。
『白梅百年史 資料集』(岩手県立盛岡第二高等学校創立百周年記念事業協賛会、1998年)。
『鈴懸とともに』(埼玉県立熊谷女子高等学校、1981年)。
『泉陽高校百年』(大阪府立泉陽高等学校創立百周年記念事業実行委員会、2001年)。
『創立三十周年記念誌』(兵庫県立第一神戸高等女学校校友会、1932年)。
『創立七十周年記念誌』(千葉県立佐倉東高等学校、1977年)。
『創立七〇周年記念誌』(熊本県立松橋高等学校、1990年)。
『創立七十年史』(岡山操山高等学校、1969年)。
『創立八十五年史』(山口県立厚狭高等学校、1957年)。
『創立八十周年記念誌』(埼玉県立浦和第一女子高等学校、1980年)。
『創立百周年記念誌』(福島県立福島女子高等学校同窓会、1998年)。
『竹早の百年：創立百周年記念誌』(2003年)。
『創立百年史』(岡山県立岡山操山高等学校、1999年)。
『武生高等学校百年史』(福井県立武生高等学校百周年記念事業実行委員会、1999年)。
『第一高校百年史』(熊本県立第一高等学校、2004年)。
『天にみ栄え 宮城学院の百年』(宮城学院、1987年)。
『東京女子高等師範学校六十年史』(第一書房、1981年)。
『東京都立駒場高等学校創立十周年』(東京都立駒場高等学校、1963年)。
『鳥取西高百年史(資料編)』(鳥取西高百年史編纂委員会、1973年)。
『長野県木曾高等学校創立八十周年・統合二十周年記念誌』(長野県木曾高等学校創立八十周年・統合二十周年記念事業実行委員会、2002年)。
『長野県野沢南高等学校七十年誌』(長野県野沢南高等学校創立七十周年記念事業実行委員会、1982年)。
『長野県松本蟻ヶ崎高等学校七十年史』(長野県松本蟻ヶ崎高等学校、1971年)。
『七十年史』(茨城県立水戸第二高等学校、1970年)。
『七十年誌』(「七十年誌」武高七十周年記念事業委員会、1978年)。
『日本女子大学校四十年史』(日本女子大学校、1942年)。
『八十年史：青森県立弘前中央高等学校』(青森県立弘前中央高等学校創立八十周年記念行事実行委員会、1980年)。
『花南六十周年史』(岩手県立花巻南高等学校、1971年)。
『彦根西高百年史：滋賀県立彦根高等女学校より滋賀県立彦根西高等学校へ』(滋賀県立彦根西高等学校創立百周年記念事業実行委員会、1987年)。

- 『百年史』（東京都立白鷗高等学校、1989年）。
- 『120年史』（栃木県立宇都宮女子高等学校、1996年）。
- 『松江北高等学校百年史』（島根県立松江北高等学校、1976年）。
- 『松阪高校九十年史』（三重県立松阪高等学校、2000年）。
- 『三島高女・北高百年史』（百年史刊行委員会、2001年）。
- 『皆実有朋八十周年記念誌』（広島県立広島皆実高等学校、1982年）。
- 『山形県高等女学校史』（阿古耶書房、2008年）。
- 『山形県立新庄南高等学校八十周年記念誌』（山形県立新庄南高等学校、1994年）。
- 『山形西高等学校百年史』（山形県立山形西高等学校創立百周年記念事業実行委員会、1999年）。
- 『山口県立山口中央高等学校百年史』（山口県立山口中央高等学校創立百周年記念事業会、1990年）。
- 『八高百年史』（八代高校創立百周年記念事業実行委員会、1997年）。
- 『夕陽丘百年』（大阪府立夕陽丘高等学校創立百周年記念会、2006年）。
- 『四日市高等学校百年史』（三重県立四日市高等学校創立100周年記念事業実行委員会、2001年）。
- 『六十年』（札幌北高等学校創基六十周年記念事業協賛会、1963年）。
- 『六十年の歩み』（山口県立下関南高等学校、1966年）。
- 『わが校のあゆみ』（静岡県立静岡城北高等学校、1983年）。

4. 【学校一覧、校友会誌、同窓会誌など】（冊子名の「あいうえお」順）

- 『鷗友会誌』第30号（1924年）。
- 『大阪府立清水谷高等女学校一覧』（1905年）。
- 『会誌』第2号（広島県立甲山高等女学校々友会、1926年）。
- 「岸乃姫松」第10号薫風号（大阪府泉南高等女学校校友会、1913年）。
- 『岸乃姫松』第15号（大阪府立泉南高等女学校校友会、1917年）。
- 『岸乃姫松大典記念号』（大阪府立泉南高等女学校校友会、1914年）。
- 『京都府立第一高等女学校一覧』（1910年）。
- 『校友会誌』第32号（大分県立大分高等女学校校友会、1930年）。
- 『埼玉県女子師範学校埼玉県立浦和高等女学校一覧』（1907年度）。
- 『創立三十周年記念誌』（兵庫県立第一高等女学校校友会欽松、1932年）。
- 『御大典並ニ開校二十五周年記念号』（岐阜県立大垣高等女学校校友会、1928年）。
- 『白鷗』第1号（東京府立第一高等女学校白鷗会、1930年）。
- 『一つ松』（大分県立別府高等女学校90周年記念事業委員会、2001年）。
- 『我が学校の訓育』（愛知県立高等女学校校友会愛知県立高等女学校、1913年）。

5. 【雑誌・新聞】

・雑誌（雑誌名の「あいうえお」順）

『教育時論』：1051号（1914年6月）、1118号（1916年5月）、1142号（1917年1月）、1206号（1918年10月）、1214号（1919年1月）、1238号（1919年9月）、1272号（1920年8月）、1277号（1920年10月）、1283号（1920年12月）、1285号（1920年12月）、1342号（1922年7月）、1433号（1925年4月）。

『教育界』：19巻10号（1920年8月）。

『太陽』：24巻1号（1918年1月）。

『帝国教育』：380号（1914年3月）、390号（1915年1月）、413号（1916年12月）、444号（1919年7月）、452号（1920年3月）。

『婦人運動』：5巻11号（1927年12月）。

『婦人公論』：第1年1号（1916年1月）、第1年2号（1916年2月）、第1年第4号（1916年4月）、第1年第6号（1916年6月1日）、第1年第7号（1916年7月）、第2年第3号（1917年3月）、第3年第5号（1918年5月）、第5年第5号（1920年5月）、第11年第3号（1926年3月）。

『婦人問題』：1巻1号（1918年10月）、1巻第3号（1918年12月）。

・新聞（新聞名の「あいうえお」順）

『婦女新聞』：1337号（1926年1月24日）、1342号（1926年2月28日）。

『読売新聞』：1911年7月28日。

6. 【研究書・論文】（著者名の「あいうえお」順）

・著書

海後宗臣『臨時教育会議の研究』（東京大学出版社、1960年）。

海後宗臣『教育勅語成立史の研究』（東京大学出版会、1965年）。

金森トシエ・藤井治枝『女の教育100年』（三省堂、1977年）。

唐沢富太郎『教科書の歴史：教科書と日本人の形成』（ぎょうせい、1989年）。

木村匡『森先生伝』（金港堂書籍、1899年）。

国民教育奨励会『教育五十年史』（民友社、1922年）。

国立教育研究所『日本近代教育百年史 4 学校教育（2）』（1974年）。

国立教育研究所『日本近代教育百年史 5 学校教育（3）』（1974年）。

小柴昌子『高等女学校史序説』（銀河書房、1988年）。

小山静子『良妻賢母という規範』（勁草書房、2007年）。

ジンジョンウォン『東アジアの良妻賢母論—創られた伝統』（勁草書房、2006年）。

総合女性史研究会『史料にみる日本女性のあゆみ』（吉川弘文館、2000年）。

土屋忠雄他『女子教育特輯』野間教育研究所紀要第一輯（大空社、1992年）。

東京都立教育研究所『東京都教育史 通史編 三』（1996年）。

難波知子『学校制服の文化史：日本近代における女子生徒服装の変遷』（創元社、2012年）。
平塚益徳『人物を中心とした女子教育史』（帝国地方行政学会、1965年）。
深谷昌志『良妻賢母主義の教育』（黎明書房、1998年）。
水野真知子『高等女学校の研究：女子教育改革史の視座から上』（野間教育研究所、2009年）。
水野真知子『高等女学校の研究：女子教育改革史の視座から下』（野間教育研究所、2009年）。
三好信浩『日本の女性と産業教育—近代産業社会における女性の役割—』（東信堂、2000年）。
文部省『文部省第一年報』（1875年）。
文部省『勝田文部大臣訓示演説』（文部省内印刷室、1929年）。
文部省『学制百年史』資料編（ぎょうせい、1972年）。
湯川次義『近代日本の女性と大学教育』（不二出版、2003年）。

・論文

亀口まか「河田嗣郎における女性論の形成過程」（『奈良教育大学紀要』第60巻第1号 人文社会、2011年）。
姜 華「修身教科書に見る良妻賢母教育の実際とその特質—明治後期を中心にして—」（『早稲田教育評論』第25巻第1号（早稲田大学教育総合研究所、2011年））。
姜 華「大正期における良妻賢母理念をめぐる新たな論議—雑誌『教育時論』掲載記事を中心として—」（『早稲田大学教育評論』第28巻第1号（早稲田大学教育総合研究所、2014年））。
姜 華「大正期における高等女学校の制度的改革論議に関する一考察—高等女学校長会議を中心に—」（『学術研究』人文科学・社会科学編 第62号、2014年）。
窪田祥宏「良妻賢母教育思想の形成と役割」（『日本大学人文科学研究所紀要』20号（1978年））。
桑田直子「女子中等教育機関における洋装制服導入過程」（『教育社会学研究』第62集、1998年）。
小山静子「近代的女性観としての良妻賢母思想—下田次郎の女子教育に見る一典型—」（日本女性学研究会「女性学年報」編集委員会『女性学年報』第3号、1982年）。
千住克己「明治期女子教育の諸問題—官公立を中心として—」（日本女子大学女子教育研究所『明治の女子教育』（国土社、1967年））。
土屋忠雄「女子教育の歴史」（『教育文化史体系V』（金子書房、1954年））。
中寫邦「大正期の女子教育」（日本女子大学女子教育研究所『大正の女子教育』（国土社、1975年））。
中寫邦「女子教育の体制化—良妻賢母主義教育の成立とその評価—」（講座『日本教育史』第1法規、1984年）。
中嶋邦「女性差別と人権の歴史」、磯村英一・一番ヶ瀬康子・原田伴彦編集『講座 差別と人権 3』（雄山閣、1985年）。
本間久雄「高等女学校修身教科書を批評して其の改善を促す」（『増補 現代の婦人問題』

天佑社、1923年)。

水原克敏「男女共学の歴史的経緯と今日的課題」(『ジェンダーと教育—理念・歴史の検討から政策の実現に向けて』第5章、東北大学出版社、2005年)

山下兼太郎・高田麻美「愛知県立第一高等女学校実科生の『日誌』について—1916年度における学びと生活」(名古屋大学大学院教育発達科学研究科教育史研究室『教育史研究室年報』第16号、2010年)。

山本礼子・福田須美子「高等女学校の研究(第三報)—高等女学校長会議を中心に—」(和洋女子大学紀要第28集 文系編、1988年)。

7. 【その他】

細谷俊夫・奥田真丈・河野重男『教育学大事典』第2巻(第一法規、1978年)。

細谷俊夫・奥田真丈・河野重男『教育学大事典』第5巻(第一法規、1978年)。

奥田真丈・河野重男監修『現代学校教育大事典』4(ぎょうせい、1994年)。

今野喜清・新井郁男・児島邦宏編集代表『新版学校教育辞典』(教育出版、2003年)。